世田谷区

保　健　福　祉

総合事業概要

令和５年度版

はじめに

世田谷区はこれまで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、公的なサービスの充実や支えあい活動等の、区民、事業者と協働した多様な保健、福祉、医療の取組みを行ってきました。

これらの施策は、保健医療福祉の基本的な考え方を示した「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」や各分野別の計画となる「第８期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「せたがやノーマライゼーションプラン－世田谷区障害施策推進計画－」、「世田谷区子ども計画（第２期）後期計画」、「健康せたがやプラン（第二次）後期（追補）」などの計画に基づき推進しています。

新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが「5類感染症」へ変更されたことに伴い実施根拠がなくなった事業は廃止しつつ、国や東京都の方針も踏まえ、区民の生命と健康を守るために区が担うべき事業について継続して実施します。

また、エネルギー価格・物価高騰等の影響を受けた住民税非課税世帯等への給付金の支給や社会福祉施設等への補助等を行い、経済的な負担の軽減を図ります。

今後も引き続き、区民、事業者等との連携、協働をより一層進めていくとともに、保健、福祉、医療を支える基盤づくりを行い、区民福祉の向上に取り組みます。

本書は、世田谷区の保健福祉に関わる制度や事業の内容、実績を一元的にまとめたものです。本区の保健福祉行政の現況を理解していただくための一助としてご活用いただければ幸いです。

令和５年９月

保健福祉政策部
高齢福祉部
障害福祉部
子ども・若者部
児童相談所
世田谷保健所

目 次

第１章　世田谷区の概況

1．保健福祉領域組織図 …… 18
2．沿革 …… 20
3．これまでの取組み …… 36
4．地域保健医療福祉の推進に向けて …… 40
5．地域保健福祉の主要な取組み …… 41
6．世田谷区の人口
(1) 人口の推移 …… 50
(2) 性・年齢別人口ピラミッド …… 51
(3) 総合支所管内別人口 …… 52
(4) 年少人口・生産年齢人口・高齢者人口の構成比 …… 52
(5) 将来人口推計 …… 53
(6) 人口動態統計 …… 54
(7) 出生統計 …… 55
(8) 死亡統計 …… 55
7．高齢化の状況
(1) 高齢者人口 …… 56
(2) 65 歳以上親族のいる一般世帯数 …… 56
(3) 65 歳健康寿命（東京保健所長会方式） …… 56
8．障害者の状況
(1) 障害・年齢別人数集計表 …… 57
(2) 身体障害者手帳所持者 …… 57
(3) 愛の手帳所持者 …… 58
(4) 精神障害者保健福祉手帳　等級別所持者数 …… 59
(5) 障害者数の推移 …… 60
9．児童の状況
(1) 児童人口の推移 …… 61
(2) 乳幼児の養育状況 …… 62
10．予算
(1) 令和５年度一般会計歳出予算 …… 63
(2) 令和５年度民生費歳出予算 …… 63
(3) 令和５年度衛生費歳出予算 …… 64
(4) 令和５年度特別会計予算（福祉関連） …… 64
(5) 民生費歳出決算額の推移 …… 65
(6) 衛生費歳出決算額の推移 …… 66
(7) 民生費（項別）歳出決算額の推移 …… 67
(8) 衛生費（項別）歳出決算額の推移 …… 68

第２章　高齢者保健福祉

1．介護保険
介護保険 …… 70
生計困難者等に対する利用者負担額の軽減 …… 82

家族介護慰労金支給 …… 82
せたがやシニアボランティア・ポイント事業 …… 83
2．介護予防
あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）運営委託 …… 84
介護予防・生活支援サービス事業 …… 86
介護予防講座（はつらつ介護予防講座） …… 87
介護予防講座（まるごと介護予防講座） …… 87
口腔機能向上プログラム …… 88
もの忘れチェック相談会 …… 88
地域づくりによる介護予防活動支援事業 …… 88
認知症初期集中支援チーム事業 …… 89
認知症本人交流会 …… 89
世田谷版認知症サポーターフォローアップ講座 …… 90
家族介護支援 …… 90
アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座） …… 91
世田谷版認知症サポーターステップアップ講座 …… 91
八幡山地域支え合い・介護予防事業 …… 92
3．在宅福祉サービス
高齢者緊急一時宿泊 …… 93
高齢者住宅改修費助成、改修相談 …… 94
高齢者紙おむつ支給・おむつ代助成 …… 95
高齢者訪問理美容サービス …… 95
高齢者寝具乾燥サービス …… 96
福祉緊急対応 …… 96
家族介護教室 …… 98
医療と福祉の連携の推進 …… 98
在宅療養相談窓口 …… 99
4．安全確保
高齢者救急通報システム …… 100
高齢者火災安全システム …… 100
高齢者安心コール事業 …… 101
高齢者見守りステッカー …… 101
あんしん見守り事業 …… 102
高齢者福祉電話料助成 …… 102
5．コミュニケーション
会食サービス …… 103
食事サービスサポートセンター運営支援 …… 103
福祉電話訪問 …… 104
高齢者入浴券支給 …… 104
6．在宅その他のサービス
高齢者はり・きゅう・マッサージ …… 105
7．施設通所サービス等
一時生活援助施設運営 …… 105
8．施設入所
老人ホーム入所措置 …… 106
9．いきがい支援
いきいきせたがや文化祭・高齢者クラブ助成（高齢者文化活動） …… 107

生涯大学 …… 108
代田陶芸教室・シルバー工芸教室 …… 108
土と農の交流園 …… 109
慶祝品贈呈、百歳訪問 …… 110
ひだまり友遊会館 …… 111
敬老会館（高齢者集会所） …… 112
せたがや　がやがや館（健康増進・交流施設） …… 113
10．保健福祉施設の整備・助成
特別養護老人ホーム等運営支援 …… 114
介護老人保健施設整備助成 …… 114
社会福祉法人に対する整備費等助成（高齢者） …… 115
地域密着型サービス拠点等整備助成 …… 115
都市型軽費老人ホーム整備助成 …… 116
11．生涯現役社会づくりの推進
中高年齢者の情報発信（情報誌「おとな・り(re)」） …… 117
せたがや生涯現役ネットワークの活動支援 …… 117
12．　その他
ひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯現況調査 …… 118
民生委員ふれあい訪問 …… 118
地区高齢者見守りネットワーク …… 119
高齢者孤立死の実態把握 …… 119
せたがや高齢・介護応援アプリ …… 119

第３章　障害者保健福祉

1．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 …… 121
児童福祉法に基づく障害児通所支援 …… 126
2．在宅福祉サービス
重度脳性麻痺者介護 …… 128
障害者緊急介護人派遣 …… 128
障害者入浴サービス …… 129
障害者短期入所等事業 …… 129
障害者日常生活用具、設備改善費及び屋内移動設備の給付 …… 132
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 …… 133
白杖の給付 …… 133
障害者紙おむつ支給・おむつ代助成 …… 133
障害者配食サービス …… 134
障害者訪問理美容サービス …… 134
障害者寝具乾燥サービス …… 135
福祉緊急対応 …… 135
地域障害者相談支援センター …… 136
医療的ケア相談支援センター …… 136
移動支援 …… 137
3．在宅ケア
心身障害児（者）の歯科診療 …… 138
4．各種手帳制度

身体障害者手帳 …… 138
愛の手帳 …… 139
精神障害者保健福祉手帳…… 139
5．安全確保
重度身体障害者等救急通報システム…… 139
6．コミュニケーション
障害者福祉電話使用料助成…… 140
手話通訳者の派遣 …… 140
要約筆記者の派遣 …… 141
中途失聴者・難聴者の手話入門教室…… 141
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業…… 142
7．移動
福祉タクシー …… 143
自動車燃料費助成 …… 143
リフト付タクシー …… 144
自動車運転免許取得費の助成…… 144
自動車改造費の助成 …… 145
車椅子の貸出し …… 146
福祉施設等送迎バスのネットワーク運行…… 146
福祉移動支援センター運営支援…… 147
都営交通の無料乗車券と割引…… 147
8．在宅その他のサービス
障害者世帯介護者へのリフレッシュ事業…… 148
補装具の交付及び修理 …… 148
障害者グループホーム家賃助成…… 149
福祉ホーム事業 …… 150
地域自立生活エンパワメント事業…… 150
重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業…… 150
中等度難聴児発達支援事業…… 151
重度障害者の大学等修学支援事業…… 151
障害者専門相談 …… 152
乳幼児育成相談 …… 152
9．施設通所サービス等
生活介護事業運営 …… 153
自立訓練事業運営助成（民立施設） …… 157
重症心身障害児(者)通所事業運営助成…… 159
医療的ケア児受入れ促進事業運営助成…… 159
児童発達支援センターサービス推進事業運営助成…… 160
児童発達支援事業運営助成（民立施設） …… 161
放課後等デイサービス事業運営助成（民立施設） …… 161
梅ヶ丘拠点障害者支援施設運営助成…… 162
梅ヶ丘拠点障害児通所事業運営助成…… 162
障害者自立体験等運営事業…… 163
障害者休養ホーム（ひまわり荘）運営管理…… 164
地域活動支援センター運営助成…… 166
更生訓練費給付 …… 167
10．手当・給付

心身障害者福祉手当 …… 168
特別障害者手当 …… 169
障害児福祉手当 …… 169
経過措置の福祉手当 …… 169
東京都重度心身障害者手当 …… 170
東京都心身障害者扶養年金制度 …… 170
東京都心身障害者扶養共済制度 …… 171
11．医療助成
心身障害者医療費の助成 …… 172
自立支援医療費（更生医療）の支給 …… 172
12．就労支援
障害者授産事業 …… 173
障害者就労促進事業 …… 175
就労移行支援・就労継続支援事業 …… 177
重度障害者等就労支援特別事業 …… 185
13．いきがい支援
区民ふれあいフェスタ …… 186
障害者週間記念作品展 …… 186
14．保健福祉施設の整備・助成
社会福祉法人に対する整備費助成（障害者） …… 187
障害者グループホーム整備助成 …… 188
障害者施設等運営助成 …… 188
グループホーム運営助成 …… 189
15．その他
障害者福祉団体連絡協議会 …… 192
世田谷区自立支援協議会 …… 192
障害者団体助成 …… 193
精神保健福祉団体連携事業運営助成 …… 193
障害者親亡きあと対策 …… 193
バス派遣 …… 194
手話講師の派遣事業 …… 194
児童福祉施設に対する技術支援 …… 194
ピアサポート支援プログラム …… 195

第４章　子ども・若者・家庭支援

1．子ども・子育て支援
子ども家庭支援センター事業 …… 197
利用者支援事業 …… 198
要保護児童支援協議会 …… 199
子どもの人権擁護機関
「せたがやホッと子どもサポート」（略称：せたホッと） …… 199
児童虐待通告窓口・子ども・子育てテレフォン …… 199
さんさんプラスサポート事業（産前・産後訪問支援事業） …… 200
ツインズプラスサポート事業 …… 200
多胎児家庭タクシー料金助成 …… 201
産後ケア事業 …… 201

赤ちゃん・子どものショートステイ事業 …… 202
要支援家庭を対象としたショートステイ事業 …… 202
トワイライトステイ事業 …… 203
子どもへの食の支援事業 …… 203
学生ボランティア派遣事業 …… 203
親支援事業 …… 204
養育支援等ホームヘルパー訪問事業 …… 204
子育てステーション …… 205
おでかけひろば …… 205
子どもの一時預かり「ほっとステイ」 …… 206
ファミリー・サポート・センター事業 …… 207
発達支援親子グループ事業 …… 207
地域人材育成支援 …… 208
子育て活動団体補助事業 …… 208
自主保育団体補助事業 …… 208
小学校就学前の子どもを対象とした外遊び活動の利用者負担軽減給付金 … 209
ひととき保育 …… 209
子どもの安全・安心対策の推進 …… 209
子ども基金による補助・支援事業 …… 210
子どもの学び場運営スタートアップ事業 …… 210
乳幼児ふれあい体験支援事業 …… 210
世田谷区×WE ラブ赤ちゃんプロジェクト …… 210
生活困窮世帯等の子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業 …… 211
発達障害相談・療育センター運営 …… 211
発達相談室運営事業 …… 211
個別的継続支援 …… 212
4 歳 6 か月児発達相談案内 …… 212
児童相談所 …… 212
児童相談所が関わる子どもの権利擁護にかかる取組み …… 213
児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業の指導検査 …… 213
里親制度 …… 214
養子縁組あっせん事業の許可等 …… 214
児童福祉施設の認可 …… 214
2．保育
認可保育園 …… 215
認定こども園 …… 222
地域型保育事業 …… 223
保育室 …… 224
保育ママ …… 225
認証保育所制度 …… 226
認可外保育施設 …… 227
幼児教育・保育の無償化 …… 228
児童福祉施設及び保育施設（認可保育園等・認可外保育施設）の指導検査・ 229
その他の保育 …… 229
保育待機児童対策 …… 233
3．児童の健全育成
児童館 …… 237

学童クラブ …… 239
プレーパーク事業 …… 241
4．手当・給付
児童手当 …… 242
児童育成手当 …… 243
児童扶養手当 …… 243
特別児童扶養手当 …… 244
第３子出産費助成 …… 245
世田谷区出産費助成 …… 245
私立幼稚園等園児保護者補助 …… 246
5．医療給付
子ども等医療費の助成 …… 247
ひとり親家庭等医療費の助成 …… 247
助産施設 …… 248
6．ひとり親家庭支援
母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付事業 …… 249
母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業 …… 249
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 …… 250
ひとり親家庭休養ホーム事業 …… 250
ひとり親家庭等の就労支援事業 …… 251
ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業 …… 251
母子生活支援施設 …… 252
都営交通の無料乗車券 …… 252
JR 通勤定期の割引 …… 252
7．資金の貸し付け
母子及び父子福祉応急小口資金の貸し付け …… 253
母子及び父子福祉資金の貸し付け …… 253
女性福祉資金の貸し付け …… 257
8．若者支援
メルクマールせたがや（世田谷若者総合支援センター内） …… 260
池之上青少年交流センター「いけせい」 …… 260
野毛青少年交流センター「のげ青」 …… 261
希望丘青少年交流センター「アップス」 …… 261
児童養護施設退所者等支援事業 …… 262
SNS 等を活用した若者による若者のための情報発信事業 …… 263

第５章　保健・衛生

1．健康づくり
健康教室 …… 265
健康づくり事業 …… 265
健康増進事業 …… 267
糖尿病予防教室 …… 268
受動喫煙対策にかかる主な取組み …… 268
妊婦向け受動喫煙防止啓発用ストラップの交付 …… 269
2．食育の推進
世田谷区食育推進会議 …… 270

地域の食のコミュニケーション推進部会…… 270
地域の食の環境づくりの推進 …… 271
外食栄養成分等表示（栄養サポート店事業） …… 271
3．公衆衛生思想の普及
公衆衛生思想の普及啓発 …… 272
薬物乱用防止普及啓発 …… 272
歯と口の健康に関する図画・ポスターコンクール…… 273
がんについての講演会 …… 273
区立小学校・中学校におけるがんの講話…… 273
4．健康危機管理体制
健康危機管理体制の充実 …… 274
ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の管理及び運用…… 275
5．感染症対策
結核患者管理 …… 276
結核医療費公費負担 …… 278
結核接触者健康診断 …… 278
結核定期健康診断 …… 279
感染症対策（積極的疫学調査及び二次感染予防） …… 280
感染症発生動向調査 …… 281
感染症の診査に関する協議会 …… 282
エイズ・性感染症対策 …… 283
子どもインフルエンザ予防接種助成…… 284
高齢者インフルエンザ予防接種助成…… 284
高齢者肺炎球菌予防接種助成 …… 285
帯状疱疹予防接種助成 …… 285
風しん抗体検査・予防接種助成（先天性風しん症候群予防対策） …… 286
風しん抗体検査・風しん第５期定期予防接種（風しん追加的対策） …… 287
定期予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、Ｂ型肝炎、ロタウイルス、四種混合、
二種混合、BCG、MR、水痘、日本脳炎等）…… 287
麻しん・風しん・MR 任意予防接種 …… 290
健康被害者の救済 …… 291
骨髄移植等による予防接種の再接種費用助成…… 291
6．母子保健（妊産婦の保健対策）
妊娠届の受理・母子健康手帳（親子健康手帳）の交付…… 292
ネウボラ面接(妊娠期面接、妊娠８か月面談、産後面接)…… 292
せたがや子育て利用券 …… 293
妊産婦健康診査 …… 294
母体保護 …… 297
出産・子育て応援事業の実施 …… 297
7．母子保健（乳幼児の保健対策）
乳児期家庭訪問 …… 298
未熟児の訪問指導 …… 299
保健師による養育支援訪問 …… 299
乳幼児健康診査 …… 300
アレルギー疾患相談 …… 305
乳幼児歯科健康診査 …… 306
幼稚園児・保育園児歯科健康診査…… 308

フッ素塗布 …… 309
8．母子保健（健康教育、健康相談等）
両親学級 …… 310
ＭＣＧ（母と子の関係を考える会） …… 311
乳児健診前のグループ交流事業 …… 311
親子支援グループ（ぽんぽんキッズ） …… 312
子育ての支援（総合支所） …… 312
前期離乳食講習会 …… 313
後期離乳食講習会 …… 313
歯みがき準備教室 …… 314
幼稚園児・保育園児歯科衛生教育 …… 314
リプロダクティブ・ヘルス／ライツにかかる周知啓発 …… 314
妊活オンライン相談等事業 …… 315
9．母子保健（医療費の助成等）
特定不妊治療医療費助成 …… 316
妊娠高血圧症候群等医療費助成 …… 316
未熟児養育医療給付 …… 316
自立支援医療費（育成医療）の支給 …… 317
療育給付 …… 317
保健指導票の発行 …… 317
10．成人保健
成人健康診査 …… 319
がん検診 …… 320
胃がんリスク（ABC）検査 …… 324
がん相談・がん情報コーナー …… 324
若年がん患者在宅療養支援事業 …… 325
Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルス検診 …… 325
骨粗しょう症検診 …… 326
区民健康診断 …… 326
健康手帳の交付 …… 327
区民歯科相談 …… 327
成人歯科健康診査 …… 328
歯周疾患改善指導 …… 328
産前・産後歯科健康診査 …… 329
口腔がん検診 …… 329
訪問口腔ケア推進事業 …… 329
すこやか歯科健診 …… 330
11．精神保健
こころの健康相談（一般・高齢者） …… 331
こころの健康相談（子ども・思春期） …… 331
依存症相談（アルコール等） …… 332
こころの相談機能の整備（夜間・休日等こころの電話相談など） …… 332
精神保健福祉に関する普及啓発（講演会等） …… 333
アルコール・薬物依存症等に関する普及啓発（講演会等） …… 333
保健師活動 …… 334
精神障害者生活指導（デイケア） …… 335
多職種チームによる訪問支援事業 …… 335

相談事業（精神障害者家族等支援相談活動）…… 336
相談事業（グリーフサポート事業）…… 336
精神保健福祉法に基づく警察官通報…… 336
精神保健福祉法に基づく医療保護入院届…… 337
精神保健福祉法に基づく区長同意…… 337
自殺対策…… 337
思春期青年期精神保健対策…… 338
心神喪失者等医療及び観察法…… 338
自立支援医療費（精神通院医療）制度…… 338
小児精神障害者入院医療費助成…… 339
12．難病・大気汚染
特殊疾病患者に対する医療費助成…… 340
特殊疾病患者に対する医療機器貸与事業…… 341
難病検診・相談…… 341
小児慢性疾患患者に対する医療費助成…… 341
大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成…… 342
光化学スモッグ対策…… 343
アスベスト（石綿）健康被害救済…… 343
骨髄等移植ドナー支援事業…… 343
13．環境衛生
環境衛生営業施設等の許認可、監視指導…… 344
特定建築物の環境衛生監視指導…… 345
小規模給水施設の環境衛生監視指導…… 345
専用水道及び簡易専用水道の環境衛生監視指導…… 345
レジオネラ症防止対策調査…… 346
くらしの衛生に関する調査・相談…… 346
修景水の衛生実態調査…… 347
井戸水汚染対策事業…… 347
ダニアレルギー予防事業…… 347
環境衛生普及啓発事業…… 348
ねずみ、ハチ、蚊の相談・防除指導…… 349
災害時の消毒…… 349
住宅宿泊事業監視指導…… 349
14．食品衛生
食品等事業者に関わる許認可…… 350
食品衛生監視指導…… 354
食品等事業者による自主的な衛生管理の推進事業…… 356
食品衛生普及啓発事業…… 357
食の安全・安心普及啓発事業…… 357
15．愛護動物事業
人と動物との共生推進事業…… 359
狂犬病予防法業務…… 360
16．医事薬事衛生
医事・薬事・毒物劇物取扱い施設等の許可、監視指導…… 361
放射線医療監視…… 362
薬の街頭相談…… 363
家庭用品等の有害化学物質対策事業…… 363

免許申請受付・交付及び医療従事者調査 …… 363
17．栄養指導
食生活相談、食事診断 …… 365
栄養関連地域連携・支援 …… 365
特別用途表示、食品表示基準等 …… 366
特定給食施設指導 …… 366
老人保健施設等実地指導 …… 367
国民健康・栄養調査 …… 367
18．歯科保健
乳幼児歯科保健相談（すくすく歯科相談） …… 368
歯科衛生士による相談 …… 368
19．試験検査
臨床検査 …… 369
食品衛生検査 …… 370
環境衛生検査 …… 371
家庭用品検査 …… 373
20.衛生統計
母の年齢と出生順位
（1）母の年齢別出生児数 …… 374
（2）出生順位別出生子数 …… 374
死亡統計
（1）主要死因（上位５疾患）の死亡率（東京都と世田谷区比較） …… 374
（2）死亡者の主要死因　年齢階層別 …… 375
（3）主要死因順位別の年次推移 …… 377
（4）悪性新生物による死亡 …… 379
（5）性・年齢別自殺者数 …… 381
付録　分母に用いた人口 …… 382
令和４年度実施の衛生統計調査 …… 382

第６章　地域保健福祉

1．地域活動との協働
地域支えあい活動の支援 …… 384
共同募金 …… 384
地域資源開発事業 …… 385
2．委員活動
民生委員・児童委員（主任児童委員） …… 387
身体障害者相談員 …… 389
知的障害者相談員 …… 389
3．その他
世田谷区地域保健福祉審議会 …… 390
保健福祉サービス苦情審査会 …… 392
保健福祉サービス向上委員会 …… 392
社会福祉法人の認可等及び指導監査 …… 393
地域福祉推進事業 …… 393
休日等診療事業 …… 394
休日等調剤事業 …… 396

成年後見制度の利用促進・支援…… 397

第7章　人材の育成と確保

1．人材の育成と確保
福祉人材育成・研修センター事業運営…… 400
手話講習会 …… 400
高次脳機能障害理解・啓発研修 …… 401
福祉人材支援事業（障害） …… 401
介護職員初任者研修課程等受講料助成…… 402
介護福祉士実務者研修受講料助成…… 402
介護福祉士資格取得費用助成 …… 403
介護サービス事業所等職員研修費助成…… 403
介護従事者等合同入職式・永年勤続表彰式…… 404
介護職員等宿舎借り上げ支援事業…… 404
特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業…… 404
地域密着型サービス事業所宿舎借り上げ支援事業…… 404
介護人材採用活動経費助成事業 …… 405
医療技術系学生及び医師の実習指導…… 405
看護系学生等の実習指導 …… 405
栄養士学生の実習指導 …… 405

第8章　社会保障

1．生活保護
生活保護 …… 407
入浴券の支給 …… 414
被保護世帯に対する援護 …… 415
児童生徒に対する援護 …… 415
都営交通の無料乗車券 …… 416
JR 通勤定期の割引…… 416
2．国民健康保険
国民健康保険 …… 417
3．後期高齢者医療制度
後期高齢者医療制度 …… 428
4．国民年金
国民年金 …… 434

第9章　生活支援

1．生活支援
応急小口資金の貸し付け …… 441
高額療養費等資金の貸し付け …… 441
区民葬儀券の発行 …… 442
中国残留邦人等支援事業 …… 443
受験生チャレンジ支援貸付事業 …… 444
住居確保給付金の支給 …… 445

生活困窮者自立促進支援事業 …… 447
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給 …… 449
就職サポートコーナーきぬた …… 450
住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金 …… 450
住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金 …… 451
2．住宅・環境の整備
ユニバーサルデザインによる生活環境の整備推進 …… 452
住まいサポートセンター（窓口） …… 452
保証会社紹介制度 …… 452
お部屋探しサポート …… 453
住まいあんしん訪問サービス …… 453

第10章　その他

1．その他
ひきこもり等支援 …… 455
旧軍人等の援護 …… 455
行旅死亡人及び行旅病人等の取り扱い …… 456
原子爆弾被爆者関係事務 …… 456
原子爆弾被爆者見舞金支給 …… 457
2．新型コロナウイルス感染症対策
新型コロナウイルス感染症の感染状況および取組み …… 458
新型コロナウイルス感染症への対応 …… 458
PCR 検査等体制の維持・拡充 …… 460
新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種事業 …… 461
新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業 …… 461
社会福祉施設等への新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー事業 …… 462
高齢者・障害者施設等支援事業 …… 462
在宅要介護者の受入体制整備事業 …… 462
感染症対策設備整備推進事業 …… 463
新型コロナウイルス感染症の影響に係る介護保険料の減額・免除 …… 463
新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱い …… 463
子育て支援施設等における感染症防止対策用物品購入等への補助等 …… 464
利用者支援事業【再掲】 …… 464
子育てステーション【再掲】 …… 464
おでかけひろば【再掲】 …… 464
ファミリー・サポート・センター事業【再掲】 …… 464
令和４年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業 464
令和４年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)
支給事業 …… 465
令和４年度低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金支給事業 …… 466
子育て世帯への臨時特別給付 …… 467
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 …… 468
子どもへの食の支援事業【再掲】 …… 468
保育所等における感染症防止対策にかかる支援 …… 468
新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業 … 469
新型コロナウイルス感染予防対策　乳幼児健康診査等費用助成 …… 469

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減額・免除 …… 470
新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の徴収猶予 …… 470
世田谷区国民健康保険傷病手当金…… 471
新型コロナウイルス感染被保険者の同性パートナーへの傷病手当金相当額の支給 … 471
新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料の減額・免除 … 471
国民年金保険料の免除（新型コロナウイルス感染症の影響により、所得見込額が下がったとき）【再掲】 …… 472
受験生チャレンジ支援貸付事業【再掲】…… 472
住居確保給付金の支給【再掲】 …… 472
生活困窮者自立促進支援事業【再掲】…… 472
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給【再掲】 …… 472

第 11 章　関係団体

1. 関係団体
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会…… 474
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団…… 483
公益財団法人世田谷区保健センター…… 491
社会福祉法人世田谷ボランティア協会…… 497

第 12 章　施設所在地一覧 …… 505

総合支所、高齢者関係、障害者関係、児童館・新ＢＯＰ、区立保育園、
私立保育園、認定こども園、地域型保育事業、保育室、認証保育所、病児・病後児保育室、
子育て支援施設、若者支援施設、保健所等、児童相談所、児童養護施設、
社会福祉事業団体、診療所

《この本の見方》

1 事業説明について	各事業の説明は、令和 4 年度現在で記載している。
2 予算額・決算額について	原則として令和 4 年度の歳出予算額・歳入決算額・歳出決算額を記載している。 令和 5 年度の新規事業は、令和 5 年度の歳出当初予算額を記載している。 会計年度任用職員の人件費は除く。（令和 2 年度以降の取扱い）
3 略記号の説明	根拠法令等：［国］国で定められた要綱等 ［都］東京都で定められた条例等 ［区］世田谷区で定められた条例等 歳入決算額：［国］国庫支出金 ［都］都支出金 ［他］その他使用料や諸収入等

第１章　世田谷区の概況

1．保健福祉領域組織図　（令和５年７月１日現在）

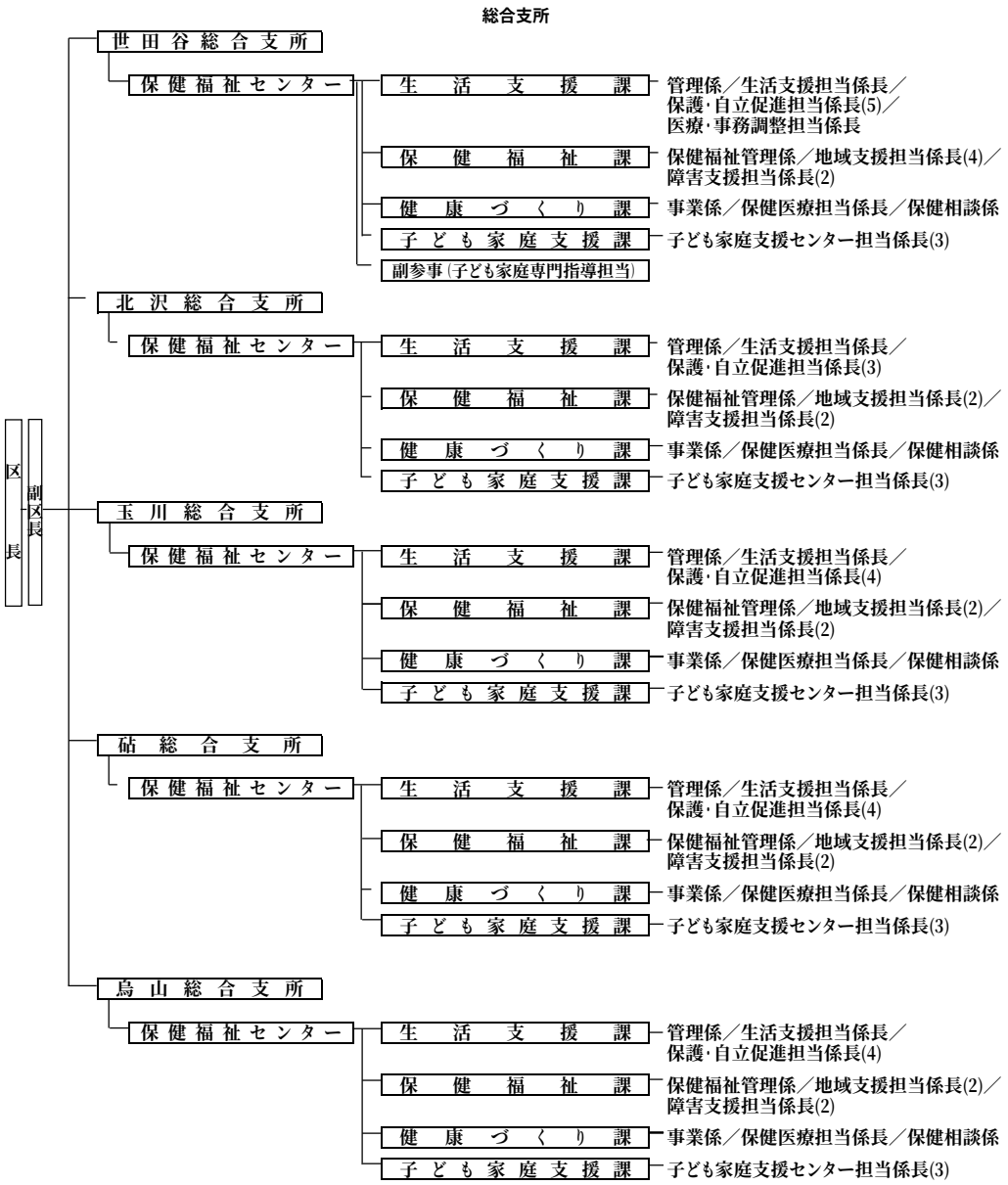

※本文中では、窓口及び事業所管等は保健福祉センターの表記を省略して掲載しております。

本庁各部

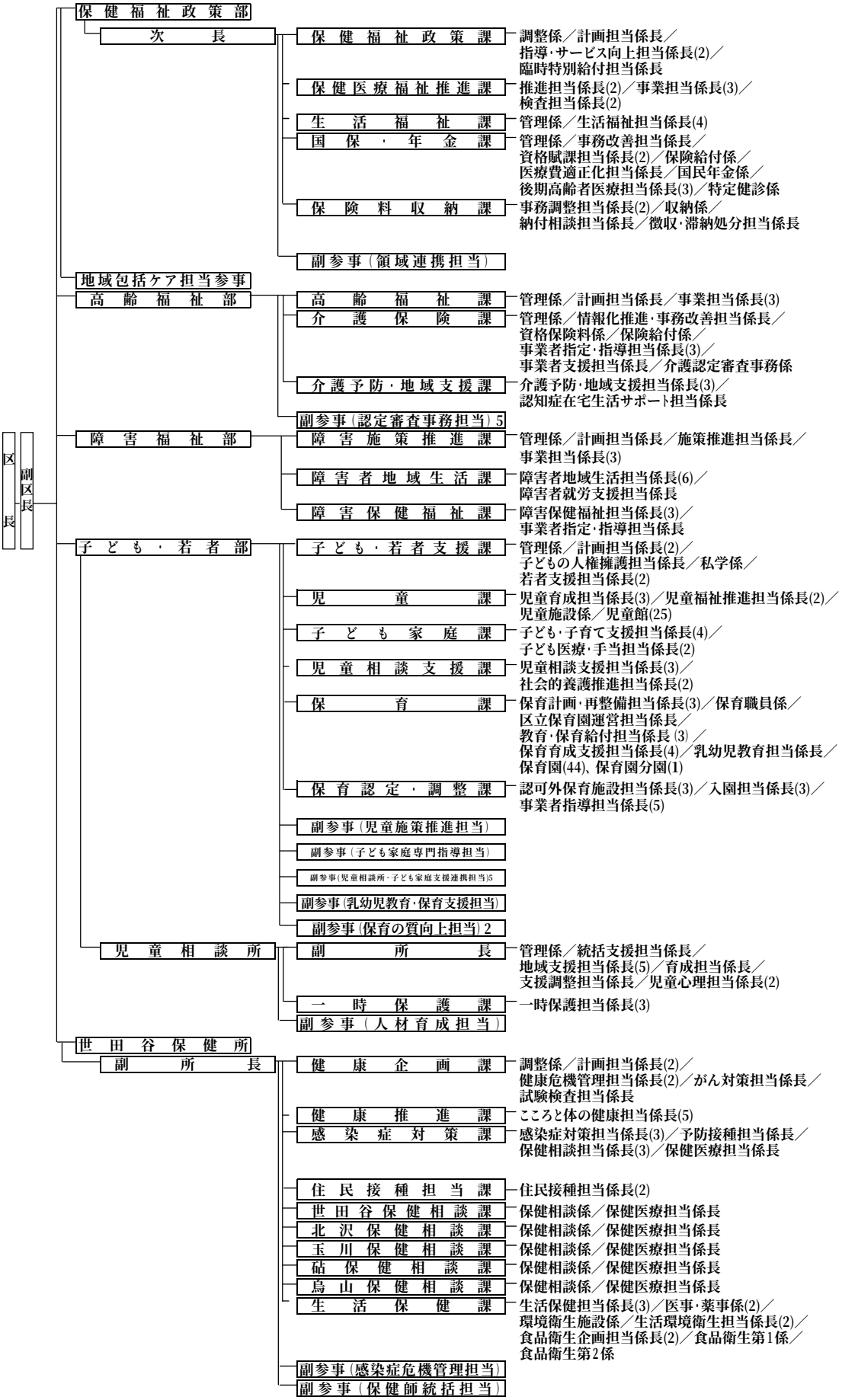
区長
副区長
保健福祉政策部
次長
保健福祉政策課
調整係／計画担当係長／
指導･サービス向上担当係長(2)／
臨時特別給付担当係長
保健医療福祉推進課
推進担当係長(2)／事業担当係長(3)／
検査担当係長(2)
生活福祉課
管理係／生活福祉担当係長(4)
国保・年金課
管理係／事務改善担当係長／
資格賦課担当係長(2)／保険給付係／
医療費適正化担当係長／国民年金係／
後期高齢者医療担当係長(3)／特定健診係
保険料収納課
事務調整担当係長(2)／収納係／
納付相談担当係長／徴収･滞納処分担当係長
副参事（領域連携担当）
地域包括ケア担当参事
高齢福祉部
高齢福祉課
管理係／計画担当係長／事業担当係長(3)
介護保険課
管理係／情報化推進･事務改善担当係長／
資格保険料係／保険給付係／
事業者指定･指導担当係長(3)／
事業者支援担当係長／介護認定審査事務係
介護予防・地域支援課
介護予防･地域支援担当係長(3)／
認知症在宅生活サポート担当係長
副参事（認定審査事務担当）5
障害福祉部
障害施策推進課
管理係／計画担当係長／施策推進担当係長／
事業担当係長(3)
障害者地域生活課
障害者地域生活担当係長(6)／
障害者就労支援担当係長
障害保健福祉課
障害保健福祉担当係長(3)／
事業者指定･指導担当係長
子ども・若者部
子ども・若者支援課
管理係／計画担当係長(2)／
子どもの人権擁護担当係長／私学係／
若者支援担当係長(2)
児童課
児童育成担当係長(3)／児童福祉推進担当係長(2)／
児童施設係／児童館(25)
子ども家庭課
子ども･子育て支援担当係長(4)／
子ども医療･手当担当係長(2)
児童相談支援課
児童相談支援担当係長(3)／
社会的養護推進担当係長(2)
保育課
保育計画･再整備担当係長(3)／保育職員係／
区立保育園運営担当係長／
教育･保育給付担当係長(3)／
保育育成支援担当係長(4)／乳幼児教育担当係長／
保育園(44)、保育園分園(1)
保育認定・調整課
認可外保育施設担当係長(3)／入園担当係長(3)／
事業者指導担当係長(5)
副参事（児童施策推進担当）
副参事（子ども家庭専門指導担当）
副参事(児童相談所･子ども家庭支援連携担当)5
副参事(乳幼児教育･保育支援担当)
副参事(保育の質向上担当)2
児童相談所
副所長
管理係／統括支援担当係長／
地域支援担当係長(5)／育成担当係長／
支援調整担当係長／児童心理担当係長(2)
一時保護課
一時保護担当係長(3)
副参事（人材育成担当）
世田谷保健所
副所長
健康企画課
調整係／計画担当係長(2)／
健康危機管理担当係長(2)／がん対策担当係長／
試験検査担当係長
健康推進課
こころと体の健康担当係長(5)
感染症対策課
感染症対策担当係長(3)／予防接種担当係長／
保健相談担当係長(3)／保健医療担当係長
住民接種担当課
住民接種担当係長(2)
世田谷保健相談課
保健相談係／保健医療担当係長
北沢保健相談課
保健相談係／保健医療担当係長
玉川保健相談課
保健相談係／保健医療担当係長
砧保健相談課
保健相談係／保健医療担当係長
烏山保健相談課
保健相談係／保健医療担当係長
生活保健課
生活保健担当係長(3)／医事･薬事係(2)／
環境衛生施設係／生活環境衛生担当係長(2)／
食品衛生企画担当係長(2)／食品衛生第1係／
食品衛生第2係
副参事（感染症危機管理担当）
副参事（保健師統括担当）

2. 沿革

高齢者関連

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
昭和41年	12月　厚生会館開設	
45年	4月　老人休養ホームふじみ荘開設	
47年	4月　厚生部福祉課に老人福祉係設置	
48年	12月　福祉部に老人福祉課設置	
51年	1月　老人会館開設	
54年	3月　玉川授産場（32年4月開設）、用賀授産場（33年4月開設）、奥沢授産場（34年10月開設）が都から区に移管、シルバー人材センター高齢者事業団設立	
59年	9月　デイホームたまがわ開設（14年度までに社会福祉法人立を含め、31の高齢者在宅サービスセンターが開設）	
60年		7月「活力ある高齢化社会をめざす委員会」設置
61年		3月「活力ある高齢化社会をめざして」報告書
62年	6月　高齢者センター新樹苑開設 7月　高齢化対策室設置（平成3年4月から高齢対策室）	10月「高齢化社会対策推進会議」設置
63年	世田谷ふれあい公社発足	8月「高齢化在宅福祉サービス検討委員会」設置
平成元年		6月「高齢者住宅運営検討委員会」設置 3月「高齢者住宅運営に関する検討報告書」
2年		12月「高齢者在宅福祉サービス整備計画策定報告書」 高齢者借上集合住宅条例の制定
3年		3月「高齢者在宅介護支援システム検討報告書」
5年	4月　成城在宅介護支援センター開設	12月「世田谷区高齢者保健福祉ニード調査報告書」
7年	4月　特別養護老人ホーム「芦花ホーム」開設 おとしより福祉保健総合相談窓口設置	
8年	4月　土と農の交流園開設	
9年	4月　各総合支所に保健福祉センター設置	3月「世田谷区におけるねたきり予防のニード把握調査報告書 3月「介護保険に関する基礎調査報告書」 3月「介護保険制度創設に伴う世田谷区の基本的対応方針の確立に向けて」
10年	4月　高齢対策部及び障害福祉推進室を廃止機能別再編し、在宅サービス部等を新設	1月　地域保健福祉審議会より「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について」（答申）
11年	4月　介護保険課設置（担当課より再編） 5月　特別養護老人ホーム「上北沢ホーム」開設 認知症高齢者共同生活介護施設「烏山グループホームくつろぎ」開設	3月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定 3月「世田谷区在宅介護支援センター条例」
12年	高齢者在宅復帰施設「ほのぼの」開設	4月　介護保険制度施行 3月「痴呆性高齢者対策連絡会報告書」 3月「介護保険サービス・保健福祉サービス実態調査」報告書
13年	4月　特別養護老人ホーム「きたざわ苑」開設 4月　高齢者活動・移動支援施設「移動サポートセンター八幡山」開設 2月　奥沢・梅丘在宅介護支援センター開設（29ヶ所の整備目標完了）	3月「世田谷区特別養護老人ホーム入所希望者等実態調査」報告書

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
14年		1月　地域保健福祉審議会より「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について」（答申） 3月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」改定
15年		3月「高齢者虐待対策検討会報告」 「未来志向研究プロジェクト　在宅24時間安心提供体制システム調査研究事業報告書」
16年		3月「特別養護老人ホーム入所希望者等実態調査報告書」
17年	10月　成年後見支援センター開設	12月　地域保健福祉審議会より「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について」（答申） 3月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第3期）」
18年	4月　保健福祉部と在宅サービス部を統合・再編し保健福祉部に高齢施策推進課、介護予防担当部に地域福祉支援課、介護予防課、生涯現役推進課を設置 4月　あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）を全27地区で開設	3月「世田谷区生涯現役推進行動計画」 3月「世田谷区介護保険事業計画進捗管理に伴う実態調査報告書」
19年		3月「平成19年度介護保険実態調査報告書（事業所・施設調査）」
20年		3月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）」
21年	4月　保健福祉領域全般及び保健医療体制、障害施策に係る課で構成する保健福祉部と、地域福祉及び高齢施策に係る課で構成する地域福祉部に再編	3月「世田谷区全高齢者実態把握調査報告書」
22年		3月「平成22年度介護保険実態調査報告書」
23年		3月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）」 「医療連携推進協議会障害部会」設置
25年	4月　健康増進・交流施設「せたがや　がやがや館」開設	3月「世田谷区高齢者ニーズ調査報告書」 3月「世田谷区介護保険実態調査報告書」
26年	4月　保健福祉部と地域福祉部を再編し、高齢福祉部に高齢福祉課、介護保険課、介護予防・地域支援課を設置 介護予防・地域支援課に認知症在宅生活サポート室準備担当を設置 生涯現役施策について、地域福祉部生涯現役推進課を生活文化部へ移管	10月　地域包括ケアの地区展開モデル事業を砧地区で開始（あんしんすこやかセンターの相談支援対象の拡大） 3月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）」
27年		7月　地域包括ケアの地区展開モデル事業を、池尻、松沢、用賀、砧、上北沢の5地区で実施
28年		7月　地域包括ケアの地区展開を全地区で実施 3月「世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査報告書」
29年		3月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」
31年（令和元年）	7月　二子玉川あんしんすこやかセンター開設（全28地区で開設）	3月「世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査報告書

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
2年		10月「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」施行 3月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」 3月「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」
3年	1月　あんしんすこやかセンターとまちづくりセンターとの一体整備を全28地区で完了	

障害者関連

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
昭和45年	9月　心身障害者休養ホームひまわり荘開設	
49年	4月　福祉部福祉課に障害福祉係設置	
50年	6月　梅丘福祉実習ホーム開設	
52年		5月「世田谷区心身障害者福祉団体連絡協議会」（現「世田谷区障害者福祉団体連絡協議会」）設置
53年	4月　福祉部に障害福祉課設置 3月　世田谷福祉作業所、心身障害者生活実習所（現九品仏生活実習所）が東京都から移管	
55年	12月　玉川福祉作業所開設	＜国際障害者年＞ 2月「国際障害者年対策推進本部」設置
56年	10月　乳幼児育成相談所開設	4月「世田谷区障害者対策推進協議会」（現「世田谷区障害者施策推進協議会」）設置
58年		8月「世田谷区障害者施策行動10か年計画」策定
59年	4月　烏山福祉作業所開設	
60年	6月　岡本福祉作業ホーム開設	
62年		10月「世田谷区における障害者のニードに関する調査」実施
63年	6月　三宿つくしんぼホーム開設	10月「世田谷区障害者在宅福祉サービス検討委員会」設置
平成元年	4月　総合福祉センター開設	1月「世田谷区障害者在宅福祉サービス整備計画策定指針」提言
3年	4月　障害福祉推進室設置	8月「世田谷区障害者在宅福祉サービス整備計画策定指針施策実施検討部会」設置
4年	4月　岡本福祉作業ホーム玉堤分場開設 1月　松原けやき寮開設	3月「世田谷区の障害者の親亡きあと対策のあり方についての提言」
5年	4月　駒沢生活実習所、桜上水福祉園、等々力福祉園開設 10月　梅丘精神障害者共同作業所開設	3月「今後の世田谷区障害者施策策定のためのニード調査」実施
6年		3月「(仮称) 第2次世田谷区障害者施策行動10か年計画」策定に関わる提言
7年		6月「せたがやノーマライゼーションプラン」策定 9月「世田谷区における障害者住宅の施策策定に関する研究報告書」発行 3月「世田谷区における障害者施設のあり方検討委員会報告書」発行
8年	11月　身体障害者デイサービスセンターふらっと船橋開設(現 ケアセンターふらっと(18年9月自主事業化))	3月「世田谷区障害者就労促進検討報告書」発行
9年	4月　各総合支所に保健福祉センターを設置 8月　砧工房開設 12月　桜上水福祉園烏山分室（旧 烏山福祉園）開設	
10年	4月　知的障害者就労支援センターすきっぷ（現 障害者就労支援センターすきっぷ）　開設 4月　障害福祉推進室及び高齢対策部を廃止、機能別再編し、在宅サービス部等を新設	
11年	4月　身体障害者自立体験ホームなかまっち開設	
12年	8月　砧工房分場キタミクリーンファーム開設	3月「せたがやノーマライゼーションプラン」(改定)
13年		
14年	4月　千歳台福祉園、下馬福祉工房開設	6月「障害者施策策定のためのニード調査」実施

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
	7月　就労障害者生活支援センタークローバー開設	1月 地域保健福祉審議会より「支援費制度への対応方針について」(答申)
15年	4月　駒沢生活実習所の運営を民間に委託	4月 支援費制度施行 11月「世田谷区障害者雇用促進協議会」発足
16年	4月　世田谷区精神障害者包括就労支援センターしごとねっと（現 世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと）開設	
17年	4月　奥沢福祉園開設（等々力福祉園移転、指定管理者制度に移行） 4月　玉川福祉作業所等々力分場開設（等々力福祉園機能転換、指定管理者制度に移行） 4月　九品仏生活実習所、玉川福祉作業所、烏山福祉園、千歳台福祉園、駒沢生活実習所、桜上水福祉園、下馬福祉工房、砧工房、砧工房分場キタミクリーンファーム、障害者就労支援センターすきっぷを指定管理者制度に移行	7月 地域保健福祉審議会より「せたがやノーマライゼーションプランの策定について」(答申) 3月「せたがやノーマライゼーションプラン」(改定)
18年	4月　保健福祉部と在宅サービス部を統合・再編し、保健福祉部に障害施策推進課、障害者地域生活課を設置 4月　経堂身体障害者デイサービスセンター開設(指定管理者制度) 4月　梅丘福祉実習ホーム（新名称 梅丘身体障害者デイサービスセンター)、三宿つくしんぼホーム、岡本福祉作業ホーム、岡本福祉作業ホーム玉堤分場、梅丘精神障害者共同作業所、松原けやき寮、身体障害者自立体験ホームなかまっち、総合福祉センターを指定管理者制度に移行 10月　身体障害者デイサービスセンター（現 すまいる梅丘、ほほえみ経堂)、総合福祉センターで実施する事業を障害者自立支援法に基づく事業に移行 12月 就労障害者生活支援センター 分室そしがや開設	4月 障害者自立支援法施行 3月「世田谷区障害福祉計画」策定
19年	4月　世田谷福祉作業所を指定管理者制度に移行	8月「障害者自立支援法実態調査」実施 3月「地域生活支援型施設と暮らしの場の確保検討報告書」
20年	4月　烏山福祉作業所を指定管理者制度に移行 4月　区立障害者通所施設（精神障害者共同作業所を除く）の事業を障害者自立支援法に基づく事業に移行	8月「発達障害児支援基本計画」策定
21年	4月　世田谷区発達障害相談・療育センター開設	4月「第2期世田谷区障害福祉計画」策定
22年	4月　九品仏生活実習所中町分場開設(指定管理者制度)	5月「せたがやノーマライゼーションプラン」後期事業補足版作成
23年	4月　梅丘精神障害者共同作業所の事業を障害者自立支援法に基づく事業に移行 （新名称　梅丘ウッドペッカーの森） 11月 給田福祉園開設、烏山福祉園廃止（指定管理者制度）	3月 「第3期世田谷区障害福祉計画」策定
24年	4月　障害施策推進課に発達障害・施設の担当を設置、 区立総合福祉センターに基幹相談支援センターを設置	10月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
25年	4月　障害施策の推進体制を見直し、発達障害の事務を障害者地域生活課へ移管	4月 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行 1月　国連障害者の権利に関する条約批准
26年	4月　保健福祉部を機能別再編し、障害福祉担当部を設置 3月　発達障害者就労支援センターゆに（UNI）開設	3月 「せたがやノーマライゼーションプラン」「第4期世田谷区障害福祉計画」策定
27年	6月　福祉ショップフェリーチェ区役所店　開店 11月　福祉ショップフェリーチェ本店　開店	7月「医療的ケアを要する障害児・者等に関する実態調査報告書」 3月　「世田谷区発達障害支援基本計画」策定
28年		4月　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律　施行 6月　障害者総合支援法・児童福祉法一部改正
29年	4月　世田谷区発達障害療育・相談センターの委託先変更	3月「せたがやノーマライゼーションプラン」の一部見直し、「第5期世田谷区障害福祉計画（第1期世田谷区障害児福祉計画）」策定
30年	3月　総合福祉センター廃止	
31年 (令和元年)	4月　障害福祉担当部を障害福祉部に再編し、障害保健福祉課を設置 保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」内に民間施設棟（東京リハビリテーションセンター世田谷）　が開設	
令和2年	4月　保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」内に保健医療福祉総合プラザが開設し、本格オープン 児童相談所設置市事務として障害児施設指定等の権限が、都から区へ移譲	9月「障害者施設整備等に係る基本方針」策定 3月　「せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―《令和3年度～令和5年度》」策定
令和3年	8月　医療的ケア相談支援センターHi・na・ta開設	
令和4年		1月　「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」施行
令和5年	4月　障害施策推進課に施策推進担当を設置	

地域保健関連

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
昭和15年	市立世田谷児童健康指導所･健康相談所開設	
19年	10月　同施設が都立世田谷保健所となる。	
22年	10月　都立砧保健所開設	
25年	11月　都立玉川保健所開設	
35年	8月　都立梅丘保健所開設	
45年	5月　都立砧保健所内に烏山保健相談所開設	
50年	4月　地方自治法の一部改正による特別区自治権拡充に伴い4保健所（世田谷・梅丘・玉川・砧）が区へ移管、衛生部設置	
51年	12月　区立保健センター（以下「保健センター」）開設	
52年	9月　保健センターで胃がん検診開始	
55年	9月　衛生検査室設置	
56年	10月　口腔衛生センター開設	「ビル等建物の環境衛生生活指導指針」
57年	2月　保健所内2課へ再編（3課より）、老人保健事業開始	
58年	10月　保健センターで乳がん検診開始	「健康づくり推進事業の方針」
59年	4月　保健センターで子宮がん検診開始 3月　CT検査事業	
60年	10月　大腸がん検診開始	「保健衛生地域カルテ」
61年		エイズ対策本部設置（平成元年解散）、精神保健対策連絡協議会設置
平成3年	4月　地域行政制度に伴い総合支所に健康担当参事設置	
4年		「地域保健医療計画（世田谷区編）」策定
5年	4月　MRI検査事業開始 10月　区立梅丘精神障害者共同作業所を開設	
6年		「世田谷区民の健康づくり行動計画」策定、世田谷区健康づくり推進協議会設置
7年		「地域保健サービスあり方検討委員会報告」
8年		「世田谷区精神障害者施策のあり方検討報告」
9年	4月　世田谷保健所設置（地域保健法により4保健所統合）総合支所保健福祉センター内に生活支援課・保健福祉課・健康づくり課設置	3月　「世田谷区母子保健計画」策定 「地域医療施設機能調査（中間報告）」 「世田谷区地域保健医療計画」策定
11年		「地域医療需要調査（第二次報告）」
12年		「地域医療基礎調査（最終報告）」「健康危機管理体制整備指針」
13年		2月　地域保健福祉審議会より「健康せたがやプランについて」（答申）
14年		4月　「健康せたがやプラン」策定
16年		4月　「世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条例」、地域保健福祉審議会より「せたがや健やか親子について」（答申）
17年		4月　「せたがや健やか親子プラン」策定、 7月　「世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン」策定 3月　「健康せたがやプラン」（中間評価）
18年	4月　世田谷保健所内3課より4課へ再編	4月　「世田谷区健康づくり推進条例」制定 「世田谷区新型インフルエンザ行動計画」策定

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
19年		4月　「健康せたがやプラン後期」策定
20年		3月　「世田谷区新型インフルエンザ行動計画」改定
21年		3月　「世田谷区新型インフルエンザ対策実践計画・地域医療確保計画」策定
22年		4月　「せたがや健やか親子プラン（平成22年～23年度）」策定 3月　「世田谷区民の健康づくりに関する調査」報告書、「世田谷区における思春期世代に対するこころとからだのアンケート調査」報告書、「健康せたがやプラン後期の評価（中間まとめ）」
23年		3月　「健康せたがやプラン（第二次）」策定、「健康せたがやプラン後期の評価」
26年		4月　「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」策定 12月　「世田谷区がん対策推進条例」制定
27年		3月　「世田谷区民の健康づくりに関する調査」報告書、「世田谷区における思春期世代に対するこころとからだのアンケート調査」報告書、「健康せたがやプラン（第二次）中間評価」 3月　「世田谷区がん対策推進計画」策定
28年		7月　妊娠期からの切れ目のない子育て支援「世田谷版ネウボラ」開始 3月　「健康せたがやプラン（第二次）後期」策定
30年		6月　民泊新法（住宅宿泊事業法）に基づき、「世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」、ガイドライン施行
31年 (令和元年)		4月　精神保健福祉士および保健師、専門医で構成する「多職種チームによる訪問支援事業」の試行 10月　「世田谷区自殺対策基本方針」策定 1月 ・「多職種チームによる訪問支援事業」の本格実施 ・新型コロナウイルス感染症の国内における発生状況を踏まえ「世田谷区健康危機管理対策本部」を設置 2月　新型コロナウイルス感染症の相談体制「帰国者・接触者電話相談センター」等の開設 3月　1月に立ち上げた「世田谷区健康危機管理対策本部」を「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行
令和2年	4月　世田谷保健所健康推進課より健康企画課へ一部業務を移管 保健センターを保健医療福祉総合プラザ内へ移転 9月　世田谷保健所に地域保健課、世田谷保健相談課、北沢保健相談課、玉川保健相談課、砧保健相談課、烏山保健相談課を設置	4月 ・新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた防疫体制の拡充及びPCR検査の実施 ・児童相談所設置に伴う設置市事務として小児慢性特定疾病医療費給付等を開始 ・保健センターにおいて「こころ健康情報コーナー」「がんに関する一次相談窓口」、「がん検診受付センター」「夜間・休日等についてこころの電話相談窓口」を開設 9月　社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）の実施 11月　「帰国者・接触者電話相談センター」を「発熱相談センター」に名称を変更 2月　やむを得ず自宅で療養する新型コロナウイルス感染症患者（以下「自宅療養者」という。）の支援を行う「世田谷区自宅療養者健康観察センター」事業を開始 3月「世田谷区民の健康づくりに関する調査」報告書、「世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査」報告書

令和 3年		4月 ・新型コロナウイルス感染症後遺症への対応として「世田谷区コロナ後遺症相談窓口」を開設 ・入院調整中等で酸素吸入が必要な自宅療養者へのフォローアップ体制を強化 ・新型コロナウイルスワクチン巡回接種開始 ・保健センターにおいて「こころの健康に関する普及啓発」を開始 5月 ・新型コロナウイルスワクチン集団接種開始 6月 ・新型コロナウイルスワクチン個別接種開始 8月 ・世田谷区酸素療養ステーション開設（1か所目）（8月31日～10月15日） 9月 ・新型コロナウイルス感染症自宅療養者への支援体制を再整備し「自宅療養者相談センター」を設置 11月 ・「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査」報告書 1月 ・世田谷区酸素療養ステーション開設（2か所目）（1月11日～） ・国士舘大学・日本体育大学と「災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定」を締結 3月 ・「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査（その2）」報告書 ・「健康せたがやプラン（第二次）後期（追補）」策定 ・大塚製薬株式会社と「区民の健康づくり及び健康に関する安全・安心確保等に関する連携協定」を締結
令和 4年		6月 ・区民の利便性や感染拡大時の更なる検査需要にも対応するため、新たなPCR検査センターを設置 3月 ・「コロナ禍における世田谷区民の健康づくりに関する調査」報告書 ・「健康せたがやプラン（第二次）」最終評価報告書

子ども施策

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
昭和 50年	4月　等々力・給田保育園開設 7月　下馬保育園開設	
51年	4月　若竹保育園開設 6月　経堂保育園開設 9月　松原保育園開設	
52年	5月　東弦巻・代田保育園開設 9月　中町保育園開設	
53年	4月　三宿・西弦巻・南桜丘保育園開設 5月　若林児童館開設	
54年	4月　喜多見児童館開設 4月　三軒茶屋・松原北・上祖師谷南・西之谷保育園開設 7月　羽根木プレーパーク開設 10月　弦巻児童館開設	〈国際児童年〉
55年	4月　成城さくら児童館開設 4月　小梅・南八幡山保育園開設 5月　森の児童館開設	
56年	4月　船橋西保育園開設 7月　深沢児童館開設	
57年	4月　わかくさ・ふじみ保育園開設 5月　ミニSL運行開始（世田谷公園） 6月　野沢児童館開設 6月　世田谷プレーパーク開設 10月　山野児童館開設	
58年	4月　婦人児童部設置 4月　上町児童館開設 5月　松沢児童館開設	
59年	12月　代田南・桜丘児童館開設	
60年		＜国際青年年＞ 「婦人問題懇話会報告」
62年	7月　上用賀児童館開設	
平成 元年	4月　駒沢はらっぱプレーパーク開設 7月　上北沢児童館開設	
2年	女性センター「らぷらす」開設	
3年	4月　婦人児童部を廃止し福祉部を設置 6月　上祖師谷ぱる児童館開設	
4年	5月　祖師谷児童館開設 8月　乳幼児医療助成制度開始	
5年	5月　新町児童館開設	
8年	子ども家庭支援センター設置	
9年	4月　福祉部と衛生部を再編し保健福祉部を設置	
10年	5月　粕谷児童館開設 6月　鎌田児童館開設	11月　地域保健福祉審議会より「子どもを取り巻く環境整備について」（答申）
11年	4月　子ども・男女共同参画課設置	3月　「子どもを取り巻く環境整備プラン」策定
12年	保健福祉センターに子ども家庭総合相談開設	10月　子ども・青少年問題協議会条例改正
13年		地域保健福祉審議会より「保育サービスのあり方について」（答申）
14年		4月　子ども条例施行 2月　子ども・青少年問題協議会より「子ども・青少年の社会参加・参画の仕組みづくり」（報告）

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
15年	世田谷区松原6丁目保健施設（子ども初期救急診療所、子ども休日夜間薬局、4月　病後児保育室）の開設 保健福祉センターに子ども家庭支援窓口設置 4月　烏山プレーパーク開設	3月　子ども・青少年問題協議会より「『子ども成育支援』施策の創造に向けて」（報告）
16年	4月　子ども部（3課体制）を設置 子ども初期救急診療所での休日昼間の診療開始	地域保健福祉審議会より「せたがや健やか親子について」（答申） 3月　「世田谷区子ども計画」策定
17年	4月　奥沢子育て児童ひろば開設 3月　子ども・子育て総合センター開設	4月　「せたがや健やか親子プラン」策定 3月　要配慮児童継続支援検討委員会より「配慮を要する子どもへの継続的な支援のあり方について 報告・提言」
18年	4月　経堂保育園を民営化 9月　子育てステーション成城開設	
19年	4月　烏山保育園を民営化	
20年	4月　子育てステーション世田谷開設 4月　等々力保育園を民営化 9月　子育てステーション烏山開設	8月　「発達障害児支援基本計画」策定
21年	4月　砧保育園を民営化 4月　子ども部に要支援児童担当課を設置 4月　世田谷区発達障害相談・療育センター開設	5月　子ども・青少年問題協議会より「元気子どもを育てる施策と社会的基盤づくり」（報告） 「世田谷区要保護児童支援あり方検討報告書」（報告） 3月　「世田谷区子ども計画後期計画」策定
22年	4月　子育てステーション桜新町開設 4月　子育てステーション梅丘開設 4月　松原保育園を民営化	2月　「区立保育園民営化検証委員会より「区立保育園民営化検証結果報告書」（報告）
23年		4月　子ども・青少年問題協議会より「総合的な青少年施策について」（報告） 2月　「今後の保育施策推進のための保育施設再整備方針」策定
24年	4月　子ども部子ども家庭支援課と要支援児童担当課を子ども部子ども育成推進課と子ども家庭課に再編 4月　子ども家庭課に子どもの人権擁護・児童虐待防止推進を設置	12月　子ども条例改正 3月　子ども条例施行規則制定
25年	4月　子ども部に保育計画・整備支援担当課と若者支援担当課を設置 4月　世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」を設置（7月相談等開始） 6月　中高生世代活動支援モデル事業として、南烏山に「中高生世代応援スペース」を開設(26年2月まで)	4月　子ども・青少年問題協議会より「次期子ども計画で取り組むべき施策について」（報告） 4月　若者支援推進本部を設置
26年	4月　子ども部を子ども・若者部に組織改正 4月　子ども・若者部に副参事（新制度移行推進担当）を設置 4月　教育委員会所管の「池之上青少年会館」および「青年の家」を「青少年交流センター」として移管 9月　若者総合支援センター開設	4月　子ども・青少年問題協議会条例改正。会議体の名称を、子ども・青少年協議会に変更 10月　子ども・子育て会議を設置 3月　「世田谷区子ども計画（第2期）」策定 3月　「世田谷区保育の質ガイドライン」策定
27年	4月　子ども・若者部に保育認定・調整課を設置	＜4月　子ども・子育て支援新制度施行＞ 4月　子ども・青少年協議会より「若者の参加・参画を推進するための地域拠点づくりについて」（報告）
28年		7月　妊娠期からの切れ目のない子育て支援「世田谷版ネウボラ」開始 3月「世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画」策定

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
29年	4月　子ども・若者部に副参事（児童相談所開設推進担当）を設置	4月　子ども・青少年協議会より『若者の参加による「若者支援施策の効果的な提供」について』（報告） 7月「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」策定
30年	4月　保育担当部を設置 4月　子ども・若者部に児童相談所開設準備担当課及び副参事（児童相談専門指導担当、児童相談所準備担当）を設置、保健福祉センターに副参事（子ども家庭支援センター担当）を設置 1月　豪徳寺保育園、希望丘保育園を新園舎に移転 2月　希望丘青少年交流センター開設 3月　大原保育園を新園舎に移転	4月　区立保育園（指定保育園）における医療的ケア児の受入開始 2月　「区立保育園の今後のあり方」の策定 3月　子ども・青少年協議会より『若者施策の評価検証と体系化について』（報告）
31年 (令和元年)	4月　児童相談所開設準備担当部を設置、児童相談所開設準備担当課、児童相談所運営計画担当課、一時保護所開設準備担当課、副参事（児童相談所準備担当）を設置 4月　子ども・若者部に副参事（子ども家庭専門指導担当）を設置、各総合支所保健福祉センターに子ども家庭支援課を設置、世田谷総合支所保健福祉センターに副参事（子ども家庭専門指導担当）を設置 4月　梅丘保育園を豪徳寺保育園に統合し、閉園 船橋西保育園を希望丘保育園に統合し、閉園 4月　大原保育園の名称を守山保育園に変更	8月　国から児童相談所設置市として政令指定を受ける 10月　世田谷区児童相談所設置条例、世田谷区児童福祉審議会条例の制定 10月　幼児教育・保育の無償化の実施 2月　「区立児童館の機能と再整備について」の策定 3月　「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」の策定 同計画に「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」を内包する形で策定 3月　子ども条例改正
令和2年	4月　児童相談所開設準備担当部、児童相談所運営計画担当課、一時保護所開設準備担当課を児童相談所、児童相談所副所長、一時保護課に組織改正 児童相談所開設準備担当課を児童相談支援課に組織改正 副参事（児童相談所準備担当）を副参事（児童相談所・子ども家庭支援連携担当）に組織改正 4月　保育担当部を保育部に組織改正 4月　代田保育園を世田谷保育園に統合し、閉園 4月　子ども初期救急診療所、子ども休日夜間薬局を保健医療福祉総合プラザ内へ移転、初期救急診療所、休日夜間薬局に名称変更 3月　豪徳寺保育園病後児保育室きてぃるーむ廃止	4月　児童相談所、一時保護所の開設 4月　児童福祉審議会を設置 3月「世田谷区社会的養育推進計画」策定 3月　子ども・青少年協議会より『若者の力が活きる地域～意見表明・参加・参画を中心に』（報告）
令和3年	4月　保育部保育計画・整備支援担当課を保育運営・整備支援課に組織改正 副参事（幼児教育・保育推進担当）を副参事（乳幼児教育・保育支援担当）に組織改正 4月　下北沢保育園を守山保育園に統合し、閉園 4月　青少年交流センター池之上青少年会館を池之上青少年交流センターに名称変更し、運営委託化 12月　乳幼児教育支援センター開設	12月　「世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画」策定
令和4年	4月　子ども・若者部子ども育成推進課と若者支援担当課を子ども・若者部子ども・若者支援課に組織改正 4月　児童相談所に副参事（人材育成担当）を設置	11月「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の策定 3月　「世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画」の策定 3月　子ども・子育て会議（子どもの権利部会）より「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」 3月　子ども・青少年協議会より「若者とともに変わる地域～若者の視点で」（報告）

令和 5年	4月　保育部保育課、保育認定・調整課、保育運営・整備支援課を子ども・若者部保育課と保育認定・調整課に再編 4月　子ども・若者部に副参事（保育の質向上担当)、（児童施策推進担当）を設置 7月　奥沢西保育園と深沢保育園を統合、廃止し、等々力中央保育園を開園	

その他　施策全般

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
昭和54年	ボランティア保険加入金援助	
55年	梅丘ボランティアビューロー開設	
56年	ボランティアセンター開設、代田ボランティアビューロー開設	
57年		「福祉総合計画」作成　「福祉のまちづくり整備要綱」
58年	福祉保健参事設置、婦人児童部設置、福祉ショップ開設	
59年		
60年	烏山福祉事務所設置、玉川ボランティアビューロー開設	法外事務を福祉事務所へ移管
61年		統一社会福祉協議会の発足
62年	福祉公社準備参事設置、高齢化対策室設置	
63年	「世田谷ふれあい公社」発足、福祉保健参事を廃止、総合福祉センター開設準備室を設置	
平成元年	総合福祉センター開設、上北沢児童館開設	
2年	女性センター「らぷらす」開設	
3年	婦人児童部を廃止（障害福祉推進室設置）	
6年	福祉部に福祉保健連携課設置	「地域福祉計画」策定、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団発足
7年	福祉事務所におとしより福祉保健総合相談窓口設置	「地域保健福祉推進条例」制定、「地域保健福祉緊急3ヵ年プラン」策定
8年	福祉保健連携課を廃止し地域保健福祉推進本部を設置、子ども家庭支援センター設置	地域保健福祉審議会設置、保健福祉サービス苦情審査会設置 「住民活動計画」（区社会福祉協議会）
9年	保健福祉部設置、世田谷保健所設置、各総合支所に保健福祉センター設置（福祉部･衛生部・保健所･福祉事務所再編）	地域保健福祉審議会より「世田谷・地域保健福祉社会の構築」（答申）「介護保険制度に伴う世田谷区の基本的対応方針の確立に向けて」（提言）
10年	在宅サービス部及び施設整備担当部設置、保健福祉部に保健福祉計画課、介護保険担当課、保健福祉活動推進課設置（高齢対策部、障害福祉推進室、保健福祉計画担当部再編）	地域保健福祉審議会より「子どもを取り巻く環境整備について」（答申）
11年	世田谷保健福祉センターに認定審査事務担当課設置	
12年	保健福祉センターに子ども家庭総合相談開設 在宅サービス部に施設整備担当課設置（施設整備担当部再編）	世田谷ふれあい公社を解散（区社会福祉協議会ほかへ事業を移管）
13年	保健福祉部に計画調整課（調整課と計画課の統合） 在宅サービス部に計画・整備担当副参事（施設整備担当課再編）設置	地域保健福祉審議会より「保育サービスのあり方について」（答申） 権利擁護センターを設置（区社会福祉協議会）
14年	計画・整備担当課設置（副参事を再編）	地域保健福祉審議会より「社会福祉の基礎構造改革を踏まえ、21世紀の世田谷区における新しい保健福祉についての起草委員会」報告書
15年	世田谷特区ＮＰＯ有償運送協議会設置	
16年	子ども部設置、国保・年金課設置（国保課と年金課の統合）	地域保健福祉審議会より「地域保健医療福祉総合計画について」（答申） 「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」策定
17年	成年後見支援センター開設	

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
18年	保健福祉部と在宅サービス部を統合・再編（部内を法制度別に再編、保健医療・保護担当課、高齢施策推進課、障害施策推進課、障害者地域生活課、保険料収納課を設置）、世田谷保健所に感染症対策課を設置、介護予防担当部を設置	保健福祉サービス向上委員会設置
19年	福祉人材育成・研修センター開設	保健福祉サービス向上委員会より「区民が安心して良質な福祉・介護サービスを利用するために」（答申） 6月「世田谷区医療介護連携推進協議会」設置
21年	保健福祉部と介護予防担当部を再編（保健福祉領域全般及び保健医療体制、障害施策に係る課で構成する保健福祉部と、地域福祉及び高齢施策に係る課で構成する地域福祉部に再編）、保健福祉部に指導担当課を設置、子ども部に要支援児童担当課を設置	
22年	梅ヶ丘整備担当部を設置	
23年	保健医療担当課を計画調整課に統合	
24年	子ども部の子ども家庭支援課と要支援児童担当課を再編（子ども部に子ども育成推進課と子ども家庭課を設置、保健福祉部に障害施策推進課発達障害・施設担当を設置）	
25年	子ども部に保育計画・整備支援担当課と若者支援担当課を設置、保健福祉部指導担当課に社会福祉法人認可・検査担当を設置 世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」開設 保健福祉部に臨時福祉給付金担当課を設置	地域保健福祉審議会より「地域保健医療福祉総合計画について」（答申） 「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」策定 保健福祉サービス向上委員会より「福祉サービスの質を高めるための評価のあり方と評価結果の活用に向けて」（答申）
26年	保健福祉部及び地域福祉部を再編し、保健福祉部、障害福祉担当部、高齢福祉部を設置 地域福祉部生涯現役推進課を生活文化部へ移管 子ども部の名称を子ども・若者部に変更	10月　地域包括ケアの地区展開モデル事業を砧地区で開始（まちづくりセンターに、あんしんすこやかセンターと社会福祉協議会が入り、身近な福祉の相談と社会資源の開発を行う）
27年	子ども・若者部に保育認定・調整課を設置 保健福祉部指導担当課を指導調整係とサービス向上担当に再編	7月　地域包括ケアの地区展開モデル事業を池尻、松沢、用賀、砧、上北沢の5地区で実施
28年	保健福祉部に、地域包括ケア担当参事を設置	7月　地域包括ケアの地区展開を全地区で実施
29年		3月　保健福祉サービス向上委員会より「保健福祉サービスにおける苦情対応・事故防止のための区の役割や実効性のある取り組みについて」（提言）
30年	保健福祉部に調整・指導課（計画調整課と指導担当課の統合）を設置 保育担当部を設置（子ども・若者部から保育担当部門を移管） 子ども・若者部に児童相談所開設準備担当課を設置 各総合支所に保健福祉センターを設置 総合福祉センター廃止	
31年（令和元年）	障害福祉部を設置（担当部より再編）、障害保健福祉課を設置 児童相談所開設準備担当部を設置（子ども・若者部から児童相談所開設準備部門を移管） 総合支所保健福祉センターに子ども家庭支援課を設置 東京リハビリテーションセンター世田谷開設	3月　保健福祉サービス向上委員会より「苦情審査会とサービス向上委員会の連携による質の向上の取り組みについて」（提言）

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
令和 2年	保健医療福祉総合プラザ開設 世田谷区立児童相談所を設置 梅ヶ丘拠点整備完了に伴い、梅ヶ丘拠点整備担当部を廃止 保健福祉部を保健福祉政策部に改称し、調整・指導課及び副参事（計画担当）を保健福祉政策課及び保健医療福祉推進課に再編 児童相談支援課を設置（児童相談所開設準備担当部と子ども・若者部から児童相談所支援部門と要保護児童支援担当部門を統合） 保育担当部を保育部に改称 砧ボランティアビューロー準備室開設 世田谷保健所に地域保健課、各地域に保健相談課を設置 住民接種担当部を設置	
令和 3年	保育部保育計画・整備支援担当課を保育運営・整備支援課に、副参事（幼児教育・保育推進担当）を副参事（乳幼児教育・保育支援担当）に再編 乳幼児教育支援センターを開設 子ども・若者部に子育て世帯特別給付金担当課を設置 住民接種担当部に住民接種担当参事及び住民接種統括担当課を設置 保健福祉政策部に臨時特別給付担当課を設置 世田谷保健所に副参事（感染症危機管理担当）を設置	4月　厚労省の任意事業である重層的支援体制整備事業を23区で初めて実施。 1月　地域包括ケアの地区展開について、松原地区の三者一体整備が完了し、全28地区の三者一体整備が完了。
令和 4年	世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」開設 12月　代田ボランティアビューロー廃止	
令和 5年	梅丘ボランティアビューローを北沢ボランティアビューローに名称変更 烏山ボランティアビューロー開設 住民接種担当部を廃止し、世田谷保健所に住民接種担当課を設置	

3. これまでの取組み

（1）地域保健福祉推進条例の制定と推進の仕組みづくり

人としての尊厳が保たれ、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会を築いていくため、保健福祉の向上と増進は重要であり、そのための諸施策の実現に向け、区、区民及び事業者等がそれぞれ主体性を持ちながら協働して取り組むことが必要である。このことを世田谷区の意思として明確にするため、平成8年3月に「世田谷区地域保健福祉推進条例」を制定した。

【条例の基本理念】

①「すべての区民が、生涯を通じて共に健康で安心して暮らしていくことができるまちづくりの推進」

②「援助を必要とするすべての区民が、適切な保健福祉サービス、介護保険サービス及び障害福祉等サービスを享受することができるまちづくりの推進及び区民の主体的な参加によって支えていくしくみの充実」

③「すべての区民に、社会的に公正な生活水準が保障され、保健、医療、福祉、教育などの連携の下に、健康で安心して生活を営むことができる施策を推進することによる共に支え共に生きる社会の実現」

【施策の基本方針】

① 地域保健福祉の基盤整備、②健康づくりの推進、③在宅サービスの推進、④施設及び住まいの整備、⑤子どもへの支援、⑥家庭への支援、⑦就労への支援、⑧情報収集に関する支援及び消費者の権利に関する支援

【推進の仕組みづくり】

条例の基本理念を実現するため次のような仕組みづくりを進めてきた。

① 推進計画の策定

地域保健福祉に係る施策を総合的、計画的に進めるための推進計画や区、区民及び事業者等が行うべき行動指針を策定。(世田谷区地域保健医療福祉総合計画)

② 地域保健福祉審議会の設置

区長の附属機関として施策を総合的、計画的に推進するための調査審議をする世田谷区地域保健福祉審議会を設置。(平成8年)

・ 学識経験者、区民（福祉団体・医療関係団体等）23人以内の委員で構成

答申 「世田谷･地域保健福祉社会の構築」（平成9年9月)、「子どもを取り巻く環境整備について」（平成10年11月）「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について」（平成12年1月)、「健康せたがやプランについて」「保育サービスのあり方について」（平成14年2月)、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画について」（平成16年7月)、「せたがやノーマライゼーションプランの策定について」(平成17年7月)、「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改訂について」（平成17年12月・同20年11月・同23年12月)、「世田谷区障害福祉計画の改訂について」（平成23年12月)、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画について」（平成25年10月)、「せたがやノーマライゼーションプラン及び第4期世田谷区障害福祉計画の策定について」「第6期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について」「子ども計画（第2期）の策定について（平成26年11月)、「第5期世田谷区障害福祉計画の策定及びせたがやノーマライゼーションプランの見直しについて」「第7期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について」（平成29年11月)、「せたがやノーマライゼーションプラン―（仮称）世田谷区障害施策推進計画―の策定について」「第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について」（令和2年11月）

③ 保健福祉サービス苦情審査会の設置

区が行う保健福祉サービス等の適用又は提供に係る区民からの苦情を的確に処理するため、世田谷区保健福祉サービス苦情審査会を設置。（平成8年10月）

・ 区長の附属機関として設置され、保健、医療、福祉、法律などの各分野から選任された委員で構成されている。

・ 区が行う保健福祉サービス等のサービスの適用や提供について苦情の申立てがあったときは、区長からの諮問に基づき、委員が中立公正な立場から解決に向け審査し、区長に対しサービスの是正や改善などの意見を述べる。
・ 区長は、この審査会の意見を尊重し、苦情処理やサービスの改善等を行う。

④ 保健福祉サービス向上委員会を設置

保健福祉サービス等の向上を推進するうえで必要な支援・指導等に関する事項を調査審議するため、世田谷区保健福祉サービス向上委員会を設置。（平成 18 年 4 月 1 日）

・ 区長の附属機関として設置され、保健、医療、福祉、法律などの各分野から選任された委員で構成されている。
・ 委員会は区長からの諮問に基づき、区が取り組むべき課題や方向性等を審議し、区は委員会の意見を尊重し、今後の取組みに反映させる。
・ 平成 20 年 3 月に「区民が安心して良質なサービスを利用できる環境を整備するための区の役割について」の諮問に基づく答申を、平成 26 年 1 月に「東京都福祉サービス第三者評価の成果を踏まえた今後の福祉サービスの質の評価のあり方について」の諮問に基づく答申を区長あてに提出した。

（2）「地域保健福祉」の推進体制

区はこれまでの、保健と福祉の縦割行政の弊害を排し、区民本位の保健福祉サービスを創りあげるため、全庁をあげて保健と福祉を統合した「地域保健福祉」の推進体制を整備し取り組んでいる。

① 平成 9 年度～11 年度

保健所と福祉事務所を機能的に再編し、5 つの地域に保健福祉センターを設置するとともに、新たなサービスの提供手法としてケアマネジメントシステムを導入した。また本庁組織についても、食品衛生や環境衛生、感染症対策等に高度専門的に対応する世田谷保健所を設け、機能別組織として保健福祉の総合調整や子ども政策を担当する保健福祉部と、対象者を問わず在宅支援のためのサービスを提供する在宅サービス部に再編した。

② 平成 16 年度～18 年度

子ども施策を総合的に行う子ども部を設置、平成 18 年度からは、大幅な制度改正への迅速かつ円滑な対応や予防型行政の推進などのため、保健福祉部と在宅サービス部を統合・再編成するとともに、介護予防担当部を設置した。

③ 平成 19 年 6 月

高齢者等が在宅等で安心して療養することができる体制の構築に向け、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、在宅療養支援体制の整備や地域医療関係者の人材育成等に関する協議・検討を行うため、「世田谷区医療連携推進協議会」を設置した。

④ 平成 21 年 4 月

介護予防をはじめとした高齢者施策の総合的な展開等を図るため、保健福祉領域全般に係る課題対応、保健医療体制の整備及び障害者施策を推進する保健福祉部と、地域福祉及び高齢者施策を総合的に推進する地域福祉部に再編した。また、保健福祉サービスの質の向上のための事業者指導体制を強化するため、保健福祉部に指導担当課を設置するとともに、児童虐待の予防から対応までの体制及び発達障害児支援の充実・強化を図るため、子ども部に要支援児童担当課を設置した。

⑤ 平成 22 年 4 月

平成 22 年 3 月に閉院した都立梅ヶ丘病院の跡地全体を対象として、保健医療福祉サービスの全区的な拠点を中心に整備・展開する考え方のもと、跡地を取得する方向での検討を進めるため、梅ヶ丘整備担当部を設置した。

⑥ 平成 24 年 4 月

障害者自立支援法改正に伴い発達障害支援を総合的に進めるために、子ども部より発達障害児施策を保健福祉部へ移管した。また、国が検討している「子ども・子育て新システム」による子ども施策の再構築を行なうとともに、子どもの人権擁護体制の構築や児童虐待予防の体制強化を図るため、子

ども部子ども家庭支援課と要支援児童担当課を再編し、子ども育成推進課と子ども家庭課を設置した。

⑦　平成25年4月

悩みを抱え、生きづらさを感じている若者や居場所を求めている若者が、社会への参加や地域の担い手として活躍できるよう、庁内各分野及び関係機関が連携し、効果的かつ総合的な支援に取り組むため、子ども部に若者支援担当課を設置した。また、国の地域主権改革に伴い、権限の移譲（社会福祉法人の認可等及び指導検査）に対応するため、保健福祉部指導担当課に社会福祉法人認可・検査担当を設置した。

⑧　平成26年4月

高齢者福祉及び障害者福祉に特化した推進体制の強化を図るとともに、区民にわかりやすい組織名称とするため、保健福祉部及び地域福祉部を再編し、保健福祉部、障害福祉担当部、高齢福祉部を設置した。

若者支援施策の充実を図るため、子ども部を子ども・若者部に改称した。

生涯現役施策について、高齢者を地域のまちづくりや支えあい活動などの担い手として参加を促進するための施策として推進するため、地域福祉部生涯現役推進課を生活文化部へ移管した。

⑨　平成28年4月

地域包括ケアの地区展開の全地区実施を着実に推進するため、保健福祉部に地域包括ケア担当参事を新設した。

⑩　平成30年4月

地域包括ケアシステムの推進に向けて、計画調整課及び指導担当課を調整・指導課及び副参事（計画担当）へ再編した。

保育待機児解消に向けた整備促進と保育の質の充実を強化するため、子ども・若者部を再編し、子ども・若者部、保育担当部を設置した。また、児童相談所の開設に向けて、児童相談行政の再構築や施設整備等の準備を着実に進めるため、子ども・若者部に児童相談所開設準備担当課を設置した。

児童相談所の移管等を踏まえた保健福祉部門の強化に向けて、総合支所に保健福祉センター所長を配置した。

⑪　平成31年4月

精神障害者施策や障害児支援を充実するため、障害保健福祉課を新設し、障害福祉担当部を障害福祉部に改称した。

児童相談所の開設に向け、児童相談行政の再構築や施設整備等の準備を着実に進めるため、児童相談所開設準備担当部及び、児童相談所開設準備担当課、児童相談所運営計画担当課、一時保護所開設準備担当課を設置した。

児童相談所の移管等を踏まえた保健福祉部門の強化に向けて、総合支所に子ども家庭支援課を設置した。

⑫　令和2年4月

保健医療福祉総合プラザ、世田谷区立児童相談所を開設した。

梅ヶ丘拠点整備完了に伴い、梅ヶ丘拠点整備担当部を廃止した。

保健福祉領域の政策強化及び重要施策等の推進に取り組むため、保健福祉部を保健福祉政策部に改称し、調整・指導課及び副参事（計画担当）を保健福祉政策課及び保健医療福祉推進課に再編した。

児童相談所開設に伴い、児童相談所開設準備担当部を廃止し、子育て支援施策と児童相談所業務の円滑な連携・調整業務を担う児童相談支援課を子ども・若者部に設置した。

保育担当業務の一層の推進を図るため、保育担当部を保育部に改称した。

⑬　令和2年9月

新型コロナウイルス感染症に係る体制強化を図るため、世田谷保健所に地域保健課を、各地域ごとに保健相談課を設置した。

⑭　令和3年2月

新型コロナウイルス感染症に係る住民接種体制の強化を図るため、住民接種担当部を設置した。

⑮　令和3年4月

私立保育園への支援の充実に向け、保育園の整備から開園後の運営支援までを一体的に進めるため、保育部保育計画・整備支援担当課を保育運営・整備支援課に、副参事（幼児教育・保育推進担当）を副参事（乳幼児教育・保育支援担当）に再編した。

⑯　令和３年６月

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等の給付事務を円滑に遂行するため、子育て世帯特別給付金担当課を設置した。

⑰　令和３年７月

新型コロナウイルス感染症に係る住民接種体制の強化を図るため、住民接種担当参事を設置した。また、住民接種業務の一体的かつ効率的な運営を図るため、部内の役割分担及び組織体制を見直し、住民接種統括担当課を設置した。

⑱　令和３年12月

子育て世帯・住民税非課税世帯への臨時特別給付金等の給付事務を円滑に遂行するため、保健福祉政策部に臨時特別給付担当課を設置した。

⑲　令和４年４月

子ども・若者部子ども育成推進課と若者支援担当課を子ども・若者部子ども・若者支援課に再編した。

児童相談所に副参事（人材育成担当）を設置した。

⑳　令和５年４月

保健福祉政策部臨時特別給付金担当課を廃止し、保健福祉政策課に臨時特別給付担当を設置した。

障害施策推進課に施策推進担当を設置した。

保育部保育課、保育認定・調整課、保育運営・整備支援課を子ども・若者部保育課と保育認定・調整課に再編した。

子ども・若者部に副参事（保育の質向上担当）、（児童施策推進担当）を設置した。

住民接種担当部を廃止し、世田谷保健所に住民接種担当課を設置した。

（３）新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、令和２年１月に国内初の感染が確認された後、急速に感染を拡大させ、社会や経済に甚大な被害をもたらし、令和３年度以降は変異株の感染が拡大するなど、世界中に脅威を与え、猛威を振るった。

国はこの未曾有の事態に対応するため、令和２年４月、令和３年１月、同年４月及び同年７月の４度にわたり緊急事態宣言を発出し、不要不急の外出や移動について自粛を要請するなど、感染拡大防止に向けた緊急対策を実施した。区においても、区民生活や地域医療、事業活動を守り抜くため、保健所機能の強化やクラスターの抑止等を目的としたPCR検査（社会的検査）の実施、地域医療体制の確保を図るための医療機関支援、区民が迅速かつ安全にワクチン接種を受けられる体制の整備など、様々な感染予防の取り組みを実施した。

令和５年５月８日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症（２類相当）から５類感染症に移行された。

4. 地域保健医療福祉の推進に向けて

（1）地域保健医療福祉総合計画の策定

区では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、これまで地域福祉計画（平成 7～16 年度）、地域保健医療計画（平成 10～15 年度）、地域保健医療福祉総合計画（平成 17～26 年度）を策定し、保健、医療、福祉の各分野にかかる基本的な方向を定めてきた。

区政全体では、平成 25 年度に、これから 20 年の区のあるべき姿を、区民、事業者、行政がともに実現していくための指針として「世田谷区基本構想」と、この基本構想を具体化していくための「基本計画」を策定した。

これらの区政の基本的な方向性を踏まえるとともに、今後 10 年間の保健福祉医療の基本的な考え方を示す、新たな世田谷区保健医療福祉総合計画を策定した。

（2）地域保健医療福祉を推進する計画の体系

世田谷区地域保健医療福祉総合計画に基づき、高齢者分野では、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者分野では、せたがやノーマライゼーションプラン(世田谷区障害者計画)と世田谷区障害福祉計画、子ども分野では、世田谷区子ども計画、健康分野では、健康せたがやプランなどの分野別計画を策定し、様々な施策を進めてきた。

また、地域福祉を推進する両輪の計画である、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会が策定する「世田谷区住民活動計画」と連携を図っている。

【基本構想と保健福祉領域の計画体系イメージ】

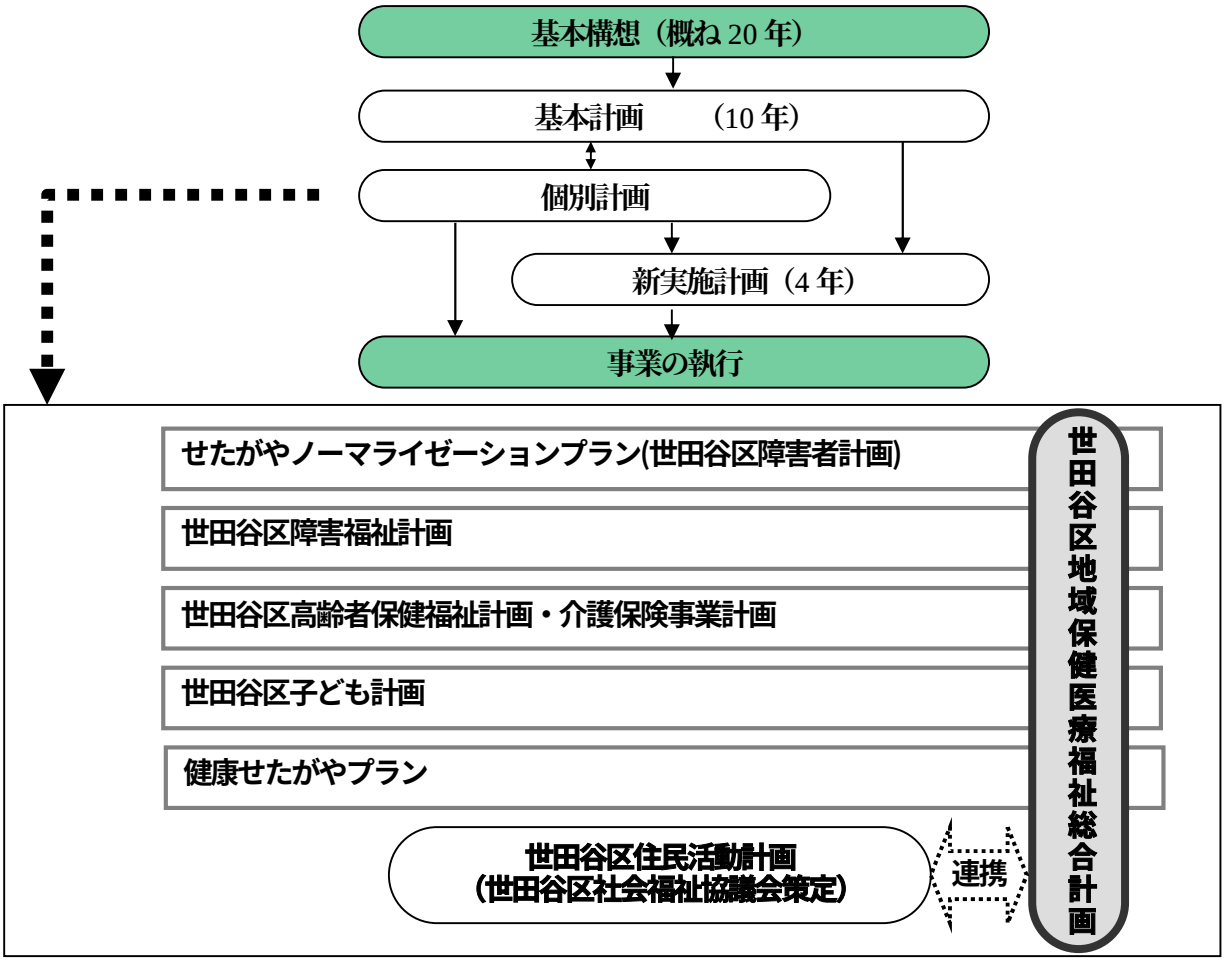

5．地域保健福祉の主要な取組み

（1）地域保健医療福祉の総合的推進

①　地域保健医療福祉総合計画の進行管理

平成 26 年度からの 10 年間の保健、医療、福祉の基本的な考え方を示す計画として策定した「地域保健医療福祉総合計画」（以下総合計画という）の進行管理を着実に行うとともに、「第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「ノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―」、「子ども計画(第 2 期)後期計画」等の進捗を確認し、保健医療福祉の施策や基盤の整備を計画的に推進する。

②　地域包括ケアシステムの構築

世田谷区における地域包括ケアシステム構築の取組みのひとつである、まちづくりセンターにあんしんすこやかセンターと社会福祉協議会が入り、身近な福祉相談の充実と地域の人材や社会資源の開発・協働を進める地域包括ケアの地区展開を平成 28 年 7 月から全地区で実施している。令和 4 年度からは、三者に児童館を加えた四者連携により地区課題の解決に取り組んでいる。

③　重層的支援体制整備事業の活用

令和 3 年度より厚生労働省が地域共生社会の実現に向け、「包括的相談支援事業」、「地域づくり支援事業」、「参加支援事業」の 3 つの事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を実施した。複雑化・複合化した課題に対応するため、区では既存事業及びひきこもり支援に活用し、より一層の地域福祉の推進を図っている。

④　在宅医療・介護連携の推進

高齢化の進展等に伴い医療・介護ニーズが増大する中、区民が必要な医療・介護を受けながら在宅で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護保険制度の地域支援事業に位置付けられている在宅医療・介護連携推進事業の事業体系に沿って、在宅医療の普及・啓発や医療職・介護職のネットワーク構築、医療・介護の情報共有等の具体的な事業展開を図る。

⑤　全区的な保健医療福祉拠点の運営

令和 2 年 4 月に保健医療福祉総合プラザが開設し、平成 31 年 4 月に開設した「東京リハビリテーションセンター世田谷」とあわせて保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」が本格始動した。全区的な拠点機能の構築及び向上に向け、拠点内施設の連携・運営体制を整備するとともに、官民連携による事業の実施等を推進し、区民へのサービス提供の充実をはじめ、事業者や地域、関係団体の支援・バックアップに取り組んでいく。

（2）権利擁護の推進と保健福祉サービスの質の向上

①　成年後見制度等

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、後見人の担い手の確保や社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及を図り、判断能力が十分でない方の権利擁護を推進する。また、「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画（令和 3 年度～5 年度）」に基づき、中核機関と位置付けた成年後見センターとともに地域連携ネットワーク構築により連携を強化し、制度の利用促進を図る。

②　保健福祉サービスの質の向上に向けた取組み

東京都の補助金を活用し、サービス提供事業者の第三者評価受審を促進するとともに、事業者等より提出された苦情・事故報告書に基づき、事業者への指導・助言や情報提供を行う。また、世田谷区保健福祉サービス向上委員会において、保健福祉サービス等の向上を推進する上で必要な支援・指導等に関する事項を調査・審議する。

③　保健福祉サービスの苦情対応

区民から申立てされた保健福祉サービスに関する苦情に対して、条例の規定に基づき世田谷区保健福祉サービス苦情審査会に諮問し、中立公正な立場からの意見を受けることで、苦情への適切な対応やサービスの質の向上を図る。

（3）障害者の地域生活支援

①　障害に対する理解や配慮の促進

令和５年１月に施行された「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」に基づき、関係所管と連携して障害に対する理解を促進し、障害を理由とする差別の解消を図るとともに、障害者がわかりやすく、利用しやすい方法による情報提供の普及促進を図り、もって地域移行や地域定着、地域生活の安定化に向けた施策を推進していく。

②　地域共生社会の実現に向けた参加と協働の地域づくり

地域共生社会の実現に向け、区民、事業者、医療機関、教育機関、活動団体、ＮＰＯ団体等の地域の多様な主体の参加・協力のもと、地域の課題解決に取り組んでいく地域づくりを推進する。令和２年度に策定した「障害者施設整備等に係る基本方針」に基づき、生活介護等の通所施設や重度障害者向けのものも含めたグループホームの整備、医療的ケアを含めた重度障害を身近な地域で受け入れるための環境整備等に積極的に取り組むとともに、障害者の高齢化や重度化、親なき後を見据え、障害者の地域生活支援機能の強化を図るため、令和４年１０月より北沢地域で試行開始した緊急時バックアップセンターを中心とした、介護者の緊急時に対応する体制の全区展開など、地域生活支援機能のさらなる強化に向けて取り組みを進める。

③　ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

一人ひとりの障害の状況や年齢等に応じて、ニーズに合った必要な支援を必要なときに受けることができるよう、地域における生活支援の充実を図り、障害当事者の日常生活や社会生活を支援するとともに、障害当事者を支える家族の気持ちにも寄り添った相談支援に取り組む。障害者の就労支援として「せたＪＯＢ応援プロジェクト」や農福連携事業の推進により多様な働く場の確保に取り組む。

また、医療的ケア児等の支援として、医療的ケア支援の取り組みを推進するため「世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金」の活用や、医療的ケア相談支援センターHi・na・ta の円滑な運営により、医療的ケア児を育てる保護者の安心に一層取り組んでいく。

（4）地域福祉等の推進

①　地区・地域での社会資源の発掘・創出

制度の狭間にある方等の相談には、多機関と連携して包括的な支援を行うとともに、地域の課題解決に向けて、協議体等で検討を行い、居場所や生活支援サービスの創出に取り組む。また、地域人材の育成、活動場所の確保等に取組み、区民、事業者、NPO、教育機関など、多様な主体の参加による支えあいの地域づくりを推進する。

②　避難行動要支援者支援

高齢者、障害者など自力での避難が困難な避難行動要支援者を支援するため、町会・自治会との協定締結や、事業者等との連携による安否確認体制を拡充するとともに、福祉避難所の円滑な開設及び運営に向けた取組みを進める。また、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成を進める。

③　生涯現役の社会づくり

生涯を通じて元気に暮らすことができる地域社会を目指し、中高年世代の区民が主体的に様々な地域活動に参画できる仕組みづくりを推進するため、「せたがや生涯現役ネットワーク」への支援を行う。

④　生活福祉の推進

生活困窮者・生活保護受給者の自立支援の取組みとして、主にハローワーク等の就労支援による自立が可能と見込まれる者については、砧総合支所の「就職サポートコーナーきぬた」に配置された就職支援ナビゲーター（ハローワーク職員）が生活支援課と連携し、早期に効率的な支援を行う。一方、より個別的、重点的、包括的な支援が必要となる者については、「ぷらっとホーム世田谷」において生活困窮者自立支援法に基づく支援等を行い、障害者就労支援センター、世田谷若者総合支援センター等関係機関と連携して地域での自立生活定着までを支援する。

⑤　ひきこもり支援の推進

ひきこもりの状態を含む、社会との接点が希薄な方や社会との接点がもちづらい状況にある方とその家族が、気軽に相談・支援につながることができ、自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指し、令和４年４月に世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」を開設した。「リンク」では、生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」と子ども・若者総合相談センター「メルクマールせたがや」の２機関を中心に、関係機関と連携しながら当事者・家族の課題やニーズに寄り添ったきめ細やかな支援に取り組む。また、ひきこもりへの社会的理解を促進する。

（5）高齢者等の地域生活を支える環境の整備

①　介護予防の総合的な推進

区では、平成 28 年 4 月に介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）を開始し、従前相当サービスや区独自基準のサービス等、介護事業者によるサービスのほか、住民参加型・住民主体型のサービス、短期集中型サービス等、NPO、ボランティア等による多様なサービスの拡充を目指している。引き続き、総合事業を円滑に実施するとともに、介護予防・自立支援における社会参加の重要性の普及啓発や区民の支えあい意識の醸成を図り、社会参加による介護予防の取組み及び多様な主体によるサービスの充実を図っていく。

②　あんしんすこやかセンターの充実

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者が一体となって、四者が持つノウハウを共有して地区の課題を把握し、その解決のために協働して地域の人材や社会資源の開発に取り組む。

高齢者の総合相談窓口であるあんしんすこやかセンターにおいて、四者で連携して、高齢者に加え、障害者、子育て家庭、生活困窮者等の相談に対応し、情報提供を行い、適切な担当組織・専門機関等へつなぎ、支援に結びつける。また、在宅医療等に関する相談を受ける在宅療養相談窓口を充実し、相談機能の強化を図る。

あんしんすこやかセンターの事業運営の質の確保・向上のため、地域包括支援センター運営協議会の参画により評価点検を行う。また、次期委託期間（令和７年度～１２年度）の地域包括支援センター運営事業者の選定を、令和５・６年度の２ヶ年で行っていく。

③　安全・安心の取組み

２４時間３６５日の電話相談や定期的な電話訪問を行う「高齢者安心コール」や、介護保険サービスを利用していない７５歳以上の高齢者を民生委員が訪問する「民生委員ふれあい訪問」、あんしんすこやかセンターの見守りコーディネーターを中心に行う「あんしん見守り事業」、住民同士の声かけや見守り活動を推進する「地区高齢者見守りネットワーク」の４つの見守り施策を推進するとともに、多様な高齢者サービスや地域の支えあいによる見守りに取り組む。さらに、事業者と見守りに関する協定の締結を進めるなど、高齢者が安全で安心な生活を送れるよう重層的な施策を展開する。

認知症により外出先から帰れないなどの不安がある高齢者へ「高齢者見守りステッカー」を配付し、保護された場合に緊急連絡先に速やかにつなぐほか、警察署や社会福祉協議会等の関

係機関と連携しながら、認知症の高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう取り組む。

④　高齢者施設の整備促進

要介護高齢者等が地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービス拠点や特別養護老人ホーム等の高齢者施設の整備促進を図る。整備にあたっては、地域医療介護総合確保基金や都の補助制度等を活用するとともに、区有施設や大規模団地の建替えなどの機会をとらえ、多様な手法により整備を促進していく。

⑤　エネルギー価格・物価高騰等への対応

今般のエネルギー価格･物価高騰等の影響を受けている高齢者に係る事業所又は施設に対し、経済的な負担を軽減し、良好な環境のもと良質な介護サービスが継続できるよう、給付金を交付する。

（6）介護保険の円滑な運営・サービスの充実

①　介護保険の円滑な運営

第８期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を円滑に運営するため、介護給付や要介護認定の適正化に引き続き取り組むとともに、自立支援・重度化防止に資する研修や介護事業者への情報提供等の事業者支援を行っていく。また、低所得者等に配慮した介護保険料設定を行うとともに、介護保険料や介護サービスの利用者負担の軽減も引き続き実施していく。

第９期介護保険事業計画（令和６年度～令和８年度）を策定する中で、第１号被保険者数、要介護（要支援）認定者数、介護給付費等の推計を行い、第１号被保険者の保険料設定を行う。

②　介護予防と認知症在宅支援の推進

介護予防・日常生活支援総合事業では、住民主体のサービスの充実を図るなど、高齢者の社会参加を促し、支えあいの地域づくりと介護予防を推進する。また、令和２年１０月施行の「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」及び令和３年３月策定の「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」に基づき、認知症在宅生活サポートセンターを拠点として認知症施策の総合的な推進を図るとともに、第１期計画（令和３年度～５年度）の取組み評価及び次期（第２期）計画（令和６年度～８年度）を策定する。

③　福祉・介護人材の確保・育成、定着支援

区の将来人口推計によると、今後１０年間は後期高齢者が増加する見込みであり、特に９０歳以上の要介護認定者数の増加が顕著となるとの予測から、介護人材の確保、育成・定着支援は、喫緊の課題となっている。介護職員の資格取得に関する助成事業や特別
養護老人ホーム等への研修費助成、職員の資質向上に資する様々な研修などをとおし、引き続き介護職員のキャリアアップを支援していく。

また、さらなる介護人材の確保、定着支援のため、引き続き宿舎借り上げ支援事業や介護人材採用活動経費助成等の事業を着実に取り組んでいくほか、特に若い世代の人材を確保するため、さらなる介護職の魅力向上を推進していく。

さらに、「第９期 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定における意見交換や検討状況等を踏まえつつ、「介護人材対策推進協議会」を通じて介護サービス事業者や関係機関等との連携を図りながら、働きやすい環境整備の構築に向けた取り組みを検討していく。

（7）若者が力を発揮する地域づくり

①　若者の交流と活動の推進

池之上、野毛、希望丘で運営している青少年交流センターと児童館が連携し、職員間のネットワークの強化及び青少年交流センターにおいて実施する、大学生世代を対象とした区内の中高生世代の活動支援を目的としたユースサポーターの養成推進事業（TRP せたがや事業）を軸

として、中高生世代を中心とした青少年の活動支援を活性化させ、次世代の担い手づくりを推進する、ユースリーダー事業を展開する。また、若者による合同イベントの企画・実施や職員研修等を通じて課題認識・情報共有を行うことで、青少年交流センター同士の連携を強化し、ユースワークの質の向上を図り、若者の交流と活動を広げる機会を充実させる。さらに、大学生スタッフが中心となって運営する居場所事業や区民等による居場所づくり等、若者支援活動の促進に取り組む。

若者に身近な SNS を活用した情報発信を若者自身が行うことで、これまで届かなかった若者層に効果的に情報を届けるとともに、情報を受け取った若者が地域活動や交流の場等に参加・参画するきっかけをつくり、若者が身近なところから社会をつくる一員として自ら動き出す機会の拡充を図る。また、子ども・青少年協議会が進めているモデル事業（若者が主体となった地域活動）を実施しながら、若者が力を発揮する取り組みについて引き続き検討する。

② 生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた支援

様々な理由から社会との接点を持てず、学校生活になじめない、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができない等、生きづらさを抱えた若者が希望する自立を果たせるよう、若者総合支援センターを中心に、福祉、医療、就労、教育等の関係機関や地域と連携しながら切れ目のない支援を行う。

また、ひきこもりについては、令和４年４月に開設した相談窓口「リンク」の認知度向上および、「ひきこもり」についての社会的理解促進に取り組むとともに、「重層的支援協議会」や実務担当者会等により多職種多機関の連携を強化し、本人や家族ごと異なる課題やニーズに応じた支援体制を整え年齢を問わず伴走型の支援を行う。

（8）子どもが育つ環境づくり

① 家庭･地域における子育て支援の推進

「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づき、ベビーカーや子どもが歩いて１５分で行くことができる身近な場所に子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流・相談、保護者がひと息つくことができる場の(おでかけひろば等)の充実やおでかけひろばにおける新たなレスパイト事業の開始、子どもを一時的に預かる「ほっとステイ」の質の向上を図る。また、子ども基金の仕組みによる地域の子育て活動の立ち上げ・拡充支援や、「子ども・子育てつなぐプロジェクト」による子育て団体の活動の PR、団体同士の交流や学びの促進により、地域の子育て力の向上を図るとともに、子どもが育つ環境の更なる向上のため、子ども基金の活用を進める。

② 保育・幼児教育環境の充実

令和２年度から３年連続で保育待機児童の解消を継続してきたが、令和５年４月は４年ぶりに待機児童が生じることとなった。就学前人口は減少しているものの、４月の入園申込者数は横ばいとなっており、保育園利用希望者は依然として高止まりの状況である。一方、定員に欠員の生じている施設が見られるなど、保育需要に地域偏在が生じている。引き続き保育定員の適正化等の待機児童対策に取り組むとともに、保育の質向上に向けた園支援の充実を図っていく。

区内保育施設に対する保育サポート訪問や専門研修などを通じて区全体の保育の質の維持・向上を図るとともに、子どもの人権及び子どもの安全に配慮した保育を徹底するための取組みを進める。また、子どもや子育て家庭の様々なニーズを受け止めながら、多様で質の高い保育・幼児教育環境を整えることにより、子どもの健やかな成長を促す。

世田谷区内の全ての保育施設が子どもを中心とした保育を実践することができるよう策定した「世田谷区保育の質ガイドライン」（平成 26 年度策定）について、イラストにより親し

みやすく解説した「なるほど！せたがやのほいく～世田谷区保育の質ガイドライン」（平成29年作成）を活用し、事業者・保護者等保育に関わる全ての人に対し、更なる周知と共通理解の促進に取り組む。

医療的ケアの必要な子どもの受け入れについて、平成30年4月から区立指定園1園（烏山地域）、平成31年4月から区立指定園2園（北沢地域・砧地域）で令和2年4月から区立指定園1園（世田谷地域）で実施している。さらに令和5年9月より玉川地域の区立指定園1園での受け入れを開始し、医療的ケアの必要な子どもの保護者の就労を支えるための体制を整備していく。

「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」を踏まえ、令和３年１２月に教育総合センター内に開設した乳幼児教育支援センターを拠点として、「教育・保育実践コンパス」（令和３年度作成）を軸に研修を実施し、乳幼児期の教育・保育の質の向上に取り組む。

認可外保育施設の保育の質を確保するため、幼児教育・保育の無償化の対象範囲を国の指導監督基準を満たす施設に限定する条例が令和４年４月より施行された。今後も法に基づく立入調査や、園の運営に関する支援のための訪問を実施し、指導監督基準を満たすよう指導・支援を行っていく。

③　妊娠期からの切れ目のない支援（世田谷版ネウボラ）の推進

妊産婦等の孤立を防止し、出産・子育てに関する不安を軽減するため、妊娠期から就学期までの子育て家庭を支える切れ目ないサポート体制の充実に向けて、平成28年7月から「世田谷版ネウボラ」を開始した。ネウボラ・チームによる妊娠期の面接相談の全員実施をはじめ、医療や地域と連携しながら、子育て家庭を支えるネットワーク体制の構築を目指している。

平成31年4月には、健康づくり課と子ども家庭支援課を母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターに位置づけたほか、令和５年４月からは、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づく「世田谷版ネウボラ」をより伴走型に深化させる一環として、ネウボラ・チームに地域子育て支援コーディネーターを加え、体制を強化する。また、この間の妊娠期面接等各取組みの実施状況及び、子ども・子育て会議での議論等を踏まえ、相談者それぞれの状況やニーズに応じて適切な支援をコーディネートする利用者支援事業の充実をはじめ、国の出産・子育て応援事業や都の事業も十分に活用しながら、地域や医療のほか子どもに関わる機関との連携強化による相談支援の充実や支援につながる仕組みの充実、地域で子育てを支える環境づくりを通し、妊娠期から就学まで安心して子育てができるよう、切れ目ない支援を行っていく。

④　子どもの成長と活動の支援

児童館の持つ地域関係者や活動団体、相談支援機関等との幅広いネットワークをさらに充実させる一方で、全地区で福祉の相談窓口であるまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会に児童館を加えた四者連携を進めるなど児童館を地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくり等の拠点とするとともに、子ども家庭支援センターとの連携強化を通じて、地域・地区における相談支援機能・情報連携機能の強化を図る。また、「遊び」「相談支援」「地域資源開発」「ネットワーク支援」の4つの機能を充実させて一体的に運営し、地区における相談・見守りの中核的な役割を果たすため、児童館職員の人材育成や支援力向上にも取り組む。

さらに、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づく新たな取組み（子育て支援館の全館展開や「ようこそ児童館へ事業」ほか）を実施する。

また、プレーパークをはじめとした地域資源を活用し、保護者、地域、活動団体、関係機関等のネットワークを強化し、外遊びの啓発と既存の活動の充実を図るほか、砧地域のプレーパークの整備を進めていく。

⑤　ヤングケアラーに対する支援施策に係る推進

令和４年度に行ったヤングケアラーに関する実態調査及び支援者へのヒアリング調査の結果を踏まえ、ヤングケアラーが健やかな成長と教育の機会を享受し、子どもの権利が尊重されるよう、子ども本人とその家族が必要な支援につながる仕組みづくりに取り組む。引き続き、区民や支援者を対象とした普及啓発を拡充するとともに、子ども向けのヤングケアラーハンドブックを作成し、子ども本人が周囲の大人に相談しやすい環境整備を進める。また、支援者向けの支援マニュアルを作成し、支援体制を可視化することにより、多機関連携を強化する。

⑥　子ども基金の活用

令和４年度から、子ども基金従来の「活動団体助成事業」に限らず、広く子ども・若者支援に係る事業を対象として活用するため、５つのメニューから寄附者が使途を選択できる運用を開始しており、引き続き基金の活用や寄附文化の醸成に向けて、ＰＲ等広報活動に取り組む。

（9）子ども･子育て家庭への支援と効果的な児童相談行政の推進

①　支援を必要とする子どもと家庭のサポート

支援を必要とする子ども・家庭を早期発見・早期対応し、児童虐待の予防的な取り組みの充実を図るとともに、複雑化した子どもや家庭の課題に対して専門性の高い支援までを行う子ども家庭支援センターを中心に、子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関する支援力の向上を図る。

さらに、子どもの貧困対策について、「子ども計画（第２期）後期計画」に内包するかたちで策定した子どもの貧困対策計画に基づき、子どもへの支援・サービスの量及び質の充実、保護者への支援の充実、当事者の視点に立った情報提供と相談体制等の推進や、支援者の気づきの感度の向上と連携強化による支援につながる仕組みの強化に取り組む。

②　効果的な児童相談行政の推進

令和２年４月に開設した児童相談所と子ども家庭支援センターの一元的な運用を大きな柱とし、地域が一体となり、児童虐待予防・早期発見、地域での見守り強化を進める。また、「フォスタリング業務」については、令和５年４月より、普及啓発・リクルート及び研修・トレーニングから里親養育の支援までの包括的な業務委託を実施し、区の地域資源と連携した里親制度の普及啓発や、児童相談所と協働による適切な子どもと里親家庭のマッチングの実現、里親の養育支援の更なる充実を図る。併せて、児童養護施設退所者等への支援については、退所者等が安定した社会的自立を果たせるよう、経済的支援だけでなく、個々の状況に応じた相談支援事業を実施し、さらなる支援の充実を図る。また、児童養護施設のグループホームの小規模化や地域分散化の促進など、家庭養育を優先した社会的養護の受け皿の拡充と支援に取り組む。

さらに、措置や一時保護された子どもの意見表明支援をはじめとする子どもの権利擁護の仕組みの構築に向けた取組みを進める。

（10）多様化する健康危機から区民を守る体制の強化

①　感染症対策及び新型インフルエンザ等対策の推進

新型コロナウイルス感染症対策については、発熱時等の受診相談や陽性判明後の体調急変時等の健康相談を中心に業務を継続する。また、重症化リスクの高い高齢者施設等での陽性者発生時の検査の継続や、地区医師会等と連携し、高齢者施設に対する医療支援を継続するなどハイリスク者等の感染が広がらないよう取り組んでいく。さらに、新型コロナウイルス感染症のこれまでの対応や経験を踏まえて、「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」改定をはじめとする区の体制の見直しに取り組む。

②　健康危機管理体制の整備

新型インフルエンザ等感染症や感染力の強い新興・再興感染症、大規模食中毒等の健康危機発生に備え、関係機関との連携など、新型コロナウイルス感染症への対応や経験を踏まえて、改正地域保健法に新たに規定された「健康危機対処計画」の策定に取り組む。

③　災害時医療体制の強化

災害時の医療活動の円滑な実施に向け、緊急医療救護所の開設に向けた調整を行う。また、災害医療運営連絡会を開催し、関係機関等との意見交換を行うとともに、新型コロナウイルス感染症への対応や経験を踏まえた災害時医療救護体制の検討を進める。

④　食品・環境衛生の向上と安全の確保

食品・環境衛生の向上と安全を確保するために、営業施設に対する調査(検査)・指導体制を充実するとともに、講習会や相談事業を通じて、くらしの衛生に関する普及啓発を積極的に展開する。食中毒等の飲食に起因する事故に対し、関係機関との連携を図りながら、原因の究明、被害拡大の防止、再発防止策等の一連の措置を迅速かつ的確に行うほか、食品衛生協会等との連携を含め、ハサップ（ＨＡＣＣＰ）制度化に対応する食品の監視指導、教育活動や広報活動を通じた食品に関する正しい知識の普及等を進めつつ、施策に反映するように取り組む。

(11) 健康せたがやプラン（第二次）後期及び追補（以下、「現行プラン」という。）に基づく総合的な健康づくりの推進

①　現行プランは、世田谷区健康づくり推進条例第１条で掲げる「区民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすことができる活力ある地域社会の実現」を基本理念に据え、区の責務、区民や地域団体、事業者の役割を踏まえ、それぞれが責務と役割を果たしつつ、必要な連携と協働のもとで、健康づくり施策を推進することとしている。

特に、「生活習慣病対策の推進」「食育の推進」「こころの健康づくり」「がん対策の推進」は、重点施策と位置づけられていることを踏まえ、より戦略的かつ総合的に取り組んでいく。また、「一人ひとりの健康づくりの支援（６施策）」「健康に関する安全と安心の確保（４施策）」「地域の健康づくり」を施策の柱に定め、区民一人ひとりの健康課題や各地域の特性に応じた事業等を区民や事業者等と協働しながら進めていく。

②　より多くの区民が、それぞれ健康に良いことを何かひとつ実践できるよう「健康せたがやプラス１」を働きかける。特に「歩くこと、動くこと」と「かしこく、おいしく食べること」に焦点を当てて、身近で気軽にできるウォーキングや地域や家庭で食育の輪を広げる活動など、誰もが日常生活の中でできることを様々な機会を通じて普及啓発していく。

(12) 健康せたがやプラン（第三次）の策定

現行プランは令和３年度が計画の最終年度であるところ、コロナ禍を経た区民の健康づくりに対する意識や行動の変化を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症対策との両立を図るため、計画期間を２年間延長し、令和４年度及び５年度は、「新しい生活様式」を踏まえた健康づくりの方向性などを補足した現行プランの追補に基づく取り組みを進めている。

令和４年度に実施した現行プランの評価や、次期健康せたがやプラン（以下「次期プラン」という。）の策定に向けた調査の結果などを通じて把握した区の状況などを踏まえながら、次期プランの策定に取り組む。

(13) 人と動物との調和のとれた共生社会の推進

令和５年度改定施行する「世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン（第２期）」に基づき、各施策を実施する。

①プラン理念について様々な世代、様々な立場の区民への周知啓発。

②「人と動物との共生推進のための連携協議会」の継続実施によるプランの進捗状況の管理と施

策評価及び見直しの実施。
③飼い主の健康状態など様々な理由による飼育困難や多頭飼育崩壊等に至る前の予防として地域、地区で活動する動物連絡員制度の円滑な導入と運用。
④地域住民の理解のもと、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、餌や糞尿等一定のルールで適正に管理して、長期的に飼い主のいない猫の減少を図る「地域ねこ活動」の推進。
⑤災害時におけるペット対応の推進。
⑥動物関連施策へのふるさと納税の導入と、それに伴う事業の再構築。

（14）住宅宿泊事業の適正な運営

新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和、インバウンド需要の増大に伴い、新規届出住宅数が増加傾向にある。良好な住環境を確保することを基本に、事業の現状を届出や苦情などの状況等を把握して、住宅宿泊事業の実施に関し、宿泊者の衛生確保等、事業者への適切な運営のための指導・助言等を行う。

6.世田谷区の人口

(1) 人口の推移

［各年1月1日現在、ただし国勢調査によるものは各年10月1日現在］

年次	世帯数	人口			備考	外国人登録人口
		総数	男	女		
昭和10年	42,515	210,701	107,041	103,660	国勢調査	—
15	58,061	281,804	141,241	140,563	〃	—
20	—	276,450	138152	138,298	〃	—
25	101,798	398,990	—	—	食料配給台帳	—
30	128,611	510,270	258,582	251,688	住民登録	—
35	168,851	615,738	313,695	302,043	〃	3,929
40	230,329	699,128	353,775	345,353	〃	4,662
45	276,118	748,634	378,056	370,578	住民基本台帳	5,326
50	301,956	765,205	382,013	383,192	〃	5,906
55	318,623	770,818	383,553	387,265	〃	6,241
60	342,460	783,724	391,489	392,235	〃	7,532
平成2年	356,314	776,385	386,175	390,210	〃	10,412
7	364,208	762,007	371,443	390,564	〃	13,752
12	388,875	779,974	376,534	403,440	〃	13,586
17	412,980	804,730	386,326	418,404	〃	14,587
22	432,941	831,654	397,914	433,740	〃	16,026
27	455,473 (447,270)	874,332 (858,639)	416,360 (408,335)	457,972 (450,304)	〃	—
28	461,518 (452,363)	883,289 (866,406)	420,186 (411,522)	463,103 (454,884)	〃	—
29	467,605 (457,549)	892,535 (874,339)	424,219 (414,901)	468,316 (459,438)	〃	—
30	473,163 (461,908)	900,107 (880,176)	427,184 (416,973)	472,923 (463,203)	〃	—
31	479,792 (467,426)	908,907 (887,528)	431,026 (420,205)	477,881 (467,323)	〃	—
令和2年	487,174 (473,484)	917,486 (894,452)	434,897 (423,263)	482,589 (471,189)	〃	—
3	490,342 (477,553)	920,372 (898,208)	436,042 (424,778)	484,330 (473,430)	〃	—
4	489,372 (477,615)	916,208 (895,180)	433,723 (422,962)	482,485 (472,218)	〃	—
5	491,585 (478,138)	915,439 (892,345)	433,385 (421,445)	482,054 (470,900)	〃	—

注1.住民基本台帳法の一部改正（平成24年7月9日）により、平成25年以降の数値は外国人も含まれている。

注2.平成25年以降の（ ）内は、経年比較の為に世帯数は外国人のみ世帯を除いた数値を、人口は日本人のみの数値を掲載している。

注3.外国人登録制度の廃止（平成24年7月9日）により、平成25年より外国人登録人口の数値は掲載しない。

（世田谷区統計書人口編）

(2) 性・年齢別人口ピラミッド

（令和5年1月1日現在）

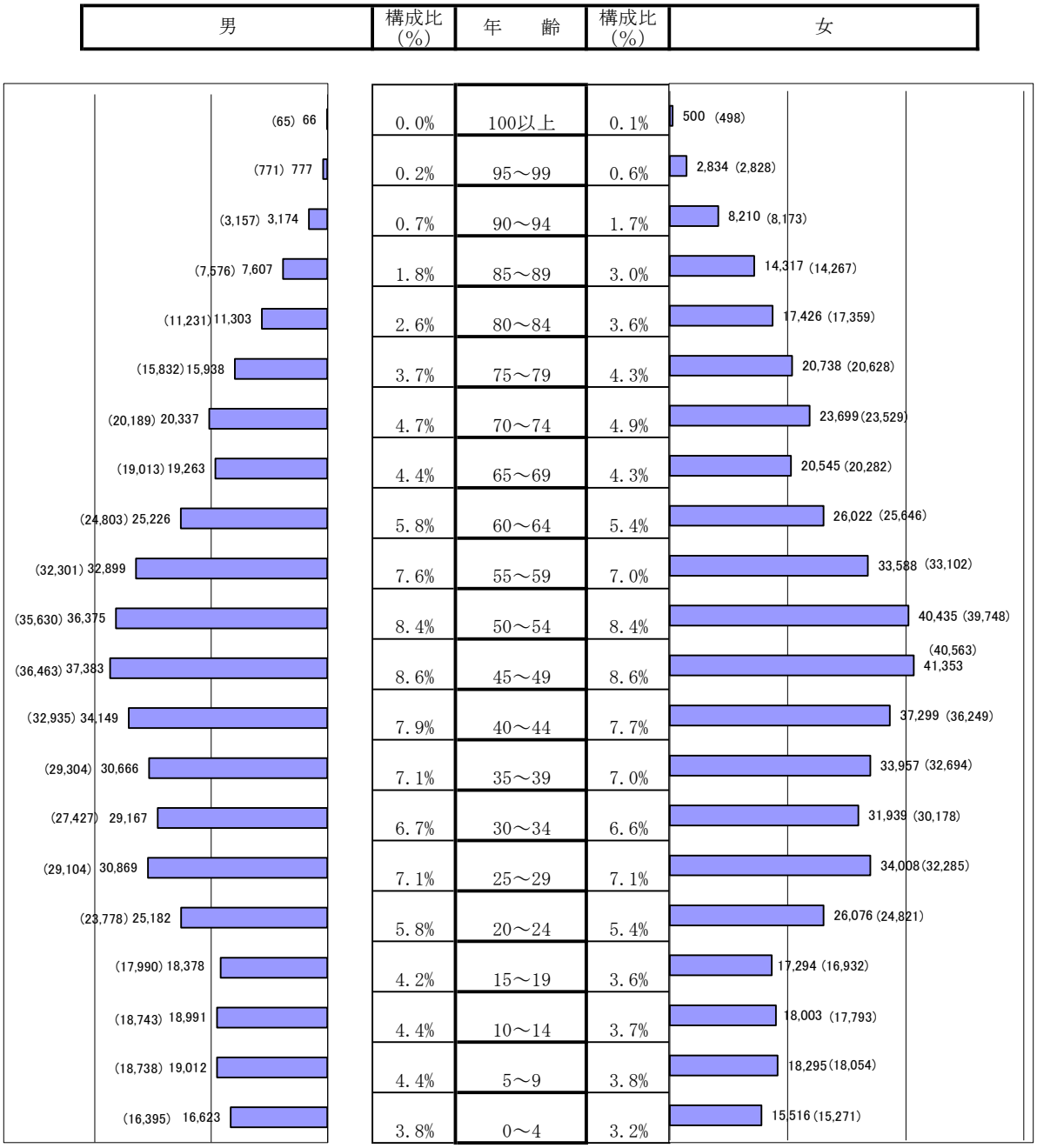

注1. 住民基本台帳法の一部改正（平成24年7月9日）により、令和5年の数値は外国人も含まれている。

注2. 令和5年の（　）内は、経年比較の為に、人口は日本人のみの数値を掲載している。

⑶ 総合支所管内別人口

(各年1月1日)

	全体	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
平成17年	804,730	222,673	141,026	197,992	139,292	103,747
18年	810,983	223,206	141,621	200,197	140,873	105,086
19年	820,920	225,733	142,370	201,394	144,946	106,477
20年	825,782	227,208	142,881	202,377	146,147	107,169
21年	830,103	228,728	142,345	203,464	147,827	107,739
22年	831,654	228,931	141,432	204,054	148,869	108,368
23年	835,819	228,982	140,984	206,449	150,132	109,272
24年	840,522	230,165	140,541	208,487	151,803	109,526
25年	860,749	236,050	144,018	213,470	155,196	112,015
26年	867,552	237,868	144,287	215,139	156,425	113,833
27年	874,332	240,072	145,018	216,475	157,694	115,073
28年	883,289	242,564	147,792	218,343	158,950	115,640
29年	892,535	244,862	149,501	220,849	160,188	117,135
30年	900,107	247,047	150,964	222,862	160,904	118,330
31年	908,907	249,833	152,228	224,199	162,766	119,881
令和2年	917,486	252,902	153,790	225,876	164,079	120,839
3年	920,372	254,086	153,952	226,334	164,712	121,288
4年	916,208	252,554	153,086	225,845	164,235	120,488
5年	915,439	252,143	153,260	225,786	164,311	119,939

注1.住民基本台帳に基づいた人口と世帯数を掲載している。
注2.住民基本台帳法の一部改正(平成24年7月9日)により、平成25年以降の数値は外国人も含まれている。(世田谷統計書人口編)

⑷ 年少人口・生産年齢人口・高齢者人口の構成比

(各年1月1日)

年齢／年	人口	年少人口 0～14歳		生産年齢人口 15～64歳		高齢者人口 65歳以上	
	人	人	%	人	%	人	%
平成17年	804,730	86,848	10.8	581,089	72.2	136,793	17.0
18年	810,983	87,736	10.8	583,401	71.9	140,038	17.3
19年	820,920	89,647	10.9	587,605	71.6	143,668	17.5
20年	825,782	90,701	11.0	587,879	71.2	147,202	17.8
21年	830,103	92,180	11.1	587,064	70.7	150,859	18.2
22年	831,654	93,382	11.2	584,313	70.3	153,959	18.5
23年	835,819	94,895	11.3	585,567	70.1	155,357	18.6
24年	840,522	96,026	11.4	586,725	69.8	157,771	18.8
25年	860,749 (845,922)	98,499 (97,521)	11.4	597,895 (584,917)	69.5	164,355 (163,484)	19.1
26年	867,552 (852,707)	100,077 (99,181)	11.5	597,907 (584,843)	68.9	169,568 (168,683)	19.5
27年	874,332 (858,639)	101,951 (100,982)	11.7	597,839 (584,036)	68.4	174,542 (173,621)	20.0
28年	883,289 (866,406)	103,764 (102,729)	11.7	601,988 (587,078)	68.2	177,537 (176,599)	20.1
29年	892,535 (874,339)	105,587 (104,446)	11.8	606,939 (590,836)	68.0	180,009 (179,057)	20.2
30年	900,107 (880,176)	106,801 (105,500)	11.9	611,398 (593,785)	67.9	181,908 (180,891)	20.2
31年	908,907 (887,528)	108,101 (106,748)	11.9	617,591 (598,622)	67.9	183,215 (182,158)	20.2
令和2年	917,486 (894,452)	108,662 (107,254)	11.8	624,580 (604,094)	68.1	184,244 (183,104)	20.1
3年	920,372 (898,208)	108,895 (107,500)	11.8	625,899 (606,322)	68.0	185,578 (184,386)	20.2
4年	916,208 (895,180)	107,992 (106,639)	11.8	621,744 (603,347)	67.9	186,472 (185,194)	20.3
5年	915,439(892,345)	106,440(104,994)	11.6	622,265(601,953)	68.0	186,734(185,398)	20.4

注1. 住民基本台帳に基づいた人口を掲載している。
注2. 住民基本台帳法の一部改正(平成24年7月9日)により、平成25年以降は、日本人・外国人を合算した数値を掲載し、( )内は日本人のみの数値を掲載している。
注3. 平成25年以降の構成比は、日本人・外国人を合算した数値を対象としたものである。(世田谷区統計書人口編)

⑸ 将来人口推計

① 総人口

令和６年（2024 年）より人口増に転じ、増加傾向が継続する。区の人口は、令和 24 年（2042 年）の 937,270 人をピークに減少に転じる。

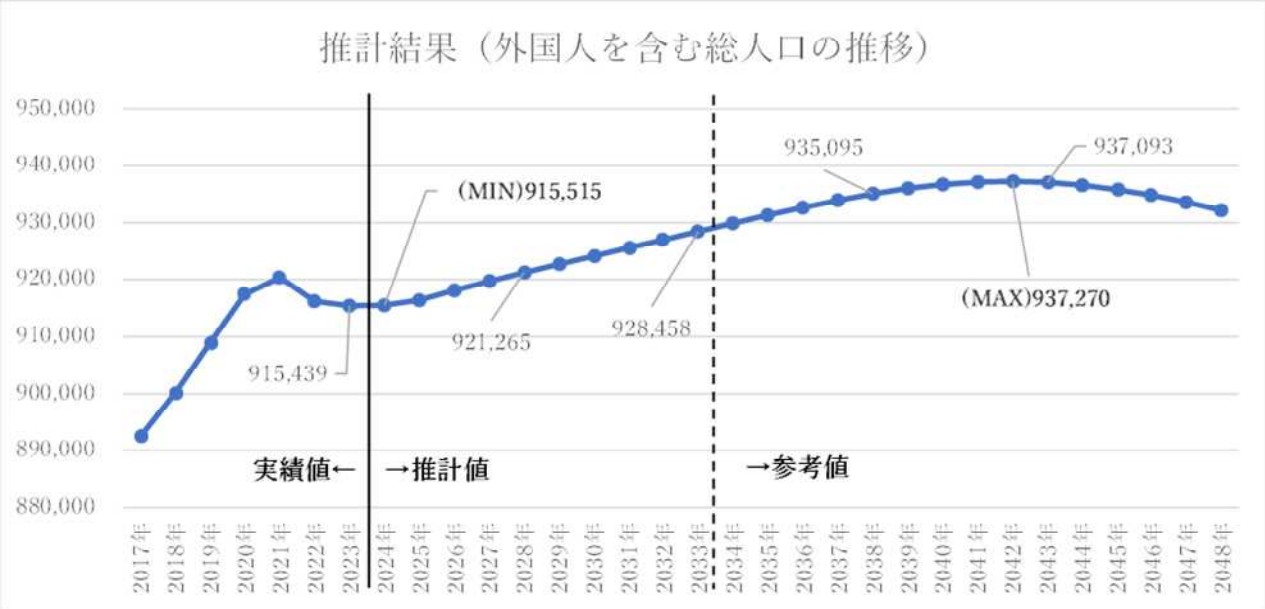

② 年齢３区分別人口

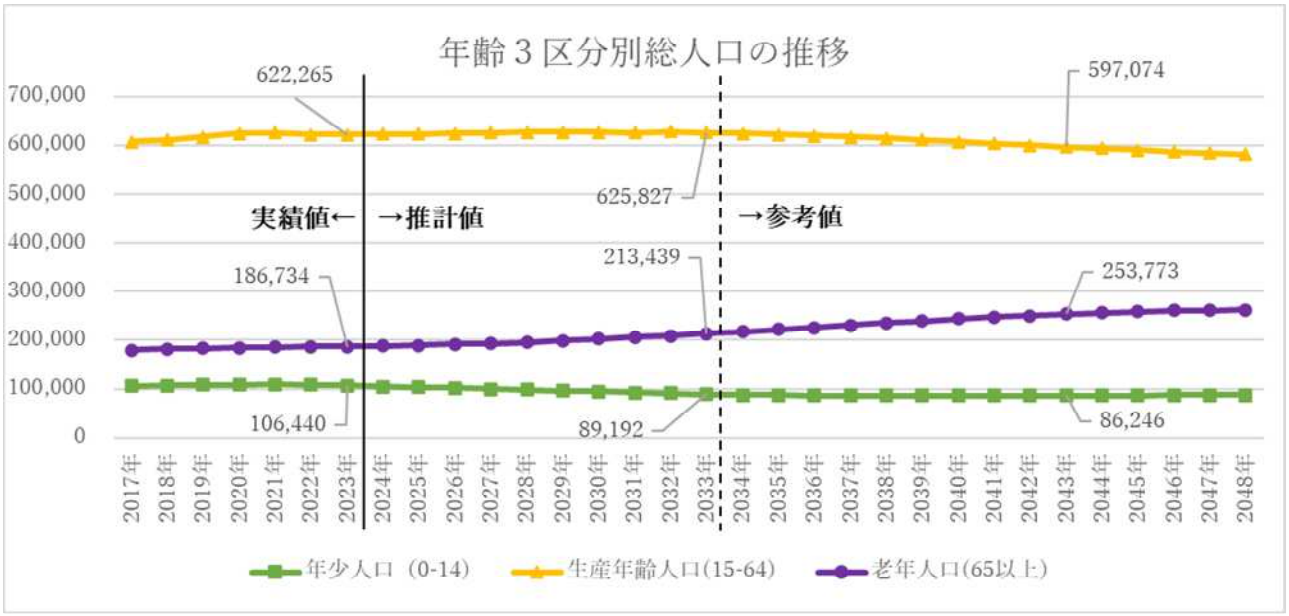

※「世田谷区将来人口推計（令和５年７月）」より抜粋

(6)人口動態統計

出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届書から人口動態事象を数理的に把握し、保健衛生行政の基礎資料を得ることを目的として、人口動態調査を行っている。

①人口動態年次推移(全国、東京都、世田谷区)　　各年10月1日(率＝人口千対)

種目		平成22年		平成27年		令和2年		令和3年		令和4年	
		数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
出生	全国	1,071,304	8.5	1,005,677	8.0	840,835	6.8	811,622	6.6	770,747	6.3
	東京	108,135	8.4	113,194	8.6	99,661	7.4	95,404	7.1	91,097	6.8
	世田谷	7,289	8.4	8,019	8.8	6,684	7.2	6,713	7.3	6,216	6.8
死亡※	全国	1,197,012	9.5	1,290,444	10.3	1,372,755	11.1	1,439,856	11.7	1,568,961	12.9
	東京	104,238	8.1	111,673	8.5	121,219	9.0	127,649	9.5	139,186	10.4
	世田谷	5,882	6.8	6,440	7.1	6,813	7.4	7,223	7.9	7,804	8.5
死産※	全国	26,560	24.2	22,617	22.0	17,278	20.1	16,277	19.7	15,178	19.3
	東京	2,587	23.4	2,406	20.8	2,076	20.4	1,975	20.3	1,774	19.1
	世田谷	164	22.0	172	21.0	130	19.1	114	16.7	112	17.7
婚姻	全国	700,214	5.5	635,156	5.1	525,507	4.3	501,138	4.1	504,878	4.1
	東京	91,196	7.1	87,167	6.6	73,931	5.5	69,813	5.2	75,170	5.6
	世田谷	6,846	7.9	6,466	7.1	5,213	5.7	4,906	5.4	5,468	6.0
離婚	全国	251,378	1.99	226,215	1.81	193,253	1.57	184,384	1.50	179,096	1.47
	東京	26,335	2.05	24,135	1.84	20,783	1.54	19,605	1.46	19,252	1.43
	世田谷	1,609	1.85	1,481	1.63	1,365	1.48	1,172	1.28	1,158	1.3

※死亡数は不詳(平成27年2名、令和2年1名、令和3年2名、令和4年3名)含む　　※死産の率は「死産÷(出生＋死産)」により算出

②人口動態年次別数　　各年10月1日

地域別	年次		出生	再掲 低出生体重児	合計特殊出生率	死亡	再掲 乳児死亡	再掲 新生児死亡	周産期死亡 総数	周産期死亡 妊娠満22週以上の死産	周産期死亡 早期新生児死亡	死産 総数	死産 自然死産	死産 人工死産	婚姻	離婚	自然増加
			人口千対	2.5kg未満児数/出生×100	母の年齢別出生数/年齢階級別女性人口	人口千対	出生千対		出産(出生＋妊娠満22週以後の死産)千対		出生千対	出産(出生＋死産)千対			人口千対		
世田谷区総数	22	数	7,289	674	0.95	5,882	18	7	34	29	5	164	85	79	6,846	1,609	1,407
		率	8.4	9.2		6.8	2.5	1.0	4.6	4.0	0.7	22.0	11.4	10.6	7.9	1.9	1.6
	27	数	8,019	713	1.10	6,440	13	6	22	19	3	172	75	97	6,466	1,481	1,579
		率	8.8	8.9		7.1	1.6	0.7	2.7	2.4	0.4	21.0	9.2	11.8	7.1	1.6	1.7
	元	数	6,868	592	1.01	6,912	11	3	23	21	2	166	70	96	6,089	1,440	△44
		率	7.3	8.6		7.4	1.6	0.4	3.3	3.0	0.3	23.6	10.0	13.6	6.5	1.5	△0.0
	2	数	6,684	552	0.99	6,813	4	2	16	15	1	130	59	71	5,213	1,365	△129
		率	7.2	8.3		7.4	0.6	0.3	2.4	2.2	0.1	19.1	8.7	10.4	5.7	1.5	△0.1
	3	数	6,713	621	1.02	7,223	15	6	9	4	5	114	51	63	4,906	1,172	△511
		率	7.3	9.3		7.9	2.2	0.9	1.3	0.6	0.7	16.7	7.5	9.2	5.3	1.3	△0.6
	4	数	6,216	558	0.97	7,804	8	5	14	9	5	112	48	64	5,468	1,158	△1588
		率	6.8	9.0		8.5	1.3	0.8	2.2	1.4	0.8	17.7	7.6	10.1	6.0	1.3	△1.7
世田谷	4	数	1,824	165	0.91	2,038	3	3	7	4	3	24	12	12	—	—	△214
		率	7.2	9.0		8.1	1.6	1.6	3.8	2.2	1.6	13.0	6.5	6.5	—	—	△0.8
北沢	4	数	1,001	83	0.85	1,265	1	1	1	0	1	16	4	12	—	—	△ 264
		率	6.5	8.3		8.2	1.0	1.0	1.0	0.0	1.0	15.7	3.9	11.8	—	—	△1.7
玉川	4	数	1,450	138	1.00	1,905	1	1	4	3	1	36	17	19	—	—	△ 455
		率	6.4	9.5		8.4	0.7	0.7	2.8	2.1	0.7	24.2	11.4	12.8	—	—	△2.0
砧	4	数	1,113	92	1.16	1,469	3	0	0	0	0	22	9	13	—	—	△ 356
		率	6.8	8.3		8.9	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	19.4	7.9	11.5	—	—	△2.1
烏山	4	数	828	80	1.04	1,124	0	0	2	2	0	14	6	8	—	—	△ 296
		率	6.9	9.7		9.4	0.0	0.0	2.4	2.4	0.0	16.6	7.1	9.5	—	—	△2.4

資料:国資料 「令和4年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)
都資料 「令和4年人口動態統計年報速報(概数)」(東京都福祉保健局)
区資料 「令和4年地域保健集計表」
※全国・東京都・世田谷区の分母に用いた人口は、382ページ参照

(7)出生統計

令和4年の出生数は6,216人で、前年の6,713人より497人減少し、出生率(人口千対)は、6.8で前年の7.3より0.5下回った。

①出生数(全国、東京都、世田谷区)　(単位:人)

年次	全国	東京都	世田谷区	地域別内訳				
				世田谷	北　沢	玉　川	砧	烏　山
22	1,071,304	108,135	7,289	1,963	1,009	1,930	1,417	970
27	1,005,677	113,194	8,019	2,252	1,139	2,108	1,451	1,069
2	840,835	99,661	6,684	1,996	1,089	1,545	1,176	878
3	811,622	95,404	6,713	1,922	1,069	1,643	1,220	858
4	770,747	91,097	6,216	1,824	1,001	1,450	1,113	828

(令和3年度世田谷区は不詳1名含む)

②出生率(全国、東京都、世田谷区)　各年10月1日(率＝人口千対)

年次	全国	東京都	世田谷区	地域別内訳				
				世田谷	北　沢	玉　川	砧	烏　山
22	8.5	8.4	8.4	8.2	6.9	9.0	9.1	8.6
27	8.0	8.6	8.8	9.0	7.5	9.4	8.9	9.0
2	6.8	7.4	7.2	7.8	7.1	6.8	7.1	7.2
3	6.6	7.1	7.3	7.6	7.0	7.3	7.4	7.1
4	6.3	6.8	6.8	7.2	6.5	6.4	6.8	6.9

資料:国資料 「令和4年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)
都資料 「令和4年人口動態統計年報速報(概数)」(東京都福祉保健局)
区資料 「令和4年地域保健集計表」

③合計特殊出生率　各年10月1日(率＝※)

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
全国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34	1.30	1.26
東京都	1.09	1.13	1.15	1.24	1.24	1.21	1.20	1.15	1.13	1.08	1.04
世田谷区	0.98	1.04	1.06	1.10	1.10	1.06	1.07	1.01	0.99	1.02	0.97

※合計特殊出産率 ＝ $\left\{ \dfrac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right\}$ の15歳から49歳までの合計

※「母の年齢と出生順位」については374ページ参照

(8)死亡統計

令和4年の死亡数は7,804人で、前年の7,223人より581人増加し、死亡率は8.5で前年より0.6ポイント増加した。

①死亡者数(全国、東京都、世田谷区)　各年10月1日(単位:人)

※死亡数は不詳(平成27年2名、令和2年1名、令和3年2名、令和4年3名)含む

年次	全国	東京都	世田谷区	地域別内訳				
				世田谷	北　沢	玉　川	砧	烏　山
22	1,197,012	104,238	5,882	1,598	1,036	1,409	1,017	822
27	1,290,444	111,673	6,440	1,688	1,126	1,571	1,172	881
2	1,372,755	121,219	6,813	1,793	1,138	1,648	1,327	907
3	1,439,856	127,649	7,223	1,923	1,136	1,652	1,425	1,085
4	1,568,961	139,186	7,804	2,038	1,265	1,905	1,469	1,124

②死亡率(全国、東京都、世田谷区)　各年10月1日(率＝人口千対)

年次	全国	東京都	世田谷区	地域別内訳				
				世田谷	北　沢	玉　川	砧	烏　山
22	9.5	8.1	6.8	6.7	7.0	6.6	6.5	7.3
27	10.3	8.5	7.1	6.8	7.4	7.0	7.2	7.4
2	11.1	9.0	7.4	7.0	7.4	7.3	8.0	7.5
3	11.7	9.5	7.9	7.6	7.4	7.3	8.7	9.0
4	12.9	10.4	8.5	8.1	8.2	8.4	8.9	9.4

資料:国資料 「令和4年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)
都資料 「令和4年人口動態統計年報速報(概数)」(東京都福祉保健局)
区資料 「令和4年地域保健集計表」
主要死因の死亡率等は374～381ページ参照
全国・東京都・世田谷区の分母に用いた人口は、382ページ参照

7. 高齢化の状況

(1)高齢者人口

（令和5年1月1日現在）

	全区	男	女	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
総人口	915,439	433,385	482,054	252,143	153,260	225,786	164,311	119,939
(前年同月比増減数)	-769	-338	-431	-411	174	-59	76	-549
60歳以上	237,982	103,691	134,291	61,933	39,338	61,092	43,806	31,813
総人口に占める割合	26.00%	23.93%	27.86%	24.56%	25.67%	27.06%	26.66%	26.52%
65歳以上	186,734	78,465	108,269	48,915	30,889	47,513	34,263	25,154
総人口に占める割合	20.40%	18.11%	22.46%	19.40%	20.15%	21.04%	20.85%	20.97%
70歳以上	146,926	59,202	87,724	38,583	24,284	37,151	26,997	19,911
総人口に占める割合	16.05%	13.66%	18.20%	15.30%	15.84%	16.45%	16.43%	16.60%
75歳以上	102,890	38,865	64,025	26,878	17,191	25,835	18,866	14,120
総人口に占める割合	11.24%	8.97%	13.28%	10.66%	11.22%	11.44%	11.48%	11.77%
80歳以上	66,214	22,927	43,287	17,125	11,113	16,457	12,266	9,253
総人口に占める割合	7.23%	5.29%	8.98%	6.79%	7.25%	7.29%	7.47%	7.71%
100歳以上	566	66	500	141	109	162	93	61

※資料：住民基本台帳（外国人を含む）

(2)65歳以上親族のいる一般世帯数

年次	総数	親族世帯				非親族世帯	単独世帯
		核家族世帯			その他の親族世帯		
		総数	夫婦のみ	その他			
昭和50年	42,867	19,342	9,220	10,122	18,329	199	4,997
昭和55年	49,909	24,029	12,465	11,564	18,434	188	7,258
昭和60年	57,046	27,834	15,348	12,486	18,740	175	10,297
平成 2年	64,774	33,564	18,878	14,686	16,602	163	14,445
平成 7年	76,409	40,952	22,885	18,067	15,752	183	19,522
平成12年	93,653	49,009	27,222	21,787	13,626	190	30,828
平成17年	101,337	54,790	29,328	25,462	12,618	162	33,767
平成22年	112,221	61,084	32,207	28,877	10,296	631	40,210
平成27年	124,620	75,656	40,064	35,592	8,531	434	39,999
令和2年	132,758	70,647	38,224	32,423	7,694	491	53,926

※資料：令和2年国勢調査　人口等基本集計　第27－1表など

(3)65歳健康寿命(東京保健所長会方式)

65歳健康寿命（東京保健所長会方式）とは、65歳の人が、要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、認定を受ける年齢を平均的に表したものである。

[65歳健康寿命（歳）＝ 65歳 ＋ 65歳平均自立期間（年）]

①令和3年　要支援の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合（東京都との比較）

	男性	女性
東京都	81.37歳	82.99歳
世田谷区	81.83歳	82.91歳

東京都福祉保健局資料

②要支援の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合（区の3年間の推移）

	男性	女性
令和元年度	81.73歳	82.72歳
令和2年度	81.84歳	82.85歳
令和3年度	81.83歳	82.91歳

①令和3年　要介護2の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合（東京都との比較）

	男性	女性
東京都	83.01歳	86.19歳
世田谷区	83.49歳	86.08歳

東京都福祉保健局資料

④要介護2の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合（区の3年間の推移）

	男性	女性
令和元年度	83.40歳	85.90歳
令和2年度	83.55歳	86.11歳
令和3年度	83.49歳	86.08歳

8. 障害者の状況

ここに掲載する統計表は、本区で実施している障害者施策の利用者をもとに作成した。

(1)障害・年齢別人数集計表

（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

障害種別＼年齢構成			総数	年齢構成				
				0～5	6～17	18～19	20～64	65～
＊身体障害者手帳所持者			18,362	118	462	86	5,593	12,103
内訳	視覚障害		1,441	2	38	14	429	958
	聴覚・平衡機能障害		1,883	20	72	17	449	1325
	音声・言語機能障害		509	0	5	1	209	294
	肢体不自由		8,652	56	278	52	2848	5418
	＊内部障害者		6,864	47	146	13	1980	4678
	内部障害内訳	心臓機能	3,332	21	62	7	641	2601
		じん臓機能	1,705	0	9	2	582	1112
		呼吸器機能	226	12	32	2	39	141
		膀胱直腸機能	1,078	4	20	0	218	836
		小腸機能	47	1	4	0	34	8
		免疫機能	489	0	0	0	452	37
		肝臓機能	108	10	24	2	49	23
		不明	0	0	0	0	0	0
愛の手帳所持者（身体障害者手帳との重複者）			4,468 (788)	148 (16)	909 (132)	180 (34)	2,887 (540)	344 (66)
精神障害者保健福祉手帳所持者			7,868	－	－	－	－	－
難病（小児慢性疾患は除く）			8,585	－	－	－	－	－

※＊の内訳は、障害が二つ以上ある場合はそれぞれに計上しているため、内訳の合計と＊の総数とは異なる。

※難病欄の数字は東京都の難病等医療費助成申請書受付件数（但し、変更届、再交付申請、小児慢性疾患等は除く）

（2）身体障害者手帳所持者

（令和5年4月1日現在）

①身体障害者手帳（等級・障害別）

（単位：人）

等級＼障害	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	18,362	1,441	1,883	509	8,652	6,864
1級	6,402	478	149	169	1,987	4,277
2級	2,709	467	398	59	1,740	232
3級	2,904	96	206	167	1,680	838
4級	4,502	125	606	114	2,192	1,517
5級	891	218	19	0	659	0
6級	954	57	505	0	394	0

※内訳は障害が二つ以上ある場合はそれぞれに計上している。

②身体障害者手帳　(等級･年齢構成別)　　(単位：人)

年齢構成 / 等級	総数	年齢構成				
		0～5	6～17	18～19	20～64	65～
総数	18,362	118	462	86	5,593	12,103
1級	6,402	71	229	36	2,023	4,043
2級	2,709	16	83	22	1,096	1,492
3級	2,904	14	65	13	809	2,003
4級	4,502	8	43	7	1,021	3,423
5級	891	1	14	2	346	528
6級	954	8	28	6	298	614

③身体障害者手帳 (地域･障害別)　　(単位：人)

障害 / 地域	総数	視覚障害	聴覚･平衡機能障害	音声･言語機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	18,362	1,441	1,883	509	8,652	6,864
世田谷	4,924	356	575	135	2,272	1,827
北沢	2,986	239	283	75	1,447	1,129
玉川	4,137	320	406	119	1,923	1,571
砧	3,557	275	342	103	1,732	1,307
烏山	2,758	251	277	77	1,278	1,030

※内訳は障害が二つ以上ある場合はそれぞれに計上している。

④身体障害者手帳 (地域･年齢構成別)　　(単位：人)

年齢構成 / 地域	総数	年齢構成				
		0～5	6～17	18～19	20～64	65～
総数	18,362	118	462	86	5,593	12,103
世田谷	4,924	21	102	13	1,500	3,288
北沢	2,986	14	63	11	925	1,973
玉川	4,137	27	94	15	1,221	2,780
砧	3,557	38	139	28	1,067	2,285
烏山	2,758	18	64	19	880	1,777

⑤身体障害者手帳 (地域･等級別)　　(単位：人)

等級 / 地域	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
総数	18,362	6,402	2,709	2,904	4,502	891	954
世田谷	4,924	1,631	691	765	1,329	242	266
北沢	2,986	979	442	503	753	155	154
玉川	4,137	1,473	600	658	1,023	190	193
砧	3,557	1,286	544	577	789	171	190
烏山	2,758	1,033	432	401	608	133	151

(3) 愛の手帳所持者　　(令和5年4月1日現在)

①愛の手帳 (程度･年齢構成別)　　(単位：人)

年齢構成 / 程度	総数	年齢構成				
		0～5	6～17	18～19	20～64	65～
総数	4,468	148	909	180	2,887	344
1度	143	0	7	7	115	14
2度	1,320	15	253	56	923	73
3度	1,074	35	236	26	658	119
4度	1,931	98	413	91	1,191	138

②愛の手帳（地域・年齢構成別）　（単位：人）

年齢構成／地域	総　数	年　齢　構　成				
		0～5	6～17	18～19	20～64	65～
総　数	4,468	148	909	180	2,887	344
世田谷	1,147	44	218	30	754	101
北　沢	655	19	108	35	438	55
玉　川	907	28	207	38	579	55
砧	1,017	33	234	48	639	63
烏　山	742	24	142	29	477	70

③愛の手帳（地域・程度別）　（単位：人）

程度／地域	総　数	1度	2度	3度	4度
総　数	4,468	143	1,320	1,074	1,931
世田谷	1,147	34	326	291	496
北　沢	655	17	200	157	281
玉　川	907	33	265	220	389
砧	1,017	38	313	230	436
烏　山	742	21	216	176	329

（4）精神障害者保健福祉手帳 等級別所持者数 （各年3月31日）

（単位：人）

総　数	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	379	408	427	453	450
2級	3,140	3,342	3,425	3,788	3,886
3級	2,668	2,965	2,942	3,207	3,532
合計	6,187	6,715	6,794	7,448	7,868

(5) 障害者数の推移

各年4月1日現在（単位：人）

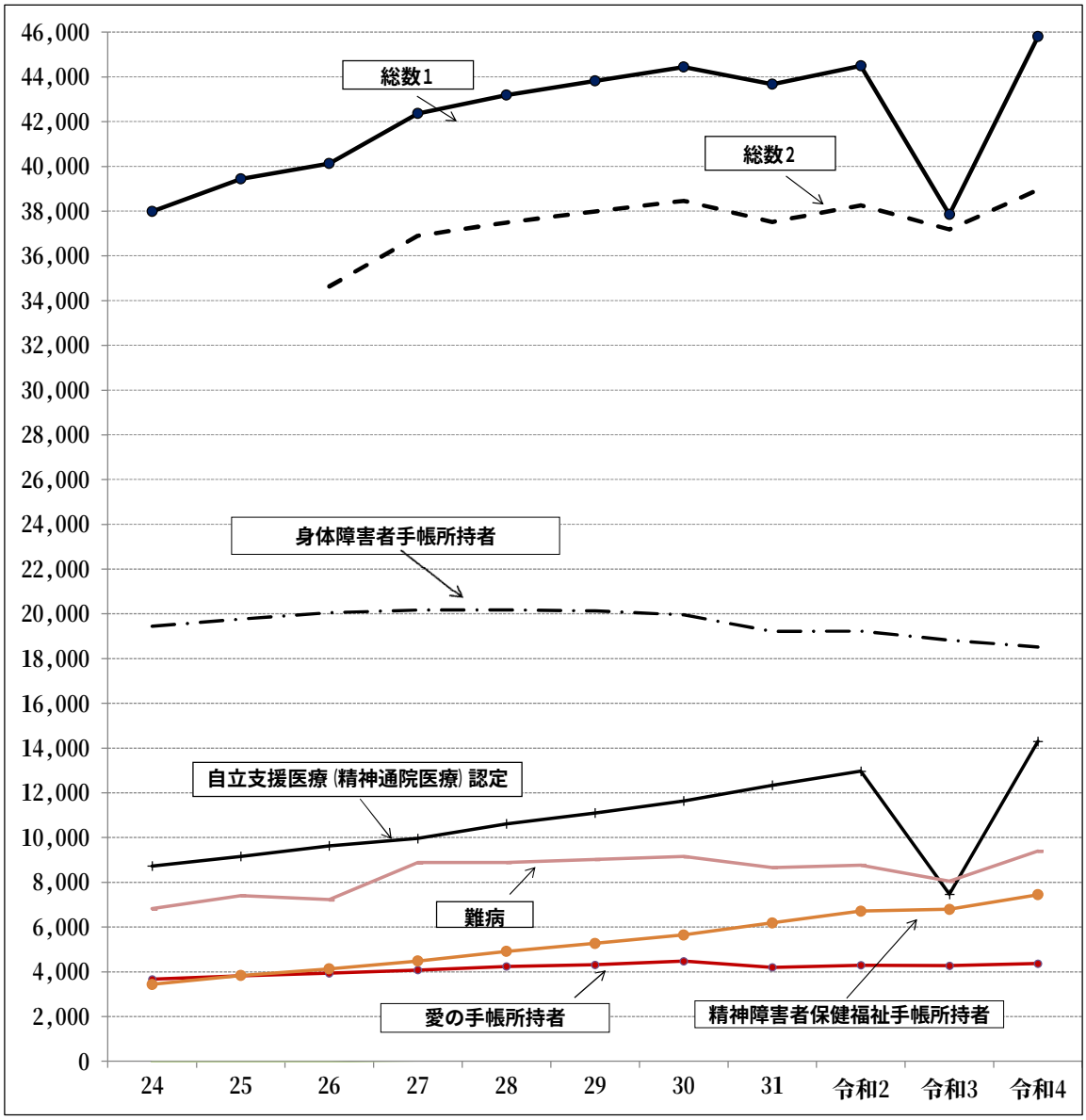

（単位：人）

	24	25	26	27	28	29	30	31	令和2	令和3	令和4	令和5
総数１（身体手帳所持者＋愛の手帳所持者（重複所持者数を除く）＋自立支援医療費（精神通院医療）＋難病	37,983	39,448	40,127	42,365	43,183	43,825	44,446	43,670	44,500	37,851	45,800	46,080
総数２（各手帳所持者（重複所持者数を除く）＋難病）			34,629	36,889	37,482	37,991	38,455	37,519	38,249	37,180	38,950	38,495
身体障害者手帳所持者	19,443	19,761	20,047	20,162	20,173	20,131	19,947	19,215	19,231	18,815	18,516	18,362
愛の手帳所持者	3,665	3,813	3,937	4,081	4,238	4,314	4,474	4,199	4,292	4,276	4,366	4,468
（身体障害者手帳との重複者）	(672)	(692)	(709)	(724)	(733)	(750)	(766)	(745)	(756)	(759)	(776)	(788)
精神障害者保健福祉手帳所持者※1	3,435	3,835	4,130	4,485	4,911	5,270	5,648	6,187	6,715	6,794	7,448	7,868
前年度自立支援医療費（精神通院医療）認定件数※1	8,724	9,155	9,628	9,961	10,612	11,104	11,639	12,338	12,966	7,465	14,298	15,453
難　　病（小児慢性疾患は除く）	6,823	7,411	7,224	8,885	8,893	9,026	9,152	8,663	8,767	8,054	9,396	8,585
（対象疾病数）	(82)	(82)	(82)	(131)	(306)	(330)	(331)	(331)	(333)	(338)	(338)	(338)

＊ 総数１　身体障害者手帳所持者と愛の手帳所持者（重複所持者数を除く）＋自立支援医療費（精神通院医療）認定件数＋難病
＊ 総数２　各手帳の所持者数合計（身体障害者手帳と愛の手帳の重複所持者数を除く）＋難病
＊ 身体障害者手帳範囲拡大　平成22年度肝臓機能障害
＊ 身体障害者手帳所持者と愛の手帳所持者　平成31年度に、本人・家族等から転出や死亡等の申し出がされていない住民票除票者を除いた数値に変更
＊ 難病欄の数字　東京都の難病等医療費助成の申請件数　（但し、変更届、再交付申請、小児慢性疾患等は除く）
※1　出典　東京都福祉保健局

9. 児童の状況

(1)児童人口の推移

（単位：人）

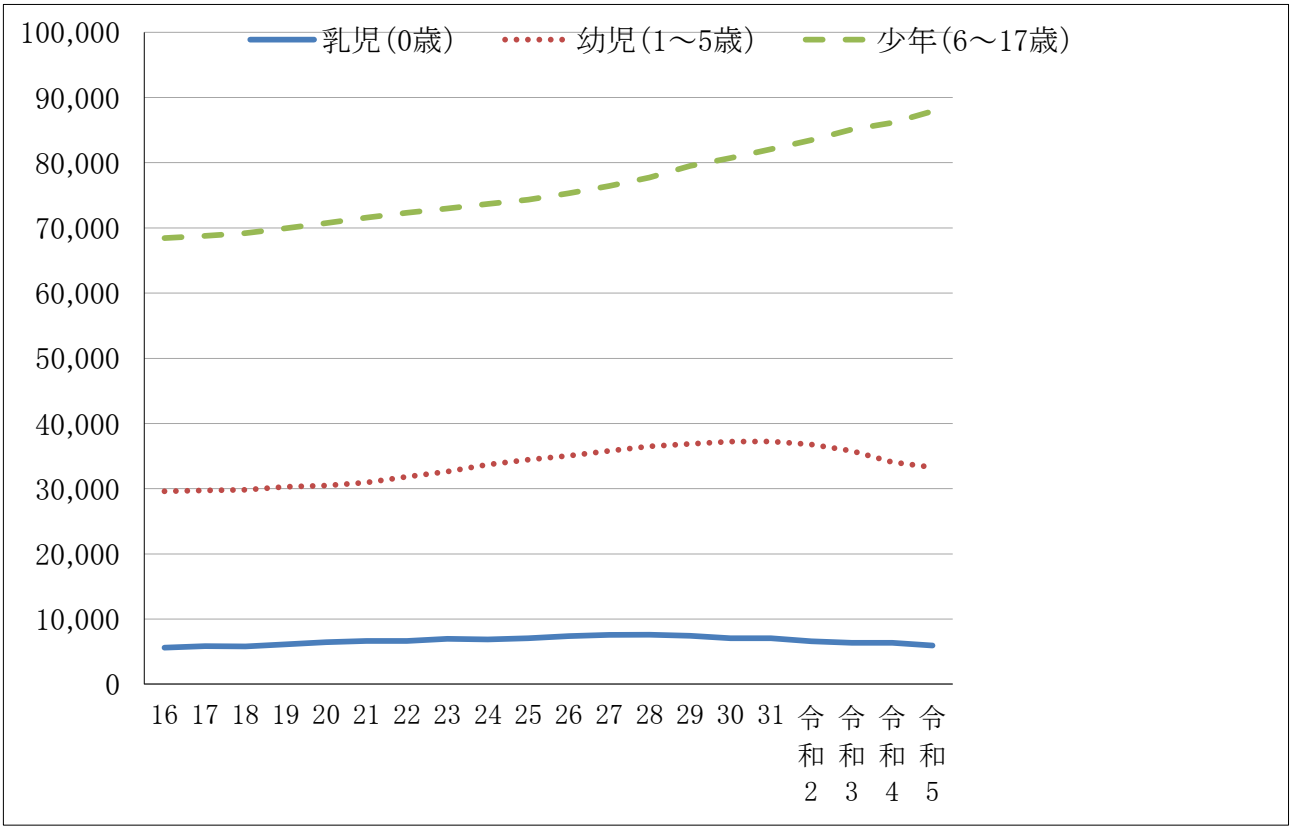

各年1月1日		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
総人口		799,938	804,730	810,983	820,920	825,782	830,103	831,654	835,819	840,522	845,922
児童人口(0～17歳)		103,668	104,340	104,868	106,402	107,661	109,154	110,806	112,622	114,222	115,826
内訳	乳児(0歳)	5,621	5,838	5,804	6,147	6,462	6,642	6,624	6,996	6,872	7,060
	幼児(1～5歳)	29,605	29,721	29,850	30,291	30,479	30,946	31,837	32,632	33,686	34,447
	少年(6～17歳)	68,442	68,781	69,214	69,964	70,720	71,566	72,345	72,994	73,664	74,319

各年1月1日		26	27	28	29	30	31	令和2	令和3	令和4	令和5
総人口		852,707	858,639	866,406	874,339	880,176	887,528	894,452	898,208	895,180	892,345
児童人口(0～17歳)		117,745	119,798	121,828	123,843	125,029	126,378	126,891	127,302	126,579	127,140
内訳	乳児(0歳)	7,377	7,577	7,605	7,447	7,075	7,075	6,595	6,377	6,370	5,952
	幼児(1～5歳)	35,068	35,788	36,478	36,867	37,229	37,223	36,803	35,800	34,079	33,291
	少年(6～17歳)	75,300	76,433	77,745	79,529	80,725	82,080	83,493	85,125	86,130	87,897

※注　日本人のみ

(2)乳幼児の養育状況

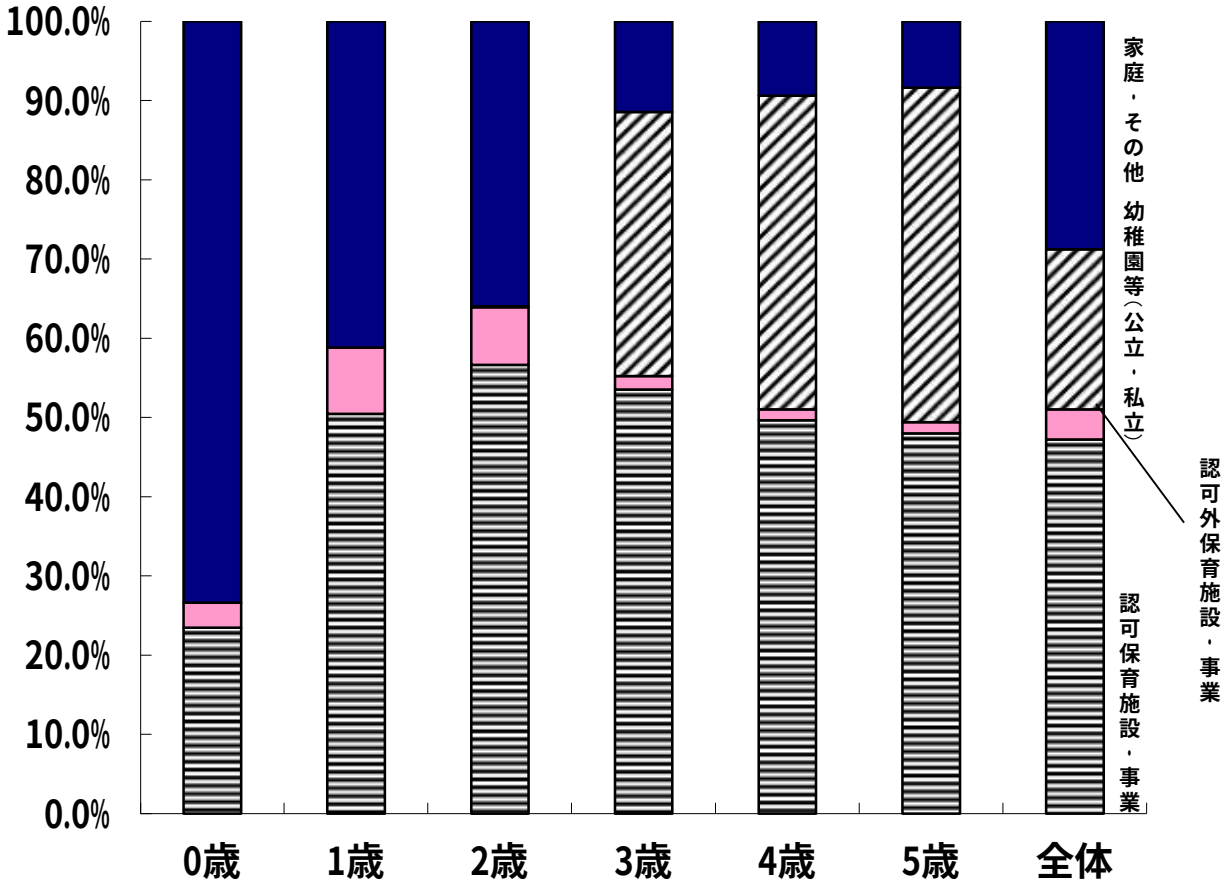

	0歳	%	1歳	%	2歳	%	3歳	%	4歳	%	5歳	%	全体	%
(a) 認可保育施設･事業※	1,399	23.5%	3,220	50.5%	3,504	56.6%	3,438	53.5%	3,417	49.7%	3,396	48.0%	18,374	47.2%
(b) 認可外保育施設･事業※	187	3.1%	532	8.3%	451	7.3%	110	1.7%	94	1.4%	99	1.4%	1,473	3.8%
(c) 幼稚園等※(公立･私立)	0	0.0%	0	0.0%	7	0.1%	2,140	33.3%	2,725	39.6%	2,988	42.2%	7,860	20.2%
家庭･その他※	4,369	73.4%	2,625	41.2%	2,224	36.0%	734	11.4%	645	9.4%	590	8.3%	11,187	28.8%
(d) 乳幼児人口(令和5年4月1日時点)	5,955		6,377		6,186		6,422		6,881		7,073		38,894	

※認可保育施設･事業の在園児数は、認可保育園、認定こども園（保育園枠）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、居宅訪問型保育事業の総在園児数
※認可外保育施設･事業の在園児数は、認証保育所、保育室、保育ママ、企業主導型保育事業（地域枠）の総在園児数
※幼稚園等の在園児数は、認定こども園（幼稚園枠）の在園児数を含む
※家庭･その他は、(d) −{(a) ＋ (b) ＋ (c)}の人数

10. 予算

(1)令和5年度一般会計歳出予算

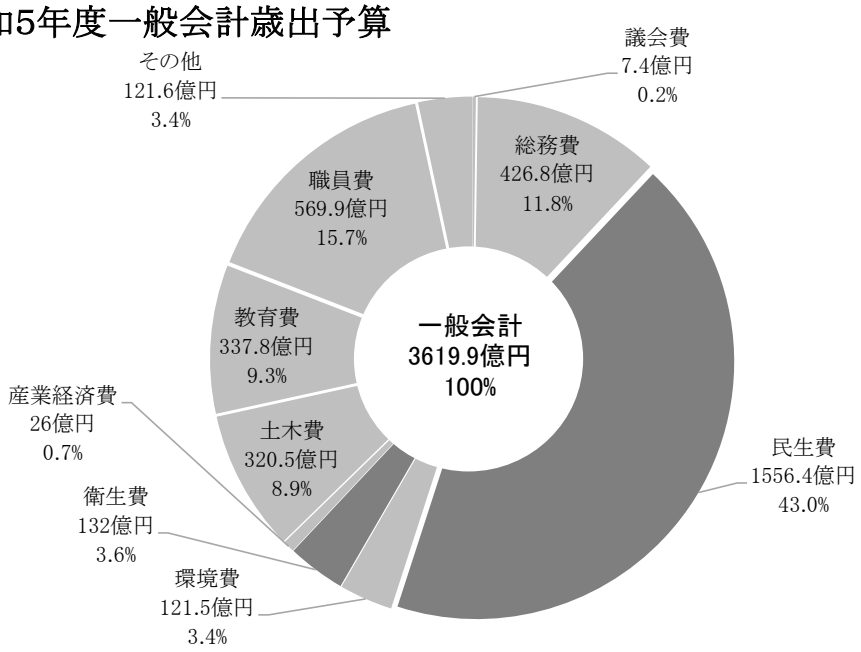

(単位:千円)

議会費	総務費	民生費	環境費	衛生費	産業経済費	土木費	教育費	職員費	その他	合計
742,398	42,679,398	155,644,601	12,150,107	13,195,469	2,595,783	32,046,256	33,783,543	56,985,363	12,163,654	361,986,572
0.2%	11.8%	43.0%	3.4%	3.6%	0.7%	8.9%	9.3%	15.7%	3.4%	100.0%

(2)令和5年度民生費歳出予算

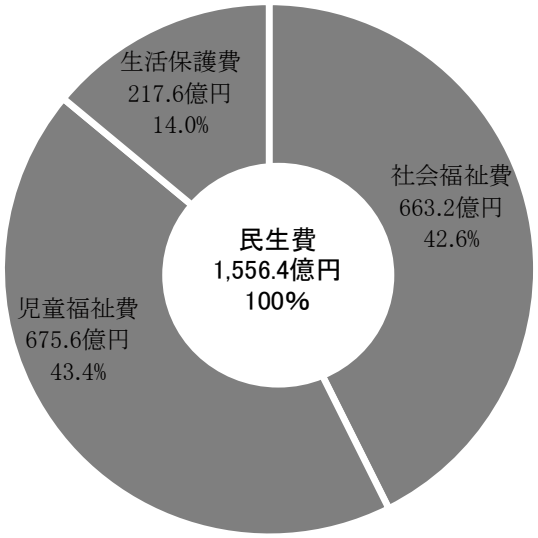

(単位:千円)

社会福祉費	児童福祉費	生活保護費	合計
66,321,347	67,558,939	21,764,315	155,644,601
42.6%	43.4%	14.0%	100.0%

(3)令和5年度衛生費歳出予算

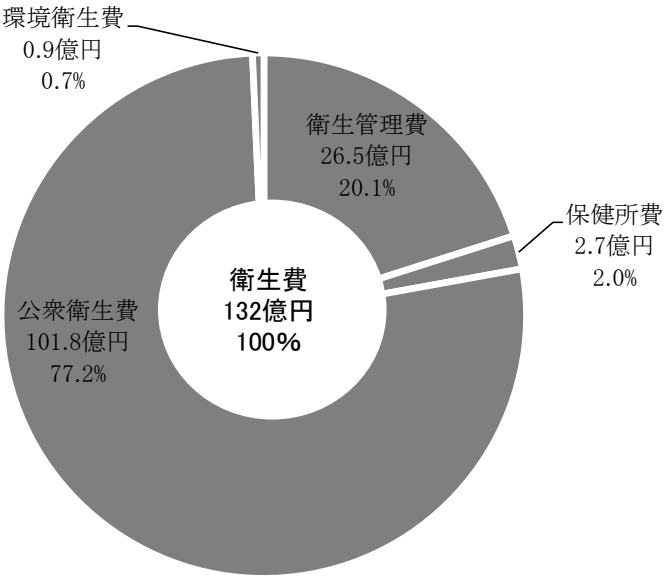

（単位：千円）

衛生管理費	保健所費	公衆衛生費	環境衛生費	合計
2,653,094	268,239	10,181,874	92,262	13,195,469
20.1%	2.0%	77.2%	0.7%	100.0%

(4)令和5年度特別会計予算（福祉関連）

（単位：千円）

国民健康保険事業会計	85,860,011
後期高齢者医療会計	24,548,313
介護保険事業会計	72,852,211

(5)民生費歳出決算額の推移

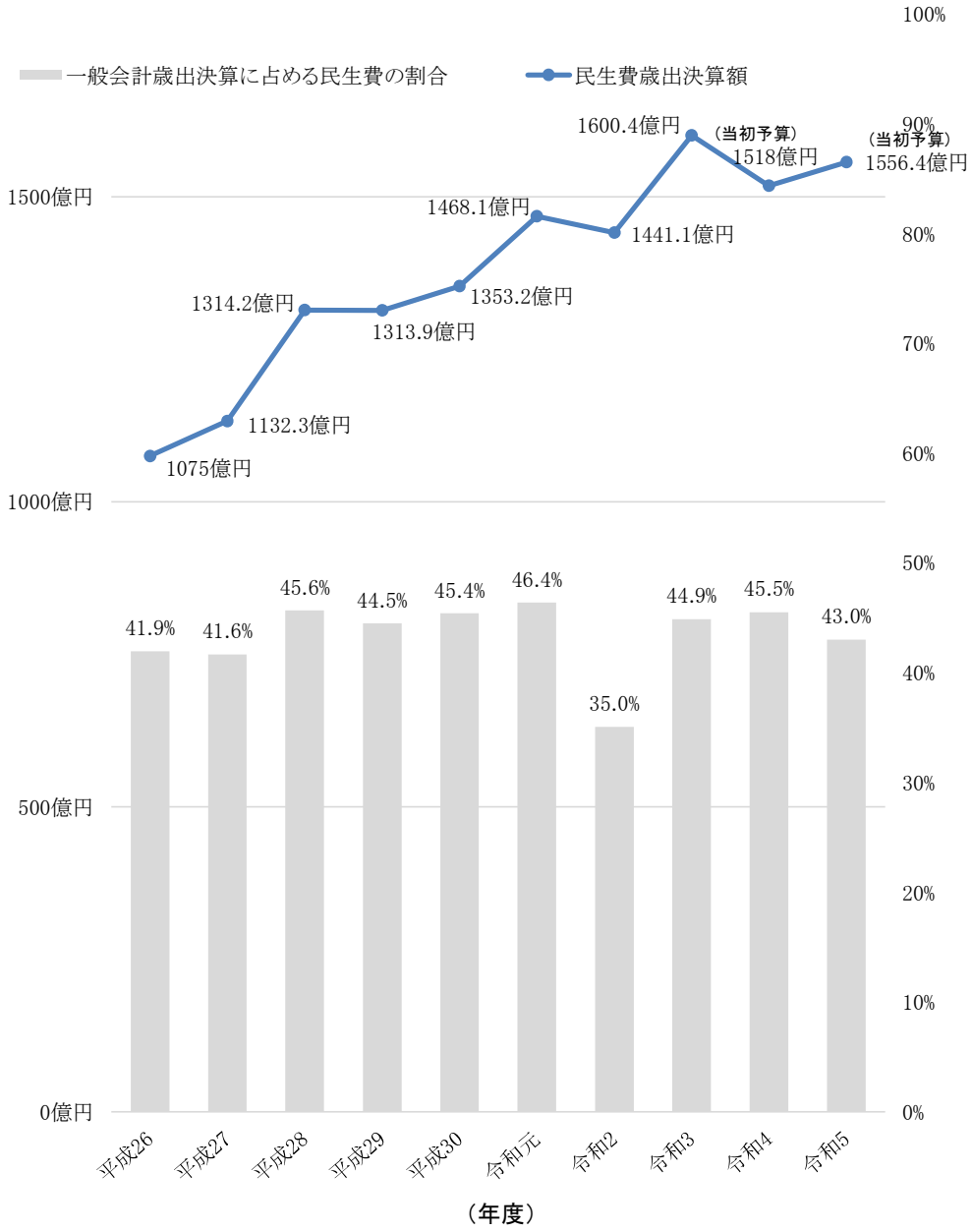

(単位:円)

年度	民生費歳出決算額
平成26年度	107,501,493,109
27年度	113,227,309,393
28年度	131,415,339,582
29年度	131,385,608,326
30年度	135,320,061,071
令和元年度	146,807,052,953
2年度	144,106,014,104
3年度	160,044,240,616
4年度	151,796,163,000
5年度	155,644,601,000

※直近2年は歳出当初予算額

(6)衛生費歳出決算額の推移

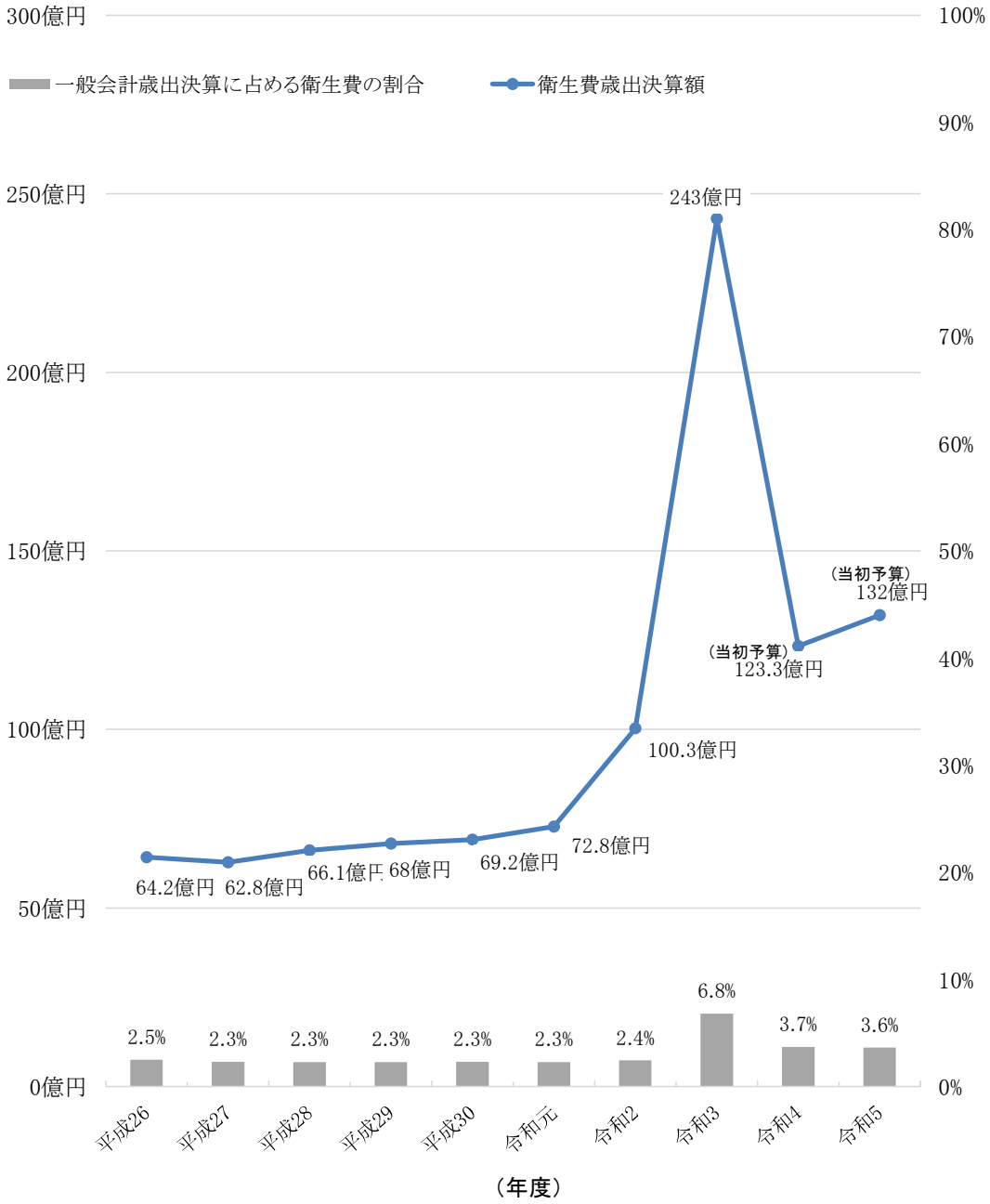

(単位:円)

年度	衛生費歳出決算額
平成26年度	6,417,140,960
27年度	6,281,930,349
28年度	6,613,576,100
29年度	6,798,120,754
30年度	6,924,728,704
令和元年度	7,284,932,962
2年度	10,027,167,520
3年度	24,295,929,259
4年度	12,329,097,000
5年度	13,195,469,000

※直近2年は歳出当初予算額

(7)民生費(項別)歳出決算額の推移

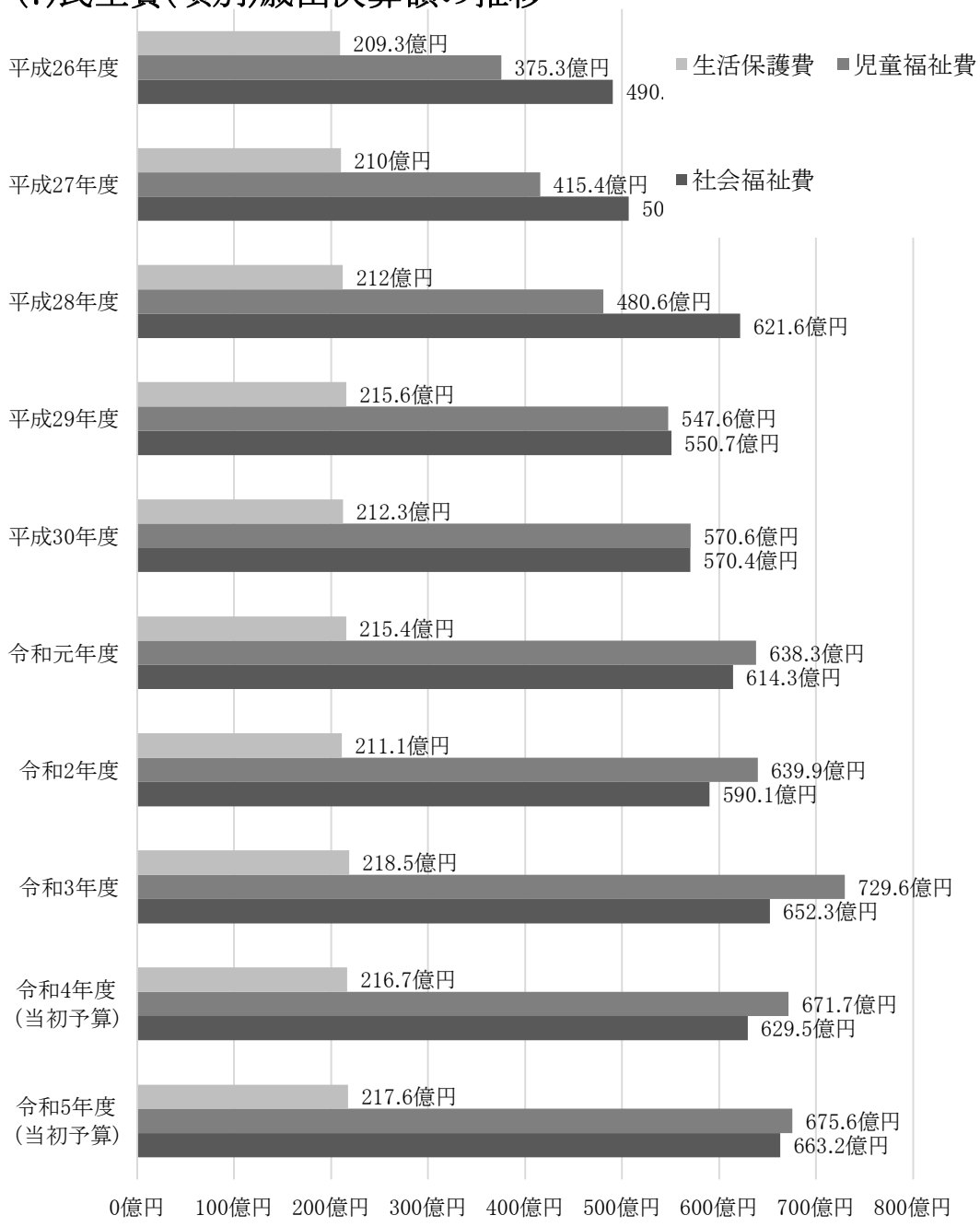

(単位:円)

年度	生活保護費	児童福祉費	社会福祉費
平成26年度	20,931,218,528	37,529,456,408	49,040,818,173
27年度	21,003,672,927	41,536,472,496	50,687,163,970
28年度	21,200,800,961	48,059,052,954	62,155,485,667
29年度	21,559,796,677	54,756,518,637	55,069,293,012
30年度	21,225,473,781	57,055,584,018	57,039,003,272
令和元年度	21,538,795,066	63,833,990,367	61,434,267,520
2年度	21,105,849,477	63,987,230,683	59,012,933,944
3年度	21,849,510,166	72,960,689,798	65,234,040,652
4年度	21,671,697,000	67,170,557,000	62,953,909,000
5年度	21,764,315,000	67,558,939,000	66,321,347,000

※直近2年は歳出当初予算額

(8)衛生費(項別)歳出決算額の推移

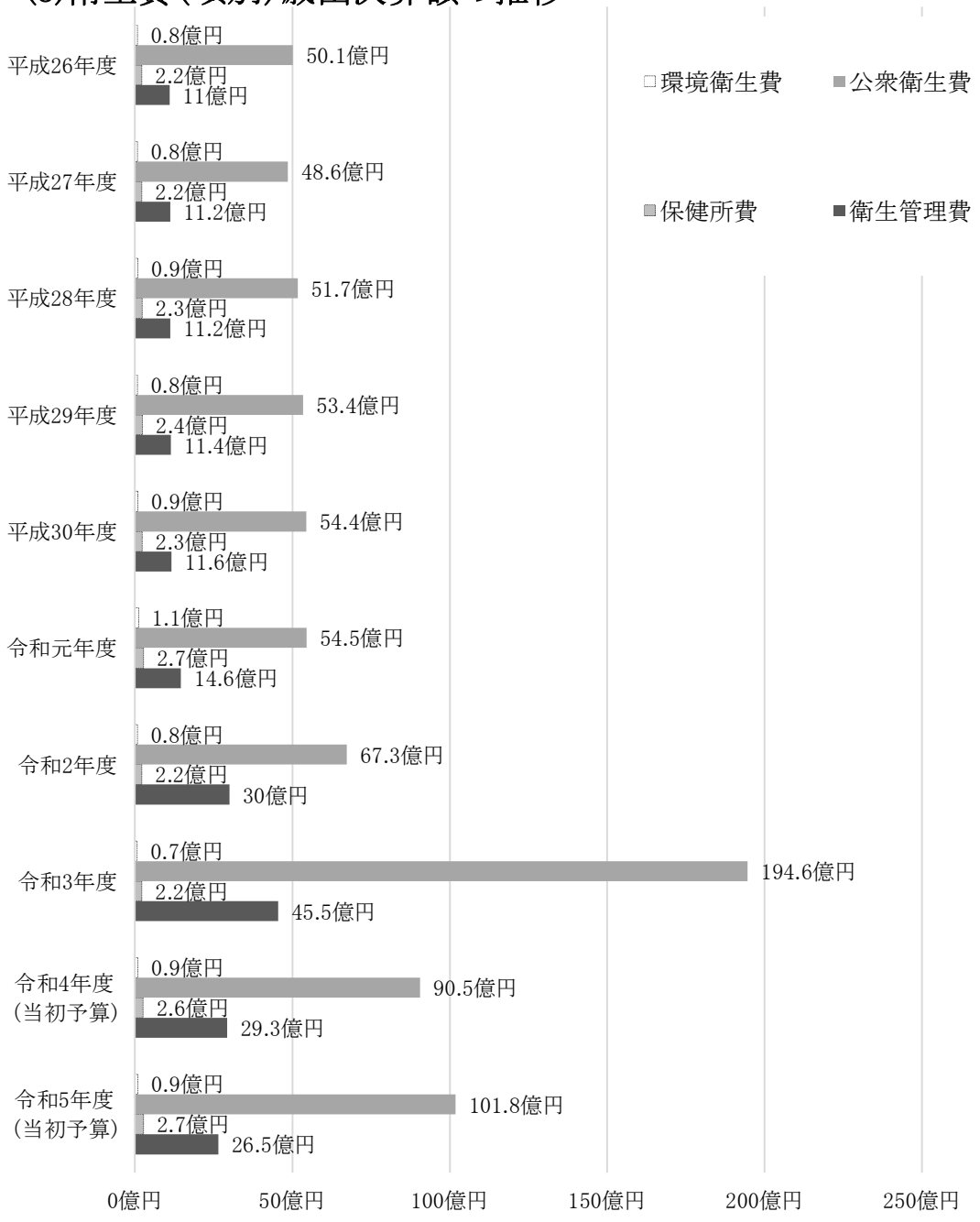

(単位:円)

年度	環境衛生費	公衆衛生費	保健所費	衛生管理費
平成26年度	84,923,795	5,008,344,961	221,977,892	1,101,894,312
27年度	80,185,937	4,859,789,292	222,614,235	1,119,340,885
28年度	88,637,051	5,171,168,420	231,347,308	1,122,423,321
29年度	80,571,891	5,341,664,366	235,282,986	1,140,601,511
30年度	91,505,131	5,439,579,405	231,703,493	1,161,940,675
令和元年度	108,091,763	5,448,112,646	268,742,042	1,459,986,511
2年度	80,175,536	6,730,243,428	218,364,389	2,998,384,167
3年度	67,922,553	19,460,040,135	217,378,495	4,550,588,076
4年度	91,952,000	9,045,639,000	262,398,000	2,929,108,000
5年度	92,262,000	10,181,874,000	268,239,000	2,653,094,000

※直近2年は歳出当初予算額

第 2 章　高齢者保健福祉

1．介護保険

介護保険

介護保険は、介護を必要とする人を社会全体で支えるため、平成 12 年度に創設された社会保障制度であり、介護が必要となってもできる限り自立した日常生活を送れるよう、利用者自らの選択に基づいて必要なサービスを提供する仕組みである。

1．保険者・被保険者

(1) 保険者	世田谷区
(2) 被保険者	区内に住所を有する 40 歳以上の者。65 歳以上を第 1 号被保険者、40 歳～64 歳までの医療（健康）保険加入者を第 2 号被保険者とする。 第 1 号被保険者　187,928 人　（令和 5 年 3 月 31 日現在）

2．資格の取得・喪失

窓　　口	各総合支所くみん窓口、各出張所（まちづくりセンターを除く）、高齢福祉部介護保険課資格保険料係 各総合支所保健福祉課、各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）【第 2 号被保険者の認定申請に伴う場合に限る。】
事業所管	高齢福祉部介護保険課資格保険料係
(1) 資格取得	**第 1 号被保険者** 65 歳になったとき（生活保護法適用者を含む） 65 歳以上の方が世田谷区に転入したとき **第 2 号被保険者** 世田谷区民の医療（健康）保険加入者が 40 歳になったとき 40 歳以上の医療（健康）保険加入者が世田谷区に転入したとき 生活保護法適用廃止となり医療（健康）保険に加入したとき
(2) 資格喪失	**第 1 号被保険者** 世田谷区から転出したとき 死亡したとき **第 2 号被保険者** 世田谷区から転出したとき 死亡したとき 生活保護法適用開始となり医療（健康）保険を脱退したとき

3．保険料

窓　　口	各総合支所くみん窓口、各出張所（まちづくりセンターを除く）、 高齢福祉部介護保険課資格保険料係、保健福祉政策部保険料収納課
事業所管	高齢福祉部介護保険課資格保険料係
(1) 保険料の賦課	**第 1 号被保険者** 世田谷区介護保険条例で所得に応じて段階別に定めており、個人単位で賦課する。 介護保険の運営に必要な保険料の算定は、被保険者数や介護給付費等介護保険に要する費用などをもとに行う。 令和 4 年度の保険料は、第 8 期介護保険事業計画に基づいて設定した。 **第 2 号被保険者** 加入している医療保険の保険者ごとに異なる。

(2)令和４年度第１号被保険者の保険料

年間保険料額（令和４年度）

保険料区分	対象となる方	保険料率	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者 中国残留邦人等生活支援給付受給者 老齢福祉年金受給者で本人および世帯(注1)全員が住民税非課税	基準額×0.30 (注4)	22,248円
第2段階	本人および世帯(注1)全員が住民税非課税で、本人の公的年金収入金額(注2)と合計所得金額(注3)（公的年金に係る雑所得金額を除く）の合計が80万円以下	基準額×0.30 (注4)	22,248円
第3段階	本人および世帯(注1)全員が住民税非課税で、本人の公的年金収入金額(注2)と合計所得金額(注3)（公的年金に係る雑所得金額を除く）の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.50 (注4)	37,080円
第4段階	本人および世帯(注1)全員が住民税非課税で、本人の公的年金収入金額(注2)と合計所得金額(注3)（公的年金に係る雑所得金額を除く）の合計が120万円を超える	基準額×0.65 (注4)	48,204円
第5段階	本人が住民税非課税で同一世帯(注1)に住民税課税者がおり、本人の公的年金収入金額(注2)と合計所得金額(注3)（公的年金に係る雑所得金額を除く）の合計が80万円以下	基準額×0.85	63,036円
第6段階	本人が住民税非課税で同一世帯(注1)に住民税課税者がおり、本人の公的年金収入金額(注2)と合計所得金額(注3)（公的年金に係る雑所得金額を除く）の合計が80万円を超える	基準額 (月6,180円)	74,160円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注2)が120万円未満	基準額×1.15	85,284円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注2)が120万円以上210万円未満	基準額×1.25	92,700円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注2)が210万円以上320万円未満	基準額×1.40	103,824円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注2)が320万円以上400万円未満	基準額×1.60	118,656円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注2)が400万円以上500万円未満	基準額×1.70	126,072円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注2)が500万円以上700万円未満	基準額×1.90	140,904円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注2)が700万円以上1,000万円未満	基準額×2.30	170,568円
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注2)が1,000万円以上1,500万円未満	基準額×2.70	200,232円
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注2)が1,500万円以上2,500万円未満	基準額×3.20	237,312円
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注2)が2,500万円以上3,500万円未満	基準額×3.70	274,392円
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注2)が3,500万円以上	基準額×4.20	311,472円

(注1)世帯：世帯状況はその年度の４月１日時点のもので判断する。年度の途中で65歳なった方、転入した方は資格の取得日で判断する。年度の途中で世帯

	状況に変更があっても翌年度まで保険料に変更はない。 (注 2)公的年金収入金額：老齢基礎年金、国民年金、厚生年金、共済年金、年金恩給などの公的年金に対する年間受給額。 (注3)合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額。分離課税所得も含まれ、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額をさす。土地建物等の譲渡所得がある場合は、合計所得金額より特別控除額を除いた金額となる。 保険料を合計所得金額で算定することは、介護保険法施行令第 38 条及び 39 条によって規定されている。 平成 30 年度税制改正に伴い、令和 3 年度より給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から 10 万円を控除する。 (注 4)第 1 段階～第 4 段階は国の制度による公費投入を行い、基準額に対する料率両立を軽減している。
(3) 保険料の徴収	**第 1 号被保険者** 年額 18 万円以上の公的年金受給者は、各年金保険者が年金より徴収し、区に納入する特別徴収となる。平成 18 年度から遺族年金と障害年金も対象となった。 その他は、保険者である区が納付書・口座振替等により個別に徴収（普通徴収）。 なお、平成 30 年度より延滞金の徴収を開始した。
	第 2 号被保険者 医療（健康）保険者が行う。
(4) 保険料の減額・免除	**保険料の徴収猶予・減免** 火災・震災・風水害等、特別な理由がある方に対し、保険料の徴収猶予・減免について介護保険条例で定めている。 **区独自減額** 保険料段階が第 3 段階または第 4 段階で、年間収入が 150 万円以下・預貯金 350 万円以下（単身者の場合）など、収入・資産等の要件を満たす者を対象に、保険料を減額する制度を設けている。 **その他の減額・免除** 第 10 章「新型コロナウイルス感染症の影響に係る介護保険料の減額・免除」参照

＜介護保険料（第 1 号被保険者）収納状況＞　（単位：円）

年度	内訳		調定額 A	収入額 B	還付未済 C	収納額 D(B-C))	不納損額 E	収納未済額 F(A-D-E)	収納率 (D/A×100)
4	普通徴収分	件数	267,891	241,482	643	240,839	0	27,052	
		金額	2,362,200,172	2,179,598,353	6,884,011	2,172,714,342	0	189,485,830	91.98
	特別徴収分	件数	954,905	957,548	2,643	954,905	0	0	
		金額	13,313,345,875	13,342,517,341	29,171,466	13,313,345,875	0	0	100.00
	滞納繰越分	件数	49,966	11,305	76	11,229	17,811	20,926	
		金額	337,951,676	80,554,529	569,671	79,984,858	119,766,293	138,200,525	23.67
	計	件数	1,272,762	1,210,335	3,362	1,206,973	17,811	47,978	
		金額	16,013,497,723	15,602,670,223	36,625,148	15,566,045,075	119,766,293	327,686,355	97.21

＜介護保険料の減額・免除＞　（単位：人）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
(1) 火災、失業等による保険料の減免	4	6	4
(2) 東日本大震災の被災地等からの転入者に対する減免	6	7	5
(3) 保険料の区独自減額	24	54	46
(4) 令和元年台風 19 号で被災された方に対する減免	74	－	－
(5) 新型コロナウイルス感染症にかかる減免	4,430	463	100

4. 要介護認定

窓　　口	各総合支所保健福祉課、各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護保険課介護認定審査事務係、各総合支所保健福祉課

介護保険制度において介護保険サービスを利用するためには、介護が必要であるとの認定（要介護・要支援認定）を受けなければならない。
認定にあたっては、区の職員等の調査員が実施する本人の状態についての聞き取り等の調査結果と、主治医作成の意見書をもとに、介護認定審査会において要介護状態等の区分などを審査・判定し、その結果をもとに区が認定をしている。

介護認定審査会

世田谷区の介護認定審査会は 60 の部会があり、それぞれの部会は保健・医療・福祉各分野の専門家 4 名で構成されている。原則として 2 週間に 60 の部会が開催されており、要介護状態区分などの審査・判定を行っている。
第 10 章「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱い」参照

＜要介護認定の申請・審査判定状況（令和 4 年度）＞

(1)要介護認定申請状況及び審査会開催数　　（単位：件）

管轄	申請件数	内訳					審査件数	取下却下
		新規	区分変更	更新	コロナ延長	その他		
世田谷	11,115	3,078	1,158	6,767	4,161	112	6,165	120
北沢	7,378	1,730	717	4,858	3,248	73	3,640	29
玉川	10,320	2,649	940	6,614	3,876	117	5,809	67
砧	8,325	2,024	827	5,370	3,419	104	4,342	60
烏山	6,067	1,716	628	3,656	2,115	67	3,479	106
合計	43,205	11,197	4,270	27,265	16,819	473	23,435	382
(参考)3年度合計	33,808	10,759	4,186	18,398	12,517	465	19,045	330

審査会開催数	1,023 回	※令和 3 年度審査会開催数 901 回

※管轄別の件数は、被保険者の住所による分類であり、実際に各管轄が受付けた件数と異なる。(2)も同じ。

(2)審査判定状況　　※在宅・施設等の区分は、認定調査段階での状況　　（単位：件）

		非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
世田谷		21	630	729	1,162	1,085	839	873	826
北沢		9	274	415	742	662	551	497	490
玉川		24	627	708	1,042	950	743	878	837
砧		14	428	489	838	777	602	651	543
烏山		49	622	374	613	498	458	421	444
合計		117	2,581	2,715	4,397	3,972	3,193	3,320	3,140
割合		0.5%	11.0%	11.6%	18.8%	16.9%	13.6%	14.2%	13.4%
在宅		94	2,316	2,479	3,387	2,793	1,610	1,051	807
施設	特養	0	0	0	5	19	137	270	333
	老健	0	2	0	9	23	50	82	51
	療養	0	0	0	1	0	0	4	10
	その他	23	263	236	995	1,137	1,396	1,913	1,939

(3) 1次判定から2次判定の変更状況　　(単位：件)

		二次判定								
		非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
一次判定	非該当	114	317	18	33	4				486
	要支援1	3	2,227	270	249	18	1			2,768
	要支援2		36	2,376	401	41	4			2,858
	要介護1		1	51	3,701	662	35	1		4,451
	要介護2				13	3,239	498	6	1	3,757
	要介護3					7	2,620	376	9	3,012
	要介護4					1	32	2,893	341	3,267
	要介護5						3	44	2,789	2,836
	合計	117	2,581	2,715	4,397	3,972	3,193	3,320	3,140	23,435

(4) 判定区分別の変更件数・割合

	軽度	変更なし	重度	合計	軽度	変更なし	重度	合計
非該当	－	114	372	486	***	23.5%	76.5%	100.0%
要支援1	3	2,227	538	2,768	0.1%	80.5%	19.4%	100.0%
要支援2	36	2,376	446	2,858	1.3%	83.1%	15.6%	100.0%
要介護1	52	3,701	698	4,451	1.2%	83.1%	15.7%	100.0%
要介護2	13	3,239	505	3,757	0.4%	86.2%	13.4%	100.0%
要介護3	7	2,620	385	3,012	0.2%	87.0%	12.8%	100.0%
要介護4	33	2,893	341	3,267	1.0%	88.6%	10.4%	100.0%
要介護5	47	2,789	－	2,836	1.7%	98.3%	***	100.0%
合計	191	19,959	3,285	23,435	0.8%	85.2%	14.0%	100.0%
			(参考) 3年度の変更割合		0.7%	84.1%	15.2%	

(5) 認定者数　　(単位：人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
要支援1	5,113	4,882	5,316	5,075	5,356	5,305	5,342	5,180
要支援2	4,604	4,541	4,935	5,351	5,773	5,624	5,600	5,453
要介護1	7,459	7,693	7,811	7,341	7,006	7,364	8,048	8,302
要介護2	6,682	6,775	6,768	7,462	7,721	7,806	7,702	7,672
要介護3	4,966	5,189	5,296	5,231	5,376	5,521	5,736	5,857
要介護4	4,621	4,788	4,819	4,912	4,924	5,080	5,340	5,492
要介護5	4,214	4,169	4,113	4,139	4,109	4,126	3,939	4,002
認定者計	37,659	38,037	39,058	39,511	40,265	40,826	41,707	41,958

※第2号被保険者を含む。

※介護保険事業状況報告各年度末現在の人数。

5. 保険の給付

窓　　口	各総合支所保健福祉課、高齢福祉部介護保険課保険給付係
事業所管	高齢福祉部介護保険課保険給付係

要介護（要支援）であるとの認定を受け、居宅または施設での介護（介護予防）サービス利用者に対し、要介護(要支援)の段階に応じた給付を行う。
給付は利用した費用の９割（一定以上所得者は８割または７割）で、１割（一定以上所得者は２割または３割）は利用者の自己負担（区分支給限度基準額を超えた部分は全額自己負担)。

(1) 介護給付・予防給付の種類

① 居宅サービス（介護予防給付は、要支援の者に介護予防を目的としたサービスを行う。）

・訪問介護
訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事の介護や、調理・洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言など、必要な日常生活上の世話を行う。
＊要支援１・２の方は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス（P.86）を参照。

・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
移動入浴車等で簡易浴槽を居宅に運び、看護師や介護職員が、身体の清潔の保持や心身機能の維持のために入浴介護を行う。

・訪問看護・介護予防訪問看護
主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションや病院、診療所から看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。

・訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問して、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるための相談・助言、機能訓練を行う。

・居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が、通院困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導等を行う。

・通所介護（デイサービス）
利用者がデイサービスセンター（日帰り介護施設）等に通い、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行う。
＊要支援1・2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス（P.86）を参照。

・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
介護老人保健施設や病院、診療所に通い、心身の機能の維持回復のため、理学療法士や作業療法士等による機能訓練等を行う。

・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行う。

・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療ショートステイ）
介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下で、入浴・排せつ・食事の介護や必要な医療、その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行う。

・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
有料老人ホームやケアハウス等において入居者に対し、ケアプランにもとづき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。

・福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
利用者の心身の状況や希望に合わせて、車いすや特殊ベッドなど指定された福祉用具の選定、調整、貸与を行う。
＊貸与対象となる商品には要介護度等の条件あり。

・特定福祉用具購入費の支給
利用者の心身の状況や希望に合わせて、腰掛便座や入浴補助用具等の特定された福祉用具を購入した際の費用を、年間（4月～翌年3月）10万円を上限として支給する。うち、自己負担は1割（一定以上所得者は2割または3割）

・居宅介護住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給
手すりの取り付け・段差の解消等、定められた種類の小規模な住宅改修を行った際に、1被保険者1住宅につき20万円を上限に費用を支給する。うち、自己負担は1割（一定以上所得者は2割または3割）

② 地域密着型サービス（介護予防給付は、要支援の者に介護予防を目的としたサービスを行う。）
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
日中・夜間を通じて1日複数回の定期巡回と利用者の通報による随時訪問サービスを、介護と看護を一体的にまたは連携して提供する。（要支援1・2の方は対象外）
・夜間対応型訪問介護
ヘルパーによる夜間の定期巡回や利用者の通報による随時訪問で、利用者の居宅で、排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話や介護を行う。（要支援1・2の方は対象外）
・地域密着型通所介護（デイサービス）
定員が18人以下のデイサービスセンター（日帰り介護施設）等において、利用者に日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。
＊要支援1・2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス（P.86）を参照。
・認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
認知症で介護を必要とする利用者に、デイサービスセンター（日帰り介護施設）等において、日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。
・小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
サービス拠点への通いを中心として、利用者の心身の状況や環境に応じて、居宅への訪問やサービス拠点への宿泊を柔軟に組み合わせ入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。
・認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
認知症で介護を必要とする利用者に、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。（要支援1の方は対象外）
・地域密着型特定施設入居者生活介護
定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウス等の入居者に、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話等を行う。（要支援1・2の方は対象外）
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
定員が29人以下の特別養護老人ホームの入所者に、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理及び療養上の世話等を行う。（新規入所者は、原則要介護3以上の方が対象）
・看護小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、居宅への訪問、サービス拠点への通い、宿泊のサービス及び療養上の世話等を行う。（要支援1・2の方は対象外）

③施設サービス
・介護老人福祉施設
食事や排せつ等に常時介護が必要で、居宅では介護が困難な方が入所する定員30人以上の特別養護老人ホーム。入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設。（新規入所者は、原則要介護3以上の方が対象）
・介護老人保健施設
病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な利用者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行う。
・介護療養型医療施設
急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等を行う。
※令和5年度末までの経過措置のサービス。
・介護医療院
日常的に医学管理が必要な要介護者に対し、長期療養のための医療や看護、日常生活上の世話を行う。

④ ケアマネジメント

・居宅介護支援

居宅サービス(自宅等で受けられる介護保険サービス）を適切に受けられるように、介護支援専門員が要介護者の心身の状況や環境を考慮しながら本人や家族の希望をもとに、サービスの種類や内容、回数を定めた「居宅サービス計画」を作成する（自己負担はなし）。

・介護予防支援

介護予防サービスを適切に受けられるように、原則としてお住まいの地区を担当する「あんしんすこやかセンター」が、要支援者の心身の状況や環境を考慮しながら本人や家族の希望をもとに、サービスの種類や内容、回数を定めた「介護予防サービス計画」を作成する（自己負担はなし）。

⑤ 高額介護（介護予防）サービス費

介護（介護予防）サービスを利用して、一世帯で 1 ヵ月のサービス費用の自己負担が、現役並み所得世帯のうち課税所得 690 万円以上の方が 140,100 円、380 万円以上 690 万円未満の方が 93,000 円、145 万円以上 380 万円未満の方が 44,400 円、一般世帯が 44,400 円、住民税非課税世帯の方が 24,600 円、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者または合計所得金額（年金に係る雑所得を除く）＋課税年金収入額が 80 万円以下の方、生活保護受給者は 15,000 円を超える分について給付する。

⑥ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険と医療保険の両方を利用し、合算した年間（8 月分～翌年 7 月分）の自己負担額が医療保険における世帯単位で限度額を超えた場合、超えた額を申請により給付する。

(2) 利用者負担の軽減

制度の導入に伴う激変緩和の観点から、低所得者の負担を軽減するため、自己負担額または食費・居住（滞在）費の一部を減額する。

①訪問介護等利用者負担額減額・免除の特例措置

訪問介護・総合事業訪問介護サービス（介護保険事業者によるサービス)・夜間対応型訪問介護の利用者で、低所得者に対する措置。

（制度移行措置対象者）

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が 0 円となっている者で、以前より障害者施策によるサービスを利用し、平成 18 年 4 月 1 日以降に、65 歳に達した者および特定疾病により要介護・要支援の状態になった 40 歳から 64 歳までの者。

自己負担　0%

②特別養護老人ホーム入所者の特例措置

措置により入所し、介護保険法施行時より引き続き入所している者。

平成 17 年 9 月 30 日において、施設介護サービス費の利用者負担割合が 5% 以下の者（以下、「実質的負担軽減者」という。）については、平成 17 年 10 月の居住費・食費の見直し後も措置時代の費用徴収額を上回らないように、軽減措置を講ずる。

実質的負担軽減者以外の者の利用者負担額（施設介護サービス費の利用者負担割合、居住費、食費）については、一般の入所者と同様の算定方法による。低所得の者については、一般の低所得者対策による負担軽減を行う。（有効期限は平成 22 年 3 月 31 日までであったが、平成 22 年 4 月 1 日より当分の間延長されることとなっている。）

③施設介護サービスを利用した場合の食費・居住費の自己負担の軽減措置

平成 17 年 10 月より介護保険施設に入所・入院した際（ショートステイを含む）の居住（滞在）費・食費については、保険給付対象外となった。しかし、低所得者に過重な負担とならないよう、課税状況や年金収入の状況に応じて、下記の表の対象者については、申請により費用負担の軽減を行う。平成 28 年 8 月からは判定対象となる年金収入額に遺族年金・障害年金などの非課税年金を含むように改正された。令和 3 年 8 月から資産に関する要件が、対象者の所得状況に応じて細分化された。また、1 日当たりの食費について入所とショートステイで費用負担額が異なるように改正された。

（利用者負担段階区分ごとの対象者と費用負担額一覧表）

利用者負担段階区分	対象者		1日あたりの居住費（滞在費）				1日あたりの食費	
	所得に関する要件	資産に関する要件(注1)	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（注2）	多床室（注2）	入所	ショートステイ
第1段階	生活保護受給者	なし	820円	490円	490円 320円	0円	300円	300円
第2段階	住民税非課税世帯で年金収入等（注3）の合計が年間80万円以下の方	650万円以下（夫婦の場合1,650万円以下）	820円	490円	490円 420円	370円	390円	600円
第3段階①	住民税非課税世帯で年金収入等の合計が年間80万円超120万円以下の方	550万円以下（夫婦の場合1,550万円以下）	1,310円	1,310円	1,310円 820円	370円	650円	1,000円
第3段階②	住民税非課税世帯で年金収入等の合計が年間120万円超の方	500万円以下（夫婦の場合1,500万円以下）	1,310円	1,310円	1,310円 820円	370円	1,360円	1,300円

（注1）第2号被保険者（65歳未満）の資産に関する要件は利用者負担段階区分にかかわらず1,000万円以下（夫婦の場合2,000万円以下）。

（注2）従来型個室の各利用者負担段階別金額の上段は、「介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護」の各サービスを利用した場合の負担額を表示し、下段は、「介護老人福祉施設・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の各サービスを利用した場合の負担額を表示している。

（注3）年金収入等とは公的年金等収入金額、その他の合計所得金額、非課税年金収入金額を合計したものを意味する。

(3) 介護給付適正化の取り組み

介護を必要とする者を適正に認定し、利用者にとって過不足のない真に必要なサービスを提供するよう事業者に促すため、区では第8期介護保険事業計画（令和3～令和5年度）の中で、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知、給付実績の活用の6事業について目標を定め、介護給付適正化の取り組みを進めている。

＜介護サービスの利用状況（保険給付の状況）＞

（1）介護給付サービス（令和４年度）

サービス種類		年間延べ利用件数（件）A	年間延べ給付額（千円）B	１件当たりの給付額（千円）B/A	利用者数（人）
居宅サービス	訪問介護	122,490	8,097,063	66	8,748
	訪問入浴介護	7,008	435,087	62	540
	訪問看護	84,987	4,032,458	47	6,879
	訪問リハビリテーション	9,226	339,548	37	772
	居宅療養管理指導	266,441	1,860,706	7	11,443
	通所介護	77,105	5,285,238	69	5,731
	通所リハビリテーション	15,286	694,818	45	1,283
	短期入所生活介護	10,770	916,036	85	853
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	1,242	122,865	99	109
	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
	福祉用具貸与	163,045	2,285,015	14	12,931
	福祉用具購入費	2,542	76,513	30	
	住宅改修費	1,501	115,213	77	
	特定施設入居者生活介護	49,360	10,072,576	204	4,014
	居宅介護支援	223,992	3,621,872	16	18,294
	小計	1,034,995	37,955,009		
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,159	424,181	196	176
	夜間対応型訪問介護	2,673	71,728	27	211
	地域密着型通所介護	48,796	2,939,714	60	3,576
	認知症対応型通所介護	4,305	501,996	117	323
	小規模多機能型居宅介護	3,033	667,634	220	260
	認知症対応型共同生活介護	9,756	2,629,688	270	828
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,235	375,517	304	115
	看護小規模多機能型居宅介護	1,007	293,031	291	107
	小計	72,964	7,903,490		
施設サービス	介護老人福祉施設	30,773	8,596,536	279	2,514
	介護老人保健施設	10,048	3,003,872	299	758
	介護療養型医療施設	955	296,836	311	63
	介護医療院	1,356	516,252	381	122
	小計	43,132	12,413,497		
合計		1,151,091	58,271,995		

※　第２号被保険者を含む。

※　金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

※　延べ利用件数及び延べ給付額は、介護保険事業状況報告（令和４年報速報値）より。利用件数は、レセプト（介護給付費明細）件数。レセプトは、各月１人１事業所ごとに１件となるため、同一人が同サービスを複数事業所で利用した場合は、重複する。

※　利用者数は、介護保険事業状況報告令和５年３月審査現在の人数。

(2) 予防給付サービス（令和 4 年度）

サービス種類		年間延べ利用件数（件）A	年間延べ給付額（千円）B	1 件当たり給付額（千円）B/A	利用者数（人）
居宅サービス	訪問入浴介護	2	68	34	0
	訪問看護	9,307	244,150	26	759
	訪問リハビリテーション	812	21,365	26	75
	居宅療養管理指導	15,609	102,208	7	723
	通所リハビリテーション	5,290	184,239	35	457
	短期入所生活介護	70	2,716	39	5
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	3	128	43	0
	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
	福祉用具貸与	29,901	148,613	5	2,411
	福祉用具購入費	499	12,087	24	
	住宅改修費	655	57,316	88	
	特定施設入居者生活介護	4,941	374,862	76	408
	介護予防支援	39,506	202,115	5	3,238
	小計	106,595	1,349,866		
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	236	16,140	68	19
	認知症対応型共同生活介護	29	7,226	249	2
	小計	265	23,366		
合計		106,860	1,373,232		

※ 第 2 号被保険者を含む。
※ 金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
※ 介護給付費の過誤処理による取下げ額が給付額を上回った場合、延べ給付額がマイナスになる場合がある。
※ 延べ利用件数及び延べ給付額は、介護保険事業状況報告（令和 4 年報速報値）より。利用件数は、レセプト（介護給付費明細）件数。レセプトは、各月 1 人 1 事業所ごとに 1 件となるため、同一人が同サービスを複数事業所で利用した場合は、重複する。
※ 利用者数は、介護保険事業状況報告令和 5 年 3 月審査現在の人数。

(3) 低所得者対策としての利用者負担軽減（3 月末現在）

① 特別養護老人ホーム入所者（旧措置）の軽減措置

特別養護老人ホームの旧措置入所者は、一部経過措置として、利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないよう軽減する。

（単位：人）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者負担額減額・免除認定者数	7	5	3
特定負担限度額認定者数	10	7	5

② 施設サービス利用時の居住（滞在）費・食費の減額

低所得者等について、施設サービス利用時の居住（滞在）費・食費の自己負担を軽減する。

（単位：人）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
減額認定者数	3,032	2,220	2,156

(4) 区内地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所等(区が指定権限を有する事業所)の数

サービスの種類	事業所の数 令和3年4月1日現在	事業所の数 令和4年4月1日現在	事業所の数 令和5年4月1日現在
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7	8	9
夜間対応型訪問介護	2	2	2
地域密着型通所介護	134	132	129
認知症対応型通所介護　※	28	28	27
小規模多機能型居宅介護　※	12	14	15
認知症対応型共同生活介護　※	44	45	48
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	3	4
看護小規模多機能型居宅介護	4	4	5
居宅介護支援	249	242	238
介護予防支援	28	28	28

※・・・介護予防サービスを併せて行っている事業所の数を含む。

6. 保険財政

被保険者の負担する保険料と公費（税金）を財源とし、特別会計をもって行う。
（平成 30 年 4 月からの財源構成）

第 1 号被保険者の保険料	23%
第 2 号被保険者の保険料	27% ※ただし包括的支援事業・任意事業については 0%
公費（税金） 施設等サービス：国 20%　東京都 17.5%　世田谷区 12.5% 居宅サービス　：国 25%　東京都 12.5%　世田谷区 12.5% 介護予防・日常生活支援総合事業 ：国 25%　東京都 12.5%　世田谷区 12.5% 包括的支援事業・任意事業 ：国 38.5%　東京都 19.25%　世田谷区 19.25%	50% ※ただし、包括的支援事業・任意事業については 77%

7. 介護保険事業計画

「介護保険法」及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、区は保険者として、介護給付費のサービス種類ごとの推計等をもとに、3 年を一期として、保険料などの介護保険の円滑な実施を図るために必要な事項を、介護保険事業計画の中で定めている。
第 8 期介護保険事業計画（令和 3 年度～令和 5 年度）は、第 7 期で掲げた基本理念を引継ぎ、「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を計画の基本理念としている。

生計困難者等に対する利用者負担額の軽減

事業の開始
①、②平成 17 年 10 月 ③平成 12 年 4 月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	各総合支所保健福祉課、高齢福祉部介護保険課管理係、保険給付係
事業の概要、目的	低所得者が、世田谷区に申し出のあった事業者の介護（介護予防）サービス等を利用した場合、利用者負担分の一部（60%、50%、25%）を軽減する。この軽減率は、サービスの種類や事業者によって異なる。(①②は介護費 60%、食費・居住（滞在）費 25%、③は介護費 50%）なお、生活保護受給者は、個室の居住（滞在）費の全額を軽減する。 【対象サービス（介護予防給付を含む)】 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、総合事業訪問介護サービス、総合事業生活援助サービス、支えあいサービス、総合事業通所介護サービス、総合事業運動器機能向上サービス、介護予防筋力アップ教室（通所型短期集中型）
根拠法令等	① 世田谷区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 ② 世田谷区介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱 ③ 世田谷区介護保険利用者負担軽減措置実施要綱
対　　象	住民税が非課税で、かつ年収入が 150 万円以下、預貯金等が 350 万円以下（単身世帯の場合）等の介護保険被保険者、生活保護受給者
事業の実績	生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証交付人数　375 人
予　算 **[歳出]**39,930,000 円	**決　算** **[歳入]**［都］7,286,000 円 **[歳出]** ①28,645,920 円 ②269,416 円 ③6,303,102 円

家族介護慰労金支給

事業の開始
平成 13 年 4 月

窓　　口	各総合支所保健福祉課、高齢福祉部介護保険課
事業所管	高齢福祉部介護保険課保険給付係
事業の概要、目的	1 年間介護保険サービスを利用しなかった要介護 2（認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上に限る）または要介護 3 以上の認定を受けている者を介護している同居家族に、年額 10 万円を支給する。
根拠法令等	介護保険法（第 115 条の 45 第 3 項第 2 号） ［国］地域支援事業実施要綱 ［区］世田谷区家族介護慰労事業実施要綱
対　　象	1 年間介護保険サービスを利用せずに(通算 10 日以内のショートステイ利用、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の利用は除く)、通算 90 日以上の入院をしていない要介護 2（認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上に限る）または要介護 3 以上と認定された者を介護している同居家族（被介護者、介護者のどちらも住民税非課税世帯） （申請日から遡り 2 年を経過しているものは対象外。）
事業の実績	27 件支給　　支給総額　2,700,000 円
予　算 **[歳出]** 2,998,000 円	**決　算** **[歳入]**［国］1,039,500 円 ［都］519,750 円 ［他］1,140,750 円 **[歳出]** 2,700,000 円

せたがやシニアボランティア・ポイント事業

事業の開始
平成 20 年 4 月

窓　　口	せたがやコール（ボランティア研修申込み受付） 高齢福祉部介護保険課（介護保険料負担軽減資金の申請受付・支給）
事業所管	高齢福祉部介護保険課管理係
事業の概要、目的	ボランティア研修を修了した高齢者がポイント対象の介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、1 時間につき 1 枚（50 円相当）の V スタンプを交付し、年間 6,000 円を上限として、実績に応じて介護保険料の負担軽減資金を支給する。
根拠法令等	介護保険法（115 条の 45） ［国］地域支援事業実施要綱 ［区］世田谷区シニアボランティア・ポイント事業実施要綱 世田谷区シニアボランティア登録施設等実施要綱 世田谷区シニアボランティア・ボランティア活動保険要綱 世田谷区あんしんすこやかセンターボランティア実施要綱 世田谷区高齢者安心コール事業実施要綱
対　　象	(1)活動対象者 介護保険の第 1 号被保険者（65 歳以上）の区民で、ボランティア研修を修了した者 (2)活動対象施設等 介護保険施設、あんしんすこやかセンター、障害者（児）施設、児童館等
事業の実績	ボランティア研修受講者　141 名 ボランティア活動対象施設　160 施設 介護保険料負担軽減資金申請支給額　308,200 円

予　算	**［歳出］**1,718,000 円	**決　算**	**［歳入］**［国］390,000 円　［都］215,000 円　［他］417,150 円 **［歳出］**1,062,599 円

2. 介護予防

あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）運営委託

事業の開始
平成18年4月

窓　　口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護予防･地域支援課
事業の概要、目的	平成18年の介護保険法改正により、地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健、福祉、医療の向上と増進のために必要な援助、支援を担う地域の中核機関として地域包括支援センターを設置した。 介護保険法に定める包括的支援事業（総合相談支援、権利擁護、包括的･継続的ケアマネジメント支援、もの忘れ相談、在宅医療・介護連携推進事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業）を実施し、高齢者とその家族等からの相談に応じるとともに、介護保険の要介護認定や区の保健福祉サービスの申請受付等を行う。相談支援対象を高齢者だけでなく、障害者や子ども家庭等(身近な一次相談機能に限る)へ広げるモデル事業（地域包括ケアの地区展開）を、平成26年10月から砧地区、平成27年7月から池尻・松沢・用賀・上北沢地区で実施し、平成28年7月から全地区で実施した。
根拠法令等	介護保険法　第115条の46 ［区］世田谷区地域包括支援センター事業実施要綱
対　　象	概ね65歳以上の高齢者及びその家族等
予　算	**[歳出]** 1,300,992,149円
決　算	**[歳入]** ［国］539,174,877円［都］217,127,829円 ［他］296,310,546円の一部　**[歳出]** 1,257,842,117円

＜実績＞

(1) 活動実績

	要介護認定等申請受付件数	実態把握実施件数	介護予防ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ実施件数		予防給付延べ作成件数	いきいき講座参加者数
			事業対象者	要支援認定者		
池尻あんしんすこやかセンター	533	1,292	4	82	1,891	71
太子堂あんしんすこやかセンター	388	892	9	62	1,069	83
若林あんしんすこやかセンター	408	890	11	95	1,120	55
上町あんしんすこやかセンター	916	1,352	35	217	2,710	230
経堂あんしんすこやかセンター	1,441	1,341	33	240	2,580	91
下馬あんしんすこやかセンター	981	1,026	2	112	1,706	243
上馬あんしんすこやかセンター	434	853	8	33	903	309
梅丘あんしんすこやかセンター	522	1,052	19	96	1,017	39
代沢あんしんすこやかセンター	284	559	4	61	1,503	58
新代田あんしんすこやかセンター	455	797	8	91	1,222	43
北沢あんしんすこやかセンター	285	633	11	59	802	55
松原あんしんすこやかセンター	578	1,321	14	125	1,211	85
松沢あんしんすこやかセンター	859	1,625	17	125	1,264	163
奥沢あんしんすこやかセンター	642	956	38	100	1,149	29
九品仏あんしんすこやかセンター	381	1,029	20	72	827	146
等々力あんしんすこやかセンター	527	1,377	40	143	1,811	146
上野毛あんしんすこやかセンター	452	1,127	21	154	1,932	64
用賀あんしんすこやかセンター	797	1,168	23	159	2,137	74
二子玉川あんしんすこやかセンター	588	1,047	14	101	1,531	186
深沢あんしんすこやかセンター	899	1,839	20	178	2,066	338

祖師谷あんしんすこやかセンター	630	1,105	21	100	1,086	76
成城あんしんすこやかセンター	329	1,409	14	99	821	47
船橋あんしんすこやかセンター	863	1,325	20	151	1,223	72
喜多見あんしんすこやかセンター	711	1,270	11	91	1,046	96
砧あんしんすこやかセンター	733	1,338	28	123	1,266	46
上北沢あんしんすこやかセンター	605	1,097	26	101	1,173	82
上祖師谷あんしんすこやかセンター	531	1,285	35	172	1,847	119
烏山あんしんすこやかセンター	961	1,271	58	318	3,056	55
合　　計	17,733	32,276	564	3,460	41,969	3,101

(2) 延べ相談件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
池尻あんしんすこやかセンター	10,580(77)	9,731(126)	9,260 (101)
太子堂あんしんすこやかセンター	6,304(65)	7,107(206)	7,499 (96)
若林あんしんすこやかセンター	5,657(36)	6,164(46)	5,263 (30)
上町あんしんすこやかセンター	10,543(164)	12,686(374)	13,391 (849)
経堂あんしんすこやかセンター	6,483(60)	9,963(182)	11,165 (168)
下馬あんしんすこやかセンター	13,262(71)	12,927(46)	12,058 (88)
上馬あんしんすこやかセンター	4,704(76)	6,323(73)	6,390 (100)
梅丘あんしんすこやかセンター	6,855(124)	6,904(84)	6,012 (29)
代沢あんしんすこやかセンター	4,645(13)	4,823(68)	4,438 (128)
新代田あんしんすこやかセンター	4,698(41)	4,526(28)	5,878 (58)
北沢あんしんすこやかセンター	5,643(88)	6,365(57)	6,117 (54)
松原あんしんすこやかセンター	9,627(116)	10,129(289)	10,049 (163)
松沢あんしんすこやかセンター	5,385(40)	8,848(101)	9,209 (118)
奥沢あんしんすこやかセンター	5,357(147)	6,604(286)	6,010 (235)
九品仏あんしんすこやかセンター	3,586(86)	4,085(42)	3,866 (34)
等々力あんしんすこやかセンター	4,023(40)	5,504(52)	5,077 (61)
上野毛あんしんすこやかセンター	4,046(59)	4,474(36)	5,052 (58)
用賀あんしんすこやかセンター	7,636(59)	6,805(104)	7,376 (118)
二子玉川あんしんすこやかセンター	6,494(95)	7,044(123)	7,958 (216)
深沢あんしんすこやかセンター	5,233(62)	7,830(125)	8,166 (62)
祖師谷あんしんすこやかセンター	9,139(258)	11,113(181)	8,242 (66)
成城あんしんすこやかセンター	6,325(23)	7,495(29)	8,787 (34)
船橋あんしんすこやかセンター	6,527(144)	5,947(218)	7,013 (371)
喜多見あんしんすこやかセンター	6,723(39)	7,537(59)	7,271 (70)
砧あんしんすこやかセンター	8,696(94)	10,850(72)	11,368 (38)
上北沢あんしんすこやかセンター	6,436(84)	7,493(160)	8,186 (253)
上祖師谷あんしんすこやかセンター	7,904(78)	9,991(140)	8,224 (59)
烏山あんしんすこやかセンター	11,132(45)	13,281(75)	11,790 (63)
合　　計	193,643(2,284)	222,549(3,382)	221,115 (3,720)

※（ ）内は、延べ相談件数のうち地域包括ケアの地区展開に伴う福祉の相談件数。

【介護予防・生活支援サービス事業】

［歳入決算額］　［国］399,825,522円　［都］178,509,178円　［他］837,390,364円

介護予防･生活支援サービス事業

事業の開始
平成28年4月

窓　　口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課 高齢福祉部介護保険課
事業の概要、目的	介護保険事業者に加え、NPO法人や住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することにより、地域支えあいの体制づくりを推進し、要介護の重度化の予防や状態の改善を図ることにより、高齢者の自立支援を促進することを目的とする。

介護予防･生活支援サービス事業の種類

1. 訪問型サービス

① 総合事業訪問介護サービス（介護保険事業者によるサービス）
　ヘルパーによる、掃除、洗濯、調理、買い物等の生活支援及び、入浴介助などの身体的介助を行う。

② 総合事業生活援助サービス（介護保険事業者によるサービス）
　ヘルパー等（一定の研修受講者を含む）が掃除、洗濯、調理、買い物等の60分以内の生活支援を行う。

③ 支えあいサービス(住民参加型サービス)
　日常生活を営む上で必要な家事のうち、掃除、洗濯物・布団干し、買い物同行、調理補助等、介護予防･自立支援に効果が高いと認められる家事援助で、原則30分以内を目途に実施できるものを事業者に登録したボランティア等が提供する。

④ 専門職訪問指導（短期集中型サービス)
　理学療法士や管理栄養士等が訪問して、日常生活の自立に必要な生活改善のためのアドバイス等（1回1時間程度）を行うことにより、自立支援・重度化防止を図る

2.通所型サービス

① 総合事業通所介護サービス(介護保険事業者によるサービス)
　日常生活上の支援や機能訓練を行う3時間以上のデイサービス

② 総合事業運動器機能向上サービス(介護保険事業者によるサービス)
　運動器の機能訓練を主とした3時間未満のデイサービス

③ 地域デイサービス(住民主体型サービス)
　介護予防を目的とした定期的な通いの場（食事を含む3時間程度の活動の場）を運営する住民等の団体に対して補助金を支給する。

④ 介護予防筋力アップ教室（短期集中型サービス）
　筋力向上、セルフマネジメント等を目的とした週1回、3か月間程度通う集中的な教室（全12回）

根拠法令等	介護保険法　第115条の45 [区]世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
対　　象	要支援認定者及び事業対象者（要介護状態等になるおそれのある高齢者）

予　算	[歳出] 1,707,510,000円	決　算	[歳出] 1,396,862,860円

＜実績＞

(1) 訪問型サービス

事業名	①総合事業 訪問介護サービス	②総合事業 生活援助サービス	③支えあいサービス	④専門職訪問指導
内容	介護事業所による 従前相当のサービス	介護事業所による 区独自基準のサービス	住民参加型サービス	短期集中型サービス
利用人数等	実 3,014 人 延べ 26,985 人	実 119 人 延べ 1,055人	実100人 延べ 961人	実96人 延べ 147 人

(2) 通所型サービス

事業名	①総合事業 通所介護サービス	②総合事業運動器機能 向上サービス	③地域デイサービス	④介護予防筋力アップ 教室
内容	介護事業所による 従前相当のサービス	介護事業所による 区独自基準のサービス	住民主体型サービス	短期集中型サービス
開催回数等	-	-	登録団体 18 活動団体 16	36 教室（延べ 432 回）
利用人数等	実 3,321 人 延べ 28,321 人	実 21 人 延べ 194 人	実 128 人 延べ 3,072 人	実 226 人 延べ 2,315 人

【一般介護予防事業】

[歳入決算額] [国] 85,480,411 円 [都] 22,260,523 円 [他]70,343,253 円の一部

介護予防講座（はつらつ介護予防講座）

事業の開始
平成 18 年 7 月

窓　　口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護予防･地域支援課
事業の概要、目的	65 歳以上の高齢者を対象に、介護予防の講座及び簡単な体操を行うことで、高齢者が自らの生活を見直し自立した生活を維持することを目指す。
根拠法令等	介護保険法　第 115 条の 45 [区] 世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
対　　象	65 歳以上の高齢者
予　算 [歳出] 26,941,824 円	決　算 [歳出] 26,204,703 円

＜実績＞

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
延実施回数	446	510	588
参加延べ人数	5,692	6,842	8,571

介護予防講座（まるごと介護予防講座）

事業の開始
平成 24 年 4 月

窓口・所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	65 歳以上の高齢者を対象に、運動・口腔・栄養・認知症予防・社会参加について学ぶ 6 回の連続講座を実施し、介護予防の普及と高齢者の日常生活の改善を促し、自立した生活を維持する契機とする。令和 3 年度からよりオンライン講座を試行実施。
根拠法令等	介護保険法　第 115 条の 45 [区] 世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
対　　象	65 歳以上の高齢者
予　算 [歳出] 7,289,360 円	決　算 [歳出] 7,867,255 円

＜実績＞

	集合型		
年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
教室数	13	15	18
延実施回数	78	86	108
参加延べ人数	931	831	1,056

オンライン型	
令和 3 年度	令和 4 年度
2	2
12	12
137	183

口腔機能向上プログラム

事業の開始
平成18年10月

窓口・所管	高齢福祉部介護予防･地域支援課
事業の概要、目的	自身の口腔内の状態を評価した上で、口腔機能の維持・向上に必要な知識を全8回講座で学び、口腔機能の維持・向上を図る。
根拠法令等	介護保険法　第115条の45 [区] 世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
対　　象	65歳以上の区民で、口腔機能等に不安のある人、また、会場まで一人で通うことができ、原則全回参加できる人
予　算	**[歳出]** 7,215,288円
決　算	**[歳出]** 7,215,288円

＜実績＞

事業名	教室数	延べ実施回数	参加人数	
			実人数	延べ人数
口腔機能向上プログラム	8	64	66	474

もの忘れチェック相談会

事業の開始
平成24年5月

窓　　口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、認知症在宅生活サポートセンター
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	区内在住の高齢者およびその家族を対象に、早期に医師に相談できる機会をつくることにより、認知症の早期発見・医療による早期対応を図る。
根拠法令等	介護保険法　第115条の45 [区] 世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
対　　象	主に65歳以上の高齢者
予　算	**[歳出]** 3,831,000円
決　算	**[歳出]** 3,831,000円

＜実績＞

		地区型	啓発型
令和4年度	実施回数	28	5
	参加人数	75	149

地域づくりによる介護予防活動支援事業

事業の開始
平成27年4月

窓　　口	高齢福祉部介護予防・地域支援課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	運動指導員を派遣し、筋力の維持・向上に効果のある「世田谷いきいき体操」の指導および住民の自主的なグループ活動の支援により、住民主体の通いの場を増やし、介護予防の地域づくりを行う。
根拠法令等	介護保険法　第115条の45 [区]世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
対　　象	主に65歳以上の高齢者
予　算	**[歳出]** 1,486,710円
決　算	**[歳出]** 691,175円

＜実績＞

世田谷いきいき体操を活用した通いの場
1団体

【認知症包括支援事業】

［歳入決算額］　［国］39,113,886円　［都］12,242,964円　［他］12,242,964円の一部

認知症初期集中支援チーム事業

事業の開始
平成25年7月

窓　　口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、認知症在宅生活サポートセンター
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	認知症（疑い含む）の人や家族を対象に、看護師、医師等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」が6ヶ月程度集中的に家庭訪問し支援を行うことにより、認知症に関する正しい情報提供や、認知症の進行や介護に関する心理的負担の軽減、医療や介護サービスの円滑な導入を図り、支援体制を作ることを目指す。
根拠法令等	介護保険法　第115条の45 [区]世田谷区認知症初期集中支援チーム事業実施要綱
対　　象	認知症（疑い含む）の人及びその家族
予　算	**[歳出]** 32,324,000円
決　算	**[歳出]** 32,184,000円

＜実績＞

年度	対応人数
令和4年度	118

認知症本人交流会

事業の開始
令和元年8月

窓　　口	認知症在宅生活サポートセンター
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	認知症の本人が、自らの体験や想い、必要としていることを語り合う場のことで、生活支援ニーズ等を把握することにより、本人の視点を重視した支援や地域づくりに生かすことを目的とする。
根拠法令等	介護保険法　第115条の45
対　　象	認知症の本人で、自らの体験や想い等を話すことに意欲的である区民 家族や友人等、本人が交流会に参加することを支援するパートナー
予　算	**[歳出]** 1,365,000円
決　算	**[歳出]** 1,365,000円

＜実績＞

年度	実施回数	参加人数			
		認知症の本人		パートナー	
		実数	延数	実数	延数
令和4年度	5	9	18	10	17

世田谷版認知症サポーターフォローアップ講座（チームオレンジ運営支援：せたがや Orange Heart Action）

事業の開始
平成30年4月

窓　　口	認知症在宅生活サポートセンター
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	「認知症サポーターステップアップ講座」の修了生を対象に、区内の認知症カフェの運営補助ボランティア等の地域で積極的に活動する人材を育成する。
根拠法令等	介護保険法　第115条の45
対　　象	世田谷版認知症サポーターステップアップ講座受講者で認知症の方や家族に対して具体的な支援活動に取り組む意欲がある者
予　算	[歳出] 1,443,000円
決　算	[歳出] 1,443,000円

＜実績＞

年度	実施回数	参加人数	
		実数	延数
令和4年度	12	18	72

【認知症ケア推進事業】

[歳入決算額]　[国] 13,041,432円　[都] 4,082,074円　[他]4,082,074円の一部

家族介護支援

事業の開始
平成21年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課、各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護予防･地域支援課
事業の概要、目的	認知症高齢者を介護する家族会、家族向けの勉強会、家族のための心理相談を各総合支所保健福祉課で実施する。
根拠法令等	介護保険法　第115条の45
対　　象	認知症高齢者を介護する家族
予　算	[歳出] 4,691,000円
決　算	[歳出] 4,637,000円

＜実績＞

① 認知症家族会

年度	実施回数	参加人数	
		実数	延数
令和2年度	12	55	67
令和3年度	17	37	55
令和4年度	29	65	101

② 認知症家族のための心理相談

年度	実施回数	相談実数	相談延数
令和2年度	10	17	20
令和3年度	10	20	21
令和4年度	9	17	17

アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）

事業の開始
平成18年11月

窓　　口	認知症在宅生活サポートセンター 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護予防･地域支援課
事業の概要、目的	区民や企業を対象に、認知症の普及啓発講座を実施することで、認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で支え合い活動を行う人が地域に数多く存在し、認知症になってからも安心して暮らせるまちを目指す。令和3年度より、従来の「認知症サポーター養成講座」の内容を刷新し、区独自のテキストや認知症の本人動画等を活用した「アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）」を実施する。
根拠法令等	介護保険法　第115条の45
対　　象	区民及び区内事業所
予　算	[歳出] 3,607,000円
決　算	[歳出] 3,482,000円

＜実績＞

年度	延べ実施回数	延べ参加人数
令和2年度	70	1,395
令和3年度	17	737
令和4年度	103	2,992

※区独自に作成したテキストが令和3年度末に完成したため、令和2年度に比べ、講座の実施回数及び参加人数が減少した。

世田谷版認知症サポーターステップアップ講座

事業の開始
平成24年2月

窓　　口	認知症在宅生活サポートセンター
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	「アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）」の受講者で、認知症の方や家族に対して具体的な支援活動に取り組む意欲がある者を対象に、地域のインフォーマルサービスの担い手を育成する。
根拠法令等	介護保険法　第115条の45
対　　象	アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）受講者で認知症の方や家族に対して具体的な支援活動に取り組む意欲がある者
予　算	[歳出] 611,000円
決　算	[歳出] 611,000円

＜実績＞

年度	実施回数	参加人数
		実数
令和４年度	3	31

【その他】

八幡山地域支え合い・介護予防事業

事業の開始
平成19年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	八幡山高齢者活動・移動支援施設で地域の高齢者や障害者等の閉じこもり防止や生きがいづくり、社会参加の促進等を目的に講座及びイベント等の事業を実施し、地域で活動する団体に共有スペースの貸出しを行う。
根拠法令等	［区］八幡山地域支え合い・介護予防事業補助金交付要綱
対　　象	区民
予　算 [歳出] 2,651,640円	決　算 [歳入] 特定財源なし [歳出] 2,651,640円

＜実績＞

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ講座回数	60	86	89
延べ講座参加者数	313	444	469
延べ活動団体数	151	149	155

3. 在宅福祉サービス

高齢者緊急一時宿泊

事業の開始
平成19年8月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	介護保険では対応できない緊急的社会的な理由で高齢者が家族などの介護を受けられない場合に、一時的に特別養護老人ホームに入所させることにより、高齢者の福祉の向上と家庭生活の安定を図る。
根拠法令等	[区]世田谷区高齢者緊急一時宿泊事業実施要綱
対　　象	おおむね65歳以上の在宅の要援護高齢者
予　算	[歳出] 192,000円
決　算	[歳入] 0円　[歳出] 0円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延利用者数（人）	0	0	0
延利用日数（日）	0	0	0
平均日数（日）	0	0	0

高齢者住宅改修費助成、改修相談

事業の開始
平成2年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	(1) 住宅改修費助成 高齢者の要介護状態及び重度化の予防を目的とし、要介護認定で該当しなかった者への予防改修と、介護保険で提供されない住宅の設備改修にかかった費用の一部を助成する。 [助成内容] ①予防改修 手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への便器の取替え、及びこれらの各工事に付帯して必要な工事 ②設備改修 浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え、洋式便器への便器の取替え、及びこれらの各工事に付帯して必要な工事 (2) 住宅改修相談 高齢者の要介護状態及び重度化の予防を目的とし、高齢者にとってより有効な住宅の改修ができるよう専門家による住宅改修相談を実施する。
根拠法令等	[区] 世田谷区高齢者住宅改修費助成金交付要綱 [区] 世田谷区高齢者住宅改修相談事業実施要綱
対　　象	(1) 住宅改修費助成 ①予防改修 65歳以上で、要介護認定において要支援・要介護に該当しなかった高齢者のうち、身体機能の低下のため、住宅改修が必要と認められる者 ②設備改修 65歳以上で、要介護認定で要支援・要介護に該当した、または該当しなかった高齢者のうち身体機能低下のため既存住宅の設備の使用が困難な者（所得制限あり） (2) 住宅改修相談 65歳以上の高齢者で、自宅の住宅改修にアドバイスが必要と認められた者。

予　算	[歳出] 13,166,000円	決　算	[歳入] [国] 533,610円 [都] 6,010,805円 [他] 318,780円 [歳出] 11,767,195円

＜実績＞

(1) 助成状況

助成種目		件数	助成金額
予防改修		2	218,880
設備改修	浴槽の取替え	33	9,544,915
	流し・洗面台の取替え	1	140,400
	便器の取替え	5	477,000
合計		41	10,381,195

(2) 高齢者住宅改修相談

アドバイザー派遣回数
105回

高齢者紙おむつ支給・おむつ代助成

事業の開始
昭和56年5月

窓　　口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	ねたきり等高齢者に対して紙おむつを支給し経済的負担を軽減する。病院等に入院している場合は、紙おむつ支給に代えておむつ代の一部助成も選択できる。（ただし限度額5,000円）
根拠法令等	［区］世田谷区高齢者等紙おむつ支給事業等実施要綱
対　　象	65歳以上で、おおむね2か月以上おむつを使用している高齢者（要介護3～5）。ただし、病院に入院している期間は要介護認定は不要
予算	**[歳出]** 281,388,000円
決算	**[歳入]** ［国］57,565,294円 ［都］28,782,647円［他］34,394,656円 **[歳出]** 252,391,698円

＜実績＞

(1) 紙おむつ支給事業の推移

総支給額 213,606,584円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間実支給者数	7,191	7,285	7,563
年度末支給者数	4,855	4,938	4,939
フラット型おむつ（総枚数）	31,590	32,986	29,030
テープ型 おむつ（総枚数）	391,246	397,528	399,750
パンツ型おむつ（総枚数）	1,413,355	1,393,031	1,396,278
パッド（総枚数）	3,291,235	3,241,045	3,103,100

(2) おむつ代助成事業の推移

総支給額　38,785,114円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末助成登録者数	1,337	1,322	1,333

高齢者訪問理美容サービス

事業の開始
昭和50年6月

窓　　口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	ねたきり等の高齢者に対する在宅生活の支援。理美容店の理美容師を派遣し、年6回まで居宅で理美容を行う。
根拠法令等	［区］世田谷区訪問理美容サービス事業実施要綱
対　　象	65歳以上のねたきり等の高齢者(要介護3～5)
予算	**[歳出]** 27,504,000円
決算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 27,468,995円

＜実績＞

		令和２年度	令和３年度	令和４年度
年間実登録者数		2,663	2,826	3,008
理美容券交付枚数		13,216	14,202	15,141
使用枚数		4,731	5,228	5,613
	理容券	2,587	2,689	2,724
	美容券	2,144	2,539	2,889

※美容は13年度より開始

高齢者寝具乾燥サービス

事業の開始
昭和50年6月

窓　　口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	ねたきり等の高齢者に対する在宅生活の支援。寝具の消毒乾燥を年10回まで、水洗いを年2回まで、業者に委託して実施する。
根拠法令等	[区] 世田谷区寝具乾燥サービス事業実施要綱
対　　象	65歳以上のねたきり等の高齢者（要介護3～5）
予算	**[歳出]** 8,530,000円
決算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 8,529,840円

＜実績＞

		令和２年度	令和３年度	令和４年度
実利用者数		199	219	244
年間延利用者数		1,343	1,503	1,605
	乾燥消毒加工	（年10回）1,102	（年10回）1,208	（年10回）1,304
	水洗いクリーニング	（年2回）241	（年2回）295	（年2回）301

福祉緊急対応

事業の開始
平成15年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	福祉サービス制度を円滑に利用できない高齢者を対象に、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置を含め、緊急避難としての福祉サービスを提供し、区民の生活安定を確保するとともに、制度利用のための相談・援助等を実施する。また、高齢者の虐待対策や孤立死対策に取組む。
根拠法令等	老人福祉法　第10条の4、第11条第1項第2号、第21条の2 ［区］世田谷区老人福祉法の施行に関する規則 世田谷区高齢者等に係る福祉緊急対応に関する要綱 世田谷区高齢者虐待対策推進要綱
対　　象	福祉の制度利用にあたり困難な状況に陥っている65歳以上の高齢者（介護保険法に規定する第2号被保険者で特定疾病により要支援又は要介護状態と認められる者を含む）
予算	**[歳出]** 15,727,000円
決算	**[歳入]** ［都］78,000円 ［他］7,335,621円　**[歳出]** 11,389,982円

＜実績＞

内容		件数（世帯数）等
世田谷区高齢者等に係る福祉緊急対応に関する要綱　第2章	区単独措置によるホームヘルプの提供	0件
	うち　事業者への依頼世帯数	0件
	うち　区職員による対応世帯数	0件
世田谷区高齢者等に係る福祉緊急対応に関する要綱　第3章	老人福祉法に基づく訪問介護提供決定世帯数	0件
	うち　事業者による対応	0件
	うち　区職員による対応	0件
	老人福祉法に基づく通所介護決定件数	0件
	老人福祉法に基づく短期入所生活介護決定件数	11件
老人福祉法に基づくやむを得ない措置（特養）	入所判定委員会への検討世帯数	6件
	うち　「入所可」決定数	6件
	施設入所者数（前年度「入所可」決定数含む）	17件
	入所措置廃止者数	6件

＜高齢者虐待への対応実績＞

（1）相談事例数

地域		令和2年度	令和3年度	令和4年度
世田谷	事例数	73	54	67
	発現率（‰）	1.49	1.11	1.37
北沢	事例数	35	35	36
	発現率（‰）	1.13	1.14	1.53
玉川	事例数	57	57	47
	発現率（‰）	1.21	1.21	0.99
砧	事例数	29	35	57
	発現率（‰）	0.85	1.03	1.67
烏山	事例数	28	38	34
	発現率（‰）	1.11	1.52	1.36
全区	事例数	222	219	241
	発現率（‰）	1.19	1.18	1.29

※発現率は各地域の65歳以上の高齢者人口（各年1月1日現在）に対する数値

（2）相談の経路

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護支援専門員・介護保険事業所職員	102	78	87
本人	3	7	3
家族・親族	14	16	7
虐待者本人	1	1	0
民生委員	0	4	3
近隣住民・知人	6	8	11
区職員（あんすこ含む）	46	39	46
警察	35	51	78
医療関係者	17	18	11
不明（匿名含む）	1	3	2
その他	6	6	5

(3) 高齢者虐待対応ケア会議の開催状況

地域		令和2年度	令和3年度	令和4年度
世田谷	開催回数	169	111	139
	検討事例数	104	103	68
北沢	開催回数	116	104	104
	検討事例数	81	76	77
玉川	開催回数	108	148	120
	検討事例数	98	106	98
砧	開催回数	67	91	151
	検討事例数	56	61	69
烏山	開催回数	48	75	75
	検討事例数	28	55	55
全区	開催回数	508	529	589
	検討事例数	367	401	367

家族介護教室

事業の開始
平成29年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係		
事業の概要、目的	在宅で家族等を介護する方の負担軽減を目的とし、実技を交えて介護のコツを伝える教室を特別養護老人ホーム等に委託し、年6回開催する。		
対　　象	区民		
予　算	[歳出] 572,000円	決　算	[歳入] [国]176,734円 [都]88,367円 [他]193,949円 [歳出] 459,050円

医療と福祉の連携の推進

事業の開始
平成19年6月

窓　　口	保健福祉政策部保健医療福祉推進課事業担当		
事業所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課事業担当		
事業の概要、目的	医療と介護の両方を必要とする高齢者などが、住み慣れた地域で安心して療養生活をおくることができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、看護師、あんしんすこやかセンター等の多職種が参加する医療・介護連携推進協議会で医療と福祉の連携に関する課題について協議し、国の示す在宅医療・介護連携推進事業の項目に沿って、医療・介護情報の共有のための仕組みの検討や医療職・介護職のネットワークづくり、「在宅医療」の区民への周知・普及等、具体的な取組みを進める。		
根拠法令等	［国］介護保険法第115号の45第2項第4号 地域支援事業実施要綱 ［都］区市町村在宅療養推進事業実施要綱 ［区］世田谷区医療・介護連携推進協議会設置要綱		
予　算	[歳出] 19,644,000円	決　算	[歳入] [国] 11,834,462円 [都] 3,704,283円 ［他］3,704,283円 [歳出] 19,241,655円

在宅療養相談窓口

事業の開始
平成30年4月

窓　　口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）		
事業所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課事業担当		
事業の概要、目的	区民が住み慣れた自宅で安心して療養生活をおくれるように、平成30年4月に各あんしんすこやかセンターに設置した在宅療養相談窓口において、身近な地区での在宅療養や入院・入所、退院等の相談支援を実施する。		
予　算	[歳出] 43,954,000円	決　算	[歳入] [国] 27,030,767円 [都] 8,460,850円 ［他］8,460,850円　[歳出] 43,953,840円

＜事業の実績＞

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数（延）	12,825	14,284	13,207
相談人数	6,450	7,784	6,962

4. 安全確保

高齢者救急通報システム

事業の開始
昭和63年10月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	無線発報器を押すと救急通報され、必要に応じて救急車が出動するとともに、警備会社の現場派遣員等がかけつけ、高齢者の救助を行い、安全を確保する。
根拠法令等	［区］世田谷区高齢者救急通報システム事業実施要綱
対　　象	65歳以上のひとりぐらし等高齢者で、身体上慢性疾患があり日常生活を営む上で常時注意を要する状態にあるなど、緊急時の対応に不安のある者。
予　算	**[歳出]**11,390,000円
決　算	**[歳入]** ［都］3,881,000円 ［他］120,250円 **[歳出]** 10,330,780円

＜実績＞

(1) 利用者数の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末設置数（台）	消防直接型	85	75	63
	民間代理型	112	138	157
年度末協力数員（人）（消防直接型）	隣人・知人	73	65	56
	民生委員	10	9	6
	親族	30	25	22
	合計	113	99	84

※令和4年8月31日をもって「消防直接型」の新規受付を終了

(2) 通報状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
緊急通報	救急車搬送	9	17	16
	不搬送	9	5	7
停電通報		11	12	4
誤報・その他		157	125	122
合計		186	159	149

高齢者火災安全システム

事業の開始
昭和46年4月 （平成10年度までは日常生活用具で実施）

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	防災の配慮が必要な高齢者世帯に対し、家庭内の火災に備えて電磁調理器等を設置することにより安全の確保と居宅生活を支援する。 内容 (1) ガス安全システム・自動消火装置・電磁調理器（平成12年度日常生活用具より移行）の給付 (2) 住宅火災通報システムの実施（令和4年8月31日をもって新規受付を終了）
根拠法令等	［区］世田谷区高齢者火災安全システム事業実施要綱
対　　象	65歳以上のひとりぐらし高齢者、又は要支援・要介護者
予　算	**[歳出]** 766,700円
決　算	**[歳入]** ［都］2,000円 **[歳出]** 523,153円

＜実績＞

ガス安全システム・自動消火装置・電磁調理器の給付

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	17	21	32

高齢者安心コール事業

事業の開始
平成16年7月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	65歳以上の方の日常生活の困りごとの相談や、高齢者親族からの見守りに関する相談を、24時間365日電話相談員が受ける電話相談窓口を設置する。相談内容や時間帯に応じて、各種サービスの情報提供やボランティアの訪問援助、電話訪問員による電話訪問等を行うことで、安心して住み続けられる地域づくりをめざす。
根拠法令等	［区］世田谷区高齢者安心コール事業実施要綱
対　　象	（電話相談サービス）65歳以上の方やご親族等 （ボランティアによる訪問援助サービス）65歳以上の単身者、高齢者だけの世帯、日中独居の高齢者 （電話訪問サービス）65歳以上の単身者、高齢者だけの世帯
予　算	**［歳出］** 35,216,000円
決　算	**［歳入］** ［国］12,717,886円　［都］6,358,943円［他］7,597,698円 **［歳出］** 33,033,470円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末利用登録者数※1　（人）	1,750	1,790	1,838
年間相談件数※　（件）	5,273	3,318	2,857
年度末登録ボランティア数　（人）	36	42	46
ボランティア対応数　（件）	63	35	30
電話訪問登録者数　（人）	336	351	394

※ボランティア利用登録者数。電話相談については、H23.4から原則登録制度廃止。

※H23.4から電話訪問サービスを開始。

高齢者見守りステッカー

事業の開始
平成29年5月

窓口・所管	高齢者安心コール・高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	認知症により外出先から帰れない等の不安のある高齢者が、安心して外出できるよう、登録番号を記載した見守りステッカーを配付する。ステッカーを身の回りの物に貼ることで、保護されたときにも、24時間365日の高齢者安心コール事業を活用し、迅速に自宅等へ連絡できる。
根拠法令等	［区］世田谷区高齢者見守りステッカー事業実施要綱
対　　象	区内に住所を有し、かつ、区内に在宅している者で、次に該当する者とする。 ⑴　要介護１以上に認定されており、かつ、認知症により自力で外出先から戻れない又は戻れない不安のある者など。
予　算	**［歳出］**　—
決　算	**［歳入］**　—　**［歳出］**　—

※予算・決算は「高齢者安心コール事業」に計上

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末登録者数（人）	378	392	497
通報対応件数（件）	4	6	4

あんしん見守り事業

事業の開始
平成22年11月

窓口・所管	高齢福祉部介護予防･地域支援課		
事業の概要、目的	あんしんすこやかセンターに見守りコーディネーターを配置し、地域の中で社会的孤立のおそれのある高齢者や見守りを希望する高齢者等の相談を受け、見守りボランティアの派遣など、ニーズに応じたサービスの紹介やコーディネートを行う。		
根拠法令等	［区］世田谷区あんしん見守り事業実施要綱 世田谷区高齢者見守りボランティア実施要綱		
対　　象	65歳以上の見守りが必要な高齢者		
予　算	**[歳出]** 92,794,000円	決　算	**[歳入]** ［国］35,725,000円 ［都］17,862,000円 ［他］21,337,990円 **[歳出]** 92,700,226円

＜実績＞

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見守り相談実人数（訪問等）	6,525	6,101	5,313

高齢者福祉電話料助成

事業の開始
昭和48年11月

窓　　口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）		
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	高齢者の万一の緊急連絡手段を確保するため、月額1,000円を助成する。		
根拠法令等	［区］世田谷区高齢者福祉電話事業運営要綱		
対　　象	65歳以上のひとりぐらし高齢者で住民税が非課税の者		
予　算	**[歳出]** 13,264,300円	決　算	**[歳入]** [他]16,000円 **[歳出]** 13,160,000円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末助成件数	1,105	1,115	1,065

5. コミュニケーション

会食サービス

事業の開始
昭和56年5月

窓　　口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	地域社会との交流の少ないひとりぐらし高齢者等に対し、家庭的な料理を提供することで地域との交流と孤独感の解消を図るとともに、健康保持に寄与する。 会食サービス協力員（ボランティア）が、週1回～月1回、地区会館等で調理した食事を交流しながら会食する。
根拠法令等	［区］世田谷区ひとりぐらし高齢者等会食サービス事業実施要綱
対　　象	65歳以上のひとりぐらし高齢者等
予　算	**[歳出]** 2,845,000円
決　算	**[歳入]** ［都］1,343,000円　**[歳出]** 2,454,350円

＜実績＞

(1) 登録者数・会食数

年度末協力員数	年度末登録者数	年間総会食数
20	454	3,198

(2) 提供回数による内訳

提供回数	年度末協力員数	年度末登録者数	年間総会食数
月4～5回	2	24	401
月1～3回	18	430	2,797
合計		454	3,198

(3) 事業の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
協力員	個　人（人）	0	0	0
	グループ数	22	23	20
年度末受給者数（※）		69	112	276
年間総会食数		938	1,358	3,198

食事サービスサポートセンター運営支援

事業の開始
平成14年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	食事サービスサポートセンターは、食事に関連した区民の活動が自主的に行える場として整備された。施設における食事関連事業及び施設の維持管理を行う「食事サービス活動推進の会」に補助金を交付し、その活動を支援する。
根拠法令等	［区］食事サービスサポートセンター事業補助金交付要綱
予　算	**[歳出]** 3,145,000円
決　算	**[歳入]** ［都］1,522,000円 **[歳出]** 2,848,068円

福祉電話訪問

事業の開始
昭和52年3月

窓　　口	各総合支所保健福祉課・各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）・ひだまり友遊会館
事業所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	電話による定期的な訪問を行い、高齢者の孤独感の解消を図るとともに、安否の確認と必要に応じて緊急連絡先及び関係機関等に連絡・通報を行う。
根拠法令等	［区］世田谷区福祉電話訪問事業実施運営要綱
対　　象	65歳以上のひとりぐらし又は高齢者のみ世帯の方で、電話訪問を希望する方。
予　算	**[歳出]** 1,693,400円（ひだまり友遊会館維持運営委託に含む）
決　算	**[歳入]** ［都］846,000円（ひだまり友遊会館事業に含む） **[歳出]** 1,503,929円（ひだまり友遊会館維持運営委託に含む）

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
協力員数	45	41	42
利用者数	73	72	67
電話訪問延件数	3,192	2,953	2,924
電話訪問応答件数	3,052	2,858	2,768
応答率（%）	95.6	96.8	94.7
利用者1人当たり月平均応答件数	3.6	3.3	3.4

高齢者入浴券支給

事業の開始
昭和48年9月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	区内公衆浴場で利用できる入浴券を交付することにより、浴場を利用される方々との交流を通じて孤独感を緩和し健康の保持を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区入浴券支給要綱
対　　象	65歳以上の区民
予　算	**[歳出]** 125,097,000円
決　算	**[歳入]** 229,000円　**[歳出]** 108,434,619円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給者数	21,550	19,900	19,587
利用実績（枚）	226,716	217,259	205,540

6. 在宅その他のサービス

高齢者はり・きゅう・マッサージ

事業の開始
昭和56年5月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	地区会館などを会場に、はり・きゅう・マッサージを受けることにより、高齢者の健康保持、精神的やすらぎの確保を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区はり・灸・マッサージサービス事業実施要綱(同運営要領)
対　　象	おおむね65歳以上の高齢者
予　算	**[歳出]** 17,994,000円
決　算	**[歳入]** ［都］8,996,000円　**[歳出]** 17,952,352円

＜実績＞

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
会場数（月定員）		17(395)	17(395)	17(395)
延利用者数	はり	273	421	481
	きゅう	9	3	7
	マッサージ	1,323	1,798	2,237
	計	1,605	2,222	2,725

7. 施設通所サービス等

一時生活援助施設運営

事業の開始
令和3年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	養護を緊急に要することとなった高齢者や、その他在宅生活を継続することが困難となった高齢者へ一時的な援助を行い、日常生活へ円滑に復帰させることを目的とする。
根拠法令等	［区］世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例 世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例施行規則
対　　象	やむを得ない理由により、生活を続けることが困難であり、かつ、他の居所又は一時滞在施設等を確保することが困難である区内に住所又は居所を有する65歳以上の者等
予　算	**[歳出]**34,418,000円
決　算	**[歳入]**［都］16,873,000円　［他］1,456,760円 **[歳出]** 33,944,000円

8. 施設入所

老人ホーム入所措置

事業の開始
昭和38年8月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	養護及び特別養護老人ホームに入所措置をした高齢者の施設での生活費等を支給する。
根拠法令等	老人福祉法　第11条 ［区］老人福祉法の施行に関する規則
対　　象	区内に住居を有する65歳以上(事情のある場合は60歳以上)の高齢者 (1) 養護老人ホーム 環境上及び経済的理由により、居宅での生活が困難な者 (2) 特別養護老人ホーム やむを得ない事由により、介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが困難な者（(2) については、94ページの福祉緊急対応参照）
予　算	**［歳出］**228,829,000円	**決　算**	**［歳入］**［他］51,257,120円　**［歳出］**209,465,615円

＜実績＞

(1) 総合支所保健福祉課別内訳

		合計	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
養護老人ホーム	令和3年度末入所者数	103	36	10	12	15	30
	（令和4年度）新規入所者数	8	2	0	3	2	1
	（令和4年度）退所者数	24	13	1	2	4	4
	令和4年度末入所者数	86	24	9	15	12	26
	入所待機者数	4	1	0	1	2	0
	区内施設への区民の入所数(定員70名)	10(70)	2	0	4	2	2

(2) 事業の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
養護老人ホーム	前年度末入所者数	115	104	103
	新規入所者数	13	16	8
	退所者数	24	17	24
	年度末入所者数	104	103	86
	入所待機者数	3	4	4
	区内施設への区民の入所数(定員70名)	11	10	10

(3)特別養護老人ホーム

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
措置人数	4	4	6

※老人福祉法による措置入所人数

入所希望者数	1,216	1,220	1,146

※各年度3月とりまとめ時点での希望者数

9. いきがい支援

いきいきせたがや文化祭・高齢者クラブ助成
（高齢者文化活動）

窓口・所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	(1) いきいきせたがや文化祭 長年にわたり、蓄積されてきた高齢者の貴重な知識と経験を発表する機会を設け、高齢者相互の親睦及び高齢者と地域社会との心のふれあいを深めるための一助として、いきいきせたがや文化祭を実施する。 令和４年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため規模を縮小して実施（開催日：令和４年９月３日、４日） (2) 高齢者クラブ活動助成 高齢者クラブに対し、その自主活動を支援するため、ボランティア、教養講座の開催、健康増進などの活動に対して、助成をする。 また、単位高齢者クラブではなし得ない、広域・協働・専門活動等を行う高齢者クラブ連合会に対しても、活動を助成する。
根拠法令等	老人福祉法 ［国］老人クラブ活動等事業実施要綱 ［都］老人クラブ運営要綱、区市町村老人クラブ連合会運営要綱、老人クラブ等助成事業補助金補助要綱 ［区］世田谷区高齢者クラブ助成金交付要綱・世田谷区高齢者クラブ連合会補助金交付要綱・いきいきせたがや文化祭実施要領
事業の開始	昭和 32 年　　老人クラブへの助成事業 昭和 40 年 4 月　区へ移管 昭和 53 年 4 月　老人クラブ連合会助成 平成 3 年 10 月　いきいきせたがや文化祭（昭和 49 年から昭和 53 年までは老人クラブ作品展、昭和 54 年から平成 2 年までは老人文化祭として実施）
対　　象	(1) いきいきせたがや文化祭 高齢者クラブ、生涯大学、シルバー人材センター、一般高齢者 (2) 高齢者クラブ活動助成 単位高齢者クラブと高齢者クラブ連合会
予　算	**[歳出]** 32,780,000 円	**決　算**	**[歳入]**［都］3,310,000 円　**[歳出]** 28,505,164 円

＜実績＞

			2 年度※2	3 年度※2	4 年度
高齢者クラブ	助成クラブ数		90	85	82
	施設使用料助成クラブ数		76	69	64
	会員数（準会員含む）		8,886	7,940	7,244
	組織率（%）※1		3.8	3.4	3.1
いきいきせたがや文化祭	作品	参加人数	0	0	0
		出品（点）数	0	0	0
	演芸	参加人数	0	0	377
		出演数（組）	0	0	42
	延入場者数		0	0	910

※1 組織率：会員数／60 歳以上人口×100（加入者数に準会員を含むので、組織率は近似値である。）
※2 令和 2、3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、いきいきせたがや文化祭の開催を中止した。
令和 4 年度は、演芸大会のみ実施。（作品展示は会場の都合で未実施）

生涯大学

事業の開始
昭和52年6月 平成19年4月　生涯大学と改称

窓　　口	市民大学・生涯大学事務局
事業所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	高齢者を対象として、進展する社会の変化に対処し順応できる能力を身につけ、自らの文化･知識を豊かなものにして、生きがいのある生活を営むとともに、地域の発展と連帯に主体的に取り組むための自己啓発の場として実施している。平成26年4月1日より、キャンパスをひだまり友遊会館からせたがや がやがや館へ移転。 (1) コース　1学年5コース (2) 定員　各コース28名 （うち再入学若干名。既に受講した講師のコースへは再入学不可。） (3) 修業年限・行事等 修業年限：2年（概ね週1回年間約30回実施） 行事：文化講演会（年4回）、1・2年次研修（各学年1回）、学園祭の開催（年1回）、いきいきせたがや文化祭を高齢者クラブ、シルバー人材センターとともに区と共催で実施（年1回） (4) 受講料　14,000円（年間） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度以降は特別態勢で授業実施。
根拠法令等	［区］世田谷区生涯大学実施運営要綱
対　　象	60歳以上の区民で、学習意欲があり、2年間、「学習」と「健康体育」の両方に出席できる方

予算	[歳出] 12,945,000円	決算	[歳入] ［都］7,630,000円 [他] 1,260,000円 [歳出] 9,326,328円

＜実績＞　　（単位；人）

		2年度（定員）	3年度（定員）	4年度（定員）
学生数	1年	82（150）	55（140）	61（140）
	2年	87（150）	74（140）	51（140）
	計	169（300）	129（280）	112（280）

※1年の学生数は年度末時点、2年の学生数は修了生数
※定員は令和3年度以降特別態勢により各学年140人

代田陶芸教室・シルバー工芸教室

事業の開始
代田陶芸教室昭和54年4月
シルバー工芸教室平成元年4月

窓口・所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	(1)代田陶芸教室 代田地区会館陶芸室において、陶芸に関する学習活動を通じて教養を高め、知識・技能を習得することによって、高齢者が豊かで生きがいのある生活が送れるようにする。 ①定　員　本科30人（1クラス） 本科受講生のうち、希望する者が研究科へ進級。 ②場　所　区立代田地区会館内　陶芸室 ③授業回数　本科　年間31回程度　研究科　年間21回程度 ④受 講 料　本科　年間33,400円　研究科　年間32,400円 (2)シルバー工芸教室 生涯教育の観点から、紙漉き・木彫・七宝焼という伝統工芸を通じて教養を高め、高齢者の豊かで生きがいのある生活に資する。 ①定員　紙漉きコース15人 木彫コース15人 七宝焼コース15人 計45人

	②会場　区立山崎小学校内　伝統工芸室 ③授業回数　月3単位（1単位2時間）年間30単位、修業年限1年 ④受 講 料　紙漉きコース　年間15,000円 木彫コース　年間15,000円 七宝焼コース　年間15,000円
根拠法令等	(1)［区］世田谷区代田陶芸教室運営要綱 (2)［区］世田谷区シルバー工芸教室運営要綱
対　　象	60歳以上の区民で軽作業が可能な方
予 算 **[歳出]** 6,067,000円	**決 算** **[歳入]**［都］1,514,000円 ［他］2,971,700円 **[歳出]** 5,755,148円

＜実績＞

(1)代田陶芸教室修了者数　　（単位；人）

		2年度	3年度	4年度
修了者数	本科	30	21	29
	研究科	19	14	17

(2)シルバー工芸教室修了者数　　（単位；人）

	2年度※	3年度	4年度
紙漉き	0	12	11
木　彫	0	8	13
七宝焼	0	15	14
計	0	35	38

※新型コロナウイルスの影響で、短縮カリキュラムで実施したため、修了認定なし

土と農の交流園

事業の開始
平成8年

窓口・所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	野菜づくり等を通して高齢者が土に親しむことができる場を提供することにより、その余暇活動の充実を図るとともに、地域住民及び世代間の交流の場を確保し、もって豊かな地域社会の形成に資することを目的とする。
事業の種類	(1) 土と農の交流園講座 1年を通して、畑や花壇、果樹園等での実習をまじえながら、それぞれの基礎を学ぶ。 ①対　　象　60歳以上の区民で、園芸の実習を行うことができる方 ②コ ー ス　野菜、果樹、花及び樹木の4コース ③定　　員　各コース36人 ④受 講 料　年間20,000円 ⑤修業年限　1年（年28回程度の講義または実習） (2) 公開講座（月1回程度の植物や園芸等に関する講義） (3) 研修室、和室の空き時間利用（団体） (4) 地域交流・多世代交流を目的とした庭づくり活動（コミュニティガーデン活動）
根拠法令等	［区］世田谷区立土と農の交流園条例 世田谷区立土と農の交流園条例施行規則 世田谷区立土と農の交流園の空き時間利用に関する要綱
予 算 **[歳出]** 17,507,000円	**決 算** **[歳入]**［都］8,777,000円 ［他］2,460,300円 **[歳出]** 16,927,846円

＜実績＞

(1)通年講座修了者数　（単位；人）

	2年度※1	3年度※2	4年度
果樹	0	22	29
樹木	0	15	30
野菜	0	22	34
花	0	21	31

※1 新型コロナウイルスの影響で休止。代替措置として圃場管理ボランティアを実施

※2 新型コロナウイルスの影響で、定員を各コース24人へ減員。

(2)公開講座参加者数　（単位；人）

	2年度	3年度	4年度
公開講座	268	206	277

慶祝品贈呈、百歳訪問

事業の開始
昭和41年度

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課
事業の概要、目的	敬老の日を迎えるにあたり、高齢者に対して敬意を表し、その長寿と健康を祈念して慶祝品を贈呈する。
根拠法令等	［区］世田谷区高齢者慶祝事業実施要綱
対　　象	(1) 慶祝品　　当該年度内に88、100歳の誕生日を迎える方 (2) 百歳訪問　当該年度内に100歳になる方を区長等が訪問し、祝品を贈呈する。 慶祝品77歳廃止：平成23年3月31日
予　算	[歳出] 40,624,000　円
決　算	[歳入] 特定財源なし　[歳出] 40,606,773円

＜実績＞

	対象者	令和2年度	令和3年度	令和4年度
慶祝品贈呈者数	88歳	4,106人	4,054人	4,254人
	100歳	269人	269人	292人
合　　計		4,375人	4,323人	4,546人

ひだまり友遊会館

事業の開始
昭和52年1月

窓　　口	ひだまり友遊会館
事業所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	老人福祉センターとして、休養室・会議室など場の提供及び多様な事業を行うことにより、心身の健康保持と生活・教養の向上及びレクリエーションなどの便宜を総合的に図っている他、多世代交流事業も実施している。 事業の種類 ・　福祉電話訪問事業・高齢者講習会 ・　高齢者なんでも相談室・生涯現役情報ステーション
根拠法令等	老人福祉法　第15条 ［区］世田谷区立ひだまり友遊会館条例 世田谷区立ひだまり友遊会館条例施行規則 ひだまり友遊会館高齢者なんでも相談室運営要綱 世田谷区福祉電話訪問事業実施運営要綱 世田谷区ひだまり友遊会館複写サービス取扱要綱
対　　象	60歳以上の区民
予　算	**[歳出]** 57,435,000円（福祉電話訪問の事業を含む）
決　算	**[歳入]** ［都］1,717,000円　［他］638,881円（福祉電話訪問の事業を含む） **[歳出]** 53,412,156円（福祉電話訪問の事業を含む）

＜利用者数実績＞　　（単位；人）

	2年度　※3	3年度　※3	4年度
会議室	33,453	8,140	60,794
講習室	8,150	1,763	10,473
休養室	448	294	1,023
電位治療器	6,777	2,817	11,028
体育室	16,670	5,321	22,479
生涯現役情報ステーション	1,902	358	1,230
なんでも相談室　※1	117	33	130
囲碁・将棋室	7,383	2,277	5,986
利用者合計　※2	74,783	20,970	113,013
開館日数	273	95	345

※1 なんでも相談室の実績については、来館及び電話による相談であるため、利用者数の合計には含まないものとする。

※2 平成30年度より利用枠が変更（午後→午後1・午後2、夜間→夜間1・夜間2）となった。

※3 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和元年度から令和3年度にかけて、施設の休館及び開館時間の短縮等利用制限を行った。また、令和3年度は施設工事のため令和3年5月15日から令和4年1月16日まで休館した。

敬老会館（高齢者集会所）

事業の開始
昭和32年4月

窓口・所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	高齢者の余暇活動及び憩いの場並びに地域住民の交流の場を提供する。
根拠法令等	［区］ 世田谷区立敬老会館条例 世田谷区立敬老会館条例施行規則 世田谷区公共施設の共通使用手続きに関する規則
予 算	**[歳出]** 12,854,000円
決 算	**[歳入]** ［他］ 3,582,930円 **[歳出]** 12,637,018円

＜施設一覧＞

名　　称	所 在 地	施設内容	開設年月日
北烏山東敬老会館	北烏山2-2-6	大広間1 洋室1	昭和54年 9月11日
桜高齢者集会所	桜1-2-19	舞台付大広間	平成5年 4月1日
上馬高齢者集会所	上馬4-36-9	舞台付大広間1 多目的ホール1	平成5年 12月1日

＜施設利用実績＞　　（単位；コマ）

施設名	部屋名	広さ・定員	時間帯	件数 2年度	件数 3年度	件数 4年度
北烏山東敬老会館 ※1	大広間	28人 (旧24畳)	午前	206	221	273
			午後	209	287	258
			夜間	95	111	128
				82	76	141
	洋室	16人	午前	96	156	174
			午後	121	182	176
			夜間	63	41	51
				55	17	51
桜高齢者集会所	大広間	63畳	午前	160	200	150
			午後	147	215	221
			夜間	3	7	2
				1	6	2
上馬高齢者集会所	大広間	30畳	午前	135	178	206
			午後	129	163	168
			夜間	153	165	121
				146	72	182
	多目的ホール	150人	午前	163	234	284
			午後	187	244	285
				175	238	249
			夜間	202	242	333
				153	149	310
利用件数合計				2,681	3,204	3,765

※1　平成30年度より各施設の夜間及び、上馬高齢者集会所の多目的ホールの午後の枠が1枠から2枠に変更となった。

せたがや　がやがや館（健康増進・交流施設）

事業の開始
平成25年4月

窓　　口	せたがや　がやがや館（健康増進・交流施設）
事業所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	運動室・交流室・娯楽室等において、高齢者を中心とした多世代の区民に、健康増進と世代間交流の場を提供することにより、豊かな地域社会の形成と区民の福祉の向上を図る。
根拠法令等	[区] 世田谷区立健康増進・交流施設条例 世田谷区立健康増進・交流施設条例施行規則 世田谷区公共施設の共通使用手続きに関する規則
予　算	[歳出] 113,942,000円
決　算	[歳入] ［他］ 9,979,212円 [歳出]113,096,443円

＜利用実績＞　　（単位： 人）

部屋名	利用区分	2年度※1	3年度※1	4年度
多目的室	団体	10,306	11,009	24,566
会議室	団体	17,600	21,153	33,181
交流室	団体	3,298	6,868	11,937
運動室	団体（夜間）	1,049	1,643	1,457
	個人（日中）	9,609	12,387	15,666
娯楽室	団体（夜間）	0	0	0
	個人（日中）	663	1,400	2,049
食堂	個人	5,667	9,913	21,757
電位治療器	個人	22,962	18,274	21,827
合計		71,154	82,647	132,440

※1　新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度まで、施設の休館及び開館時間の短縮等利用制限を行った。

10. 保健福祉施設の整備・助成

特別養護老人ホーム等運営支援

事業の開始
令和3年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	民営化された世田谷区立特別養護老人ホーム等における円滑な運営を促進し、もって区民の心身の健康の保持及び生活の安定を図ることを目的とする。
根拠法令等	［区］世田谷区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営費補助金交付要綱 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例施行規則 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則
予　算	**[歳出]** 321,091,000円　　**決　算**　**[歳入]** [他]241,000円　**[歳出]** 318,531,438円

令和4年度助成施設

	施設名	法人名	所在地	種別（定員）	併　設　施　設
1	芦花ホーム	社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	粕谷2-23-1	特養（103） 短期（21）	短期入所事業、通所介護事業、訪問看護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業
2	上北沢ホーム	社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	上北沢1-28-17	特養（100） 短期（20）	短期入所事業、通所介護事業
3	きたざわ苑	社会福祉法人正吉福祉会	北沢5-24-18	特養（100） 短期（25）	短期入所施設、通所介護事業、訪問看護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業

介護老人保健施設整備助成

事業の開始
平成7年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	医療ニーズの高い高齢者の在宅復帰支援・在宅生活支援の場となる介護老人保健施設を開設する医療法人等に対し、整備に要する経費等を補助することにより、施設整備の促進を図る。
施設整備費補助	1床あたり100万円を限度として補助する。
利子補給	福祉医療機構（旧社会福祉・医療事業団）からの融資に係る償還利子に対し、1.5%を限度に利子補給金を交付する。
根拠法令等	［区］世田谷区介護老人保健施設施設整備費補助要綱 世田谷区介護老人保健施設施設整備資金利子補給金交付要綱
予　算	**[歳出]** 15,768,000円　　**決　算**　**[歳出]** 13,136,000円

令和4年度助成施設

施設名	法人名	所在地	定員	開設
玉川すばる	医療法人社団白寿会	瀬田4-1-14	入所 156床　通所 50人	平成18年7月
サンセール世田谷大蔵	医療法人社団美誠会	大蔵1-3-22	入所 77床　通所 20人	平成26年3月
梅ヶ丘	一般財団法人脳神経疾患研究所	松原6-37-1	入所 100床　通所 96人	平成31年4月

社会福祉法人に対する整備費等助成（高齢者）

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	社会福祉法人が建設する特別養護老人ホームと併設ショートステイの整備に要する経費について補助することにより、施設整備の促進及び高齢者福祉の向上を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区特別養護老人ホーム等整備費補助要綱
予　算	**[歳出]** 135,607,000円 **決　算** **[歳入]**［他］2,635,000円 **[歳出]** 119,990,670円

令和４年度助成法人

施設名	法人名	所在地	種別（定員）	開設年月
喜多見ホーム 老人デイサービスセンター喜多見ホーム	南山会	喜多見	特養（60）短期（10） 在宅ＳＣ	平成14年 5月 平成14年 5月
東京敬寿園 東京敬寿園デイサービス	敬寿会	上祖師谷	特養（76）短期（4） 在宅ＳＣ	平成15年 5月 平成15年 8月
有隣ホーム	東京有隣会	船橋	特養（99）	平成16年 4月改築
等々力共愛ホームズ デイ・ホーム共愛	老後を幸せにする会	等々力	特養（52）短期（3） 在宅ＳＣ	平成16年10月 平成16年12月
フォーライフ桃郷 老人デイサービスセンターフォーライフ桃郷	寿心会	北烏山	特養（60）短期（10） 在宅ＳＣ	平成17年10月 平成17年10月
せたがや給田乃杜	七日会	給田	特養（93）短期（15） 在宅ＳＣ	平成22年5月 平成22年5月
エリザベート成城	緑風会	成城	特養（100）短期（20）	平成26年12月
深沢共愛ホームズ	老後を幸せにする会	深沢	特養（96）短期（12）	平成29年8月
世田谷希望丘ホーム	楽晴会	船橋	特養（110）短期（20）	平成30年4月
ラ・ストーリア馬事公苑	恵神会	上用賀	特養（58）短期（8）	令和元年5月
ときわぎ世田谷	常盤会	下馬	特養（90）短期（10）	令和元年9月
ラペ二子玉川	緑樹会	瀬田	特養（144）短期（24）	令和元年10月
さくらほうむ	ケアネット	弦巻	特養（58）短期（10）	令和2年1月

地域密着型サービス拠点等整備助成

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	地域密着型サービスを整備する者に対し、東京都等の補助金を活用して整備及び改修に要する経費を補助することで、地域密着型サービス拠点の整備促進及び高齢者福祉の向上を図る。 また、都の補助金を活用して、地域密着型サービスを整備する事業者に対し、開設準備にかかる経費や定期借地契約における前払い地代を補助することにより、施設の整備を促進する。
根拠法令等	［国］地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱 ［都］認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業実施要綱 認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助要綱 地域密着型サービス等整備推進事業実施要綱 地域密着型サービス等整備推進事業補助要綱 東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱 東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱 定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金交付要綱 高齢者施設等防災・減災対策推進事業実施要綱 高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金交付要綱

	［区］地域密着型サービス拠点等施設整備費補助要綱 世田谷区施設開設準備経費助成特別対策事業等補助要綱 世田谷区既存高齢者施設等防災改修等整備支援事業補助金交付要綱
予 算 **[歳出]** 266,122,000円	決 算 **[歳入]**［都］241,145,000円 [国]9,670,000円 ［他］92,649円 **[歳出]** 265,208,805円

令和4年度助成施設

施設名	所在地	備考
看多機かえりえ成城	成城1-1-9	地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金
（仮称）優っくり看護小規模多機能介護弦巻	弦巻5-34-5	
（仮称）看多機かえりえ給田	給田1-1-11	
花物語はちまんやま	八幡山3-18-12	
ハートフル若林	若林5-38-20	施設開設準備経費助成特別対策事業等補助金
グループホームきらら千歳船橋	千歳台2-31-20	
看多機かえりえ成城	成城1-1-9	

※補助対象事業所が複数併設されている場合や、複数の対象経費にかかる補助を交付している場合（整備費と開設準備経費等）も1ヶ所として計上

都市型軽費老人ホーム整備助成

事業の開始
平成22年10月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	都市型軽費老人ホームを整備する者に対し、東京都等の補助金を活用して整備に要する経費を補助することで、都市型軽費老人ホームの整備促進及び高齢者福祉の向上を図る。 また、補助金を活用して、都市型軽費老人ホームを整備する事業者に対し、開設準備にかかる経費や定期借地契約における前払い地代を補助することにより、施設の整備を促進する。
根拠法令等	［都］都市型軽費老人ホーム整備費補助事業実施要綱 都市型軽費老人ホーム整備費補助事業補助要綱 東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱 東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱 定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金交付要綱 ［区］都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱 世田谷区施設開設準備経費助成特別対策事業等補助要綱
予 算 **[歳出]** 488,000円	決 算 **[歳入]** 0円 **[歳出]** 0円

11. 生涯現役社会づくりの推進

中高年齢者の情報発信（情報誌「おとな・り（re)」）

事業の開始
平成 19 年 4 月

窓口・所管	生活文化政策部市民活動推進課		
事業の概要、目的	主に中高年齢者に向けた地域での生きがいづくりに役立つ情報を発信するフリーペーパー。公募で選ばれた 40 代～70 代の区民ボランティアが同年代の視点を通じて社会参加を促し、誰もが生涯現役で暮らしていくことができる社会づくりを進める。(休止：令和 3 年 3 月 31 日、廃止：令和 5 年 3 月 31 日)		
事業の実績	情報誌「おとな・り（re)」 発行部数：0 回、0 部		
予　算	**[歳出]** 0 円	**決　算**	**[歳入]**［都］0 円　**[歳出]** 0 円

せたがや生涯現役ネットワークの活動支援

事業の開始
平成 19 年 4 月

窓口・所管	生活文化政策部市民活動推進課		
事業の概要、目的	中高年齢者の地域参加を促進するため、NPO や地域団体で組織した「せたがや生涯現役ネットワーク」（令和 5 年 5 月末現在 59 団体参加）と連携して以下の事業を実施した。 ・補助事業 (1) シニアの社会活動や社会貢献活動への参加促進事業「せたがやシニアの社会参加のしくみづくりプロジェクト」 5 地域開催のイベント参加者 293 人、地域活動体験講座の参加者 92 人 (2) 地域活動団体 PR イベント開催に関する事業「生涯現役フェア」 参加者約 500 人 (3) Zoom を通じて地域活動への参加を促進させる事業「シニア Zoom サロン」 参加者 335 人 ※参加者にはスタッフや講師を含みます。		
根拠法令等	［区］せたがや生涯現役ネットワーク支援補助金交付要綱		
予　算	**[歳出]** 1,857,000 円	**決　算**	**[歳入]**［都］759,000 円 **[歳出]** 1,619,876 円

12. その他

ひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯現況調査

事業の開始
昭和 49 年

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	65 歳以上のひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯について、区の保健福祉サービス受給要件確認のため、郵送による調査を行う。		
根拠法令等	［区］世田谷区ひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯現況調査実施要綱		
対　　象	65 歳以上のひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯で、区の保健福祉サービス受給者		
予　算	**[歳出]** 1,655,000 円	**決　算**	**[歳入]**［都］1,046,000 円　**[歳出]** 1,547,244 円

＜実績＞

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ひとりぐらし高齢者	発送数	4,771 世帯	4,433 世帯	4,207 世帯
	返送数	3,985 世帯	3,690 世帯	3,630 世帯
	回答数	83.53%	83.24%	86.28%
高齢者のみ世帯	発送数	377 世帯	290 世帯	237 世帯
	返送数	311 世帯	239 世帯	211 世帯
	回答数	82.49%	82.41%	89.02%

民生委員ふれあい訪問

事業の開始
平成 23 年 9 月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	高齢者を見守るとともに孤立を防ぐため、75 歳以上の介護保険サービスを利用していない高齢者宅へ民生委員による訪問を行う。		
根拠法令等	民生委員ふれあい訪問実施要綱		
対　　象	75 歳以上の介護保険サービスを利用していない高齢者		
予　算	**[歳出]** 5,501,000 円	**決　算**	**[歳入]**［都］2,601,000 円　**[歳出]** 5,201,073 円

＜実績＞

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
訪問対象者数	12,865	13,875	13,188
訪問者数	※2	※2	10,819

※1 介護保険の認定がない 77・79・81・83 歳の（住民登録上）単身世帯または高齢者のみ世帯の方が対象。

※2 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和２年度及び令和３年度は面談を中止し、ポスティングのみ実施した。

地区高齢者見守りネットワーク

事業の開始
平成 23 年 4 月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課計画担当		
事業の概要、目的	各地区において地域の活動団体（町会・自治会、民生委員、地区社会福祉協議会など）が高齢者の課題について共有し、地区住民に高齢者の異変をいち早くあんしんすこやかセンターに連絡することを啓発し、見守りや必要な支援につなげる。また、参加団体間の連携を深め、地区コミュニティの向上を図る。		
対　　象	地区の高齢者		
予　算	**[歳出]** 7,578,000 円	**決　算**	**[歳入]**[都] 2,211,000 円 **[歳出]** 7,577,900 円

※予算・決算額については、「地域資源開発事業」の再掲。

高齢者孤立死の実態把握

事業の開始
平成 20 年 4 月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係		
事業の概要、目的	区及びあんしんすこやかセンターで把握した孤立死の調査を行う。 なお、本調査における孤立死とは、高齢者が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後数日（当日から翌々日までは除く）を経過し発見された場合をいう。		
予　算	**[歳出]** —	**決　算**	**[歳入]**[都] — **[歳出]** —

＜高齢者孤立死発見状況＞

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計
性別	男	18	9	8	11	8	54
	女	14	7	3	6	1	31
年齢	65～69 歳	6	2	1	0	3	12
	70～79 歳	13	6	4	9	2	34
	80～89 歳	11	8	5	7	4	35
	90 歳以上	2	0	1	1	0	4
合計		32	16	11	17	9	85

せたがや高齢・介護応援アプリ

事業の開始
平成 27 年 10 月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係		
事業の概要、目的	相談窓口や地域の様々な福祉サービスの情報、利用者に合った事業所や施設の情報、元気高齢者向けの情報等を提供し、介護者等のニーズと各種サービスを適切に結びつけ、支援するために、スマートフォン用の情報アプリを配信・運用している。 上記情報提供について、令和 5 年度からは区公式 LINE による発信に移行し、本アプリは廃止する。（廃止：令和 5 年 3 月 31 日）		
対　　象	高齢者・その家族、介護従事者等		
予　算	**[歳出]** 1,848,000 円	**決　算**	**[歳入]**[都] 924,000 円 **[歳出]** 1,848,000 円

第３章　障害者保健福祉

1.障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

<table>
<tr><td>窓　　口</td><td colspan="3">各総合支所保健福祉課</td></tr>
<tr><td>事業所管</td><td colspan="3">障害福祉部障害施策推進課、障害者地域生活課、障害保健福祉課、政策経営部広報広聴課
区議会事務局</td></tr>
<tr><td>事業の概要、目的</td><td colspan="3">障害福祉サービスの一層の充実・推進を図り、障害者(児)が安心して暮らせる社会を実現するため、障害者自立支援法が平成18年4月に一部、同年10月に本格施行された。同法では、① 3障害(身体障害・知的障害・精神障害)のサービスを再編・一元化　②支給決定の仕組みを透明化・明確化するため障害程度区分認定制度を導入　③制度を皆で支えるため利用者負担に定率負担を導入　④社会資源活用のための規制緩和　⑤障害福祉計画によるサービスの確保、を制度化した。サービスの提供は、区民にとって最も身近な自治体である区市町村に一元化された。
その後、平成22年12月に法改正され、段階的に施行された。改正法では、①障害者の範囲の見直し(平成22年12月施行)、②定率負担の廃止（応能化）、③相談支援の充実、④障害児支援の強化（②～④は平成24年4月施行）等を実施した。
さらに、平成25年4月に、障害者自立支援法から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改称された。改正法では①基本理念の創設、②制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病等の追加、③地域生活支援事業の追加、④障害支援区分の創設、⑤重度訪問介護の対象拡大、⑥共同生活介護の共同生活援助への一元化（④～⑥は平成26年4月施行、②は段階的に対象を拡大。令和2年4月1日現在361疾病。）等を実施した。平成30年4月の法改正では、自立生活援助、就労定着支援の追加等を実施した。</td></tr>
<tr><td>事業の開始</td><td colspan="3">平成18年4月（平成18年10月より新体系による本格施行）</td></tr>
<tr><td rowspan="11">サービス体系
（1）自立支援給付等</td><td colspan="3">①介護給付
障害に起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援を提供する。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td colspan="2">身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者（児）・難病患者等（児童については一部サービスを除く）</td></tr>
<tr><td>サービス種別</td><td>内容</td></tr>
<tr><td>居宅介護</td><td>自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。</td></tr>
<tr><td>重度訪問介護</td><td>重度の肢体不自由者、または、重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行う。</td></tr>
<tr><td>同行援護</td><td>視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行う。</td></tr>
<tr><td>行動援護</td><td>知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。</td></tr>
<tr><td>重度障害者等包括支援</td><td>重度の心身障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。</td></tr>
<tr><td>短期入所
(ショートステイ)</td><td>自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。</td></tr>
<tr><td>療養介護</td><td>医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。</td></tr>
<tr><td>生活介護</td><td>常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。</td></tr>
</table>

	施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)		施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	②訓練等給付 障害のある方が地域で生活を行うために、訓練的支援を一定期間提供する。		
	対象者	身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者（児）・難病患者等（児も含む）（児童については一部サービスを除く）	
	サービス種別		内容
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援		一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援（A型・B型）		一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労定着支援		一般就労へ移行した人の就労に伴う生活面の課題に対し、企業・自宅への訪問等により必要な支援を行う。
	自立生活援助		一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問等により必要な支援を行う。
	共同生活援助(グループホーム)		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。
	③自立支援医療 従来は更生医療(身体障害者)、育成医療(身体障害児)、精神通院医療(精神障害者等)に分かれていた障害者(児)に係る国の公費負担医療制度が統合された。それに伴い、医療費の利用者負担が1割負担に変更になったが、平成24年4月より定率負担が廃止され、応能化された。		
	対象者	更生医療…身体障害者、育成医療…身体障害児　精神通院医療…精神障害者等	
	④補装具給付 障害者等の身体機能を補完・代替し、かつ長期間使用される義肢、装具、車椅子等の購入、借受けまたは修理にかかる費用の支給を行う。		
	対象者	障害者（児）で補装具使用の必要性が認められる者	
	⑤地域相談支援給付 施設、精神科病院、保護施設、矯正施設に入所・入院をしている障害者に対して、住居の確保その他、地域での生活に移行するための活動に関する相談等に対応し、また、居宅において単身等で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等に対応のための給付を行う。		
	対象者	施設、精神科病院、保護施設、矯正施設に入所・入院をしている障害者等	
	⑥計画相談支援給付 障害福祉サービス等の利用を希望する障害者について、心身の状況等を勘案し、サービス等利用計画を作成し、また、計画の内容について一定期間ごとに検証し、必要に応じて変更等を行うための給付を行う。		
	対象者	障害福祉サービス等の利用を希望する障害者	
（2）地域生活支援事業	区市町村が創意工夫し、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することによって、障害者(児)の自立を支援する事業		
	対象者	身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者（児）・難病患者等（サービスによって対象者が異なる。）	
	事業名	内容	詳細
	相談支援	総合的な相談、サービスの利用を支援するための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行う。	79ページ

	意思疎通支援	手話通訳者派遣・要約筆記者派遣を行う。	83ページ
	日常生活用具給付	日常生活の利便を図るため、必要な用具の給付を行う。	76ページ
	移動支援	社会参加と余暇活動の充実を図るため、外出時に必要な支援を行う。	80ページ
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。	103ページ
	その他事業	理解促進研修・啓発、日中一時支援、訪問入浴サービス、手話奉仕員養成、点字・声の広報等発行、福祉ホーム、障害者虐待防止対策支援、地域移行のための安全生活支援、巡回支援専門員整備等	

利用者負担

平成24年4月より定率負担は廃止され、収入に応じた上限額が設定されている。平成24年7月から、区民税額については、地方税法等の一部を改正する法律による改正前の19歳未満の扶養親族に関する控除がなされた場合と同様に算定する。
平成19年4月から資産要件、サービス利用の状況により軽減措置が拡大され、平成21年7月から軽減措置を受けるための資産要件が撤廃された。
また、平成22年4月から区民税非課税世帯については利用者負担の無料化が実施された。これに伴い、区独自軽減策として、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業、日中一時支援においても、平成22年4月から生活保護世帯および区民税非課税世帯については利用者負担の無料化を実施した。

所得区分	月額負担上限額							
	平成19年4月～		平成20年7月～		平成21年7月～		平成22年4月～	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	同左	0円	同左	0円	同左	0円
低所得1	区民税非課税世帯で本人収入が80万円以下かつ資産500万円（単身）、1,000万円(家族同居)以下	3,750円	区民税非課税世帯で本人収入が80万円以下かつ資産500万円(単身)、1,000万円(配偶者と同居、障害児)以下	1,500円	区民税非課税世帯で本人収入が80万円以下	1,500円	区民税非課税世帯で本人収入が80万円以下	0円
	上記以外	15,000円	上記以外	15,000円				
低所得2	区民税非課税世帯で低所得1以外かつ資産500万円(単身)、1,000万円(家族同居)以下	6,150円	区民税非課税世帯で低所得1以外かつ資産500万円(単身)、1,000万円(配偶者と同居、障害児)以下	3,000円	区民税非課税世帯で低所得1以外	3,000円	区民税非課税世帯で低所得1以外	0円

		上記該当の中で通所サービス利用者かつ訪問系サービス未利用者	3,750円	上記該当の中で通所施設のみ、もしくは通所施設と短期入所利用の場合	1,500円	上記該当の中で通所施設のみ、もしくは通所施設と短期入所利用の場合	1,500円		
		上記以外	24,600円	上記以外	24,600円				
	一般	区民税課税世帯で区民税所得割10万円未満かつ資産500万円（単身）、1,000万円(配偶者と同居)以下	9,300円	【障害児】区民税課税世帯で区民税所得割28万円未満かつ資産1,000万円以下	4,600円	【障害児】区民税課税世帯で区民税所得割28万円未満	4,600円	【障害児】区民税課税世帯で区民税所得割28万円未満	4,600円
				【障害者】区民税課税世帯で区民税所得割16万円未満かつ資産500万円(単身)、1,000万円(配偶者と同居)以下	9,300円	【障害者】区民税課税世帯で区民税所得割16万円未満	9,300円	【障害者】区民税課税世帯で区民税所得割16万円未満 ※グループホーム等入居者、20歳以上の施設入所者を除く	9,300円
		上記以外	37,200円	上記以外	37,200円	上記以外	37,200円	上記以外	37,200円
歳出予算額	⑴ 自立支援給付　13,634,017,486円 ⑵ 地域生活支援事業　921,161,925円　※本予算額は、補助金申請額とする。								
歳出決算額	⑴ 自立支援給付　13,828,253,644円 ⑵ 地域生活支援事業　920,654,460円　※本決算額は、補助金決算額とする。								
歳入決算額	⑴ 自立支援給付　[国] 6,064,994,279円　[都] 3,046,919,049円 ⑵ 地域生活支援事業　[国] 258,652,000円　[都] 129,326,000円								

＜実績＞

障害認定審査会開催回数　79回　（この他に支給決定に係る意見聴取2回）

審査判定状況　（新規、更新、変更の延べ件数）

障害種別 / 障害支援区分	全体		身体障害		知的障害		精神障害		難病	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
非該当	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
区分1	10	0.8%	2	1.0%	4	0.6%	4	1.0%	0	0.0%
区分2	269	21.0%	13	6.3%	84	12.6%	171	42.0%	1	20.0%
区分3	288	22.4%	35	17.0%	115	17.3%	138	33.9%	0	0.0%
区分4	244	19.0%	33	16.0%	142	21.3%	67	16.5%	2	40.0%
区分5	160	12.5%	34	16.5%	105	15.8%	21	5.2%	0	0.0%
区分6	313	24.4%	89	43.2%	216	32.4%	6	1.5%	2	40.0%
合 計	1,284	100.0%	206	100.0%	666	100.0%	407	100.0%	5	100.0%

地域 / 障害支援区分	世田谷		北沢		玉川		砧		烏山	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
非該当	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
区分1	4	1.3%	2	0.9%	1	0.4%	3	1.2%	0	0.0%
区分2	60	20.2%	42	18.3%	49	18.2%	51	20.0%	67	28.6%
区分3	67	22.6%	49	21.4%	58	21.6%	59	23.1%	55	23.5%
区分4	61	20.5%	46	20.1%	47	17.5%	49	19.2%	41	17.5%
区分5	41	13.8%	29	12.7%	37	13.8%	27	10.6%	26	11.1%
区分6	64	21.5%	61	26.6%	77	28.6%	66	25.9%	45	19.2%
合 計	297	100.0%	229	100.0%	269	100.0%	255	100.0%	234	100.0%

障害別の二次判定における障害支援区分変更件数及び変更率

障害種別	総件数	変更件数	変更率	上位変更件数	下位変更件数
全　　体	1,284	67	5.22%	67	0
身体障害	206	5	2.43%	5	0
知的障害	666	42	6.31%	42	0
精神障害	407	20	4.91%	20	0
難　　病	5	0	0.00%	0	0

訓練等給付利用期間更新審査案件数　　41件
地域相談支援給付利用期間更新審査案件数　　5件
支給決定に係る意見聴取案件数　　11件

① 重複障害の方については、主たる障害と思われる障害種別に計上。
② 単位未満は、四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

支給決定・利用実績（自立支援給付）

サービス種別	サービス内容	支給決定人数（人）	利用実人数（人）	支給額（円）
介護給付費等	居宅介護(ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟ)	1,255	1,231	1,689,938,786
	重度訪問介護	146	155	2,314,801,908
	同行援護	253	196	112,538,015
	行動援護	15	13	21,354,611
	重度障害者包括支援	0	0	0
	短期入所	1,942	745	556,004,621
	療養介護	75	78	235,296,235
	生活介護	1,259	1,255	3,683,443,920
	自立生活援助	14	13	2,247,698
	自立訓練	208	309	239,971,520
	就労移行支援	281	447	549,109,676
	就労継続支援	1,614	1,557	1,813,221,902
	就労定着支援	173	235	51,636,931
	共同生活援助(ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ)	701	696	1,481,523,409
	施設入所支援	443	473	774,022,548
	計	8,379	7,403	13,525,111,780
高額障害福祉サービス費		133	210	19,258,258

計画相談支援	3,639	3,408	206,818,465
地域相談支援	14	22	3,021,229
特定障害者特別給付費	1,025	1,053	104,043,912
特例特定障害者特別給付費	0	0	0
合計	13,190	12,096	13,828,253,644

※「支給決定人数」は令和５年３月末の数値とした。

※「利用実人数」は令和４年４月から令和５年３月実績の利用実人数とした。

※「支給額」は、令和４年４月請求分から令和５年３月請求分までの合計額とした。

利用実績（地域生活支援事業）

サービス種別		利用件数（件）	事業実績額（円）
相談支援		32,725※2	233,983,084
意思疎通支援		1,363	12,086,204
日常生活用具（住宅改修含む）		11,103	136,470,926
移動支援		206,281.5※1	699,982,699
地域活動支援センター		17,570※2	68,461,689※3
重度障害者の大学等修学支援		1	1,300,800
その他事業	訪問入浴サービス	3,014	37,275,700
	日中一時支援	2,760※2	8,092,037
	更生訓練費	429	1,706,400
	手話奉仕員養成	151※4	7,018,082
	福祉ホーム	221	3,997,548
	点字・声の広報等発行	9,984※5	10,624,729
	自動車運転免許取得	8	1,318,400
	自動車改造助成	13	1,657,200

※1　延べ利用時間数

※2　延べ利用者数

※3　補助金交付額（職員研修費補助を含む）。地域活動支援センターⅠ型で実施している相談支援事業分は除く。

※4　令和４年４月～令和５年３月までの手話講習会と手話通訳者研修の合計

※5　区のおしらせ「せたがや」、「区議会だより」の点字版及び音声版作成部数の合計

児童福祉法に基づく障害児通所支援

事業の開始
平成24年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課	
事業所管	障害福祉部障害施策推進課、障害保健福祉課	
事業の概要、目的	障害児施策の一層の充実・推進を図るため、児童福祉法が平成 24 年 4 月に施行された。同法改正により、①障害種別等で分かれている障害児施設を再編し、障害児通所施設・障害児入所施設へ移行、②障害児通所支援（障害児通所施設）の実施主体が都道府県から区市町村へ移行、③利用者負担の応能化、④障害児相談支援を創設し、障害児相談支援事業者が作成する利用計画を基に支給決定を行うことを制度化した。その後、平成 25 年 4 月に法改正され、対象者に難病患者等が追加された。平成 30 年 4 月の法改正では、居宅訪問型児童発達支援の追加等を実施した。	
障害児通所給付	サービス種別	内容
	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
	医療型児童発達支援	上肢・下肢又は体幹機能障害のある児童に対して、児童発達支援及び治療を行う。
	放課後等デイサービス	就学している児童に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う。

	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で通所することが困難な障害児に対して、居宅を訪問して児童発達支援を行う。	
	保育所等訪問支援	保育所等に通う児童に対して、保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	
	対象者	身体障害児・知的障害児・精神障害者児・難病患者等（児）	
障害児相談支援給付	障害児通所支援の利用を希望する児童について、心身の状況等を勘案し、障害児支援利用計画を作成又は計画の内容について一定期間ごとに検証し、必要に応じて変更等を行うための給付を行う。		
	対象者	障害児通所支援の利用を希望する児童	
利用者負担	以下のとおり、収入に応じた上限額が設定されている。平成 24 年 7 月から、区民税額については、地方税法等の一部を改正する法律による改正前の 19 歳未満の扶養親族に関する控除がなされた場合と同様に算定する。 また、平成 26 年 4 月より、通所支援利用児童（放課後等デイサービスを除く）に幼稚園等（※）に通っている兄又は姉がいる場合、多子軽減により、利用者負担額が軽減される（通所支援利用児童が第二子の場合：総費用額の 5/100、通所支援利用児童が第三子の場合：利用者負担なし）。 平成 28 年 4 月の制度改正により、児童通所支援における多子軽減制度の対象が拡大され、世帯の市町村民税所得割額の合算が 77,101 円未満の世帯（およそ年収 360 万円未満相当世帯）については、通所支援利用児童の兄又は姉が未就学児である場合に限らず、利用者負担額が軽減される。 令和元年 10 月より、就学前の障害児（３歳から５歳）を対象に障害児通所給付（放課後等デイサービスを除く）の利用者負担が無償化された。 ※ 幼稚園等：幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可保育園、情緒障害児短期治療施設、認定こども園、特例保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（特例保育以下は平成 28 年 4 月より対象として追加。）		
	所得区分	月額負担上限額	
	生活保護	生活保護受給世帯	0 円
	低所得 1	区民税非課税世帯で保護者の収入が 80 万円以下	0 円
	低所得 2	区民税非課税世帯で低所得 1 以外	0 円
	一般	区民税課税世帯で区民税所得割 28 万円未満	4,600 円
		上記以外	37,200 円
歳出予算額	2,415,645,699 円　※本予算額は、国庫負担金申請額とする。		
歳出決算額	2,555,386,475 円　※本予算額は、国庫負担金決算額とする。		
歳入決算額	［国］ 1,207,822,849 円　［都］ 603,911,424 円		

＜支給決定・利用実績（障害児通所給付）＞

サービス内容	支給決定人数（人）	利用実人数（人）	支給額（円）
児童発達支援	1,273	1,696	1,034,219,846
医療型児童発達支援	0	1	355,334
放課後等デイサービス	1,490	1,650	1,392,644,852
保育所等訪問支援	149	160	38,880,622
居宅訪問型児童発達支援	4	4	2,708,557
障害児相談支援	1,469	1,585	83,517,610
高額障害児通所給付費	91	174	3,059,654
合計	4,476	5,270	2,555,386,475

※「支給決定人数」は令和５年３月末の数値とした。

※「利用実人数」は令和４年４月から令和５年３月実績の利用実人数とした。

※「支給額」は、令和４年４月請求分から令和５年３月請求分までの合計額とした。

2. 在宅福祉サービス

重度脳性麻痺者介護

事業の開始
昭和49年12月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	重度の脳性麻痺者に対して家族（利用者の親、子、兄弟姉妹及び配偶者をいう。）を介護人として派遣し、生活圏の拡大等福祉の増進を図る。
根拠法令等	［都］東京都重度脳性麻痺者介護事業運営要綱 東京都在宅障害者福祉事業費等補助金交付要綱 ［区］世田谷区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱
対　　象	重度脳性麻痺者で身体障害者手帳1級を有する介護が必要な20歳以上の者 なお、原則として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び、介護保険法におけるサービスを利用している者や、家族以外による介護が可能な者を除く。
予　算	**［歳出］**32,321,000円	**決　算**	**［歳入］**［都］31,527,000円　**［歳出］**31,527,360円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者（人）	40	36	31
派遣回数（回／月）	12	12	12
基準単価 1回につき（円）	6,560	6,560	6,560
介護人（人）	217	217	216
延派遣回数（回）	6,104	5,234	4,806

障害者緊急介護人派遣

事業の開始
昭和49年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	在宅の障害者が一時的に日常生活を送る上で支障がある場合に介護人による介護を行うことで、障害者の生活を支援し、もって障害者の福祉の向上を図る。
根拠法令等	［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］世田谷区障害者緊急介護人派遣事業実施要綱
対　　象	(1) 身体障害者手帳1・2級を有する者 (2) 愛の手帳1～3度を有する者 (3) 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の者 (4) 精神科病院で長期入院し、退院支援事業で退院に繋がった精神障害者
予　算	**［歳出］**107,074,000円	**決　算**	**［歳入］**［都］47,277,000円　**［歳出］**105,546,690円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
派遣時間数	107,980	108,034	105,396
延利用者数	6,567	6,678	6,581

障害者入浴サービス

事業の開始
昭和56年5月

窓　　口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	家庭での入浴が困難な障害者に対し、巡回入浴車による自宅での入浴機会を提供する巡回入浴と、入浴設備を有する障害者施設を利用する施設入浴により、障害者の健康保持と家族の負担の軽減を図る（巡回入浴は地域生活支援事業対象事業）。 【施設入浴を実施している施設】 区立身体障害者自立体験ホーム（平成11年6月より）		
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［区］世田谷区障害者巡回入浴サービス実施要綱 世田谷区障害者施設入浴サービス実施要綱		
対　　象	(1) 身体障害者手帳1・2級を有する65歳未満の者 (2) 愛の手帳1～2度を有する65歳未満の者　※介護保険対象者は介護保険が優先する。		
予　算	**［歳出］**54,789,000円	**決　算**	**［歳入］**［国］11,010,000円　［都］5,505,000円 **［歳出］**48,268,299円

＜実績＞

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
巡回入浴	利用者数	88	74	70
	延実施回数（延利用者数）	3,246	2,970	2,861
	（内）介助入浴	31	42	42
	週あたり入浴回数	1	1	1
施設入浴	利用者数	5	5	5
	延実施回数（延利用者数）	159	168	160
	月あたり入浴回数	3	3	3

障害者短期入所等事業

事業の開始
平成15年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	短期入所サービスや日中ショートステイ事業を区立施設で実施するとともに、同様の事業を行う民立施設に対し運営費を助成することによって、障害者（児）の安全の確保と障害者及びその家族の生活の安定を図る。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱 地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱 ［都］東京都地域生活支援事業費補助金交付要綱 ［区］世田谷区立知的障害者生活寮条例

	世田谷区立知的障害者生活寮条例施行規則 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例施行規則 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区短期入所事業等運営費補助金交付要綱 世田谷区立知的障害者生活寮短期入所事業実施要綱 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム短期入所施設に関する事務取扱要綱		
対　　象	障害者（児）		
予　算	**[歳出]** 183,514,000 円	**決　算**	**[歳入]** [国] 1,675,000 円 [都] 837,000 円 [他] 22,692,193 円 **[歳出]** 166,873,982 円

対象施設（所在地順）　　（令和５年４月１日現在）

	施設名	対象者	定員
区立施設	区立知的障害者生活寮 松原けやき寮 （指定管理者：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	知的障害者 障害児	短期入所１日１名
	区立身体障害者自立体験ホーム なかまっち （指定管理者：特定非営利活動法人つどい） 日中ショートステイは法人自主事業による補助事業	身体障害者 障害児	短期入所１日３名 日中ショートステイ１日３名
民立施設	重症心身障害児療育相談センター	重症心身障害児(者)	日中ショートステイ１日４名
	ひかり	知的障害者 (応相談)	日中ショートステイ１日 10 名
	みつばち	身体障害者 知的障害者 障害児	短期入所１日５名
	ケアこげら世田谷宇奈根	知的障害者	短期入所１日３名
	生活支援ホーム世田谷	知的障害者 障害児	短期入所１日４名 緊急短期入所１日１名 日中ショートステイ１日４名
	ホームいろえんぴつ	知的障害者 障害児	短期入所１日３名 日中ショートステイ１日３名
	泉の家	身体障害者 知的障害者 障害児	短期入所１日３名 日中ショートステイ１日３名
	友愛デイサービスセンター	身体障害者 障害児	短期入所１日３名
	やすらぎステイズ	知的障害者 障害児 (身体障害者)	短期入所１日３名 日中ショートステイ１日３名

	短期入所ここから	身体障害者 知的障害者 精神障害者	短期入所１日６名
	短期入所どんぐりホーム上町	知的障害者	短期入所１日２名
	グループホームえにし	身体障害者 知的障害者	短期入所１日２名
	国立成育医療研究センターもみじの家	重症心身障害児	短期入所１日11名
	みくりキッズくりにっくぽれぽれ	重症心身障害児	日中ショートステイ１日４名

＜実績（所在地順）＞

＼	利用実績		令和２年度	令和３年度	令和４年度
区立施設	松原けやき寮 （短期入所）	延利用日数	379	457	606
		実利用者数	17	29	38
	身体障害者自立体験ホームなかまっち （短期入所・緊急短期入所）	延利用日数	953	1,057	1,063
		実利用者数	103	105	108
	身体障害者自立体験ホームなかまっち （日中ショートステイ）	延利用日数	132.5	156.5	163.25
		実利用者数	34	51	34
民立施設	重症心身障害児療育相談センター （日中ショートステイ）	延利用日数	5.25	11.75	11
		実利用者数	3	5	3
	ひかり （日中ショートステイ）	延利用日数	352.25	500.25	464.25
		実利用者数	52	50	46
	ケアこげら世田谷宇奈根 （短期入所）	延利用日数	1,495	1,441	1,368
		実利用者数	30	30	30
	生活支援ホーム世田谷 （短期入所・緊急短期入所・ 日中ショートステイ）	延利用日数	1,310	1,397	1,468.5
		実利用者数	61	52	75
	ホームいろえんぴつ （短期入所・日中ショートステイ）	延利用日数	784	726	699
		実利用者数	28	25	33
	泉の家 （短期入所・日中ショートステイ）	延利用日数	566	651	716
		実利用者数	23	19	23
	友愛デイサービスセンター （短期入所）	延利用日数	1,311	1,380	1,336
		実利用者数	26	26	25
	やすらぎステイズ （短期入所）	延利用日数	1,098	1,436	1,506
		実利用者数	42	45	48
	みくりキッズクリニックぽれぽれ （日中ショートステイ）	延利用日数	15.75	2	2.5
		実利用者数	6	2	2
	グループホームえにし （短期入所）	延利用日数	377	303	404
		実利用者数	22	20	26
	国立成育医療研究センターもみじの家 （短期入所）	延利用日数	564	887	972
		実利用者数	43	57	57
	短期入所ここから （短期入所）	延利用日数	2,084	2,462	2,685
		実利用者数	72	87	99
	みつばち （短期入所）	延利用日数	1,035	871	1,007
		実利用者数	30	46	42
	短期入所どんぐりホーム上町 （短期入所）	延利用日数	755	923	964
		実利用者数	47	55	61

障害者日常生活用具、設備改善費及び屋内移動設備の給付

事業の開始
昭和48年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	在宅の重度の障害者(児)に対し、浴槽等の日常生活用具、住宅の設備改善費、屋内の移動設備の設備費の給付を行うことによって、障害者(児)の日常生活を容易なものとする。 （地域生活支援事業対象事業） 品目数　日常生活用具給付 59 品目　設備改善費等給付　3 品目
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］世田谷区重度障害者(児)日常生活用具給付事業要綱・同実施要領、世田谷区点字図書給付事業実施要綱、世田谷区大活字図書給付事業実施要綱
対　　象	世田谷区内に居住する身体障害者(児)及び知的障害者(児)で別途種目別に定める給付対象者(介護保険対象者は介護保険を優先する。)

予　算		決　算	
［歳出］	142,036,120 円※（用具） 16,276,000 円（住宅）	［歳入］ ［歳出］	［国］38,355,000 円（用具）　2,004,000 円（住宅） ［都］19,177,000 円（用具）1,002,000 円（住宅） 131,913,341 円（用具）　14,007,595 円（住宅）

※用具の予算額は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付との合算額である。

＜実績＞

(1) 日常生活用具給付

種　目 ＼ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特殊寝台	39	19	25
入浴補助用具	56	58	55
点字図書	10	3	5
大活字図書	0	0	0
ポータブルトイレ	3	5	1
ポータブルレコーダー	15	16	11
屋内信号装置	5	6	6
時計	12	14	16
パーソナルコンピュータ	1	0	0
情報受信装置	0	0	0
便器	4	0	0
特殊便器	11	3	5
移動・移乗支援用具	32	49	42
視覚情報読上装置	1	1	0
聴覚障害者用通信装置	1	2	5
視覚障害者用読書器	17	25	24
ストマ装具（蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつ等、収尿器）	10,676	9,840	10,374
その他	411	440	523
合計	11,294	10,481	11,092

(2) 設備改善費等給付

種目 ＼ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小規模	22	14	8
中規模	8	11	3
屋内移動設備	5	9	5
合計	35	34	16

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

事業の開始
平成18年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具の給付を行うことによって、小児慢性特定疾病児童の日常生活を容易なものとする。 種目数　18種目
根拠法令等	［国］小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 ［都］東京都小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 東京都小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金交付要綱 ［区］世田谷区小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱
対　　象	小児慢性特定疾病児童で別途種目別に定める給付対象者
予　算	［歳出］142,036,120円※
決　算	［歳入］［国］141,000円　［歳出］120,220円

※予算額は、障害者日常生活用具の給付との合算額である。

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	6	5	2

白杖の給付

事業の開始
昭和51年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	在宅障害者の日常生活の利便を図るため、白杖の給付を行う。
根拠法令等	［区］世田谷区障害者生活補助具給付要綱
対　　象	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害にかかる障害の程度が1級～6級の者 (2)(1) に規定する者と同等の視力の程度が認められる者
予　算	［歳出］377,000円
決　算	［歳入］特定財源なし　［歳出］442,000円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	52	62	65

障害者紙おむつ支給・おむつ代助成

事業の開始
平成8年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	ねたきり等の状態にある障害者に対して紙おむつの支給またはおむつ代の助成を行うことにより、介護者の負担を軽減し、障害者の福祉の向上を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区障害者紙おむつ支給事業等実施要綱
対　　象	次のいずれかに該当する障害者で、原則として3歳以上65歳未満の者 (1) 身体障害者手帳1・2級 (2) 愛の手帳1･2度 (3) 脳性麻痺 (4) 進行性筋萎縮症（施設入所者等を除く） ※65歳未満で紙おむつ支給・おむつ代助成を受けていた場合、65歳を過ぎても引き続き対象とする。
予　算	［歳出］41,584,000円
決　算	［歳入］特定財源なし　［歳出］38,515,221円

＜実績＞

(1) 紙おむつ支給

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末対象者数（人）	①障害分	841	837	846
	②高齢障害移行者上乗せ分	81	84	79

(2) おむつ代助成

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末登録者数（人）	①障害分	51	55	46
	②高齢障害移行者上乗せ分	8	6	7

障害者配食サービス

事業の開始
平成6年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	食事を作ることが困難な障害者に対して、食事を提供することにより障害者の栄養と健康を確保する。
根拠法令等	［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］世田谷区障害者配食サービス事業実施要綱
対　　象	次のいずれかに該当する区内在住で、原則として65歳未満のひとり暮らし等の者 (1) 身体障害者手帳1～4級 (2) 愛の手帳1～4度 (3) 難病患者 (4) 寛解状態の精神障害者
予　算	**［歳出］**5,045,000円
決　算	**［歳入］**［都］1,523,000円　**［歳出］**5,044,460円

＜実績＞

(1) 事業実績

実施日数	実配食数	延利用者数	前年度末登録者数	年度末登録者数
296	13,969	708	84	91

(2) 事業の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末登録者数	75	84	91
配食数	15,881	13,627	13,969

障害者訪問理美容サービス

事業の開始
昭和57年8月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	理美容店に行くことが困難な重度の障害者に対し、理美容店から理美容師を派遣して理美容を行うことにより、在宅生活を支援する。
根拠法令等	［区］世田谷区訪問理美容サービス事業実施要綱
対　　象	身体障害者手帳1・2級、又は愛の手帳1・2度の者で、かつ寝たきり等の理由により理美容店で理美容を受けることが困難な者
予　算	**［歳出］**5,091,000円※
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**3,629,549円

※金額は、障害者寝具乾燥サービスとの合算額である。

＜利用実績＞

		令和２年度	令和３年度	令和４年度
年間実登録者数		195	224	232
理美容券交付枚数		1,170	1,309	1,271
使用枚数		712	709	737
	理容券	458	407	394
	美容券	254	302	343

障害者寝具乾燥サービス

事業の開始
昭和57年6月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	身体的又は住宅環境等で寝具乾燥の機会に欠ける寝たきり等の障害者に寝具の乾燥を行うことにより、当該障害者の健康と快適な日常生活の維持を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区寝具乾燥サービス事業実施要綱
対　　象	寝たきり等の障害者であって、身体的条件又は住宅環境により寝具を乾燥する機会に欠ける者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳1･2級、又は愛の手帳1･2度 (2) その他、特に区長が必要と認めた者
予　算	**［歳出］**5,091,000円※ **決　算** **［歳入］**特定財源なし **［歳出］**1,320,770円

※金額は、障害者訪問理美容サービスとの合算額である。

＜実績＞

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
実利用者数	28	29	26
年間延利用者数	270	258	251
乾燥消毒加工	(年10回) 220	(年10回)209	(年10回)207
水洗いクリーニング	(年2回) 50	(年2回)49	(年2回)44

福祉緊急対応

事業の開始
平成15年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	福祉サービスが利用制度に転換する中で、制度を円滑に利用できない障害者を対象に、福祉各法に規定するやむを得ない事由による措置を含め、緊急避難としてのホームヘルプ等を提供し、区民の生活安定を確保するとともに、制度利用のための相談・援助等を実施する。
根拠法令等	身体障害者福祉法　第18条第1項、知的障害者福祉法　第15条の4、 児童福祉法　第21条の6 ［区］世田谷区身体障害者福祉法の施行に関する規則 世田谷区知的障害者福祉法の施行に関する規則 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則 世田谷区障害者等に係る福祉緊急対応に関する要綱
対　　象	福祉の制度利用にあたり困難な状況に陥っている障害者（難病患者を含む）
予　算	**［歳出］**0円（障害者ホームヘルパー等派遣事業予算） **決　算** **［歳入］**特定財源なし **［歳出］**0円

＜実績＞

内容		件数（世帯数）等
世田谷区障害者等に係る福祉緊急対応に関する要綱 第2章	区の緊急対応としてのホームヘルプの提供	0件
	うち　事業者への依頼世帯数	0件
	うち　区職員による対応世帯数	0件
世田谷区障害者等に係る福祉緊急対応に関する要綱 第3章	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス決定件数	0件
	児童福祉法に基づく障害児通所支援決定件数	6件

地域障害者相談支援センター

事業の開始
平成25年4月

窓　　口	区内5か所の地域障害者相談支援センター
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	障害者等からの各種相談に応じて情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行うことにより、障害者やその家族の地域生活を支援し、在宅障害者の自立と社会参加の促進を図る。また、「地域包括ケアの地区展開」に伴い、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の相談対象が高齢者だけでなく障害者や子育て世帯などに拡大したため、障害者の支援については連携を図りながら地域障害者相談支援センターが中心となり、様々な障害種別に対応できる相談支援体制の整備に努めているほか、区、基幹相談支援センターと連携し、相談支援事業者等に対する人材育成や、指定特定相談支援事業者連絡会を開催し、情報共有を行うなど、地域の相談支援事業者に対するバックアップも行っている。 平成19年4月から4ヶ所、平成21年4月から5ヶ所の区内相談支援事業者に事業委託を行っていたが、平成25年4月から事業内容を再編し、区内各地域に地域障害者相談支援センターを設置している。 （地域生活支援事業対象事業）
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［区］世田谷区地域障害者相談支援センター事業実施要綱
対　　象	区内在住の障害者及びその保護者等
予　算	**［歳出］**233,983,084円
決　算	**［歳入］**［国］58,361,000円［都］29,181,000円 **［歳出］**233,983,084円

実績は、第3章「1.障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等　利用実績（地域生活支援事業）」参照

医療的ケア相談支援センター

事業の開始
令和3年8月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	医療的ケア児（者）の保護者等に対するワンストップでの相談対応、医療的ケア児（者）が病院を退院する際の在宅生活支援プランの作成、施設に対する技術支援、人材育成等を行うことにより、区として医療的ケアに係る相談支援のノウハウを蓄積し、医療的ケア児（者）への支援の充実を図り、もって医療的ケア児（者）及びその保護者等の安心の確保及び生活の質の向上を目指す。
根拠法令等	［都］区市町村在宅療養推進事業実施要綱 区市町村在宅療養推進事業補助金交付要綱 ［区］世田谷区医療的ケア相談支援センター事業実施要綱
対　　象	1.区内に在住する医療的ケア児（者）及びその保護者等 2.児童発達支援等事業者

	3. 医療的ケア児（者）に現に対応し、又は今後対応を検討している相談支援従事者 4. 前3. に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者
予　算	**［歳出］** 27,241,000 円
決　算	**［歳入］**［都］23,749,000　**［歳出］** 27,241,000

移動支援

事業の開始
平成18年10月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	移動困難な障害者にヘルパーを派遣し、社会参加に必要な外出時の支援を行うことにより、障害者の社会参加と余暇活動の充実を促進し、もって障害者福祉の増進を図る。 （地域生活支援事業対象事業）
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］世田谷区移動支援事業実施要綱
対　　象	区内に住所を有しており、社会生活上必要不可欠な外出の支援を必要とし、又は余暇活動を充実させるために外出の支援を必要としている障害者（全身性障害者（児）、視覚障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、高次脳機能障害者（児））
予　算	**［歳出］** 移動支援　※68ページ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の歳出予算に含む
決　算	**［歳入］**［国］192,142,000 円　［都］107,532,000 円 **［歳出］** 699,982,699 円

実績は、第3章「1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等　利用実績（地域生活支援事業）」参照

3. 在宅ケア

心身障害児（者）の歯科診療

事業の開始
昭和56年10月

窓　　口	世田谷区口腔衛生センター
事業所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課事業担当
事業の概要、目的	心身の障害により、地域の歯科医療機関で治療を受けられない方のため、予約制により歯科診療を行う。 （1）実施機関 世田谷区口腔衛生センター　松原6-4-1　TEL 3328-5871 （2）診療日時 月～金の午前9時～12時、午後1時～4時 ※以下を除く ・月曜の午後 ・第1、第4、第5木曜の午後 ・第2、第4金曜の午前 ・祝日、年末年始
根拠法令等	［区］世田谷区心身障害児（者）歯科診療事業実施要綱
対　　象	地域の歯科診療機関において診療困難な心身障害児（者）
予算 [歳出] 149,451,000円	決算 [歳入]［国］1,068,000円 [歳出] 149,141,474円

心身障害児（者）の歯科診療実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
歯科診療	実施日数(日)	241	240	240
	利用人数(人)	1,863	2,128	2,222
口腔衛生指導	実施日数(日)	-	-	-
	利用人数(人)	-	-	-

令和元年度より、歯科診療に併せて口腔衛生指導を実施することとした。

4. 各種手帳制度

身体障害者手帳

事業の開始
昭和24年12月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	東京都心身障害者福祉センター
事業の概要、目的	身体に障害のある方が各種の援護を受けるために必要な手帳で、障害（視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓）の程度が1級から6級の等級の障害のある身体障害者（児）に東京都が交付する。
根拠法令等	身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行令、身体障害者福祉法施行規則 ［都］身体障害者手帳に関する規則
対　　象	身体に障害のある方

実績は、第1章「8.障害者の状況（2）身体障害者手帳所持者」参照

愛の手帳

事業の開始
昭和42年3月

窓口・所管	児童相談所（18歳未満） 東京都心身障害者福祉センター（18歳以上）
相談窓口	各総合支所保健福祉課
事業の概要、目的	知的障害者（児）が各種の援護を受け易くするため、東京都が知的障害者（児）に発行する手帳。障害の程度により1度～4度に区分される（国の制度としては療育手帳にあたる）。
根拠法令等	［国］療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児156厚生事務次官通知） ［都］愛の手帳交付要綱
対　　象	知的障害者（児）

実績は、第1章「8.障害者の状況（3）愛の手帳所持者」参照

精神障害者保健福祉手帳

事業の開始
平成7年10月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	精神疾患により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に対して、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するために、東京都が発行する手帳。障害の程度により1～3級の等級に区分される。この手帳を所持することで税金の控除や公共料金の割引等のサービスが受けられる。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
対　　象	精神障害のある方

実績は、第1章「8.障害者の状況（4）精神障害者保健福祉手帳　等級別所持者数」参照

5. 安全確保

重度身体障害者等救急通報システム

事業の開始
平成5年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	ひとり暮らし等の在宅の重度身体障害者等が家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、無線発信機を用いて外部の受信施設に通報することにより、受信施設が消防署に連絡し、援助が得られる。民間の緊急通報センターに委託。
根拠法令等	［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］世田谷区重度身体障害者等救急通報システム事業実施要綱
対　　象	18歳以上のひとり暮らし等の身体障害者で障害の程度が1・2級の者または難病患者。ただし、高齢者の救急通報システムの対象となる者を除く。
予　算	**[歳出]** 1,085,480円
決　算	**[歳入]**［都］396,000円　**[歳出]** 868,340円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末利用者数	16	13	16

6. コミュニケーション

障害者福祉電話使用料助成

事業の開始
昭和52年10月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	在宅の障害者に対し、電話機使用料の助成を行うことにより、当該世帯の生活の安定と日常生活の利便を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区心身障害者福祉電話使用料助成事業要綱
対　　象	(1) 身体障害者手帳1・2級、又は愛の手帳1～3度の障害者がいる世帯で生活保護世帯又は所得税額0円もしくは住民税非課税世帯 (2) 聴覚または音声言語機能にかかる障害による身体障害者手帳1・2級または18歳以上の身体障害者手帳3級の障害者がいる世帯で、所得税額が42,000円以下の世帯 ※所得税額については、地方税法等の一部を改正する法律による改正前の19歳未満の扶養親族に関する控除がなされた場合と同様に算定する。
予　算 ［歳出］11,313,120円	**決　算** ［歳入］特定財源なし　［歳出］11,366,450円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数（人）	674	706	707

手話通訳者の派遣

事業の開始
①昭和55年4月 ②昭和63年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	聴覚障害者の社会参加を促進するため、 ①区の行政機関等が手話通訳を必要とする場合、手話通訳を派遣する。また、区役所への届出等の利便を図るため、区役所に手話通訳者を配置する。 ②聴覚障害者が手話通訳を必要とする場合、手話通訳を派遣する。 （地域生活支援事業対象事業）
根拠法令等	身体障害者福祉法第21条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［区］世田谷区手話通訳者派遣事業運営要綱
対　　象	①区の所管課が行う事業、区民 ②身体障害者手帳を所持する聴覚障害者で、他に手話通訳が得られない者
予　算 ［歳出］11,151,033円	**決　算** ［歳入］［国］3,433,000円　［都］1,716,000円 ※それぞれ金額は、要約筆記者の派遣との合算額である。 ［歳出］11,151,033円

＜実績＞

(1) 登録者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
手話通訳登録者数	73	75	76

(2) 区事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
派遣回数（人数）	65（123）	91（161）	108（197）
待機日数	243	242	243

(3) 利用者派遣

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用登録者数	142	140	136
派遣回数	567	703	745
派遣時間	921	868	885

(4) 利用者派遣（専門分野）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
派遣回数	111	97	153
派遣時間	186	233	345

要約筆記者の派遣

事業の開始
平成19年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	聴覚障害者の社会参加を促進するため、聴覚障害者が要約筆記者を必要とする場合、要約筆記者を派遣する。（地域生活支援事業対象事業）
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［区］世田谷区要約筆記者派遣事業運営要綱
対象	身体障害者手帳を有する聴覚障害者等で、日常生活における要約筆記を必要とし、他に要約筆記を得られない方
予算	**［歳出］**935,171円
決算	**［歳入］**［国］3,433,000円 ［都］1,716,000円 ※それぞれ金額は、手話通訳者の派遣との合算額である。 **［歳出］**935,171円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用登録者数	25	26	26
派遣回数	68	124	139
派遣時間	153	347	442

中途失聴者・難聴者の手話入門教室

事業の開始
令和元年5月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	手話を知らない中途失聴者・難聴者が、様々なコミュニケーション手段の一つとして日本語の手話を習得することで、コミュニケーションの幅を広げる。また、同じ経験を持つ方と交流し、聞こえない、聞こえにくい人との情報交換の機会を設けることによって、社会参加を促進する。
根拠法令等	［区］世田谷区中途失聴者・難聴者の手話入門教室事業運営要綱
対象	区内に在住する中途失聴者・難聴者
予算	**［歳出］**1,830,000円
決算	**［歳入］**特定財源なし **［歳出］**1,830,000円

＜クラス別実績＞※コロナウイルス感染拡大のため、令和2、3年度は開催を中止。

年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	申込者数	決定者数	修了者数	申込者数	決定者数	修了者数	申込者数	決定者数	修了者数
初級	－	－	－	－	－	－	4	4	4
中級	－	－	－	－	－	－	4	4	1
計	－	－	－	－	－	－	8	8	5

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

事業の開始
令和2年8月

窓口・所管	世田谷区保健センター専門相談課障害者専門相談担当		
事業の概要、目的	失語症のため意思疎通を図ることが困難な方に対し、意思疎通支援者を派遣し、買い物や通院等の外出時におけるコミュニケーションを支援することで、社会参加を促進する。		
根拠法令等	［区］世田谷区失語症者向け意思疎通支援者派遣事業運営要綱		
対　　象	区内に住所を有する失語症のある方。（ただし、利用にあたっては、区が開催する失語症サロンに参加する必要がある。）		
予　算	**［歳出］** 422,252円	**決　算**	**［歳入］**［国］273,000円［都］136,000円 **［歳出］** 360,652円

7. 移動

福祉タクシー

事業の開始
昭和53年5月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	歩行困難な障害者に対し、福祉タクシー券（3,900円／月）※を交付することにより、生活の利便と社会参加の促進を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区福祉タクシー事業運営要綱
対　　象	身体障害者手帳(下肢、体幹、内部、平衡または脳性まひ等による運動機能障害1～3級、視覚障害1・2級)、愛の手帳1・2度の者。ただし、自動車燃料費助成との併給はできない。
予算 [歳出] 245,341,795円	決算 [歳入] 特定財源なし [歳出] 243,426,283円（追加給付分は含まない）

※令和5年度より3,400円から3,900円に変更。

＜実績＞

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		500円運賃券	100円運賃券	500円運賃券	100円運賃券	500円運賃券	100円運賃券
交付	人数	8,080	8,080	8,006	8,006	8,027	8,027
	枚数	370,924	1,298,234	367,444	1,286,054	366,400	1,282,400
使用枚数		257,886	849,254	270,849	894,195	269,997	897,943

自動車燃料費助成

事業の開始
昭和56年7月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	歩行困難な障害者に対し、自家用自動車燃料費の一部助成（2,300円／月）※を行い、生活の利便と社会参加の促進を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区障害者自動車燃料費助成要綱
対　　象	身体障害者手帳（下肢、体幹、内部、平衡または脳性まひ等による運動機能障害1～3級、視覚障害1・2級)、愛の手帳1・2度の者。 ただし、福祉タクシー券との併給はできない。
予算 [歳出] 39,372,250円	決算 [歳入] 特定財源なし [歳出] 37,481,414円

※令和5年度より2,000円から2,300円に変更。

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	2,130	2,079	2,102

リフト付タクシー

事業の開始
(1)平成元年4月 (2)(3)平成25年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	外出時の移動手段として常時車いすを使用しているか、ストレッチャーを使用することがある障害者または高齢者に対し、社会生活の利便を図るため、以下の事業を行う。 (1) 寝台優先リフト付タクシーの運行 車いすまたはストレッチャー（寝台）のまま乗車でき、メーター運賃のみで利用できるタクシー（区の借上げ車両）を運行する。 (2) 予約料・迎車料補助券の交付 外出時に常時車いすを使用している者またはストレッチャーを使用することがある者が、区と契約している民間の介護タクシーを利用する際に、予約料及び迎車料相当額を補助する予約料・迎車料補助券を月2枚交付する。 (3) ストレッチャー料免除券の交付 外出時にストレッチャーを使用することがある者が、区と契約している民間の介護タクシーを利用する際に、ストレッチャー使用料が免除となるストレッチャー料免除券を月2枚交付する。
根拠法令等	［区］世田谷区リフト付タクシー運行事業実施要綱
対　　象	福祉タクシー券もしくは自動車燃料費助成の受給資格がある障害者または介護保険要介護度3～5の高齢者で、外出時の移動手段として常時車いすを使用している者またはストレッチャーを使用することがある者。
予算	**[歳出]** 29,862,967円
決算	**[歳入]** ［都］1,346,000円 **[歳出]** 28,542,413円（追加給付分は含まない）

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用登録者数	2,610	2,793	2,590
借上げ車両数	1	1	1
借上げ車両利用件数	469	449	198
補助券契約事業者数	104	113	116
予約料・迎車料補助券使用枚数	13,386	14,660	15,402
ストレッチャー料免除券使用枚数	1,354	1,480	1,792

自動車運転免許取得費の助成

事業の開始
昭和52年7月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	心身障害者の自動車運転免許取得を容易にし、生活圏の拡大を図るため、免許取得に要した経費の一部を助成する。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［区］世田谷区心身障害者用自動車運転免許取得助成要綱
対　　象	身体障害者手帳1～3級（ただし内部障害については、4級以上、下肢または、体幹機能障害は5級以上で歩行が困難な者）、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者で、世田谷区に3ヶ月以上住所を有する18歳以上の者。道路交通法施行規則第23条の適性試験に合格可能な能力を有する者。所得制限あり。
予算	**[歳出]** 988,800円
決算	**[歳入]** [都]0円　**[歳出]** 1,977,600円

＜実績＞

		令和２年度	令和３年度	令和４年度
1級	人　　数	0	1	2
	補 助 額	0	164,800	329,600
2級	人　　数	2	1	3
	補 助 額	329,600	164,800	494,400
3級	人　　数	0	3	3
	補 助 額	0	494,400	494,400
4級	人　　数3	2	3	0
	補 助 額	329,600	494,400	0
5級	人　　数	0	0	0
	補 助 額	0	0	0
その他	人　　数	1	3	4
	補 助 額	164,800	350,200	659,200
人 数 計		5	11	12

自動車改造費の助成

事業の開始
昭和52年10月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	身体障害者が取得する四輪自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、身体障害者の社会復帰の促進を図る。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［区］世田谷区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱
対　　象	18歳以上の身体障害者手帳1～3級の上肢、下肢または体幹機能障害者で、自ら運転する自動車を所有（住民登録上同一世帯に属する者が所有する場合を含む）すると認められる者。所得制限あり。
予 算	**[歳出]** 725,490円
決 算	**[歳入]** [国]0円 [都]0円 **[歳出]** 1,070,400円

＜実績＞

		令和２年度	令和３年度	令和４年度
1級	人数	5	2	8
	補助額	669,500	267,800	1,070,400
2級	人数	2	2	0
	補助額	261,900	156,086	0
3級	人数	3	1	0
	補助額	386,900	100,800	0
人　数　計		10	5	8

車椅子の貸出し

事業の開始
昭和53年4月

窓　　口	まちづくりセンター、各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	短期間車椅子を必要とする区民に、無料で貸し出しを行う。
根拠法令等	［区］世田谷区車椅子貸出し要綱
対　　象	以下のいずれかに該当する者。 (1)下肢または体幹機能障害のある者 (2)65歳以上の高齢者 (3)疾病等により一時的に車椅子を必要とする者
予　算	**[歳出]** 966,000円
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 775,450円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末所有台数	242	247	249
貸出し件数	1,257	1,620	1,638

福祉施設等送迎バスのネットワーク運行

事業の開始
平成2年11月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	福祉施設等送迎バスの相互利用によるネットワーク運行を行い、公共交通の利用が困難な障害者や高齢者の施設利用及び社会参加の一層の促進を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区福祉施設等送迎バスネットワーク運行事業実施要綱
送迎対象施設（5施設）	区立岡本福祉作業ホーム、区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場、区立障害者休養ホーム「ひまわり荘」、区立健康増進・交流施設「せたがやがやがや館」、区立大蔵第二運動場、区立千歳温水プール
予　算	**[歳出]** 72,557,760円
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 71,823,070円

＜実績＞

バス運行台数及び利用者数の推移

区分＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
バス運行台数	4 （内ワゴン車1）	4 （内ワゴン車1）	4 （内ワゴン車1）
利用者数 ※1	27	29	16

※1　岡本福祉作業ホーム・同玉堤分場の送迎分。

※2　バス運行は民間委託で運行している。

福祉移動支援センター運営支援

事業の開始
平成18年10月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	高齢や障害などにより公共交通機関等の利用が困難な区民を対象とした福祉移動サービスの利用に関する相談、配車等を行う「世田谷区福祉移動支援センター」に助成し、移動困難者の利便性の向上を図る。 事業内容 （1）利用者の募集、登録、配車予約等の配車マネジメント （2）移動困難者の外出及び移動に関する相談 （3）福祉移動サービスに携わる運転手の人材育成
根拠法令等	［区］世田谷区福祉移動支援センター運営事業補助金交付要綱
予　算	**[歳出]** 9,757,000円
決　算	**[歳入]** ［都］2,259,000円　**[歳出]** 9,757,000円

都営交通の無料乗車券と割引

窓　　口	各総合支所保健福祉課、保健福祉政策部生活福祉課、児童相談所
事業所管	東京都交通局
事業の概要、目的	障害者等が都営地下鉄、都バス、都電を利用する際に無料乗車券を提示することにより料金が無料となる。障害者等の社会参加、生活圏の拡大を図る。 ※身体障害者手帳、愛の手帳所持者の介護者は手帳を提示し介護割引を受ける。（5割引。都バスの定期券は3割引。都営地下鉄は一部の介護者） ※都営交通の他にもJR旅客運賃、私鉄旅客運賃、民営バス運賃、タクシー料金、フェリー旅客運賃、航空旅客運賃の割引制度がある。（身体障害者手帳、愛の手帳所持者） ※なお、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とした東京都精神障害者都営交通乗車証は、東京都福祉保健局が所管しており、都営交通定期券発売所にて申請する。
対　　象	（1）身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳の所持者 （2）原爆被爆者(厚生労働大臣の認定患者および健康管理手当受給者)、中国残留邦人等、被救護者（児童養護施設または児童自立支援施設に入所している者） ※70歳以上でシルバーパスを持っている方を除く

8. 在宅その他のサービス

障害者世帯介護者へのリフレッシュ事業

事業の開始
平成4年3月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	区内在住の在宅障害者を日常介護している家族が、区内に設けた会場で、はり・きゅう・マッサージを受けることにより、介護者の健康保持と精神的やすらぎの確保を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区はり・きゅう・マッサージサービス事業実施要綱(同運営要領)
対　　象	区内在住の障害者を日常介護している家族
予　算	**[歳出]** 1,818,000円
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 181,336円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会場数	17	17	17
延利用者数	1,605※	2,222※	2,725※

※高齢者はり・きゅう・マッサージサービス利用者数を含む

補装具の交付及び修理

事業の開始
成人　昭和25年4月
児童　昭和26年10月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	身体障害者(児)及び難病患者等に対して、職業その他日常生活を容易にするために義肢、装具、車椅子、補聴器等の補装具の購入、借受けまたは修理にかかる費用を支給する。 ※平成18年10月から新体系に移行
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 ［国］障害者自立支援給付費等国庫負担（補助）金交付要綱 ［都］障害者自立支援給付費都費負担金交付要綱 ［区］世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則
対　　象	身体障害者手帳を所持している者、難病患者等
予　算	**[歳出]** 159,454,000円
決　算	**[歳入]** ［国］71,964,482円　［都］35,982,241円 **[歳出]** 161,916,133円

＜実績＞　　（単位：件）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		交付	修理	交付	修理	交付	修理
義肢	成人	20	29	25	35	27	34
	児童		2	2	2	3	3
装具	成人	120	70	142	108	160	99
	児童	94	11	72	8	90	2
座位保持装置	成人	23	41	25	43	24	44
	児童	29	24	29	17	46	28
視覚障害者安全杖	成人	20		26	1	30	
	児童			4		4	

義眼	成人	2		2		1	
	児童					1	
眼鏡	成人	32	3	31	2	31	
	児童	2		4		3	
補聴器	成人	223	67	213	68	216	103
	児童	31	50	26	53	24	42
車椅子	成人	60	148	66	126	56	122
	児童	29	36	26	30	37	22
電動車椅子	成人	28	113	17	113	22	113
	児童	4	6	3	5	3	4
座位保持椅子	成人						
	児童	6		5	3	10	2
起立保持具	成人				2		
	児童	4		3		5	
歩行器	成人	9		5	1	11	
	児童	1		8		12	1
頭部保持具	成人						
	児童	2		1			
歩行補助つえ	成人	19		19	1	12	2
	児童	5		2		5	
その他	成人	2	2	3	3	5	2
	児童	1					1
合計	成人	558	473	574	503	595	519
	児童	208	129	185	118	243	105

障害者グループホーム家賃助成

事業の開始
昭和53年8月

窓口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	身体障害者・知的障害者及び難病患者等の地域社会における自立生活を支援するため、生活の場を提供し、その家賃を助成する。
根拠法令等	［区］世田谷区障害者グループホーム利用者家賃助成実施要綱 世田谷区知的障害者グループホーム事業等実施要綱
対象	満15歳以上の身体障害者・知的障害者及び難病患者等の内、生活保護受給中でない者。ただし、家賃助成は月額所得97,000円未満の方。
予算 [歳出] 32,590,000円	決算 [歳入] 特定財源なし [歳出] 32,201,883円

＜実績＞

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
区指定グループホーム運営費助成	助成人数	2	2	1
	月延人数	24	23	12
家賃助成	助成人数	239	252	248
	月延人数	2,585	2,608	2,736

※1 区指定グループホームには、障害者総合支援法対象のものは含まない。

※2 家賃助成の助成人数には、同一人が年度途中で施設を変更した場合も含む。
区指定グループホーム家賃助成の人数を含む。

福祉ホーム事業

事業の開始
平成19年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	世田谷区民が入所している福祉ホームに対して補助することによって、低額な料金での居室の提供を促し、もって障害者の自立の促進を図る。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［区］世田谷区福祉ホーム事業補助金交付要綱（地域生活支援事業対象事業）
対　　象	福祉ホームに入居する前の住所地が世田谷区内である者を受け入れている福祉ホーム
予　算 **[歳出]** 4,104,000円	決　算 **[歳入]** ［国］1,181,000円　［都］590,000円 **[歳出]** 3,997,548円

＜実績＞

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
コーポ友愛	実人数	19	18	16
	月延人数	216	216	209
福祉ホームさくら	実人数	1	1	1
	月延人数	12	12	12

地域自立生活エンパワメント事業

事業の開始
平成26年5月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	障害のある方やその家族を対象に、地域移行後の自立生活に向けた支援、自立に伴って生じる課題の解決法や不安を解消する支援を行う。
根拠法令等	［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］世田谷区地域自立生活エンパワメント事業実施要綱
対　　象	障害者等及びその家族、区内に存する学校等
予　算 **[歳出]** 8,000,000円	決　算 **[歳入]** [都]3,201,000円 **[歳出]** 8,000,000円

＜実績＞

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用者数	7	7	7	6
延相談件数	223	202	293	256

重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業

事業の開始
平成26年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	重症心身障害児（者）の健康の保持とその家族の福祉の向上を図るため、在宅の重症心身障害児（者）に対し、訪問看護師を派遣し、家族等に代わり一定時間のケアを代替することで、当該家族の休養を図る。
根拠法令等	［都］在宅レスパイト・就労等支援事業実施要綱 在宅レスパイト・就労等支援事業補助金交付要綱 ［区］世田谷区重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業実施要綱
対　　象	家族等による在宅介護及び訪問看護サービスによる医療的なケアを受けている方のうち、以下のいずれかに該当する方 ①重度の知的障害（愛の手帳1･2度程度）かつ重度の肢体不自由（身体障害者手帳1･2級

	程度で、自ら歩行ができない方）の方で、18 歳未満の時にその状態になった方 ②重症心身障害児に該当しない医療的ケアが必要な 18 歳未満の障害児
予 算 **[歳出]** 20,419,000 円	**決 算** **[歳入]** [都]9,462,000 円 **[歳出]** 20,418,720 円

＜実績＞

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実利用者数	65	73	93
延派遣回数	651	872	1,024

中等度難聴児発達支援事業

事業の開始
平成 26 年 4 月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない中等度難聴児に対して、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、難聴児の健全な発達を支援する。
根拠法令等	［都］東京都中等度難聴児発達支援事業実施要綱 ［区］世田谷区中等度難聴児発達支援事業実施要綱
対　　象	以下のすべてに該当する方 ①身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴力ではないこと ②両耳の聴力レベルがおおむね 30 デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断するもの ※ただし、交付対象児童を含む同一世帯内に、特別区民税所得割額が 46 万円以上の世帯員がいる場合は、本事業の対象外
予 算 **[歳出]** 2,364,536 円	**決 算** **[歳入]** ［都］1,233,000 円 **[歳出]** 2,346,732 円

＜実績＞

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
支給人数	9	9	17
支給決定数	16	19	28

重度障害者の大学等修学支援事業

事業の開始
平成 30 年 11 月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	重度障害者が大学等に修学するにあたり、一定の要件のもとヘルパーを派遣し、通学及び学内における身体介護等を提供することで、障害者の社会参加及び大学等における重度障害者の修学のために必要な支援体制の構築を促進する。
根拠法令等	［国］地域生活支援促進事業実施要綱、地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 ［都］東京都地域生活支援事業費等補助金交付要綱 ［区］世田谷区重度障害者の大学等修学支援事業実施要綱
対　　象	重度訪問介護の支給対象者に該当し、大学等に在籍する 18 歳以上の方。（ただし、大学等に障害のある学生を支援する窓口があり、重度障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、大学等による支援が進められる見込みがあること。）
予 算 **[歳出]** ※68 ページ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の歳出予算に含む	**決 算** **[歳入]** [国]0 円 [都]0 円 **[歳出]** 1,300,800 円

障害者専門相談

事業の開始
平成31年4月

窓　　口	（公財）世田谷区保健センター		
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	障害のある当事者や家族等を対象に、専門医による医療相談、身体障害者手帳診断、補装具意見書の作成等を行っている。また、理学療法士等の専門職による障害の状況の評価や支援方針等のアドバイス、福祉用具や住宅改修に関する相談のほか、障害当事者や家族向けの相談会や講演会を開催している。さらに区内障害者施設への技術支援、関係機関の専門職による連絡会などを行っている。		
根拠法令等	［区］世田谷区立保健センター条例 世田谷区立保健センター条例施行規則		
対　　象	区民、関連施設職員等		
予算	**[歳出]** 107,525,000円	決算	**[歳入]** [国]18,785,000円 [都]9,392,000円 **[歳出]** 107,523,000円

乳幼児育成相談

事業の開始
平成31年4月

窓　　口	（公財）世田谷区保健センター		
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	発達や発育に遅れや障害のあるお子さんに関する相談に対して、専門的な助言や医師、心理士等の専門職による評価を行い、必要に応じて地域の相談支援事業所、児童発達支援事業所等への引継ぎ、コーディネートを行うとともに、保護者が発達や障害に関する理解を深めることができるよう、相談や情報提供等の保護者支援を行っている。		
根拠法令等	［区］世田谷区立保健センター条例 世田谷区立保健センター条例施行規則		
対　　象	区民、関連施設職員等		
予算	**[歳出]** 9,285,100円	決算	**[歳入]** [国]20,235,000円 [都]10,117,000円 **[歳出]** 92,851,000円

9. 施設通所サービス等

生活介護事業運営

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	在宅の障害のある方に日常生活上の訓練、指導等の各種のサービスを提供することにより、自立及び社会参加を支援するための区立施設を設置するとともに、同様の民立施設を運営する事業者に対して運営費助成等を行う。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ［区］世田谷区立障害者福祉施設条例 世田谷区立障害者福祉施設条例施行規則 世田谷区立障害者福祉施設事務取扱要綱 ［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱
対　　象	障害福祉サービス受給者証を所持する障害者

予　算	**[歳出]** 2,815,421,000円	**決　算**	**[歳入]** [都]1,097,076,861円 [他]16,665,544円 **[歳出]** 2,766,559,857円

※予算・決算の額には、岡本福祉作業ホーム玉堤分場（就労移行支援・就労継続支援事業実施施設）分含む。梅丘ウッドペッカーの森・世田谷福祉作業所・烏山福祉作業所分は、就労移行支援・就労継続支援事業に計上。

1. 区立施設（所在地順）　　（令和５年４月１日現在）

世田谷福祉作業所　　【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	15人
事業の開始	昭和42年 4月　開設 昭和55年 5月　東京都より事業移管(区直営) 平成16年 1月　法内施設へ移行 平成19年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　定員変更、就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 令和 2年 4月　所在地変更、生活介護事業・就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行		

三宿つくしんぼホーム　　【運営：社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	25人
事業の開始	昭和63年 6月　開設 平成18年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　生活介護事業へ移行 令和 5年 4月　生活介護事業の定員を20名から25名に変更		

駒沢生活実習所　　【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	40人
事業の開始	平成 5年 4月　開設（区直営） 平成15年 4月　運営を民間法人に委託 平成17年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　生活介護事業へ移行		

ほほえみ経堂　　【運営：労働者協働組合ワーカーズコープセンター事業団（指定管理者）】

開所日数	週6日	**定員**	20人
事業の開始	平成18年 4月　指定管理者制度により障害者デイサービス事業として開設 平成18年10月　生活介護事業へ移行 平成20年 4月　名称変更（旧　経堂身体障害者デイサービスセンター）		

すまいる梅丘　　【運営：労働者協働組合ワーカーズコープセンター事業団（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	25人
事業の開始	昭和50年 6月　梅丘福祉実習ホームとして開設（区直営） 平成18年 4月　指定管理者制度へ移行、障害者デイサービス事業へ移行 平成18年10月　生活介護事業へ移行 平成20年 4月　名称変更（旧　梅丘身体障害者デイサービスセンター）		

梅丘ウッドペッカーの森　　【運営：特定非営利活動法人ウッドペッカーの森（指定管理者）】

開所日数	週6日	**定員**	6人
事業の開始	昭和60年 10月　民立施設として開設（名称：作業所ウッドペッカーの森） 平成5年　10月　区立施設として運営を委託 名称変更（区立梅丘精神障害者共同作業所） 平成18年　4月　指定管理者制度へ移行 平成23年　4月　生活介護事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 名称変更（区立梅丘ウッドペッカーの森）		

桜上水福祉園　　【運営：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	35人
事業の開始	平成 5年 4月　開設 平成17年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　生活介護事業へ移行		

奥沢福祉園　　【運営：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	45人
事業の開始	平成17年 4月　指定管理者制度により開設 平成20年 4月　生活介護事業へ移行 令和 5年 4月　生活介護事業の定員を40名から45名に変更		

九品仏生活実習所　　【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	42人
事業の開始	昭和53年 4月　開設 昭和55年 3月　東京都より事務移管（区直営） 平成17年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　生活介護事業へ移行		

九品仏生活実習所中町分場　　【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	15人
事業の開始	平成22年 4月　九品仏生活実習所の分場として指定管理者制度により開設		

千歳台福祉園　　【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	45人
事業の開始	平成14年 4月　開設 平成17年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　生活介護事業へ移行		

岡本福祉作業ホーム　　【運営：社会福祉法人泉会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	24人
事業の開始	昭和60年 6月　開設 平成18年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　生活介護事業・就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（岡本福祉作業ホーム玉堤分場と一体的運営）へ移行		

給田福祉園　　【運営：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	50人
事業の開始	平成 9年12月　旧烏山福祉園開設 平成17年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　生活介護事業へ移行 平成23年10月　給田福祉園に移転 平成23年11月　給田福祉園運営開始（名称変更）		

烏山福祉作業所　　【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	6人
事業の開始	令和 5年 4月　生活介護事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行		

＜実績＞

区立施設在籍者数（所在地順）（各年度４月１日現在）　　（単位：人）

施設名＼年次	令和３年度	令和４年度	令和５年度
世田谷福祉作業所	10	11	14
三宿つくしんぼホーム	30	29	28
駒沢生活実習所	40	38	40
ほほえみ経堂	19	18	18
すまいる梅丘	26	26	22
梅丘ウッドペッカーの森	11	12	11
桜上水福祉園	39	38	38
奥沢福祉園	40	37	39
九品仏生活実習所	45	44	46
九品仏生活実習所中町分場	13	12	13
千歳台福祉園	50	49	50
岡本福祉作業ホーム	24	25	25
給田福祉園	53	54	56
烏山福祉作業所			3

※岡本福祉作業ホーム及び梅丘ウッドペッカーの森及び世田谷福祉作業所は、生活介護事業運営、就労移行支援・就労継続支援Ｂ型事業に分けて掲載している。

※烏山福祉作業所は令和５年４月開所。

2. 民立施設（所在地順）　　（令和５年４月１日現在）

ケアセンターふらっと　　【運営：社会福祉法人世田谷ボランティア協会】

開所日数	週6日	**定員**	20人
事業の開始	平成 8年11月　世田谷区立身体障害者デイサービスセンターふらっと船橋として開設 平成14年 4月　下馬2丁目へ移転、世田谷区立身体障害者デイサービスセンターふらっとへ名称変更 平成15年 4月　デイサービス事業へ移行 平成18年 9月　（社）世田谷ボランティア協会の自主事業へ変更、「ケアセンターふらっと」へ名称変更、世田谷区障害者（児）デイサービス事業補助金交付要綱による補助開始 平成18年10月　生活介護事業、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成19年 4月　生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業の多機能型事業所へ移行 平成22年 4月　生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業の多機能型事業		

	世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成28年 2月　自立訓練を機能訓練から生活訓練へ移行

にこにこみやさか　【運営：労働者協働組合ワーカーズコープセンター事業団】

開所日数	週5日	**定員**	25人
事業の開始	平成30年10月　開設 平成30年10月　生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始		

東北沢つどいの家　【運営：特定非営利活動法人つどい（玉堤つどいの家と一体運営）】

開所日数	週5日	**定員**	7人
事業の開始	昭和56年12月　開設 平成19年 4月　生活介護事業、玉堤つどいの家との一体的運営、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成22年 4月　生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行		

玉堤つどいの家　【運営：特定非営利活動法人つどい（東北沢つどいの家と一体運営）】

開所日数	週5日	**定員**	13人
事業の開始	平成 3年11月　開設 平成17年 4月　デイサービス事業へ移行、支援費制度移行に伴う社会福祉法人支援補助金交付要綱による補助へ移行 平成18年10月　生活介護事業、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成19年 4月　東北沢つどいの家との一体的運営へ移行 平成22年 4月　生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行		

わくわく祖師谷　【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会】

開所日数	週5日	**定員**	20人
事業の開始	平成21年11月　旧砧保健福祉センター跡施設を活用し開設 平成21年11月　生活介護事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助 平成22年 4月　生活介護事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行		

イタール成城　【運営：社会福祉法人いたるセンター】

開所日数	週5日	**定員**	45人
事業の開始	平成27年 4月　開設 平成27年 4月　生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始		

おおらか学園　【運営：社会福祉法人嬉泉】

開所日数	週5日	**定員**	20人
事業の開始	平成11年 6月　開設 平成11年 6月　世田谷区知的障害者援護施設運営費補助金交付要綱による補助 平成23年 4月　生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成29年 4月　生活介護事業の定員を26名から23名に変更 平成31年 4月　生活介護事業の定員を23名から20名に変更		

泉の家　【運営：社会福祉法人泉会】

開所日数	週5日	**定員**	26人
事業の開始	平成20年 8月　開設、障害者自立支援事業を実施 平成22年 4月　移転。生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行 令和 4年 4月　生活介護事業の定員を20名から26名に変更		

友愛デイサービスセンター　【運営：社会福祉法人友愛十字会】

開所日数	週5日	**定員**	20人
事業の開始	平成 4年 4月　開設 平成15年 4月　デイサービス事業、支援費制度移行に伴う社会福祉法人支援補助金交付要綱による補助へ移行 平成18年 4月　世田谷区障害者（児）デイサービス事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成18年10月　生活介護事業、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成22年 4月　生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行		

コイノニアかみきた 【運営：社会福祉法人泉会】

開所日数	週5日	**定員**	20人
事業の開始	平成30年11月　開設 平成30年11月　生活介護事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業、 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始		

あゆみ園 【運営：社会福祉法人愛隣会】

開所日数	週5日	**定員**	15人
事業の開始	平成 2年6月　開設 平成11年4月　世田谷区知的障害者援護施設運営費補助金交付要綱による補助へ移行 平成23年4月　生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行		

＜実績＞

民立施設在籍者数（所在地順）（各年度４月１日現在） （単位：人）

施設名＼年次	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ケアセンターふらっと	52	59	56
東北沢つどいの家	11	9	9
玉堤つどいの家	13	13	12
わくわく祖師谷	23	23	22
イタール成城	42	46	49
おおらか学園	24	25	22
泉の家	21	23	26
友愛デイサービスセンター	19	19	19
あゆみ園	18	18	18
コイノニアかみきた	13	20	23
にこにこみやさか	27	27	27

自立訓練事業運営助成（民立施設）

事業の開始
平成18年10月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	自立した日常生活又は社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業者に対して運営助成等を行う。訓練の内容は以下のとおり。 （1）機能訓練 身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練等を行い、身体機能・生活能力の維持・向上を図る。 （2）生活訓練 知的障害者・精神障害者に対し、日常生活能力向上のための訓練、社会生活におけるコミュニケーション訓練等を行い、生活能力の維持・向上を図る。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱
対　　象	自立訓練の受給者証を所持する障害者

※予算・決算は、ケアセンターふらっとは生活介護事業運営、アディクションリハビリセンター すとぉりぃ、ゆに（ＵＮＩ）は就労移行支援・就労継続支援事業に計上。

補助対象施設（所在地順）　　（令和５年４月１日現在）

ケアセンターふらっと　　【運営：社会福祉法人世田谷ボランティア協会】

開所日数	週5日	**定員**	6人
事業の開始	平成 8年11月　世田谷区立身体障害者デイサービスセンターふらっと船橋として開設 平成14年 4月　下馬2丁目へ移転、世田谷区立身体障害者デイサービスセンターふらっとへ名称変更 平成15年 4月　デイサービス事業へ移行 平成18年 9月　（社）世田谷ボランティア協会の自主事業へ変更、「ケアセンターふらっと」へ名称変更、世田谷区障害者（児）デイサービス事業補助金交付要綱による補助開始 平成18年10月　生活介護事業、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成19年 4月　生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業の多機能型事業所へ移行 平成22年 4月　生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業の多機能型事業 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成28年2月　自立訓練を機能訓練から生活訓練へ移行		

ヒーリングセンター世田谷　　【運営：特定非営利活動法人コクア】

開所日数	週5日	**定員**	20人
事業の開始	平成26年 4月　自立訓練（生活訓練）事業所として開設（運営：株式会社コクア） 平成27年 4月　運営主体の特定非営利活動法人化に伴い、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始		

にこ　　【運営：特定非営利活動法人ＮＩＫＯ】

開所日数	週5日	**定員**	20人
事業の開始	平成30年7月　自立訓練（生活訓練）事業所として開設 平成30年7月　運営主体の特定非営利活動法人化に伴い、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始		

就労支援施設 ゆに（ＵＮＩ）　　【運営：社会福祉法人トポスの会】

開所日数	週5日	**定員**	10人
事業の開始	平成24年10月　成人期発達障害者支援事業として区の委託により試行開始 平成27年 4月　自立訓練（生活訓練）事業・就労移行支援・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行		

アディクションリハビリテーションセンター
すとぉりぃ　　【運営：特定非営利活動法人ＳＴＯＲＹ】

開所日数	週6日	**定員**	6人
事業の開始	平成 7年10月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：アルコール共同作業所すとぉりぃ） 平成23年 4月　自立訓練（生活訓練）事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 名称変更（アディクションリハビリテーションセンター すとぉりぃ）		

＜実績＞

在籍者数（所在地順）（各年度４月１日現在）　　（単位：人）

施設名＼年次	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ケアセンターふらっと	11	13	11
ヒーリングセンター世田谷	22	17	19
にこ	13	6	8
就労支援施設　ゆに（ＵＮＩ）	8	6	10
アディクションリハビリテーションセンター すとぉりぃ	5	4	4

重症心身障害児(者)通所事業運営助成

事業の開始
平成24年4月より、東京都の補助事業として実施（事業自体は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法のサービス）

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	主に医療的ケアを要する重症心身障害児又は重症心身障害者を対象とした療育及び日中活動の場を提供する事業者に対し、運営費等の一部を補助し、安定的な運営を支援することにより、重症心身障害児及び重症心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。		
根拠法令等	児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区重症心身障害児（者）通所事業補助金交付要綱 ［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱		
対　　象	児童発達支援もしくは生活介護の受給者証を所持する者のうち、重症心身障害児（者）		
予　算	**[歳出]** 108,728,870円	**決　算**	**[歳入]**［都］74,171,000円※今年度精算を踏まえた額 **[歳出]** 65,335,890円

＜実績＞

民立施設在籍者数（所在地順）（各年度4月1日現在）　　（単位：人）

施設名	事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
あけぼの学園	児童発達支援	14	12	14
	生活介護	14	16	27
ほわわ花見堂	児童発達支援	20	12	17
障害児保育園へレン経堂	児童発達支援	12	10	9
Ohana kids ナーサリー	児童発達支援	-	5	15

※　Ohana kids ナーサリーは、令和3年3月より補助開始。

※　ほわわ花見堂は、令和4年10月より施設名変更。（旧施設名：「ほわわ世田谷」）

医療的ケア児受入れ促進事業運営助成

事業の開始
平成31年4月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	医療的ケア児を受入れる区内の障害児通所施設に対し、施設の運営費を補助することにより、施設運営の安定化と受入れ施設の拡大を図ることを目的とする。		
根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行令 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区医療的ケア児受入れ促進事業補助金交付要綱		
対　　象	区内の医療的ケア（人工呼吸器、気管切開、酸素吸入、喀痰吸引、経管栄養、道尿等の医療処置をいう。以下同じ。）を必要とする児童		
予　算	**[歳出]** 39,997,740円	**決　算**	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 16,319,920円

＜実績＞

民立施設補助対象者数（各年度４月１日現在）　（単位：人）

施設名	事業名	令和２年度	令和３年度	令和４年度
アプリ児童デイサービス桜丘	児童発達支援・放課後等デイサービス	8	8	11
Ohana kids station デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス	32	31	21
こどもデイうぃず	児童発達支援・放課後等デイサービス	28	27	24
プレイ＆リズム希望丘	児童発達支援・放課後等デイサービス	3	3	3
愛育学園すみれ	児童発達支援	4	4	1
Casa di tutti みんなのおうち	児童発達支援・放課後等デイサービス	-	-	9
放課後等デイサービス メディキッズ梅ヶ丘	放課後等デイサービス	-	-	9

※　愛育学園すみれは、令和２年４月より補助開始。

※　Casa di tutti みんなのおうちは、令和３年９月より補助開始。

※　放課後等デイサービス メディキッズ梅ヶ丘は、令和３年11月より補助開始。

児童発達支援センターサービス推進事業運営助成

事業の開始
平成27年４月より、東京都の障害者施策推進区市町村包括補助事業として実施

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	児童に日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練等を行う児童発達支援センターに対し、運営費等の一部を補助し、安定的な運営を支援することにより、施設利用者の福祉の増進を図ることを目的とする。
根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行令 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区児童発達支援センターサービス推進事業補助金交付要綱 ［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱
対　　象	区内に居住する児童
予　算	**[歳出]** 11,629,000円
決　算	**[歳入]** ［都］11,889,000円※今年度精算を踏まえた額 **[歳出]** 11,164,000円

＜実績＞

民立施設在籍者数（所在地順）（各年度４月１日現在）　（単位：人）

施設名	令和２年度	令和３年度	令和４年度
子どもの生活研究所めばえ学園　※	18	19	29

※　子どもの生活研究所めばえ学園は、平成25年４月より事業開始、平成27年度より補助開始。

児童発達支援事業運営助成（民立施設）

事業の開始
平成24年4月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	特定非営利活動法人等が通所施設において、児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行う児童発達支援事業に対し、その経費の一部補助を行っている。
根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行令 ［区］世田谷区障害児通所サービス事業補助金交付要綱
対　　象	区内に居住する児童
予　算	**[歳出]** 3,360,000円 **決　算** **[歳入]** 特定財源なし **[歳出]** 3,360,000円

補助対象施設（所在地順）　（令和3年4月1日）

名称	開設年月	開所日数	定員
愛育学園すみれ	平成18年10月	週5日	10人
運　　営	特定非営利活動法人愛育学園すみれ		

名称	開設年月	開所日数	定員
幼児グループにじのこ	平成26年9月	週5日	10人
運　　営	特定非営利活動法人にじのこ		

＜実績＞（所在地順）

施設名	利用実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼児グループわんぱく　※1	登録者数	22	助成なし	助成なし
	延利用人数	1,855	助成なし	助成なし
愛育学園すみれ	登録者数	25	26	25
	延利用人数	2,038	2,035	2,011
幼児グループにじのこ　※2	登録者数	21	17	17
	延利用人数	1,492	1,631	1,751

※1　幼児グループわんぱくは平成18年6月より事業開始、平成26年度より補助開始。
※2　幼児グループにじのこは平成15年2月より事業開始、平成27年度より補助開始。

放課後等デイサービス事業運営助成（民立施設）

事業の開始
平成25年1月に旧障害児タイムケア事業を法内化した。

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	障害のある中高生等、障害児の放課後対策のための通所場所を確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援及び障害児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的として、社会福祉法人等が実施している放課後等デイサービス事業に対し、その経費の一部補助を行っている。
根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行令 ［区］世田谷区障害児通所サービス事業補助金交付要綱
対　　象	区内に居住する中高生等
予　算	**[歳出]** 1,920,000円 **決　算** **[歳入]** 特定財源なし **[歳出]** 1,920,000円

補助対象施設　（令和3年4月1日）

名称	開設年月	開所日数	定員
デイサービスにじのこ赤堤	平成22年1月	週6日	10人
運　　営	特定非営利活動法人にじのこ		

＜実績＞

施設名	利用実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度
デイサービスにじのこ赤堤	登録者数	34	28	26
	延利用人数	2,100	2,455	2,431

梅ヶ丘拠点障害者支援施設運営助成

事業の開始
平成31年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	梅ヶ丘拠点整備事業（民間施設棟）において、障害者支援施設を運営する事業者に対し、専門職員を配置するための経費等の一部を補助することにより、施設入所支援利用者の地域移行の推進並びに施設において医療的ケアを提供する体制の整備等を図る。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区梅ヶ丘障害者支援施設運営費補助金交付要綱
予　算	［歳出］ 98,839,000円
決　算	［歳出］ 97,726,000円

補助対象施設

東京リハビリテーションセンター世田谷　障害者支援施設梅ヶ丘

定員	施設入所支援60名、短期入所（児含む）28名、生活介護60名、自立訓練30名
事業の開始	平成31年4月　開設

＜実績＞

（各年度3月31日現在）

施設名	事業名	利用実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度
東京リハビリテーションセンター世田谷　障害者支援施設梅ヶ丘	施設入所支援	在籍者数	54	42	41
	短期入所	登録者数	315	385	454
		延利用人数	3,718	3,061	3,695
	生活介護	在籍者数	57	45	42
	自立訓練	在籍者数	51	60	56

※　平成31年4月より補助開始。

梅ヶ丘拠点障害児通所事業運営助成

事業の開始
平成31年4月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	梅ヶ丘拠点整備事業（民間施設棟）において、障害児通所事業を運営する事業者に対し、専門職員を配置するための経費等の一部を補助することにより、施設における医療的ケアに対応するための支援体制の整備並びに障害児のアセスメント及び専門訓練の提供等を図る。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区梅ヶ丘障害者支援施設運営費補助金交付要綱
予　算	［歳出］ 64,641,600円
決　算	［歳入］［都］5,000,000円　［歳出］ 50,288,122円

補助対象施設

東京リハビリテーションセンター世田谷　児童支援事業所　ぷらみんぽーと

定員	児童発達支援 70 名、放課後等デイサービス 30 名
事業の開始	平成 31 年 4 月　開設

＜実績＞

（各年度 3 月 31 日現在）

施設名	利用実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
児童支援事業所　ぷらみんぽーと	登録者数	744	746	788
	延利用人数	11,445	14,615	16,423

障害者自立体験等運営事業

事業の開始
1 は平成 5 年 1 月 2 は平成 11 年 4 月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	区立施設において、自立生活の体験の場を提供するとともに、自立に向けた支援を行い、障害者の地域生活能力を高め、自立生活の実現や社会参加の促進を図る。
根拠法令等	［国］地域生活支援事業実施要綱 地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱 ［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 東京都地域生活支援事業費補助金交付要綱 ［区］世田谷区立知的障害者生活寮条例 世田谷区立知的障害者生活寮条例施行規則 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例施行規則 世田谷区立知的障害者生活寮事務取扱要綱 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム事務取扱要綱
予　算	**[歳出]** 69,390,000 円
決　算	**[歳入]** ［国］4,063,000 円　［都］21,242,000 円 ［他］2,376,713 円 **[歳出]** 68,988,243 円

対象施設（所在地順）

1　区立知的障害者生活寮　松原けやき寮　　【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会（指定管理者）】

事業開始	平成5年1月
対象者	区内に住所を有し、就労支援施設等に通所し、または就労している18歳以上の知的障害者
定員・使用期間	一般入居用居住室（1 人用）：4 室（期間 3 年） 体験入居用居住室（1 人用）：3 室（期間 6 月以内）

2　区立身体障害者自立体験ホームなかまっち　　【運営：特定非営利活動法人つどい（指定管理者）】

事業開始	平成11年4月
対象者	区内に住所を引き続き3年以上有している18歳以上の身体障害者
定員・使用期間	一般入居用居室（1 人用）：3 室（期間 1 年） 短期入居用居室（1 人用）：2 室（期間 2 日以上 1 月以内）

＜実績＞

(1) 松原けやき寮

利用実績		令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般入居用居住室	延利用者数	5	3	4
体験入居用居住室	延利用者数	7	9	11

(2) 身体障害者自立体験ホームなかまっち

利用実績		令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般入居用居室	延利用者数	4	4	5
短期入居用居室	延利用者数	37	55	63

事業の開始
昭和45年9月 2ウは昭和45年10月 3イは平成14年10月 2イは平成24年5月 4は平成26年2月

障害者休養ホーム(ひまわり荘)運営管理

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
根拠法令等	［区］世田谷区立障害者休養ホーム条例 世田谷区立障害者休養ホーム条例施行規則
対　　象	区内の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者（児)、発達障害者（児）及びこれに準ずる者
1. 施設利用業務	
事業の概要、目的	区内に在住の障害のある方の保健休養の場として、日帰り及び宿泊施設を提供する。 ア．日帰り利用 浴室、休養室、和室、パソコン室、会議室。 イ．宿泊利用 洋室5室の宿泊室があり、一部屋定員3名で利用。 ※生活保護受給者を毎年1泊2日で宿泊招待する。
2．健康プログラム・医療（健康）相談事業	
事業の概要、目的	区内在住の障害のある方に身体機能維持・向上、障害の重度化予防を効果的に実施するための健康プログラムを実施する。 ア．個別プログラム 障害者の機能向上を目的として、医師の診断・指示により理学療法士がその方に適した理学療法及び訓練を実施する。 イ．グループプログラム 身体の機能回復だけでなく、集団プログラムを楽しみながら健康の推進・向上を目的として行う。 また、障害者通所施設利用者及びひまわり荘利用者を対象に、ひまわりリフレッシュ教室を実施する。 ウ．医療（健康）相談 障害者の心身の健康増進及び生活一般についての相談を整形外科・内科の医師によって行う。
3．地域交流の取り組み	
事業の概要、目的	趣味や学習の機会を通して、障害者の仲間作りや社会参加を促進するとともに、生きがいや生きる喜び、生活のうるおいを作り出すため、各種の自主活動やパソコン教室を実施している。また、防災講習会を行い、災害時の知識について学ぶ機会を提供している。 ア．自主活動等 詩吟・俳句・カラオケ・視覚障害者勉強会・視覚障害者パソコンサークル・リズム体操・ことばカラオケ・民謡・スティックボール 文化祭の開催（年1回)。 イ．パソコン教室

	障害者に対して、情報バリアフリーの促進を目的にパソコンの基礎から応用までを学ぶパソコン教室を実施する。 ※自分のペースで受講できるよう、受講生と講師が１対１で講習を行う。 ・ 基礎コース（視覚障害者を除く） パソコンの基礎操作から始まり、ワード・エクセル・メール送受信 インターネット検索などを学ぶ。 ・ テーマ別選択応用コース（視覚障害者を除く） 受講者の目標に合わせてコースを選択し、スキルをあげる。 ・ 視覚障害者コース 基礎操作から文章入力・メールの送受信など音声ソフトを用い、マウスを使用せずに操作が可能となる。

＜実績＞

(1)日帰り利用状況

① 日帰り （単位：人） （ ）内は付添い人数

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障害	3,563	4,531	6,165
	(742)	(913)	(1,590)
知的障害	318	312	406
	(185)	(194)	(233)
精神障害	428	540	924
	(77)	(148)	(77)
発達障害	0	0	0
	(0)	(0)	(0)
福祉バスによる利用者	1,283	1,952	2,989

② 会議室・休養室 （単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
会議室	1,012	628	1,575
休養室	0	0	75
家族風呂	138	158	268
パソコン	1,147	1,176	1,829

(2)宿泊利用状況 （単位：人） （ ）内は付添い人数

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障害	32	73	134
	(29)	(45)	(82)
知的障害	76	62	42
	(93)	(55)	(41)
精神障害	39	29	31
	(20)	(19)	(18)
その他	0	0	0
	(0)	(0)	(0)

(3)生活保護受給者無料宿泊招待利用状況 （単位：人）

令和２年度	令和３年度	令和４年度
10	7	13

(4)診療所・機能回復訓練利用状況

①医療相談 （単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
整形外科	52	70	78
内科	22	31	34

②機能回復訓練　（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
理学療法士による訓練	利用者数	252	406	431
	1日平均	3.1	4.4	4.2
自主訓練グループ訓練	利用者数	3,229	4,457	6,138
	1日平均	20.0	24.3	30.1

(5)レクリエーション参加者数　（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
サークル活動	1,012	628	1,575
ひまわり荘文化祭	0	0	0

(6)パソコン教室利用者数　（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基　礎	512	550	991
応　用			
視　覚	154	160	189
オープン利用	481	466	649
合　計	1,147	1,176	1,829

４．緊急一時保護事業			
事業の概要、目的	在宅の障害者（児）の介護者が疾病等緊急な事由で介護できない場合にひまわり荘に介護者を派遣し、緊急一時保護を行う。		
根拠法令等	世田谷区立障害者休養ホームひまわり荘緊急一時保護事務取扱要綱		
予　算	[歳出] 132,038,000円	決　算	[歳入]［他］699,392円　［都］0円 [歳出] 125,756,315円

地域活動支援センター運営助成

事業の開始
平成19年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	障害者の地域生活を支援することを目的として、地域の実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う事業者に対して運営助成等を行う。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱 地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱 ［都］東京都地域生活支援事業費補助金交付要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］世田谷区地域活動支援センター事業補助金交付要綱
事業の開始	平成19年4月　※平成18年9月まで精神障害者地域生活支援センター（都補助事業）、 平成18年10月から平成19年3月まで経過的精神障害者地域生活支援センター（区補助事業）
対　　象	区内に居住する障害者（児）等
予算 [歳出] 51,259,000円	決　算 [歳入] [国]4,664,000円 [都]7,986,000円 [歳出] 50,138,748円

補助対象施設（所在地順）　　（令和４年４月１日現在）

名　　称	開設年月	開所日数
地域生活支援センターＭＯＴＡ	平成14年3月	週5日
運　　営	社会福祉法人めぐはうす	
事業の開始	平成14年 3月　開設（自主事業） 平成15年10月　精神障害者地域生活支援センターへ移行 平成18年10月　経過的精神障害者地域生活支援センターへ移行 平成19年 4月　地域活動支援センターⅠ型事業所へ移行	

名　　称	開設年月	開所日数
サポートセンターきぬた	平成14年7月	週5日
運　　営	医療法人社団風鳴会	
事業の開始	平成14年 7月　精神障害者地域生活支援センターとして開設 平成18年10月　経過的精神障害者地域生活支援センターへ移行 平成19年 4月　地域活動支援センターⅠ型事業所へ移行	

名　　称	開設年月	開所日数
地域活動支援センター陽だまりの庭	平成8年4月	週5日
運　　営	特定非営利活動法人陽だまりの庭	
事業の開始	平成 8年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：陽だまりの庭作業所） 平成23年 4月　地域活動支援センターⅡ型事業所へ移行 名称変更（地域活動支援センター陽だまりの庭）	

＜実績＞

（所在地順）（在籍者数は各年度４月１日現在）

施設名	利用実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度
地域生活支援センターＭＯＴＡ	在　籍　者　数	86	80	80
	開　所　日　数	240	239	238
サポートセンターきぬた	在　籍　者　数	72	66	79
	開　所　日　数	246	246	247
地域活動支援センター陽だまりの庭	在　籍　者　数	54	48	41
	開　所　日　数	235	237	236

更生訓練費給付

事業の開始
昭和43年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	施設における訓練を効果的に受けることができるようにするため、更生訓練費を支給する。
根拠法令等	［区］世田谷区更生訓練費助成事業要綱
対　　象	自立訓練等の支給を決定された身体障害者
予　算	**[歳出]** 1,809,000円　　**決　算**　**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 1,601,050円

＜実績＞

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
更生訓練費支給（延べ人数）	468	429	401

10. 手当・給付

心身障害者福祉手当

事業の開始
昭和49年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	心身の障害または疾病のある者に手当を支給し、障害者の福祉の増進を図る。
根拠法令等	［都］東京都心身障害者福祉手当に関する条例 ［区］世田谷区心身障害者福祉手当条例 世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則
対　　象	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神手帳1級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、難病医療費助成制度等対象者(原則65歳以上の新規申請、施設入所者は対象外、基準所得額超過は支給停止)
予　算	**[歳出]** 2,250,533,000円 （福祉手当（国）の事業予算総額を含む）
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 1,994,825,500円

＜支給実績＞

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
第一項第一号手当	認定者数	6,016	6,001	5,987
	手当額（月額）	16,500	16,500	16,500
第一項第二号手当	認定者数	2,620	2,621	2,662
	手当額（月額）	7,500	7,500	7,500
第一項第三号手当	認定者数	4,064	4,230	4,408
	手当額（月額）	15,000	15,000	15,000
第一項第四号手当	認定者数	249	247	243
	手当額（月額）	16,500	16,500	16,500
第一項第五号手当	認定者数	199	217	223
	手当額（月額）	5,000	5,000	5,000
第二項手当	認定者数	845	849	857
	手当額(月額)	1,500	1,500	1,500

第一項第一号手当…　身体障害者手帳1･2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症
第一項第二号手当…　身体障害者手帳3級、愛の手帳4度
第一項第三号手当…　難病医療費助成制度等対象者
第一項第四号手当…　難病医療費助成制度等対象者で、かつ次のいずれかに該当するもの
（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神手帳1級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症）
第一項第五号手当…　精神障害者保健福祉手帳1級
第二項手当…　第一項第一号手当に該当する者のうち、20歳未満のもの
また、第一項第三号手当または第一項第五号手当を除く手当に該当する者のうち、児童育成手当　（障害手当）受給者

特別障害者手当

事業の開始
昭和61年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	身体、知的、精神に重度の障害を有する者及びその他同程度の疾病を有する者に手当を支給し、障害者の福祉の増進を図る。		
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律　第26条の二・三・四・五		
対　　象	身体、知的、精神に重度の障害がある者及びその他同程度の疾病を有する者で日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の者（施設入所者、3ヶ月を越える入院者は対象外、基準所得額超過は支給停止）		
予　算	**[歳出]** 2,250,533,000円（心身障害者福祉手当の事業予算総額を含む）	決　算	**[歳入]** ［国］ 188,511,028円（福祉手当（国）の事業決算総額） **[歳出]** 220,650,650円

＜支給実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定者数	719	729	758
手当額（月額）	27,350	27,350	27,300

障害児福祉手当

事業の開始
昭和61年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	身体、知的、精神に重度の障害を有する児童及びその他同程度の疾病を有する児童に手当を支給し、福祉の増進を図る。		
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律　第17条～第26条		
対　　象	身体、知的、精神に重度の障害がある児童及びその他同程度の疾病を有する児童で、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の者（施設入所者、障害を理由とする公的年金受給者は対象外、基準所得額超過は支給停止）		
予　算	**[歳出]** 2,250,533,000円（心身障害者福祉手当の事業予算総額を含む）	決　算	**[歳入]** ［国］ 188,511,028円（福祉手当（国）の事業決算総額） **[歳出]** 32,666,370円

＜支給実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定者数	214	215	206
手当額（月額）	14,880	14,880	14,850

経過措置の福祉手当

事業の開始
昭和61年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	身体、知的、精神に重度の障害を有する者に手当を支給し、障害者の福祉の増進を図る。		
根拠法令等	国民年金等の一部を改正する法律　附則第97条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律		
対　　象	昭和61年3月31日において20歳以上で、昭和61年4月1日において福祉手当の受給資格を有する者で、特別障害者手当を受給していない者（施設入所者、障害を理由とする公的年金受給者は対象外、基準所得額超過は支給停止）		
予　算	**[歳出]** 2,250,533,000円（心身障害者福祉手当の事業予算総額を含む）	決　算	**[歳入]** ［国］ 188,511,028円（福祉手当（国）の事業決算総額） **[歳出]** 2,124,330円

＜支給実績＞

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
認定者数	13	13	12
手当額（月額）	14,880	14,880	14,850

東京都重度心身障害者手当

事業の開始
昭和 48 年 10 月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする者に手当を支給し、福祉の増進を図る。
根拠法令等	［都］東京都重度心身障害者手当条例 東京都重度心身障害者手当条例施行規則 東京都重度心身障害者手当取扱要領
対　　象	東京都の区域内に住所を有する者であって、心身に特に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする者(原則 65 歳以上の新規申請、3 ヵ月を超える入院、施設入所、基準所得額超過は対象外)

＜支給実績＞

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
認定者数	532	524	521
手当額（月額）	60,000	60,000	60,000

東京都心身障害者扶養年金制度

事業の開始
昭和 44 年 4 月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	障害者の保護者が相互扶助的に掛金を払込み、保護者なきあと残された障害者に年金を支給して障害者の生活の安定と福祉の向上を図り、残された障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図る。 平成 19 年 3 月 1 日制度廃止。なお年金受給中に限り、制度は継続。
根拠法令等	［都］東京都心身障害者扶養年金条例 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則
対　　象	条例に定める程度に該当する障害者の保護者で、都内に住所を有し、加入時の年齢が 65 歳未満で、特別な疾病や障害がない者。

＜実績＞

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
加入者数	平成 19 年 3 月 1 日制度廃止 （年金受給中に限り継続）		
受給者数	349	334	319

東京都心身障害者扶養共済制度

事業の開始
平成20年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	障害者の保護者が相互扶助的に掛金を払込み、保護者なきあと又は重度障害と認められたとき、障害者に年金を支給して障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を図る。
根拠法令等	［都］東京都心身障害者扶養共済制度条例 東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則
対　　象	次のいずれかに該当する障害者の保護者で、都内に住所を有し、加入年度の初日（4月1日）の年齢が65歳未満で、特別な疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態である者。 （1）知的障害者（愛の手帳1～4度） （2）身体障害者手帳1～3級 （3）精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が（1）又は（2）と同程度と認められる者

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
加入者数	82	88	93
受給者数	2	2	3

11. 医療助成

心身障害者医療費の助成

事業の開始
昭和 49 年

窓　　口	各総合支所保健福祉課、障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の福祉増進を図る。
根拠法令等	［都］心身障害者の医療費の助成に関する条例 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則
対　　象	身体障害者手帳 1･2 級（内部障害を有する場合は 1～3 級）、愛の手帳 1･2 度　または精神障害者保健福祉手帳 1 級の者。ただし、次のいずれかにあてはまる者を除く。 (1) 医療保険未加入者 (2) 生活保護や中国残留邦人等支援給付を受けている者 (3) 本人の所得が所得限度額を超えている者（20 歳未満は医療保険の被保険者の所得） (4) 65 歳以上で新規に該当する者 (5) 後期高齢者医療制度の被保険者で住民税課税の者
予　算	**[歳出]** 455,000 円
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 315,512 円

＜受給者証取得者実績＞

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
取得者数	5,649	5,602	5,554

自立支援医療費（更生医療）の支給

事業の開始
昭和 29 年 3 月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	身体障害者の職業能力を増進、あるいは日常の便宜を増すために、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付する。医療保険の本人負担分を給付の対象とする。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 ［国］障害者医療費国庫負担金交付要綱 ［都］障害者医療費都費負担金交付要綱 ［区］世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則
対　　象	身体障害者手帳を持っている 18 歳以上の者
予　算	**[歳出]** 844,119,000 円
決　算	**[歳入]** ［国］407,236,000 円　［都］203,618,000 円※今年度精算を踏まえた額 **[歳出]** 843,934,120 円

＜給付実績＞

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件　　数	6,374	6,474	6,872

12. 就労支援

障害者授産事業

区内福祉作業所等の利用者に対して、「働く場」「社会体験の場」を提供することで、障害者の社会人としての生活能力及び就労意欲の向上を図る。

1. 障害者授産体験実習

事業の開始
平成10年7月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の概要、目的	障害者福祉施設等利用者が就労体験実習を通し、社会人としての生活能力と就労意欲の意識向上を図ることを目的に2か所の区民センター内の喫茶室で実施。 粕谷区民センターでは「ぴあ粕谷店」として、2週間から1ヶ月間の接客等の体験実習を通し、社会訓練することでコミュニケーション能力や社会性を養う。 また、鎌田区民センターでは「かふぇいろどり」として、就労促進を図ることを目的に、体験実習に加えて、より雇用に近い実践的な訓練を実施。
根拠法令等	［区］世田谷区障害者授産体験実習事業運営要綱
対　　象	区立障害者福祉施設等へ通所する区民
予　算	**[歳出]** 14,806,494円 **決　算** **[歳入]** ［都］2,585,000円 **[歳出]** 12,275,306円

＜障害者授産体験実習の状況＞（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
喫茶ぴあ粕谷店	12（スポット5）	24（スポット0）	18（スポット3）
喫茶ぴあ鎌田店	21（スポット6）		
かふぇいろどり			体験実習3 実践訓練4（実人数1）

※スポット実習：本実習の前段として1日の体験を行う実習。
※喫茶ぴあ鎌田店は鎌田区民センター改修工事のため令和3年度休店。
※喫茶ぴあ鎌田店は令和4年度に「かふぇいろどり」としてリニューアル。

2. 障害者施設等への発注（官公需）の促進

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の概要、目的	区内障害者福祉施設等における障害者の工賃向上を図るため、区から福祉施設等への物品購入及び軽作業等役務提供の発注を促進し官公需拡大を進める。 （1）障害者地域生活課発注 タオル・ぞうきん、公園清掃、庁内用封筒 （2）各所管課発注 事業用記念品として菓子・紙製品・布製品等の購入、封入作業、リサイクル自転車整備など
予　算	**[歳出]** 1,214,665円（タオル・ぞうきん事業） **決　算** **[歳入]** 特定財源なし **[歳出]** 1,198,266円（タオル・ぞうきん事業）

＜実績＞

① タオル・ぞうきんの受発注状況（単位：枚）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
タ　オ　ル	12,000	5,500	5,000
ぞ う き ん	9,000	7,500	9,000

② 公園清掃

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
清掃公園数	58	57	58
施設数	24	24	24
作業料（円）	28,875,542	29,181,066	29,771,080

③ 封筒

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
発注金額（円）	5,753,070	4,169,040	4,421,300

3. 障害者施設製品販売促進事業

事業の開始
平成27年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の概要、目的	区内障害者福祉施設の共同受注販売窓口として福祉ショップを運営するとともに、出張販売・区内配送など販路拡大に取り組む。既存の作業所等経営ネットワークとも連携し、売れる商品づくりから販売までを一貫して支援することでネットワーク全体の強化と工賃の向上を図る。(福祉ショップフェリーチェ区役所店は平成27年6月、フェリーチェ本店は平成27年11月開店)
根拠法令等	［区］世田谷区障害者施設製品販売促進事業実施要綱
対　　象	一般区民向け販売
予　算	**[歳出]** 9,895,660円
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 9,675,660円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
フェリーチェ本店売上	3,303,562	4,114,657	4,152,152
フェリーチェ区役所店売上	4,860,513	5,914,448	5,955,352

4. 作業所等経営ネットワーク支援事業

事業の開始
平成15年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の概要、目的	製品販売や作業受注を行う区内障害者福祉施設等のネットワークの事務局を担い、工賃向上を目指し自主生産品の販路拡大・販売会の開催・新製品作りなどの支援を行うほか、産業団体等と連携し、企業等が発注する作業を福祉施設に仲介することで、安定した作業量の確保と共同受注を実現する。
根拠法令等	［区］世田谷区作業所等経営ネットワーク支援事業実施要綱
対　　象	区内障害者福祉施設等
予　算	**[歳出]** 6,568,214円
決　算	**[歳入]**［都］2,894,000円　**[歳出]** 6,568,214円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
作業仲介件数(件)	437	595	706
取引金額(円)	3,678,062	4,710,519	4,369,277

障害者就労促進事業

障害者の就労を促進するとともに、就労している障害者の生活面を支援し、社会的自立を図ることを目的とする。

1. 障害者就労支援事業

事業の開始
平成16年4月 （すきっぷ就労相談室：平成11年4月、 ゆに(UNI)：平成27年4月）

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の概要、目的	障害者就労支援センター事業 　障害者が安定した職業生活と自立した社会生活を営むことができるよう、就職相談・職場定着支援など就労面の支援、生活面の相談・支援および地域開拓促進に係る支援を一体的に行う。 実施施設 ⑴ 障害者就労支援センターしごとねっと ⑵ 障害者就労支援センターすきっぷ就労相談室 すきっぷ就労相談室（本所）（障害者就労支援センターすきっぷに併設）、三軒茶屋の「分室クローバー」、祖師ヶ谷大蔵駅前の「分室そしがや」の3か所で一体的に運営している。 ⑶ 障害者就労支援センターゆに(UNI) ※すきっぷ就労相談室については182ページ『障害者就労支援センター運営事業』も参照
根拠法令等	［区］世田谷区障害者就労支援事業実施要綱
対　　象	区内に居住する障害者
予　算	**[歳出]** 95,592,324円（すきっぷ就労相談室（本所）を除く）
決　算	**[歳入]**［都］964,000円　**[歳出]** 95,753,175円（すきっぷ就労相談室（本所）を除く）

＜障害者就労支援センター就職者数・年度末の登録者数(単位：人)＞

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	就職者数	登録者数	就職者数	登録者数	就職者数	登録者数
障害者就労支援センターしごとねっと	37	268	38	274	63	297
障害者就労支援センターすきっぷ	12	593	10	605	13	621
障害者就労移センターゆに(UNI)	11	249	12	280	19	177
合　　計	60	1,110	60	1,159	95	1,095

2. 保護的就労

事業の開始
平成元年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の概要、目的	すぐには一般就労が難しい障害者が援助者のもとで働き、労働習慣や社会性を習得した上で、概ね5年を目途に企業等一般就労への移行を図る。 各雇用主は障害者と直接雇用契約を結んでいる。障害者地域生活課では、申込みにおける連絡調整事務を行っている。

（令和５年４月１日現在）

業務	従事施設	業務開始時期
世田谷サービス公社		
受　　付	北沢総合支所	平成31年 4月
	児童相談所	令和 2年 4月
建物清掃	教育会館	平成 3年 1月
	烏山総合支所	平成 3年 2月
	砧図書館	平成 5年 3月
	桜丘区民センター	平成 6年 4月
	祖師谷まちづくりセンター	平成 8年 1月
	喜多見複合施設	平成25年 4月
	駒沢地区会館	平成26年 4月
	上野毛まちづくりセンター	平成26年 4月
	尾山台地区会館	平成28年 4月
	野毛青少年交流センター	平成28年 4月
	弦巻区民センター	平成31年 4月
公園清掃	世田谷公園	平成 4年 4月
世田谷区社会福祉協議会		
喫　　茶	YOU・遊(松沢まちづくりセンター内)	平成 4年 4月
	桜ん房（砧図書館内）	平成 6年 5月
	どんぐり（世田谷文学館内）	平成 7年 4月
世田谷区社会福祉事業団		
建物清掃	上北沢ホーム	平成13年 4月
	芦花ホーム	平成12年 4月

＜保護的就労従業者人員の推移（各年度４月１日現在）＞　　（単位：人）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
受付・事務補助	3	2	2
建物清掃	53	49	46
公園清掃	9	9	8
喫　　茶	6	3	1
合　　計	71	63	57

3. 世田谷区障害者雇用促進協議会

事業の開始
平成15年11月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の概要、目的	行政、産業、教育機関、就労支援機関等の連携による障害者雇用の促進を目的に、世田谷区、東京商工会議所世田谷支部、東京青年会議所世田谷区委員会、東京都立青鳥特別支援学校が関係機関に呼びかけて設立した。 協議会主催のイベントや研修会等を通し障害者雇用の啓発活動を行う。 構成団体30団体
事業の実績	常任幹事会（4回） 総会(令和４年５月30日オンラインで開催) 障害者雇用支援プログラム（区内企業を主な対象に、特別支援学校や障害者施設の見学、雇用支援セミナーなどを全６回の連続プログラムとして開催） 障害者雇用促進フォーラム（「区民ふれあいフェスタ」と合同で開催したため、企業への

	感謝状贈呈のみ実施) その他障害者雇用の普及啓発に関する活動
予 算	[歳出] 299,850円
決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 47,369円

4. せたＪＯＢ応援プロジェクト

事業の開始
令和2年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の 概要、目的	障害者就労支援施設等で就労訓練を受けているが、法定雇用率に算定される週 20時間以上の求人で就労することが難しい障害者に対して、障害者就労支援センターが区内企業等を訪問し、業務の開拓を行い、多様な働き方を創出し支援する。
対　　象	区内障害者就労支援施設等に通所・登録のある方
予 算	[歳出] 540,000円
決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 540,000円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	1	3	2
人数	1	延べ14	4

5. 農福連携事業

事業の開始
令和4年1月

窓口・所管	経済産業部都市農業課農政担当 障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の 概要、目的	担い手が不足する区内農地を、営農と障害者就労のノウハウを持つ民間事業者との連携により、障害者等が働く場として活用し、工賃の向上や障害者等の多様な働く場を拡大していくとともに、将来的にはユニバーサル就労の場を目指す。
対　　象	区内の就労支援施設等で推薦した利用者等
事業の実績	[令和4年度] 農作業体験イベント（区内障害者施設向け）実施、19回開催、参加利用者167名。 農作業体験イベント（特別支援学級向け）実施、1回開催、参加生徒28名。
予 算	[歳出] 3,000,000円（経済産業部）
決 算	[歳入][都] 1,077,841,000円 [他] 803,000,000円 [歳出] 2,162,842,954円

就労移行支援・就労継続支援事業

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の 概要、目的	一般企業等での就労を希望する障害者（就労移行支援）や一般企業での就労が困難な障害者(就労継続支援)に対して、障害状況に応じ、生活指導・作業指導・求職指導等を行い、社会的自立を支援するための区立施設を設置するとともに、同様の民立施設を運営する事業者に対して運営費助成等を行う。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ［区］世田谷区立障害者福祉施設条例 世田谷区立障害者福祉施設条例施行規則 世田谷区立障害者福祉施設事務取扱要綱 ［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例

	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱
対　　象	障害福祉サービス受給者証を所持する障害者
予　算	**[歳出]** 1,495,083,000円
決　算	**[歳入]** [都]659,017,330円　[他]12,306,396円 **[歳出]** 1,457,704,590円

※予算・決算の額は、岡本福祉作業ホーム玉堤分場分は、岡本福祉作業ホームと合わせて生活介護事業に計上。

1. 区立施設（所在地順）

（令和5年4月1日現在）

下馬福祉工房

【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	35人（就労継続支援B型　35人）
事業の開始	平成14年 4月 平成17年 4月 平成20年 4月 平成27年 4月	開設 指定管理者制度へ移行 定員変更、就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 定員変更、就労継続支援B型事業所へ移行	

世田谷福祉作業所

【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	51人（就労移行支援　6人、就労継続支援B型　45人）
事業の開始	昭和42年 4月 昭和55年 5月 平成16年 1月 平成19年 4月 平成20年 4月 令和 2年 4月	開設 東京都より事務移管（区直営） 法内施設へ移行 指定管理者制度へ移行 定員変更、就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 所在地変更、生活介護事業、就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行	

梅丘ウッドペッカーの森

【運営：特定非営利活動法人ウッドペッカーの森（指定管理者）】

開所日数	週6日	定員	14人（就労継続支援B型　14人）
事業の開始	昭和60年10月 平成 5年10月 平成18年 4月 平成23年 4月 	民立施設として開設（名称：作業所ウッドペッカーの森） 区立施設として運営を委託 名称変更（区立梅丘精神障害者共同作業所） 指定管理者制度へ移行 生活介護事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 名称変更（区立梅丘ウッドペッカーの森）	

岡本福祉作業ホーム玉堤分場

【運営：社会福祉法人泉会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	19人（就労移行支援　6人、就労継続支援B型　13人）
事業の開始	平成 4年 4月 平成18年 4月 平成20年 4月	岡本福祉作業ホームの分場として開設 指定管理者制度へ移行 就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（岡本福祉作業ホームと一体的運営）へ移行	

玉川福祉作業所等々力分場

【運営：社会福祉法人大三島育徳会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	19人（就労継続支援B型　19人）
事業の開始	平成17年 4月 平成20年 4月 平成27年 4月	指定管理者制度により玉川福祉作業所の分場として開設（知的障害者通所授産事業） 就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（玉川福祉作業所と一体的運営）へ移行 定員変更、就労継続支援B型事業所へ移行	

玉川福祉作業所

【運営：社会福祉法人大三島育徳会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	51人（就労移行支援　6人、就労継続支援B型　45人）
事業の開始	昭和55年12月 平成16年 1月 平成17年 4月 平成20年 4月 	開設（区直営） 法内施設へ移行 指定管理者制度へ移行 就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（玉川福祉作業所等々力分場と一体的運営）へ移行	

障害者就労支援センターすきっぷ　　【運営：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	40人（就労移行支援　40人）
事業の開始	(1)就労移行支援事業 平成10年 4月　開設 平成17年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　名称変更（旧　知的障害者就労支援センターすきっぷ）、就労移行支援事業へ移行 (2)就労支援センター事業『すきっぷ就労相談室』 平成11年 4月　就労相談室を併設 平成25年 4月　就労障害者生活支援センター「クローバー」「分室そしがや」と一体化		

砧工房分場
キタミ・クリーンファーム　　【運営：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	15人（就労移行支援　15人）
事業の開始	平成12年 8月　砧工房の分場として開設 平成17年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　就労移行支援事業（砧工房と一体的運営）へ移行		

岡本福祉作業ホーム　　【運営：社会福祉法人泉会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	16人（就労移行支援　6人、就労継続支援B型　10人）
事業の開始	昭和60年 6月　開設 平成18年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　生活介護事業・就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（岡本福祉作業ホーム玉堤分場と一体的運営）へ移行		

砧工房　　【運営：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	43人（就労移行支援　6人、就労継続支援B型　37人）
事業の開始	平成 9年 8月　開設 平成17年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（砧工房分場キタミ・クリーンファームと一体的運営）へ移行		

烏山福祉作業所　　【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	60人（就労継続支援B型　60人）
事業の開始	昭和59年 4月　開設（区直営） 平成15年 4月　法内施設に移行 平成20年 4月　指定管理者制度へ移行、就労継続支援B型事業へ移行 平成21年 4月　就労移行支援事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 平成27年 4月　定員変更、就労継続支援B型事業所へ移行 令和 5年 4月　定員変更、生活介護事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行		

＜区立施設在籍者数（所在地順）（各年度４月１日現在）＞　　（単位：人）

施設名＼年次	令和３年度	令和４年度	令和５年度
下馬福祉工房	36	36	35
世田谷福祉作業所	46	45	44
梅丘ウッドペッカーの森	31	31	31
岡本福祉作業ホーム玉堤分場	16	16	16
玉川福祉作業所等々力分場	16	17	16
玉川福祉作業所	45	42	44
障害者就労支援センターすきっぷ	33	27	18
砧工房分場ｷﾀﾐ･ｸﾘｰﾝﾌｧｰﾑ	4	3	1
岡本福祉作業ホーム	9	11	11
砧工房	40	38	36
烏山福祉作業所	54	54	52

※岡本福祉作業ホーム及び梅丘ウッドペッカーの森及び世田谷福祉作業所は、生活介護事業運営、就労移行支援・就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型事業に分けて掲載している。

2．民立施設（所在地順）　（令和４年４月１日現在）

リバティ世田谷　【運営：特定非営利活動法人　リンク・オブりばてぃ】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 8年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成21年 4月　地域活動支援センターII型事業所へ移行 平成25年10月　就労継続支援B型事業所へ移行		

アンシェーヌ藍（Factory藍分場）　【運営：社会福祉法人藍】

開所日数	週5日	定員	18人（就労継続支援B型　18人）
事業の開始	平成 8年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：藍Café&Gallery） 平成21年 4月　名称変更（アンシェーヌ藍） 平成22年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

Factory藍　【運営：社会福祉法人藍】

開所日数	週5日	定員	22人（就労継続支援B型　22人）
事業の開始	昭和58年 6月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：藍工房） 平成15年10月　精神障害者小規模通所授産施設へ移行 平成20年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行 平成28年 4月　名称変更（Factory藍）		

ハーモニー　【運営：特定非営利活動法人やっとこ】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 7年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成23年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

上町工房　【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会】

開所日数	週5日	定員	25人（就労継続支援B型　25人）
事業の開始	昭和62年 4月　第四白梅福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会）（名称：上町福祉作業所） 平成 7年 4月　移転。上町福祉作業所に改称。 平成20年 4月　就労継続支援（B型）事業所へ移行（喜多見福祉作業所との一体型。運営：社会福祉法人せたがや樫の木会） 平成28年 4月　名称変更（上町工房）		

ガーデンカフェ「ときそら」　【運営：社会福祉法人はる】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	令和 2年10月　就労継続支援B型事業所として開設		

Ｎａｖｉｏけやき　【運営：社会福祉法人櫂】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	昭和62年10月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：けやき工房） 平成15年10月　精神障害者小規模通所授産施設へ移行 平成21年 4月　就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 名称変更（Navioけやき） 令和元年 5月　就労移行支援事業・就労継続支援B型事業所へ移行		

まもりやま工房　【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会】

開所日数	週5日	定員	40人（就労継続支援B型　40人）
事業の開始	平成 3年 4月　北沢福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会） 平成 4年 4月　移転。大原福祉作業所に改称。 平成20年 4月　就労継続支援（B型）事業所へ移行（運営：社会福祉法人せたがや樫の木会） 平成31年 4月　移転。まもりやま工房に改称。		

Crazy Cats　【運営：特定非営利活動法人響心会】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 8年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成23年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

白梅福祉作業所　【運営：特定非営利活動法人せたがや白梅】

開所日数	週5日	**定員**	40人（就労継続支援B型　40人）
事業の開始	昭和51年 4月　白梅福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会） 平成 5年 4月　松原福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会） 平成20年10月　白梅福祉作業所と松原福祉作業所とを統合し、就労継続支援（B型）事業所へ移行（運営：特定非営利活動法人せたがや白梅）		

のぞみ園　【運営：宗教法人東京カヴェナント教会】

開所日数	週5日	**定員**	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 9年 4月　東京カヴェナント教会のぞみ園開設 平成20年 4月　就労継続支援（B型）事業所へ移行		

まごの手便　【運営：社会福祉法人めぐはうす】

開所日数	週5日	**定員**	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 8年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成23年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

さら就労塾@ぱれぱれ　【運営：特定非営利活動法人さらプロジェクト】

開所日数	主たる事業所：週5日 従たる事業所：週5日	**定員**	20人（就労移行支援　20人）
事業の開始	平成19年10月　就労移行支援事業所として開設		

エイト　【運営：特定非営利活動法人障害者支援情報センター】

開所日数	週5日	**定員**	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	平成28年 4月　就労継続支援B型事業所として開設		

パイ焼き茶房　【運営：社会福祉法人はる】

開所日数	週6日	**定員**	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	平成 9年 4月　第2パイ焼き窯として開設（自主事業） 平成10年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成13年 7月　精神障害者小規模通所授産施設へ移行 平成22年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

社会就労センターパイ焼き窯　【運営：社会福祉法人はる】

開所日数	週5日	**定員**	40人（就労継続支援B型　40人）
事業の開始	平成 6年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：パイ焼き窯） 平成14年 4月　精神障害者通所授産施設へ移行 名称変更（社会就労センターパイ焼き窯） 平成19年 4月　就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 令和2年　2月　就労移行支援B型事業所へ移行		

しごとも　【運営：社会福祉法人はる】

開所日数	週7日	**定員**	30人（就労継続支援A型　30人）
事業の開始	平成17年 4月　世田谷区精神障害者自立支援型就労育成モデル事業所として開設 平成20年 4月　就労継続支援A型事業所へ移行		

アン　【運営：特定非営利活動法人障害者支援情報センター】

開所日数	週5日	**定員**	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成26年 4月　就労継続支援B型事業所として開設		

さわやかはーとあーす世田谷　【運営：社会福祉法人さわやか会】

開所日数	週5日	**定員**	50人（就労移行支援　6人、就労継続支援B型　44人）
事業の開始	令和元年 6月　就労移行支援、就労継続支援B型の多機能施設として開設 令和 4年 4月　就労移行支援事業の定員を10名から6名に変更 就労継続支援B型事業の定員を40名から44名に変更		

就労移行支援事業所Ｔ＆Ｅ　【運営：特定非営利活動法人Ｔ＆Ｅ】

開所日数	週5日	**定員**	20人（就労移行支援　20人）
事業の開始	平成元年10月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成20年 4月　就労移行支援事業所へ移行		

就労支援施設 ゆに（ＵＮＩ） 【運営：社会福祉法人トポスの会】

開所日数	週5日	**定員**	30人（就労移行支援　10人、就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成24年10月　成人期発達障害者支援事業として区の委託により試行開始 平成27年 4月　就労移行支援事業・就労継続支援B型事業・自立訓練（生活訓練）事業の多機能事業所として開始		

就労支援施設 ゆに（ＵＮＩ）分場フェリーチェ 【運営：社会福祉法人トポスの会】

開所日数	週5日	**定員**	10人（就労継続支援B型　10人）
事業の開始	平成27年12月　就労継続支援B型事業として開設		

Do-will 【運営：特定非営利活動法人ウィーキャン世田谷】

開所日数	週6日	**定員**	20人（就労移行支援　20人）
事業の開始	平成24年 5月　就労移行支援事業所として開設		

用賀福祉作業所 【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会】

開所日数	週5日	**定員**	22人（就労継続支援B型　22人）
事業の開始	昭和63年 4月　奥沢福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会） 平成18年 4月　移転。用賀福祉作業所の改称。 平成20年 4月　就労継続支援（B型）事業所へ移行（運営：社会福祉法人せたがや樫の木会）		

アディクションリハビリテーションセンター　すとぉりぃ 【運営：特定非営利活動法人ＳＴＯＲＹ】

開所日数	週6日	**定員**	14人(就労継続支援B型　14人)
事業の開始	平成 7年10月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：アルコール共同作業所すとぉりぃ） 平成23年 4月　自立訓練（生活訓練）事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 名称変更（アディクションリハビリテーションセンター　すとぉりぃ）		

ｎｉｃｏＲｅ 【運営：医療法人社団鳳鳴会】

開所日数	主たる事業所：週6日 従たる事業所：週5日	**定員**	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 3年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成14年10月　精神障害者小規模通所授産施設へ移行 平成21年 1月　就労継続支援B型事業所へ移行		

わくわく祖師谷 【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会】

開所日数	週5日	**定員**	40人（就労継続支援B型　40人）
事業の開始	平成21年11月　旧砧保健福祉センター跡施設を活用し、生活介護事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業所として開設		

風の谷プロジェクト 【運営：特定非営利活動法人虹】

開所日数	週5日	**定員**	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 6年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成23年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

にゃんこの館 【運営：特定非営利活動法人響心会】

開所日数	週5日	**定員**	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	昭和61年12月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成21年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

喜多見夢工房 【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会】

開所日数	週5日	**定員**	15人（就労継続支援B型　15人）
事業の開始	昭和59年 4月　第二白梅福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会） 平成11年 4月　移転。喜多見福祉作業所に改称。 平成20年 4月　就労継続支援（B型）事業所へ移行（上町福祉作業所との一体型。運営：社会福祉法人せたがや樫の木会） 平成29年 4月　名称変更（喜多見夢工房分室との一体型）		

喜多見夢工房分室 【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会】

開所日数	週5日	**定員**	10人（就労継続支援B型　10人）
事業の開始	平成29年 4月　喜多見夢工房分室として開設（喜多見夢工房との一体型）		

泉の家 【運営：社会福祉法人泉会】

開所日数	週5日	**定員**	25人（就労継続支援B型　25人）
事業の開始	平成20年 8月　開設。障害者自立支援法事業を実施。 平成22年 4月　移転。生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行。 令和 4年 4月　就労移行支援事業廃止		

世田谷更生館 【運営：社会福祉法人友愛十字会】

開所日数	週5日	**定員**	60人（就労移行支援　6人、就労継続支援B型　54人）
事業の開始	昭和37年 9月　開設 平成20年10月　就労移行支援事業、就労継続支援B型事業、施設入所支援事業の多機能型事業所へ移行 平成24年 5月　施設入所支援事業廃止		

喫茶室パイン 【運営：特定非営利活動法人世田谷さくら会】

開所日数	週5日	**定員**	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 3年12月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成20年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

ワークランド・フレンドパーク 【運営：特定非営利活動法人Ｓ.Ｕ総合企画】

開所日数	週5日	**定員**	40人（就労継続支援B型　40人）
事業の開始	平成 8年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成20年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

さくら美術工房 【運営：特定非営利活動法人世田谷さくら会】

開所日数	週5日	**定員**	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成23年 4月　地域活動支援センターⅡ型事業所へ移行 平成27年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

コイノニアかみきた 【運営：社会福祉法人泉会】

開所日数	週5日	**定員**	30人（就労継続支援B型　30人）
事業の開始	平成30年11月　開設 平成30年11月　生活介護事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業、 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始		

ちぐさ企画 【運営：社会福祉法人うるおいの里】

開所日数	週5日	**定員**	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	昭和60年 7月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成14年10月　精神障害者小規模通所授産施設へ移行 平成21年 1月　就労継続支援B型事業所へ移行		

＜民立施設在籍者数（所在地順）（各年度４月１日現在）＞ （単位：人）

施設名＼年次	令和３年度	令和４年度	令和５年度
リバティ世田谷	30	23	22
アンシェーヌ藍（Factory 藍分場）	21	22	21
Factory 藍	35	30	26
ハーモニー	29	34	33
上町工房	25	24	24
ガーデンカフェ「ときそら」	14	25	32
Ｎａｖｉｏけやき（就労継続支援Ｂ型）	28	27	27
まもりやま工房（旧　大原福祉作業所）	35	33	34
Ｃｒａｚｙ　Ｃａｔｓ	22	26	39
白梅福祉作業所	39	38	37
のぞみ園	12	12	12
まごの手便	39	42	45
パイ焼き茶房	23	20	21

社会就労センターパイ焼き窯（就労継続支援Ｂ型）	49	52	55
しごとも	35	28	27
アン	26	29	27
さわやかはーとあーす世田谷	44	54	62
就労移行支援事業所Ｔ＆Ｅ	23	20	23
就労支援施設　ゆに（ＵＮＩ）　（就労移行支援）	9	11	9
就労支援施設　ゆに（ＵＮＩ）（就労継続支援Ｂ型）	21	21	20
就労支援施設　ゆに（ＵＮＩ）分場　フェリーチェ（就労継続支援Ｂ型）	10	10	10
Do-will	21	24	19
用賀福祉作業所	21	20	21
アディクションリハビリテーションセンターすとぉりぃ	13	14	14
nicoRe	39	36	34
わくわく祖師谷	37	37	42
風の谷プロジェクト	22	23	24
にゃんこの館	26	29	32
さら就労塾@ぽれぽれ	23	29	22
喜多見夢工房	13	14	14
喜多見夢工房分室	10	9	9
泉の家（就労移行支援）	0		
泉の家（就労継続支援Ｂ型）	22	20	22
世田谷更生館（就労移行支援）	2	1	3
世田谷更生館（就労継続支援Ｂ型）	57	58	61
喫茶室パイン	22	23	26
ワークランド・フレンドパーク	39	37	41
エイト	24	24	28
さくら美術工房	15	14	14
コイノニアかみきた	13	16	22
ちぐさ企画	22	22	23

重度障害者等就労支援特別事業

事業の開始
令和５年４月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	重度障害者等が「経済活動」を理由に現行の障害福祉サービスの利用ができない時間がある場合に必要な身体介護等を提供する。
根拠法令等	［国］雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱 ［区］世田谷区重度障害者等就労支援特別事業実施要綱
対　　象	重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている 18 歳以上の方であって、原則として当区に居住地を有し、次のいずれかに該当する方 （１）民間企業に雇用されている方 1週間の所定労働時間が10時間以上の方（就労継続支援A型事業所の利用者を除く）。所定労働時間が10時間未満であっても、当該年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた場合には対象とします。 （２）自営業者等上記以外の方 当該自営業等に従事することにより所得の向上が見込まれる方で、従事する時間が１週間のうち 10 時間以上である方（国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される方、これに準ずる方を除く）。

予　算	[歳出] 12,433,000 円 （令和５年度当初予算額）	決　算	[歳入]－　[歳出]　－

13. いきがい支援

区民ふれあいフェスタ

事業の開始
昭和 56 年 12 月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係		
事業の概要、目的	障害者週間（12 月 3 日～9 日）を記念して、誰もがともに楽しみ理解を深めあうための事業。障害を克服し、他の障害者の模範となる者及び障害者の自立支援活動に尽くした功績が特に顕著である者に対して区長表彰を行うとともに、障害者週間記念作品展を行うなど、区民のふれあいの一日とする。		
根拠法令等	障害者基本法　第 9 条 ［区］「区民ふれあいフェスタ」実施規約 世田谷区障害者週間記念区長表彰要綱 世田谷区障害者週間記念区長表彰審査会要領		
対　　象	区内の障害者及び一般区民		
予　算	**[歳出]** 2,384,668 円	**決　算**	**[歳入]** ［国]485,000 円 [都]243,000 円 **[歳出]** 1,338,409 円

※歳入金額は、他の理解促進研修・啓発事業（手話講師の派遣事業）との合算である。

事業の実績

1. 区長表彰（表彰者数）

年　　度	自立生活者	自立生活努力者	自立支援功労者	自立生活援助者	自立支援功労団体
令和 2 年度	4	5	0	0	1
令和 3 年度	9	9	1	0	0
令和 4 年度	10	5	1	0	0

2. 企画実績

実施年度	出　演　者
令和 2 年度	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
令和 3 年度	区内の障害者福祉団体や施設を紹介する PR 動画を作成。
令和 4 年度	記念作品展と同じ会場で自主生産品等販売会を実施。

障害者週間記念作品展

事業の開始
昭和 56 年 12 月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係
事業の概要、目的	障害者週間記念事業のひとつとして、障害者の日常的な活動を紹介し、日頃の文化活動の成果を展示することにより障害者への理解をより深める。
対　　象	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会の構成団体および区内の障害者団体・施設
事業の実績	令和 2 年度：12 月 1 日から 12 月 6 日（保健医療福祉総合プラザ）
	令和 3 年度：11 月 30 日から 12 月 3 日（世田谷区役所第 2 庁舎 1 階ロビー）
	令和 4 年度：11 月 21 日から 12 月 4 日（保健医療福祉総合プラザ）

14. 保健福祉施設の整備・助成

社会福祉法人に対する整備費助成（障害者）

事業の開始
昭和63年9月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	社会福祉法人等が、障害福祉サービス事業所（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、障害者支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、身体障害者社会参加支援施設、福祉ホーム、居宅介護等事業所、共同生活援助事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所及び保育所等訪問支援事業所、相談支援事業所、障害児相談支援事業所の施設整備に要する経費について補助することにより、施設の設置促進及び心身障害者（児）福祉の向上を図る。
根拠法令等	地方自治法　第232条の2、社会福祉法　第58条 ［都］障害者(児)施設整備費補助要綱 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区障害者（児）施設整備費補助金交付要綱 社会福祉法人に対する施設整備資金貸付要綱 都事業活用による障害者施設の設置及び運営に係る土地賃借料補助金交付要綱
予　算	**[歳出]** 7,538,000円
決　算	**[歳入]**［他］5,180,000円　**[歳出]** 7,537,901円

助成対象法人（令和4年度実績）

法人名	施設名	所在地	種別（定員・区枠）	開設年月
社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	グループホームえにし	世田谷区	共同生活援助（13） 短期入所（2）	平成27年7月
社会福祉法人泉会	泉の家	世田谷区	生活介護（20） 就労継続支援B型（25） 就労移行支援（6） 短期入所（3）	平成22年4月 （改築）
	コイノニアかみきた	世田谷区	生活介護（20） 就労継続支援B型（30） 共同生活援助（8）	平成30年11月
社会福祉法人いたるセンター	イタール成城	世田谷区	生活介護（45） 共同生活援助（10） 短期入所（5）	平成27年4月

＜助成法人数＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象法人数	5	4	3

障害者グループホーム整備助成

事業の開始
平成14年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	障害者の居住の場としてグループホームを整備する社会福祉法人等に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、グループホームの整備を促進し、障害者福祉の向上を図る。
根拠法令等	地方自治法　第232条の2、社会福祉法　第58条 ［都］障害者通所施設等整備費補助要綱 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区障害者グループホーム等整備費補助金交付要綱
予　算	**[歳出]** 11,000,000円
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 4,138,000円

＜助成法人数＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象法人数	0	0	1

障害者施設等運営助成

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	障害者の地域生活を支え、社会的自立の促進を図るため、社会福祉法人が行う施設運営事業や独自事業などに対して助成する。
根拠法令等	地方自治法　第232条の2、社会福祉事業法　第56条 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区身体障害者福祉ホーム運営費補助金交付要綱 世田谷区盲老人入所養護老人ホーム運営費補助金交付要綱 世田谷区障害者福祉施設緊急時一時保護（宿泊）事業補助金交付要綱
予　算	**[歳出]** 9,503,000円
決　算	**[歳入]**［他］296,000円　**[歳出]** 9,207,702円

助成対象法人

法人名	施設名	種別	助成開始年月
友愛十字会	コーポ友愛	身体障害者福祉ホーム	平成　3年　8月
友愛十字会	友愛ホーム	盲老人入所養護老人ホーム	平成　4年　4月

令和4年度実績の緊急時一時保護（宿泊）事業助成法人

法人名	施設名	種別
社会福祉法人武蔵野会	九品仏生活実習所	生活介護事業
社会福祉法人武蔵野会	世田谷福祉作業所	生活介護事業・就労継続支援B型事業・就労移行事業
社会福祉法人手をつなぐ育成会	奥沢福祉園	生活介護事業

＜緊急時一時保護（宿泊）事業実績＞

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
実施施設数	1	2	3
延べ利用者数	1	2	9

グループホーム運営助成

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	障害者の地域生活を支援し、自立生活を促進するため、また親なき後対策の一環として、社会福祉法人等が行うグループホーム運営事業に対して助成する。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区障害者グループホーム等利用者支援事業実施要綱 世田谷区知的障害者等グループホーム運営費補助金交付要綱 世田谷区精神障害者グループホーム運営費補助金交付要綱 世田谷区重度身体障害者グループホーム事業補助金交付要綱 世田谷区重度身体障害者グループホーム運営費補助金交付要綱
予算	**[歳出]** 231,246,000円
決算	**[歳入]** [都] 0円　**[歳出]** 220,758,290円

助成対象法人（令和４年度実績）

法人名	施設名	主な対象者	助成開始年月
社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	ゴールドクレスト	知的障害者	平成９年１月
	花みずき寮	知的障害者	平成10年３月
	桐花荘	知的障害者	平成12年４月
	生活支援ホーム世田谷	知的障害者	平成15年４月
	野沢寮	知的障害者	平成16年12月
	グループホームえにし	身体・知的障害者 ※重複障害の方も利用可	平成27年７月
特定非営利活動法人わらく	私の家せつ世田谷	知的障害者	平成21年８月
	私の家せつ烏山	知的障害者	平成22年８月
社会福祉法人武蔵野会	からすやまホーム	知的障害者	平成21年７月
社会福祉法人大三島育徳会	ホームいろえんぴつ	知的障害者	平成23年７月
社会福祉法人うるおいの里	ちぐさホーム	精神障害者	平成14年10月
	ちぐさハイム		
	メゾンちぐさ		平成19年10月
社会福祉法人藍	Ｇａｒｄｅｎ藍Ⅲ	精神障害者	平成28年８月
	Ｇａｒｄｅｎ藍Ⅳ		令和２年４月
	Ｇａｒｄｅｎ藍Ⅴ		令和２年４月
	Ｇａｒｄｅｎ藍Ⅱ	知的障害者	平成28年８月

社会福祉法人めぐはうす	「めぐ」	精神障害者	平成15年10月
一般社団法人桜香	第1さくらハウス	精神障害者	平成14年10月
	第2さくらハウス		
	第3さくらハウス		平成16年10月
	第4さくらハウス		平成23年5月
	第5さくらハウス		平成25年11月
社会福祉法人はる	はるの邑	精神障害者	平成15年10月
	とどろきの杜		平成21年1月
特定非営利活動法人S.U総合企画	ラポール八幡山Ⅳ	精神障害者	平成23年12月
医療法人社団風鳴会	いちごLiving	精神障害者	平成17年10月
特定非営利活動法人いつど	グループホームきぬた	重度身体障害者	平成15年4月
社会福祉法人いたるセンター	第12いたるホームカノンⅠ・Ⅱ	知的障害者	平成26年5月
	バンブル	身体・知的障害者 ※重複障害の方も利用可	平成27年4月
	ビートル喜多見	知的障害者	平成29年6月
	アネモネ	知的障害者	令和元年5月
	プリムラ	知的障害者	令和元年6月
特定非営利活動法人世田谷区聴覚障害者協会	さぎそうハウス	身障害者	平成26年9月
社会福祉法人なごみ福祉会	グループホームここから	身体・知的障害者 ※重複障害の方も利用可	平成26年12月
特定非営利活動法人SUN	グループホームグレープバイン	精神障害者	平成27年2月
社会福祉法人せたがや樫の木会	どんぐりホーム上町	知的障害者	平成27年6月
一般社団法人あすぽ	グループホーム西田荘	精神障害者	平成29年8月
	グループホーム西田荘（ユニットメゾンYOU）	精神障害者	平成31年3月
	グループホーム西田荘（ユニットベルハイム）	精神障害者	令和2年8月
	グループホーム西田荘（ユニットベルハイム）	精神障害者	令和2年8月
	グループホーム西田荘（ユニットセンチュリーハイツ）	精神障害者	令和5年5月
あーゆる合同会社	宇奈根あーゆるハウス	知的障害者	平成29年11月
一般社団法人ケーツージョイフル	グループホームSmiley	知的障害者	平成30年2月
	グループホームJoy	知的障害者	平成30年3月
ボンシエル合同会社	グランシエル桜丘1	知的障害者	平成30年6月
	グランシエル桜丘2	知的障害者	平成30年6月
	グランシエル明大前1	知的障害者	令和元年12月
	グランシエル明大前2	知的障害者	令和元年12月
社会福祉法人泉会	こいのにあ	知的障害者	平成30年11月

株式会社ハルカデイズ	ミライハウス芦花公園	知的障害者	令和3年6月
一般社団法人おはな	グループホームおはなの家（はなみずきの家）	精神障害者	令和元年8月
	グループホームおはなの家（たんぽぽの家）	精神障害者	令和5年5月
一般社団法人発達障害のためのハッピーライフ研究会	等々力ホーム	精神障害者	令和元年8月
	電Gホーム	精神障害者	令和4年11月
株式会社アイリスホーム	アイリスホーム奥沢	精神障害者	令和3年1月
	アイリスホーム笹塚	精神障害者	令和4年9月
	アイリスホーム千歳烏山	精神障害者	令和4年12月
	アイリスホーム笹塚2	精神障害者	令和5年2月
	アイリスホーム千歳烏山2	精神障害者	令和5年6月
株式会社ハルカデイズ	ミライハウス世田谷区代沢	知的障害者	令和3年9月
社会福祉法人いたるセンター	アント	知的障害者	令和3年5月
株式会社コンサルティングZERO	グループホームHARU宇奈根	知的障害者	令和3年4月
	ラ・メゾン大原	精神障害者	令和4年9月
イノセンス株式会社	シェリルハウス世田谷	知的障害者	令和3年4月
	シェリルハウス世田谷若林	知的障害者	令和4年8月
株式会社はっぴーライフ	ちゃお上北沢	知的障害者	令和3年5月
	ちゃお三軒茶屋	知的障害者	令和3年10月
合同会社LIVENOW	まんまる砧	精神障害者	令和4年8月
株式会社Hero stories	世田谷ヒーローハウス	精神障害者	令和4年10月
合同会社us	us喜多見	知的障害者	令和5年4月
株式会社オフィス宮寺	ソフィア烏山の家	精神障害者	令和5年6月

15. その他

障害者福祉団体連絡協議会

事業の開始
昭和52年5月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係
事業の概要、目的	障害者が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、障害者の自立と生活の質の向上を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区障害者福祉団体連絡協議会運営補助要綱
事業の実績	連絡協議会を構成する団体数　15団体 活動実績 役員会、定例会、実情報告会 障害者週間記念事業区民ふれあいフェスタへの協力

世田谷区障害者福祉団体連絡協議会構成団体　（令和5年5月現在）

団　体　名
世田谷区身体障害者福祉協会
特定非営利活動法人　ヒューマンハーバー世田谷
公益社団法人　日本オストミー協会　東京支部世田谷交流会
世田谷区重症心身障害児（者）を守る会
世田谷生活と健康を守る会しょうがい部会
特定非営利活動法人　自立の家
世田谷区肢体不自由児（者）父母の会
特定非営利活動法人　世田谷区聴覚障害者協会
世田谷区パーキンソン病友の会
特定非営利活動法人　世田谷さくら会
世田谷区手をつなぐ親の会
特定非営利活動法人　世田谷区視力障害者福祉協会
特定非営利活動法人　世田谷ミニキャブ区民の会
特定非営利活動法人　せたがや移動ケア
ふたばの会

世田谷区自立支援協議会

事業の開始
平成19年10月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	障害者が安心して地域で自立した生活を継続することのできる社会の実現を目指し、相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす。 総合支所ごとにエリア協議会を、また具体的なテーマの協議のため必要に応じて部会を設置する。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［区］世田谷区自立支援協議会設置要綱
事業の実績	委員数：43名 協議会：年2回（7月、1月） 運営会議：年8回 シンポジウム：年1回 部会：地域移行部会、虐待防止・差別解消・権利擁護部会、子ども部会（令和4年度新設）

障害者団体助成

事業の開始
昭和57年9月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係
事業の概要、目的	障害者（児）のために行う事業、その他団体運営に必要な経費の一部を助成し、障害者（児）福祉団体を育成する。
根拠法令等	［区］世田谷区障害者（児）福祉団体助成補助金交付要綱
対　　象	区内に住所を有する障害者を対象として補助事業を行う団体（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規程する社会福祉法人を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすもの及び区長が特に認める団体とする。 ⑴ 障害者若しくは難病を有する者、その家族又は支援者により構成されたもの（支援者のみで構成されたものを除く。）であること。 ⑵ 区内に事務所を有すること。 ⑶ 構成員の人数が30名以上であり、かつ、当該構成員の過半数が区内に住所を有する者であること。 ⑷ 要綱第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する事業を2年以上実施した実績を有すること。
事業の実績	交付団体数 9団体
予　算	**[歳出]** 3,900,000円
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 3,495,000円

精神保健福祉団体連携事業運営助成

事業の開始
平成8年4月

窓　　口	障害福祉部障害施策推進課管理係
事業所管	障害福祉部障害施策推進課管理係
事業の概要、目的	精神保健福祉団体で構成されている組織又は団体に対し、その運営・活動費用の一部を助成することにより、事業連携や団体間交流を活発化させ、精神保健及び精神障害者福祉を推進する。
根拠法令等	［区］世田谷区精神保健福祉団体連携事業補助金交付要綱
対　　象	世田谷区内で活動する下記（1）～（3）のいずれかに該当する精神保健福祉団体3団体以上で構成される組織又は団体 ⑴ 精神障害者を主な対象として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業を運営する団体 ⑵ 精神障害者又は精神障害者の家族により構成される団体 ⑶ その他、区長が認める団体
事業の実績	交付団体数　7団体
予　算	**[歳出]** 986,000円
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 815,569円

障害者親亡きあと対策

事業の開始
平成7年4月（訪問開始は平成8年から）

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係
事業の概要、目的	区外の施設で生活している障害のある方のうち、親の高齢化などによって訪問する親族等がいない方を、区民等が訪問する事業（訪問里親事業）である。 これにより、障害のある方と生まれ育った地域“世田谷”との交流を継続し、併せて施設における処遇の向上といきがいの促進に寄与する。
根拠法令等	［区］世田谷区訪問里親事業実施要綱
対　　象	身体障害者福祉法等に基づく施設で生活している障害のある方で、親や親族などによる施設訪問が見込めない方。
予　算	**[歳出]** 129,000円
決　算	**[歳入]**特定財源なし　**[歳出]** 0円

＜実績＞

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
訪問数	0	0	0

※新型コロナウイルスの影響で実績なし

バス派遣

事業の開始
昭和61年４月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係
事業の概要、目的	障害者（児）福祉団体等の実施する行事（研修会、講演会、機能等の回復訓練及び相談会等）の活動にバスを派遣する。これにより、障害者（児）の外出等の社会参加の機会を増やす。
根拠法令等	［区］世田谷区障害者（児）福祉団体等バス派遣事業運営要綱
対　　象	要綱別表に掲げる団体
事業の実績	派遣団体数 10団体
予　算	**[歳出]** 1,970,000円
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 1,793,020円

手話講師の派遣事業

事業の開始
令和元年12月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	世田谷区の共生社会ホストタウンの活動計画にある「心のバリアフリー」を推進する事業の一つとして、世田谷区立小学校に対し手話についての指導等を行う講師を派遣することで、障害理解、差別解消、手話の普及・啓発を促進する。
根拠法令等	［区］世田谷区手話講師の派遣事業運営要綱
対　　象	世田谷区立小学校３年生以上
予　算	**[歳出]** 1,099,440円
決　算	**[歳入]** [国]714,000円 [都]357,000円　※ **[歳出]** 1,172,540円

※歳入金額は、他の理解促進研修・啓発事業（区民ふれあいフェスタ）との合算額である。

＜実績＞

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
派遣学校数	13	22	25
派遣クラス数	38	69	77

児童福祉施設に対する技術支援

事業の開始
平成31年４月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	障害に関する専門知識を有する者が配慮を要する児童等が在籍する児童福祉施設等を巡回し、生活場面における関わり方や環境調整等について実践的な助言を行う。児童福祉施設等の職員の資質の向上を図り、ひいては要配慮児童が地域で適切な配慮を受け、安心して地域生活が送れるようにする。
根拠法令等	［区］世田谷区児童福祉施設等に対する巡回支援事業実施要綱
対　　象	支援を希望する認可保育園、幼稚園、新BOP等
事業の実績	令和４年度実績　延べ224回
予　算	**[歳出]** 8,000,000円
決　算	**[歳入]** [国]2,306,000円 [都]1,153,000円 **[歳出]** 8,000,000円

ピアサポート支援プログラム

事業の開始
平成24年10月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	発達障害特性のある方を対象に社会的自立に向けた準備の機会を創出するため、ピアサポートによる支援の場「みつけばハウス」を開設し、様々な体験型のプログラムを提供する（平成28年6月より事業開始）。 せたがや若者サポートステーション（サポステ）、メルクマールせたがや、ぷらっとホーム世田谷利用者のうち、社会性やコミュニケーションに課題があるなど発達障害的な特性が原因で就労・自立につながりにくい若者に対して、自己肯定感の向上や自己の特性への気づきを促すため、出張プログラムを実施する。 平成31年1月からは、小学校高学年～中学生世代の発達障害の特性をもつ区民を対象に、興味関心の拡大やひきこもり予防を目的とした出張プログラムを実施している。 令和3年度より年齢制限を撤廃し、主に30歳～50歳代の年齢層に向けたプログラムを実施している。		
根拠法令等	［区］世田谷区発達障害者へのピアサポート支援事業実施要綱		
対　　象	発達障害（疑いを含む）のある区内在住の者		
事業の実績	令和4年度実績　みつけばハウスプログラム参加者　延べ1,631名 出張プログラム参加者　延べ40名		
予　算	**[歳出]** 29,549,300円	**決　算**	**[歳入]** [国]5,195,000円 [都]7,316,000円 **[歳出]** 29,549,300円

第４章　子ども・若者・家庭支援

1. 子ども・子育て支援

子ども家庭支援センター事業

事業の開始
平成8年（平成12年4月から総合相談開始、平成15年4月から子ども家庭支援担当窓口開始）

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター） 各総合支所健康づくり課、子ども・若者部児童相談支援課
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	地域における子どもと家庭の福祉の向上を図るため、関係機関と連携しながら、子ども家庭総合ケースマネージメント（総合相談、在宅サービスの提供・調整等）、児童虐待の予防・防止、児童虐待の通告への対応、地域子育て支援活動、基盤整備を実施する。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区子ども家庭支援センター事業実施要綱
対　　象	区内在住者
事業の実績	令和4年度　対応件数(調査及び指導)　延べ63,541件
予　算	**[歳出]** 101,863,270円（会計年度任用職員の人件費を含む）
決　算	**[歳入]** ［国］29,254,000円　［都］9,411,000円 ［他］7,141,974円 **[歳出]** 96,132,979円

＜実績＞

(1) 保護者等からの相談件数　　（実人数）

	令和4年度											
	全　域		世田谷		北　沢		玉　川		砧		烏　山	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
合　計	2,605	1,183	600	316	401	133	515	177	627	343	462	214
虐　待	1,826	728	460	218	316	103	388	106	416	205	246	96
養　護	672	442	120	93	71	30	104	71	166	134	211	114
障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非行相談	3	1	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0
育成相談	45	12	6	4	7	0	6	0	22	4	4	4
その他	59	0	12	0	7	0	17	0	22	0	1	0

(2) 児童等に対する指導及び調査（新規・継続）　　（延活動件数）

		令和4年度					
		全　域	世田谷	北　沢	玉　川	砧	烏　山
合　計		63,541	17,447	8,547	11,035	9,750	16,762
訪問面接	児　童	4,148	1,118	595	767	496	1,172
	保護者	5,093	1,533	682	694	668	1,516
	その他	6,148	1,297	840	1,183	413	2,415
所内面接	児　童	2,360	512	238	270	493	847
	保護者	5,058	1,129	531	581	898	1,919
	その他	6,382	1,081	488	2,058	569	2,186
その他	児　童	1,179	709	85	88	211	86
	保護者	13,908	4,583	1,669	2,246	2,517	2,893
	その他	19,265	5,485	3,419	3,148	3,485	3,728

(3) 個別ケース検討会議・支援会議案件数　　(延人数)

	令和4年度					
	全　域	世田谷	北　沢	玉　川	砧	烏　山
緊急支援会議	2,301	568	362	466	466	439
支援会議	6,620	1,485	998	962	1,742	1,433
個別ケース検討会議	213	39	28	30	41	75

利用者支援事業

事業の開始
平成27年4月（一部開始）

窓　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター） 各総合支所健康づくり課 おでかけひろば等
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当、世田谷保健所健康推進課こころと体の健康（母子）担当
事業の概要、目的	一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等がその選択に基づき、多様な教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う。
根拠法令等	子ども・子育て支援法 ［区］世田谷区利用者支援事業実施要綱
事業の実績	○（特定型）各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター） 平成27年9月　事業開始 令和4年度相談件数19,684人（子育て応援相談員） ○（母子保健型）各総合支所健康づくり課 平成28年7月　事業開始 令和4年度妊娠期面接の件数6,680 人 （母子保健コーディネーター・地区担当保健師） ○（基本型）おでかけひろば等 平成27年 4月　ひろば型中間支援センター開設 平成27年10月　おでかけひろば　ぶりっじ@roka（烏山地域）内開設 平成28年10月　おでかけひろば@あみーご（北沢地域）内開設 平成30年 3月　古民家 mamas@世田谷1丁目（世田谷地域）内開設 平成31年 2月　おでかけひろば　まーぶる（玉川地域）内開設 平成31年 2月　おでかけひろば　きぬたまの家（砧地域）内開設 ※令和2年度よりオンラインを活用した相談や関係機関連携を実施 令和4年度相談件数2,883人（地域子育て支援コーディネーター） 令和4年度出張・訪問活動件数　1,364件（同上）
対　象	子ども及びその保護者等、または妊娠している者及びその配偶者
予算	[歳出] 173,805,693円 （会計年度任用職員の人件費を含む）
決算	[歳入] 都］33,752,000 ［国］79,137,000円 ［他］15,701,016円 [歳出] 180,346,090円

要保護児童支援協議会

事業の開始
平成18年1月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター） 子ども・若者部児童相談支援課
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	要保護児童の早期発見・支援及び虐待の予防的取り組みの推進を図るために、関係機関のネットワーク会議（代表者会議・実務担当者会・個別ケース検討会議）を実施する。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区要保護児童支援協議会設置要綱
対　　象	協議会を構成する関係機関等
事業の実績	令和4年度　代表者会議6回、実務担当者会60回、個別ケース検討会議213回
予　算	**[歳出]** 155,575円
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 98,222円

子どもの人権擁護機関
「せたがやホッと子どもサポート」（略称：せたホッと）

事業の開始
平成25年7月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課子どもの人権擁護担当
事業の概要、目的	子どもの人権を擁護し、救済を図るための、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関として、いじめなどの子どもの権利侵害について相談を受け、助言や支援を行う。必要に応じて関係機関等に対する調査、調整等を行う。
根拠法令等	［区］世田谷区子ども条例、世田谷区子ども条例施行規則
対　　象	区に在住・在学・在勤の18歳未満の子ども（18歳、19歳で学校や施設に在籍する未成年も含む）
事業の実績	令和4年度　相談件数（新規件数）367件
予　算	**[歳出]** 16,157,000円
決　算	**[歳入]** ［都］18,052,000円（会計年度任用職員の人件費分歳入含む） ［他］2,332,921円 **[歳出]** 13,953,440円

児童虐待通告窓口・
子ども・子育てテレフォン

事業の開始
平成17年10月 令和2年4月　児童虐待通告窓口開設

窓口・所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当、児童相談所
事業の概要、目的	○児童虐待通告窓口：令和2年4月の児童相談所開設に伴い、区の児童虐待通告窓口を統一した「0120−52−8343（子にやさしさ）」を開設した。24時間365日虐待の通告・相談を受け付ける。 ○子ども・子育てテレフォン：子ども・子育てに関するあらゆる相談を平日夜間・土日祝日に電話で受け付け、必要に応じて、専門機関の紹介や区の子育て支援サービスにつなげる（03−5451−1211）。
根拠法令等	児童福祉法、児童虐待防止法 ［区］世田谷区児童虐待通告共通ダイヤル事業実施要綱 世田谷区子ども・子育てテレフォン事業実施要綱
対　　象	子ども・子育て家庭等
事業の実績	令和4年度　相談件数　子どもテレフォン46件・子育てテレフォン488件
予　算	**[歳出]** 18,208,840円
決　算	**[歳入]** ［国］4,308,150円 ［都］4,780,955円 **[歳出]** 18,178,210円

さんさんプラスサポート事業（産前・産後訪問支援事業）

事業の開始
令和元年6月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	出産前又は出産後の生活において支援が必要と認められる妊産婦を対象に、日常生活を支援するものが家庭を訪問し、母子の生活の安定及び児童虐待の予防を図る。 （1）派遣回数　1週間に1回、合計12回まで （2）援助内容　家事援助、通院・買い物同行、育児補助、育児等に関する相談（1回あたり2時間）
根拠法令等	［区］世田谷区産前・産後訪問支援事業実施要綱
対　　象	区の住民基本台帳に記録されている妊婦（妊娠届を提出した者に限る）又は出産後概ね1年以内の産婦
事業の実績	令和4年度　利用決定件数 99件、延長決定件数 49件、延べ訪問回数 1,534回
予算 [歳出] 20,936,204円（繰越明許費含む）	決算 [歳入] ［国］4,611,000円 ［都］4,624,000円（繰越明許費含む） [歳出] 9,729,758円

ツインズプラスサポート事業

事業の開始
令和3年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	出産前又は出産後の生活において支援を必要とする妊産婦であって、その子が多胎児であるものを対象に、日常生活を支援するものが家庭を訪問し、母子の生活の安定及び児童虐待の予防を図る。 （1）派遣回数　1週間に2回まで （2）援助内容　家事援助、通院・買い物同行、育児補助、育児等に関する相談（1回あたり2時間又は4時間、合計120時間まで） （令和4年8月より、対象者を、出産後概ね1年未満の産婦から、3年未満の産婦に拡充することに伴い、下記の通り利用時間を拡充した。） 妊娠期～1歳未満：240時間、1歳～2歳未満：180時間、2歳～3歳未満：120時間 なお、派遣回数については、上限を設けない。）
根拠法令等	［区］世田谷区産前・産後訪問支援事業実施要綱
対　　象	区の住民基本台帳に記録されている妊婦（妊娠届を提出した者に限る）又は出産後概ね1年未満の産婦で、その子が多胎児のもの
事業の実績	令和4年度　利用決定件数 妊娠期～1歳未満：79件（通常）、26件（追加） 1歳～2歳未満：66件 2歳～3歳未満：38件（通常）、16件（特例） 延べ訪問回数 4,559回
予算 [歳出] 69,769,859円	決算 [歳入] ［国］3,785,000円 ［都］33,129,000円 [歳出] 34,792,660円

多胎児家庭タクシー料金助成

事業の開始
令和3年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	乳児健診等の母子保健事業や多胎児家庭の交流会への参加等の際に利用したタクシー料金を助成（上限：24,000円）することで、多胎児を育てる家庭の外出時の経済的負担を軽減し、外出を促進する。
根拠法令等	［区］世田谷区多胎児家庭のタクシー料金に係る助成金支給要綱
対　　象	区内に在住する3歳未満の多胎児を育てる保護者 （令和4年8月より、区内に在住する3歳未満の多胎児を育てる保護者）
事業の実績	支給者数67名
予　算	**[歳出]** 4,321,650円
決　算	**[歳入]** ［都］2,232,000円（返還額含む） **[歳出]** 1,006,748円

産後ケア事業

事業の開始
平成20年3月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	産後の心身共に不安定な時期に育児不安や育児疲れがあり、家族などから支援を受けられない人を対象にショートステイ（宿泊）やデイケア（日帰り）により母子のケアを行い、予防的・総合的に子育て家庭を支援する。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、区立産後ケアセンターを利用した産婦が孤立や不安、悩み等を解消できるようにするため、オンライン相談事業を実施する。 令和5年度4月より、産後ケア事業実施施設の地域偏在の課題に対応するため、至誠会第二病院での産後ケア事業を開始。また、同年10月より区立産後ケアセンター受託事業者によるアウトリーチ（居宅訪問型）を開始予定。周囲のサポートが少なくなり、かつ乳児の個性や発育発達に合わせた育児課題が生じる産後1年歳未満までを支援対象とする。
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区立産後ケアセンター条例 世田谷区産後ケア事業実施要綱
対　　象	ショートステイ・デイケア：区内に在住で、産後に育児疲れや育児不安があり、家族などから支援を受けられない生後4ヶ月未満の母子 オンライン相談：区立産後ケアセンターを利用したことのある1歳未満の母子 アウトリーチ：出産後から1歳未満の母子
事業の実績	【区立産後ケアセンター】 令和4年度　利用実数（母子）932組 母子ショートステイ　3,725日　母子デイケア　706日 きょうだいショートステイ　63日　きょうだいデイケア　17日 オンライン相談　94件 【ママズルーム】 令和4年度　利用実数（母子）119組　母子デイケア 339日
予　算	**[歳出]** 183,158,000円
決　算	**[歳入]** ［国］5,460,000円　［都］82,388,000円 ［他］18,839,322円 **[歳出]** 179,610,492円

赤ちゃん・子どものショートステイ事業

事業の開始
平成5年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	保護者の疾病等により、一時的に児童を養育することが困難となった場合に、乳児院・児童養護施設で短期間養育することにより、児童及び子育て家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。（実施施設：日本赤十字社医療センター附属乳児院、愛恵会乳児院、児童養護施設 福音寮） (1) 利用要件　疾病、出産、介護、事故、災害、育児疲れ等 (2) 事業内容　食事その他の身の回りの世話、学習指導 (3) 利用期間　一回につき原則として7日以内 (4) 費用負担　利用料1日につき3,000円 （生活保護受給・住民税非課税世帯は無料）
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区子育て短期支援事業実施要綱
対　　象	区内に在住する児童で、0歳以上12歳以下
事業の実績	【日本赤十字社医療センター附属乳児院】 令和4年度　利用日数145日 【愛恵会乳児院】 令和4年度　利用日数56日 【児童養護施設福音寮】 令和4年度　利用日数872日
予算	**[歳出]** 62,858,645円（要支援家庭ショートステイ・トワイライトステイを含む）
決算	**[歳入]** ［国］7,061,000円　［都］16,870,000円（要支援家庭ショートステイ・トワイライトステイを含む） **[歳出]** 62,606,220円（要支援・トワイライトステイを含む）

要支援家庭を対象としたショートステイ事業

事業の開始
平成30年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	保護者の強い育児疲れ等により、虐待の恐れやそのリスク等が見られる場合に、区内の児童養護施設で短期間養育することにより、児童及び子育て家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。（実施施設：児童養護施設　福音寮） (1) 利用要件　強い育児疲れ等 (2) 事業内容　食事その他の身の回りの世話、学習指導、行動観察等 (3) 利用期間　一回につき原則として14日以内 (4) 費用負担　なし
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区子育て短期支援事業実施要綱
対　　象	区内に在住する児童で、1歳以上中学生以下
事業の実績	令和4年度　利用日数385日
予算	**[歳出]** 赤ちゃん・子どものショートステイ事業に計上
決算	**[歳入]** 赤ちゃん・子どものショートステイ事業に計上 **[歳出]** 赤ちゃん・子どものショートステイ事業に計上

トワイライトステイ事業

事業の開始
平成15年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	保護者が仕事等により、帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等に区内の児童養護施設で預かることにより、児童及び子育て家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。（実施施設：児童養護施設　福音寮） （1）利用要件　仕事等 （2）事業内容　食事その他の身の回りの世話、生活指導 （3）利用期間　1人につき年間30日を限度とする （4）費用負担　利用料1回につき1,600円 （生活保護受給・住民税非課税世帯は無料）
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区子育て短期支援事業実施要綱
対　　象	区内に在住する小学生の児童
事業の実績	令和4年度　利用日数　3日
予算	**[歳出]** 赤ちゃん･子どものショートステイ事業に計上
決算	**[歳入]** 赤ちゃん・子どものショートステイ事業に計上 **[歳出]** 赤ちゃん・子どものショートステイ事業に計上

子どもへの食の支援事業

事業の開始
令和元年7月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	支援が必要でありながら地域で孤立した家庭に、地域住民の派遣による「食の支援サポーター派遣事業」と弁当配達を通じた見守りを行う「子ども配食事業」を通じて必要な支援につなぎ、養育環境の悪化防止を図る。 「子ども配食事業」は新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等の経済的理由や保護者の疾病により他の支援へつなぐことが必要な家庭を含める。
根拠法令等	［区］世田谷区食の支援サポーター派遣事業実施要綱、世田谷区子ども配食事業実施要綱
対　　象	区内在住の児童の食に課題があり、必要な支援につながっておらず、地域から孤立しやすい状況にある家庭
事業の実績	令和4年度　食の支援サポーター派遣事業　利用世帯数　12世帯 子ども配食事業　利用世帯数　52世帯
予算	**[歳出]** 14,708,082円
決算	**[歳入]** [国]7,108,000円 **[歳出]**10,419,057円

学生ボランティア派遣事業

事業の開始
平成18年12月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	虐待を受けている（受けていた）児童等に学生ボランティアを派遣して、遊び、学習、話し相手などの活動を行い、当該児童の健全な育成及び自立を支援する。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区養育支援訪問事業実施要綱 ［区］世田谷区学生ボランティア派遣事業実施要綱
対　　象	区内在住の虐待を受けている、又は不適切な養育環境にある児童等
事業の実績	令和4年度　派遣回数　154回
予算	**[歳出]** 8,247,960円
決算	**[歳入]** ［国］2,347,000円（養育支援訪問事業） ［都］2,347,000円（養育支援訪問事業） **[歳出]** 7,265,960円

親支援事業

事業の開始
平成25年4月

窓　　口	児童相談支援課、各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）、健康づくり課
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	子育て支援並びに児童虐待の未然防止及び進行防止を目的とし、要保護児童支援に係る親支援事業を実施する。
根拠法令等	［区］世田谷区要保護児童支援に係る親支援実施要綱
対　　象	ペアレントトレーニング 3歳～小学3年生のお子様の保護者の方で、「ついイライラして怒りすぎてしまう」等お悩みの方
事業の実績	令和4年度　ペアレントトレーニング 全7回×2期　第Ⅰ期参加者6名　第Ⅱ期参加者7名
予算 [歳出] 1,535,200円	決算 [歳入]［都］613,000円 [歳出] 1,179,658円

養育支援等ホームヘルパー訪問事業

事業の開始
昭和58年4月 （平成19年4月より新要綱で実施） 平成30年4月事業名変更

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	何らかの事情で子どもの養育が困難と認められる世帯（ひとり親となって2年以内、就業、保護者または子どもの一時的傷病等により、日常生活で援助が必要な、小学3年生以下の子どものいるひとり親世帯を含む）に対し、一定期間ホームヘルパーが訪問し、家事や育児等の援助を行う。 援助内容は、育児、子どもの送迎・登校準備、子どもへの援助（食事、掃除、洗濯、入浴）、養育の自立に向けた親への支援等を行う。 ⑴ 訪問日数 原則として月12日以内。ただし、ひとり親家庭で一時的傷病の場合は、月6日以内。 ⑵ 訪問時間 午前7時から午後9時までの間で、2時間以上8時間以内の必要な時間。（日曜、祝、休日は10時間まで） ⑶ 訪問期間 ①子どもの養育に困難があり、かつ、子どもの健やかな成長に何らかの支障がある場合は、訪問開始後1年以内。 ②小学3年生以下の子どもがいるひとり親家庭で就業等により子どもの養育に支障がある場合は、当該子どもが小学 3 年生を修了するまでの期間内で、通算2年以内。 ③ひとり親家庭で一時的傷病の場合は治療期間。 ⑷ その他 所得制限または所得に応じて利用負担金あり。
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童福祉法 ［区］世田谷区養育支援等ホームヘルパー訪問事業実施要綱、同取扱要領
対　　象	世田谷区に居所がある世帯のうち ①子どもの養育に著しく困難があり、かつ子どもの成長に支障がある家庭 ②小学3年生以下の子どものいるひとり親家庭で、ひとり親になった直後(2年以内)や、就業等により子どもの養育に著しく支障がある家庭や、保護者または子どもが一時的傷病である家庭 ※ただし、祖父母が面倒を見られる場合は訪問できない。 ※②の場合は、世帯の所得が基準限度額以下であることが必要。
事業の実績	令和4年度　延べ派遣回数　5,433回

予 算	[歳出]58,484,000円	決 算	[歳入] ［国］12,100,000円 ［都］12,100,000円 ［他］5,341,600円 [歳出] 50,279,371円

子育てステーション

事業の開始
平成18年9月

窓　　口	各子育てステーション
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	利便性の高い駅前に「あそび」「そうだん」「あずかり」「ほいく」の4つの機能を集中させた多機能型の子育て支援施設を設置し、在宅を含めたすべての子育て家庭への支援の充実を図る。
対　　象	子育て家庭
事業の実績	平成18年9月　子育てステーション成城開設 平成20年4月　子育てステーション世田谷開設（平成19年12月一部開設） 平成20年9月　子育てステーション烏山開設 平成22年4月　子育てステーション桜新町開設（平成22年3月一部開設） 子育てステーション梅丘開設 ※令和2年度よりオンラインを活用した親子の交流イベント等を実施

予 算	[歳出] 252,077,000円	決 算	[歳入] ［国］42,139,000円 ［都］42,139,000円 ［他］19,311,596円 [歳出] 237,502,232円

おでかけひろば

事業の開始
平成17年11月

窓　　口	各実施施設
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当、保育部保育課
事業の概要、目的	子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できるひろばを開設し、子育て相談や子育て情報の提供等を通して、子育てに対する不安の解消や負担感を軽減し、地域の子育て支援機能の充実を図る。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区おでかけひろば事業実施要綱
対　　象	区内在住の未就学の児童及びその保護者
事業の実績	平成17年度　子ども・子育て総合センター、子育てルームＳＨＩＰ開設 平成18年度　子育てステーション成城おでかけひろば開設 平成19年度　子育てステーション世田谷おでかけひろば、のざわテットーひろば、ぽっぽちゃんひろば、すこやか広場開設 平成20年度　子育てステーション烏山おでかけひろば、おでかけひろば@あみーご開設 平成21年度　子育てステーション桜新町おでかけひろば開設 平成22年度　子育てステーション梅丘おでかけひろば、みずき広場開設 平成24年度　ひまわり開設 平成26年度　おでかけひろば　ぶりっじ@roka、おでかけひろば　ぼっこ、きぬたまの家開設 平成27年度　そらまめハウス、生活クラブ子育て広場ぶらんこ、けやき広場開設 平成28年度　おでかけひろば一空、かみのげおでかけひろば、古民家mamas@世田谷１丁目、ひょっこりひろば開設 平成29年度　たまがわ　いち・にい・さん、おでかけひろば　まーぶる、おでかけひろば FUKU＊fuku、ぐみの木ひろば、玉堤一丁目おでかけひろば開設

	平成30年度　おでかけひろば　すぷーん、おでかけひろば三宿、 おでかけひろばULALA、おひさまひろば、おでかけひろばcobaco開設 令和元年度　おでかけひろばにじ、Hotto Café つきの木ひろば、 おでかけひろばCIRCUS、おでかけひろば　おりーぶ、 おでかけひろばcotton、生活クラブ子育て広場ぶらんこ粕谷開設 令和2年度　ふかさわおでかけひろばワークスペースプラス、おでかけひろばクスクス、おでかけひろばどんぐり開設 令和3年度　おでかけひろばまもりん開設 令和4年度年間利用者数　215,718人（子育てステーション含む） ※令和 2 年度よりオンラインを活用した相談やイベント等を実施、利用者の入退館管理に必要な ICT 機器を導入
予　算	**[歳出]** 292,285,500円（子育てステーション分を除く） ※会計年度任用職員の人件費を含む
決　算	**[歳入]** ［国］ 118,575,000円（子育てステーション分を除く） ［都］ 119,368,000円（子育てステーション分を除く） ［他］ 330,801円 **[歳出]** 284,549,363円（子育てステーション分を除く）

子どもの一時預かり「ほっとステイ」

事業の開始
平成18年3月

窓　　口	各実施施設
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当、保育部保育課
事業の概要、目的	保護者の預け入れの理由を問わずに子どもを短時間預かることにより、児童虐待の未然防止に寄与し、子育て中の親のリフレッシュ等の育児負担の軽減を図る。（事前に登録と利用予約が必要。）
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区ほっとステイ事業実施要綱
対　　象	区内在住の生後4か月以上から就学前までの児童（ただし、施設により1歳以上から実施）
事業の実績	平成18年度　子ども・子育て総合センターほっとステイ開始 平成19年度　子育てステーション成城ほっとステイ、子育てステーション世田谷ほっとステイ、まちもりほっとステイSUKUSUKU開設 平成20年度　子育てステーション烏山ほっとステイ開設 平成21年度　子育てステーション桜新町ほっとステイ開設 平成22年度　子育てステーション梅丘ほっとステイ開設 平成24年度　子育てステーション烏山0歳児の一時預かり実施 平成25年度　子育てステーション梅丘・桜新町 0歳児の一時預かり実施 平成26年度　おでかけひろば　ぶりっじ@roka内にて一時預かり実施（0歳児含む） きぬたまの家内にて一時預かり実施（0歳児含む） おでかけひろば@あみーご内にて一時預かり実施（0歳児含む） 平成27年度　生活クラブ子育て広場ぶらんこ内にて一時預かり実施（0歳児含む） 平成28年度　子ども・子育て総合センターほっとステイ　終了 オリービア保育園ぽっぽ、カムパネルラ経堂　開設 平成29年度　おでかけひろば　まーぶる内にて一時預かり実施（0歳児含む） 玉堤一丁目おでかけひろば内にて一時預かり実施（0歳児含む） おでかけひろば FUKU＊fuku内にて一時預かり実施（0歳児含む） 平成30年度　おでかけひろば三宿内にて一時預かり実施（0歳児含む） おひさまひろば内にて一時預かり実施（0歳児含む） たまがわ　いち・にい・さんにて一時預かり実施（0歳児含む） 子育てステーション世田谷・成城0歳児の一時預かり実施 令和元年度　Hotto Café つきの木ひろば一時預かり実施（0歳児含む） おでかけひろばcotton一時預かり実施（0歳児含む） 生活クラブ子育て広場ぶらんこ粕谷開設一時預かり実施（0歳児含む） 令和2年度　ほっとステイCIRCUS　開設（0歳児含む） ふかさわおでかけひろばワークスペースプラス一時預かり実施（0歳児含む） おでかけひろばクスクス一時預かり実施（0歳児含む）

	令和3年度　おでかけひろば にじ一時預かり実施（0歳児含む） おでかけひろば どんぐり一時預かり実施（0歳児含む） 令和4年度　おでかけひろば まもりん一時預かり実施（0歳児含む） 令和4年度年間利用者数23,560人（子育てステーション含む）		
予　算	**[歳出]** 131,373,000円（子育てステーション分を除く）	決　算	**[歳入]** ［国］26,931,000円（子育てステーション分を除く） ［都］27,014,000円（子育てステーション分を除く） ［他］1,356,250円 **[歳出]** 83,551,522円（子育てステーション分を除く）

ファミリー・サポート・センター事業

事業の開始
平成27年7月

窓　　口	世田谷区ファミリーサポートセンター（世田谷区社会福祉協議会内）
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	子育ての援助を受けたい会員（利用会員）と援助を行いたい会員（援助会員）との相互援助活動の調整等を行い、地域における子育てに関する支えあいを推進し、多様なニーズへの対応を図る。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区ファミリー・サポート・センター事業実施要綱
対　　象	利用会員／区内在住の生後43日～小学6年生までの子どもの保護者 援助会員／区内在住の18歳以上（高校生不可）で必要な研修を修了した者
予　算	**[歳出]**61,291,696円
決　算	**[歳入]** ［国］12,039,000円 [都］13,653,000円 **[歳出]** 59,961,936円

<実績>

延べ利用件数	令和2年度	令和3年度	令和4年度
未就学児童	9,334	14,499	18,664
就学児童	1,963	3,257	4,329

発達支援親子グループ事業

事業の開始
平成24年5月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	保育士や臨床心理士の支援のもと、子どもの発達に心配を持つ保護者が、子どもとの関わり方などを子どもとの遊びなどを通して学び、子どもの個性を活かす方法を見つけ、養育力を高めることにより、子育ての不安や、負担の軽減を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区発達支援親子グループ事業実施要綱
対　　象	区内に在住する発達が心配されるおおむね3歳から小学校就学前までの子ども及びその保護者（ただし、児童発達支援の受給者は除く）
事業の実績	令和4年度参加親子55組
予　算	**[歳出]** 16,970,343円 （会計年度任用職員の人件費を含む）
決　算	**[歳入]** ［都］7,686,000円 [他] 1,679,616円 **[歳出]** 16,694,526円

地域人材育成支援

事業の開始
平成17年3月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	区内で子ども・子育て支援活動を行っている団体等に交流と学習の機会を提供することで、団体同士のネットワークの構築を促し、地域に活動を発信し、地域の子育て力の向上を図る。おでかけひろばやほっとステイのスタッフに対する研修等を充実し、子どもと関わる人材育成を図る。
対　　象	子育て支援者、おでかけひろばやほっとステイのスタッフ等
事業の実績	令和4年度子育て活動団体交流会5回、ひろばリーダー研修3回、ひろば中堅者研修1回、ひろば初任者ステップアップ研修1回、ひろば初任者研修2回、ひろばテーマ別研修2回、保育サポーター養成講座1回
予　算	[歳出] 3,266 ,272円
決　算	[歳入] ［都］1,633,000円　[歳出] 2,907,650円

子育て活動団体補助事業

事業の開始
平成7年7月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	区内で自主的な子育て活動を行っている団体に対して助成を行い、子育て活動を支援する。 補助金額　5万7千円 ＋ 区内在住の3～5歳児数×1万1千円 ※1団体あたりの限度額　100万円。
根拠法令等	［区］世田谷区子育て活動団体補助事業補助金交付要綱
対　　象	(1) 区内在住の3～5歳児が5名以上在籍(4月1日現在)していること (2) 代表者の住所または施設が区内にあること (3) 週2回以上かつ1回2時間以上の活動を、年間を通じて行っていること (4) 所属幼児が幼稚園・保育園に在籍(4月1日現在)していないこと (5) 他の制度による助成を受けていないこと (6) 企業等の行う従業員のための保育事業でないこと
事業の実績	令和4年度 助成団体数　3団体
予　算	[歳出] 1,389,000円
決　算	[歳入] 特定財源なし　[歳出] 1,345,000円

自主保育団体補助事業

事業の開始
平成31年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	区内で自主保育を行う団体に対して助成を行い、子育て活動を支援する。※自主保育とは保育園もしくは幼稚園に在籍していない幼児の保護者からなる団体で自らの保育施設を持たないものが、主体的かつ恒常的に保育活動及びその運営に関わるものであって、当該保育活動が主として屋外で行われるもの。 補助金額　15万円＋区内在住の3～5歳児数×1万5千円（研修実施の場合＋4万円） ※1団体あたりの限度額　100万円
根拠法令等	［区］世田谷区自主保育団体補助事業補助金交付要綱
対　　象	以下のすべてを満たす団体 (1) 団体の責任者が区内に在住していること (2) 週2回以上かつ1回2時間以上の活動を年間通じて行っており、1年以上の活動実績があること (3) 区内に住所を有する5名以上の幼児を対象としている（5月1日現在） (4) 所属幼児が公立・私立幼稚園・保育園に在籍(5月1日現在)していないこと (5) 他の制度による助成を受けていないこと (6) 企業・病院等が行う従業員のための保育事業でないこと
事業の実績	令和4年度助成団体数　2団体
予　算	[歳出] 840,000円
決　算	[歳入] 特定財源なし　[歳出] 530,000円

小学校就学前の子どもを対象とした外遊び活動の利用者負担軽減給付金

事業の開始
令和3年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	小学校就学前の子どもを対象とした外遊びを主体とする教育・保育活動を行っている団体が実施する活動を利用する区内在住の幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。 ・対象となる幼児一人当たり月額上限　20,000円
根拠法令等	[国] 子ども・子育て支援法 [区] 世田谷区小学校就学前の子どもを対象とした外遊び活動の利用者負担軽減給付金支給要綱 世田谷区小学校就学前の子どもを対象とした外遊び活動を主体とする教育・保育活動団体の認定に関する要綱
対　　象	区の認定を受けた団体が実施する外遊び活動を利用する満3歳～小学校就学前の幼児の保護者 ※幼児教育・保育の無償化の給付を受けている者などを除く。
事業の実績	令和4年度助成総人数　400名
予　算	[歳出] 10、560,000円
決　算	[歳入] [国] 2,800,000円 [都] 2,800,000円 [歳出] 8,000,000円

ひととき保育

事業の開始
平成10年4月

窓　　口	子ども・若者部子ども家庭課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	子育て中の方が、区民団体や区主催の学習会や地域活動等に参加しやすいように、その学習や活動の時間中、主催者が保育者（謝礼含む）及び保育場所を確保して、参加者の子どもを一時的（3時間以内）に保育する。区は、主催者に対し保育者名簿及び保育用品の提供を行う。
根拠法令等	[区] 世田谷区ひととき保育制度要綱
対　　象	生後5ヶ月以上で首がすわっている子ども～小学校就学前まで（子ども25人まで）
事業の実績	令和4年度　保育実績　218件　保育した子どもの人数　576人 保育者バンク登録者数58人
予　算	[歳出] 134,190円
決　算	[歳入] 特定財源なし　[歳出] 58,067円

子どもの安全・安心対策の推進

事業の開始
平成17年1月

窓　　口	子ども・若者部子ども・若者支援課
事業所管	子ども・若者部子ども・若者支援課管理係
事業の概要、目的	小学校入学後も、子どもが地域で安全安心な生活を送れるよう、保育園・幼稚園等の5歳児を対象に、「初めてのいってきます！応援ブック」を配布し、子どもの通っている園で「子どもの危険回避プログラム」を実施している。
対　　象	5歳児
事業の実績	配布施設数　287施設（保育園・幼稚園等） プログラム実施施設数　182施設
予　算	[歳出] 1,534,500円
決　算	[歳入] [都] 587,000円　[歳出] 1,175,680円

子ども基金による補助・支援事業

事業の開始
平成18年9月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	地域全体で支え合う共助による子育ての仕組みを整備するため、子ども基金を設置し、地域社会における子育て活動等を支援する。 子育て活動団体等を支援するための助成事業を年 1 回、区の広報やホームページ等で募集する。
根拠法令等	［区］世田谷区子ども基金助成要綱
対　　象	区民、区内団体
事業の実績	令和4年度　助成件数21件　助成総額　3,571,250円
予 算	**[歳出]** 7,143,610円
決 算	**[歳入]** ［他］3,506,667円　**[歳出]** 3,602,485円

子どもの学び場運営スタートアップ事業

事業の開始
令和3年3月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	学習習慣の定着および学習でのつまずきを予防するために、区内で、主に小学 1 年生から 4 年生を対象に、学校の宿題等の自主学習を支援する団体の活動費の一部を助成することにより、小学校低学年を中心とした地域での学び場を創出する。 補助金額：団体の活動実施回数に応じて上限を設定する。
根拠法令等	［区］世田谷区子どもの学び場運営スタートアップ事業補助金交付要綱
対　　象	要綱に定める要件を満たした区内の団体
事業の実績	令和4年度　助成件数10件
予 算	**[歳出]** 4,192,000円
決 算	**[歳入]** 2,030,043円　**[歳出]** 2,030,043円

乳幼児ふれあい体験支援事業

事業の開始
令和2年9月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	中学生等に赤ちゃんとふれあう機会を提供するため、活動を行う団体に対する助成等により取組みを促進させる。 補助金額：学校での活動実施時間数に応じて上限を設定する。
根拠法令等	［区］世田谷区乳幼児ふれあい体験事業補助金交付要綱
対　　象	要綱に定める要件を満たした区内の団体
事業の実績	令和4年度実績 実施校数：14校（区立中学校、私立高校）　実施団体数：6団体
予 算	**[歳出]** 1,881,250円
決 算	**[歳入]** [都]1,581,000円　**[歳出]** 1,629,483円

世田谷区×WE ラブ赤ちゃんプロジェクト

事業の開始
令和元年6月

事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	赤ちゃんの泣き声を許容し、子育てを応援しているというメッセージを意思表示できるようにすることで、地域における子育てを応援する気運醸成を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区地域における子育て応援に関する普及啓発事業実施要綱
事業の実績	プロジェクトのステッカー配布枚数：約8,825枚（令和4年度実績）
予 算	**[歳出]** 1,000,000円
決 算	**[歳入]** ［他］979,880円　**[歳出]** 979,880円

生活困窮世帯等の子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業

事業の開始
令和3年8月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	生活困窮世帯等の子どもがいつでも安心して過ごせる環境のもと、学習・生活習慣の定着を図り、自ら生きる力を育むと同時に、地域の支えと見守りの中で、子どもと家庭の現在及び将来の生活の安定に向けた支援をする。
根拠法令等	［国］生活困窮者自立支援法 ［区］世田谷区子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業実施要綱
対　　象	世田谷区内に住所を有する、生活困窮世帯等の中学1年生～中学3年生
予　算	**[歳出]** 35,924,731円
決　算	**[歳入]** [国]16,440,000円 [都]1,285,000円　**[歳出]** 34,346,742円

発達障害相談・療育センター運営

事業の開始
平成21年4月

窓　　口	発達障害相談・療育センター「げんき」 各総合支所保健福祉課（児童発達支援・放課後等デイサービス・指定障害児相談支援・指定特定相談支援）
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	発達障害、またはその疑いのある方やその保護者が、地域で安心して生活を続けられるよう発達障害に関する相談や個別・グループによる療育（指導、訓練）を行う。 発達障害支援の中核的施設として、関係機関に対する支援や人材育成、地域社会に対する障害理解促進など地域支援事業を行う。
根拠法令等	発達障害者支援法、児童福祉法 児童福祉法施行令 ［区］世田谷区発達障害相談・療育センター条例 世田谷区発達障害相談・療育センター条例施行規則
対　　象	発達障害（疑いを含む）のある区内在住の方とそのご家族、関係機関（療育は18歳未満）
事業の実績	令和4年度実績　延べ相談数　2,173件　述べ療育回数　4,444件
予　算	**[歳出]** 331,901,300円（事業委託料）
決　算	**[歳入]** ［国］5,001,000円　［都］14,118,000円　［他］78,156,822円 **[歳出]** 334,444,110円（事業委託料）

＜実績＞

サービス別利用実績		令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談等	延利用人数	1,699	2,023件	2,173件
指定障害児相談支援	支援利用計画案作成数	1,143	1,216件	1,270件
療育(児童発達支援･放課後等デイサービス)	利用人数	365	380	362
	延利用人数	4,300	4,677	4,444

発達相談室運営事業

事業の開始
平成18年9月

窓　　口	子育てステーション世田谷・梅丘・成城・桜新町・烏山発達相談室 各総合支所保健福祉課（児童発達支援・放課後等デイサービス）
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	発達障害のある児童やその保護者が、地域で安心して生活を続けられるよう発達障害に関する相談や個別・グループによる療育（指導、訓練）を行う。
根拠法令等	［区］世田谷区発達相談室事業実施要綱

対　　象	発達障害（疑いを含む）のある区内在住の児童（18 歳未満）		
事業の実績	令和 4 年度実績　延べ相談数　世田谷 149 件、成城 27 件、烏山 460 件、 梅丘 573 件、桜新町 661 件、延べ療育回数　烏山 1,349 回、桜新町 1,279 回		
予算	**[歳出]** 3,107,940 円 （子育てステーション世田谷のみ。その他は発達障害相談・療育センター運営費に含む）	**決算**	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 3,107,940 円 （子育てステーション世田谷のみ。その他は発達障害相談・療育センター運営費に含む）

個別的継続支援

事業の開始
平成 21 年 4 月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	各総合支所保健福祉課、障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	発達障害のある方のライフステージが変わっても、これまでの有効な支援の内容や成果が途切れることがないよう、主に就学や就労などのライフステージの移行時に、保護者や家族、支援機関の参加によるサポート会議の開催や、サポートシート・スマイルブックの作成支援などを行い、情報の引継ぎや支援の継続性を確保する。
根拠法令等	［区］世田谷区総合支所処務規程 世田谷区発達支援コーディネーター設置要綱
対　　象	発達障害（疑いを含む）のある区内在住の者
事業の実績	令和 4 年度実績　延べ相談数等　3,206 件 サポート会議・ケア会議延べ開催数　562 件

予算	**[歳出]** 51,594,000 円	**決算**	**[歳入]** ［都］251,000 円　［他］5,504,289 円 **[歳出]** 46,123,630 円

4 歳 6 か月児発達相談案内

事業の開始
平成 19 年 6 月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	発達障害等による要支援状態に保護者等が気づき、必要な時に専門機関に繋がることができるよう、4 歳 6 か月を迎えた児童の保護者にリーフレットを送付し、健康づくり課 母子保健相談や子育てステーション発達相談室等、専門的な機関への相談を促す。
対　　象	区内在住の 4 歳 6 か月の児童の保護者
事業の実績	令和 4 年度実績　延べリーフレット送付数　7,131 件

予算	**[歳出]** 0 円	**決算**	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 0 円

児童相談所

事業の開始
令和 2 年 4 月

窓口・所管	児童相談所（副所長・一時保護課）
事業の概要、目的	区では、妊娠から出産、保育、幼児教育、学校教育まで責任を持つ区による一元的な児童相談行政を目指し、令和 2 年 4 月に児童相談所を開設した。 【業務内容】 児童福祉法に基づき、18 歳未満の子どもに関するあらゆる相談を本人、家族、学校や地域の方などから受け付け、児童福祉司、児童心理司、保健師等の専門スタッフが相談に応じる。 【相談内容】 ・養護に関すること 親の病気、出産、死亡、家出などにより養育に困ったとき、虐待など、子どもの人権に関わるとき ・保健に関すること 乳児、早産児等一般的健康管理に関すること

	・障害に関すること 　知的発達の遅れ、肢体不自由、ことばの遅れ、自閉傾向にあるとき ・非行に関すること 　家出、盗み、乱暴、性的非行、薬物に手を出してしまうなどで困っているとき ・育成に関すること 　わがまま、落ち着かない、いじめ、学校にいきたがらないなどで心配なとき ・愛の手帳の交付にかかる申請・判定 ・里親に関すること 　一定期間子どもを預かり養育する養育家庭に関心がある方、あるいは養子縁組をして子どもを養育する希望がある方 【児童虐待の通告・相談窓口】（フリーダイヤル、24時間・365日対応） ・世田谷区児童虐待通告ダイヤル 0120―52―8343（子にやさしさ） ・児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）
根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律
対　　象	原則として18歳未満の児童とその保護者
予　算	**[歳出]** 354,493,000円
決　算	**[歳入]** ［国］124,052,980円　［他］14,023,285円 **[歳出]** 330,533,827円

児童相談所が関わる子どもの権利擁護にかかる取組み

事業の開始
令和2年4月

窓口・所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	①一時保護所第三者委員 　一時保護所を定期的に訪問し、子どもたちの様子を確認するとともに、日ごろの不満などの意見を聞き取り、必要に応じて児童相談所へ伝達する。 ②一時保護所外部評価等 　外部の評価機関により、一時保護所において子どもの権利が守られている体制かを含めた評価を定期的に実施する。外部評価を実施しない年度は、外部評価の結果を踏まえた内部評価を実施する。 ③児童相談所の第三者評価 　外部の評価機関により、児童相談所の業務の質の評価を行うことにより、当該業務の質の向上を図る。 などの取組みを実施。
根拠法令等	［区］世田谷区児童相談所一時保護所第三者委員設置要綱 世田谷区一時保護所第三者評価実施要綱 世田谷区児童相談所第三者評価実施要綱
対　　象	一時保護所及び一時保護された児童
予　算	**[歳出]** 1,360,000円
決　算	**[歳入]** ［国］440,000円　**[歳出]**1,340,000円

児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業の指導検査

事業の開始
令和2年4月

窓口・所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	世田谷区内の児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の指導検査を行う。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］児童自立生活援助事業等指導検査実施要綱

対　　象	区内児童自立生活援助事業（自立援助ホーム） 区内小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）		
事業の実績	令和４年度実績　一般指導検査　３事業		
予 算	**[歳出]** 165,000円	決 算	**[歳出]** 165,000円

里親制度

事業の開始
令和２年４月

窓　　口	児童相談所		
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課社会的養護推進担当		
事業の 概要、目的	里親制度とは、要保護児童（保護者がいない、または、様々な理由から家庭で暮らせない児童）を家庭に代わって養育する制度であり、「養育家庭（里親）」「専門養育家庭」「養子縁組里親」「親族里親」の４つに分類している。 区では、里親の認定に必要な研修の実施、里親の認定・登録のほか、里親制度の普及啓発、里親養育の支援を行う。		
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区里親制度運営要綱、世田谷区養育家庭制度実施要綱、世田谷区専門養育家庭制度実施要綱、世田谷区養子縁組里親制度実施要綱、世田谷区親族里親制度実施要綱		
予 算	**[歳出]** 73,705,000円	決 算	**[歳入]** [国] 32,905,000円 **[歳出]** 68,415,695円

養子縁組あっせん事業の許可等

事業の開始
令和２年４月

窓口・所管	子ども・若者部児童相談支援課社会的養護推進担当		
事業の 概要、目的	区内で養子縁組あっせん事業を行おうとする事業者の申請受付及び許可を行う。また、区内で事業を行う事業者に対し、業務の適正な運営を確保するために必要な指導（改善命令等）を行う。 令和５年４月現在、対象事業者なし		
根拠法令等	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 ［区］世田谷区民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業の許可等に係る事務手続要綱		
対　　象	区内に事業所を置き養子縁組あっせん事業を行う事業者		
予 算	―	決 算	―

児童福祉施設の認可

事業の開始
令和２年４月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課（下記①、②）、子ども・若者部児童課（下記③）、子ども・若者部子ども家庭課（下記④、⑤）、子ども・若者部児童相談支援課社会的養護推進担当（下記⑥～⑩）、子ども・若者部保育課（下記⑪、⑫）		
事業の 概要、目的	児童福祉法等に基づき、児童福祉施設の認可等を行う。 ①障害児入所施設 ②児童発達支援センター ③児童厚生施設 ④母子生活支援施設 ⑤助産施設 ⑥乳児院 ⑦児童養護施設 ⑧児童心理治療施設 ⑨児童自立支援施設 ⑩児童家庭支援センター ⑪保育所 ⑫幼保連携型認定こども園		
根拠法令等	児童福祉法等 ［区］世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例		
予 算	―	決 算	―

2. 保育

認可保育園

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部保育課
事業の概要、目的	保育園は、児童福祉法等に基づいて、保護者の就労や病気などのために、保育を必要とする乳幼児を預かり、一定の時間保育する児童福祉施設である。また、就労形態の変化や核家族化などにより、保育園に対する要望も多様化している。区では、このような保育需要の変化、児童福祉法等の趣旨を踏まえ、延長保育、障害児保育、一時預かり保育、病児・病後児保育等多様な保育の充実に努めている。
根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 ［区］世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例 世田谷区立保育園条例 世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例　他
対　　象	保護者が就労、出産、疾病、障害、介護、災害等の理由で、0 歳児から小学校就学前までの乳幼児の保育を必要とする場合 ⑴ 申込み 住所地を管轄する総合支所子ども家庭支援課で保育園入園の相談・申込みを受け、保育認定・調整課入園担当で保護者の保育を必要とする事由を審査した上で、支給認定証の交付、入園の承諾・不承諾を決定している。保護者が保育園を選択しやすいよう情報提供の充実に努めている。 ⑵ 保育料 保護者の住民税等（4～8 月は前年度）に基づき定めている。生計を一にする兄姉（成年に達しているものでも可）から数え、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料とする他、一定未満の税額のひとり親世帯等に対する保育料の負担軽減、災害による住宅・家財の損害、失業などによる減免制度もある。ただし、令和 5 年 10 月以降は、第 2 子以降無料となる。 ⑶ 保育内容 ①保育時間 保護者の勤務時間等により開所時間（主として午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分）内で保育を行っている。さらに、区立 45 園、私立 171 園の合計 216 園（区立は全園 1 時間、私立は 1 時間 27 園、2 時間 138 園、4 時間 5 園、13 時間 1 園）で延長保育を実施している（令和 5 年 4 月 1 日現在、本園のみの数とする）。 ②休日保育等 保護者の就労形態の多様化等に対応するため日曜日、祝日、年末（12 月 29･30 日）に保育を実施（私立 6 園、年末保育のみ私立 5 園）している。 ③保育園での生活 保育園は保護者に代わり乳幼児を保育する場となるので、子ども達が集団の中でともだちといっしょに楽しく過ごし、健やかに成長できるよう配慮している。年齢・児童の発達に応じた指導、遠足・運動会などの行事、児童の健康管理、定期健康診断、給食の提供などを実施している。

予　算	**［歳出］** 34,800,336,000 円	**決　算**	**［歳入］**［国］9,854,227,476 円 ［都］5,692,578,002 円［他］3,042,135,209 円 **［歳出］** 32,595,507,658 円

区立保育園一覧（令和５年４月１日現在）

保育園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	定員	延長定員	開設年月日
池尻		20	20	22	24	24	110	25	昭和23. 1. 10
三宿	12	14	18	19	20	20	103	25	昭和53. 4. 1
太子堂	7	12	16	17	18	18	88	25	昭和49. 4. 1
三軒茶屋		16	17	17	17	17	84	25	昭和54. 4. 1
世田谷	10	22	26	30	30	33	151	25	昭和16. 6. 1
桜		16	20	21	23	23	103	25	昭和42. 4. 1
東弦巻	10	18	18	18	18	18	100	25	昭和52. 5. 1
弦巻		16	16	19	20	20	91	25	昭和44. 5. 1
西弦巻	9	15	17	19	20	20	100	20	昭和53. 4. 1
豪徳寺		18	19	30	30	30	127	25	昭和36. 11. 1
南桜丘	9	15	17	19	20	20	100	25	昭和53. 4. 1
わかくさ	12	16	17	17	18	18	98	25	昭和57. 4. 1
守山		18	22	30	30	30	130	25	昭和46. 4. 1
若竹		14	14	16	16	16	76	20	昭和51. 4. 1
松原北	11	16	18	19	19	20	103	25	昭和54. 4. 1
赤堤		17	18	23	23	23	104	25	昭和46. 4. 1
松沢		16	17	21	21	21	96	20	昭和38. 4. 1
上北沢	15	20	21	22	22	22	122	25	昭和31. 10. 1
下馬	7	18	18	19	19	19	100	25	昭和50. 7. 1
駒沢		14	18	19	19	20	90	20	昭和21. 3. 12
上馬	6	10	13	17	17	17	80	20	昭和44. 5. 1
南奥沢		14	14	17	17	17	79	20	昭和47. 4. 1
奥沢	10	10	11	17	17	18	83	25	昭和32. 8. 2
奥沢西		15	15	15	15	17	77	25	昭和44. 5. 1
中町	11	16	18	19	20	21	105	25	昭和52. 9. 1
玉川		15	18	20	22	22	97	20	昭和36. 7. 1
上用賀	9	14	15	21	22	22	103	25	昭和49. 4. 1
ふじみ		16	16	19	19	20	90	20	昭和57. 4. 1
用賀		20	28	32	34	34	148	25	昭和30. 3. 25
用賀分園		12	20	20	20	20	92	25	平成23. 4. 1
深沢		15	17	17	17	19	85	25	昭和47. 4. 1
新町		13	14	19	19	19	84	25	昭和41. 4. 1
上祖師谷		18	18	21	21	21	99	25	昭和47. 8. 1
上祖師谷南	6	16	19	21	21	21	104	25	昭和54. 4. 1
船橋東		16	16	19	19	20	90	20	昭和45. 4. 1
希望丘	9	18	22	30	30	30	139	25	昭和47. 11. 1
南八幡山		11	16	17	17	17	78	20	昭和55. 4. 1
八幡山		16	17	21	21	21	96	20	昭和38. 4. 1
給田	6	16	20	22	22	22	108	25	昭和50. 4. 1
芦花	9	15	16	20	20	20	100	25	昭和39. 12. 1
烏山北		13	14	19	19	19	84	20	昭和43. 4. 1
西之谷	9	17	18	19	20	21	104	25	昭和54. 4. 1
小梅		14	14	17	17	17	79	20	昭和55. 4. 1
喜多見		15	17	19	20	20	91	25	昭和42. 4. 1
南大蔵	8	14	14	17	17	18	88	25	昭和49. 4. 1
大蔵		11	18	23	23	25	100	25	昭和40. 4. 1
合　計	185	711	805	935	953	970	4,559	1,085	

私立保育園一覧（令和５年４月１日現在）

保育園名	定員							延長定員	開設年月日
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
◎鳩ぽっぽ	10	12	14	14	15	15	80	20程度	平成7.4.1
◎下馬鳩ぽっぽ	10	12	13	15	15	15	80	20程度	平成12.4.1
○下馬鳩ぽっぽ保育園分園野の花園	6	8	10	9	9	8	50	20程度	平成23.4.1
○おともだち	6	12	16	18	19	19	90	20程度	昭和24.10.20
○おともだち保育園分園こまどめ			15	17	17	17	66	20程度	平成11.6.1
○おともだち保育園分園こまつなぎ	6	17					23	20程度	平成23.4.1
○桜ヶ丘	6	12	14	14	15	15	76	20程度	昭和26.3.10
◆経堂	11	17	18	18	18	18	100	30程度	平成18.4.1
◎オリーブ		12	12	12	12	12	60	20程度	平成18.5.1
◎太子堂なごみ	9	19	21	21	21	21	112	20程度	平成23.4.1
◎もみの木保育園太子堂	12	20	22	24	24	24	126	20程度	平成24.4.1
◎世田谷はっと	9	24	30	30	30	30	153	30程度	平成26.8.1
◎さくらのその			20	21	21	21	83	20程度	平成23.4.1
○さくらのその保育園分園つぼみ	15	18					33	10程度	平成31.4.1
◎池尻かもめ	10	13	20	20	21	22	106	20程度	平成25.4.1
◎遊愛	9	12	15	24	28	28	116	30程度	平成27.4.1
◎桜すくすく	6	12	12	16	16	16	78	20程度	平成27.4.1
◎駒沢こだま	6	8	8	8	8	8	46	15程度	平成27.4.1
◎世田谷いちい保育園北ウイング	9	24	24	24	24	24	129	20程度	平成27.11.1
◎世田谷いちい保育園南ウイング	9	24	24	24	24	24	129	20程度	平成28.4.1
◎ポピンズナーサリースクール経堂南	6	7	8	8	8	8	45	10程度	平成28.4.1
◎キッズスマイル世田谷上馬	6	10	11	11	11	11	60	10程度	平成28.4.1
◎クラルテ	6	8	8	8	8	8	46	6程度	平成28.4.1
◎ミアヘルサ保育園ひびき上馬	6	14	15				35	10程度	平成28.4.1
◎ラフ・クルー経堂	6	11	11				28	10程度	平成28.4.1
○昭和ナースリー	9	12	12				33	9程度	平成28.4.1
◎グローバルキッズ世田谷四丁目園	6	10	11	11	11	11	60	20程度	平成28.9.1
◎グローバルキッズ若林園	6	10	10	13	13	13	65	10程度	平成29.4.1
◎桜の詩	12	15	15	15	15	15	87	20程度	平成29.4.1
◎おともだち・ララ	6	12	15	19	19	19	90	20程度	平成29.4.1
◎わらべうた三宿	7	14	14				35	5程度	平成29.4.1
○三宿の杜なごみ	8	8	8	8			32	20程度	平成30.4.1
◎三軒茶屋えほん	6	12	13	14	14	14	73	全員可	平成30.4.1
◎よつば	6	8	8	8	8	8	46	全員可	平成30.4.1
◎三茶こだま	9	9	9	9	9	9	54	15程度	平成30.4.1
◎上町しぜんの国	12	15	18	20	20	20	105	20程度	平成31.4.1
◎天使の詩	9	12	12	12	12	14	71	20程度	平成31.4.1
◎世田谷1丁目ゆたか園	9	12	14	15	15	15	80	全員可	令和2.4.1
◎スマイルキッズ駒繋	9	10	10	12	12	12	65	10程度	令和2.4.1
○モニカ三軒茶屋園	6	7	7				20	3程度	令和2.4.1
◎つくし	7	9	9				25	6程度	令和2.4.1
◎フロンティアキッズ上町	4	5	6	6	7	7	35	15程度	令和2.4.1
○いいほいくえん用賀		12	12	13	13	13	63	10程度	令和2.4.1
○いいほいくえん用賀分園	6						6	1程度	令和2.4.1
◎フロンティアキッズ上馬	6	6	6	6	5	11	40	15程度	令和2.4.1
◎野沢そらの木	7	7	7	13	13	13	60	20程度	令和3.4.1
◎若葉の詩	12	15	15	15	15	15	87	20程度	令和3.4.1
◎つむぎ	9	16	16	20	20	20	101	20程度	令和3.4.1
○サン・ベビールーム	6	10	10				26	5程度	令和3.11.1
◎グローバルキッズ松陰神社駅前	6	10	11	11	11	11	60	全員可	令和4.4.1
春明	9	13	16	14	14	14	80	－	昭和30.2.1
◆松原	12	14	14	17	17	17	91	30程度	平成22.4.1
○早苗	6	9	12	24	28	27	106	25程度	昭和32.3.27

○早苗保育園分園ほなみ	6	12	12				30	10程度	平成23.4.1
○河田		7	14	14	15	15	65	20程度	昭和45.8.1
◎東北沢ききょう	15	18	22	22	22	22	121	20程度	平成24.4.1
◎代沢みこころ		10	11	11	11	11	54	20程度	平成26.9.1
◎みんなのおうち	9	17	18	19	20	20	103	20程度	平成27.4.1
◎ポピンズナーサリースクール羽根木	9	15	15	17	17	17	90	20程度	平成27.4.1
○梅丘なごみ		11	11	15	15	16	68	20程度	平成25.4.1
◎赤堤ゆりの木	9	10	11	11	11	11	63	20程度	平成29.4.1
◎マリア	9	12	15	18	18	18	90	15程度	平成29.4.1
◎わらべうた経堂	6	13	13				32	5程度	平成29.4.1
◎スマイルキッズ下北沢	9	11	12	12	12	12	68	10程度	平成29.4.1
◎にじのおうち	6	8	9	9	9	9	50	15程度	平成29.7.1
◎代沢ききょう	10	16	16	16	16	16	90	10程度	平成30.4.1
◎RISSHO KID'S きらり 代沢	6	9	12	12	12	12	63	15程度	平成31.4.1
○梅丘至誠	6	6	7	18	18	18	73	15程度	令和2.4.1
○梅丘至誠パーチェ	9	9	9				27	10程度	令和2.4.1
◎世田谷代田仁慈保幼園	9	15	18	20	20	20	102	全員可	令和2.4.1
◎北沢みこころ	6	8	8				22	6程度	令和2.4.1
◎まつばらけやき	6	6	12	12	12	12	60	20程度	令和2.4.1
◎まつばらけやき保育園分園	6	6					12	5程度	令和2.4.1
○おおわだ保育園世田谷豪徳寺	6	10	11	11	11	11	60	全員可	令和2.10.1
◎キッズスマイル世田谷梅丘	6	8	9	9	9	9	50	10程度	令和3.4.1
◎葵みこころ	6	6	6	9	9	9	45	10程度	令和3.4.1
◎にじいろ保育園松原	6	10	12	14	14	14	70	全員可	令和3.4.1
スマイルキッズドレミファ	6	11	12				29	－	令和3.4.1
◎京王キッズプラッツ桜上水		9	9	9	9	9	45	5程度	令和4.4.1
◎風の丘めぐみ保育園　風棟	9	12	12				33	10程度	令和4.4.1
○風の丘めぐみ保育園　森棟				15	15	15	45	10程度	令和4.4.1
◎下北沢そらいろ	6	9	9	12	12	12	60	10程度	令和4.4.1
◎あそびの森ゆう	6	10	10				26	8程度	令和4.4.1
◎あそびの森ゆう＋				10	10	10	30	10程度	令和4.4.1
下北沢	6	14	16	21	21	21	99	－	令和5.4.1
豪徳寺ふくまねきほいくえん	6	12	14	15	15	15	77	－	令和5.4.1
◎めぐみ	9	11	14	14	14	15	77	20程度	昭和23.7.1
○わかな		15	20	23	24	25	107	20程度	昭和26.12.1
◎ナオミ	15	24	24	24	24	24	135	20程度	昭和29.12.1
○ナオミ保育園分園ぶどうの木	9	9	9	9	9	9	54	10程度	平成22.4.1
○ナオミ保育園分園りんごの木	6	9	9	9	9	8	50	10程度	平成23.4.1
◆等々力	9	18	18	18	20	20	103	30程度	平成20.4.1
○等々力保育園分園このは	6	10	10	12	10	10	58	15程度	平成22.8.1
◎尾山台	9	12	16	16	16	16	85	20程度	平成19.10.1
○用賀なのはな	10	13	15	27	27	27	119	40程度	平成10.6.1
○用賀なのはな保育園深沢分園		12	12				24	10程度	平成19.4.1
○身延山	10	13	13	28	28	28	120	20程度	昭和32.3.27
身延山保育園分園さくら青空		14	15				29	－	平成18.4.1
◎さくらしんまち	9	16	19	21	21	21	107	20程度	平成20.4.1
◎グリーンヒル奥沢	6	9	12	9	7	7	50	20程度	平成23.4.1
○グリーンヒル奥沢保育園分園グリーンバレー等々力		9	10	10	10	10	49	20程度	平成25.4.1
◎たまがわみんなの家	9	17	21	21	21	21	110	20程度	平成26.7.1
○いずみ	6	12	13	18	18	18	85	20程度	平成23.4.1
○さくらの木	9	12	14	18	18	18	89	20程度	平成23.4.1
◎グリーンフィールド上野毛	6	7	8	8	8	8	45	25程度	平成27.4.1
◎駒沢どろんこ	9	15	18	22	22	22	108	20程度	平成27.4.1
◎Gakkenほいくえん　等々力	9	12	14	15	15	15	80	20程度	平成28.4.1
◎ふかさわミル	10	18	23	23	23	23	120	25程度	平成28.4.1
◎せたがやこころ	6	12	12	15	15	15	75	10程度	平成28.4.1

◎ベネッセ桜新町	6	10	11	12	12	12	63	20程度	平成28.4.1
◎わらべうた桜新町	7	14	14	15	15	15	80	15程度	平成28.4.1
◎ポピンズナーサリースクール世田谷中町	6	10	11	11	11	11	60	10程度	平成29.4.1
◎馬事公苑ひかり	9	15	18	26	26	26	120	15程度	平成29.4.1
◎用賀みこころ	6	10	11	11	11	11	60	20程度	平成29.4.1
◎ニチイキッズ深沢坂上	6	8	10	12	12	12	60	15程度	平成29.4.1
◎ChaCha Children Todoroki	9	15	18	25	26	26	119	全員可	平成29.4.1
◎世田谷仁慈保幼園	12	15	18	20	20	20	105	全員可	平成29.4.1
◎キッド・ステイ世田谷南	9	15	18	18	18	18	96	20程度	平成29.4.1
◎わらべうた等々力	6	12	14				32	5程度	平成29.4.1
◎スマイルキッズ桜新町	15	15	15	15	16	16	92	20程度	平成29.4.1
○ぴっころ	7	7	9	13	13	13	62	20程度	平成23.4.1
◎グリーンホーム東玉川	10	10	10	10	10	10	60	20程度	平成30.4.1
◎尾山台みどり	9	13	12	15	15	16	80	20程度	平成30.4.1
◎上用賀青い空	9	12	12	12	12	12	69	20程度	平成30.4.1
○上用賀青い空保育園分園森の家		8	8	8	8	8	40	6程度	平成23.4.1
◎用賀ルンビニ	6	9	15	15	15	15	75	20程度	平成30.4.1
◎コンビプラザ等々力	6	7	7	7	7	7	41	10程度	平成30.4.1
◎空の鳥	9	18	18	18	18	18	99	20程度	平成31.4.1
◎駒沢わこう	12	15	17	24	24	24	116	全員可	平成31.4.1
◎三軒茶屋わこう	6	7	7				20	全員可	令和2.4.1
◎にじのこ	9	10	12	15	15	15	76	10程度	令和2.4.1
◎かほる	6	7	8	8	8	8	45	3程度	令和2.9.1
◎東玉川善隣		10	11	11	11	11	54	20程度	令和2.9.1
◎ラフ・クルー駒沢		4	4	12	12	13	45	全員可	令和3.4.1
◎おひさま	6	10	10				26	15程度	令和3.4.1
○青い空	9	11	12	15	15	15	77	20程度	昭和43.5.1
◆砧	6	12	12	14	16	16	76	30程度	平成21.4.1
◎世田谷つくしんぼ	9	15	18	20	20	20	102	20程度	平成22.4.1
◎祖師谷わかば	9	20	20	25	25	25	124	20程度	昭和47.10.1
◎祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおば	6	9	9				24	6程度	平成29.10.1
◎大蔵ふたば	12	18	18	22	22	22	114	20程度	昭和47.10.1
●成育しせい	9	18	20	21	21	21	110	30程度	平成21.4.1
○すこやか園	6	6	6	7	7	7	39	20程度	平成11.6.1
○すこやか園分園キリン	6	6	6	6	6	6	36	10程度	平成23.4.1
○千歳	6	15	16	21	21	21	100	20程度	昭和32.3.27
◎宇奈根なごやか園	6	10	13	17	17	17	80	20程度	平成19.7.1
◎喜多見バオバブ	6	12	14	15	15	15	77	20程度	平成24.4.1
◎成城つくしんぼ	12	25	30	28	28	28	151	30程度	平成25.4.1
◎岡本こもれび	9	14	17	20	20	20	100	20程度	平成26.4.1
◎喜多見野の花	9	13	13	13	13	13	74	20程度	平成26.7.1
◎世田谷おとぎの森		12	12	12	12	12	60	12程度	平成26.9.1
○ひだまり	7	9	12	14	14	19	75	20程度	平成27.4.1
○千歳ないろ	6	12	12	16	16	16	78	15程度	平成22.4.1
◎太陽の子世田谷船橋	6	12	12	12	12	12	66	20程度	平成27.4.1
◎Gakkenほいくえん　砧	9	12	14	15	15	15	80	20程度	平成27.4.1
◎生活クラブ保育園ぽむ・砧	6	7	14	14	14	14	69	15程度	平成30.4.1
○生活クラブ保育園ぽむ・砧分園	6	7					13	3程度	平成27.4.1
◎ちきゅうのこどもほいくえん成城	9	14	14	14	14	15	80	15程度	平成27.7.1
◎太陽の子世田谷きぬた	9	10	12	15	16	16	78	20程度	平成28.4.1
◎ぽこころ保育園祖師谷		10	10	10	10	10	50	10程度	平成28.4.1
◎チャイルドスクエアそしがや	3	6	10	10	10	10	49	10程度	平成28.4.1
◎太陽の子めぐりさわ	6	15	15				36	10程度	平成28.4.1
◎太陽の子めぐりさわ保育園分園太陽	3	3	3	18	18	18	63	15程度	平成29.4.1

の子千歳台二丁目									
◎にじいろ保育園千歳台	6	10	12	14	14	14	70	全員可	平成29.4.1
◎鎌田のびやか園	6	12	14	17	17	17	83	20程度	平成29.4.1
○鎌田のびやか園分園	6	7	7				20	10程度	平成28.9.1
◎はあと保育園成城	6	6	6	14	14	14	60	15程度	平成29.9.1
◎はあと保育園成城喜多見分園	6	7	8				21	10程度	平成30.4.1
◎フラヌール				15	15	15	45	10程度	平成29.9.1
◎フラヌール保育園分園	9	15	15				39	6程度	平成30.4.1
◎キッズスマイル世田谷千歳台	9	10	12	14	14	14	73	全員可	平成30.4.1
◎もみの木保育園 希望丘	9	9	11	15	15	15	74	20程度	平成30.4.1
◎YMCA保育園ねがい	9	14	14	14	14	14	79	10程度	令和元.7.1
◎RISSHO KID'S きらり 岡本	6	13	13	20	20	20	92	10程度	令和2.4.1
○RISSHO KID'S きらり 玉川	6	7	7				20	10程度	平成31.4.1
◎ひなたの森		6	6	13	13	13	51	6程度	令和2.4.1
◎ひなたの森保育園分園	6	7	7				20	6程度	令和2.9.1
◎日本女子体育大学附属	9	12	12	20	20	20	93	10程度	令和2.4.1
◎祖師谷	9	14	17	20	24	24	108	20程度	昭和31.6.30
○祖師谷保育園分園	9	14	14	8	8	7	60	20程度	平成21.7.1
◎烏山杉の子	7	7	9	9	9	9	50	20程度	昭和54.4.1
○烏山杉の子保育園分園みなみ風		9	10	10	8	8	45	15程度	平成23.4.1
◆烏山	12	18	20	22	22	22	116	30程度	平成19.4.1
◎せたがや小鳥の森	9	10	12	12	12	12	67	20程度	平成23.4.1
◎北烏山なごみ	6	19	24	24	24	24	121	20程度	平成25.4.1
○小さなおうち		6	6	6	6	6	30	15程度	平成25.4.1
◎烏山いちご	6	10	11	11	11	11	60	20程度	平成27.4.1
◎第二いちご	9	16	18	22	22	23	110	20程度	平成28.4.1
◎烏山翼	9	13	13	17	17	17	86	20程度	平成28.8.1
◎上北沢こぐま	10	16	16	16	16	16	90	15程度	平成29.4.1
◎いずみの園		10	11	11	11	11	54	15程度	平成29.4.1
◎ChaCha Children Soshigayakoen		4	4	24	24	24	80	全員可	平成29.4.1
◎ChaCha Children Soshigayakoen Park side	12	18	20				50	全員可	平成30.4.1
◎芦花ゆりかご	6	10	12	13	13	13	67	15程度	平成29.4.1
◎芦花の丘かたるぱ	12	15	15	19	19	19	99	20程度	平成30.4.1
◎ピノキオ幼児舎 芦花	9	13	14	14	14	14	78	10程度	平成30.4.1
◎京王キッズプラッツ烏山	9	15	16				40	5程度	平成30.4.1
◎にじいろ保育園給田	3	5	6	18	18	18	68	全員可	平成31.4.1
◎にじいろ保育園給田分園	9	12	12				33	全員可	令和2.4.1
○えにっくす八幡山	6	8	8				22	16程度	令和2.4.1
◎ラフ・クルー烏山	6	9	9	17	17	17	75	全員可	令和2.4.1
◎ラフ・クルー烏山保育園分園	4	8	8				20	全員可	令和2.4.1
○メネス	6	12	12				30	6程度	令和3.4.1
合　計	1,387	2,292	2,518	2,538	2,550	2,567	13,852		

○　1時間延長実施園
◎　2時間延長実施園
◆　4時間延長実施園
●　13時間延長実施園

＜年齢別在籍等の状況（令和５年４月１日現在）＞

認可保育園

	施設数	項目	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
世田谷	59	定　員	4,886	456	835	912	885	893	905
		在籍児数	4,686	385	860	905	832	859	845
		欠　員	309	71	5	26	69	55	83
北沢	36	定　員	2,769	237	449	498	524	530	531
		在籍児数	2,516	216	457	495	484	450	414
		欠　員	284	21	2	9	45	85	122
玉川	51	定　員	4,723	384	745	843	909	916	926
		在籍児数	4,387	300	712	817	858	858	842
		欠　員	409	84	49	42	61	73	100
砧	40	定　員	3,428	282	534	587	669	673	683
		在籍児数	3,332	237	545	600	639	642	669
		欠　員	144	45	1	7	35	35	21
烏山	30	定　員	2,605	213	440	483	486	491	492
		在籍児数	2,569	182	453	491	494	468	481
		欠　員	113	32	6	6	6	35	28
区計	216 区立45 私立171	定　員	18,411	1,572	3,003	3,323	3,473	3,503	3,537
		区　立	4,559	185	711	805	935	953	970
		私　立	13,852	1,387	2,292	2,518	2,538	2,550	2,567
		在籍児数	17,490	1,320	3,027	3,308	3,307	3,277	3,251
		区　立	4,505	166	743	840	909	907	940
		私　立	12,985	1,154	2,284	2,468	2,398	2,370	2,311
		欠　員	1,259	253	63	90	216	283	354
		区　立	268	19	37	23	50	76	63
		私　立	991	234	26	67	166	207	291
他区市町村からの受託児			101	1	9	24	25	18	24
他区市町村への委託児			226	6	34	51	45	47	43

※定員よりも在籍児数が多い、定員から在籍児数を引いた数が欠員と合わないのは弾力化によるもの

認定こども園

事業の開始
平成19年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部保育課、教育委員会事務局乳幼児教育・保育支援課
事業の概要、目的	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」等に基づいた、保育園と幼稚園の機能を一体化した施設。保護者の就労の有無や形態にかかわらず、子どもたちに教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て相談や親子の集いの場の提供など、地域で子育て中の家庭を支援する各種事業を実施する。 世田谷区には、次の2つの類型の認定こども園がある。 (1) 幼保連携型 認定こども園としての認可を受け、幼児教育と保育を一体として行う施設 (2) 幼稚園型 認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた施設
根拠法令等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、 ［区］世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例　他
対　　象	就学前まで
予　算 ［歳出］1,438,237,000円	決　算 ［歳入］［国］442,886,629円　［都］325,464,933円 ［他］8,578,560円 ［歳出］1,371,758,039円

※予算・決算は私立のみ

区立認定こども園一覧　　（令和5年4月1日現在）

施設名	定員	類型
多聞幼稚園	16名	幼稚園型

私立認定こども園一覧　　（令和5年4月1日現在）

施設名	定員	類型
青葉学園野沢こども園	80名	幼保連携型
昭和女子大学附属昭和こども園	105名	幼保連携型
日本大学認定こども園	129名	幼保連携型
羽根木こども園	130名	幼保連携型
認定こども園世田谷ベアーズ	81名	幼保連携型
円光院幼稚園	60名	幼稚園型

※保育枠の定員

＜年齢別在籍等の状況（令和5年4月1日現在）＞

認定こども園（7園）

	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
定　　員	601	35	70	78	134	142	142
在籍児数	586	29	70	77	130	138	142
欠　　員	15	6	0	1	4	4	0

地域型保育事業

事業の開始
平成27年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部保育課
事業の概要、目的	原則19人以下の単位で、保護者が就労などのため、保育を必要とする子どもを保護者に代わって保育する事業。家庭的保育事業は、運営事業者が借り上げたアパート等で、区が認定した家庭的保育者等が少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う。小規模保育事業は、少人数（定員6～19人）を対象に、きめ細やかな保育を行う。定員や児童1人当たりの面積等の運営基準により、A型、B型、C型の3類型に分かれ、類型により保育従事者等の運営基準が異なる。事業所内保育事業は、会社等の事業所が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する。居宅訪問型保育事業は、集団保育が困難で、医療的ケア等が必要な乳幼児の居宅において、保育者による1対1のきめ細やかな保育を行う。
根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 ［区］世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例　他
対　　象	原則、3号認定を受けた乳幼児（0～2歳児）。 ⑴ 定員 ①家庭的保育事業 家庭的保育者1人と家庭的保育補助者1人につき5人以内。 ②小規模保育事業 A・B型は6～19人、C型は6～10人。 ③事業所内保育事業 A・B型は6～19人、保育所型は20人以上。 ④居宅訪問型保育事業 家庭的保育者1人に対して1人。 ⑵ 申込み 認可保育園同様、住所地を管轄する総合支所子ども家庭支援課で入園の申込みを受け付け、保育認定・調整課入園担当が保育の必要性を審査した上で、入園の承諾・不承諾を決定している。（居宅訪問型については事前に入園担当へ電話相談。） ⑶ 保育料 保護者の住民税等（4～8月は前年度）に基づき、決定した額を直接施設に支払う。 ⑷ 保育時間 基本時間は、実施保育事業所の開所時間のうち、原則として1日8時間又は11時間。延長保育を実施している事業所もある。
予　算　［歳出］1,432,291,000円	**決　算**　［歳入］［国］625,261,000円［都］351,982,000円［他］0円 ［歳出］1,450,979,000円

地域型保育事業一覧　（令和5年4月1日現在）

事業区分	施設名	定員
家庭的	らふ・くるーまむ（いちご・ばなな・ぶどう）	各クラス5名×3
家庭的	おうち①～⑤、おうち⑥、おうち⑦	各クラス5名×7
小規模	もみの木Mom太子堂	12名
小規模	ふたばクラブ三軒茶屋保育園	19名
小規模	なかよしほいくえん	18名
小規模	キラキラキッズナーサリー下北沢園	19名
小規模	ホームマミーおくさわ	12名
小規模	駒沢ほしにねがいを保育園	19名
小規模	青い空の家	9名
小規模	高木保育園	19名

小規模	えにっくす	19名
小規模	ららる一保育園	12名
小規模	千歳ぴっち小規模保育園	12名
小規模	ベベ・ア・パリ保育園経堂	19名
小規模	上馬つきの木保育園	15名
小規模	マリアの家保育園	19名
小規模	翼の鐘保育園	15名
小規模	世田谷ほしにねがいを保育園	15名
小規模	ラフ・クルー駒沢公園ナーサリー	19名
小規模	等々力ほしにねがいを保育園	19名
事業所内	ヤクルト経堂保育園	14名
居宅訪問型	ほわわびじっと1	1名
居宅訪問型	障害児訪問保育アニー	13名

＜年齢別在籍等の状況（令和5年4月1日現在）＞

家庭的保育事業（10箇所）

	計	0歳	1歳	2歳
定　員	50	11	17	22
在籍児数	34	2	15	17
欠　員	16	9	2	5

小規模保育事業（18箇所）

	計	0歳	1歳	2歳
定　員	291	77	104	110
在籍児数	244	48	100	96
欠　員	47	29	4	14

事業所内保育事業（1箇所）　※従業員枠を除く

	計	0歳	1歳	2歳
定　員	14	0	7	7
在籍児数	12	0	7	5
欠　員	2	0	0	2

居宅訪問型保育事業（2箇所）

	計
定　員	14
在籍児数	8

保育室

事業の開始
平成9年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課、子ども・若者部保育認定・調整課
事業所管	子ども・若者部保育認定・調整課
事業の概要、目的	保護者が就労や病気などのため、保育を必要とする乳幼児を保護者の委託を受けて毎日一定の時間保育する定員30人未満の小規模な施設である。産休明けからの保育や乳幼児の一時保育など、小規模な施設の特色を生かした保育を行い多様なニーズに対応している。 区は一定の要件を備えた保育室に対し、保育環境の向上、入所児童の処遇改善のため運営費の一部を補助し、保護者に保育室を紹介している。
根拠法令等	児童福祉法　［区］世田谷区保育室制度運営要綱　他
対　　象	保護者が就労等の理由で保育を必要とする生後43日からおおむね3歳未満までの乳幼児で、

	区民であることが条件 ⑴ 申込み：保護者が保育室に直接申し込む。 ⑵ 保育料：基本保育料1ヵ月 45,000円。世帯の所得に応じて保育料の補助がある。 ⑶ 保育時間：午前7時30分から午後6時まで。必要に応じて午後7時までの延長保育を行う（午後6時を超える場合は、時間外保育料の対象となる）。

予 算	[歳出] 44,964,000円	決 算	[歳入] [都]387,000円 [歳出] 41,390,000円

保育室一覧（令和5年4月1日現在）

名　称	定員	一時保育
ドレミファ保育室	29	○

＜実績＞

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育室数	7	2	1
年延定員	2,244	527	348
年齢別受託児童数	1771	384	177
0歳児	342	27	15
1歳児	837	174	73
2歳児	592	183	89
3歳児	0	0	0
4歳児	0	0	0
受託率（%）	78.9	60.4	50.9

保育ママ

事業の開始
昭和49年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課、子ども・若者部保育認定・調整課
事業所管	子ども・若者部保育認定・調整課
事業の概要、目的	保護者が就労や病気などのため、保育を必要とする乳幼児を、保育ママが保育ママの自宅で毎日一定の時間保育する制度である。3～5名の少人数で家庭的な雰囲気の中で保育するのが特色である。区は、一定の要件を備えた者を保育ママとして認定し、運営費の一部を支援する補助事業を行っており、保護者に保育ママを紹介している。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区家庭福祉員運営費補助要綱
対　　象	保護者が就労等の理由で保育を必要とする生後36日から3歳未満までの乳幼児で、区民であることが条件 ⑴ 定員 保育ママ1人につき、3人以内。平成10年度より、保育ママに補助者を付け2人体制にし、5人定員制も始めた。 ⑵ 申込み 保護者が保育ママに直接申し込む。 ⑶ 保育料 1ヶ月　25,000円、世帯の所得に応じて保育料の補助がある。 ⑷ 保育時間 原則として午前8時30分から午後5時までの間の8時間が基本保育時間。 基本時間を超える場合は、時間外保育料の対象となる（1時間500円以内）。

予 算	[歳出] 40,081,000円	決 算	[歳入] [都] 1,245,000円 [歳出] 34,295,128円

＜実績＞

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
保育ママ数	10	7	6
年　延　定　員	471	348	288
年齢別受託児童数	346	294	264
0 歳児	113	125	119
1 歳児	145	95	95
2 歳児	88	74	50
受託率（%）	73.5	84.4	91.7

認証保育所制度

事業の開始
平成13年10月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課、子ども・若者部保育認定・調整課
事業所管	子ども・若者部保育認定・調整課
事業の概要、目的	東京都の認証を受けた保育施設で、大都市のニーズに対応するため、1 日 13 時間以上の長時間開所等を行っているのが特色である。 保護者は、当該認証保育所と直接契約を行う。
根拠法令等	児童福祉法 ［都］東京都認証保育所事業実施要綱 ［区］世田谷区認証保育所事業実施要綱 世田谷区認証保育所運営費補助金交付要綱
対　　象	月 48 時間以上の保育を必要とする 0 歳～小学校就学前までの児童 対象年齢・利用時間・利用料金は施設により異なる。
予　算　**［歳出］** 2,060,841,000 円	**決　算**　**［歳入］**［都］376,399,509 円 ※保育士等キャリアアップ補助金・保育力強化事業　他 **［歳出］** 2,104,885,000 円

＜実績＞

年　　度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
認証保育所数	44	41	37
年延定員	16,756	16,140	13,979
年齢別受託児童数	17,010	13,703	11,692
0 歳児	2,383	2,183	2,340
1 歳児	3,928	3,672	3,376
2 歳児	3,463	3,722	3,315
3 歳児	1,067	1,087	953
4 歳以上児	1,811	1,881	1,708
区外在住者受託児童数	1,051	741	449
受託率（%）	88.5	81.7	83.6
区外認証保育所の利用者数	1,595	1,339	1,075

認証保育所一覧（令和５年４月１日現在）

型	施設名	定員
A	都市型保育園ポポラー東京三軒茶屋園	28
A	ニチイキッズ三軒茶屋保育園	35
A	ベビールーム三軒茶屋	20
B	ねいろ保育園	25
A	ポピンズナーサリースクール三軒茶屋	40
A	駒沢プチ・クレイシュ	40

A	三茶こっこ保育園	29
A	リトルパルズ・アカデミー	30
A	保育園夢未来桜新町園	40
A	グローバルキッズ東松原駅前保育園	24
A	アスクバイリンガル保育園　明大前	40
A	ポピンズナーサリースクール経堂	32
A	小さな森の保育園	20
A	マミーズエンジェル奥沢保育園	36
A	ベビールーム等々力	29
A	ピノキオ幼児舎上野毛園	26
A	グローバルキッズ上野毛園	30
A	ナーサリールームベリーベアー用賀	32
A	用賀プチ・クレイシュ	30
A	はじまり はじまり えん niko	37
A	ポピンズナーサリースクール二子玉川	40
A	小学館アカデミーふたこたまがわ保育園	36
A	パパルキッズルーム	36
A	グローバルキッズ用賀園	20
A	ポピンズナーサリースクール桜新町	23
A	ナーサリーさくらキッズ	30
A	木下の保育園　祖師谷	33
A	木下の保育園　成城	30
A	エクレール保育園	40
A	ぽけっとランド千歳船橋	26
B	喜多見こどもの家	18
A	世田谷喜多見雲母保育園	30
A	砧南らる保育園	30
A	世田谷祖師ヶ谷大蔵雲母保育園	60
A	ポピンズナーサリースクール千歳烏山	40

認可外保育施設

事業の開始
令和2年4月

窓　　口	子ども・若者部保育認定・調整課
事業所管	子ども・若者部保育認定・調整課認可外保育施設担当
事業の概要、目的	認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設であって、認可保育所、認定こども園および地域型保育事業以外のものを総称して呼んでいる。 利用料の有無や預かり時間の長短に関係なく、保育者の自宅で行うものや少人数のものも含まれる。また、英語教育などの幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態が認められる場合（概ね1日4時間以上、週5日、年間39週以上の施設で親と離れることを常態としている場合）も認可外保育施設に含まれる。 区では、認可外保育施設に関する届出及び各種証明書の発行事務を行っている。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］認可外保育施設に対する指導監督要綱

幼児教育・保育の無償化

事業の開始
令和元年10月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課、子ども・若者部保育課、保育認定・調整課、教育委員会事務局乳幼児教育・保育支援課
事業の概要、目的	保育園、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等を利用する児童の利用料（月額）を無償化する。なお、認可外保育施設等の3～5歳児は37,000円、0～2歳児の住民税非課税世帯は42,000円、未移行幼稚園は25,700円、認定こども園、新制度移行幼稚園の預かり保育は11,300円までの範囲内で無償化する。（施設により上乗せあり） 利用料の無償化には、保育の必要性の認定を受ける必要がある。
根拠法令等	子ども・子育て支援法 [区]世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則 世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する事務処理要綱 世田谷区保育料条例 世田谷区保育料条例施行規則 世田谷区子育てのための施設等利用費の給付等に関する要綱　ほか
対　　象	3～5歳児クラスの全世帯、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯

予　算	**[歳出]** 2,964,084,800円	**決　算**	**[歳入]** [国]14,942,933,331円 [都]747,146,665円 **[歳出]** 2,891,714,771円

＜実績＞

無償化児童数　　（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認可保育園等在園児童（3歳～5歳児クラス）	10,148	10,412	10,516
認可保育園等在園児童（0歳～2歳児クラスの住民税非課税世帯）	397	460	457
認可保育園以外の児童（施設等利用給付認定者）	2,459	2,213	1,932
合計	13,004	13,085	12,905

※令和元年度は、幼児教育・保育の無償化開始月である10月以降の実績

児童福祉施設及び保育施設（認可保育園等・認可外保育施設）の指導検査

事業の開始
平成27年4月（特定教育・保育施設） 令和2年4月

窓　　口	子ども・若者部保育認定・調整課
事業所管	子ども・若者部保育認定・調整課事業者指導担当
事業の概要、目的	児童福祉施設（児童養護施設、母子生活支援施設）及び保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等）の指導検査
根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ［区］世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例、世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例、世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例、世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例　他
予　算　［歳出］9,628,000円	**決　算**　［歳入］特定財源なし　［歳出］4,354,585円

＜児童福祉施設及び保育施設（認可保育所等・認可外保育施設）の指導検査等実施状況＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認可保育所	76	47	65
認定こども園	2	1	2
家庭的保育事業	0	0	10
小規模保育事業	5	7	11
事業所内保育事業	0	1	0
児童養護施設	2	2	2
母子生活支援施設	2	2	2
認可外保育施設	89	129	149

その他の保育

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課、子ども・若者部保育課、保育運営・整備支援課
事業所管	子ども・若者部保育課
1. 緊急・一時保育	
事業の概要、目的	通常は家庭で育児をしている保護者が出産や病気、または入院する親族の看護などで緊急に乳幼児の保育が必要な場合（緊急保育）や、短期間の就労等のために保育が必要な場合（一時保育）、保護者に代わって乳幼児を保育する制度（平成15年度より私立園でも自主事業として緊急保育を開始　利用料は各園により異なる）
根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 ［都］東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱　他 ［区］世田谷区緊急・一時保育事業実施要綱 世田谷区一時預かり事業者の認定に関する要綱 世田谷区一時預かり事業運営費補助要綱
対　　象	［生後5ヶ月から就学前まで］　区立保育園　（緊急・一時保育） ［生後43日以上3歳未満］　指定保育室（一時保育･別掲「保育室一覧」参照） ［1歳児から就学前まで］　鳩ぽっぽ保育園、おともだち保育園分園こまつなぎ、下馬鳩ぽっぽ保育園分園野の花園、もみの木保育園太子堂、世田谷はっと保育園、さくらのその保育園分園つぼみ、池尻かもめ保育園、桜すくすく保育園、遊愛保育園、世田谷いちい保育園南ウイング、おともだち・ララ保育園、東北沢ききょう保育園、みんなのおうち保育園、マリア保育園、代沢ききょう保育園、尾山台保育園、さくらの木保育園、ナオミ保育園分園りん

	ごの木、グリーンフィールド上野毛保育園、ベネッセ桜新町保育園、馬事公苑ひかり保育園、グリーンホーム東玉川保育園、上用賀青い空保育園、上用賀青い空保育園分園森の家、用賀ルンビニ保育園、空の鳥保育園、東玉川善隣保育園、千歳保育園、成育しせい保育園、世田谷つくしんぼ保育園、千歳ないろ保育園、成城つくしんぼ保育園、祖師谷わかば保育園、大蔵ふたば保育園、喜多見野の花保育園、はあと保育園成城、烏山杉の子保育園 、せたがや小鳥の森保育園、烏山いちご保育園、第二いちご保育園、烏山翼保育園、上北沢こぐま保育園、いずみの園保育園、つむぎ保育園、岡本こもれび保育園、下北沢そらいろ保育園、あそびの森ゆう、駒沢どろんこ保育園、もみの木保育園希望丘（一時保育） ［2歳児から就学前まで］　青葉学園野沢こども園、羽根木こども園（一時保育） ［1歳以上3歳未満］　キッズルームてぃんかぁべる三茶（一時保育） ［1歳以上4歳未満］　キッズルームてぃんかぁべる下北（一時保育）
利用料金	緊急保育　1日1,500円（区立）　　一時保育　1日3,000円　半日1,500円
予　算	**［歳出］** 357,275,600円
決　算	**［歳入］**［国］68,716,000円［都］68,716,000円 **［歳出］** 273,277,898円

＜実績＞

①区立保育園

年　　度			令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育園数（園）			46	46	46
延受託日数（日）			2,433	1,921	1,983
延受託児童数（人）			251	243	263
理由別内訳	緊急保育	死亡・行方不明等	6	1	5
		出産・傷病	145	133	97
		看護（親族）	19	16	22
		災害復旧活動	0	0	0
		葬祭その他	62	25	11
	一時保育	就労	9	60	105
		技能修得（就職のため）	1	1	0
		通学	0	0	0
		通院	5	6	12
		看護・介護（親族）	4	1	2
		その他	0	0	9

②保育室

年　　度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育室数（室）		4	2	1
受託定員（人）		13	10	10
延受託日数（日）		706	614	420
延受託児童数（人）		18	15	15
一時保育	就労	15	13	13
	緊急	0	0	2
	私的事由	3	2	0

③私立保育・一時保育実績

延受託日数			30,211
理由別人数内訳	緊急保育	出産・疾病	11
		看　　護	3
		通　　院	0
		そ の 他	121
	135		135
	一時保育	就　　労	3,805
		通学・技術取得	325
		通　　院	948
		看　　護	164
		そ の 他	1,516
	6758		6,758
	6893		6,893

④単独施設型

延受託日数		3,983
理由別人数内訳	緊急一時	94
	非定型 (就労等)	676
	その他	92
合　　計（人）		862

2. 定期利用保育			
事業の概要、目的	パートタイム勤務や育児短時間勤務等による保護者の就労形態の多様化に対応し、働き方に応じて児童を一定程度継続的に保育する事業を支援することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。年度ごとの契約であり、更新はできない。		
根拠法令等	[区]世田谷区定期利用保育事業補助金交付要綱 [区]世田谷区定期利用保育事業補助基準 [区]世田谷区定期利用保育事業実施要綱 [都]東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱　他		
対　　象	(1)区内在住で、集団保育が可能な 1～3 歳児の児童。(受入年齢及び定員については実施園が設定する。) (2)利用開始月現在就労しており、保護者共に就労を理由として 6 ヶ月以上継続して当該児童を保育する事ができない場合であること。 (3)認可保育園等への入園が不承諾となった児童であること。		
予　算	**[歳出]** 32,151,875 円	**決　算**	**[歳入]** [国] 4,354,000 円 [都] 6,813,000 円 **[歳出]** 18,730,125 円

3. 病児・病後児保育事業		
事業の概要、目的	病気やケガ等にある乳幼児を、1 回の利用につき 7 日を限度として保育する制度 実施機関	
	いなみ小児科病児保育室ハグルーム	定員　1 日 12 名
	病児・病後児保育室下北沢ひよこ園	定員　1 日　9 名
	山口小児科内科病児保育室シェ・モア	定員　1 日　6 名
	ニコこどもクリニック病児保育室ニコのおうち	定員　1 日　6 名
	ナオミ保育園病後児保育室バンビ	定員　1 日　5 名
	病児・病後児保育室かんがるーむ	定員　1 日 10 名
	病児・病後児保育室ポピンズルーム千歳烏山	定員　1 日　6 名
	子育てステーション烏山病児・病後児保育室にこりんるーむ	定員　1 日　4 名
	かるがもクリニック病児保育室病児保育こがも	定員　1 日 11 名
	つだ小児科クリニック病児保育室病児保育室ソレイユ	定員　1 日　9 名
	キラリこどもクリニック病児保育室アップル	定員　1 日　6 名
根拠法令等	[国]　病児保育事業実施要綱 [都]　東京都病児保育事業実施要綱	

	［区］ 世田谷区病児・病後児保育事業実施要綱　他
対　　象	世田谷区内在住で、認可保育園（※一時・緊急・定期利用含む）・認定こども園（保育認定枠）・地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業等）・保育室（※一時含む）・保育ママ・認証保育所・幼稚園預かり保育事業・一時保育専用施設・その他施設（幼稚園等、保育を必要としない場合を除く）を現在利用している就学前乳幼児。0歳児は生後5ヶ月から対象。 ※利用期間・利用日のみ対象。
利用料金	1日2,000円
予　算	**［歳出］** 345,285,000円
決　算	**［歳入］**［国］［都］［他］136,024,200円 **［歳出］** 297,894,852円

＜実績＞

	登録者数	利用延人数	利用実人数	平均利用日数	年齢別利用内訳					
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和2年度	11,253	2,269	1,230	2.0	323	376	214	141	107	69
令和3年度	11,264	5,536	2,890	2.0	731	1153	511	248	137	110
令和4年度	8,763	6,753	3,312	2.0	823	893	657	363	193	110

4. 障害児の受け入れ	
事業の概要、目的	障害児については、集団生活が可能で日々通園できる乳幼児で、保護者の就労など保育要件のあるものが対象となる。全園で受入れ可能

＜実績＞

各年4月現在			平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
受入園数（園）	区立	私立	49	103	39	111	46	146	46	161	45	176
児童数（人）	区立	私立	122	286	96	309	268	384	215	482	287	748
内容	発達・言語の遅れ		120		130		199		222		274	
	情緒障害・自閉症		61		53		141		88		124	
	ダウン症		27		22		38		37		42	
	脳性麻痺		7		4		10		3		4	
	難聴		4		7		9		5		4	
	てんかん		8		11		13		10		16	
	視力障害		5		6		6		6		7	
	水頭症		1		2		4		4		12	
	その他		175		170		232		332		552	

5. 子育て支援の充実	
事業の概要、目的	⑴ 子育て相談 区立保育園では、在宅子育てをしている人を対象に、電話や面接などにより育児に関する様々な相談や情報提供を行っている。 ⑵ 地域交流事業 保育園の行事を通じて地域の人々や子ども達と交流を深めたり、お年寄りを招いての世代間の交流など、保育園を通じて様々な交流の場を設けている。 ⑶ おでかけひろば　ひまわり、おでかけひろば　にじ、おでかけひろば　どんぐり、おでかけひろば　まもりん 区立玉川保育園、区立希望丘保育園、区立世田谷保育園及び区立守山保育園内に常設のひろばを開設し、子育て親子が気軽に集い、相互交流を図る場を提供している。
根拠法令等	［区］世田谷区立保育園在宅子育て支援事業実施要綱

＜子育て相談の実績（区立保育園）＞

年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度
実施園		46	46	46
件数		1,206	2,076	2,481
内訳	入園に関すること	487	969	1.087
	基本的生活習慣	419	701	1,148
	発育・発達	92	155	297
	生活環境	42	101	168
	その他	493	1,399	1,626

＜地域交流事業実績＞

①区立保育園

年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度
実施園		46	46	46
開催回数		465	1,024	985
参加者		5,443	14,855	22,907
内訳	大人	2,590	7,193	11,044
	子ども	2,853	7,662	11,863

②私立保育園・認定こども園

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
実施園	58	106	100

＜子育てサポートの実績（区立保育園）＞

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
体験保育	０人	０人	１人

保育待機児童対策

窓口・所管	子ども・若者部保育課、保育認定・調整課、子ども・若者支援課
事業の概要、目的	認可保育園等への令和５年４月入園(一次選考)の申込者数は、前年と比べ117人減少(6,000人）した。出生前受付分124人を除くと5,876人となり、横ばいである。 令和２年から３年連続で待機児童を解消していたものの、令和５年４月では、１歳児において10人の待機児童が発生することとなった。 これまで保育待機児童対策として、新規施設整備による定員拡大により待機児童を解消してきたが、保育需要の地域偏在や就学前人口の減少等を踏まえ、今後は既に事業決定している案件を除き新たな施設整備ではなく、定員の適正化等を含めた既存施設を有効活用した待機児対策を行う。

1. 認可保育園等の設置

国は、保育待機児童の解消を目的として、保育所等整備交付金や保育対策総合支援事業費補助金を設けている。当該補助金等を活用し、既に事業決定している改築・新規整備案件について着実な整備を進める。

2. 新たな保育ニーズへの対応

令和２年度から３年連続で保育待機児童の解消を継続してきたが、令和５年４月は４年ぶりに待機児童が生じることになった。一方で、既存施設の欠員や就学前人口の減少等、昨年度と同様の傾向が続いていることから、引き続き、令和３年９月に策定した「今後の保育施策の取組み方針」を基に、多様な保育ニーズに対応していく。

3. 私立幼稚園等の預かり保育

私立幼稚園の教育時間外（早朝、夕方まで）及び長期休業期（夏休み・春休み等）に、保育を必要とする在園児を保育する。11 時間保育を行う標準型と、8～10 時間の範囲で保育を行う準標準型を実施している。
＜標準型＞
芦花幼稚園・日本女子体育大学附属みどり幼稚園・さくら幼稚園・玉川幼稚園・家庭幼稚園・青葉学園野沢こども園・羽根木こども園・円光院幼稚園
＜準標準型＞
あけぼの幼稚園(令和 5 年度より)、銀の鈴幼稚園、聖セシリア喜多見幼稚園、玉川小羊幼稚園(令和 5 年度より)
・3～5 歳児対象　定員は各園により異なる　※こども園では、幼稚園部分で実施
この他、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業（幼稚園型）を実施している。
昭和女子大学附属昭和こども園・日本大学認定こども園・認定こども園世田谷ベアーズ・尾山台ナザレン幼稚園

４．保育室・保育ママ・認証保育所・無認可保育施設の保育料補助

一定の要件を備え、区が運営費の一部を支援する保育室・保育ママに乳幼児を委託している場合、世帯の所得に応じ、認可保育園と同等程度の保育料となるよう補助をしている（平成 10 年 4 月から実施）。また、都内認証保育所に月 48 時間以上の月ぎめ利用契約をしている場合は、世帯の所得に応じ 40,000 円を限度とした補助をしている（平成 20 年 4 月から実施）。一定の要件を満たした無認可保育施設に月 160 時間以上の月ぎめ利用契約をしている場合は、世帯の所得に応じ 40,000 円を限度とした補助をしている（平成 28 年 4 月から実施）。多子世帯への支援として、子どもの人数、年齢や利用施設に応じて 27,000 円を限度とした補助をしている。（令和元年 10 月から実施）

５．保育士等処遇改善事業

国の「技能経験加算」等や都のキャリアアップ補助金を活用し、保育士の処遇改善に努めている。また、区独自に保育士と看護師に対し「世田谷区保育士等処遇改善助成金」を給付している。

６．認可外保育施設新制度移行支援事業

区内に存ずる認可外保育施設に対して、平成 27 年 4 月から施行した子ども・子育て支援新制度の給付対象施設及び事業、並びに認証保育所への移行を促進するため、子ども・子育て支援事業計画と地域の保育需要及び予算との整合を図りながら、令和 6 年度まで継続するが、認可保育園の新規施設整備と合わせ、新たな募集は見合わせている。

７．保育人材確保事業

ハローワーク渋谷、東京都福祉人材センター、民間委託業者との協働・委託などによる就職相談会を実施し、保育施設運営事業者に対して保育人材確保の支援を行った。
平成 27 年度より民間委託業者に委託し、地方での相談会開催、インターネット上での保育求人情報等ポータルサイト運営、保育事業者への人材確保に関するアドバイザー派遣を行っている。また、保育士等宿舎借上げ支援事業を実施し、保育士等の確保、定着、離職防止に取り組んでいる。

＜保育施設・事業の定員（各年 4 月 1 日現在）＞

区分＼年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
区立保育園	4,633	4,584	4,559
私立保育園	13,346	13,693	13,852
認定こども園（保育枠のみ）	558	601	601
家庭的保育事業	50	50	50
小規模保育事業	292	292	291
事業所内保育事業（地域枠のみ）	14	14	14
居宅訪問型保育事業	11	8	14
計	18,904	19,242	19,381

＜保育園数と在籍児童数の推移＞

各年4月1日現在	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園数	207	214	216
区立保育園	45	45	45
私立保育園	162	169	171
認定こども園	7	7	7
家庭的保育事業	10	10	10
小規模保育事業	18	18	18
事業所内保育事業	1	1	1
居宅訪問型保育事業	2	2	2
在籍児童数	18,312	18,525	18,374
欠　員　数	1,062	1,129	1,339
待機児童数（国基準）	0	0	10

＜保育待機児の状況＞

	保育園入園を申請したが入園していない者 A	入園申込の時点で、育休延長を希望した者 B	育休中で、復職意思を確認できなかった者 C	保育室・保育ママ・認証保育所等に預けている者 D	幼稚園の預かり保育を利用している者 E	自宅から通える範囲に利用可能な保育施設がありながら利用していない者 F	保護者が求職活動を休止していることが確認できた者 G	保育待機児 H
令和3年度	1,238	489	100	315	38	295	1	0
令和4年度	1,128	527	98	220	34	245	4	0
令和5年度	1,270	571	96	264	31	294	4	10

※保育待機児・・・H＝A－B－C－D－E－F－G

＜保育施設の入所理由　（令和5年4月1日現在）＞

	保育園（人）	%	認定こども園（人）	%	家庭的保育事業（地域型）（人）	%	小規模保育事業（地域型）（人）	%
就労	17,255	98.7%	575	98.1%	33	97.1%	233	95.6%
出産・疾病・障害・介護	92	0.5%	4	0.7%	0	0.0%	3	1.2%
求職	90	0.5%	6	1.0%	1	2.9%	5	2.0%
その他（不存在・学生等）	60	0.3%	1	0.2%	0	0.0%	3	1.2%
合　計	17,497		586		34		244	

＜保育士等宿舎借上げ支援事業の補助事業実施施設の実績＞

施設	令和2年度	令和3年度	令和4年度
私立認可保育所	147施設	158施設	163施設
私立認定こども園	6施設	6施設	6施設
小規模保育事業	18施設	18施設	18施設
家庭的保育事業	4施設	5施設	4施設
事業所内保育事業	0施設	0施設	0施設
認証保育所	39施設	39施設	32施設
保育室	7施設	2施設	1施設
保育ママ	0施設	0施設	0施設
病児・病後児保育	7施設	8施設	7施設

＜保育士等処遇改善助成金交付事業の補助事業実施施設の実績＞

施設	令和２年度	令和３年度	令和４年度
私立認可保育所	151 施設	165 施設	167 施設
私立認定こども園	4 施設	4 施設	4 施設
小規模保育事業	17 施設	17 施設	17 施設
家庭的保育事業	10 施設	10 施設	10 施設
事業所内保育事業	1 施設	1 施設	1 施設
認証保育所	38 施設	38 施設	33 施設
保育室	7 施設	2 施設	1 施設
保育ママ	8 施設	7 施設	6 施設
病児・病後児保育	10 施設	11 施設	11 施設

＜保育室等（保育ママ含む）・認証保育所・無認可保育施設の保育料補助実績＞

	実人数			延べ月数			金額		
	保育室等	認証保育所	無認可保育施設	保育室等	認証保育所	無認可保育施設	保育室等	認証保育所	無認可保育施設
２年度	202	1,182	1,079	1,508	10,283	10,054	39,350,624	182,323,983	191,259,411
３年度	69	1,092	1,245	452	10,287	11,980	9,551,480	234,174,189	233,835,453
４年度	36	962	1,306	267	9,023	12,781	5,834,336	214,514,193	247,234,018

3. 児童の健全育成

児童館

事業の開始
昭和38年

窓口・所管	子ども・若者部児童課
事業の概要、目的	児童館は地区の子育て支援の拠点として、親子で集い、交流できるおでかけひろばや、育児講座・子育て相談等を実施している。また、こどもまつり・体験活動などさまざまな活動を通して児童や中高生世代の健全育成、居場所づくりに努めている。このほか、地域全体の児童を対象とした活動に関わりをもち、学校、新 BOP、青少年地区委員会、町会自治会など地域組織と協力し、様々な活動に取り組んでいる。
根拠法令等	児童福祉法
予算	[歳出] 136,291,000円
決算	[歳入] [国] 7,519,000円 [都] 8,238,000円 [他] 2,125,732円 [歳出] 75,302,426円

区内児童館

施設名	所在地	電話	開設年月日
池尻児童館	池尻2-3-11	3422-0411	昭和38.12.1
等々力〃	等々力3-25-16	3703-3506	〃43.4.27
烏山〃	南烏山4-26-3	3309-3003	〃46.10.1
船橋〃	船橋5-17-28	3303-1876	〃47.5.27
玉川台〃	玉川台1-6-15	3709-4163	〃48.4.27
代田〃	代田6-34-13	3469-6095	〃50.1.24
若林〃	若林5-18-13	3412-6413	〃53.5.2
喜多見〃	喜多見2-10-40	3417-9151	〃54.4.16
弦巻〃	弦巻1-26-11	3426-9626	〃54.10.23
成城さくら〃	成城3-18-23	3417-9411	〃55.4.24
森の〃	上野毛4-29-18	3704-4917	〃55.5.1
深沢〃	深沢4-33-11	3705-4123	〃56.7.19
野沢〃	野沢1-8-14	3418-5578	〃57.6.1
山野〃	砧4-1-7	3417-8217	〃57.10.21
上町〃	世田谷2-30-16	3429-8275	〃58.4.6
松沢〃	赤堤4-37-14	3328-9266	〃58.5.20
代田南〃	代田1-13-14	3419-7192	〃59.12.3
桜丘〃	桜丘5-14-1	3439-0641	〃59.12.18
上用賀〃	上用賀4-14-3-101	3426-2196	〃62.7.1
上北沢〃	上北沢3-8-9	3290-3700	平成元.7.21
上祖師谷ぱる〃	上祖師谷4-5-6	3789-3131	〃3.6.1
祖師谷〃	祖師谷4-28-6-101	3789-5633	〃4.5.30
新町〃	新町2-23-4-101	3426-3314	〃5.5.29
粕谷〃	粕谷4-13-6	3305-7171	〃10.5.29
鎌田〃	鎌田3-35-1	3709-6911	〃10.6.7
奥沢子育て児童ひろば	奥沢4-8-14	3720-6331	〃17.4.1
北沢子どもの居場所（きたっこ）	北沢3-3-10	3468-3185	〃30.4.1

＜実績＞

⑴ 入館者状況　　（単位：人）

	池尻	若林	弦巻	野沢	上町	桜丘	※1代田
幼児	5,444	2,971	7,099	2,188	4,504	9,270	5,595
小学生	6,297	10,144	16,115	9,896	14,745	6,572	11,904
中学生	1,322	2,434	1,796	1,499	1,051	530	2,705
高校生等	584	279	288	66	165	288	981
保護者等	5,289	3,149	6,700	2,442	4,730	8,989	6,634
	松沢	代田南	※2等々力	玉川台	森の	深沢	上用賀
幼児	4,778	6,930	11,551	5,846	3,785	5,407	3,501
小学生	9,433	18,542	12,533	10,415	6,258	9,330	8,132
中学生	2,177	2,418	1,452	1,853	386	1,005	820
高校生等	132	697	40	711	28	46	330
保護者等	5,339	8,022	11,178	6,350	3,739	5,939	3,840
	新町	船橋	喜多見	成城さくら	山野	祖師谷	鎌田
幼児	4,711	4,517	1,268	4,915	4,885	3,704	4,143
小学生	5,003	13,545	10,814	10,332	19,040	10,487	13,134
中学生	978	1,087	1,984	1,000	1,580	2,319	1,885
高校生等	125	179	326	74	870	117	347
保護者等	4,987	6,079	1,733	5,564	5,594	3,473	4,552
	烏山	上北沢	上祖師谷ぱる	粕谷			
幼児	5,858	7,409	5,197	6,114			
小学生	9,393	9,664	15,725	9,993			
中学生	1,012	459	1,829	1,902			
高校生等	340	98	176	215			
保護者等	5,613	6,748	6,316	6,013			

※1　北沢子どもの居場所の入館者数も含む。

※2　奥沢子育て児童ひろばの入館者数も含む。

⑵行事等開催状況

区分	行事・クラブ活動		事例
	実施回数	参加者数	
1 音楽	116	1,500	合奏・コーラス・バンド
2 絵画	17	162	絵本づくり
3 工作	606	4,735	陶芸・木工作
4 演劇・観劇	178	2,355	人形劇・紙芝居
5 視聴覚	18	540	映画会・コンサート
6 書道・茶道	27	182	ひなまつりこども茶会・新春書初め
7 図書	218	2,366	ストーリーテリング・図書委員会
8 新聞	0	0	
9 手芸	268	2,222	人形づくり・あみもの
10 料理	28	273	おかしづくり・あそぼうパン
11 飼育・栽培	153	895	花卉栽培
12 運動・体操	1,087	16,422	卓球・ドッジボール・ローラースケート・バスケットボールその他球技
13 遠足	64	904	ハイキング・いもほり遠足
14 キャンプ	138	2,124	デイキャンプ・宿泊キャンプ

15 まつり等	416	13,478	児童館まつり・七夕まつり・ひなまつり・まめまき・　お月見・クリスマス・お化け大会･もちつき
16 ゲーム	348	3,922	将棋大会・ベーゴマ・メンコ・たこあげ
17 啓発活動	350	5,413	講演会・母親講座
18 幼児の集い	3,537	60,892	幼児クラブ・サークル
19 ボランティア指導	36	666	
20 地域連携づくり	120	2,084	地域懇談会・利用者との懇談会
21 その他	355	5,173	中高生活動、など

学童クラブ

事業の開始
昭和39年

窓口	各小学校新BOP
事業所管	子ども・若者部児童課、教育委員会事務局学校教育部地域学校連携課
事業の概要、目的	区は全区立小学校で、その施設を活用して、遊びを通じて異年齢児童の交流、創造性・社会性・主体性の養成を図る BOP（ベース・オブ・プレイング）事業と学童クラブ事業を統合した事業として、新BOPを実施している。新BOP学童クラブは、区内在住または区立小学校在籍の小学校低学年の児童で、保護者が就労等により放課後家庭で面倒を見られない等、所定の入会基準を満たすものを対象に安全な遊びと生活の場を提供し、子どもたちの成長を支援する。
根拠法令等	児童福祉法
予算	[歳出] 170,941,870円
決算	[歳入]〔国〕171,597,000円 [都] 171,597,000円 〔他〕407,451,700円　※放課後の遊び場対策（BOP）事業との合算 [歳出] 144,239,335円

学童クラブ

施設名	所在地	電話	開設年月日
東玉川小新BOP学童クラブ	奥沢1-1-1	3720-6336	平成11.4.1
玉堤小　〃	玉堤2-11-1	3701-3424	平成11.4.1
給田小　〃	給田4-24-1	3308-0999	平成11.4.1
芦花小　〃	粕谷2-22-1	3302-5360	平成11.4.1
三宿小　〃	三宿1-12-6	3411-8121	平成12.4.1
多聞小　〃	三宿2-26-11	3413-1722	平成12.4.1
山崎小　〃	梅丘3-9-1	3420-0266	平成12.4.1
弦巻小　〃	弦巻1-9-18	3428-0276	平成12.4.1
駒沢小　〃	駒沢2-10-6	3424-9993	平成12.4.1
駒繋小　〃	下馬1-42-12	5481-0567	平成12.4.1
旭小　〃	野沢1-4-3	3424-1538	平成12.4.1
世田谷小　〃	宮坂1-38-4	3420-7260	平成12.4.1
松原小　〃	松原5-43-26	5300-2411	平成12.4.1
桜町小　〃	用賀1-5-1	3703-9199	平成12.4.1
祖師谷小　〃	祖師谷3-49-1	3482-2971	平成12.4.1
武蔵丘小　〃	北烏山1-47-11	3300-5059	平成12.4.1
代田小　〃	代田4-2-3	3323-3764	平成12.4.1
太子堂小　〃	太子堂5-7-4	3413-2089	平成13.4.1
桜丘小　〃	桜丘1-19-17	5477-4548	平成13.4.1
中丸小　〃	野沢3-33-12	3424-3022	平成13.4.1
松丘小　〃	弦巻3-16-10及び 弦巻3-23-12	3429-3978	平成13.4.1

池尻小	〃	池尻2-4-10	3424-4464	平成13.4.1
城山小	〃	梅丘2-1-11	5426-3201	平成13.4.1
深沢小	〃	新町1-4-24	3428-1523	平成13.4.1
玉川小	〃	中町2-29-1	3702-6337	平成13.4.1
京西小	〃	用賀4-27-4	3700-6837	平成13.4.1
東深沢小	〃	深沢3-7-1	3703-9777	平成13.4.1
瀬田小	〃	瀬田2-17-1	3700-8564	平成13.4.1
用賀小	〃	上用賀6-14-1	3428-0354	平成13.4.1
若林小	〃	若林5-27-18	3413-1925	平成14.4.1
桜小	〃	世田谷2-4-15	3420-5413	平成14.4.1
代沢小	〃	代沢5-1-10	3413-1412	平成14.4.1
松沢小	〃	赤堤4-44-22	3323-1676	平成14.4.1
赤堤小	〃	赤堤1-41-24	3323-0283	平成14.4.1
二子玉川小	〃	玉川4-6-1	3700-7477	平成14.4.1
尾山台小	〃	尾山台3-11-1	3701-9992	平成14.4.1
九品仏小	〃	奥沢8-12-1	3703-6012	平成14.4.1
塚戸小	〃	千歳台6-7-1	3300-5215	平成14.4.1
砧小	〃	喜多見6-9-1	3417-6949	平成14.4.1
山野小	〃	砧6-7-1	3417-6101	平成14.4.1
千歳小	〃	成城9-6-1	3789-3141	平成14.4.1
中里小	〃	三軒茶屋1-4-1	3422-2220	平成15.4.1
池之上小	〃	北沢4-32-20	5465-1830	平成15.4.1
上北沢小	〃	上北沢4-22-29	3303-5252	平成15.4.1
三軒茶屋小	〃	三軒茶屋2-42-1	3421-2465	平成15.4.1
八幡小	〃	玉川田園調布2-17-15	3721-8905	平成15.4.1
奥沢小	〃	奥沢3-1-1	3727-2618	平成15.4.1
烏山小	〃	給田1-2-1	3300-6195	平成15.4.1
烏山北小	〃	北烏山6-3-1	3308-1634	平成15.4.1
喜多見小	〃	喜多見3-11-1	3416-8246	平成15.4.1
経堂小	〃	桜上水1-23-3	3420-1788	平成16.4.1
笹原小	〃	桜丘5-19-1	3439-0642	平成16.4.1
等々力小	〃	等々力7-26-1	3702-3474	平成16.4.1
中町小	〃	中町4-23-1	5706-6421	平成16.4.1
明正小	〃	成城3-3-1	3417-9412	平成16.4.1
八幡山小	〃	八幡山1-14-1	3304-8396	平成16.4.1
希望丘小	〃	船橋4-9-1	3484-7677	平成16.4.1
千歳台小	〃	千歳台4-24-1	3482-0400	平成16.4.1
船橋小	〃	船橋4-41-1	3482-2578	平成17.4.1
砧南小	〃	鎌田4-3-1	3417-3789	平成17.4.1
下北沢小	〃	大原1-4-6	3468-3127	平成28.4.1

＜学童クラブ入会状況＞

	令和4年4月1日	令和5年4月1日
	区立	区立
施 設 数 (所)	61	61
入会児童数	8,323	8,811
小　1	3,091	3,157

小　2	2,905	3,111
小　3	2,254	2,447
その他	73	96

プレーパーク事業

事業の開始
昭和54年

窓口・所管	子ども・若者部児童課
事業の概要、目的	地域住民と行政の協働型事業として、子どもたちが自然と触れ合う遊びとさまざまな体験の場を提供する事業。「自分の責任で自由に遊ぶ」という基本理念に基づき、子どもの生きる力を育成する。
事業の実績	区内4ヶ所において以下のとおり実施。
予　算	[歳出] 39,561,667円
決　算	[歳入]［都］19,616,774円 [他] 1,410円　[歳出] 39,225,513円

実施日数

	令和4年度	休　　日	開設年月日
羽根木プレーパーク（区立羽根木公園内）	294日	火曜日、夏季、年末年始	昭和54年 7月
世田谷プレーパーク（区立世田谷公園内）	245日	月・火曜日、夏季、年末年始	昭和57年 6月
駒沢はらっぱプレーパーク（区立駒沢緑泉公園内）	246日	月・火曜日、夏季、年末年始	平成元年　4月
烏山プレーパーク（区立北烏山もぐら公園内）	243日	月・火曜日、夏季、年末年始	平成15年 4月

4. 手当・給付

児童手当

事業の開始
【子ども手当】平成22年4月～平成24年3月 【児童手当】　昭和47年1月

窓　　口	子ども・若者部子ども家庭課、各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	子どもを養育する区民等に対し、児童手当を支給することで、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。世田谷区に住所があり、かつ、15歳到達後最初の年度末を迎えるまでの児童を養育している者からの請求に基づき、児童手当を支給する。支給額は、対象児童1人あたり月額10,000円（小学生以下の第3子以降、及び、3歳未満児は月額15,000円を支給する。また、令和4年6月以降、所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合、特例給付として月額5,000円を支給、所得上限限度額以上の場合、児童手当等の支給はしない。
根拠法令等	児童手当法
対　　象	15歳到達後最初の年度末（中学校修了前）までの児童を養育している方。 ただし、令和4年6月以降所得上限限度額以上の場合を除く。

予算		決算	
	[歳出] 9,614,583,000円	[歳入]	[国] 6,524,501,330円　[都] 1,447,822,997円
		[歳出]	9,403,358,247円

所得制限限度額表（令和4年中の所得額及び税法上の扶養数）
適用令和5年5月～令和6年4月申請分

扶養数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	6,220,000円	8,580,000円
1人	6,600,000円	8,960,000円
2人	6,980,000円	9,340,000円
3人	7,360,000円	9,720,000円
以降1人増すごとに加算380,000円		

＜児童手当の支給対象児童数＞

手当区分		各3月31日現在　支給対象児童数(人)			令和5年3月31日現在支給月額
		令和3年	令和4年	令和5年	
児童手当	3歳未満	13,064	12,340	11,410	3歳未満：　15,000円 3歳以上小学校修了前： 第1子　10,000円 第2子　10,000円 第3子以降　15,000円 小学校修了後から中学校修了前：10,000円 ※平成24年6月分からは所得制限が導入され、所得制限額以上の場合は、特例給付として支給対象児童1人一律5,000円となる。 ※令和4年6月分からは所得上限限度額が導入され、所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は特例給付として支給対象児童1人一律5,000円、所得上限限度額以上の場合、児童手当等の支給はしない。
	小学校修了前	38,519	38,085	36,180	
	中学校修了前	9,734	10,049	10,032	
	特例給付	45,126	45,265	15,308	
	(計)	106,443	105,739	72,930	

児童育成手当

事業の開始
昭和46年

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	児童の福祉の増進と、児童の心身の健やかな成長を図る。 育成手当と障害手当とがあり、育成手当は児童１人につき月額13,500円、障害手当は児童１人につき月額15,500円を支給する。
根拠法令等	［区］世田谷区児童育成手当条例
対　　象	各手当に該当する児童を養育している方。ただし、児童が施設に入所している場合や、保護者の前年の所得が、所得制限限度額を超える場合を除く。 ⑴ 育成手当 父または母が死亡、離婚等でいないか、重度の障害を有する場合で、18 歳到達後最初の３月31日までの児童を養育している方 ⑵ 障害手当 20歳未満の障害を有する児童を養育している方（身体障害者手帳1～2級程度または愛の手帳1～3度程度、脳性マヒ、進行性筋萎縮症の場合）

予　算	[歳出] 2,345,330,000円 （児童扶養手当等支給事業総額）	決　算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 2,214,800,637円（児童扶養手当等支給事業総額）

所得制限限度額表（令和４年中の所得額及び税法上の扶養数）
適用令和５年５月～令和６年４月申請分

扶養数	所得制限限度額	扶養数	所得制限限度額
0人	3,604,000円	2人	4,364,000円
1人	3,984,000円	3人	4,744,000円
以降１人増すごとに加算380,000円			

＜児童育成(障害)手当の支給対象児童数＞

手当区分		各３月31日現在　支給対象児童数(人)			令和５年３月31日現在支給月額
		令和３年	令和４年	令和５年	
児童育成手当	育　成　手　当	6,088	5,901	5,732	13,500円
	障　害　手　当	281	267	279	15,500円
	育成かつ障害手当	62	62	60	
	(計)	6,431	6,230	6,071	

児童扶養手当

事業の開始
昭和37年

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る。 児童１人の場合は、月額44,140円（ただし所得が一定額以上の場合44,130円～10,410円）、２人目月額10,420円（ただし所得が一定額以上の場合10,410円～5,210円）、３人目以降１人につき月額6,250円（ただし所得が一定額以上の場合6,240円～3,130円）を加算して支給する。（上記支給月額は令和５年４月～令和６年３月分です。支給額は変わることがあります。）
根拠法令等	児童扶養手当法
対　　象	離婚、死亡などにより父または母がいない場合、または父または母が重度の障害を有する場合で、18歳到達後最初の３月31日までの児童（障害を有する児童の場合は20歳未満）を養

	育している父母または養育者。ただし、児童が施設に入所している場合を除く。また、請求者及び配偶者・扶養義務者の前年の所得が、所得制限限度額を超えている場合は支給停止。

予 算	[歳出] 2,345,330,000 円 (児童扶養手当等支給事業総額)	決 算	[歳入] [国] 417,402,112 円 [歳出] 2,214,800,637 円 (児童扶養手当等支給事業総額)

所得制限限度額表（令和４年中の所得額及び税法上の扶養数）
適用令和５年10月～令和６年９月申請分

児童扶養手当請求者本人				配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者	
全部支給（44,140 円）		一部支給（44,130 円～10,410 円）			
扶養数	所得制限限度額	扶養数	所得制限限度額	扶養数	所得制限限度額
0 人	490,000円	0 人	1,920,000円	0 人	2,360,000円
1 人	870,000円	1 人	2,300,000円	1 人	2,740,000円
2 人	1,250,000円	2 人	2,680,000円	2 人	3,120,000円
3 人	1,630,000円	3 人	3,060,000円	3 人	3,500,000円
以降１人増すごとに加算 380,000 円					

＜児童扶養手当の受給者数＞

手 当 区 分	各３月 31 日現在		
	令和３年	令和４年	令和５年
児 童 扶 養 手 当	2,706	2,614	2,507

特別児童扶養手当

事業の開始
昭和39年

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の 概要、目的	障害を有する児童を養育している方に支給し、その児童の生活の向上を図る。 児童１人につき月額53,700 円(重度障害)、35,760 円(中度障害)を支給する。 （上記支給月額は令和５年４月～令和６年３月分です。支給額は変わることがあります。）
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
対　　象	20 歳未満の障害を有する児童(身体障害者手帳1～3 級（一部除く）程度、一部４級程度、または愛の手帳 1～3 度程度)を養育している父母または養育者。ただし、児童が施設に入所している場合、児童が障害を理由とする年金を受給している場合を除く。また、請求者及び配偶者・扶養義務者の前年の所得が、所得制限限度額を超えている場合は支給停止。区では申請の受理と都への経由事務を行っている。

予 算	―	決 算	―

所得制限限度額表(令和４年中の所得額及び税法上の扶養数)
適用令和５年７月～令和６年６月申請分

特別児童扶養手当請求者本人		配偶者・扶養義務者	
扶養数	所得制限限度額	扶養数	所得制限限度額
0 人	4,596,000 円	0 人	6,287,000 円
1 人	4,976,000 円	1 人	6,536,000 円
2 人	5,356,000 円	2 人	6,749,000 円
3 人	5,736,000 円	3 人	6,962,000 円
以降１人増すごとに加算 380,000 円		以降１人増すごとに加算 213,000 円	

＜特別児童扶養手当の受給者数＞

手　当　区　分	各3月31日現在		
	令和3年	令和4年	令和5年
特別児童扶養手当	519	476	475

第3子出産費助成

事業の開始
平成21年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	第3子以降を出産した場合の出産費（分娩費及び入院費等）の一部を助成する。 助成額は、出産費から出産育児一時金等を引いた差額分。ただし、出産費が区の定める上限額（48万円）を超える場合は、上限額から出産育児一時金等を引いた差額分。 ※この事業でいう「出産」には、妊娠85日以上の流産及び死産（母体保護法（昭和23年法律第156号）に基づく人工妊娠中絶を含む。）を含む。
根拠法令等	［区］世田谷区第3子出産費助成事業実施要綱
対　　象	以下にあてはまる場合。 ①　出産した母について、出産日以前から申請日まで引き続き区内に住所がある。②出産児について、出生日から助成金の申請日まで引き続き区内に住所がある。③助成金の申請者が養育している「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童」が、出産児を含めて3人以上いる（「3 人以上」には過去の流産等が含まれる場合あり）。④助成金の申請をする出産について、国民健康保険法や社会保険各法により支給される出産に係る給付（出産育児一時金等）を受けている。⑤児童福祉法（昭和22年法律第164号）による入院助産を受けていない。⑥出産日から1年以内の申請。 ※本事業は令和5年3月31日までに出産した児童を対象とする。
予　算　［歳出］17,073,000円	**決　算**　［歳入］特定財源なし　［歳出］14,127,242円

＜実績＞

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給件数	341	350	288

世田谷区出産費助成

事業の開始
令和5年4月

窓　　口	子ども・若者部子ども家庭課、各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	子どもの出産にかかる経済的負担の一部について助成金を支給することにより、安心して子どもを産むことのできる環境の整備及び母体の保護を図る。 令和5年4月1日以降の出産について、出産児1人につき5万円を助成する。 ※この事業でいう「出産」には、妊娠85日以上の流産及び死産（母体保護法（昭和23年法律第156号）に基づく人工妊娠中絶を含む。）を含む。
根拠法令等	［区］世田谷区出産費助成事業実施要綱
対　　象	以下のいずれかにあてはまること ①出産児の住所が、出生日時点で区内にあること ②妊娠85日以上の流産・死産の場合は、出産日時点で母の住所が区内にあること 加入健康保険等から当該出産について出産育児一時金等の給付を受けていること ※①②いずれも出産の日から1年以内が申請期限となる（災害等やむを得ない事由のある場合を除く）

私立幼稚園等園児保護者補助

事業の開始
昭和47年

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課私学係
事業の概要、目的	幼児を私立幼稚園等に在園させている保護者の経済的負担の軽減と公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正により幼稚園教育の振興と充実を図る。 ※子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園、認定こども園を除く。 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化を踏まえた補助項目・支給額に変更。 補助項目：入園料・保育料・預かり保育利用料・副食費及びその他の納付金 ・入園料　年額上限90,000円 ・保育料　区市町村民税額により、月額上限29,500円～38,900円（子1人の場合） ・預かり保育利用料　月額上限11,300円（「保育の必要性」の認定が必要） ・副食費　月額上限4,500円（所得制限等あり） ・その他の納付金　月額上限3,000円（所得制限等あり） 私立幼稚園のほか、都知事に認定された幼稚園類似の幼児施設及び私立の特別支援学校の幼稚部に通う園児の保護者が支給対象となる。 要件：園児が満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児であること 園児及びその保護者が同一世帯であること等
根拠法令等	［国］子ども・子育て支援法 ［都］私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱 ［区］世田谷区私立幼稚園等施設等利用費等の支給に関する要綱 世田谷区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱
対　　象	私立幼稚園等に入園して入園料・保育料・その他の納付金等を納めた保護者
事業の実績	入園料補助　2,670人　保育料補助　7,880人　その他の納付金補助　351人

予　算	**［歳出］** 2,947,924,900円	**決　算**	**［歳入］**［国］［都］1,948,286,182円 **［歳出］** 2,929,296,224円

5. 医療給付

子ども等医療費の助成

事業の開始
平成4年8月

窓　　口	子ども・若者部子ども家庭課、各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	児童の保健の向上と健やかな育成を図り、子育てを支援するため、医療費のうち保険診療分の自己負担分と、入院時の食事療養費の定額負担分を助成する。
根拠法令等	［区］世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例
対　　象	区内に住所がある0～15歳到達後最初の3月31日までの児童。ただし、生活保護受給者、施設入所者、里子等は除く。 ※令和5年4月1日より、18歳到達後最初の3月31日までの児童へ対象を拡大する。
予算	［歳出］4,455,881,000円
決算	［歳入］特定財源なし　［歳出］4,370,464,095円

＜実績＞

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者	114,420	113,833	112,584

ひとり親家庭等医療費の助成

事業の開始
平成2年1月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費のうち保険診療の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部自己負担を除く）を助成する。
根拠法令等	［区］世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例
対　　象	18歳に到達後最初の3月31日までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）とその児童を養育している、ひとり親家庭等の父母もしくは養育者。ただし、請求者及び配偶者・扶養義務者の所得が、所得制限限度額を超えている場合や、生活保護受給者、施設入所者、里親・里子等は除く。
予算	［歳出］165,026,000円
決算	［歳入］特定財源なし　［歳出］161,879,567円

所得制限限度額表（令和3年中の所得額及び税法上の扶養数）　令和5年1月～12月適用

請求者本人		配偶者・扶養義務者、孤児等の養育者	
扶養数	所得制限限度額	扶養数	所得制限限度額
0人	1,920,000円	0人	2,360,000円
1人	2,300,000円	1人	2,740,000円
2人	2,680,000円	2人	3,120,000円
以降1人増すごとに加算380,000円		以降1人増すごとに加算380,000円	

＜実績＞

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者	7,109	6,799	6,526

助産施設

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課		
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な事情により入院助産を受けることができないときに、助産施設において、出産できるよう支援する。		
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区児童福祉法の施行に関する規則、世田谷区入院助産実施要綱		
予　算	**［歳出］** 10,890,000 円	**決　算**	**［歳入］** ［国］ 4,586,831 円 ［他］ 326,400 円 **［歳出］** 10,507,151 円

区内助産施設　　（令和 5 年 3 月 31 日時点）

	施設名	所在地	電話
私　立	世田谷中央病院(休止中)	世田谷 1-32-18	3420-7111
	久 我 山 病 院	北烏山 2-14-20	3309-1111
独立行政法人	国立成育医療研究センター	大蔵 2-10-1	3416-0181

＜実績＞

施設名＼年度		措置人員		
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
区内	国立成育医療研究センター	5	4	5
	私立	5	0	3
区外		8	7	9
合計		18	11	17

6. ひとり親家庭支援

母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付事業

事業の開始
平成17年11月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	母子家庭及び父子家庭の自立促進を図るため、母子家庭の母親及び父子家庭の父親が就業に必要な教育訓練対象講座を受講した場合に、その経費の一部を支給する。 ・支給額 ①雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けていない方 …受講費用の60% （上限20万円。1万2千円を超えない場合は対象外） ②雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けている方 …①に定める額から雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 ［区］世田谷区母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱
対　　象	申請時に20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母親及び父子家庭の父親で所定の要件を満たす方（受講前の講座の指定申請時及び受講後の訓練給付金申請時の両方で満たすこと）
予算	[歳出] 1,776,520円
決算	[歳入] ［国］1,492,000円　[歳出] 701,550円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給決定数	11	10	6

母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業

事業の開始
平成18年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	母子家庭の母親及び父子家庭の父親が就業に有利な資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るため、受講期間の一定期間について訓練促進給付金を支給する。 ⑴ 支給額 ・訓練促進給付金　100,000円（住民税非課税世帯）/ 70,500円（課税世帯） 養成機関における課程の終了までの期間の最後の12か月は40,000円増額 ・修了支援給付金　50,000円（住民税非課税世帯）/ 25,000円（課税世帯） ⑵ 支給期間　修業期間の全期間（上限4年※） ※4年以上の課程の履修が必要となる資格の取得を目指す場合 ⑶ 対象資格　看護師、介護福祉士、保育士、美容師等
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 ［区］世田谷区母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業実施要綱
対　　象	申請時に20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母親及び父子家庭の父親で所定の要件を満たす方
予算	[歳出] 60,886,178円
決算	[歳入] ［国］35,857,000円　[歳出] 47,264,500円

<実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給決定数	27	35	46

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

事業の開始
平成28年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	高校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親、又は子が進学やよりよい条件で就職や転職につなげるため、高等学校卒業程度認定試験の合格をめざすための学び直しを支援するため、受講修了時給付金・合格時給付金を支給する。 （1）支給額 ① 受講修了時給付金（受講を修了した場合に支給） ・受講料の40%（10万円を限度。4千円を超えない場合は対象外） ②合格時給付金（受講修了日から2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に交付） ・受講料の20%（受講終了時給付金と併せて15万円が限度）
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 ［区］世田谷区ひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金交付要綱
対　　象	・申請時に20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母親及び父子家庭の父親で所定の要件を満たす方（受講前の講座の指定申請時及び、受講後又は合格後の給付金申請時の両方で満たすこと） ・母子家庭の母または父子家庭の父に扶養されているお子さん（39歳未満の者に限る）で所定の要件を満たす方（受講前の講座の指定申請時及び、受講後又は合格後の給付金申請時の両方で満たすこと）
予算	[歳出] 225,000円	決算	[歳入] 40,000円　[歳出] 54,240円

<実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給決定数	0	0	1

ひとり親家庭休養ホーム事業

事業の開始
昭和56年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	ひとり親家庭に対し、遊園地などの日帰り施設を指定し、無料又は低額な料金で利用させることにより、福祉の向上を図る。 (1) 利用回数　1人につき年度1回まで (2) 利用料金　無料または低額な実費（施設により異なる） (3) 利用方法　児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証等ひとり親家庭とわかるものを提示し、利用券の交付を受ける。
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 ［区］世田谷区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱
対　　象	区内に住所を有するひとり親家庭の父母と20歳未満の子ども（所得制限あり）
指定施設	（令和5年3月31日時点） ・東京ディズニーランド・ディズニーシー（千葉県浦安市舞浜1-1）　0570-00-8632 ・よみうりランド（東京都稲城市矢野口4015-1）　044-966-1111

	・サンリオピューロランド（東京都多摩市落合1-31）	042-339-1111
	・横浜・八景島シーパラダイス（神奈川県横浜市金沢区八景島）	045-788-8888
	・東京サマーランド（東京都あきる野市上代継600）	042-558-6511
	・キッザニア東京（東京都江東区豊洲2-4-9 アーバンドックららぽーと豊洲3階）	0570-06-4646
予 算	**[歳出]** 2,080,000円	**決 算** **[歳入]** 特定財源なし **[歳出]** 2,000,610円

＜実績＞

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
*東京ディズニーランド 東京ディズニーシー	大人	246	423	727
	小人	-	―	―
よみうりランド	大人	29	36	37
	小人	48	75	72
サンリオピューロランド	大人	13	16	17
	小人	16	23	18
横浜八景島シーパラダイス	大人	14	22	21
	小人	13	16	24
東京サマーランド	大人	2	5	10
	小人	3	6	12
キッザニア東京	大人	11	23	25
	小人	16	28	30
計	大人	315	525	837
	小人	96	148	156
合　　計		411	673	993

＊東京ディズニーランド・東京ディズニーシーについては、大人・小人の区分なし。

ひとり親家庭等の就労支援事業

事業の開始
平成25年10月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	これから新たに就業を目指すひとり親家庭を対象とした、在宅就業を含めた託児付き就労支援講座を実施し、ひとり親家庭の経済的な自立を支援する。
根拠法令等	［都］子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱 ［区］世田谷区ひとり親家庭の就労支援事業実施要綱
対　　象	世田谷区内在住のひとり親家庭の母又は父
事業の実績	実施回数：3回
予 算	**[歳出]** 622,050円　**決 算** **[歳入]** ［都］311,000円 **[歳出]** 520,850円

ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業

事業の開始
平成25年7月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	学習塾に行きたくても経済的な理由で行けない子どもや聞きたくても近くに聞ける大人がいない等の子どもに学習環境を提供し、学習習慣の定着と苦手科目の克服を目指す。
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 ［区］世田谷区ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業実施要綱
対　　象	世田谷区内に住所を有する、小学1年生～中学3年生のひとり親家庭の児童・生徒
事業の実績	令和4年度登録児童数　小学生（47名）、中学生（56名）
予 算	**[歳出]** 15,538,380円　**決 算** **[歳入]**[国]737,000円 [都]9,711,000円 **[歳出]** 13,665,581円

母子生活支援施設

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情のある女子及びその監護すべき児童を、申込により施設に入所させて保護するとともに、母親の生活安定、児童の健全育成など、社会的自立に向けて支援する。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区児童福祉法の施行に関する規則 世田谷区母子生活支援施設保護実施要綱
予算 [歳出] 455,316,000円	決算 [歳入] ［国］114,864,483円 ［都］25,087,000円 ［他］899,400円 [歳出] 391,429,291円

＜母子生活支援施設の在籍状況（令和５年４月１日現在）＞

公私別	名　称	定　員（世　帯）		入　所　状　況	
		認可	暫定	世帯	人員
私立	母子生活支援施設かわだ	14	12	6	12
	ナ オ ミ ホ ー ム	10		5	11
公立	パ ル メ ゾ ン 上 北 沢	25	13	13	32
計		49		24	55

（※私立については区外広域入所世帯を除く）

都営交通の無料乗車券

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	東京都交通局
事業の概要、目的	児童扶養手当を支給されている世帯に都営交通(都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー)の無料乗車券を交付することにより、福祉の向上を図る。
対　　象	児童扶養手当を支給されている世帯のうち１名

JR 通勤定期の割引

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	東京都福祉保健局
事業の概要、目的	児童扶養手当を支給されている世帯で JR を利用して通勤している場合、通勤定期乗車券を 3 割引で購入できる制度である。
対　　象	児童扶養手当を支給されている世帯

7. 資金の貸し付け

母子及び父子福祉応急小口資金の貸し付け

事業の開始
昭和40年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課		
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当		
事業の概要、目的	ひとり親家庭に対しては、その福祉を増進するために母子及び父子福祉資金の貸し付けその他、行政上の措置が講じられているが、その社会的、経済的特殊事情による所得水準の低さから、日常不意に生ずる僅少の出費にも生活の安定を脅かされる家庭が少なくないため、応急に必要とする小口資金の貸し付けを行っている。貸付金は100,000円を限度として無利子、無担保で保証人を必要としない。償還については、据置期間3か月経過後から20か月以内の均等償還となる。		
根拠法令等	［区］世田谷区母子及び父子福祉応急小口資金貸付条例 世田谷区母子及び父子福祉応急小口資金貸付条例施行規則		
対　　象	配偶者のない女子又は男子であって、現に20歳未満の児童を扶養し、応急に小口資金を必要とする者		
予　算	**［歳出］** 1,000,000円	**決　算**	**［歳入］**［他］625,581円※過年度貸付分の償還金 **［歳出］** 581,800円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸付延件数	3	5	7
貸付金額	300,000	465,000	581,800

母子及び父子福祉資金の貸し付け

事業の開始
昭和39年7月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	死別、離婚などのため、配偶者のいない者で、現に20歳未満の児童を扶養している者の生活設計の一助として、経済的自立を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として貸し付けを行う。
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 ［都］東京都母子及び父子福祉資金貸付条例 東京都母子及び父子福祉資金貸付条例施行規則
対　　象	都内に6ヵ月以上居住しているひとり親家庭の母等で、20歳未満の児童を扶養している者

資金の種類・対象者

資金の種類			貸付の条件			
資金の名称	貸付対象	貸付金の内容	貸付限度額	据置期間	償還期限	利子
事業開始資金	母・父 母子・父子福祉団体	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械等の購入資金	3,140,000円 （母子家庭の母又は父子家庭の父等の共同事業の場合4,710,000円）	貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内	無利子
事業継続資金	母・父 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	1,570,000円	貸付の日から6か月	据置期間経過後7年以内	無利子

技能習得資金	母・父	事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（授業料、入学金など）	・知識技能を習得する期間中（5年以内）　月額 68,000円 ・自動車運転免許を習得する場合　460,000円	習得期間満了後1年間	据置期間経過後20年以内	無利子
修業資金	児童・子	児童が事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（授業料、入学金など）	・知識技能を習得する期間中（5年以内）　月額 68,000円 ・自動車運転免許を習得する場合　460,000円	習得期間満了後1年間	据置期間経過後20年以内	無利子
就職支度資金	母・父又は児童	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	100,000円 ・通勤のために自動車を購入する場合　330,000円	貸付の日から1年間	据置期間経過後6年以内	無利子
医療介護資金	母・父又は児童	医療又は介護保険によるサービスを受けるために必要な資金	医療　340,000円 特別　480,000円 介護　500,000円	医療又は介護を受ける期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内	無利子
生活資金	母・父	1. 技能習得期間中又は医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するために必要な資金 2. 母子家庭又は父子家庭等になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金 3. 失業している期間中（ただし離職した日から1年以内）の生活を維持するために必要な資金（貸付期間1年以内）	・1の技能修得期間中　月額 141,000円 ・1の医療介護期間中及び2，3の期間中　月額 105,000円（ただし生計中心者でない場合 70,000円） ・2の生活安定期間中の養育費取得のための裁判費用（12月相当）　1,260,000円 ・3の失業期間中　月額 105,000円（ただし生計中心者でない場合　70,000円）	習得期間満了後6か月 医療又は介護期間満了後6か月 生活安定貸付期間満了後6か月 失業貸付期間満了後6か月	据置期間経過後20年以内 据置期間経過後5年以内 据置期間経過後8年以内 据置期間経過後5年以内	無利子
住宅資金	母・父	自己所有の住宅の建設、購入、及び現に居住する住宅の増改築・補修又は保全に必要な資金	1,500,000円 災害、老朽等による増改築及び住宅建設・購入の場合 2,000,000円	貸付の日から6か月	据置期間経過後6年以内 据置期間経過後7年以内	無利子
転宅資金	母・父	転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金	260,000円	貸付の日から6か月	据置期間経過後3年以内	無利子
結婚資金	児童・子	児童又は子の婚姻に際し必要な資金	300,000円	貸付の日から6か月	据置期間経過後5年以内	無利子
修学資金	児童・子	児童又は子が高校、短大、大学、高専又は専修学校において修学するのに必要な資金	「修学資金の学校・学年別貸付限度額」参照	貸付による修学終了後6ヶ月	据置期間経過後20年以内 専修学校（一般）5年以内	無利子
就学支度資金	児童・子	児童が小学校、中学校に入学するために必要な資金（所得税非課税世帯の方）	小学校入学者　64,300円 中学校入学者　81,000円	中学卒業後6か月	据置期間経過後20年以内	無利子
		児童又は子が高校、短大、大学、高専又は専修学校に入学するために必要な資金（入学金、施設費、制服代	・専修学校（一般過程）及び公立の高等学校、高等専門学校、専修学校（高等過程）に入学する場合　160,000円	貸付による修学終了後6ヶ月	専修学校（一般課程のみ）5年以内	

		など）	・私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程）に入学する場合　420,000円			
			国公立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）に入学する場合　420,000円			
			私立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に入学する場合　590,000円			
			国公立の大学院に入学する場合　380,000円			
			私立の大学院に入学する場合　590,000円			
		知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金	282,000円	貸付による修学終了後6ヶ月	据置期間経過後5年以内	

※修業資金、就職支度資金（児童分）、修学資金、就学支度資金以外の資金については、原則、保証人を立てた場合に無利子の貸付となる。収入を明らかにする書類及び生活費収支内訳により償還可能であると判断でき、かつ、保証人を探す努力をしてもなお困難であると認められる場合、年1%の利子で貸付を行う。

※「児童」とは、配偶者のない女子又は男子が扶養する20歳未満の子ども等をいう。
「子」とは、配偶者のない女子又は男子が扶養する20歳以上の子ども等をいう。

※令和5年度より、事業開始資金，事業継続資金，就職支度資金，生活資金，結婚資金，就学資金（専修学校一般課程）において、貸付限度額が引き上げられる。

※令和5年度より、生活資金に、家計急変による収入激変緩和のために必要な資金が新設される。

修学資金の学校・学年別貸付限度額　　**（月額、単位：円）**

学校種別			1年	2年	3年	4年	5年	備考
高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			償還期限（最長）据置期間経過後20年以内 専修学校（一般課程のみ）5年以内 据置期間（最長）卒業後6か月間
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500			
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500			
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	
専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学	67,500	67,500				

		自宅外通学	78,000	78,000				
	私立	自宅通学	89,000	89,000				
		自宅外通学	126,500	126,500				
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500				
		自宅外通学	96,500	96,500				
	私立	自宅通学	93,500	93,500				
		自宅外通学	131,000	131,000				
大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000		
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500		
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500		
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000		
大学院	修士課程相当		132,000	132,000				
	博士課程相当		183,000	183,000	183,000			
専修学校（一般課程）			51,000	51,000				

1　学校の正規の修学年限が上記の表の期間を超える場合も、学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用する。

2　高等専門学校などに就学中の児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合は、各々の金額に児童扶養手当の相当額を加算した額が貸付限度額になる。

3　修士課程相当とは、修士課程、博士前期課程、専門職学位課程（専門職大学院）、一貫制博士課程前期相当分をいう。

4　博士課程相当とは、博士課程（博士医・歯・獣医・薬（6 年制学部卒）学課程を含む）、博士後期課程、一貫制博士課程後期相当分をいう。

5　一般課程とは、修業年限2年未満の専門課程と一般課程をいう。（就学支度資金も同様）

6　継続貸付の場合は、貸付決定時の限度額が適用される。

＜実績＞

貸付金の種類	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	2	1,093,800	1	277,800	2	1,371,600

生活資金	1	141,000	3	2,995,000	2	1,722,000
事業継続資金	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0
転宅資金	6	1,560,000	0	0	6	1,495,000
修学資金	196	132,351,202	187	124,235,604	164	110,601,662
修業資金	1	816,000	1	816,000	0	0
就学支度資金	40	12,559,000	30	8,297,800	27	7,034,800
医療介護資金	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0
計	246	148,521,002	222	136,622,204	201	120,853,462

女性福祉資金の貸し付け

事業の開始
昭和52年10月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	寡婦、未婚など配偶者のいない女性や、要保護女子に対し、経済的自立と社会的安定を図るために必要な資金を貸し付ける。
根拠法令等	［区］世田谷区女性福祉資金貸付条例 世田谷区女性福祉資金貸付条例施行規則
対　　象	(1)　配偶者のない女子であって、現に引き続き6月以上東京都の区域内に居住し、かつ、世田谷区の区域内に住所を有する25歳以上のもの (2)　世田谷区の区域内に居住している女子で、行動又は環境に照らし、援護及び指導を必要とすると区長が認めたもの
予　算	**［歳出］** 4,500,000円
決　算	**［歳入］**［他］9,903,648円※過年度貸付分の償還金 **［歳出］** 2,132,000円

世田谷区女性福祉資金一覧

資金の種類	貸付金の内容	貸し付けの限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金	2,820,000円	貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内	無利子
事業継続資金	事業を継続するのに必要な資金	1,410,000円	貸付の日から6か月間	据置期間経過後7年以内	無利子
技能習得資金	女性または女性が扶養している子が事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金	知識技能を習得する期間中(3年以内) 月額50,000円	習得期間満了後6か月間	据置期間経過後10年以内	無利子
就職支度資金	女性または女性が扶養している子の就職に際し必要な資金	100,000円 (通勤のために自動車を購入する場合　310,000円)	貸付の日から1年間	据置期間経過後6年以内	無利子
住宅資金	現に居住する住宅を建設・購入・補修・保全・改築または増築するのに必要な資金	1,500,000円 (特に必要と認められる場合2,000,000円)	貸付の日から6か月間	据置期間経過後6年以内 (特別な場合7年以内)	年1.2%
転宅資金	住居を移転するために必要な資金	260,000円	貸付の日から6か月間	据置期間経過後3年以内	年1.2%

療養資金	女性または女性が扶養している子が医療を受けるのに必要な資金	250,000円 （特に必要な場合 430,000円）			医療を受ける期間満了後6か月間	据置期間経過後5年以内	無利子
生活資金	技能習得資金・療養資金の貸し付けを受けている期間又は失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金	技能習得資金の借受期間中もしくは療養資金の貸し付けを受けている期間又は失業期間中の1年以内 月額103,000円			技能習得・療養期間満了後失業貸付期間満了後6か月	据置期間経過後10年以内（技能） 据置期間経過後5年以内（療養・失業）	（技能習得・療養） 無利子 （失業） 年1.2%
結婚資金	女性または女性が扶養している子の婚姻に際し必要な資金	300,000円			貸付の日から6か月間	据置期間経過後5年以内	年1.2%
修学資金	女性または女性が扶養している子が高校、短大、大学、高専又は専修学校に修学するのに必要な資金	「女性福祉資金　修学資金の学校・学年別貸付限度額」参照			卒業後6か月間	据置期間経過後20年以内	無利子
就学支度資金	女性または女性が扶養している子が入学するために必要な資金	小学校	所得税非課税	39,200	中学校卒業後6か月間	中学には中等教育学校前期課程を、高校には中等教育学校後期課程を含む 据置期間経過後20年以内	無利子
		中学校		45,800			
		高校・高専・専修学校・各種学校等		100,000	卒業後6か月間		
		私立高校・高専・専修学校の高等課程へ入学		240,000			
		国公立大学・短大・専修学校専門課程へ入学		380,000			
		私立大学・短大・専修学校の専門課程へ入学		390,000			

女性資金　修学資金の学校・学年別貸付限度額　　（月額、単位：円）

学校種別			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校・専修学校の高等課程	国公立	自宅通学	16,000 (24,000)	16,000 (24,000)	16,000 (24,000)		
		自宅外通学	21,000 (31,500)	21,000 (31,500)	21,000 (31,500)		
	私立	自宅通学	28,000 (42,000)	28,000 (42,000)	28,000 (42,000)		
		自宅外通学	33,000 (49,500)	33,000 (49,500)	33,000 (49,500)		
高等専門学校	国公立	自宅通学	19,000 (28,500)	19,000 (28,500)	19,000 (28,500)	38,000 (57,000)	38,000 (57,000)
		自宅外通学	20,500 (30,700)	20,500 (30,700)	20,500 (30,700)	44,000 (66,000)	44,000 (66,000)
	私立	自宅通学	30,000 (45,000)	30,000 (45,000)	30,000 (45,000)	46,000 (69,000)	46,000 (69,000)
		自宅外通学	33,000 (49,500)	33,000 (49,500)	33,000 (49,500)	56,000 (84,000)	56,000 (84,000)
短期大学・専修学校の専門課程	国公立	自宅通学	40,000 (60,000)	40,000 (60,000)			
		自宅外通学	46,000 (69,000)	46,000 (69,000)			
	私立	自宅通学	48,000 (72,000)	48,000 (72,000)			
		自宅外通学	55,000 (82,500)	55,000 (82,500)			

大　学	国公立	自 宅 通 学	40,000 (60,000)	40,000 (60,000)	40,000 (60,000)	40,000 (60,000)	
		自宅外通学	46,000 (69,000)	46,000 (69,000)	46,000 (69,000)	46,000 (69,000)	
	私立	自 宅 通 学	49,000 (73,500)	49,000 (73,500)	49,000 (73,500)	49,000 (73,500)	
		自宅外通学	59,000 (88,500)	59,000 (88,500)	59,000 (88,500)	59,000 (88,500)	
専 修 学 校 (一般課程)			27,000 (40,500)	27,000 (40,500)			

1　(　) 内の金額は、審査の結果、修学に際し一般分限度額を超え必要と認められる場合に貸付可能な特別分限度額である。

＜実績＞

貸付金の種類	令和２年度		令和３年度		令和４年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始	0	0	0	0	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0
技能習得	0	0	0	0	0	0
就職支度	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0
療養資金	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0
修学資金	3	1,398,000	4	3,336,000	2	1,872,000
就学支度	0	0	0	0	1	260,000
計	3	1,398,000	4	3,336,000	3	2,132,000

8. 若者支援

メルクマールせたがや（世田谷若者総合支援センター内）

事業の開始
平成26年9月

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	ひきこもり等の様々な理由から社会との接点が持てず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができないなどの生きづらさを抱えた方やその家族に対して、面談や活動ルームでのプログラム、イベント及び家族セミナーを実施し、就労支援機関である「せたがや若者サポートステーション」と一体的に『世田谷若者総合支援センター』として運用する。また令和4年4月より三軒茶屋に移転し、ひきこもり相談窓口「リンク」をぷらっとホーム世田谷と共同で運営している。
根拠法令等	[区]子ども・若者育成支援推進法 世田谷区子ども・若者総合相談センター事業実施要綱
対　　象	中高生世代以上の世田谷区民の方とそのご家族の方（令和4年4月より「ひきこもり」について年齢制限撤廃）
予算 **[歳出]** 86,107,083円	**決算** **[歳入]**[国]22,184,000円 [都]28,505,000円 **[歳出]** 83,564,858円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ相談件数	3,198件	3,857件	4,850件
延べ居場所利用件数	1,672件	1,494件	1,669件
個別ケース検討会議	23回	22回	15回

池之上青少年交流センター「いけせい」

事業の開始
平成26年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課若者支援担当
事業の概要、目的	地域住民との密接なつながりを生かしながら、社会教育施設としてこれまで築いてきた実績や学校等とのネットワークをベースに、中高生世代以上が地域や社会とつながる新たな取り組みの強化充実を図るとともに、福祉的就労事業を通して、若者が仕事に対するイメージを醸成し、社会で働く自信と意欲を高めていく機会を創出する。 様々な世代との交流を通じて若者の自己形成を育み、地域の次代の担い手づくりを推進する施設として位置づけ運営している。
根拠法令等	[区] 世田谷区立青少年交流センター条例 世田谷区立青少年交流センター条例施行規則 世田谷区立池之上青少年交流センター運営委員会設置要綱
対　　象	青少年及び5人以上の青少年団体・青少年育成団体。ただし、青少年の活動に支障のない範囲で一般の方や団体も条件に応じて利用可。
予算 **[歳出]** 74,058,000円	**決算** **[歳入]**[都]23,410,000円 [他]770,120円 **[歳出]** 73,237,295円

※予算及び決算の額には、中長期保全計画に基づく改修工事分を含まない。

＜利用実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用人数	20,686名	34,040名	40,569名
個人利用人数	17,201名	29,581名	33,297名
団体利用人数	3,485名	4,459名	7,272名
団体登録数	111団体	77団体	85団体

※緊急事態宣言発令により令和2年4月1日から6月8日まで休館

※令和3年度より**青少年交流センター池之上青少年会館**から名称を変更

野毛青少年交流センター「のげ青」

事業の開始
平成26年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課若者支援担当
事業の概要、目的	豊かな自然環境の中にある静かな立地や多機能な施設特性を活かし、年間を通して、若者の「やってみたい！を応援するベースキャンプ」を目指した居場所プロジェクトや宿泊事業、就労や社会参加に向けた一歩が踏み出せない若者に対する福祉的就労事業を実施している。児童館や地域活動団体等と連携し、子ども・若者の活動や多世代交流の推進につながる広域的な交流施設として位置づけ、運営している。
根拠法令等	[区] 世田谷区立青少年交流センター条例 世田谷区立青少年交流センター条例施行規則 世田谷区立野毛青少年交流センター運営委員会設置要綱
対　　象	青少年及び5人以上の青少年団体・青少年育成団体。ただし、青少年の活動に支障のない範囲で一般の方や団体も条件に応じて利用可。
予　算	**[歳出]** 88,372,000円
決　算	**[歳入]** [都]18,416,689円 [他]126,136円 **[歳出]** 86,655,179円

＜利用実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本館（予約利用）	163名	196名	517名
別館（予約利用）	30名	20名	31名
フリースペース	11,519名	17,687名	20,408名

※緊急事態宣言発令により令和2年4月1日から6月8日まで休館

希望丘青少年交流センター「アップス」

事業の開始
平成31年2月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課若者支援担当
事業の概要、目的	「若者が多世代との交流を通じて、社会・地域の担い手となるよう、地域とともに若者の学びや成長を支える」ことをコンセプトとし、地域の中で、若者の成長と自立に寄り添い、「若者が力を発揮する地域づくり」を担う中核的な拠点となるよう位置づけ、運営している。地域資源のネットワークを構築し、若者が「本物」に触れることができる創造的な事業を実施しているほか、若者の福祉的な就労事業等を通じて、将来の仕事、実社会につながるような体験や成功体験となるような魅力的な企画を展開し、その成果を発表する機会を多く提供している。また、大学生スタッフが中心となって運営する中高生の居場所「あいりす」や「たからばこ」（大学連携事業）の運営サポート業務を行っている。
根拠法令等	[区] 世田谷区立青少年交流センター条例 世田谷区立青少年交流センター条例施行規則 希望丘青少年交流センター運営委員会設置要綱
対　　象	青少年及び5人以上の青少年団体・青少年育成団体。
予　算	**[歳出]** 213,173,000円
決　算	**[歳入]** [都]31,361,808円 [他]6,129,616円 **[歳出]** 211,432,361円

※予算及び決算の額には、希望丘複合施設維持管理分及び大学連携事業分を含む。

＜利用実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用人数	34,302名	46,986名	58,348名

※緊急事態宣言発令により令和2年4月1日から6月8日まで休館

児童養護施設退所者等支援事業

事業の開始
平成28年4月

窓口・所管	子ども・若者部児童相談支援課
事業の概要、目的	児童養護施設（里親、自立援助ホーム含む）を退所した若者に対して、住宅支援、居場所・地域交流支援、返済不要の奨学金の給付を行い、退所者等の社会的自立を支援する。令和5年度より(4)から (6)の拡充を実施すると同時に、「児童養護施設退所者等奨学基金条例」を「児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例」に改正し、基金に寄せられた寄附のさらなる活用を図る。 (1)住宅支援 高齢者向け借上げ区営住宅の空室を安価で提供し、児童養護施設等を巣立った若者が地域の中で安定した生活基盤を持てるよう支援する。大学等進学者は所定の修学年限の最終年度末まで、就職者は最長2年間入居が可能。 (2)居場所・地域交流支援 退所者等が、地域の中で身近に相談できる仲間や大人たちと交流する場、自分の好きなように寛いで過ごせる居場所として、区内2か所で実施。 (3)給付型奨学金事業 児童養護施設等を退所した若者を社会全体で支える仕組みとして「世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金」を創設。大学等への進学にあたり親族等の経済的な支援を受けられない退所者等に、寄附を原資とする奨学金を給付し、学業と生活を両立させながら社会的自立を図れるよう支援する。 (4)資格等取得支援（令和5年度より） 進学・就職の進路選択にかかわらず、就職に役立つ資格等の取得費用（普通自動車第一種運転免許取得は上限30万円、その他資格は上限10万円）を給付する。 (5)家賃支援（令和5年度より） アパート等でひとり暮らしをする退所者等の家賃負担を一定期間軽減するため、家賃支援（上限月額3万円）を行う。 (6)相談支援（令和5年度より） 退所者等の個々の状況に応じた継続的できめ細やかな相談支援を実施する。
根拠法令等	[区]　世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例 世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金事業実施要綱
対　　象	児童養護施設（里親、自立援助ホーム含む）を退所した者等
予　算	**[歳出]** 60,113,000円
決　算	**[歳入]**[都] 4,619,000円 [他]31,436,576円 ※世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金への寄附を含む **[歳出]** 42,513,598円

＜実績＞

	令和2年度※	令和3年度	令和4年度
住宅支援	3名	5名	7名
居場所・地域交流支援	延べ164名	延べ235名	延べ236名
	内退所者68名	内退所者109名	内退所者94名
給付型奨学金	7名	8名	15名
	給付総額1,608,306円	給付総額2,255,776円	給付総額6,980,305円

※令和2年度実績（居場所）4月、5月は緊急事態宣言のため活動中止

＜児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金　寄附実績＞

令和2年度	令和3年度	令和4年度
386件	326件	424件
69,493,399円	31,123,916円	23,200,271円

SNS等を活用した若者による若者のための情報発信事業

事業の開始
平成29年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課若者支援担当
事業の概要、目的	若者に身近なSNSを活用し、これまで届かなかった若者層に情報を届ける取り組みとして、若者自身が主体的に活動に取り組む『情熱せたがや、始めました。』(ねつせた！)を実施する。
根拠法令等	
対　　象	中高生および大学生世代を中心とした若者
予　算 [歳出] 4,836,742円	決　算 [歳入] [都] 2,073,000円　[歳出]4,212,884円

第５章　保健・衛生

1. 健康づくり

健康教室

事業の開始
昭和58年

窓口・所管	各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	区民の自主的な健康づくりを推進するため、生活習慣病や地域の特性に応じた健康教室を、各総合支所健康づくり課の主催及び出張所・まちづくりセンター、地域のグループ、児童館との共催や連携により実施する。
根拠法令等	健康増進法、地域保健法 ［区］世田谷区健康づくり推進条例、健康せたがやプラン（第二次）
対　　象	区民
予　算	**[歳出]** 3,223,000円
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 1,594,056円

※栄養・歯科の健康教室を含む。

健康づくり事業

事業の開始
昭和58年

窓口・所管	各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	総合支所の健康づくり行動計画を元に、地域の特性（人材、場所、施設など）を活かし、区民の参画、協働による健康づくり事業（健康マップづくり、ウォーキングイベント等）を実施する。
根拠法令等	健康増進法、地域保健法 ［区］世田谷区健康づくり推進条例、健康せたがやプラン（第二次）
対　　象	区民
予　算	**[歳出]** 2,292,190円
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 1,295,659円

※この事業は第11章「関係団体」にも掲載されています。

＜実績＞

地　域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
主な事業	親子の活動力アップ普及啓発動画の作成とDVD上映 健康スイッチON講座の開催 児童館等での適塩普及啓発 家庭教育学級での食育事業 地域イベント「子育てミニメッセ」を開催 親子の活動力アップカード、ポスターによる普及啓発	健康まねきの会（北沢健康プラン）総会、作業部会開催 せたがや梅まつり会場でのPR活動（適塩、アルコール、握力測定） まちづくりセンターでの健康づくり事業、児童館での食生活習慣普及啓発等	健康推進会議、健康いちばん会活動はコロナ感染防止のために開催なし	砧地域健康づくり推進連絡会の開催 健康講座（日常生活にちょっとした運動を取り入れるヒント）、児童館での歯科講座、男性のための初心者料理講座の開催 身近なまちづくり推進協議会、関係機関および民間事業者からの依頼による健康教室の開催 こころとからだの健康づくりに関するアンケート調査の実施	健康サポーター会議・健康サポーターコア会議（烏山地域健康づくり行動計画）、ベビーカーウォーキング、ちとから健康マップ作成等 児童館で歯科・栄養・保健の健康について普及啓発 まちづくりセンターで健康教室を協力して実施 地域イベント「トライアングルフェスタ」でアルコール予防教育・禁煙・女性の健康について普及啓発
参加人数	2,033	963	0	761	936

情報発信	「家族の健康守り隊！！～今日から防災力アップ」、「親子の活動力アップカード」、「世田谷地域版健康プラン概要版」「ウォーキングマップ～5地域お勧めコース編」、「せたがやプラス1啓発チラシ、適塩普及啓発ちらし 他	きたざわ健康まねきの会ニュース発行、代沢まちづくりセンター作成の「みんなの代沢マップ」裏面に健康まねき体操掲載、「健康づくり健康せたがやプラス1みんなで楽しくおいしく」、「災害時に役立つ健康づくり」「適塩啓発ちらし」の配布	「健康いちばん32号」の発行、配布 健康せたがやプラス1普及啓発チラシ配布 「健康的に筋力アップ！」啓発チラシ作成、乳幼児健診等で配布	砧健康づくりウォーキングマップ「歩きぬた」・Tohode ウォーキングマップ・ガイドブックの配付 啓発用パネルの掲示、デジタルサイネージによる配信 健康せたがやプラス1啓発チラシ、歯ブラシの配付 商店街向けに健康・栄養情報の配付およびポスター掲示を依頼	ちとから健康マップ6種類の配布 健康せたがやプラス1啓発チラシ等の配布 「ちょこっと体操」、「ストレッチ体操」の動画配信を区ホームページ掲載し情報発信 商店街放送を活用し、健診・検診の受診を勧奨 中学校の家庭教育学級で「こころの健康」について普及啓発
配布数	12,533 枚	17,500 枚	15,000 枚	5,009 枚	5,000 枚

⑴ 栄養士衛生教育（集団）　　（上段（ ）内は回数、下段は人数）

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	保健所	計
生活習慣病予防	(12)	(15)	(10)	(27)	(12)	―	(76)
	371	198	123	332	115	―	1,139
男の料理	-	(3)	-	(2)	-	-	(5)
	-	26	-	24	-	-	50
マタニティクッキング	-	(3)	-	-	-	-	(3)
	-	7	-	-	-	-	7
子育て	(15)	(7)	(0)	(15)	(12)	(0)	(49)
	349	123	0	366	234	0	1,072
地域行動計画	(14)	(0)	(0)	(1)	(11)	-	(26)
	205	0	0	18	334	-	557
健康プラン食育	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(4)	(7)
	24	0	0	0	46	787	857
精神	(0)	(0)	(1)	(1)	(6)	-	(8)
	0	0	1	10	36	-	47
その他	(1)	(1)	(2)	(0)	(3)	(0)	(7)
	36	19	31	0	102	0	188
計	(43)	(29)	(13)	(46)	(46)	(4)	(181)
	985	373	155	750	867	787	3,917

※健康教室・健康づくり事業の再掲を含む。
※栄養の健康教室・健康づくり事業以外の事業も含む。

⑵ 歯科衛生教育

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	計
歯周病予防	(0)	(3)	(1)	(1)	(0)	(5)
	0	75	2	8	0	85
乳幼児むし歯予防	(7)	(5)	(0)	(13)	(5)	(30)
	148	37	0	196	65	427
その他	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	0	0	0	0	0	0
計	(7)	(8)	(1)	(14)	(5)	(35)
	148	112	2	204	65	512

健康増進事業

事業の開始
昭和51年10月

窓　　口	（公財）世田谷区保健センター
事業所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	健康度測定等の健康チェック、実践的な健康教室、自主グループ等への運動指導員の派遣や区民の自主的な健康づくり活動を支援する「せたがや元気体操リーダー」の養成等の地域の健康づくり支援、生活習慣病重症化予防、障害者の健康づくりを実施する。
対　　象	18歳以上の区民等
予　算 [歳出] 208,847,300円	決　算 [歳入] [他] 7,915,100円 [歳出] 208,847,300円

＜実績＞区委託事業

事業名	事業内容等		令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康増進事業	健康度測定･再測定･運動負荷		553人	623人	717人
	健康増進指導		3,477人	※1 6,917人	※1 11,921人
	地域での健康づくり支援		726回	920回	1,223回
	健康づくり支援リーダーの養成	リーダー養成	0人	11人	0人
		研修＆交流会※2	㈹10回 ㈿6回	㈹10回 ㈿6回	6回
		実技講習会	9人	26人	4回
		個別実習	9人	26人	30人
		実地指導	14回	195回	308回
	重症化予防対策	派遣型集団指導	中止	中止	6回
		電話支援	-	6人	10人
		個別指導	2人	2人	9人
		動画配信	-	-	477回
	障害者の健康支援プログラム	リハビリ･スポーツ講座※3	10回	7回	-
		健康づくり講座（施設内）	3回	6回	9回
		障害者地域支援	-	6回	19回

※1 壮年期の健康づくり教室、障害者の健康づくり講座を含む
※2 令和4年度より研修と交流会を合同開催
※3 令和3年度で終了

糖尿病予防教室

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	糖尿病の予防、生活習慣の改善を目的に医師・運動指導員による個別指導や講演会を各 1 回実施する。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 4 年度は休止。
根拠法令等	［区］糖尿病予防教室実施要綱
対　　象	各種健康診査等で糖尿病の要指導と診断された区民等
予　算	**[歳出]** 0 円
決　算	**[歳入]** ［都］ 0 円 **[歳出]** 0 円

＜実績＞

内　容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
糖尿病予防教室（1 日コース）	新型コロナウイルス感染症の影響により、休止	新型コロナウイルス感染症の影響により、休止	新型コロナウイルス感染症の影響により、休止
糖尿病予防教室（講演会）			

受動喫煙対策にかかる主な取組み

事業の開始
平成 31 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	令和 2 年 4 月 1 日に全面施行された改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例を踏まえ、区民・事業所等への周知啓発を行うとともに、区民・事業所等からの問合せや苦情・通報に対しては、民間委託によりコールセンターを設置し対応している。 苦情・通報等 により義務違反が疑われた施設管理者等に対しては、民間委託により普及啓発等を実施し、改善がみられない場合は、保健所職員が国や東京都のガイドライン等に基づき、段階的に指導・助言、勧告・公表、命令、罰則を適用する。
根拠法令等	健康増進法、［都］東京都受動喫煙防止条例
対　　象	区民、施設管理者等
予　算	**[歳出]** 11,182,000 円
決　算	**[歳入]** [国]205,000 円 [都] 4,678,000 円 **[歳出]** 8,948,168 円

＜実績＞

内　容	令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度		
受動喫煙相談コールセンターの設置（民間委託）	241 件			79 件			55 件		
	内訳	問合せ	194 件	内訳	問合せ	46 件	内訳	問合せ	40 件
		苦情･通報	47 件		苦情･通報	33 件		苦情･通報	15 件
苦情･通報等へ対する普及啓発等の実施（民間委託） ※1※2	98 件			166 件			117 件		
苦情･通報等へ対する指導･助言、勧告･公表、命令、罰則の適用 ※3	0 件			0 件			0 件		
喫煙可能室にかかる届出（設置･変更･廃止）	138 件			17 件			25 件		
	内訳	設置	132 件	内訳	設置	15 件	内訳	設置	23 件
		変更	2 件		変更	1 件		変更	2 件
		廃止	4 件		廃止	1 件		廃止	0 件

※1 区民や施設管理者等の任意の協力により対応可能な業務

※2 コールセンターへの苦情･通報のほか、健康企画課への苦情･通報や民間委託による飲食店への巡回調査等により義務違反と疑われたケースへの対応も含む。

※3 行政処分や立入権限を必要とする場合など、保健所職員による業務

妊婦向け受動喫煙防止啓発用ストラップの交付

事業の開始
平成18年11月

窓　　口	各総合支所健康づくり課・くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、健康推進課
所　　管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	妊婦に対する受動喫煙の予防を広く啓発するために、妊娠期面接の際に「妊婦向け受動喫煙防止啓発用ストラップ」を交付する。
根拠法令等	健康増進法 ［区］世田谷区健康づくり推進条例、健康せたがやプラン
対　　象	区民

＜実績＞

年度／区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付数（個）	7,688	5,726	6,331

2. 食育の推進

世田谷区食育推進会議

事業の開始
平成24年8月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	区の食育を推進する関係者相互のネットワークの強化を図り、食育施策・事業等をより効果的に実践する。		
根拠法令等	食育基本法、[区]世田谷区食育推進会議設置要綱		
予　算	**[歳出]** 816,400円	**決　算**	**[歳入]** [都]248,477円　**[歳出]** 496,953円

＜実績＞世田谷区食育推進会議他食育事業

内　容	実施回数等
食育推進会議	2回（※1）
世田谷区食育ガイドブック活用講座	1回（※2）
適塩啓発事業	休止（※3）

※1 書面･オンライン開催
※2 オンライン講座
※3 新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止

地域の食のコミュニケーション推進部会

事業の開始
平成14年3月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	区民、大学、企業、NPO、区で構成するネットワークで、各年代の豊かで健康的な生活の実現を目指し、食育講座など食の啓発事業等を実施している。		
根拠法令等	健康増進法、食育基本法		
対　　象	区民		
予　算	**[歳出]** 332,400円	**決　算**	**[歳入]** [都]290,437 円　**[歳出]** 580,874 円

＜実績＞地域の食のコミュニケーション推進部会等食育事業

内　容	実施回数
全体会	4回
大人の食育講座･その他食育事業	1回（※1）

※1　アニメ動画配信

地域の食の環境づくりの推進

事業の開始
平成16年9月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	地域で食教育に携わる食育関係者及び大学教員、行政で食生活をめぐる課題を解決するため、連携・協働し、望ましい食習慣を促す取り組みを展開することにより、世田谷区の食環境づくりの推進に取り組んでいる。		
根拠法令等	健康増進法、食育基本法		
対　　象	区民および在勤または在学の者		
予　算	［歳出］813,746円	**決　算**	［歳入］　［都］　301.030円［歳出］　607,570円

＜実績＞

実　施　内　容	実施回数等
地域の食環境づくり推進部会 （ワーキング含む）	9回

外食栄養成分等表示（栄養サポート店事業）

事業の開始
平成15年9月

窓口・所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	区民の総合的な健康づくりに役立てるため、今後ますます増加が予想される外食の機会に対応し、商店街や給食施設などと協働しメニューの栄養成分表示、食事バランスガイド表示をはじめとする健康・栄養情報の提供を行っている。健康・栄養情報は区内2大学との協働にて作成した情報を活用している。		
根拠法令等	健康増進法 ［区］世田谷区外食栄養成分等表示事業実施要綱		
対　　象	区内商店街・給食施設		
予　算	**[歳出]** 1,125,569円	**決　算**	**[歳入]** [都] 699,970円　**[歳出]** 1,139,734円

＜実績＞

内　容	実　績
栄養サポート店･協力店舗	1,725店舗
栄養サポート店･協力店舗商店街	86商店街
大学との協働による栄養情報作成	休止（※）

※　新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止

3. 公衆衛生思想の普及

公衆衛生思想の普及啓発

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	区民の健康意識向上のため、医師会、歯科医師会に委託して講演会などの普及啓発事業を実施する。		
対　　象	区民		
予　算	**[歳出]** 867,000円	**決　算**	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 49,500円

＜実績＞

健康フェスタ世田谷

区分＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日　　程	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止
主な事業			
会　　場			
区民参加数（人）			
共催・協賛・後援（団体）			

公衆衛生思想の普及啓発

	実 施 日	延参加者数　（人）
8020歯っぴい＆健康フェスタ世田谷 ※新型コロナウイルス感染症の影響により会場での催しは中止となったが、8020 運動の達成者（令和4年度中に80歳になりかつ自分の歯が20本以上ある方）への認定証発送（273名）は行った。	中止	-
区民のための健康教室（世田谷）	中止	-
区民のための健康教室（玉川）	中止	-

薬物乱用防止普及啓発

事業の開始
昭和54年11月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議会を中心に、青少年等の薬物乱用防止のためのキャンペーンや広報・普及啓発活動を行う。		
根拠法令等	［都］東京都薬物乱用防止指導員設置要綱		
対　　象	区民		
予　算	**[歳出]** 562,050円	**決　算**	**[歳入]** ［都］228,000円　**[歳出]** 521,921円

＜実績＞主な活動

街頭活動（啓発活動）	新型コロナウイルス感染症により、イベントが縮小されたため、実施なし
区内の中学生を対象とした標語・ポスター募集	標語：742応募　ポスター：165応募

歯と口の健康に関する図画・ポスターコンクール

事業の開始
昭和55年

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	区内の小学生を対象に歯の衛生に関する図画ポスターを募集し、審査会、展示、表彰式を行い、歯科保健に関する普及啓発活動を行う。		
対　　象	区内小学生		
予　算	[歳出] 1,367,960円	決　算	[歳入] 特定財源なし　[歳出] 1,365,980円

＜実績＞

年度	参加校数	応募作品数
2	17校	672
3	26校	1,384
4	31校	1,315

がんについての講演会

事業の開始
平成23年3月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	がんに関する正しい知識の普及とがん患者等への理解を深める講演会を実施する。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、動画配信とした。		
根拠法令等	［区］世田谷区がん対策推進条例		
対　　象	希望者		
予　算	[歳出] 430,429円	決　算	[歳入][都] 155,000円　[歳出] 361,927円

＜実績＞がんについての講演会（動画配信）

年度	実施回数
2	1回
3	1回
4	1回

区立小学校・中学校におけるがんの講話

事業の開始
平成27年

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課、教育政策部教育指導課		
事業の概要、目的	区立小学校と中学校で、がん体験者等によるがんに関する講話を実施し、がんに関する正しい知識の普及啓発を行う。		
根拠法令等	［区］世田谷区がん対策推進条例		
対　　象	区立小学校児童・中学校生徒		
予　算	[歳出]397,300円	決　算	[歳入] 特定財源なし　[歳出] 224,400円

＜実績＞

年度	実施校数
2	14校
3	11校
4	10校

4. 健康危機管理体制

健康危機管理体制の充実

事業の開始
平成15年2月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により生ずる区民の生命、健康の安全を脅かす事態等の脅威から区民の健康を守るため、事件発生の初動時における関係機関との連携や役割分担により地域における健康危機管理体制の充実を図る。 また、熱中症予防対策や放射性物質に対する健康不安への対応、並びに災害時の医療活動の円滑な実施に向けた災害時医療救護体制の整備等を進める。
事業の実績	(1)新型コロナウイルス感染症対応として以下の取り組みを実施した。 ①世田谷区健康危機管理連絡会を４年ぶりに開催し、関係機関と新型コロナウイルス感染症の振り返りや意見交換を行った。 ②世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しに向け庁内検討会を重ね、今後、新型コロナウイルス感染症または同等以上の感染症がまん延した場合を想定し、本行動計画の別冊として世田谷区業務継続計画（感染症対策編）を策定することを決定した。 ③新型コロナウイルス感染症の防疫業務に係る医療用防護物品購入 （主な購入実績）防護服2,700着、サージキャップ3,000枚、シューズカバー1,000枚、フェイスシールド3,000枚、ニトリルゴム手袋18,000枚 (2)熱中症対策として以下の取り組みを実施した。 ①お休み処の設置　全252か所 （区施設68、高齢者障害者施設22、まちのステーション等14、調剤薬局104、公衆浴場・接骨院等39、お休み処協力店5） ②せたがや涼風マップの配布　20,000部 ③熱中症予防シートの配布　30,000枚 ④大塚製薬株式会社との官民連携協定に基づき、熱中症予防啓発動画の配信、ポスター・チラシ等の配布や、新たに職員を対象とした熱中症対策アドバイザー養成講座を実施するなど、予防啓発に取り組んだ。 (3)新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時医療救護体制の検討 世田谷区災害医療運営連絡会を４年ぶりに開催し、新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の医療救護等に関する対応方法等を関係機関と意見交換した。また、医療救護本部となる保健医療福祉総合プラザにおいて、医療救護本部立ち上げ訓練を実施した。
根拠法令等	［区］世田谷区健康危機管理連絡会設置要綱 ［区］世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例 [国]新型インフルエンザ等対策特別措置法

予　算	**[歳出]** 21,484,000円	**決　算**	**[歳入]** ［都］7,914,000円　**[歳出]** 15,218,417円

ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の管理及び運用

事業の開始
平成17年

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	ＡＥＤの整備手法や日常点検の実施等について庁内への周知、機器保守を行うとともに、区民行事等に対し貸出しを行う。また、配備施設職員等がＡＥＤを有効活用できるよう普通救命講習等を行う。
事業の実績	・ＡＥＤ講習会（平成29年度より研修担当課との共催研修で2回実施） 令和4年10月18日　於：ブライトホール　参加者：20名 令和5年2月7日　　於：ブライトホール　参加者：19名 ・保健所契約等のＡＥＤ数（全129施設　130台） （リース契約110台　寄贈20台　）

予　算	**[歳出]** 4,081,000円	**決　算**	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 3,971,612円

5. 感染症対策

結核患者管理

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	結核患者の治療完遂と感染拡大防止を目的として、発生から経過観察終了までの全期間にわたり療養支援を行う。患者や家族の不安軽減、結核の正しい知識の提供、服薬の動機付けを行い、適切な患者管理を図っている。 ①結核患者の登録　結核患者と診断した医師の届出に基づき、患者に関する事項（病状、治療状況等）を把握し記録している。 ②結核患者服薬治療支援事業　結核患者が治療を完遂できるよう、家庭訪問や保健所での面接、地域の薬局での服薬確認、薬の空袋返信による内服確認等、患者の実状に合わせた方法で服薬支援を実施している。また、適正な支援のための検討会を行っている。 ③管理検診　治療を終了して経過観察中の者が、その後発症していないか、受診状況とその検査結果を把握している。かかりつけ医療機関での実施が困難な者に対しては、保健所及び委託医療機関で検査を実施している。 ④積極的疫学調査　接触者の範囲や感染源把握のための情報収集などを行っている。調査結果は接触者健康診断へと繋げている。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
対　　象	結核治療中の者、治療終了後経過観察中にある者		
予　算	**［歳出］** 5,930,658 円	**決　算**	**［歳入］** ［国］ 415,000 円　**［歳出］** 3,294,311 円

＜実績＞

(1)新登録結核患者の状況

	世田谷区			東京都		国	
項目 / 年	推計人口	新登録者数	罹患率	新登録者数	罹患率	新登録者数	罹患率
2	943,870	80	8.5	1,589	11.4	12,739	10.1
3	939,339	57	6.1	1,428	10.2	11,126	8.9
4	938,288	59	6.3	1,193	8.5	10,223	8.2

※ 罹患率は推計人口 10 万人当たりの新登録患者数

※ 令和 4 年度の東京都、国の新規登録者数、罹患率は、令和 4 年 5 月の暫定版による

(2)結核有病率及び活動性登録結核患者の状況

項目 / 年	全登録者数	活動性結核	不活動性結核	活動性不明	活動性不明率	有病率	死亡者数	死亡率
2	199	50	131	18	9.0	5.30	5	0.53
3	163	45	107	11	6.7	4.8	4	0.43
4	123	35	83	5	4.1	3.7	7	0.75

※有病率は、人口 10 万人当たりの活動性全結核患者数

※死亡者数は、結核死因の数

※死亡率は、人口 10 万人当たりの結核死者数

(3)年代別新登録患者数

年 / 年齢	令和2年		令和3年		令和4年	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
総数	80	100	57	100	59	100
0～9歳	0	0	0	0	0	0
10～19歳	0	0	0	0	2	3.4
20～29歳	9	11.3	4	7	7	11.9
30～39歳	11	13.8	6	10.5	2	3.4
40～49歳	7	8.8	4	7	4	6.8
50～59歳	12	15	4	7	7	11.9
60～69歳	8	10	2	3.5	8	13.6
70～79歳	7	8.8	15	26.3	4	6.8
80～89歳	20	25	14	24.6	17	28.8
90歳以上	6	7.5	8	14.0	8	13.6

(4)結核患者の療養支援(服薬治療支援(地域DOTS)の対象者及び支援事業の実施状況)

地域DOTS対象者数	令和4年度			
	総数	DOTSタイプ		
		A	B	C
	81	0	1	80

※ DOTSタイプ A:治療中断リスクが高い患者(ほぼ毎日確認)
B:治療中断リスクが中等度の患者(週1～2回以上確認)
C:治療中断リスクが低い患者(月1～2回以上確認)

DOTSの手段(服薬の確認方法)	合計	A	B	C
1.保健師・訪問看護師による家庭訪問	2	0	0	2
2.保健所での面接	0	0	0	0
3.薬局面接	0	0	0	0
4.空袋返信	6	0	1	5
5.メール、記録ノートの確認	0	0	0	0
6.電話による確認	44	0	0	44
7.その他(家族、施設職員による確認等)	29	0	0	29

(5)結核患者の療養支援(管理検診実施状況)

項目 / 年度	受診数	実施機関			検査結果	
		保健所	委託医療機関	その他	発見患者数	患者発見率(%)
2	48	47	1	0	0	0
3	40	38	2	0	0	0
4	18	18	0	0	0	0

結核医療費公費負担

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	結核と診断された患者に対し、適正な医療の提供を目的として、医療費の一部（あるいは全部）を公費で負担している。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
対　　象	結核治療に要する入院医療費、一般医療費、療養費		
予　算	**[歳出]** 15,557,000 円	**決　算**	**[歳入]** [国] 6,382,651 円　※今年度精算を踏まえた額 **[歳出]** 10,034,742 円

＜実績＞

(1)感染症法第 37 条による医療費公費負担数

区　分	2 年度総数	3 年度総数	4 年度総数
年度当初患者数	1	2	3
新規発令数または承認数	23	23	24
解除数	36	22	25

(2)感染症法第 37 条の 2 による医療費公費負担数

区分	2 年度 総　数	3 年度 総　数	4 年度 総　数
申請	159	144	121
合格	159	144	121
承認	159	144	121

(3)入院患者医療費公費負担推移

年度	件数	総医療費(円)	公費負担金額(円)	1 件あたりの 公費単価(円)
2	62	30,175,377	7,341,296	118,408
3	72	39,726,522	7,756,235	107,725
4	82	41,378,521	8,583,382	104,675

(4)一般患者結核医療費公費負担推移

年度	件数	総医療費(円)	公費負担金額(円)	1 件あたりの 公費単価
2	1,168	25,173,400	4,571,137	3,914
3	824	31,437,768	1,742,515	2,115
4	722	10,309,950	1,394,637	1,932

結核接触者健康診断

窓　　口	世田谷保健所感染症対策課		
事業所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	新たな感染者・発病者の早期発見、感染源及び感染経路の探求を目的として、結核患者と同じ空間にいて、感染している可能性がある者（接触者）に健康診断（IGRA 検査、胸部 X 線検査、ツベルクリン反応検査）を実施している。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
対　　象	結核患者の接触者		
予　算	**[歳出]** 2,912,342 円	**決　算**	**[歳入]** [国] 2,142,918 円 **[歳出]** 3,868,715 円

＜実績＞

年度		項目	IGRA			胸部X線			ツベルクリン反応		
			受診者数	陽性者数	発見率	受診者数	結核と診断	発見率	受診者数	陽性者数	発見率
2	家族	保健所	70	7	10%	42	0	0%	0	0	0.0%
		委託医療機関	10	1	10%	7	0	0%	1	0	0.0%
	接触者	保健所	190	5	2.6%	105	0	0%	1	0	0.0%
		委託医療機関	9	1	11.1%	6	0	0%	0	0	0.0%
3	家族	保健所	20	5	25%	15	2	13%	0	0	0.0%
		委託医療機関	1	0	0%	0	0	0%	0	0	0.0%
	接触者	保健所	78	5	6.4%	65	2	3%	0	0	0.0%
		委託医療機関	28	0	0%	5	0	0%	5	0	0.0%
4	家族	保健所	41	1	2.4%	34	0	0%	0	0	0.0%
		委託医療機関	27	1	3.7%	12	0	0%	3	0	0.0%
	接触者	保健所	263	11	4.2%	119	0	0%	0	0	0.0%
		委託医療機関	52	2	3.8%	40	1	2.5%	0	0	0.0%

※家族は、結核患者の同居者。
※数値は、世田谷保健所実施分(区外からの依頼を含み、区外への依頼を除いた数値)。
※IGRA の陽性者数は、陽性者と判定保留で陽性者扱いになった者

結核定期健康診断

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	結核の早期発見・早期治療を目的として、区内の事業者、学校長、施設長に対して結核定期健康診断の実施勧奨を行い、受診結果を東京都に報告している。また、65 歳以上について、国民健康保険特定健康診査、成人健康診査、長寿（後期高齢者）健康診査と同時に実施している。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
対　　象	事業者、学校長、施設の長及び区長		
予　算	**[歳出]** 37,000 円	**決　算**	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 36,525 円

＜実績＞
(1)結核定期健康診断の報告数

区　分	対 象 施設数	報告者の提出状況		対象者数 (提出分)	受診者数	受診率	健診結果	
		提 出 施設数	提出率				患 者 発見数	患 者 発見率
事　業　者	1,818	1,210	66.6%	26,348	24,629	93.5%	1	0.004%
学　校　長	79	64	81%	25,435	24,485	96.3%	0	0
施　設　長	49	26	53.1%	1,583	1,429	90.3%	0	0
市（区）長				156,209	40,532	25.9%	3	0.007%

※学校長欄は、小中学校を除く生徒・学生についての数値(教員、職員については、事業者の報告数に含む)。
※施設長欄は、施設入所者数についての数値(職員については、事業者の報告数に含む)。
※市(区)長欄は、特定検診、長寿検診、成人検診についての数値

感染症対策（積極的疫学調査及び二次感染予防）

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	感染症が発生した際に、発生状況、動向及び原因を明らかにするため、保健所医師、保健師、事務担当等でチームを編成し、患者に対して調査を実施する。必要に応じて患者へ就業制限や消毒命令、保健指導等の対応を行ない、感染拡大や二次感染を防止する。また、患者の行動や喫食状況によって、他に感染の可能性のある者を調査し、新たな患者の早期発見、早期治療を促し、感染拡大を防止する。
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 世田谷区健康者検便・寄生虫卵等検査実施要綱
対　　象	区民及び区内に所在している患者、関係者
予　算	**［歳出］** 497,710 円
決　算	**［歳入］**［国］62,661 円［他］403,680 円　**［歳出］** 432,316 円

＜実績＞

(1)積極的疫学調査実施件数(個人)　　(単位:件)

類型	疾病名	2 年度	3 年度	4 年度
3 類	細菌性赤痢	0	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症	19	28	23
	パラチフス	0	0	0
	腸チフス	0	0	0
4 類	A 型肝炎	0	0	0
	E 型肝炎	2	6	3
	レジオネラ症	5	3	4
	デング熱	0	0	1
	つつが虫病	0	2	1
	チクングニア熱	0	0	0
	レプトスピラ症	0	0	1
	エムポックス	0	0	3
5 類	麻しん(疑い含む)	2	0	0
	風しん(疑い含む)	1	2	0
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	8	6	5
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	9,053	26,594	138,303

※積極的疫学調査を実施した疾病のみ記載(結核を除く)

※新型コロナウイルスは国通知を受け、重点化した積極的疫学調査を実施している。(令和 4 年度)

(2)健康診断(検便)実施件数(患者関係者)

		2 年度	3 年度	4 年度
対象者数		34	41	43
陽性判明者数		1	8	2
内訳	細菌性赤痢	3	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症	30(1)	41(8)	43(2)
	腸チフス	0	0	0
	パラチフス	0	0	0
	未実施	1	0	0

※（ ）内は陽性判明者数

(3)健康診断(検便)実施件数(患者・患者関係者を除く)　　(単位:件)

年　度	総　数	世田谷	北　沢	玉　川	砧	烏　山
2	517(0)	112(0)	47(0)	139(0)	106(0)	113(0)
3	470(0)	62(0)	77(0)	149(0)	107(0)	75(0)
4	569(0)	84(0)	75(0)	162(0)	142(0)	106(0)

※（ ）内は陽性者数

感染症発生動向調査

事業の開始
平成12年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	感染症患者を診断した医師から届出を受けて、地域的な患者の発生状況、病原体の検索等、流行の状態を東京都、厚生労働省へオンラインシステムを使い報告し、収集・分析された情報を関係機関に還元・公表することにより、感染症の発生及びまん延防止を図っている。
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
予　算	**[歳出]** 420,770円
決　算	**[歳入]** [国] 99,505円　**[歳出]** 115,550円

＜実績＞

(1) 感染症発生動向調査届出受理件数(全数把握分)

※3類以外は発生した疾病のみ記載　　(単位:件)

項目／年	2類	3類					4類						5類	
	結核	コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	パラチフス	デング熱	レジオネラ症	A型肝炎	E型肝炎	つつが虫病	レストスピラ症	アメーバ赤痢	急性脳炎※1
2	134	0	0	20	0	0	0	4	0	2	2	0	2	3
3	101	0	0	28	0	0	0	1	0	4	2	0	3	8
4	98	0	0	23	0	0	0	4	0	2	1	1	2	17

5類														新型インフルエンザ等感染症
クロイツフェルト・ヤコブ病	後天性免疫不全症候群※2	梅毒	風しん	麻しん	先天性風しん症候群	侵襲性肺炎球菌感染症	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	侵襲性インフルエンザ菌感染症	水痘(入院例)	ウイルス性肝炎※3	百日咳※4	ジアルジア症	新型コロナウイルス感染症※5
2	0	19	0	0	0	6	4	5	2	1	0	48	0	5,334
0	1	33	0	0	0	4	1	7	0	2	1	11	0	23,397
1	2	56	0	0	0	3	1	4	1	4	1	16	3	138,303

※1 4類感染症における脳炎を除く　※2 無症状病原体保有者を含む　※3 E型肝炎及びA型肝炎を除く

※4 30年より全数把握対象疾患になった　※5 世田谷保健所管轄患者の発生数

(2)集団発生報告

疾病名	2年度	3年度	4年度
インフルエンザ	1(1)	0	128(3)
感染性胃腸炎	9(3)	47(4)	48(7)
手足口病	0	1	12
アタマジラミ	0	0	1
水痘	1	0	0
アデノウイルス	0	0	0
RSウイルス感染症	0	52(5)	3
疥癬	0	0	0
腸管出血性大腸菌	0	1	0
百日咳	0	0	0
溶連菌感染症	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	0	0	0
新型コロナウイルス感染症	176(176)	1078(53)	2972(34)
ヘルパンギーナ	0	2	0

※1 保育園サーベイランス、電話、FAXにより報告があったものを記載
※2 ()は現場調査数。そのうちインフルエンザはクラスターサーベイランスを含む

感染症の診査に関する協議会

事業の開始
平成11年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	患者等の人権を尊重し、適切な医療を提供することを目的として、入院の勧告及び入院期間の延長、並びに申請に基づく費用の負担に関する必要な事項を審議するため、感染症指定医療機関の医師及び学識経験者、法律に関し学識経験を有する者等による世田谷区感染症の診査に関する協議会を設置・運営する。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
対　　象	区民および区内に所在している患者		
予　算	**[歳出]** 4,037,000円	**決　算**	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 3,396,250円

エイズ・性感染症対策

事業の開始
平成5年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	性感染症のまん延を防止し、区民の不安を解消・軽減するため、相談及びＨＩＶ、性器クラミジア感染症、梅毒の検査を匿名・無料で実施している。
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ［区］世田谷区性感染症相談・検査業務実施要綱
対　　象	検査希望者（匿名検査）及び区内の学校等

予　算	**［歳出］** 1,994,068 円	**決　算**	**［歳入］**［国］30,588,000 円※感染症予防事業費の総額　**［歳出］** 905,837 円

＜実績＞

※令和2年度は新型コロナ対策のため検査実施せず。

(1)エイズ相談等実施状況

年度	相談件数	検査数	陽性者数
2	6	0	0
3	25	49	0
4	6	139	1

(2) 梅毒血清反応検査実施状況

年度	検査数	陽性者数
2	0	0
3	49	0
4	139	3

※RPR 法による陽性者

(3) クラミジア検査実施状況

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
検 査 数	陽性者数	陽 性 率	検 査 数	陽性者数	陽 性 率	検 査 数	陽性者数	陽 性 率
0	0	0	49	6	12.2	137	3	2.1

子どもインフルエンザ予防接種助成

事業の開始
平成20年10月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	子どもの健康を守り、子どものインフルエンザの発症及び重症化並びに感染拡大を防止することを目的として、任意予防接種となる子どものインフルエンザ予防接種の接種費用の一部を助成する。		
根拠法令等	［区］世田谷区子どもインフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱		
対　　象	1～15歳（中学生まで）の子ども		
予　算	**［歳出］** 125,212,000円	**決　算**	**［歳入］**［国］286,000円 **［歳出］** 90,970,454円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象件数	197,576	197,173	194,487
助成件数	109,890	86,323	78,609
助成率	55.6%	43.8%	40.4%

※1～12歳は接種2回まで、13～15歳(中学生まで)は接種1回まで助成

高齢者インフルエンザ予防接種助成

事業の開始
平成13年11月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	法定予防接種である高齢者のインフルエンザ予防接種を実施すると共に、その接種費用の一部を助成して費用負担を軽減し、予防接種を受けやすくすることにより、高齢者のインフルエンザの発症および重症化を防止する。		
根拠法令等	予防接種法、同法施行令、同法施行規則、予防接種実施規則、インフルエンザ予防接種実施要領		
対　　象	①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者		
予　算	**［歳出］** 848,918,000円	**決　算**	**［歳入］**［国］1,988,000 円 ［都］604,065,792円 ［他］39,671,048円 **［歳出］** 709,115,834円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象数	188,353	189,281	189,762
接種数	126,307	106,210	119,998
接種率	67.1%	56.1%	63.2%

高齢者肺炎球菌予防接種助成

事業の開始
平成23年6月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	法定予防接種である高齢者の肺炎球菌予防接種を実施すると共に、その接種費用の一部を助成して費用負担を軽減し、予防接種を受けやすくすることにより、高齢者の肺炎球菌による肺炎の発症および重症化を防止する。		
根拠法令等	予防接種法、同法施行令、同法施行規則、予防接種実施規則、定期接種実施要領		
対　　象	過去に23価肺炎球菌予防接種を受けたことがない者で、次の①または②のいずれかに該当する者 ①年度の末日現在で、65・70・75・80・85・90・95・100歳となる者 （令和元年度のみ101歳以上を含む） ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 ※上記は令和元年度～令和5年度までの制度である。令和6年度以降は、65歳の者及び②が対象となる予定		
予　算	**［歳出］** 59,812,000円	**決　算**	**［歳入］**［都］17,310,000円　［他］2,071,418円 **［歳出］** 57,943,733円

＜実績＞高齢者肺炎球菌予防接種助成(定期)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象数	26,610	26,507	29,398
接種数	6,542	7,806	7,016
接種率	24.6%	29.5%	23.8%

帯状疱疹予防接種助成

事業の開始
令和5年7月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	接種費用の一部を助成して費用負担を軽減することにより、予防接種を受けやすくし、帯状疱疹の発症及び重症化を予防する。費用助成は生涯に１度限り（生ワクチン１回または不活化ワクチン２回）とする。		
根拠法令等	［区］世田谷区帯状疱疹予防接種費用助成金交付要綱		
対　　象	世田谷区に住民登録のある満50歳以上の者		
予　算	**［歳出］234,550,950円** **（令和５年度当初予算額）**	**決　算**	－

風しん抗体検査・予防接種助成
（先天性風しん症候群予防対策）

事業の開始
（1）平成25年3月
（2）平成26年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	周期的な風しんの流行に伴い、先天性風しん症候群予防の観点から、緊急対策として接種費用の一部等を助成する。
根拠法令等	［区］世田谷区先天性風しん症候群予防対策風しん予防接種費用助成金交付要綱、世田谷区風しん抗体検査実施要綱
対　　象	(1)風しん予防接種 19歳以上の世田谷区民で風しんの抗体検査により抗体価が低いこと（HI法16倍以下又はEIA法8.0未満）が判明した方のうち、次のいずれかに該当する場合は、風しん予防接種費用助成の対象となる。 ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の同居者 ③妊婦の同居者 (2)風しん抗体検査 世田谷区民で次の要件を満たす者に風しん抗体検査の費用を全額助成している。 ①これから妊娠を希望する女性及びその同居者(事実婚でも可) ②風しんの抗体価が低いと判明している妊婦の同居者 ※ただし、以下の者は対象外となる。 ・過去に風しん抗体検査を受けたことがある者 ・明らかに風しんの予防接種歴がある者 ・過去に風しんの(血液・咽頭ぬぐい液等の検査による)確定診断を受けたことがある者

予　算	**[歳出]**予防接種8,899,170円 **[歳出]**抗体検査7,675,556円	**決　算**	**[歳入]**［都］3,074,000円　※今年度精算を踏まえた額 **予防接種[歳出]** 6,247,736円 **[歳入]**［国］　3,064,000円　※今年度精算を踏まえた額 **抗体検査[歳出]** 6,118,400円

＜実績＞

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
抗体検査		1,109	1,028	879
予防接種		1,268	1,321	1,282
内訳	MR	1,117	1,063	1,055
	風しん	204	205	227

風しん抗体検査・風しん第５期定期予防接種（風しん追加的対策）

事業の開始
平成31年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	抗体保有率が低い世代の男性に対し、風しんの抗体検査と予防接種の助成を行うことで、集団免疫を獲得し、感染拡大を防止する。平成31年4月から3年間の事業として実施したが、令和4年4月からさらに3年間延長して実施する。		
根拠法令等	予防接種法、同法施行令、同法施行規則、予防接種実施規則［区］世田谷区予防接種法第5条第1項の規定に基づく予防接種に係る風しんの抗体検査実施要綱		
対　　象	昭和37年（1962年）4月2日～昭和54年（1979年）4月1日までの間に生まれた男性		
予　算	**［歳出］**68,388,889円	決　算	**［歳入］**［国］12,159,000円　**［歳出］**31,532,985円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
抗体検査	13,726	5,971	3,490
予防接種	2,503	1,206	636

定期予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、Ｂ型肝炎、ロタウイルス、四種混合、二種混合、ＢＣＧ、ＭＲ、水痘、日本脳炎等）

窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所感染症対策課		
事業所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法で定められた定期予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、B 型肝炎、ロタウイルス、四種混合（DPT-IPV）、三種混合（DPT）、ポリオ、二種混合（DT）、BCG、麻しん風しん混合（MR）、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、子宮頸がん）を地区医師会に委託して実施している。なお、何らかの事情等により予防接種相互委託協定未締結の市町村において定期予防接種を受けた場合には、その費用を個別接種委託契約単価の範囲で助成する。 ※子宮頸がんについては、これまで積極的な接種の勧奨を控えていたが、令和4年度より積極的勧奨を再開し、また積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対するキャッチアップ接種を実施する。		
根拠法令等	予防接種法 ［区］世田谷区予防接種費用助成要綱		
対　　象	乳幼児、児童		
予　算	**［歳出］**2,605,561,340円	決　算	**［歳入］**［他］127,403,003円　**［歳出］**2,237,080,032円

＜実績＞

(1) 定期予防接種実施数

種類		ヒブ				小児用肺炎球菌			
年度		1回	2回	3回	追加	1回	2回	3回	追加
2	対象数	6,711	6,711	6,711	6,711	6,711	6,711	6,711	6,711
	接種数	6,492	6,680	6,830	7,135	6,450	6,592	6,706	6,921
	接種率	96.7%	99.5%	101.7%	106.3%	96.1%	98.2%	99.9%	103.1%
3	対象数	6,721	6,721	6,721	6,721	6,721	6,721	6,721	6,721
	接種数	6,492	6,440	6,387	6,119	6,483	6,439	6,380	6,034
	接種率	96.5%	95.8%	95%	91%	96.4%	95.8%	94.9%	89.7%
4	対象数	6,029	6,029	6,029	6,029	6,029	6,029	6,029	6,029
	接種数	6,067	6,108	6,088	6,117	6,066	6,111	6,091	6,097
	接種率	100.6%	101.3%	101.0%	101.5%	100.6%	101.4%	101.0%	101.1%

※ヒブ・小児用肺炎球菌は平成25年4月より定期予防接種となった。

種類		B型肝炎			ロタウイルス		
年度		1回	2回	3回	1回	2回	3回
2	対象数	6,711	6,711	6,711	3,325	3,325	3,325
	接種数	6,444	6,584	6,554	3,024	2,539	566
	接種率	96.0%	98.1%	97.6%	90.9%	76.3%.	17.0%
3	対象数	6,721	6,721	6,721	6,721	6,721	6,721
	接種数	6,456	6,401	6,163	6,405	6,338	1,659
	接種率	96%	95.2%	91.6%	95.2%	94.3%.	24.6%
4	対象数	6,029	6,029	6,029	6,029	6,029	6,029
	接種数	6,028	6,082	5,937	5,971	5,998	1,382
	接種率	100.0%	100.9%	98.5%	99.0%	99.5%	22.9%

※B型肝炎は平成28年10月より定期予防接種となった。

※ロタウイルスは令和2年10月より定期予防接種となった。(ロタリックス:2回接種、ロタテック:3回接種)

種類		四種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)				ジフテリア破傷風
年度		1期1回	1期2回	1期3回	1期追加	2期
2	対象数	6,722	6,722	6,722	6,737	7,284
	接種数	6,604	6,722	6,726	7,099	5,883
	接種率	98.2%	100.0%	100.0%	105.3%	80.7%
3	対象数	6,744	6,744	6,744	6,744	6,744
	接種数	6,479	6,427	6,419	6,178	4,957
	接種率	96%	95.2%	95.1%	95.7%	66.3%
4	対象数	6,165	6,165	6,165	6,317	7,436
	接種数	6,112	6,121	6,090	5,907	4,891
	接種率	99.1%	99.3%	98.8%	93.5%	65.8%

※四種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)は平成24年11月より定期予防接種となった。

種類		三種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風)				不活化ポリオ			
年度		1期1回	1期2回	1期3回	1期追加	1回	2回	3回	追加
2	対象数	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握
	接種数	0	0	0	2	0	0	1	10
	接種率	―	―	―	―	―	―	―	―
3	対象数	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握
	接種数	0	0	0	0	0	0	0	7
	接種率	―	―	―	―	―	―	―	―
4	対象数	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握
	接種数	0	0	0	0	0	1	0	1
	接種率	―	―	―	―	―	―	―	―

※不活化ポリオは平成24年9月より定期予防接種となった。

種類		BCG
年度		1回
2	対象数	6,821
	接種数	6,685
	接種率	98.0%
3	対象数	6,573
	接種数	6,314
	接種率	96%
4	対象数	6,182
	接種数	6,063
	接種率	98.1%

※平成26年度より集団接種から個別接種になった。

種類		MR(麻しん・風しん混合)		麻しん	風しん	日本脳炎			
年度		1期	2期			1期1回	1期2回	1期追加	2期
2	対象数	6,750	7,725	未把握	未把握	7,011	7,011	7,331	7,444
	接種数	6,709	7,190	1	1	7,955	8,227	7,725	7,101
	接種率	99.3%	93.0%	―	―	113.4%	117.3%	105.3%	95.3%
3	対象数	6,367	7,673	未把握	未把握	6,791	6,791	6,588	7,165
	接種数	6,056	7,113	1	1	5,966	5,835	2,468	2,703
	接種率	95.1%	92.7%	―	―	87.8%	85.9%	37.4%	37.7%
4	対象数	6,437	7,326	未把握	未把握	6,263	6,263	6,756	7,545
	接種数	6,213	6,639	0	0	6,635	6,438	9,706	8,879
	接種率	96.5%	90.6%	―	―	105.9%	102.8%	143.7%	117.7%

種類		水痘	
年度		1回	2回
2	対象数	6,750	6,750
	接種数	6,746	6,929
	接種率	99.9%	102.6%
3	対象数	6,367	6,367
	接種数	6,072	5,932
	接種率	95.3%	93.1%
4	対象数	6,437	6,437
	接種数	6,235	5,508
	接種率	96.9%	85.6%

※水痘は平成26年10月より定期予防接種となった。

種類		子宮頸がん		
年度		1回	2回	3回
2	対象数	未把握	未把握	未把握
	接種数	1,278	774	268
	接種率	－	－	－
3	対象数	未把握	未把握	未把握
	接種数	1,912	1,985	1,582
	接種率	－	－	－

種類	子宮頸がん		
令和4年度 定期予防接種対象者 (小学6年生～高校1年生相当年齢の女子)	1回	2回	3回
対象数	11,389	11,389	11,389
接種数	1,207	1,290	1,236
接種率	10.6%	11.3%	10.9%

令和4年度 キャッチアップ接種対象者 (平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性)	1回	2回	3回
対象数	36,918	36,918	36,918
接種数	2,135	1,752	1,117
接種率	5.8%	4.7%	3.0%

※令和4年度は全対象者に予診票を一斉発送した。
※子宮頸がん予防ワクチンは平成25年6月から令和4年3月まで積極的勧奨を控えていた。

麻しん・風しん・MR任意予防接種

事業の開始
平成21年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所感染症対策課
事業所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	麻しん風しん混合ワクチンの2回接種の徹底による免疫力の向上、麻しん及び風しんの感染予防、発病防止、症状の軽減及びまん延防止等を目的に、区内の幼児及び学童で、かつ、麻しん風しん混合ワクチンの定期予防接種未接種者に対し、公費負担による任意の予防接種を実施する。
根拠法令等	［区］世田谷区の公費負担による任意の麻しん・風しん予防接種実施要綱

対　　象	第1期未接種者で第2期の年齢に満たない幼児及び第2期未接種者で小学校1年生相当の学童		
予 算	**[歳出]** 1,776,680円	**決 算**	**[歳入]**[都] 230,000円　※今年度精算を踏まえた額 **[歳出]** 461,320円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
接種数	136	65	37

健康被害者の救済

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	予防接種を原因とする健康被害者に対し、医療費、障害年金、死亡一時金等を支給する。		
根拠法令等	予防接種法、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法		
対　　象	予防接種を原因とする健康被害者		
予 算	**[歳出]** 6,463,000円	**決 算**	**[歳入]**[都] 3,862,396円 **[歳出]** 5,149,862円

＜実績＞

年度	医療費･医療手当	障害年金
2	1	1
3	1	1
4	1	1

骨髄移植等による予防接種の再接種費用助成

事業の開始
令和2年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	骨髄移植等の医療行為により定期予防接種で獲得した免疫の効果が期待できないと医師に判断された区民に対し、当該予防接種の再接種に要する費用の全額又は一部を助成する。		
根拠法令等	［区］世田谷区骨髄移植等による予防接種の再接種費用助成金交付要綱		
対　　象	骨髄移植等の理由により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された者		
予 算	**[歳出]** 1,000,000円	**決 算**	**[歳入]**[都] 0円　※今年度精算を踏まえた額 **[歳出]** 0円

＜実績＞

年度	申請件数
2	7
3	1
4	0

6. 母子保健(妊産婦の保健対策)

妊娠届の受理・母子健康手帳(親子健康手帳)の交付

窓　　口	各総合支所健康づくり課、出張所、まちづくりセンター、各総合支所くみん窓口		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	妊婦を把握し、必要な健康診査・保健指導等の情報を提供する。同時に母と子の健康と成長の記録である母子健康手帳(親子健康手帳)と、受診支援のための妊婦健康診査受診票等の入った「母と子の保健バッグ」を交付する。 なお、母子健康手帳(親子健康手帳)、母と子の保健バッグとも、令和2年度より、やむを得ない事情がある者に対しては、一部郵送による交付を行っている。		
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区母子保健法の施行に関する規則		
対　　象	妊婦		
予　算	**［歳出］** 9,669,386円	**決　算**	**［歳入］** ［都］ 1,033,000円　**［歳出］** 6,116,454円

＜妊娠届＞　　※は暫定値

年度		妊娠届出数	妊娠週数				
			満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上	不詳
令和2年度		7,518	7,261	206	27	16	8
令和3年度		7,018	6,763	207	25	18	5
令和4年度	総数	※6,738	6,519	173	31	14	1
	世田谷	※1,987	1,922	47	15	3	0
	北沢	※1,171	1,136	29	4	2	0
	玉川	※1,618	1,565	39	8	6	0
	砧	※1,123	1,083	35	2	3	0
	烏山	※839	813	23	2	0	1

ネウボラ面接(妊娠期面接、妊娠8か月面談、産後面接)

事業の開始
平成28年7月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるために、妊娠期からすべての妊婦に保健師など専門職で構成されるネウボラ・チームが関わり、必要な支援や情報提供を行い、その後も継続的に相談等の支援を行う。 なお、令和3年1月より、希望者に対してはオンラインによる面接を行っている。 令和4年度より母体や子の成長を促す食生活の重要性から、食事診断を実施している。		
根拠法令等	―		
対　　象	妊婦		
予　算	**［歳出］** 72,460,528円	**決　算**	**［歳入］** [国] 30,375,000円　[都] 43,256,000円 [他] 9,799,098円　**［歳出］** 69,345,874円

＜実績＞

妊娠期面接 初回面接数(実数･地域別)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度 地域別				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
初回面接実数	7,688	5,726	6,331	1,741	1,103	1,505	1,184	798
対妊娠届実施率	102.2%	81.6%	※94.0%					

※ 妊娠期面接時に居住していた地域別の初回面接数(実数)を計上

妊娠期面接 実施件数(延べ数･面接実施支所別)

年度	合計	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
2（オンライン/tel)	7,688(27)	2,178(2)	1,269(15)	1,778(7)	1,490(1)	973(2)
3（オンライン/tel)	5,726(180/1)	1,498(41/1)	1,009(43)	1,403(39)	1,102(21)	714(36)
4（オンライン/tel)	6,680(118)	1,836(36)	1,183(19)	1,504(27)	1,325(11)	832(25)

※ 面接を実施した場所(総合支所健康づくり課) 別に妊娠期面接を実施した件数(延べ数)を計上。
(妊娠期面接は、居住する地域以外の総合支所健康づくり課でも受けることができるため)

※ 令和2年度以降の件数には、一部オンライン会議システムを用いた実施件数を含む。

妊娠期面接 食事診断実施数

	食事診断人数
総数	333

せたがや子育て利用券

事業の開始
平成28年7月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	孤立しない育児を支援するため、妊娠期から地域における“つながり”を目指して、地域の子育て支援サービス等に利用できる「せたがや子育て利用券」（子ども1人につき1セット）を、妊娠期面接及び産後面接で配付する。なお、令和2年度より対象者を拡大し、配布対象を、妊婦または2歳までの子どもがいる家庭（産後転入、里親含む）に拡大した。
根拠法令等	［区］世田谷区子育て利用券事業実施要綱
対　　象	面接を受けた妊婦及び2歳までの子どもの保護者
予算	［歳出］ 87,065,630円
決算	［歳入］ ［都］ 70,049,000円　［歳出］ 79,977,689円

＜実績＞

せたがや子育て利用券発行数

年度	合計	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	健康推進課
2	9,741	2,608	1,469	2,224	1,783	1,113	544

3	7,092	1,848	1,138	1,813	1,425	840	28
4	7,650	2,084	1,244	1,876	1,522	924	0

※ 発行をした場所(総合支所健康づくり課または世田谷保健所健康推進課) 別の発行数
※ 産前および産後発行の合計数

せたがや子育て利用券登録事業者

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
区内事業者	165	179	178
区外事業者	95	109	109
合計	260	288	287

サービス数登録状況

№	サービス分類	令和 2 年度 登録数	令和 3 年度 登録数	令和 4 年度 登録数
1	妊婦のこころとからだをサポート	89	102	102
2	産前･産後の訪問支援	87	103	112
3	産後の親子支援	74	100	108
4	親子の交流、仲間づくり	107	96	82
5	子どもの預かり	31	31	31
6	子育て講座	34	34	31
合　　計		422	466	466

利用者延数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者延数	6,358	9,602	11,435

妊産婦健康診査

窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
１．妊婦健康診査	
事業の概要、目的	母子健康手帳(親子健康手帳)とともに交付する受診票により、妊婦に対し都内委託医療機関で妊娠期間に実施する全ての妊婦健康診査のうち 14 回分の費用の一部を公費負担する。また、助産所や里帰り等により都外医療機関で妊婦健康診査を受診した場合にはその費用の一部を助成する。また多胎妊娠された方のうち、妊婦健康診査を健康診査受診票の上限である 14 回を超えて自費で受診された方について、費用の一部を助成する(最大 5 回分)。
根拠法令等	母子保健法 ［都］妊婦健康診査実施要綱 ［区］世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱、世田谷区妊婦健康診査等費用助成要綱 世田谷区多胎妊婦健康診査費用助成要綱
対　　象	妊婦

＜妊婦健康診査＞

年度			妊娠届出数	受診結果受理数 (受診者数)	受診率(%)
2	総数	計	7,518	85,594	―
		1回目	―	7,248	96.4%
		2回目以降(※1)	―	78,346	80.2%(※2)
3	総数	計	7,018	74,022	―
		1回目	―	6,706	95.6%
		2回目以降(※1)	―	67,316	73.8%(※2)
4	総数	計	6,738	70,464	―
		1回目	―	6,416	95.2%
		2回目以降(※1)	―	64,048	73.1%(※2)

※1 2～14回目までを指す

※2 受診率(%)＝2回目以降の受診結果受理数÷(妊娠届出者数×13回分)×100

2．妊婦超音波健康診査

事業の概要、目的	妊婦及び胎児の健康状態を確認するため、妊娠期間を通して経腹法による超音波検査 4 回の費用の一部を公費負担する。(令和5年4月以降に妊娠届を提出した妊婦から、公費負担上限回数を4回に拡大)
根拠法令等	母子保健法 ［都］妊婦健康診査実施要綱 ［区］世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱、世田谷区妊婦健康診査等費用助成要綱
対　　象	妊婦

＜妊婦超音波健康診査＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数	6,883	6,171	5,869

3. 妊婦子宮頸がん検診

事業の概要、目的	妊婦の健康状態を確認するため、子宮頸がん検診1回分の費用の一部を公費負担する。
根拠法令等	母子保健法 ［都］妊婦健康診査実施要綱 ［区］世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱、世田谷区妊婦健康診査等費用助成要綱
対　　象	妊婦

＜妊婦子宮頸がん検診＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数	6,117	5,505	5,193

４．妊婦精密健康診査

事業の概要、目的	妊婦健康診査で妊娠に起因した疾病の疑いから精密検査の必要が生じた者に対し、精密健康診査受診票を発行し、専門医療機関での無料検査を実施する。
根拠法令等	母子保健法 ［都］精密健康診査実施要綱　[区] 世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	妊婦健康診査を受診した妊婦のうち精密な検査を必要とする者

＜妊婦精密健康診査＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
			総数	地域別				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
受診票発行数	0	0	0	0	0	0	0	0

５．妊産婦訪問指導

事業の概要、目的	保健師または訪問指導員（助産師等）が家庭訪問し、日常の生活や子育てについて助言指導を行うとともに、母子を含めた家族の疾病の発生防止及び早期発見に努める。
根拠法令等	母子保健法
対　　象	妊産婦

妊産婦健康診査全体の予算・決算

予　算	**［歳出］** 561,176,000 円	**決　算**	**［歳入］** [都]特定財源なし **［歳出］** 493,183,530 円

＜妊産婦訪問指導＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
			総数	地域別				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
訪問実数	6,153	5,987	5,447	1,604	902	1,121	1,032	788
訪問延数	7,259	6,268	5,705	1,647	959	1,155	1,065	879

母体保護

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	母体保護法指定医より報告された人工妊娠中絶の結果について東京都への届出を行っている。
根拠法令等	母体保護法
対　　象	区内の母体保護法指定医

＜年齢別人工妊娠中絶＞（妊娠中絶統計）衛生行政報告例より

年度		総 数	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳以上
令和2年度		373	8	64	74	76	95	49	7	0
令和3年度		320	15	43	69	66	75	44	8	0
令和4年度	総　　数	277	5	38	57	58	72	42	5	0
	7週以前	103	2	16	22	15	29	15	4	0
	8週～11週	99	3	20	24	20	21	10	1	0
	12週～15週	18	0	0	2	6	7	3	0	0
	16週～19週	29	0	1	3	8	8	9	0	0
	20週･21週	28	0	1	6	9	7	5	0	0
年齢別割合（%）		100.0	1.8	13.7	20.6	20.9	26.0	15.2	1.8	0

出産・子育て応援事業の実施

事業の開始
令和5年3月

事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	国は、妊娠届出時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出産時の育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業（出産・子育て応援交付金）を創設し、継続的に実施することとした。 区では、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるために、妊娠届出時から出産後までに面談及び妊娠中や出産後の状況等に関するアンケートの実施（伴走型相談支援）を受けた者に対して出産・子育て応援ギフト（妊娠届出時（5万円相当）・出生届出時（5万円相当）の経済的支援）を支給する。
根拠法令等	［国］伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱 ［区］令和４年度世田谷区出産・子育て応援事業（出産・子育て応援給付金）実施要綱
対　　象	妊娠の届出をした妊婦、出生した児童を養育する者
予　算	**［歳出］** 1,094,969,000円
決　算	**［歳入］** ［国］ 288,218,000円 ［都］ 330,947,000円 **［歳出］** 446,093,010円

	令和4年度実績
出産応援ギフト	5,169件
子育て応援ギフト	2,832件（双子30件含む）

7. 母子保健(乳幼児の保健対策)

乳児期家庭訪問

事業の開始
平成21年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	生後4か月までの乳児がいる家庭へ、保健師又は乳児期家庭訪問指導員（助産師等）が家庭訪問を行い、乳児の発育・発達状況の把握、また、育児環境を確認することで、母親や家族のメンタルヘルス対策や産後うつ等の早期発見、虐待の早期発見・未然防止に努めるとともに、地域の保健サービス等の情報提供を行う。必要に応じて継続支援につなげることを目的とする。
根拠法令等	母子保健法、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律 ［区］世田谷区乳児期家庭訪問事業実施要綱
対　　象	生後4か月に至るまでの乳児がいる家庭

予　算	**［歳出］** 40,052,000円	**決　算**	**［歳入］** ［国］16,816,000円　［都］16,816,000円 **［歳出］** 32,247,535円

＜実績＞ ※は暫定値

		出生数	総数		保健師訪問分	指導員訪問分	コロナ対応 再掲)電話訪問
			訪問実績	対出生実施率	実数	実数	
令和2年度		6,561	6,153	93.4%	1,829	4,324	520
令和3年度		6,648	6,427	96.7%	1,768	4,659	402
令和4年度	総数	※6,195	5,984	96.6%	1,706	4,278	150
	世田谷	※1,810	1,710	94.5%	373	1,337	45
	北沢	※993	931	93.8%	256	675	8
	玉川	※1,457	1,438	98.7%	490	948	18
	砧	※1,124	1,102	98.0%	340	762	69
	烏山	※811	803	99.0%	247	556	10

未熟児の訪問指導

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	低出生体重児(2,500ｇ未満)及び入院養育の必要な未熟児のうち訪問指導の必要な乳児について、保健師が家庭訪問し保健指導を行っている。
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区未熟児養育事業実施要綱
対　　象	低出生体重児(2,500ｇ未満)及び入院養育の必要な未熟児のうち訪問指導の必要な乳児とその保護者
予　算 乳児期家庭訪問に含まれる	**決　算** 乳児期家庭訪問に含まれる

＜実績＞

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
			総数	地域別				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
訪問実数	86	50	70	3	12	29	16	10
訪問延数	96	60	78	3	17	31	17	10

保健師による養育支援訪問

窓口・所管	各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより当該家庭の適切な養育を支援することを目的とし、平成21年度より取り組みを強化した。
根拠法令等	母子保健法・児童福祉法
対　　象	妊産婦・乳幼児

＜実績＞

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
			総数	地域別				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
訪問実数	544	514	553	154	57	87	168	87
訪問延数	1,038	931	899	220	90	152	253	184

乳幼児健康診査

窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業所管	世田谷保健所健康推進課

1. 新生児聴覚検査	**事業の開始**
	平成31年4月
事業の概要、目的	聴覚障害を早期に発見・療育し、音声又は言語の発達等への影響を最小限に抑えるために、新生児聴覚検査の費用の一部を助成する。
根拠法令等	母子保健法 ［都］新生児聴覚検査実施要綱 ［区］世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱、世田谷区新生児聴覚検査費用助成要綱
対　　象	生後50日に達する日までの新生児

＜実績＞

	検査確認件数	実施率	異常なし	再検査	難聴等発見数	公費負担件数
令和2年度	6,182	98.6%	6,050	44	1	5,752
令和3年度	6,622	97.8%	6,373	83	22	5,885
令和4年度	6,140	99.5%	6,046	65	18	5,499

2. 3～4か月児健康診査	
事業の概要、目的	各総合支所にて、健康な発育・発達のための健康診査を行い、保健師・管理栄養士による相談・助言・情報提供を行っている。また、必要に応じて精密健康診査・経過観察健康診査の受診勧奨や保健師による家庭訪問などにより、継続的な支援を行っている。
根拠法令等	母子保健法、児童虐待の防止等に関する法律 ［区］世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	生後3～5か月児

＜実績＞

(1)3～4か月児健康診査

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
			総　数	地域別				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
対　象　者　数	6,502	6,704	6,325	1,823	1,002	1,535	1,166	799
受　診　者　数	5,711	6,345	6,006	1,739	932	1,462	1,090	783
個別健康診査受診者数	2,492	2,190	62	37	1	15	2	7
受　診　率（％）	87.8	94.6	95.0	95.4	93.0	95.2	93.5	98.0
有　所　見　者　数	2,102	2,637	2,933	779	487	665	543	459

(2)保健師・栄養士による個別指導

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
保健師による保健指導	768	1,126	1,378	343	242	305	270	218
栄養士による栄養指導	446	631	375	74	43	106	30	122

3. 6～7か月児・9～10か月児健康診査

事業の概要、目的	乳児期後期の健診を、生後6～7か月と生後9～10か月の2回、医療機関に委託して実施している。必要に応じて精密健康診査・経過観察健康診査の受診勧奨や保健師による家庭訪問などにより、継続的な支援を行っている。
根拠法令等	母子保健法、児童虐待の防止等に関する法律 ［都］乳児健康診査（6か月児・9か月児）実施要綱 ［区］世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	生後6～7か月児、9～10か月児

＜実績＞

(1)6～7か月児健康診査

		受診票発行数	受診票受理数	受診率(%)	総合判定結果内訳(実数)				今後の指導(延べ数)			
					問題なし	問題あり	疑い	不明	医院で治療	区で保健指導	他機関管理	その他
令和2年度		6,502	6,066	93.3	5,734	118	199	15	1,242	9	73	2
令和3年度		6,704	6,091	90.9	5,766	102	204	19	1,264	9	77	1
令和4年度	総数	6,400	5,798	90.6	5,546	93	153	6	1,356	11	70	1
	(世田谷)	1,789	1,611	90.1	1,537	24	45	5	311	1	21	0
	(北沢)	1,000	907	90.7	865	6	36	0	201	2	7	0
	(玉川)	1,608	1,463	91.0	1,401	21	41	0	482	5	20	0
	(砧)	1,210	1,075	88.8	1,024	28	22	1	242	2	12	1
	(烏山)	793	742	93.6	719	14	9	0	120	0	10	0

(2)9～10か月児健康診査

		受診票発行数	受診票受理数	受診率(%)	総合判定結果内訳(実数)				今後の指導(延べ数)			
					問題なし	問題あり	疑い	不明	医院で治療	区で保健指導	他機関管理	その他
令和2年度		6,502	5,949	91.5	5,680	114	136	19	1,153	13	69	1
令和3年度		6,704	5,768	86.0	5,522	83	140	23	1,116	11	78	4
令和4年度	総数	6,530	5,679	87.0	5,439	86	148	6	1,288	11	83	2
	(世田谷)	1,818	1,583	87.1	1,514	25	42	2	301	3	24	0
	(北沢)	1,013	844	83.3	808	8	26	2	183	3	6	0
	(玉川)	1,653	1,454	88.0	1,380	25	47	2	456	2	28	1
	(砧)	1,218	1,066	87.5	1,022	19	25	0	228	3	17	1
	(烏山)	828	732	88.4	715	9	8	0	120	0	8	0

4. 乳児精密健康診査

事業の概要、目的	3～4 か月及び 6～7 か月・9～10 か月児健康診査の結果、診断の確定のため、さらに精密な検査を必要とする者について、精密健康診査受診票を発行し、専門医療機関での検査を実施している。
根拠法令等	母子保健法 ［都］精密健康診査実施要綱［区］世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	乳児健康診査を受診した乳児のうち精密な検査を必要とする者

＜実績＞

		結果把握数(実数)	延べ数	結果把握数における診療科別内訳(延数)												受診票発行数
				内科					皮ふ科	眼科	耳鼻科	外科	泌尿器科	整形外科	その他	
				体重増加不良	心雑音	特異顔貌変質徴候	発達の遅れ神経学的異常	その他								
令和2年度		152	155	2	4	1	33	4	9	2	7	4	11	72	6	184
令和3年度		172	175	3	2	0	39	0	5	7	7	2	10	95	5	233
令和4年度	総数	253	259	5	4	0	45	1	7	10	7	11	14	140	15	302
	要治療		15	0	2	0	1	0	2	1	0	2	3	2	2	
	通院にて経過観察		129	4	2	0	22	0	4	3	3	8	10	67	6	
	家庭にて経過観察		43	0	0	0	2	1	1	3	1	0	1	33	1	
	異常なし		69	1	0	0	19	0	0	3	3	1	0	36	6	
	その他		3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	

5. 1 歳 6 か月児健康診査（内科）

事業の開始：昭和 54 年 4 月

事業の概要、目的	幼児期初期の身体発育、精神発達等の健全な育成を目的として、1 歳 6 か月児を対象に地区医師会に委託し実施している。また、必要に応じて精密健康診査・経過観察健康診査の受診勧奨や保健師による家庭訪問などにより、継続的な支援を行っている。
根拠法令等	母子保健法、児童虐待の防止等に関する法律 ［区］世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	1 歳 6 か月～1 歳 11 か月児

6. 1 歳 6 か月児精密健康診査

事業の概要、目的	1 歳 6 か月児健康診査の結果、精密検査を要する者について、精密健康診査受診票を発行し、専門医療機関での検査を実施している。
根拠法令等	母子保健法 ［都］精密健康診査実施要綱［区］世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	1 歳 6 か月児健康診査を受診した幼児のうち精密な検査を必要とする者

＜実績＞内科

		対象人員	受診者数	受診率(%)	有所見者数	所見内訳(延人数)				
						要精密検査	要医療機関受診	他医療機関管理中	経過観察	一時的指導
令和2年度		6,970	6,653	95.5	547	45	45	31	357	69
令和3年度		6,618	6,004	90.7	624	40	35	145	345	59
令和4年度	総数	6,426	5,927	92.2	619	54	32	175	304	54
	(世田谷)	1,733	1,641	94.6	148	13	7	51	74	3
	(北沢)	944	860	91.1	103	5	4	26	61	7
	(玉川)	1,597	1,485	93.0	186	15	8	44	81	38
	(砧)	1,254	1,170	93.3	116	10	6	37	59	4
	(烏山)	858	771	89.9	66	11	7	17	29	2

7. 3歳児健康診査

事業の概要、目的	3歳児を対象として、身体面並びに精神面の診査を実施し、同時に歯科健診、栄養指導・保健指導及び心理判定員による「心理相談」を行っている。また、必要に応じて精密健康診査・経過観察健康診査の受診勧奨や保健師による家庭訪問などにより、継続的な支援を行っている。令和４年度からスポットビジョンスクリーナーによる屈折検査を開始した。
根拠法令等	母子保健法、児童虐待の防止等に関する法律 ［区］世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	3歳児

＜実績＞

(1)3歳児健康診査

	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
対象者数	7,135	7,646	6,583	1,760	906	1,756	1,283	878
受診者数	6,055	6,638	6,073	1,623	844	1,558	1,206	842
再掲)個別健康診査受診者数	82	84	3	0	0	0	0	3
受診率(%)	84.9	86.8	92.3	92.2	93.2	88.7	94.0	95.9
有所見者数	2,047	2,729	2,920	840	470	624	509	477

(2)3歳児健康診査 個別相談

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度						
			総数	指導率(%)	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
保健師による保健相談	1,167	1,465	1,840	30.3	450	300	461	298	331
栄養士による栄養相談	1,510	1,772	1,743	28.7	465	125	393	450	310
歯科衛生士による歯科相談	301	415	425	7.0	116	75	61	64	109

※身体、精神面の診査と歯科健診・心理相談を併せて行っている

※指導率(%) ＝ 相談総数／受診者数×100

(3)3 歳児健康診査　心理相談

		相談項目内訳(延べ数)											
		相談者　実数	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾病・障害の疑い	その他
令和2年度		607	11	63	272	61	392	115	50	121	91	39	31
令和3年度		715	9	50	207	18	216	88	12	54	38	18	5
令和4年度	総数	765	2	42	200	12	240	113	10	61	53	18	14
	(世田谷)	170	0	4	54	1	59	8	1	14	15	11	3
	(北沢)	70	0	0	14	0	31	9	1	11	3	0	1
	(玉川)	208	1	27	58	4	58	28	3	11	14	3	1
	(砧)	133	0	5	32	3	41	31	2	13	3	1	2
	(烏山)	184	1	6	42	4	51	37	3	12	18	3	7

8. 3 歳児精密健康診査

事業の概要、目的	3 歳児健康診査の結果、精密検査を要する者について、精密健康診査受診票を発行し、より専門的な診断のできる医療機関での検査を実施している。
根拠法令等	母子保健法 ［都］精密健康診査実施要綱［区］世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	3 歳児健康診査を受診した幼児のうち精密な検査を必要とする者

＜実績＞

		結果把握数(実数)	結果把握数における診療科別内訳(延数)													受診票発行数
			内科					皮ふ科	眼科	耳鼻科	外科	泌尿器科	整形外科	精神・言語	その他	
			低身長	心雑音	尿蛋白陽性	尿蛋白以外の尿の異常	その他									
令和2年度		243	7	6	2	0	1	0	153	53	4	11	6	0	0	343
令和3年度		253	15	12	0	1	2	1	152	41	4	9	15	0	1	475
令和4年度	総数	717	18	12	7	1	2	4	639	95	4	17	15	1	1	970
	要治療	104	0	0	0	0	0	2	86	8	1	5	2	0	0	
	通院にて経過観察	419	16	4	3	0	0	1	356	22	3	6	8	0	0	
	家庭にて経過観察	56	0	0	0	0	0	1	38	13	0	2	2	0	0	
	異常なし	227	2	8	4	1	2	0	149	52	0	4	3	1	1	
	その他	10	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	

9. 経過観察健康診査

事業の概要、目的	各種乳幼児健康診査、保健師による家庭訪問、電話相談等の結果、経過観察を必要とする者について実施している。このうち精神発達や母子関係の問題等で経過観察を行う場合は、心理判定員による経過観察心理相談で対応している。
根拠法令等	母子保健法　　［区］世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	経過観察を必要とする乳幼児

乳幼児健康診査全体の予算・決算

予　算	**［歳出］** 241,257,365 円	**決　算**	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 222,801,978 円

＜実績＞

(1)経過観察健康診査(身体)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
回数	60	60	66	12	18	12	12	12
受診者数	457	437	521	103	86	145	98	89
初診者数	351	340	413	87	59	124	79	64
再診者数	106	97	108	16	27	21	19	25

個別相談	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
保健師による保健相談	188	128	134	8	33	30	18	45
栄養士による栄養相談	214	221	226	30	42	40	44	70

(2)心理相談(経過観察心理 ・ ことばの相談)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
回数	76	76	76	12	12	12	12	28
受診者数	972	1,020	1,002	243	135	226	191	207
初診者数	567	587	573	141	72	130	117	113
再診者数	405	433	429	102	63	96	74	94

アレルギー疾患相談

事業の開始
平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	乳幼児及び小学生（平成30年度より追加）を対象に、地区医師会に委託し、アレルギー疾患の発症の予防と発症者に対して適切な助言及び指導を行っている。
根拠法令等	［区］世田谷区アレルギー相談事業（医療機関委託）実施要綱
対　　象	乳幼児及び小学生

予　算	**［歳出］** 295,000 円	**決　算**	**［歳入］**［他］182,000 円　**［歳出］** 182,884 円

＜実績＞

	相談実人員	要治療	保健指導	栄養指導	環境指導
令和2年度	0	0	0	0	0
令和3年度	2	0	0	2	2
令和4年度	2	0	0	2	2

乳幼児歯科健康診査

窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業所管	世田谷保健所健康推進課

1. 1歳6か月児歯科健康診査	**事業の開始** 昭和55年4月
事業の概要、目的	各総合支所で、食生活をはじめ日常の生活習慣の形成期に、適切な支援をすることによりむし歯予防を図ることを目的として歯科健康診査を実施している。同時に保健師・栄養士・心理判定員による相談も行っている。令和2・3年度は、新型コロナウイルス対策として、受診期間を延長した。
根拠法令等	母子保健法　　［区］世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	1歳6か月～1歳11か月児（令和2・3年度　1歳6か月～2歳3か月児）

＜実績＞

(1)1歳6か月児歯科健康診査

		対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	むし歯のない人(人)	むし歯のある人(人)	むし歯有病者率(%)	一人平均むし歯数(歯)	不正咬合(人)
令和2年度		7,368	4,554	61.8	4,509	45	0.99	0.06	558
令和3年度		6,610	4,822	73.0	4,782	40	0.83	0.02	538
令和4年度	総 数	6,434	4,880	75.8	4,852	28	0.57	0.01	536
	世田谷	1,815	1,310	72.2	1,304	6	0.46	0.01	129
	北 沢	943	742	78.7	735	7	0.94	0.02	80
	玉 川	1,582	1,148	72.6	1,147	1	0.09	0.001	154
	砧	1,234	964	78.1	958	6	0.62	0.01	105
	烏 山	860	716	83.3	708	8	1.12	0.02	68

(2)1歳6か月児歯科健康診査個別相談

区分	令和4年度						
	総数	指導率	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
保健師による保健相談	1,764	36.2	450	413	317	339	245
栄養士による栄養相談	2039	41.8	597	155	498	409	380
歯科衛生士による歯科相談	679	13.9	146	113	180	123	117

(3)1 歳 6 か月児歯科健康診査心理相談

		相談者 実数	内訳（延数）										
			問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾病・障害の疑い	その他
令和 2 年度		387	4	66	328	2	124	69	2	64	36	17	8
令和 3 年度		476	3	92	384	6	166	77	4	68	37	15	13
令和 4 年度	総数	468	2	98	388	6	157	86	5	62	18	5	11
	(世田谷)	97	0	6	87	0	24	12	2	22	2	0	0
	(北沢)	82	0	6	69	2	32	2	0	8	5	1	4
	(玉川)	129	0	57	99	1	40	14	1	10	3	3	1
	(砧)	82	1	11	67	2	31	22	2	12	4	0	2
	(烏山)	78	1	18	66	1	30	36	0	10	4	1	4

2. 2 歳 6 か月児歯科健康診査

事業の開始：昭和 57 年 4 月

事業の概要、目的	幼児のむし歯は、乳歯の萌出完了後に急増するため、最後の乳歯が萌出する直前の時期に、地区歯科医師会に委託し歯科健康診査を実施している。令和 2・3 年度は、新型コロナウイルス対策として、受診期間を延長した。
根拠法令等	母子保健法　　[区] 世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	2 歳 6 か月～2 歳 8 か月児（令和 2・3 年度　2 歳 6 か月～2 歳 11 か月児）

＜実績＞

		対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	むし歯のない人(人)	むし歯のある人(人)	むし歯有病者率(%)	一人平均むし歯数(歯)	不正咬合(人)
令和 2 年度		7,331	3,541	48.3	3,440	101	2.9	0.08	818
令和 3 年度		6,785	3,298	48.6	3,203	95	2.9	0.08	728
令和 4 年度	総数	6,456	2,887	44.7	2,827	60	2.1	0.08	728
	(世田谷)	1,748	740	42.3	718	22	3.0	0.1	215
	(北沢)	974	423	43.4	415	8	1.9	0.06	90
	(玉川)	1,626	678	41.7	672	6	0.9	0.04	178
	(砧)	1,273	585	46.0	570	15	2.6	0.06	144
	(烏山)	835	461	55.2	452	9	2.0	0.02	101

3. 3歳児歯科健康診査

事業の概要、目的	乳歯列が完成した時期（3 歳）に、総合支所にて歯科健診および歯科保健相談、保健師・栄養士の相談を行っている。令和2・3年度は、新型コロナウイルス対策として、受診期間を延長した。
根拠法令等	母子保健法　　［区］世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	3歳児（令和2・3年度　3歳児～4歳11か月児）

乳幼児歯科健康診査全体の予算・決算（幼稚園・保育園児歯科健康診査及びフッ素塗布除く）

予　算	**［歳出］** 60,852,671円	**決　算**	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 55,138,260円

＜実績＞

		対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	むし歯のない人(人)	むし歯のある人(人)	むし歯有病者率(%)	一人平均むし歯数(歯)	不正咬合(人)
令和2年度		7,152	5,976	83.5	5,627	349	5.84	0.14	965
令和3年度		7,572	6,536	86.3	6,249	287	4.39	0.11	1,114
令和4年度	総数	6,586	6,046	91.8	5,819	227	3.75	0.11	1,039
	世田谷	1,768	1,615	91.3	1,551	64	3.96	0.10	258
	北沢	904	837	92.6	798	39	4.65	0.12	160
	玉川	1,755	1,552	88.4	1,514	38	2.44	0.08	272
	砧	1,282	1,205	93.9	1,156	49	4.07	0.12	210
	烏山	877	837	95.4	800	37	4.42	0.10	139

幼稚園児・保育園児歯科健康診査

事業の開始
昭和55年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	区内の私立幼稚園児及び区立、私立保育園児を対象に、地区歯科医師会に委託して歯科健康診査を行っている。
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区幼稚園児・保育園児歯科健康診査実施要綱
対　　象	区内の私立幼稚園及び区立・私立保育園の園児

予　算	**［歳出］** 26,413,508円	**決　算**	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 24,344,423円

＜実績＞

年度	実施園数	受診者数(人)		受診結果内訳 健全歯のみの者	全部処置してある者	未処置歯のある者	むし歯有病者率(%)
2年度	276	21,226		19,062	872	1,292	10.2
3年度	296	22,151		20,255	724	1,172	8.6
4年度	302	21,481		19,877	513	1,091	7.5
令和4年度 年齢別内訳		0歳	629	629	0	0	0
		1歳	2,529	2,522	3	4	0.3
		2歳	2,967	2,910	15	42	1.9
		3歳	4,344	4,127	63	154	5.0
		4歳	4,855	4,489	101	265	7.5
		5歳	5,045	4,303	263	479	14.7
		6歳	1,112	897	68	147	19.3

フッ素塗布

事業の開始
昭和46年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	むし歯予防を目的として、4歳・6歳の幼児に、地区歯科医師会に委託し歯科医院で880円を徴収してフッ素塗布を実施している。
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区フッ素塗布実施要綱
対　　象	4歳児及び6歳児
予　算	**［歳出］**13,602,516円
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**11,663,446円

＜実績＞

	4歳	6歳	合計
令和2年度	1,925	1,645	3,570
令和3年度	1,676	1,523	3,199
令和4年度	1,513	1,308	2,821

8. 母子保健(健康教育、健康相談等)

両親学級

事業の開始
昭和59年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	これから母親､父親になる方を対象に、平日に、両親学級（妊娠中の過ごし方、赤ちゃんの育て方、妊娠中の食事と家族の食生活、お口の健康等、お風呂の入れ方、父親の役割等）を開催し、仲間づくりや交流の場にも役立てている。また休日は委託によりオンライン講座も含めた両親学級を開催している。令和５年度途中より、平日両親学級も委託する。
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区母子衛生教育実施要綱
対　　象	妊婦及びパートナー
予　算	**［歳出］** 13,195,002円
決　算	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 11,201,305円

＜実績＞

(1)両親学級(平日開催)

	一般				両親学級			
	学級数	開催日数	受講者数	父親参加数（再掲）	学級数	開催日数	受講者数	父親参加数（再掲）
令和2年度	コロナ感染予防のため中止							
令和3年度					10	10	222	102
令和4年度					50	50	1,067	496

※「母親学級」は令和3年度より廃止し、両親学級に統一した。

(2)両親学級「ぷれパパママ講座」(休日開催)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催数(回)	62 (オンライン講座14)	32 (オンライン講座14)	75 (オンライン講座29)
受講者数(人)	2,411 (オンライン講座987)	2,236 (オンライン講座1,689)	2,455 (オンライン講座1,069)
〈再掲〉父親参加数(人)	1,200 (オンライン講座492)	1,109 (オンライン講座844)	1,227 (オンライン講座535)

(3)両親学級－食事診断実施数

	食事診断人数
総数	558

ＭＣＧ（母と子の関係を考える会）

事業の開始
平成９年12月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	子育てや家族関係等のストレスなどについて安全に話せる場を提供し、育児不安の軽減や虐待防止を図る。		
根拠法令等	児童虐待の防止等に関する法律		
対　　象	育児不安を抱える母子等		
予　算	**［歳出］** 5,243,656円	**決　算**	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 4,411,014円

＜実績＞

MCG(母と子の関係を考える会)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	59	84	81	21	12	12	24	12
参加人数(延)	242	266	294	46	32	63	132	21

MCG講演会

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	総数	総数	総数
実施回数	0	0	6
参加人数(延)	0	0	57

乳児健診前のグループ交流事業

事業の開始
平成14年5月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	育児の孤立化を予防するために、3～4か月児健康診査前の母子を対象にグループでの交流の機会を提供している。 赤ちゃんクラブ（世田谷）、ほっとひといき（北沢）、フレッシュママのおしゃべりタイム（玉川）、ママ＆ベビーS'サロン（砧）、わかばママの会（烏山）		
対　　象	3～4か月児健康診査を受診する前の母子		
予　算	**［歳出］** 1,413,804円	**決　算**	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 643,142円

＜赤ちゃんクラブ（世田谷）、ほっとひといき（北沢）、フレッシュママのおしゃべりタイム（玉川）、ママ＆ベビーサロンS'（砧）、わかばママの会（烏山）＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	総数	総数	総数
実施回数	0	0	0
参加人数 (組数)(延)	0	0	0

※令和2年度～令和4年度は開催なし

親子支援グループ（ぽんぽんキッズ）

事業の開始
平成27年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	親子に対してのグループ支援を通して、①児の発達支援②保護者への子育て支援③地域の支援者との関係づくりによる孤立予防を展開する。令和2・3年度については、新型コロナウイルス対策として、少人数のグループで実施した。		
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区親子支援グループ事業実施要綱		
対　　象	1歳6か月児健診からフォローが必要となったおおむね2歳の児とその保護者		
予　算	**［歳出］** 4,119,088円	**決　算**	**［歳入］** ［都］2,060,000円　**［歳出］** 3,524,329円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	30	59	60	12	12	12	12	12
参加延組数(世帯数)	63	238	301	51	55	66	66	63
大人延参加者数	78	258	326	52	59	72	74	69
対象児延数	69	238	301	51	55	66	66	63

※4～6月は休止。

子育ての支援（総合支所）

事業の開始
昭和60年

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	妊婦向けの調理実習を含む講座や双子の交流会等、支所毎に特色のある支援を行っている。 また児童館等との連携により児童館の子育てグループへの支援を行っている。		
根拠法令等	母子保健法		
対　　象	妊婦及びそのパートナー 3～4か月児健康診査を受診した後の保護者と子ども 児童館等のグループに参加している親子		
予　算	**［歳出］** 0円	**決　算**	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 0円

※栄養も含む。

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	43	34	62	12	6	0	24	20
参加組数(延)	382	320	640	149	34	0	283	174

前期離乳食講習会

事業の開始
昭和30年

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	生後7か月以降の離乳食のすすめかたについて栄養士による講話を行い育児不安の解消と子の健全育成を支援している。令和4年度については離乳食講習会を２部制とし、対面では各支所毎月１回、オンラインでの開催は毎月２か所の支所で実施した。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため試食体験は中止とした。離乳食動画は継続して放映している。
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区母子衛生教育実施要綱
対　　象	生後6～7か月の乳児を持つ保護者
予　算	**［歳出］**1,824,200円
決　算	**［歳入］**特定財源なし **［歳出］**1,309,876円

＜実績＞

前期離乳食講習会(対面)

	令和3年度	令和4年度					
		総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	26	115	22	23	24	24	22
参加人数(延)	327	1460	294	295	344	291	236
個別相談数	122	605	108	140	118	124	115

前期離乳食講習会(オンライン)

	令和3年度	令和4年度					
		総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	81	42	7	9	8	7	11
参加人数(延)	576	496	91	133	112	63	97
個別相談数	94	105	11	55	18	10	11

後期離乳食講習会

事業の開始
平成28年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	離乳食から幼児食への移行期に、乳幼児期の子ども及びその保護者の栄養や食生活について栄養士の講話を行い、育児不安の解消と子の健全育成を支援している。令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため試食体験のないプログラムに変更して実施した。
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区母子衛生教育実施要綱
対　　象	生後10か月～1歳頃の乳幼児を持つ保護者
予　算	**［歳出］**822,854円
決　算	**［歳入］**特定財源なし **［歳出］**465,621円

＜実績＞

	令和3年度	令和4年度					
		総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	5	24	6	1	6	5	6
参加人数(延)	29	288	84	4	64	62	74
個別相談数	14	146	42	2	29	34	39

※令和2年度は後期離乳食講習会の開催なし

歯みがき準備教室

事業の開始
平成22年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	乳幼児期の歯みがきに関し、遊びの中から口の中に触れられることに慣れ、仕上げみがきを少しでも楽しんで行えるようになるための支援を行っている。		
対　　象	生後6～7か月の乳児と保護者		
予　算	**［歳出］** 532,000円	**決　算**	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 136,696円

＜実績＞

	令和3年度	令和4年度					
		総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	26	115	22	23	24	24	22
参加人数(延)	167	1460	294	295	344	291	236

令和2年度は歯みがき準備教室の開催なし

幼稚園児・保育園児歯科衛生教育

事業の開始
昭和45年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	幼稚園・保育園を訪問し、園児を対象に発育段階に応じた正しい歯のみがき方およびむし歯予防についての指導を実施している。		
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区幼稚園児・保育園児歯科衛生教育実施要綱		
対　　象	区内の私立幼稚園及び区立・私立保育園の園児		
予　算	**［歳出］** 562,800円	**決　算**	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 148,392円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設数(園)	4	14	19
人員(人)	381	687	850

リプロダクティブ・ヘルス／ライツにかかる周知啓発

事業の開始
令和4年4月

事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	思春期世代が自分のからだや性への悩みを抱え込むことなく、性と生殖に関する健康や権利についての正しい知識を持ち、生涯にわたる心身の健康を意識できるよう、保健所・人権・教育部門が連携してリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（※）に関するリーフレットの作成および講演会を開催し、普及啓発に取り組んでいる。 ※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：国連の国際人口開発会議（カイロ1994年）で提唱され、日本語では「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。		
根拠法令等	－		
対　　象	中学生、保護者及び子どもたちの指導や相談にあたる職員		
予　算	**［歳出］** 971,400円	**決　算**	**［歳入］** 971,400円　**［歳出］** 971,400円

妊活オンライン相談等事業

事業の開始
令和5年1月

事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	特定不妊治療が令和４年度から保険適用となり、妊娠を希望する区民に対しては、医療面での普及の促進が期待できる一方で、妊活や不妊治療等を行っている当事者や家族等は様々な不安等を抱え心身に多大な負担がかかることから、当事者や家族等に寄り添った専門職（不妊症看護認定看護師、胚培養士、臨床心理士等）による最新医療の情報も含めた専門性の高い相談と区民への理解促進と啓発（講演会）を行うサポート事業を実施する。
根拠法令等	－
対象	不妊治療に悩んでいる区民、不妊治療をこれから始めようと思っている区民、将来子どもを持ちたいと思っている区民(当事者や家族等)
予算	**[歳出]** 1,100,000円
決算	**[歳入]** [都]1,023,000円　**[歳出]** 1,023,000円

＜相談事業　実績＞

	令和4年度 ※令和５年１月１６日（事業開始日）～令和５年３月３１日
当事業用区LINEアカウント登録人数	109名
会員登録数	36名
相談件数（テキスト相談）	78件
相談件数（Zoom相談）	3件
相談件数（電話相談）	0件

＜講演会　実績＞

	令和4年度
開催日	2023年3月5日（日）14：00～15：00
対象者	世田谷区在住・在勤の方
開催手法	オンライン（Zoom開催）
参加費	無料
申込数	29名
当日参加人数	22名

9. 母子保健(医療費の助成等)

特定不妊治療医療費助成

事業の開始
平成21年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	特定不妊治療を受ける夫婦に対して、その経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成する。令和4年度より保険適用が開始となったため、令和4年度以降の治療は対象となっていない。		
根拠法令等	［区］世田谷区特定不妊治療費助成金支給要綱		
対　　象	東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けた者		
予　算	**[歳出]** 150,072,000円	決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 149,926,216円

＜実績＞

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成件数	1,455	1,924	1,971

妊娠高血圧症候群等医療費助成

事業の開始
平成12年9月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	妊娠高血圧症候群等にかかり支給要件に該当する妊婦に対し、入院医療費を助成している。		
根拠法令等	［区］世田谷区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱		
対　　象	妊娠高血圧症候群等の疾病に罹患し、前年分の世帯総所得税額が3万円以下または入院(見込)期間が26日以上の者		
予　算	**[歳出]** 1,512,840円	決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 1,512,840円

＜実績＞

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定数	4	4	16

未熟児養育医療給付

事業の開始
昭和51年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	未熟児として出生し、医師が入院養育を必要と認めた者に対し、指定医療機関において医療の給付を行っている。		
根拠法令等	母子保健法　世田谷区母子保健法の施行に関する規則 ［区］世田谷区未熟児養育事業実施要綱		
対　　象	出生時体重が 2,000ｇ以下または、新生児の生活力が特に弱く、認定基準に掲げるいずれかの症状を示す者		
予　算	**[歳出]** 34,858,976円	決　算	**[歳入]** [国] 8,099,830円　[都] 4,049,915円 **[歳出]** 33,616,654円

＜実績＞

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
発行数	126	117	124

自立支援医療費(育成医療)の支給

事業の開始
平成18年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	身体に障害のある児童に対し、その障害を除去ないし軽減して生活能力を取得させるため、確実に治療の効果が期待し得る場合に、指定医療機関で医療の給付を行っている。自己負担金あり。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［区］世田谷区自立支援医療（育成医療）事業実施要綱
対　　象	満18歳未満の児童で、身体に機能障害があり、手術等により確実な治療効果が期待できる者。世帯の区民税（所得割）が23万5千円未満である者。

予算		決算	
	[歳出] 2,146,220円		[歳入] [国] 401,474円　[都] 386,531円 [歳出] 1,551,030円

＜実績＞

	肢体不自由	視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語機能障害	先天性内臓疾患その他	計
令和２年度	4	0	0	9	1	14
令和３年度	2	0	0	4	3	9
令和４年度	4	0	0	5	2	11

療育給付

事業の開始
平成12年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	18歳未満で、結核にかかっている児童のうち、医師が入院を必要と認め、長期の療養を必要とする方に対し、指定療育機関での医療の給付及び学用品等の支給を行っている。自己負担金あり。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区療育給付事業実施要綱
対　　象	18歳未満で、結核治療のため長期の入院を必要とする児童

保健指導票の発行

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	低所得者層の妊産婦・乳児に対し、指定医療機関にて健診等の保健指導が受けられる保健指導票を発行している。
根拠法令等	［都］保健指導実施要綱 ［区］世田谷区母子保健法の施行に関する規則、世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	低所得者層の妊産婦・乳児

予算		決算	
	[歳出] 2,550,422円		[歳出] 2,155,118円

＜実績＞

		発行数			
		計	妊産婦	乳児	聴覚
令和2年度		133	118	8	7
令和3年度		90	86	3	1
令和4年度	総 数	239	209	13	17
	世田谷	141	128	7	6
	北 沢	50	39	3	8
	玉 川	20	16	2	2
	砧	28	26	1	1
	烏 山	0	0	0	0

10. 成人保健

成人健康診査

事業の開始
平成20年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	生活習慣病を早期に発見するとともに区民の健康に対する自覚を高めることにより、区民の健康増進を図ることを目的として、 ①特定健診及び長寿健診の受診者（労働安全衛生法に基づく健康診断の対象者を除く。）を対象に、追加項目（血液検査、胸部エックス線検査等）の検査を、地区医師会に委託して実施している。 ②国民健康保険・健康保険組合・共済組合等の医療保険に加入していない 40 歳以上の区民（生活保護等受給者）を対象とした健診を地区医師会に委託して実施している。また、健診の結果、生活習慣の改善が必要と判断された者を対象に、成人保健指導を実施している。
根拠法令等	健康増進法 ［区］世田谷区成人健康診査実施要綱、世田谷区成人保健指導実施要綱
対　　象	①特定健診及び長寿（後期高齢者）健診の受診者（労働安全衛生法に基づく健康診断の対象者を除く。） ②医療保険に加入していない 40 歳以上の区民（生活保護等受給者）
予　算 **［歳出］** 563,149,000 円	**決　算** **［歳入］**［都］10,830,000 円　［他］6,154,349 円 **［歳出］** 486,678,131 円

＜実績＞

(1)成人健診受診者数

年度	受診者数			検査項目別				
	訪問	一般	計	貧血	心電図	眼底検査	血液検査	胸部エックス線検査
2	56	1,587	1,643	1,642	1,621	629	1,643	1,597
3	56	1,686	1,742	1,742	1,724	735	1,739	1,521
4	79	1,737	1,816	1,816	1,799	672	1,815	1,724

(2)特定健診等(追加項目健診分)

年度	受診者数
2	62,720
3	81,282
4	82,635

※(1)(2)の各年度の数値は、それぞれ翌年度の6月末現在の集計値。

がん検診

1. 胃がん検診	事業の開始
	昭和 46 年度

窓　　口	（公財）世田谷区保健センター、世田谷保健所健康企画課
事業所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	40 歳以上の区民を対象に、（公財）世田谷区保健センター及び地区医師会（心疾患等で保健センター等の会場で受診できない方のみ）に委託して実施している。検診内容は、胃部エックス線撮影。平成 29 年 10 月から、50 歳以上の区民を対象に、2 年に 1 回受診できる内視鏡による検診を開始した。平成 27 年度から、身体障害者手帳を交付された方で、区の胃がん検診を受けられない場合、検査費用を助成している。
根拠法令等	健康増進法、がん対策基本法 ［区］世田谷区がん対策推進条例 世田谷区胃がん検診実施要綱 世田谷区胃がん検診（医師会委託）実施要綱 世田谷区胃がん検診費用助成金交付要綱
対　　象	エックス線：40 歳以上の区民 内視鏡：50 歳以上の区民（2 年に 1 回）

＜実績＞

(1)胃がん(エックス線)検診結果

年度	受診者数	異常なし	その他所見（経過観察等）	要精密検査者数	精密検査				
					受診者数	異常なし	有所見者数	有所見者疾病内訳	
								がん	その他
2	2,295	2,013	6	276	250	29	221	3	218
3	3,177	2,812	5	360	316	52	264	1	263
4	3,105	2,754	2	349	311	47	264	4	260

(2)胃がん(内視鏡)検診結果

年度	受診者数	胃がんなし	胃がんの疑い	胃がんあり	胃がん以外の病変(悪性のみ)	要精密検査者数※	精密検査				
							受診者数	異常なし	有所見者数	有所見者疾病内訳	
										がん	その他
2	6,059	5,987	47	10	15	334	37	6	31	3	28
3	8,788	8,711	41	14	22	517	138	37	101	4	97
4	9,091	8,996	50	16	29	534	300	67	233	8	225

※要精密検査者数には、検診に引き続き精密検査を実施し、その後胃がんなしと判定された方を含む。

(3)胃がん(エックス線・内視鏡)検診受診率

年度	受診率
2	9.2%
3	9.3%
4	9.7%

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の6月末現在の集計値。

※受診率は、対象人口率(職域等でがん検診の受診機会がある住民を除いた人口割合)に基づき算出している。また、国の指針では、胃がん検診は2年に1回であるため、当該年度＋前年度の合計受診者数から算出している。

(4)胃がん検診費用の助成(身体障害のある方)

年度	実績件数
2	0
3	1
4	0

2. 子宮がん検診	事業の開始
	昭和46年度

窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康企画課
事業所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	20歳以上（2年に1回）の女性区民を対象に、地区医師会に委託して実施している。頸部がん検診については受診者全員に対して実施し、体部がん検診は要件に該当し、かつ本人が同意する場合に実施している。検診内容は、視診・内診・細胞診検査。
根拠法令等	健康増進法、がん対策基本法 ［区］世田谷区がん対策推進条例、世田谷区子宮がん検診実施要綱
対　　象	20歳以上の女性区民（2年に1回）

＜実績＞

(1)子宮がん(頸部)検診結果

年度	受診者数	受診率	ベセスダシステムによる判定										がん発見数
			NILM	ASC-US	ASC-H	LSIL	HSIL	SCC	AGC	AIS	Adeno	Other	不適正	
2	31,854	25.1%	31,355	153	77	142	97	5	20	3	2	0	1	15
3	37,995	29.5%	37,541	84	59	175	112	3	19	0	2	0	0	12
4	33,809	30.4%	33,161	117	69	249	178	3	29	2	1	0	2	12

注1: ベセスダシステムの判定結果は、NILM:「異常なし」、ASC-US:「意義不明な異型扁平上皮細胞」、ASC-H:「HSILを除外できない異型扁平上皮細胞」、LSIL:「軽度扁平上皮内病変」、HSIL:「高度扁平上皮内病変」、SCC:「扁平上皮癌」、AGC:「異型腺細胞」、AIS:「上皮内腺癌」、Adeno:「腺癌」、Other:「その他の悪性腫瘍」、不適正に分類される。NILMは「異常なし」、それ以外については「要精密検査」となる。

※受診率は、対象人口率(職域等でがん検診の受診機会がある住民を除いた人口割合)に基づき算出している。また、国の指針では、子宮がん検診は2年に1回であるため、当該年度+前年度の合計受診者数から算出している。

(2)子宮がん(体部)検診結果

年度	受診者数	陰　性	疑陽性	陽　性	判定不能	がん発見数
2	3,409	3,271	50	4	84	7
3	4,044	3,977	49	1	17	7
4	3,737	3,653	58	2	24	1

※(1)(2)の各年度の数値は、それぞれ翌年度の6月末現在の集計値。

3. 乳がん検診	事業の開始 昭和58年度
窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康企画課
事業所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	40歳以上（2年に1回）の女性区民を対象に、地区医師会と（公財）世田谷区保健センターに委託して実施している。検診内容は、視診・触診・乳房エックス線撮影（マンモグラフィ）。
根拠法令等	健康増進法、がん対策基本法 ［区］世田谷区がん対策推進条例、世田谷区乳がん検診実施要綱
対　　象	40歳以上の女性区民（2年に1回）

＜実績＞

年度	受診者数	受診率	異常なし	要精密検査者数	結果別人員					
					異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	未回答	未受診
2	19,763	23.2%	18,218	1,545	469	52	67	677	268	12
3	23,542	25.5%	21,460	2,082	809	79	74	919	189	12
4	21,248	26.3%	19,616	1,632	506	76	41	656	343	10

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の6月末現在の集計値。
※受診率は、対象人口率(職域等でがん検診の受診機会がある住民を除いた人口割合)に基づき算出している。また、国の指針では、乳がん検診は2年に1回であるため、当該年度+前年度の合計受診者数から算出している。

4. 肺がん検診	事業の開始 昭和58年度
窓口・所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	40歳以上の区民を対象に、地区医師会に委託して実施している。特定健診、長寿健診、成人健診と同時受診可能。検診内容は、胸部エックス線撮影、喀痰細胞診。なお、喀痰細胞診は、問診の結果に基づき要件に該当した場合に実施している。
根拠法令等	健康増進法、がん対策基本法 ［区］世田谷区がん対策推進条例、世田谷区肺がん検診実施要綱
対　　象	40歳以上の区民

＜実績＞

年度	受診者数				受診率	精密検査受診者数	精密検査による疾病内訳								
		異常なし	有所見	要精密検査者数			肺がん	肺結核	胸膜炎	肺炎	陳旧性肺結核	慢性気管支炎	気管支拡張症	その他	異常なし
2	51,258	35,696	13,713	1,849	17.8%	778	12	3	2	229	5	9	9	317	192
3	50,912	49,111	5	1,796	17.5%	538	10	1	1	129	6	1	7	192	191
4	52,159	50,274	0	1,885	17.9%	736	18	0	1	173	10	8	8	269	249

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の6月末現在の集計値。
※受診率は、対象人口率(職域等でがん検診の受診機会がある住民を除いた人口割合)に基づき算出している。

5. 大腸がん検診	事業の開始
	昭和60年度

窓　　口	各総合支所健康づくり課、（公財）世田谷区保健センター
事業所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	40歳以上の区民を対象に、（公財）世田谷区保健センター及び地区医師会に委託して実施している。特定健診、長寿健診、成人健診と同時受診可能。検診内容は、便潜血検査（2日法）。
根拠法令等	健康増進法、がん対策基本法 ［区］世田谷区がん対策推進条例、世田谷区大腸がん検診実施要綱、世田谷区大腸がん検診（医師会委託）実施要綱
対　　象	40歳以上の区民

＜実績＞

	便潜血反応検査					精密検査								
	受診者数				受診率	受診者数			有所見者疾病内訳					
		異常なし（陰性）	要精検（陽性）	検体不良			異常なし	有所見者数	がん	ポリープ	憩室	大腸炎	痔核	その他
2	48,171	44,358	3,801	12	16.7%	1,637	333	1,304	66	800	110	14	104	210
3	48,717	45,252	3,455	10	16.7%	1,514	303	1,211	71	827	129	18	64	102
4	48,806	45,373	3,428	5	16.7%	1,730	404	1,326	75	903	139	19	119	71

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の6月末現在の集計値。
※受診率は、対象人口率(職域等でがん検診の受診機会がある住民を除いた人口割合)に基づき算出している。

6. 前立腺がん検診	事業の開始
	平成16年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	60歳以上の区の前立腺がん検診を受診したことのない男性区民を対象に、地区医師会に委託して実施している。特定健診、長寿健診、成人健診と同時受診可能。検診内容は、ＰＳＡ検査（採血による前立腺特異抗原の測定）。
根拠法令等	［区］世田谷区がん対策推進条例、世田谷区前立腺がん検診実施要綱
対　　象	区の前立腺がん検診を受診したことのない60歳以上の男性区民

＜実績＞

年度	受診者数
2	1,065
3	1,151
4	1,307

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の6月末現在の集計値。

がん検診全体の予算			
予　算	**［歳出］**1,214,700,000円	決　算	**［歳入］**［国］34,625,000円　［都］1,137,000円 ［他］884,500円　**［歳出］**1,147,637,657円

胃がんリスク(ABC)検査

事業の開始
平成28年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	40・45・50・60・70歳の区民を対象に、地区医師会に委託して実施している。将来胃がんになりやすいかどうかを判定する、生涯に1度限り受診可能な検査。特定健診、長寿健診、成人健診と同時受診可能。検査内容は、採血によるピロリ菌抗体検査及びペプシノゲン検査。		
根拠法令等	［区］世田谷区がん対策推進条例、世田谷区胃がんリスク（ABC）検査実施要綱		
対　　象	区の胃がんリスク（ABC）検査を受診したことのない40・45・50・60・70歳の区民		
予　算	**［歳出］**－	**決　算**	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**－

※予算・決算額については「がん検診」に計上。

胃がんリスク(ABC)検査　受診状況

年度	受診者数	A群	B群	C群	D群
2	7,729	6,424	1,014	244	47
3	5,810	4,793	727	220	70
4	5,057	4,221	618	153	65

※各年度の数値は、翌年度の6月末現在の集計値。

※胃がんの発生リスクはA群が最も低く、D群が最も高い。A群は「異常なし」、B～D群は「要精密検査」となる。

がん相談・がん情報コーナー

事業の開始
平成26年9月

窓　　口	（公財）世田谷区保健センター		
事業所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	がん患者及びその家族等が、必要な支援を受けながら自分らしい生活を継続することができるよう、区立保健センターにおいて、毎月第2・4土曜日に対面相談、第1～4木曜日に電話相談（第1・3週は専門相談、第2・4週はピア相談）を実施するとともに、平日9時から17時までの間、がん情報コーナーにおいて、がんに関する書籍等の閲覧や、必要に応じた情報提供や一次相談を実施する。		
根拠法令等	［区］世田谷区がん対策推進条例、世田谷区がん相談事業実施要綱		
対　　象	がんで療養中の方及びその方の親や子・兄弟姉妹・パートナー等		
予　算	**［歳出］**8,104,250円	**決　算**	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**8,095,670円

＜実績＞がん相談　　(単位:件)

年度	面談(就労相談の内訳)	電話	一次相談
2	21(5)	46	34
3	33(5)	47	33
4	32(11)	31	52

若年がん患者在宅療養支援事業

事業の開始
令和4年4月

窓　　口	世田谷保健所健康企画課
事業所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した若年がん患者が、在宅での療養に必要なサービスを利用した場合に要した費用の一部を助成し、在宅における療養生活を支援することで、患者及びその家族の負担の軽減を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区若年がん患者在宅療養支援事業実施要綱
対　　象	区内在住の 40 歳未満のがん患者（医師により一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）で、他の制度において同等の給付を受けることができない方
予　算	**［歳出］** 479,368 円
決　算	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 516,355 円

＜実績＞　　（単位:件）

年度	承認件数(実際に費用助成の請求があった件数)
4	5(4)

Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルス検診

事業の開始
平成 14 年 6 月

窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康企画課
事業所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	区の肝炎ウイルス検診を受診したことのない区民を対象として、地区医師会に委託して実施している。特定健診、長寿健診、成人健診と同時受診可能。
根拠法令等	健康増進法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、肝炎対策基本法、世田谷区肝炎ウイルス検診実施要綱、世田谷区緊急肝炎ウイルス検診実施要綱
対　　象	区の肝炎ウイルス検診を受診したことのない区民
予　算	**［歳出］** 10,938,000 円
決　算	**［歳入］**［国］882,000 円　［都］5,452,000 円 **［歳出］**10,320,495 円

＜実績＞

年度	受診者数	C型陽性		B型陽性	
		人数	陽性率	人数	陽性率
2	2,178	6	0.28	22	1.01
3	2,251	6	0.27	23	1.02
4	1,970	5	0.25	12	0.61

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の 6 月末現在の集計値。

骨粗しょう症検診

事業の開始
平成6年9月

窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康企画課		
事業所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性区民を対象に、地区医師会に委託して実施している。検査内容は問診と骨量測定（ＤＸＡ法又は定量的超音波）で、検査結果に応じて健康教育や精密検査の受診勧奨を行っている。		
根拠法令等	健康増進法　［区］世田谷区骨粗しょう症検診（医師会委託）実施要綱		
対　　象	30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性区民		
予　算	**［歳出］**9,342,000円	**決　算**	**［歳入］**［都］3,801,000円　**［歳出］**9,111,125円

＜実績＞

年度	年齢	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	総計
2	受診者数	17	24	190	106	247	216	276	213	354	1,643
	異常なし	14	21	166	86	202	117	145	84	116	951
	要指導	3	3	17	17	34	66	86	80	144	450
	要精密検査	0	0	7	3	11	33	45	49	94	242
3	受診者数	7	18	177	103	262	189	278	227	352	1,613
	異常なし	6	16	145	84	187	112	132	88	130	900
	要指導	1	2	25	18	61	50	93	92	130	472
	要精密検査	0	0	7	1	14	27	53	47	92	241
4	受診者数	9	24	148	116	247	264	305	254	301	1,668
	異常なし	4	17	89	61	160	101	79	43	63	617
	要指導	4	4	39	37	53	78	101	70	94	480
	要精密検査	1	3	20	18	34	85	125	141	144	571

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の6月末現在の集計値。

区民健康診断

事業の開始
昭和54年

窓口・所管	各総合支所健康づくり課		
事業の概要、目的	生活習慣病の早期発見等のため、他に健診の機会のない16歳以上40歳未満の区民を対象に健診を実施している。健診結果に基づき、医師の指示のもと、保健師、管理栄養士等により必要な指導や生活改善のための助言を行っている。また、区民健診に合わせ実施していた障害者施設健診を令和４年度をもって終了した。		
根拠法令等	健康増進法　［区］世田谷区区民健康診断実施要綱		
対　　象	他に健診の機会のない16歳以上40歳未満の区民		
予　算	**［歳出］**22,337,272円	**決　算**	**［歳入］**［他］809,500円　**［歳出］**12,695,501円

＜実績＞ (単位:回／人)

	区民健診一次検査					個別相談数		
			検査結果					
	実施回数	検査延人員	異常なし	要経過観察	要医療	健康相談	栄養相談	食事診断
世田谷	12	383	73	181	129	356	381	381
北 沢	12	374	64	215	95	263	372	372
玉 川	12	327	57	183	87	287	325	325
砧	12	354	52	187	115	302	322	353
烏 山	8	261	39	154	68	667	261	261
計	56	1,699	285	920	494	1,875	1,661	1,692

※令和4年度は障害者施設健診の実施はなし

健康手帳の交付

事業の開始
平成20年4月

窓　　口	世田谷保健所健康企画課、各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	健診等の結果を記録し、自己の健康管理に役立てるため、40歳以上の希望する区民に交付している。		
根拠法令等	健康増進法　［国］健康増進事業実施要領		
対　　象	40歳以上の区民		
予　算	**［歳出］** —	**決　算**	**［歳入］** —　　**［歳出］** —

※予算･決算額については、「成人健診」に計上。

＜実績＞ (単位:件)

年度	合　計
2	143
3	128
4	180

区民歯科相談

事業の開始
平成2年9月

窓　　口	世田谷区歯科保健センター		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	区民を対象に、地区歯科医師会に委託して世田谷区歯科保健センターで歯科相談を実施している。		
根拠法令等	［区］世田谷区区民歯科相談実施要綱		
対　　象	区民		
予　算	**［歳出］** 2,079,217円	**決　算**	**［歳入］** ［都］1,289,000円　**［歳出］** 1,994,304円

＜実績＞

年度	開催回数	相談件数
2	49	66
3	49	53
4	47	73

成人歯科健康診査

事業の開始
平成14年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	40・45・50・55・60・65・70歳の区民を対象に、地区歯科医師会に委託して歯科健診を実施している。		
根拠法令等	健康増進法 ［区］世田谷区成人歯科健診実施要綱		
対　　象	40・45・50・55・60・65・70歳の区民		
予　算	**［歳出］** 39,958,142円	**決　算**	**［歳入］** ［都］11,497,000円　**［歳出］** 40,507,110円

＜実績＞

(1)成人歯科健診受診者数(対象年齢別)　　(単位:人)

年度	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	合計
2	1,453	48	1,508	79	985	73	813	4,959
3	1,369	41	1,382	74	1,039	77	770	4,752
4	1,314	59	1,472	97	1,223	72	937	5,174

(2)成人歯科健診結果(対象年齢別)

		40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
4年度	進行した歯周炎を有する者の割合(%)	45	53.3	44.1	51	49	60.5	59.8
	一人平均現在歯数(本)	28.2	28.4	27.7	27.8	26.8	26.9	25.1

歯周疾患改善指導

事業の開始
平成14年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	成人歯科健診受診者で要指導等の者に対して、歯みがきなどの生活習慣改善の指導を実施している。		
根拠法令等	［区］世田谷区歯周疾患改善指導事業実施要綱		
対　　象	成人歯科健診受診者の要指導者等		
予　算	**［歳出］** 13,021,192円	**決　算**	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 12,956,604円

＜実績＞

年度	第1回	第2回	合計
2	4,154	1	4,155
3	3,816	1	3,817
4	4,229	－	4,229

令和4年度から歯周疾患改善指導の第2回は廃止

産前・産後歯科健康診査

事業の開始
平成21年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	妊産婦を対象に、妊産婦の歯周病やむし歯を予防するため、地区歯科医師会に委託して歯科健診を実施している。		
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区成人歯科健診事業実施要綱		
対　　象	区民で妊婦及び産後1年以内の産婦		
予　算	**［歳出］**32,947,410円	**決　算**	**［歳入］**特定財源なし **［歳出］**27,346,122円

＜実績＞

年度	産前歯科健診	産後歯科健診	総計
2	2,281	1,416	3,697
3	2,284	1,400	3,684
4	2,264	1,249	3,513

口腔がん検診

事業の開始
平成21年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	61、66、71歳の区民を対象に、口腔がんの啓発を目的として、地区歯科医師会に委託して検診を実施している。		
根拠法令等	健康増進法 ［区］世田谷区がん対策推進条例、世田谷区成人歯科健診事業実施要綱		
対　　象	61・66・71歳の区民		
予　算	**［歳出］**10,464,102円	**決　算**	**［歳入］**特定財源なし **［歳出］**8,870,605円

＜実績＞

年度	受診者数	異常なし	要精検	その他所見あり	細胞診実施数	がん発見数
2	1,302	1,266	1	35	39	0
3	1,311	1,236	10	65	32	0
4	1,411	1,270	5	136	40	0

訪問口腔ケア推進事業

事業の開始
平成14年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	在宅でねたきり等のため外出できない方を対象に地区歯科医師会に委託し、訪問による口腔ケア指導を実施している。在宅障害者・要介護高齢者が身近な地域で歯科治療が受けられるよう、かかりつけ歯科医の紹介等の体制整備を行う。		
根拠法令等	［区］世田谷区在宅障害者・要介護高齢者訪問口腔ケア事業実施要綱		
対　　象	外出が困難な在宅障害者・要介護高齢者		
予　算	**［歳出］**4,273,829円	**決　算**	**［歳入］**［他］663,027円 **［歳出］**3,595,594円

＜実績＞

	2年度	3年度	4年度
訪問口腔ケア健診受診者数	24	24	27

すこやか歯科健診

事業の開始
平成28年6月

窓　　口	あんしんすこやかセンター、ケアマネジャー
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	歯科医師とあんしんすこやかセンター、ケアマネジャー等の介護関係者が連携し、口腔ケアの必要な後期高齢者等を適切な口腔ケア等の指導や治療につないでいくため、地区歯科医師会に委託し、すこやか歯科健診を行う。
根拠法令等	［区］すこやか歯科健診実施要綱
対　　象	75歳以上の区民 65歳以上で基本チェックリストNo18～20のいずれかに該当する方 40～64歳で介護保険の要支援・要介護認定がある若年性認知症の方

予算	［歳出］4,188,269円	決算	［歳入］［他］470,830円　［歳出］3,118,716円

＜実績＞

	2年度	3年度	4年度
すこやか歯科健診受診者数	273	285	300

11. 精神保健

【こころの相談】

［予算］［歳出］5,986,887 円　［決算］［歳入］［都］235,000 円［歳出］5,836,706 円

こころの健康相談（一般・高齢者）

事業の開始
昭和 51 年

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	こころの病を心配している方とその家族・関係者等を対象に、医師・保健師によるこころの健康相談、病院や社会資源などの紹介や療養相談を実施している。医師の相談は予約制で、保健師は随時相談を受けている。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ［国］保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 ［区］世田谷区こころの健康相談実施要綱
対　　象	こころの病を心配している方とその家族・関係者等

＜実績＞　※令和 2・令和 3 年度は延件数

年度／区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度						
			総　数		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
医師及び保健師による専門相談	224	182	回数	86	17	18	18	18	15
			延件数	183	32	43	40	46	22

こころの健康相談（子ども・思春期）

事業の開始
昭和 51 年

窓　　口	各総合支所健康づくり課　世田谷保健所健康推進課
事業所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	思春期に多い不安や悩みから起こるこころの問題についての相談を実施している。医師の相談は予約制で、保健師は随時相談を受けている。健康推進課では、匿名・予約不要で専門のスタッフによる相談ができる機会を提供している。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ［国］保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 ［区］世田谷区こころの健康相談実施要綱
対　　象	こころの病を心配している子ども・思春期世代の方とその家族・関係者等

＜実績＞　※令和 2・令和 3 年度は延件数

年度／区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度							
			総　数		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	健康推進課
医師及び保健師による専門相談	146	166	回数	64	12	11	12	11	12	6
			延件数	166	27	22	33	38	20	26

依存症相談(アルコール等)

事業の開始
昭和58年

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課、総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	依存症に関連する問題の明確化と対応の理解を進め、健康回復・社会復帰を図るために、医師等による専門相談（個別相談）・家族講座を予約制で実施している。保健師の相談は各総合支所で、随時受け付けている。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ［国］保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 ［区］世田谷区依存症相談実施要綱
対　　象	アルコール・薬物依存症、摂食障害等の本人及びその家族等

＜実績＞ ※令和2・令和3年度は延件数

区分＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度						
			総　数		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
医師による専門相談	58	59	回数	40	11	6	5	6	12
			延件数	77	18	16	10	13	20
家族講座（教室）	39	96	回数	12					
			延人数	46					

こころの相談機能の整備(夜間･休日等こころの電話相談など)

事業の開始
令和2年4月

窓　　口	（公財）世田谷区保健センター		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	専門相談員、ピア相談員による夜間・休日等こころの電話相談を開設し、区民のこころの不安等に応じた相談機会の拡大を図るとともに、区等の必要な支援につなぐことで利用者の問題解決を図る。また、「こころとからだの保健室ポルタ」内のこころの健康情報コーナーにおいて、こころの健康や疾患、障害に関する情報提供を行う。令和3年度より区民向けの講演会等も行っている。		
対　　象	精神障害者及び区民等		
予　算	**［歳出］** 22,808,000円	**決　算**	**［歳入］**［国］11,403,000円　**［歳出］** 22,807,400円

＜実績＞

区分＼年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
夜間・休日等こころの電話相談（延件数）		2,522	2,521	3,331
内訳	専門相談	1,751	1,692	2,192
	ピア電話相談	771	829	1,139

※その他の実績については、第11章　関係団体　公益財団法人世田谷区保健センター「3. 公益財団法人世田谷区保健センター実施状況」の『こころの相談機能』『こころの健康に関する普及啓発』『こころの健康に関する人材育成』を参照

【普及啓発】

精神保健福祉に関する普及啓発(講演会等)

事業の開始
平成7年

窓口・所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課、世田谷区立保健センター
事業の概要、目的	精神保健に関する正しい知識の普及や精神障害に対する理解の向上、もしくは発症・再発予防のために様々な講演会を実施している。うつ病の方への就労支援、思春期のこころの理解、統合失調症の理解と対応、自殺対策等をテーマに、広く区民向けに発信している。令和２年度より世田谷区オフィシャルチャンネル（YouTube）を活用して動画講座の配信を開始した。令和３年度より世田谷区立保健センターでの講演会等を開始した。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、自殺対策基本法　障害者総合支援法
対　　象	一般区民
予　算	**[歳出]** 1,586,446円 **決　算** **[歳入]** [都] 641,000円 **[歳出]** 1,272,596円

＜実績＞

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数		95	229	77
延人数		3,639	6,108	3,215
(内訳) 一般精神	回数	33	117	54
	延人数	3,032	4,183	2,208
(内訳) 依存症	回数	16	25	15
	延人数	130	226	477
(内訳) 児童・思春期	回数	0	5	7
	延件数	0	1,014	484
(内訳) 社会復帰	回数	36	64	1
	延人数	418	628	46

(再掲) ゲートキーパー講座	回数	2	8	9
	延人数	113	793	373

動画配信講座	講座数	4	6	9
	累計視聴者数	11,270	17,739	25,849

アルコール・薬物依存症等に関する普及啓発(講演会等)

事業の開始
平成7年

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課、世田谷区立保健センター
事業の概要、目的	アルコール・薬物依存症等の本人、家族、関係者等を対象に依存症に関する正しい知識の普及と理解、予防のために講演会や健康教育を実施している。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律　自殺対策基本法　アルコール健康障害対策基本法
対　　象	一般区民
予　算	**[歳出]** — **決　算** **[歳入]** — **[歳出]** —

※予算・決算は「こころの相談機能の整備(夜間・休日等こころの電話相談窓口など)」に計上

＜実績＞（再掲）

区分＼年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
アルコール・薬物依存に関するセミナー・講演	回数	2	2	2
	延人数	91	130	131
アルコール・薬物等の健康教育（学校等）	回数	0	0	1
	延人数	0	0	300
アルコール・薬物等の健康教育（地域等）	回数	14	23	12
	延人数	39	96	46

【訪問等による地域支援(精神保健に関すること)】

保健師活動

事業の開始
昭和50年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	子どもから大人までのこころの健康に関して、また精神疾患の発症や再発、再入院の予防及び社会復帰に関して、来所相談・電話相談・家庭訪問による相談支援を実施している。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 心神喪失者医療観察法・障害者虐待防止法・地域保健法・健康増進法 母子保健法・児童虐待防止法 ［国］保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 ［区］世田谷区こころの健康相談実施要綱　世田谷区依存症相談実施要綱
対　　象	一般区民
予　算 ［歳出］641,440円	**決　算** ［歳入］特定財源なし　［歳出］520,143円

＜実績＞

年　度		令和2年度	令和3年度	令和4年度						
				総数	世田谷	北　沢	玉　川	砧	烏　山	健康推進課
訪問指導（延件数）		3,314	2,830	2,972	551	362	550	450	542	517
所内面接・電話（延件数）		15,026	17,524	21,924	2,850	2,138	3,191	4,932	4,212	4,601
合　計				24,896	3,401	2,500	3,741	5,382	4,754	5,118
（再掲）相談内訳	精神保健福祉に関する相談			23,034	2,959	2,290	3,525	4,721	4,531	5,008
	老人保健に関する相談			67	14	9	15	14	4	11
	依存症に関する相談			623	177	69	68	169	90	50
	思春期保健に関する相談			733	168	54	90	289	90	42
	社会復帰支援に関する相談			439	83	78	43	189	39	7

精神障害者生活指導（デイケア）

事業の開始
昭和58年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	通院治療中で回復途上にある精神障害者を対象に、対人関係の改善、生活範囲の拡大及び社会復帰への意欲の向上等を図ることを目的として、集団活動等による社会復帰訓練及び相談を実施している。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ［区］世田谷区精神障害者生活指導事業（デイケア）実施要綱
対　　象	通院治療中で回復途上にある精神障害者
予　算	**［歳出］**7,230,000円
決　算	**［歳入］**特定財源なし **［歳出］**5,831,383円

＜実績＞

区分＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数※1	206	272	294	45	31	94	36	88
実人数	89	91	96	28	11	16	22	19
新規登録	6	4	6	2	1	1	1	1
延人数	1,042	1,525	1,715	367	192	436	259	461

※1 実施回数は半日を1回として計上

多職種チームによる訪問支援事業

事業の開始
令和元年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	世田谷保健所に設置する「多職種チーム（保健師、精神保健福祉士、医師等で構成）」が、保健福祉センターの地区担当保健師と連携を図りながら、区内に在住する支援を必要とする精神障害者等に対して、訪問支援、医療及び福祉サービスの利用支援並びに精神障害者等の退院後支援に関する計画の作成等を行う。
根拠法令等	［区］世田谷区多職種チームによる訪問支援事業実施要綱
対　　象	区内に在住する支援を必要とする精神障害者等
予　算	**［歳出］**473,800円
決　算	**［歳入］**［国］103,000円 **［歳出］**206,725円

＜実績＞

区分＼年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神保健相談員による アウトリーチ訪問支援	実人数	35	65	69
	延人数	310	392	419
措置入院患者の退院後支援計画	問い合わせ件数	23	16	47
	申請件数	9	4	12
	病院訪問件数(実数)	10	8	14
	(延数)	30	35	74
	支援計画作成件数	9	5	9
	家庭訪問件数（延数）	26	31	83
保健師との連携延人数		893	1,325	1,536

相談事業(精神障害者家族等支援相談活動)

事業の開始
平成18年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	「精神障害者家族会による相談活動」の強化を図るため、家族相談員の育成及び家族相談員による相談支援を実施している。		
根拠法令等	［区］世田谷区精神障害者家族等支援相談活動事業費補助金交付要綱		
対　　象	精神障害者のご家族等		
予　算	**［歳出］**1,089,500円	**決　算**	**［歳入］**［国］544,000円　**［歳出］**1,089,500円

＜実績＞

区分＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
面接相談（延件数）	18	24	24
電話相談（延件数）	790	716	613
家族相談員養成（延人数）	193	257	267

相談事業(グリーフサポート事業)

事業の開始
平成28年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	近親者との死別等による大きな悲嘆（グリーフ）を抱える区民に対する支援の輪を広げることを目的に、傾聴を中心とした相談事業や連携ネットワークの構築、セミナーの開催等を実施している。		
根拠法令等	［区］世田谷区グリーフサポート事業補助金交付要綱		
対　　象	グリーフを抱えている区民等		
予　算	**［歳出］**3,963,832円	**決　算**	**［歳入］**［都］1,957,000円　**［歳出］**3,914,450円

＜実績＞

区分＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
面接相談（実件数）	36	47	37
電話相談（延件数）	69	83	69
連続講座(延人数)オンライン開催	303	164	117

精神保健福祉法に基づく警察官通報

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	職務遂行中の警察官が自傷他害のおそれがある精神障害者を発見したとき、もよりの保健所長を経由して都知事に通報する。(経由事務)
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
対　　象	自傷他害のおそれがある精神障害者

＜実績＞

区分＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度						
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	区外
件　数	125	135	151	40	36	21	15	15	24

精神保健福祉法に基づく医療保護入院届

事業の開始
平成26年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	精神保健指定医の診察の結果、精神障害者と診断された者で、医療及び保護のための入院の必要があると認められる場合、家族等の同意によって入院させる方法である。また、緊急に入院を必要とする状態にあるにも関わらず、精神障害のために患者自身が入院の必要性を理解できず、家族や主治医等が説得の努力を尽くしても本人が病院に行くことを同意しないような場合に限り、本人に必要な医療を確保するため、都道府県知事が、公的責任において適切な医療機関まで移送する制度がある。区では、区内病院からの医療保護入院届・退院届等の受理および都への経由事務を行っている。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
対　　象	精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり入院治療が必要と診断された者、届等の義務を負うもの＝精神科病棟を有する病院管理者

＜実績＞

区分＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
届出件数	2,451	2,356	1,383	12	0	0	0	1,371

精神保健福祉法に基づく区長同意

事業の開始
平成26年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	精神障害者の医療保護入院の状態にあって、その家族等（配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人）がない場合又は、その家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長（特別区の長を含む）の同意がある場合は、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

＜実績＞区長同意による入院

区分＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数	82	63	42

自殺対策

事業の開始
平成22年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	令和元年10月に策定した「世田谷区自殺対策基本方針」を元に、「区民の生きる力を高め、気づきの力を育み、声かけつなぐ、支えあいの地域」をめざして、関係機関・地域団体及び区民との連携を深め、総合的な自殺対策を推進する。また、学識経験者や関係機関等から構成する「自殺対策協議会」を開催している。
根拠法令等	［区］世田谷区自殺対策協議会設置要綱、世田谷区自殺対策連絡会設置要綱
予　算 ［歳出］1,528,530円	**決　算** ［歳入］［都］694,000円　［歳出］1,320,731円

思春期青年期精神保健対策

事業の開始
平成24年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課、教育政策・生涯学習部学校健康推進課		
事業の概要、目的	思春期又は青年期世代のこころの健康づくりに係る施策の推進を目的として関係機関等への相談支援に対する仕組みづくり、普及啓発などに取り組む。		
根拠法令等	［区］世田谷区子ども・若者支援協議会設置要綱		
予　算	**［歳出］**299,790円	**決　算**	**［歳入］**［都］53,000円 **［歳出］**149,490円

心神喪失者等医療及び観察法

事業の開始
平成17年7月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	心神喪失または心身耗弱の状態で重大な他害行為を行った者に対し、保護観察所と連携し、処遇実施状況の把握に努め、必要な調整を行う。保護観察者が開催する会議へ出席し、関係機関等との緊密な連携に努め、必要な情報の共有を図る。精神保健福祉相談、デイケア等の機能を生かし、対象者及びその家族の支援を行う。処遇終了後の一般精神医療、精神保健福祉サービスを継続するための円滑な橋渡しを行う。
根拠法令等	［国］心神喪失者等医療及び観察法

自立支援医療費(精神通院医療)制度

事業の開始
平成18年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	通院による精神医療を継続的に要する方(一定所得以上の方は除く)に対し、医療費の一部を公費負担する。区では申請の受理と都への進達事務及び受給者証の送付を実施している。また、低所得の方には自己負担分を助成する制度もある。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
対　　象	指定医療機関において通院治療を行っている患者

＜実績＞申請件数

年度／地域	R2	R3	R4
総　数	6,809	23,904	24,995
世田谷	1,903	6,227	6,723
北　沢	1,231	4,130	4,423
玉　川	1,306	4,841	5,373
砧	1,163	4,148	3,921
烏　山	1,206	4,558	4,555

※平成30年度から申請書での新規・更新・再開申請数を計上
※令和2年度は新型コロナ感染症の影響を踏まえ、受給者証の有効期間が延長された。

小児精神障害者入院医療費助成

事業の開始
平成12年3月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	精神科に入院している18歳未満の患者に対し、医療費を助成する。区では申請の受理と都への進達事務を実施している。
根拠法令等	［都］東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則
対　　象	精神科に入院している18歳未満の患者

＜実績＞

年度／区分	R2	R3					
		総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
申請件数	23	20	6	2	2	7	3

年度／区分	R4					
	総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
申請件数	26	8	0	1	13	4

12. 難病・大気汚染

特殊疾病患者に対する医療費助成

事業の開始
平成7年10月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所感染症対策課（都進達文書経由取扱）		
事業の概要、目的	長期の療養により、多額の医療費を要する特殊疾病患者に対し、患者本人や家族の精神面、介護面、経済面の負担軽減を図るため、東京都では医療費を助成している。区では申請の受理と都への経由事務を行っている。		
根拠法令等	難病の患者に対する医療等に関する法律 ［都］東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則		
対　　象	助成申請者、助成認定者		
予　算	**［歳出］** 166,000円	決　算	**［歳入］**［都］6,807,560円※特別区における東京都難病等医療費助成申請書等の受理に係る事務費交付金交付要綱に基づく事務費交付金 **［歳出］** 165,2100円

＜申請書受理件数＞

疾患群名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
血液系疾患	101	218	185
免疫系疾患	535	1,257	1,164
内分泌系疾患	79	230	213
代謝系疾患	36	78	80
神経・筋疾患	804	2,056	1,873
視覚系疾患	23	117	116
聴覚・平衡機能系疾患	－	－	－
循環器系疾患	44	142	127
呼吸器系疾患	166	311	290
消化器系疾患	519	1,687	1,607
皮膚・結合組織疾患	104	356	329
骨・関節系疾患	147	370	351
腎・泌尿器系疾患	182	353	340
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	－	15	11
耳鼻科系疾患	86	185	192
特定疾患治療研究事業対象疾病	－	－	－
東京都単独疾病	16	27	24
B型・C型ウイルス肝炎医療費助成	200	386	414
肝がん・重度肝硬変(30年度追加)	－	－	－
特殊医療費等助成対象疾病	213	1,600	1262
ネフロン癆(令和4年から追加)	－	－	－
	3,264	9,396	8,585

※平成27年1月より「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病医療費助成制度が法制度化となった。平成27年1月及び7月に対象疾病が拡大・整理されたことに伴い、統計表を個別疾病数表から疾患群表へ変更。
※令和2年度は新型コロナウィルス感染症のため、特例として更新申請手続きが不要となった。
※対象者数が10名以下の疾患については個人情報保護の観点により「－」で表示した。

特殊疾病患者に対する医療機器貸与事業

事業の開始
平成12年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	各総合支所保健福祉課、世田谷保健所感染症対策課（都報告文書経由取扱）
事業の概要、目的	難病患者が在宅療養生活を営むために必要とする医療機器を貸与することにより、安定した療養生活の確保を図るため、東京都は貸与を行っている。区では申請の受理と都への経由事務を行っている。
根拠法令等	［都］東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則
対　　象	貸与申請者、貸与決定者

＜実績＞

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	10	10	12

難病検診・相談

事業の開始
平成2年5月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	疾病の特殊性から医療面、生活面等において様々な問題をかかえている難病患者に対し、専門医等による相談・検診を地区医師会に委託し実施している。		
根拠法令等	［区］世田谷区難病検診・相談実施要綱		
対　　象	難病患者及びその心配のある者で希望者		
予　算	**［歳出］**1,242,000円	**決　算**	**［歳入］［国］**605,000円　**［歳出］**1,210,096円

＜実績＞　　（延べ人数）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数	10	10	11
保健師による相談	0	0	0

※令和2年度は新型コロナウィルス感染症拡大の影響で1回中止。
※令和2･3･4年度は保健師の参加はなし。

小児慢性疾患患者に対する医療費助成

事業の開始
令和2年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	小児慢性特定疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療に係る医療費の一部を助成し、医療費の負担軽減を図る。		
根拠法令等	児童福祉法、［区］世田谷区小児慢性特定疾病審査会条例、世田谷区児童福祉法の施行に関する規則　他		
対　　象	助成申請者、助成認定者		
予　算	**［歳出］**234,096,000円	**決　算**	**［歳入］**［国］99,742,376円　**［歳出］**201,433,875円

＜申請書受理件数＞

疾病番号	疾病名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度
101	悪性新生物	29	65	73
102	慢性腎疾患	15	34	33
103	慢性呼吸器疾患	―	30	24
104	慢性心疾患	50	74	80
105	内分泌疾患	67	107	103
106	膠原病	―	18	17
107	糖尿病	11	34	33
108	先天性代謝異常	11	28	27
109	血液疾患	―	18	13
110	免疫疾患	―	―	―
111	神経･筋疾患	22	71	69
112	慢性消化器疾患	28	70	84
113	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	―	21	24
114	皮膚疾患	―	―	―
115	骨系統疾患	―	15	14
116	脈管系疾患	―	―	―
	合計	267	601	611

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、特例として更新申請手続きが不要となった。
※対象者数が10名以下の疾患については個人情報保護の観点により「ー」で表示した。

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成

事業の開始
昭和47年10月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	大気汚染の影響を受けていると推定される4疾病にかかった18歳未満の方に対し、医療費を助成している（18歳以上の方は更新申請のみ）。
根拠法令等	［都］東京都大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 ［区］世田谷区大気汚染障害者認定審査会条例
対　　象	18歳未満で健康保険に加入し1年以上都内に在住している区民（及び26年度までに対象となっている方）
予　算	**［歳出］** 1,792,000円
決　算	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 1,612,199円

＜大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成認定患者数＞

区分／年度	認定患者数	慢性気管支炎	気管支ぜん息					ぜん息性気管支炎	肺気腫
			0～19歳	20～39歳	40～74歳	75歳以上	計		
2	3,048	0	37	376	2,056	579	3,048	0	0
3	2,851	0	25	311	1,933	582	2,851	0	0
4	2,563	0	23	252	1,739	549	2,563	0	0

光化学スモッグ対策

事業の開始
昭和46年8月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	光化学スモッグによると思われる被害の時間的・地域的な発生を把握し、関係機関へ報告し、被害状況を明らかにすることにより、被害の防止対策に寄与している。緊急時には、救護本部設置等に協力し、関係諸機関との連携のもとに必要な活動を行う。また、光化学スモッグの影響によると思われる健康被害者に医療費を給付することにより、健康被害の救済を図る。
根拠法令等	［都］東京都光化学スモッグ被害対策実施要綱、東京都大気汚染緊急時対策実施要綱等 ［区］世田谷区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱、世田谷区光化学スモッグ対策要綱
対　　象	光化学スモッグの影響によると思われる健康被害者

アスベスト（石綿）健康被害救済

事業の開始
平成18年3月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、アスベスト（石綿）による健康被害を受けた患者およびその遺族で、労働災害の対象とならない者に対し救済を行っている。（独）環境再生保全機構より、区は救済給付申請受付事務を受託している。		
根拠法令等	石綿による健康被害の救済に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律		
対　　象	アスベスト（石綿）による健康被害を受け、かつ、労働災害の対象とならない者		
予　算	［歳出］0円	決　算	［歳入］0円　［歳出］0円

骨髄等移植ドナー支援事業

事業の開始
平成28年4月

窓　　口	世田谷保健所感染症対策課		
事業所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	多くの骨髄・末梢血幹細胞移植の実現及び骨髄移植ドナー登録者の増加を図ることを目的として、骨髄移植ドナー等に助成金を交付する。		
根拠法令等	［区］世田谷区骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱		
対　　象	助成認定者及びその者が従事する国内の一事業者(国及び地方公共団体等は除く)		
予　算	［歳出］1,820,000円	決　算	［歳入］［都］910,000円　［歳出］1,190,000円

＜実績＞

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ドナー	7件	12件	8件
事業者	2件	3件	1件

13. 環境衛生

環境衛生営業施設等の許認可、監視指導

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール、墓地等の許認可及び施設の衛生水準の維持向上を図るため監視指導を行っている。
根拠法令等	理容師法、美容師法、公衆浴場法等環境衛生関係各法令
対　象	理容所、美容所、公衆浴場等各営業施設

予　算	**[歳出]** 3,527,000 円	**決　算**	**[歳入][都]** 589,000 円 **[他]**2,359,336 **円※今年度精算を踏まえた額** **[歳出]** 2,948,336 円

※ 予算・決算額には、「特定建築物の環境衛生監視指導」「小規模給水施設の環境衛生監視指導」「専用水道及び簡易専用水道の環境衛生監視指導」「レジオネラ症防止対策調査」「くらしの衛生に関する調査・相談」「修景水の衛生実態調査」「井戸水汚染対策事業」「ダニアレルギー予防事業」「環境衛生普及啓発事業」分を含む。

＜環境衛生営業施設等施設数、監視指導件数＞

業種		施設数	許認可数	廃止数	監視指導件数	根拠法令
理容所		363	14	13	25	理容師法
美容所		1,886	156	64	244	美容師法
クリーニング所		608	10	33	24	クリーニング業法
興行場	常設	47	2	1	6	興行場法
	仮設・臨時	0	0	0	0	
旅館業	旅館・ホテル	92	20	5	28	旅館業法
	簡易宿所	6	0	0	6	
	下宿	2	0	0	2	
公衆浴場	普通	24	0	0	25	公衆浴場法
	その他	73	4	4	27	
プール	許可	36	1	0	54	世田谷区プールの経営許可等に関する条例
	届出	119	0	1	5	
温泉利用施設		8	1	0	8	温泉法
墓地等	墓地	167	1(1)	0	3	墓地、埋葬等に関する法律
	納骨堂	24	1(0)	0	4	
コインオペレーションクリーニング		146	4	0	3	世田谷区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱
コインシャワー		7	0	0	0	世田谷区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱
総数		3,608	214	121	463	

※墓地等の許認可数の内（ ）内は変更（拡張）許可数の再掲である。なお、墓地等の場合は変更・廃止も許可が必要である。

特定建築物の環境衛生監視指導

事業の開始
昭和58年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	建築物衛生法で規定する大規模な建築物（特定建築物）について、建築物の利用者の健康被害の防止、衛生水準の向上のため、建築物の維持管理（給排水、空調、換気、ねずみ害虫、清掃等）について立入指導を行っている。
根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）
対　象	建築物衛生法に規定する特定建築物のうち、区が所管する10,000㎡以下のもの

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜施設数、立入指導件数＞

特定建築物の種別	施設数	届出数	廃止数	立入指導件数	根拠法令
延べ面積が3,000㎡以上10,000㎡以下	114	11	5	44	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
延べ面積が10,000㎡超	88	2	0	0	

小規模給水施設の環境衛生監視指導

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	水道法の対象外である小規模の給水施設について、利用者の健康被害防止のため、監視指導を行うとともに、普及啓発のためのパネル展示を行っている。
根拠法令等	世田谷区小規模給水施設の衛生管理指導要綱
対　象	小規模給水施設（有効容量10㎥以下の貯水槽を有する水道の施設）

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜施設数、監視指導件数＞

種別	施設数	届出数	廃止数	監視指導件数	根拠法令
小規模給水施設	3,874	7	249	60	世田谷区小規模給水施設の衛生管理指導要綱

専用水道及び簡易専用水道の環境衛生監視指導

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	専用水道、簡易専用水道について、報告の徴収および立入検査、監視指導を行うとともに、法令の順守や衛生管理について、普及啓発を行っている。
根拠法令等	水道法
対　象	水道法に規定する専用水道及び簡易専用水道

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜施設数、監視指導件数＞

種別	施設数	届出（確認）数	廃止数	監視指導件数	根拠法令
専用水道	5	0	0	1	水道法
簡易専用水道	843	3	20	19	

レジオネラ症防止対策調査

事業の開始
平成９年４月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	ビル等の冷却塔の冷却水、渦流浴(ジャグジー)等の浴槽水、循環給湯水等からレジオネラ属菌が検出されることがある。これらの設備からのレジオネラ属菌によるレジオネラ症の感染を防ぐため、平成９年度からレジオネラ属菌の動向調査を実施している。検出された場合には、それぞれの設備についてレジオネラ属菌を不検出又は減少させる方策を検討し、改善指導を行い、改善を図っている。
根拠法令等	世田谷区公衆浴場法施行条例、世田谷区旅館業法施行条例、高齢者利用施設の循環型浴槽等に係るレジオネラ症防止対策要綱、世田谷区修景水施設衛生管理指針、公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時の指導等に関する要綱、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針等
対　　象	ビル、公衆浴場、旅館業等施設

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜種別及び検体数、検出状況＞

種別		検体数	適	不適（不適率）
環境衛生営業施設	公衆浴場等（浴槽水等）	126	112	14（11.1%）
	プール施設	16	15	1（6.3%）
高齢者利用施設		0	0	0(0%)
修景水		4	4	0(0%)
冷却塔		15	14	1(6.7%)

くらしの衛生に関する調査・相談

事業の開始
平成９年４月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	健康・快適居住環境のために、室内に発生する衛生害虫や、飲料水・井戸水、室内空気環境等、くらしの衛生について、区民等の相談に応じ、改善のための助言を行っている。 区民が利用する区施設については、区施設シックハウス対策ガイドラインに基づく空気環境調査を実施し、区施設の快適な空気環境の維持を図っている。
根拠法令等	水道法、健康・快適居住環境の指針、区施設シックハウス対策ガイドライン等
対　　象	区民

※予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜実績＞

(1) くらしの衛生に関する相談件数

相談内容	令和２ 年度	令和３ 年度	令和４ 年度
飲料水・井戸水	91	75	88
室内空気	40	36	35
ねずみ・衛生害虫等	3,154	3,150	3,196
ダニアレルギー等	177	204	183
カビ・結露	14	4	2
その他	245	65	34
合計	3,721	3,534	3,538

(2) 区施設における室内化学物質調査　５件

修景水の衛生実態調査

事業の開始
平成９年４月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	乳幼児等が水遊びをする可能性のある施設について、実態把握及び所管部署へ衛生管理の協力要請を行っている。
根拠法令等	世田谷区修景水施設衛生管理指針
対　　象	水遊び場、噴水等の修景施設

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜実績＞

施設形態	噴水、流れ	流れ、池	噴水	壁泉	池、噴水	合計
検査件数	2	1	1	1	0	5
プール水質基準適合*	0	0	0	0	0	0

*修景水に水質基準の規定はないが、プールの水質を参考とした。なお、池など消毒を行なっていない施設もある。

井戸水汚染対策事業

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	区内の井戸の所有者に対し、必要に応じて水質検査を実施し、助言を行っている。
対　　象	井戸など

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜実績＞

	井戸
検査件数	40
水質基準適合件数	40

ダニアレルギー予防事業

事業の開始
平成９年４月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	１歳未満の子どものいる家庭等に対し、ダニアレルゲン検査を実施し、結果に基づき、ダニアレルギー発症予防のための環境改善の助言を行っている。
対　　象	１歳未満の子どものいる家庭等

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜実績＞

(1) ダニアレルゲン検査実施世帯数

項　　目	令和２年度	令和３年度	令和４年度
簡易検査	108	123	91
精密検査	19	14	23
合　計	127	137	114

(2) ダニアレルゲン検査検体数

項　　目	令和２年度	令和３年度	令和４年度
簡易検査	373	421	310
精密検査	65	54	80

環境衛生普及啓発事業

事業の開始
昭和56年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	くらしの衛生に関する正しい知識や情報を区民や施設管理者等に提供し、安全で快適な生活の確保を図っている。パネル展示、講習会、ホームページ等を通じ、情報提供を行っている。
根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）、水道法等
対　　象	区民、施設管理者等

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜実績＞

(1) パネル展示・資料展示

テーマ	期間	場所
貯水槽の維持管理とくらしの衛生	①令和4年7月4日～7月15日 ②令和4年9月5日～9月16日 ③令和5年1月23日～2月3日	区役所第2庁舎　1階ロビー 北沢タウンホール　1階ロビー 烏山区民センター　1階ロビー
食とくらしの健康情報展 ハチとうまく付き合おう 蚊の発生を防ごう	令和4年7月19日～7月29日	区役所第2庁舎1階ロビー
熱中症予防と蚊の発生について	令和4年6月27日～7月1日	区役所第1庁舎 区政PRコーナー
家の中の化学物質を見直そう	令和4年4月4日～4月15日	区役所第1庁舎 区政PRコーナー
ダニアレルギーを予防しよう	令和4年9月30日～10月20日	中央図書館
あなたの家のネズミ対策	令和5年1月30日～2月3日	区役所第1庁舎 区政PRコーナー

(2) ホームページ・ツイッター等配信

21件

(3) 講習会

テーマ	実施日	参加者数
ハチの生態講習会	令和4年5月17日	35
ダニアレルギー予防講習会（動画配信）	令和4年10月17日～令和5年6月30日	424回視聴
特定建築物環境衛生維持管理講習会	令和4年10月31日	44
ネズミ防除対策講習会	令和4年12月6日	32
くらしと健康セミナー シックハウス症候群とくらしの中の化学物質（オンライン開催）	令和5年3月2日	32

ねずみ、ハチ、蚊の相談・防除指導

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	ねずみ、ハチ、蚊の相談及び習性や対策の普及啓発、ねずみの防除指導、ハチの巣の除去、蚊の防除対策を行っている。
根拠法令等	世田谷区ねずみ防除対策事業実施要綱、世田谷区はちの巣除去事業に関する実施要綱、蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針
対　　象	区民
予　算	**[歳出]** 15,056,000 円
決　算	**[歳入]** [都] 961,000 円　**[歳出]** 12,231,848 円

＜実績＞

区分／年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ねずみ	585	567	532
ハチ	2,052	2,109	2323
蚊	62	55	66
合計	2,699	2,731	2,921

災害時の消毒

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	台風などの災害時に、区民の清潔な生活環境を確保するため、床上浸水があった住居等の消毒を行っている。
根拠法令等	世田谷区災害時等消毒作業実施要綱
対　　象	区民

※ 予算・決算については、「ねずみ、ハチ、蚊の相談・防除指導」に合算計上。

＜実績＞

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
発生回数	0	0	0
消毒戸数	0	0	0

住宅宿泊事業監視指導

事業の開始
平成 30 年 6 月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	住宅宿泊事業の届出受理及び適正な運営を確保するための監視指導を行っている。
根拠法令等	住宅宿泊事業法
対　　象	住宅宿泊事業者等
予　算	**[歳出]** 36,000 円
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 5,418 円

＜実績＞

(1) 住宅宿泊事業届出住宅数、監視指導件数

届出住宅数	新規届出数	廃業数	監視指導件数
216	31	18	27

(2) 住宅宿泊事業研修会・自主勉強会

実施回数	研修会参加人数（自主勉強会参加人数）
1	12(7)

14. 食品衛生

食品等事業者に関わる許認可

事業の開始
昭和 50 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課		
事業の概要、目的	食品を調理・製造、販売する場合は、食品衛生法や都条例に基づく営業許可や届出が必要である。これらの法や条例に定められた基準等が遵守されるよう、これらの事業を行なう者、あるいは、これから行おうとする者からの相談や申請に対する書類審査、実地検査を行う。検査の結果、不備が有る場合は、改善を指導し、基準等に合致した場合は、営業許可書等の発行を行う。 また、これらの食品関係施設に対し、施設が基準等に合致する状態に保たれているか等を確認する。 なお、食品衛生法の改正に伴い、令和 3 年 6 月 1 日以降の申請については、新たな営業種目と施設基準を用いた書類審査及び実地検査を行っている。		
根拠法令等	食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 ［都］東京都ふぐの取扱い規制条例		
対　　象	食品関係事業者		
予　算	**［歳出］** 14,105,000 円	**決　算**	**［歳入］**［他］13,533,839 円※今年度精算を踏まえた額 **［歳出］** 13,533,839 円

※ 予算・決算額には、「食品衛生監視指導」「食品等事業者による自主的な衛生管理の推進事業」「食品衛生普及啓発事業」分を含む。

＜実績＞

(1) 改正前食品衛生法に基づく許可を要する業種の施設数及び監視指導件数（令和 4 年度）
（令和 3 年 6 月 1 日食品衛生法改正）

内訳 / 営業種目	許可件数		廃業数	本期末営業所数	監視件数
	新規	更新			
総数	0	0	1,792	8,128	1,662
飲食店営業	0	0	1,361	6,050	1,175
喫茶店営業	0	0	108	257	22
菓子製造業	0	0	224	1,151	244
あん類製造業	0	0	0	1	0
アイスクリーム類製造業	0	0	13	78	28
乳処理業	0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0
乳製品製造業	0	0	0	12	0
集乳業	0	0	0	0	0
乳類販売業	0	0	0	0	0
食肉処理業	0	0	4	14	5
食肉販売業	0	0	35	218	37
食肉製品製造業	0	0	3	16	4
魚介類販売業	0	0	25	155	70

魚介類競り売り業	0	0	0	0	0
魚肉練り製品製造業	0	0	0	8	4
食品の冷凍・冷蔵業	0	0	1	6	4
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	0	0	0	1	0
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	1	0
氷雪製造業	0	0	0	0	0
氷雪販売業	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	0	0	1	0
ﾏｰｶﾞﾘﾝ又はｼｮｰﾄﾆﾝｸﾞ製造業	0	0	0	0	0
みそ製造業	0	0	0	1	0
しょうゆ製造業	0	0	0	0	0
ソース類製造業	0	0	1	8	5
酒類製造業	0	0	2	4	0
豆腐製造業	0	0	2	13	20
納豆製造業	0	0	0	0	0
麺類製造業	0	0	4	18	7
そうざい製造業	0	0	9	111	37
かん詰又はびん詰食品製造業	0	0	0	3	0
添加物製造業	0	0	0	1	0

(2) 改正後食品衛生法に基づく許可を要する業種の施設数及び監視指導件数（令和 4 年度）

内訳 / 営業種目	許可件数		廃業数	本期末営業所数	監視件数
	新規	更新			
総数	2,002	0	174	3,675	2,537
飲食店営業	1,664	0	147	3,007	2,036
調理機能を有する自動販売機	6	0	0	14	9
食肉販売業	33	0	6	65	48
魚介類販売業	27	0	11	57	45
魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0
食肉処理業	2	0	0	6	3
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
菓子製造業	182	0	8	347	246
アイスクリーム類製造業	9	0	0	14	14
乳製品製造業	1	0	0	2	7
清涼飲料水製造業	0	0	0	0	0
食肉製品製造業	1	0	0	4	1

水産製品製造業	0	0	0	2	1
氷雪製造業	0	0	0	2	0
液卵製造業	0	0	0	1	0
食用油脂製造業	0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	0	0	0	1	0
酒類製造業	2	0	0	3	3
豆腐製造業	2	0	0	7	8
納豆製造業	0	0	0	0	0
麺類製造業	4	0	0	11	8
そうざい製造業	55	0	1	106	92
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	0	0	0	2	0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0
漬物製造業	8	0	1	12	10
密封包装食品製造業	0	0	0	1	0
食品の小分け業	6	0	0	9	6
添加物製造業	0	0	0	2	0

(3) 東京都ふぐの取扱い規制条例に基づく業種及び監視指導件数（令和4年度）

ふぐの取扱い規制条例	届出件数	廃業件数	本期末営業所数	監視指導件数
ふぐ取扱所	12	17	97	98

(4) 食品衛生法施行細則に基づく営業等及び監視指導件数（令和4年度）

内訳 営業種目	報告件数	廃業数	本期末営業所数	監視件数
生食用食肉取扱施設	4	2	21	6

種別	報告件数
模擬店及び行事開催届	161

(5) 改正後食品衛生法に基づく届出等を行った施設数及び監視指導件数（令和 4 年度）

営業種目	内訳		届出件数	廃業数	本期末営業所数	監視件数
営業届出業種	旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装）	12	91	198	17
		食肉販売業（包装）	9	92	229	28
		乳類販売業	28	167	683	53
		氷雪販売業	0	0	7	1
		コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	79	6	202	1
		小計	128	356	1,319	100
	販売業	弁当販売業	20	6	83	9
		野菜果物販売業	45	8	188	24
		米穀類販売業	4	0	35	0
		通信販売・訪問販売	5	0	10	2
		コンビニエンスストア	40	14	292	22
		百貨店 、総合スーパー	16	7	142	56
		自動販売機による販売業 （コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動版晩期を除く。）	12	3	112	1
		その他食料・飲料販売業	283	36	884	129
		小計	425	74	1,746	243
	製造・加工業	添加物製造・加工業（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	0	1	0
		いわゆる健康食品の製造・加工業	2	0	4	3
		コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	50	3	94	9
		農産保存食料品製造・加工業	4	0	11	1
		調味料製造・加工業	31	1	98	20
		糖類製造・加工業	0	0	0	0
		精穀・製粉業	0	0	26	0
		製茶業	8	0	19	3
		海藻製造・加工業	0	0	0	0
		卵選別包装業	0	0	0	0
		その他食料品製造・加工業	25	3	51	15
		小計	120	7	304	51
	上記以外のもの	行商	29	1	66	18
		集団給食施設	67	15	378	84
		器具容器包装の製造・加工業（合成樹脂製に限る）	0	0	0	0
		露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0	0	0	0
		その他	2	1	5	1

		小計	98	17	449	103
	計		771	454	3,818	497
公衆衛生に与える影響が少ない営業			0	0	3	0

(6) 食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律等に基づく報告並びに監視件数（令和4年度）

種　別	施設数	休止中	監視指導件数
認定小規模食鳥処理場数	12	3	3

食品衛生監視指導

事業の開始
昭和 50 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保することを目的に、施設等に立ち入り検査・衛生指導を実施する。 法改正より、全ての食品関係事業者はＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の実施が求められるため、積極的に制度の周知と導入の支援を推進する。 【主な対策事業】 夏期一斉監視事業、歳末一斉監視事業、弁当・仕出し一斉監視事業、生食肉対策事業、ノロウイルス対策事業、その他の食中毒対策事業、学校・保育園等給食施設監視事業、行事・催事・夜間監視事業、食品表示対策事業 汚染物質等による広域的な食品衛生上の危害の発生が危惧される事案については、危害排除のため、緊急監視を実施する。 これらの監視指導の結果、食品衛生法等の違反や衛生上の不備等を発見した場合は、食品事業者に対し、速やかに改善指導を行う。 また、食中毒が発生した場合には、速やかに患者や関係者の調査を行い、原因を究明するため食品の製造や流通経路などのさかのぼり調査を実施する。原因施設に対しては、営業禁停止、販売禁止及び施設改善などの措置をとり、事故の拡大防止を図る。
根拠法令等	食品衛生法、食品表示法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 ［都］東京都ふぐの取扱い規制条例
対　　象	食品関係事業者

※ 予算・決算については、「食品等事業者に関わる許認可」に合算計上。

＜実績＞

(1) 特別監視、重点監視事業、催事の監視指導（令和4年度）

事　業　名	件 数	事　業　名	件 数
夏期一斉監視	818	ノロウイルス対策事業（9～3 月）	1,017
歳末一斉監視	519	仕出し・弁当製造施設監視事業	103
生食肉対策事業（4～12 月）	434	学校・保育園給食監視事業	32
寄生虫食中毒対策（4～12 月）	292	縁日・祭礼・行事一斉監視	272
テイクアウト等に係る監視（4～12 月）	265		

※業種別監視指導件数については、「食品等事業者に関わる許認可」参照。

(2) 食中毒・違反食品等発生状況（令和4年度)

①食中毒事件関連調査（　）内は不利益処分件数

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
食中毒関連調査	92	84	114
有症苦情調査	57	40	67
食中毒事件	3 (3)	3 (3)	5 (5)

②食中毒事件内訳

発生年月日	原因施設	患者数	原因食品	原因物質	措　置
令和４年４月19日	飲食店営業	3	加熱不十分な鶏肉料理	カンピロバクター・ジェジュニ	営業等停止命令（４日間）
令和４年６月７日	飲食店営業	2	白レバーたたき	カンピロバクター・ジェジュニ	営業等停止並びに施設改善命令（７日間）
令和４年９月７日	飲食店営業	22	９月７日（水）に寮で提供された食事	ウエルシュ菌	営業等停止命令（４日間）
令和４年12月16日	飲食店営業	48	令和４年12月15日及び12月18日に提供されたサンドイッチ	ノロウイルスGⅡ	営業等停止命令（７日間）
令和５年３月７日	飲食店営業	4	鶏わさポン酢	カンピロバクター・ジェジュニ	営業等停止命令（７日間）

③違反食品に関する不利益処分

なし

(3) 衛生検査（令和4年度)

収去検査

項目 / 食品分類	合　計			細菌検査			化学検査		
	合　計	国産品	輸入品	合　計	国産品	輸入品	合　計	国産品	輸入品
魚介類等	66	66	0	57	57	0	9	9	0
冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肉・卵類及びその加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳・乳類等	14	14	0	14	14	0	0	0	0
農産物等	60	48	12	21	21	0	39	27	12
菓子類	56	50	6	46	46	0	10	4	6
飲料・氷雪・水	10	9	1	0	0	0	10	9	1
その他の食品	184	177	7	163	163	0	21	14	7
添加物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	390	364	26	301	301	0	89	63	26

(4) 食に関する相談件数

相談内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合　　計	185	106	162

食品等事業者による自主的な衛生管理の推進事業

事業の開始
平成 15 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	食品関係従事者で、無症状ながら腸内病原細菌（赤痢、腸チフス、パラチフス、サルモネラ、腸管出血性大腸菌O157）を保有する潜在保菌者を早期に発見し、これらの病原体による食中毒の発生を未然に防止することを目的に、区各総合支所の健康づくり課と連携し、食品関係事業者の検便の実施を推進する。保菌者を確認した際には、食品の取扱いを指導するとともに、保健所感染症対策課と連携した感染拡大の予防措置を実施する。また、東京都保菌者検索事業実施要綱に基づき都へ報告し、散発型集団発生の探知に努める。
根拠法令等	食品衛生法 ［都］東京都保菌者検索事業実施要綱 ［区］世田谷区食品取扱従事者保菌者検索実施要綱
対　　象	食品関係事業者

※ 予算・決算については、「食品等事業者に関わる許認可」に合算計上。

＜実績＞食品衛生自主管理支援事業（検便）（令和 4 年度）

実施場所 （各総合支所健康づくり課）	検査件数	陽性件数 （サルモネラ）
合　　計	5,779	4

検査項目：腸内病原細菌（赤痢菌､チフス菌､パラチフスＡ菌、サルモネラ）、腸管出血性大腸菌O157

食品衛生普及啓発事業

事業の開始
平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	食品関係事業者や区民に対し、食品衛生に関する正しい情報を提供することにより、食品による事故を未然に防止し、区民の食生活の安全確保を図る。 事業者に対しては、食品の取扱い、施設・個人の衛生管理等について、資料を用いた啓発を行い、ＨＡＣＣＰ制度化の周知及び導入支援も合わせて行う。 区民に対しては、食品衛生月間のパネル展示や講演会等により、食品の取扱い、食中毒菌等の感染予防等について啓発を行う。また、区ホームページ、ツイッターや区報等の媒体を利用し、同様の啓発を行う。
根拠法令等	食品衛生法、食品表示法、食品安全基本法 ［都］東京都食品安全条例
対　　象	食品関係事業者、区民

※ 予算・決算については、「食品等事業者に関わる許認可」に合算計上。

＜実績＞

(1)食品衛生講習会（令和4年度）

対　象	開催回数	参加人数
営業者	28	5,553
区　民	4	70
合　　計	32	5,623

(2)食品衛生月間事業（令和4年度）

パネル展示	開催日／開催場所	リーフレット等配布枚数
「食とくらしの健康情報」	7月19日～7月29日／区役所ロビー	1,270
「テーマ本コーナー」展示	7月1日～7月27日／中央図書館	406

オンライン配信	配信期間
食とくらしの健康フェスタ	7月1日～9月30日　　視聴回数／1,039 内容／食とくらしの健康情報 講演「99%の人が気づかない食中毒予防ポイント」

食の安全・安心普及啓発事業

事業の開始
平成16年2月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	区民や食品関係事業者に対し、食中毒予防や食の安全・安心に関する最新の情報について、区報、区ホームページ及びツイッターにより迅速に情報発信を行う。また、イベント等で対面での啓発を行うとともに、区民、食品事業者、行政、相互間の情報提供及び意見交換を行うリスクコミュニケーションを促進する。
根拠法令等	食品安全基本法、食品衛生法
対　　象	区民、食品関係事業者、行政関係者
予　算	**［歳出］** 354,000円
決　算	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 315,836 円

＜実績＞令和４年度

リスクコミュニケーション事業	配信期間・実施期間等
ノロウイルス食中毒予防等	令和４年12月20日～12月28日、　会場／区役所ロビー、リーフレット等配布枚数／42
せたがや食の安全･安心パネルディスカッション「知ろう！語ろう！食品の表示」動画配信	令和４年12月28日～令和５年３月31日 までの視聴回数／412 （令和５年６月30日まで配信予定）
サスティナブルイベント「やさしい暮らしマーケット」におけるパネル展示	令和５年３月１日～３月７日、会場／玉川髙島屋 内容／食品の期限表示のきまり等、来場者／2,000人
せたがや梅まつり官公署ＰＲコーナー	令和５年３月４日、会場／羽根木公園 内容／ノロウイルス、寄生虫アニサキス等 リーフレット配付数／365

15. 愛護動物事業

人と動物との共生推進事業

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	人と動物との調和のとれた共生に関する条例及び令和5年4月に改定した同推進プラン(第2次)にもとづき、犬のしつけ方教室や地域ねこ活動セミナーの実施、飼い猫及び飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部助成、飼い主のマナー向上・ペットの災害時の備え・ペットとの同行避難・動物由来感染症等の普及啓発、被災動物対策事業、区立小学校等の飼育動物に係る動物愛護の普及などを行う。迷子犬・猫等の連絡受付も行う。 飼い主が動物を適正に飼育することが困難な状況が生じたときに、飼い主の支援又は動物の保護、譲渡等に向けた体制の構築を関係機関が連携して推進するため、「世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会」を設置し、協議を行う。
根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ［都］東京都動物の愛護及び管理に関する条例 ［区］人と動物との調和のとれた共生に関する条例 飼い猫の不妊・去勢手術助成金交付要綱 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成金交付要綱 世田谷区被災動物対策事業実施要綱 世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会設置要綱 世田谷区人と動物との共生推進事業実施要綱
予　算	**［歳出］** 11,294,000円	**決　算**	**［歳入］**［都］3,651,000円 **［歳出］** 7,891,800円

＜実績＞

(1)飼い猫の不妊･去勢手術費用の一部助成

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
去勢(オス)手術	661	585	442
不妊(メス)手術	688	628	518
計	1,349	1,213	960

(2)飼い主のいない猫の不妊･去勢手術費用の一部助成

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
去勢(オス)手術	68	56	47
不妊(メス)手術	85	82	58
計	153	138	105

(3)区立小学校等の飼育動物に係る動物愛護の普及

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
飼育指導･治療件数	141	153	83

狂犬病予防法業務

事業の開始
昭和50年4月

窓口	各出張所、各総合支所くみん窓口、世田谷保健所生活保健課
事業所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	狂犬病の発生を予防するため、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付を行う。 飼い犬が人を咬んだ時（咬傷事故）の飼い主の届出受付も行う。
根拠法令等	狂犬病予防法、狂犬病予防法施行令、狂犬病予防法施行規則、動物の愛護及び管理に関する法律 ［都］東京都動物の愛護及び管理に関する条例 ［区］世田谷区狂犬病予防法施行規則 世田谷区狂犬病予防法事務取扱要綱

予　算	**［歳出］** 8,238,000 円	**決　算**	**［歳入］**［他］7,476,099 円 ※今年度精算を踏まえた額 **［歳出］** 7,476,099 円

＜実績＞

(1)飼い犬の登録と狂犬病予防注射

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規登録件数	3,808	3,688	3,860
登録延件数	39,180	40,869	43,174
注射済票交付件数	28,890	30,454	30,679

(2)咬傷事故

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
咬傷事故件数	23	25	38
被害者数	23	25	39

16. 医事薬事衛生

医事・薬事・毒物劇物取扱い施設等の許可、監視指導

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課		
事業の概要、目的	区民が安心して適切な医療サービスや医薬品の提供が受けることができるよう、医療提供施設等の許可、届出、登録及び監視指導を行う。 【対象施設】 医事－診療所・歯科診療所、助産所、施術所（柔道整復、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）、歯科技工所、衛生検査所等 薬事－薬局、医薬品販売業、医療機器販売業 毒物劇物－毒物劇物販売業、業務上取扱者		
根拠法令等	医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法　等		
対　　象	医療提供施設　他		
予　算	**[歳出]** 3,256,000円	**決　算**	**[歳入]**［他］2,305,500円 ※今年度精算を踏まえた額 **[歳出]** 2,305,500円

※予算・決算額には、「薬の街頭相談」「家庭用品等の有害化学物質対策事業」「免許申請受付・交付及び医療従事者調査」分を含む。

＜実績＞

(1) 医療施設数

	病院	診療所			歯科診療所	助産所			施術所（含出張施術）	歯科技工所	救急医療機関	衛生検査所
		総数	有床	無床		総数	有床	無床				
令和2年度	27	905	27	878	777	46	1	45	2,306	122	15	5
令和3年度	27	926	27	899	791	49	1	48	2,334	121	15	4
令和4年度	27	939	26	913	789	52	1	51	2,384	102	15	5

(2) 病床数

施設種別	総　数	内　訳	
		病　院	診療所
令和2年度	6,047	5,746	301
令和3年度	5,976	5,705	271
令和4年度	5,976	5,705	271

(3) 医療監視指導件数

	総数	診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	救急医療機関	衛生検査所
令和2年度	275	95	69	4	93	3	8	3
令和3年度	252	92	82	2	65	4	5	2
令和4年度	317	112	92	0	95	5	8	5

(4) 薬局等薬事施設数及び監視件数

	種別	施設数	監視件数
令和2年度	薬局	404	168
	医薬品販売業	152	27
	薬局製剤製造業等	21	4
	麻薬小売業者	346	199
	高度管理医療機器販売業	398	86
	管理医療機器販売業	1,466	1
令和3年度	薬局	412	145
	医薬品販売業	153	51
	薬局製剤製造業等	22	4
	麻薬小売業者	352	178
	高度管理医療機器販売業	428	105
	管理医療機器販売業	1494	0
令和4年度	薬局	418	178
	医薬品販売業	153	30
	薬局製剤製造業等	22	4
	麻薬小売業者	360	214
	高度管理医療機器販売業	435	150
	管理医療機器販売業	1,543	0

(5) 毒物劇物販売業数及び監視件数

	種別	施設数	監視件数
令和2年度	販売業	137	32
	業務上取扱者(届出)	5	3
	業務上取扱者(非届出)	181	28
令和3年度	販売業	134	37
	業務上取扱者(届出)	5	3
	業務上取扱者(非届出)	181	31
令和4年度	販売業	130	31
	業務上取扱者(届出)	5	5
	業務上取扱者(非届出)	181	30

放射線医療監視

事業の開始
昭和50年4月

事業所管	世田谷保健所生活保健課、感染症対策課
事業の概要、目的	医療用エックス線の安全管理のため、医療施設からエックス線装置の備付の届出を受けた後に、医療施設への放射線医療監視を行っている。
根拠法令等	医療法
対　　象	エックス線装置備付届を提出した診療所、歯科診療所

＜実績＞

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
世田谷区		86件	64件	76件
内訳	診療所	37件	35件	34件
	歯科診療所	49件	29件	42件
RI保有病院立入検査		0件	0件	0件

薬の街頭相談

事業の開始
平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	区民の薬に関する疑問に応え、正しい使い方などの相談会等を世田谷区薬剤師会に委託して実施する。

※予算・決算については、「医事・薬事・毒物劇物取扱い施設等の許可、監視指導」に合算計上。

＜実績＞

開催日	会　場	事業名	相談人数
10月17日～23日	薬剤師会会員薬局	くすりと健康のつどい事業	８６５名
	合　　計		８６５名

家庭用品等の有害化学物質対策事業

事業の開始
平成12年4 月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の対象商品について、基準適否を検査し、被害防止のための指導を行っている。
根拠法令等	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
対　　象	販売店

※予算・決算については、「医事・薬事・毒物劇物取扱い施設等の許可、監視指導」に合算計上。

＜試買調査＞

	検査項目	検体数	違反数
乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	10	0
子供・大人用繊維製品（衣類）	ホルムアルデヒド	20	0
接着剤（かつら用、つけまつげ用、靴下とめ用）	ホルムアルデヒド	2	0
合計		32	0

免許申請受付・交付及び医療従事者調査

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床（衛生）検査技師、理学（作業）療法士、保健師、助産師、看護師、准看護師等の医療関係者免許及び調理師、製菓衛生師、クリーニング師免許等の申請受付・交付を行なっている。 また、世田谷区内の医療従事者等の統計調査を隔年で実施している。
根拠法令等	医師法、歯科医師法、薬剤師法、診療放射線技師法、保健師助産師看護師法　調理師法、製菓衛生師法等
対　　象	有資格者

※予算・決算については、「医事・薬事・毒物劇物取扱い施設等の許可、監視指導」に合算計上。

＜実績＞

(1) 医療関係者免許等申請受付件数（保健所経由）（令和４年度）

資　格　名	新規	再交付・書換等	合計
医　　師	186	80	266
歯科医師	30	23	53
薬剤師	85	79	164
保健師	42	73	115
助産師	19	12	31
看護師	228	261	489
准看護師	14	18	32
臨床検査技師	13	18	31
衛生検査技師	0	0	0
診療放射線技師	10	8	18
診療エックス線技師	0	0	0
理学療法士	30	13	43
作業療法士	15	4	19
視能訓練士	5	3	8
死体解剖資格認定	3	0	3
受胎調節実地指導員	5	0	5
総　　数	693	555	1,248

(2) 調理師・製菓衛生師免許等申請受付件数（保健所経由）（令和４年度）

資　格　名	新　規	再交付・書換等	合　計
調理師	147	49	196
製菓衛生師	25	4	29
クリーニング師	5	2	7
総　　数	177	55	232

(3) 届出による医療従事者数

	平成28年12月末	平成30年12月末	令和２年12月末
医　師	1,948	2,062	2,293
歯科医師	878	914	976
薬剤師	1,677	2,010	2,036
保健師	165	181	195
助産師	286	286	324
看護師	5,068	5,319	5,761
准看護師	551	526	512
歯科衛生士	720	767	891
歯科技工士	131	166	161

※東京都福祉・衛生・統計年報より（隔年実施）

※医師・歯科医師・薬剤師調査東京都集計結果報告より

17. 栄養指導

食生活相談、食事診断

事業の開始
平成17年4月

窓口・所管	各総合支所健康づくり課		
事業の概要、目的	糖尿病・脂質異常症など生活習慣病の予防や改善について、妊産婦・乳幼児などライフステージに応じた栄養・食事について、予約相談、電話及び来所による相談を実施している。 個人の健康状態と食生活状況を把握した食事診断結果による客観的な資料から食生活改善のアドバイスを行っている。		
根拠法令等	健康増進法、地域保健法 ［区］世田谷区食生活相談室実施要綱		
対　　象	一般区民		
予　算	**［歳出］**249,800円	**決　算**	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**130,791円

＜実績＞個別栄養指導

	母子健診等	区民健診	健診等に伴う食事診断	食生活相談室		電話相談来所相談	健康教室等の食事診断	計
				母子	成人			
世田谷	1,429	381	386	2	16	375	505	3,094
北沢	628	372	372	3	0	114	196	1,685
玉川	1,202	325	325	16	12	191	293	2,364
砧	1,214	322	353	23	19	277	273	2,481
烏山	1,131	261	279	23	11	527	185	2,417
保健所						8		8
計	5,604	1,661	1,715	67	58	1,492	1,452	12,049

栄養関連地域連携・支援

事業の開始
平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	地域における栄養改善活動の推進や、区民の自主的な健康づくりを支援するため、食の正しい知識の情報提供を地域と連携し実施している。 また、在宅栄養士や、男の料理教室修了者の会への活動支援を実施している。
対　　象	世田谷区在宅栄養士会員他

＜実績＞

分類	事業名	回数	延べ人数
指導者育成	子育て支援者養成研修、保育サポーター養成研修、在宅栄養士会等	26	255
栄養関連組織活動支援	食のコミュニケーション推進部会、身近なまちづくり推進協議会健康部会	3	37
関係機関との連携会議	健康プラン会議、、庁内食育推進連絡会、食品表示検討会、スキルアップ会議、地域ケア会議Ａ等	214	714

特別用途表示、食品表示基準等

事業の開始
平成15年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	食品表示基準、健康増進法に基づき、食品に栄養成分表示をする、広告を作成する際の相談・指導を実施している。		
根拠法令等	食品表示法、健康増進法		
対　　象	区内食品販売者		
予　算	**[歳出]** 288,000円	**決　算**	**[歳入]** 特定財源なし **[歳出]** 289,650円

＜実績＞

分　　類	相談件数
店舗･事業者からの個別相談	75件
うち抵触案件事業者指導	3件

特定給食施設指導

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	特定給食施設が安全で適切な栄養管理に基づく給食の提供ができるよう栄養改善、健康づくり、衛生管理等についての講習会や巡回指導を実施し、施設間のネットワークづくりを推進している。		
根拠法令等	健康増進法 ［区］世田谷区健康増進法施行規則		
対　　象	区内給食施設		
予　算	**[歳出]** 167,206円	**決　算**	**[歳入]** 特定財源なし **[歳出]** 78,880円

＜実績＞

指導方法		特定給食施設		その他の給食施設	合計
		1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回100食未満かつ1日250食未満	
個別指導(電話･来所･巡回)延べ施設数		56	13	229	298
集団指導(講演会)延べ施設数		60	5	194	259
内訳	なぜ食育が必要？給食施設で取組みべきこと～第4次食育推進基本計画を踏まえて～	23	2	65	90
	『健康なまち 世田谷』をめざした地域における食育の連携	15	3	57	75
	乳幼児における食事提供の基本	22	0	72	94

老人保健施設等実地指導

事業の開始
平成18年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	老人保健施設等の適正な給食運営を確保するため、指導を行っている。
根拠法令等	介護保険法
対　　象	区内老人保健施設、区内老人福祉施設

＜実績＞

老人保健施設等実地指導	休止(※)

※　新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止

国民健康・栄養調査

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課		
事業の概要、目的	国民の健康状態、生活習慣・栄養摂取の状況等を明らかにし、今後の健康づくりや食生活指導の基礎資料を得るため実施している。		
根拠法令等	健康増進法		
対　　象	厚生労働省指定地区		
予　算	**[歳出]** 827,527円	**決　算**	**[歳入]** [国] 316,925円　**[歳出]** 316,925円

＜実績＞

国民健康･栄養調査	2地区

18. 歯科保健

乳幼児歯科保健相談(すくすく歯科相談)

事業の開始
昭和50年

窓口・所管	各総合支所健康づくり課		
事業の概要、目的	4 歳未満の乳幼児を対象に、歯科健診、相談及び歯科保健指導を行っている。保護者がむし歯リスクを理解し、コントロール力やセルフチェック力をつけてもらうことを目的とする。さらに健診の結果に応じて、希望者にはフッ化物塗布などの歯科予防処置を実施している。		
根拠法令等	地域保健法 ［区］世田谷区乳幼児歯科保健相談実施要綱		
対　　象	4歳未満の乳幼児		
予　算	**［歳出］**18,165,082円	**決　算**	**［歳入］**［他］911,430円　**［歳出］**14,740,388円

＜実績＞

		令和2年度	令和3年度	令和4年度					
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	総数
すくすく歯科相談	実施回数	128	160	36	24	36	30	27	153
	受診者数	1,693	2,065	531	255	367	284	322	1,759
予防処置	計(件)	905	1,179	233	214	279	173	236	1,135
	フッ化物	901	1,175	231	214	279	173	236	1,133
	と銀法	1	1	0	0	0	0	0	0
	歯口清掃	1	3	1	0	0	0	0	1
	歯石除去	2	0	1	0	0	0	0	1

歯科衛生士による相談

事業の開始
平成9年4月

窓口・所管	各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	電話・来所にて個別相談を実施している。また来所困難なケースには訪問も行っている。
根拠法令等	地域保健法
対　　象	区民

＜実績＞

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	総数
計(件)	49	19	35	49	19	171
妊産婦	3	0	0	0	0	3
乳幼児	38	15	31	42	18	144
40歳以上	7	3	3	5	1	19
障害児･者	1	0	0	0	0	1
その他	0	1	1	2	0	4

19. 試験検査

臨床検査

事業の開始
昭和50年4月

事業所管	世田谷保健所健康企画課（試験検査）		
事業の概要、目的	感染症の発生予防及びそのまん延の防止を目的とする腸内細菌やノロウィルス、ぎょう虫卵の検査、結核接触者検診のQFT検査および性感染症予防事業に伴うHIV抗原抗体検査、梅毒検査を実施している。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等		
対象	検査希望者や感染症患者・関係者等		
予算	[歳出] 6,701,000円	決算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 5,811,851円

(単位:件)

検査項目 ＼ 年度		2	3	4
総検体数		819	977	1292
総項目数		2,705	2713	3327
梅毒	検体数	0	49	139
	項目数	0	98	278
	STS法定性	0	49	139
	TPHA定性	0	49	139
	STS法定量	0	0	3
	TPHA定量	0	0	6
HIV抗原抗体	件数	0	49	139
便･虫卵	検体数	1	147	75
	項目数	1	147	75
	寄生虫卵 ※1	1	147	75
	虫体鑑別	0	0	0
腸内細菌 ※2	検体数	577	617	613
	項目数	2,463	2,304	2509
	健康相談	2,380	2,156	2424
	患者関係者等	55	148	78
	その他 ※3	28	0	7
ノロウイルス検査	件数	4	12	14
QFT	件数	237	103	312

※1 寄生虫卵はセロハンテープ、スライド、集卵法を含む。

※2 腸内細菌の健康相談の項目は、赤痢、チフス、パラチフス、その他のサルモネラ及びO157であり、患者関係者等の項目は、さらにO26、O111、O103、O121、O145を含む。
検査項目の設定は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等による。

※3 腸内細菌のその他とは、ノロウイルス検査時、もしくは感染症発生時に行う検査を表す。項目は、赤痢、チフス、パラチフス、その他のサルモネラ、O157、O26、O111、O103、O121、O145である。

食品衛生検査

事業の開始
昭和50年4月

事業所管	世田谷保健所健康企画課（試験検査）
事業の概要、目的	食品の衛生的な取扱い及び添加物の適正使用や適正表示の徹底を図り、食品等に起因する衛生上の危害の発生防止と食生活の安全を確保するため、区内で製造された食品や一般に流通している食品等を対象に、細菌検査および食品添加物・残留農薬等の化学検査を行っている。また、区民から寄せられる苦情や相談等に伴う検査にも迅速に対応している。その他、区内保育園、区立小中学校の給食、川場村移動教室提供食および区内流通食品の放射性物質検査と、食品の放射性物質区民検査を実施している。
根拠法令等	食品衛生法等
対　　象	食品関係事業者等
予　算	**[歳出]** 29,385,000円
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 28,478,741 円

(単位:件)

検査項目 ＼ 年度			2	3	4
食品細菌		総検体数	59	68	311
		総項目数	644	740	3320
		細菌数	58	67	304
		大腸菌群	58	67	304
		大腸菌	58	67	303
		黄色ブドウ球菌	58	67	303
		サルモネラ	58	67	243
		腸管出血性大腸菌※1	348	390	1776
		腸炎ビブリオ	0	0	59
		セレウス	0	0	0
		カンピロバクター	5	14	21
		真　菌	0	0	0
		ウェルシュ	0	0	0
		リステリア	0	0	0
		黄色ﾌﾞﾄﾞｳ球菌ｴﾝﾃﾛﾄｷｼﾝ型別	1	1	7
		クロストリジア	0	0	0
		その他	0	0	0
		残留抗生物質簡易検査法	0	0	0
食品細菌	成分規格※2	細菌数	0	0	14
		大腸菌群	2	2	16
		大腸菌最確数	0	0	0
		サルモネラ	0	0	0
		黄色ブドウ球菌	0	0	0
		腸炎ビブリオ最確数	0	0	33
食品化学		総検体数	3	25	92
		総項目数	6	1,160	3201
		保存料	0	140	450
		甘味料	0	100	260
		酸化防止剤	0	60	120
		着色料	0	260	520
		漂白剤	0	0	0
		殺菌料	0	0	0
		発色剤	0	0	0
		発酵調整剤	0	0	0
		品質保持剤	0	0	10
		油脂試験	0	0	0
		防かび剤	0	0	28
		特殊窒素化合物	0	0	0

強化剤	0	0	0
酸味料	0	0	0
放射性物質	6	0	0
重金属類	0	0	0
官能試験	0	0	0
抗菌性物質等	0	0	0
農薬	0	580	1790
アレルギー物質	0	0	0
容器包装	0	0	0
その他	0	20	23

※1 腸管出血性大腸菌 O157、O26、O111、O103、O121、O145 の 6 血清型の検査を実施している。
※2 成分規格の件数は再掲。
検査項目の設定は食品衛生法等による。

放射性物質の検査

検査項目 ※1 ＼ 年度	2	3	4
検体数	1,172	1,350	1306
項目数	2,344	2,700	2612
学校･調理場	638	802	399
保育園	1,696	1,852	877
生活保健課 ※2	6	0	0
その他	0	44	28
プール水	0	0	0
食品の放射性物質区民検査	4	2	2

※1 検査項目は放射性セシウム 134、放射性セシウム 137 である。
※2 食品化学の放射性物質検査件数を再掲。

環境衛生検査

事業の開始
昭和 50 年 4 月

事業所管	世田谷保健所健康企画課（試験検査）
事業の概要、目的	衛生的で安全な区民の生活環境確保のため、飲料水、プール水、公衆浴場水等を対象に水質検査を行っている。また、レジオネラ属菌検査やおしぼり検査等の細菌検査、および室内空気中の化学物質や真菌の検査を行っている。
根拠法令等	水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、公衆浴場法等
対　　象	区内事業者等
予　算	**[歳出]** 食品衛生検査に含む　　**決　算** **[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 食品衛生検査に含む

＜実績＞
⑴ 飲料水等の検査　　(単位:件)

検査項目 ＼ 年度			2	3	4
総検体数			180	295	368
総項目数			1,290	1,480	2040
井戸水		検体数	17	5	41
		項目数	544	160	550
	細菌	一般細菌	17	5	4
		大腸菌 (E.coli)	17	5	4
	化学	硝酸態･亜硝酸態窒素	17	5	4
		鉄	17	5	4
		塩化物ｲｵﾝ	17	5	4

		過マンガン酸カリウム消費量	17	5	4
		pH 値	17	5	4
		臭気	17	5	4
		色度	17	5	4
		濁度	17	5	4
		外観	17	5	4
		揮発性有機化合物	340	100	502
		金属類	0	0	0
		その他	0	0	0
利用水※		検体数	136	171	178
		項目数	613	717	733
	細菌	一般細菌	5	6	4
		大腸菌群	106	137	141
		大腸菌 (E.coli)	20	6	4
		レジオネラ属菌	117	140	145
		レジオネラ PCR	10	11	16
		従属栄養細菌	0	0	0
		その他	0	0	0
	化学	硝酸態･亜硝酸態窒素	0	0	0
		鉄	0	0	0
		塩化物イオン	0	0	0
		過マンガン酸カリウム消費量	103	131	133
		pH 値	126	143	145
		臭気	0	0	0
		色度	0	0	0
		濁度	126	143	145
		外観	0	0	0
		金属類	0	0	0
		その他	0	0	0
プール水		検体数	27	119	149
		項目数	133	603	757
	細菌	一般細菌	26	118	148
		大腸菌 (E.coli)	26	118	148
		レジオネラ属菌	3	12	16
		レジオネラ PCR	0	1	1
		その他	0	0	0
	化学	過マンガン酸カリウム消費量	26	118	148
		pH 値	26	118	148
		濁度	26	118	148
		塩化物イオン	0	0	0
		その他	0	0	0

※利用水には浴槽水、冷却塔水、循環給湯水、修景水を含む。
検査項目の設定は水道法、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例、世田谷区プールの経営許可等に関する条例施行規則等による。

⑵ おしぼりの検査

(単位:件)

検査項目＼年度	2	3	4
総検体数	1(0)	1(0)	2(1)
総項目数※	6(0)	6(0)	12(6)

( )内はタオル等の再掲
※おしぼりの検査項目は細菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、異臭、変色、異物。
検査項目の設定は貸おしぼりの衛生確保について (おしぼりの衛生的処理等に関する指導基準)による。

⑶ その他一般環境の検査

(単位:件)

検査項目＼年度	2	3	4
総検体数	0	10	6
総項目数	0	390	312

家庭用品検査

事業の開始
平成12年4月

事業所管	世田谷保健所健康企画課（試験検査）
事業の概要、目的	家庭用品に含まれている化学物質による健康被害を未然に防止し、区民の安全な生活を守ることを目的として、家庭用洗浄剤中の酸・アルカリ性物質等や、繊維製品や接着剤中に含有されるホルムアルデヒドの有害物質の検査を行っている。
根拠法令等	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
対象	流通家庭用品
予算	[歳出] 食品衛生検査に含む
決算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 食品衛生検査に含む

＜実績＞

(単位:件)

検査項目＼年度		2	3	4
検体数		35	35	32
項目数		35	55	32
塩化水素･硫酸（NaOH 消費量）		0	0	0
水酸化ナトリウム･水酸化カリウム(HCl 消費量)		0	5	0
強度試験	漏水	0	5	0
	落下	0	5	0
	耐酸･耐アルカリ	0	5	0
	圧縮変形	0	5	0
ホルムアルデヒド		35	30	32
メタノール		0	0	0

検査項目の設定は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律による。

20. 衛生統計

衛生統計

母の年齢と出生順位

(1) 母の年齢別出生児数　　(単位:人)

年齢	世田谷区	地域別内訳					不詳
		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	
15～19	3	0	0	2	0	1	0
20～24	87	21	20	20	19	7	0
25～29	932	269	166	228	156	113	0
30～34	2,294	652	361	552	422	307	0
35～39	2,071	611	318	456	377	309	0
40～44	789	256	129	187	129	88	0
45～49	39	15	7	5	9	3	0
50以上	1	0	0	0	1	0	0
不 詳	0	0	0	0	0	0	0
合 計	6,216	1,824	1,001	1,450	1,113	828	0

資料:区資料 「令和4年地域保健集計表」

(2) 出生順位別出生子数　　(単位:人)

出生数	世田谷区	地域別内訳					不詳
		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	
1 子	3,609	1094	639	856	564	456	0
2 子	2,078	594	292	468	425	299	0
3 子	446	122	57	110	97	60	0
4 子	52	10	10	9	15	8	0
5 子	21	3	3	2	8	5	0
6 子	7	1	0	3	3	0	0
7 子	3	0	0	2	1	0	0
8 子	0	0	0	0	0	0	0
不 明	0	0	0	0	0	0	0
合 計	6,216	1,824	1,001	1,450	1,113	828	0

資料:区資料 「令和4年地域保健集計表」

死亡統計

(1) 主要死因(上位5疾患)の死亡率〔東京都と世田谷区比較〕　　(率＝人口10万対)

死因＼年次	悪性新生物		心疾患(高血圧性疾患を除く)		老 衰		脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血を含む)		肺炎	
	区	都	区	都	区	都	区	都	区	都
22	209.3	250.1	104.8	126.9	30.9	29.2	59.8	81.0	62.3	74.8
27	210.5	255.3	105.2	129.0	56.1	53.5	53.7	69.2	59.9	76.2
2	204.2	253.8	109.0	135.8	80.6	86.4	48.7	65.0	34.5	48.3
3	213.4	255.2	114.8	141.2	106.1	103.7	49.2	66.2	28.8	43.6
4	211.3	258.8	115.2	154.0	128.3	125.6	48.9	66.9	33.2	44.8

資料:国資料 「令和4年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)
区資料 「令和4年地域保健集計表」

(率＝人口10万対)

4年	悪性新生物死亡率
世田谷区	211.3
東京都	258.8
全国	316.1

※世田谷区の総人口は、東京都福祉保健局「保健所別管轄人口及び世帯数　令和4年10月1日現在」より

（2）死亡者の主要死因　年齢階層別

		総数	性別	男女別合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100以上
総数		7,804	男	3,778	6	2	0	5	6	8	13	16	23	48	70	115	164	199	359	448	567	771	651	267	40
			女	4,026	5	2	1	1	7	7	6	9	17	24	41	60	76	89	194	287	465	843	1001	688	203
結核		7	男	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	2	0	0
			女	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
悪性新生物		1,937	男	1,037	0	1	0	0	0	0	3	1	5	11	17	32	73	79	142	180	172	186	109	25	1
			女	900	0	2	0	0	3	0	3	3	11	13	26	36	55	42	104	114	129	170	126	56	7
内訳	口腔・咽頭など	54	男	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	5	4	5	5	2	4	2	0	0
			女	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2	1	3	1	6	2	0
	食道	66	男	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	4	6	4	10	9	11	5	3	1	0
			女	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	4	1	0	0	0
	胃	184	男	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	6	7	14	19	13	26	17	3	0
			女	74	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	2	2	8	12	5	21	17	1	0
	結腸	196	男	84	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	1	6	6	6	5	15	20	10	6	4	0
			女	112	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	1	5	4	15	8	14	22	27	11	1
	直腸など	86	男	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	4	9	9	4	9	1	3	0
			女	40	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	4	6	6	12	4	4	0
	肝など	90	男	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	7	5	8	12	16	11	5	0	0
			女	22	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	2	2	4	1	5	4	1	0
	胆嚢など	75	男	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2	4	5	4	9	6	1	0
			女	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	1	13	12	3	3	0
	膵	238	男	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	6	12	12	18	21	14	22	4	1	0
			女	125	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4	8	5	21	18	16	26	11	10	3
	喉頭	2	男	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
			女	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	気管・気管支・肺	333	男	216	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2	4	12	21	34	42	39	38	16	5	0
			女	117	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1	9	2	15	21	19	23	18	4	1
	皮膚	6	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			女	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	2	1	0
	乳房	101	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			女	101	0	0	0	0	0	0	1	0	4	3	8	10	12	8	10	12	6	8	10	9	0
	子宮	37	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			女	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	2	3	1	4	6	6	7	1	1	0
	卵巣	32	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			女	32	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	3	4	6	2	2	1	3	3	3	0	0
	前立腺	65	男	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	10	8	15	20	3	0
			女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	膀胱	51	男	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	5	8	3	10	1	0
			女	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	5	4	1	1
	中枢神経系	24	男	13	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	1	1	0	4	0	0	0	1
			女	11	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	1	1	2	1	0	0
	悪性リンパ腫	73	男	43	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	1	5	7	7	14	3	1	0
			女	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	4	2	7	5	5	4	0
	白血病	65	男	35	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	1	5	9	4	5	6	1	0
			女	30	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3	1	4	4	6	6	3	0	0
	その他のリンパ組織，造血組織及び関連組織の悪性新生物	21	男	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	2	0	0
			女	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	3	3	1	1	1	0
	その他の悪性新生物	138	男	75	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2	0	4	3	14	9	18	13	8	1	0
			女	63	0	0	0	0	2	0	0	1	3	0	0	3	1	5	6	11	12	9	6	3	1
その他の新生物		74	男	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	6	2	10	10	6	2	0
			女	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	5	3	13	2	6	2

資料：区資料「令和4年地域保健集計表」

		総数	性別	男女別合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100以上
糖尿病		83	男	51	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	6	9	4	6	3	9	8	2	0
			女	32	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	2	2	2	4	9	6	2	1
高血圧性疾患		29	男	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	3	1	2	3	1	1
			女	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	3	4	2
再掲	高血圧性心疾患	19	男	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	3	1	2	3	0	0
			女	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2	2
心疾患（高血圧性疾患を除く）		1,056	男	492	0	0	0	0	0	1	0	2	0	7	12	13	21	23	44	71	72	97	86	41	2
			女	564	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4	0	3	0	7	13	30	67	142	168	104	24
再掲	虚血性心疾患	374	男	215	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	7	10	12	15	27	41	27	44	20	9	0
			女	159	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	4	11	18	22	50	33	17	2
再掲	慢性リウマチ性心疾患	9	男	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
			女	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	2	1
脳血管疾患		448	男	200	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	6	9	6	12	19	22	36	43	26	12	1
			女	248	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	3	1	11	13	18	37	54	59	38	7
再掲	脳梗塞	208	男	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	4	7	13	16	24	14	7	1
			女	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3	5	13	28	32	30	5
再掲	脳内出血	179	男	94	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	9	4	8	11	7	16	15	12	5	0
			女	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	5	8	8	14	20	16	6	2
大動脈瘤及び解離		118	男	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	4	4	5	9	9	14	6	3	0
			女	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	9	9	14	12	4	1
肺炎及び気管支炎		304	男	185	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	7	8	20	29	50	50	16	2
			女	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	4	8	13	30	28	25	9
再掲	肺炎	303	男	184	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	7	8	20	29	50	49	16	2
			女	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	4	8	13	30	28	25	9
慢性閉塞性肺疾患		59	男	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	7	11	8	10	3	0
			女	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	6	2	1	0
喘息		7	男	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
			女	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	0
その他の呼吸器疾患		485	男	294	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	5	3	19	29	56	77	70	28	3
			女	191	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6	11	22	42	64	36	9
再掲	誤嚥性肺炎	299	男	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	6	10	27	55	53	23	3
			女	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	16	23	40	28	8
再掲	間質性肺炎	119	男	73	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	1	8	9	22	15	11	3	0
			女	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	7	6	13	12	4	0
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍		24	男	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	3	1	1	0
			女	14	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	1	3	4	2	0
慢性肝疾患及び肝硬変		112	男	81	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	10	13	14	7	14	8	5	3	3	0	0
			女	31	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	2	0	1	1	7	6	4	3	3	1
腎疾患		181	男	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	2	3	7	9	13	24	23	7	2
			女	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6	7	27	26	15	4
再掲	急性腎不全	15	男	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	3	1	1	0
			女	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0
再掲	慢性腎臓病	81	男	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	4	3	9	12	10	4	1
			女	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	3	10	14	3	0
老衰		1,176	男	331	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	11	27	74	121	74	21
			女	845	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	8	51	131	273	272	106
不慮の事故及び有害作用		227	男	113	1	0	0	0	1	0	0	1	3	2	1	1	3	6	15	6	15	32	22	4	0
			女	114	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	2	0	6	1	9	17	32	22	16	5
再掲	交通事故	12	男	9	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	2	0	0	1	1	1	0	0
			女	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
再掲	転倒・転落・墜落	87	男	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	3	11	12	1	0
			女	53	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	4	18	10	13	3
再掲	不慮の溺死	33	男	20	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	6	0	5	6	0	0	0
			女	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	4	3	1	0	0
自殺		117	男	87	0	0	0	4	3	6	6	8	8	6	10	14	5	4	6	3	2	2	0	0	0
			女	30	0	0	0	1	2	3	1	4	1	2	3	3	2	1	3	1	2	0	1	0	0
その他全死因		1,360	男	633	4	1	0	1	2	1	2	4	2	8	12	18	20	38	62	61	103	134	105	48	7
			女	727	5	0	1	0	1	1	1	1	2	0	3	9	14	14	37	58	94	158	200	103	25

(3)主要死因順位別の年次推移

令和4年の死亡数を死因別順位にみると、第1位は悪性新生物で1,937人、 死亡率(人口10万対)211.3で前年より死亡数22人減少し、死亡率は2.1ポイント下回った。第2位は老衰で1,176人、128.3で前年より202人増加し、死亡率は22.2ポイント上回った。第3位は心疾患で1,056人、115.2で前年より2人増加し、死亡率は0.4ポイント上回った。第4位は脳血管疾患で448人、48.9で前年より4人減少し、死亡率は0.3ポイント下回った。

(単位:人 率=人口10万対)

年	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
22	悪性新生物		心疾患		肺炎		脳血管疾患		老衰	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	1,817	206.3	910	103.3	541	61.4	519	58.9	268	30.4
27	悪性新生物		※3 心疾患(高血圧性疾患を除く)		肺炎		老衰		※4 脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血を含む)	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	1,909	208.9	954	104.4	543	59.4	509	55.7	487	53.3
2	悪性新生物		※3 心疾患(高血圧性疾患を除く)		老衰		※4 脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血を含む)		肺炎	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	1,927	208.9	1,029	111.6	745	80.8	460	49.9	326	35.3
3	悪性新生物		※3 心疾患(高血圧性疾患を除く)		老衰		※4 脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血を含む)		肺炎	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	1,959	213.4	1,054	114.8	974	106.1	452	49.2	264	28.8
4	悪性新生物		老衰		※3 心疾患(高血圧性疾患を除く)		※4 脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血を含む)		肺炎	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	1,937	211.3	1,176	128.3	1,056	115.2	448	48.9	304	33.2

年	第6位		第7位		第8位		第9位		第10位	
22	※1 不慮の事故		自殺		※2 腎不全		慢性肝疾患及び肝硬変		糖尿病	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	177	20.1	142	16.1	93	10.6	88	10.0	54	6.1
27	※1 不慮の事故		自殺		※5 認知症		大動脈瘤及び解離		※2 腎不全	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	149	16.3	125	13.7	115	12.6	114	12.5	98	10.7
2	※5 認知症		※1 不慮の事故		大動脈瘤及び解離		腎不全		自殺	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	198	21.5	189	20.5	116	12.6	106	11.5	105	11.4
3	※5 認知症		※1 不慮の事故		自殺		大動脈瘤及び解離		腎不全	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	192	20.9	158	17.2	129	14.1	118	12.9	112	12.2
4	※1 不慮の事故		※5 認知症		大動脈瘤及び解離		自殺		腎不全	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	227	24.8	209	22.8	118	12.9	117	12.8	113	12.3

※1 不慮の事故:22年より死因名のみ変更した。
※2 腎不全:22年より腎不全のみ集計している。
※3 心疾患は高血圧性疾患を除いて集計している。
※4 脳血管疾患は脳梗塞・脳内出血を含めて集計している。
※5 認知症は血管性及び詳細不明の認知症・アルツハイマー病を集計している。

資料：区資料 「令和4年地域保健集計表」
※世田谷区の総人口は、東京都福祉保健局「保健所別管轄人口及び世帯数　令和4年10月1日現在」より

(4)悪性新生物による死亡

①悪性新生物部位別年次推移(死亡者数・率)

令和4年の悪性新生物部位別の死亡数と死亡率を比較すると、第1位が気管、気管支及び肺がんで死亡数333人、死亡率36.3(人口10万対)、第2位が大腸がんで282人、30.8、第3位が膵がんで238人、26.0である。

(単位:人　率＝人口10万対)

死因／年次	悪性新生物		口腔・咽頭など		喉頭		気管・気管支・肺		食道	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
22	1,817	209.3	35	4.0	4	0.5	349	40.2	76	8.8
27	1,909	210.5	40	4.4	6	0.7	372	41.0	74	8.2
2	1,927	208.9	49	5.3	3	0.3	336	36.4	70	7.6
3	1,959	213.4	55	6.0	5	0.5	352	38.3	55	6.0
4	1,937	211.3	54	5.9	2	0.2	333	36.3	66	7.2

死因／年次	皮膚		乳房		子宮		卵巣		前立腺	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
22	9	1.0	94	10.8	27	3.1	31	3.6	60	6.9
27	5	0.6	81	8.9	38	4.2	26	2.9	63	6.9
2	11	1.2	88	9.5	47	5.1	33	3.6	63	6.8
3	4	0.4	106	11.5	35	3.8	26	2.8	78	8.5
4	6	0.7	101	11.0	37	4.0	32	3.5	65	7.1

死因／年次	胃		大腸		肝など		胆嚢など		膵	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
22	244	28.1	242	27.9	141	16.2	79	9.1	152	17.5
27	199	21.9	283	31.2	141	15.5	75	8.3	177	19.5
2	197	21.4	251	27.2	119	12.9	74	8.0	216	23.4
3	206	22.4	277	30.2	99	10.8	78	8.5	218	23.7
4	184	20.1	282	30.8	90	9.8	75	8.2	238	26.0

死因／年次	膀胱		中枢神経系		悪性リンパ腫		白血病		その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
22	39	4.5	9	1.0	44	5.1	36	4.1	19	2.2
27	44	4.9	12	1.3	60	6.6	31	3.4	17	1.9
2	45	4.9	19	2.1	71	7.7	46	5.0	26	2.8
3	56	6.1	13	1.4	76	8.3	44	4.8	28	3.1
4	51	5.6	24	2.6	73	8.0	65	7.1	21	2.3

死因／年次	その他	
	数	率
22	127	14.6
27	165	18.2
2	163	17.7
3	148	16.1
4	159	17.3

資料:区資料 「令和4年地域保健集計表」
※世田谷区の総人口は、東京都福祉保健局「保健所別管轄人口及び世帯数　令和4年10月1日現在」より

②悪性新生物の部位別割合

性別に見た死因順位別死亡数・死亡率をみると、男の死亡率が高いことを示している。男の1位は「気管・気管支・肺」で死亡数は216人、死亡率は20.8で、2位は「大腸」で死亡数は130人、死亡率は12.5である。女の1位は「大腸」で死亡数は152人、死亡率は16.9で、2位は「膵」で死亡数は125人、死亡率は13.9である。

	死亡数			死亡率		
悪性新生物	1,937	男	1037	100%	男	53.5%
		女	900		女	46.5%
気管・気管支・肺	333	男	216	17.2%	男	20.8%
		女	117		女	13.0%
大腸	282	男	130	14.6%	男	12.5%
		女	152		女	16.9%
膵	238	男	113	12.3%	男	10.9%
		女	125		女	13.9%
胃	184	男	110	9.5%	男	10.6%
		女	74		女	8.2%
乳房	101	男	0	5.2%	男	0.0%
		女	101		女	11.2%
肝など	90	男	68	4.6%	男	6.6%
		女	22		女	2.4%
胆嚢など	75	男	35	3.9%	男	3.4%
		女	40		女	4.4%
悪性リンパ腫	73	男	43	3.8%	男	4.1%
		女	30		女	3.3%
食道	66	男	56	3.4%	男	5.4%
		女	10		女	1.1%
前立腺	65	男	65	3.4%	男	6.3%
		女	0		女	0.0%
白血病	65	男	35	3.4%	男	3.4%
		女	30		女	3.3%
口腔・咽頭など	54	男	34	2.8%	男	3.3%
		女	20		女	2.2%
膀胱	51	男	35	2.6%	男	3.4%
		女	16		女	1.8%
子宮	37	男	0	1.9%	男	0.0%
		女	37		女	4.1%
卵巣	32	男	0	1.7%	男	0.0%
		女	32		女	3.6%
中枢神経系	24	男	13	1.2%	男	1.3%
		女	11		女	1.2%
その他のリンパ組織，造血組織及び関連組織	21	男	11	1.1%	男	1.1%
		女	10		女	1.1%
皮膚	6	男	0	0.3%	男	0.0%
		女	6		女	0.7%
喉頭	2	男	1	0.1%	男	0.1%
		女	1		女	0.1%
その他	138	男	72	7.1%	男	6.9%
		女	66		女	7.3%

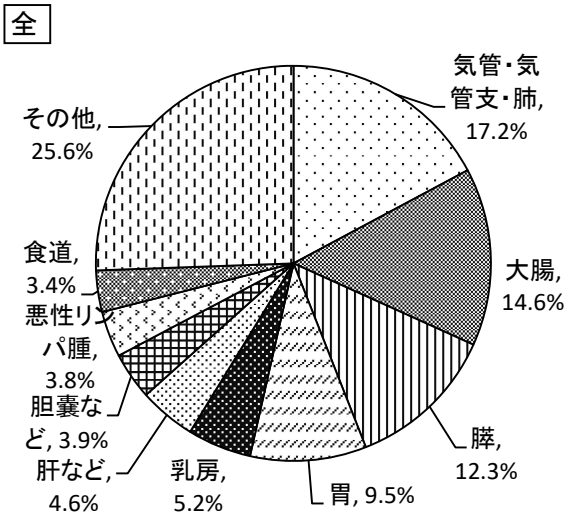

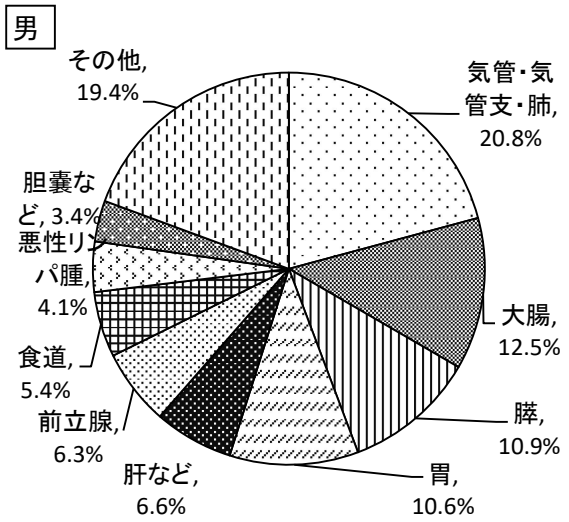

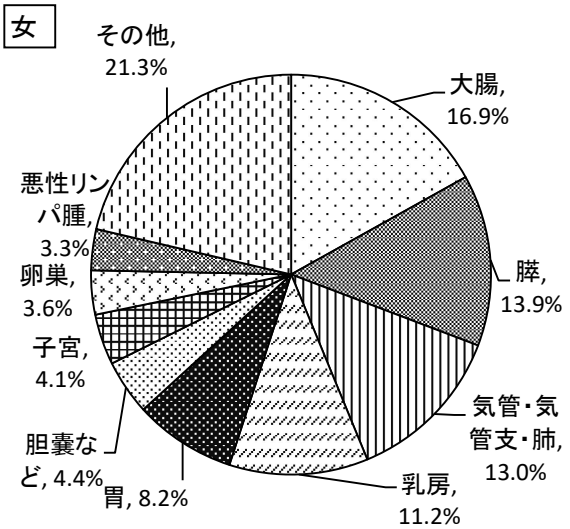

資料:区資料 「令和4年地域保健集計表」

(5)性・年齢別自殺者数

令和4年の自殺死亡数は117人で、前年の129人より12人減少し、自殺死亡率(人口10万対)は12.8で、前年の14.1より1.3ポイント下回った。

(単位:人)

自殺死亡者数 / 代	総数	男	女	割合	男	女
総数	117	87	30	100.0%	74.4%	25.6%
10代	5	4	1	4.3%	3.4%	0.9%
20代	14	9	5	12.0%	7.7%	4.3%
30代	19	14	5	16.2%	12.0%	4.3%
40代	17	14	3	14.5%	12.0%	2.6%
50代	30	24	6	25.6%	20.5%	5.1%
60代	12	9	3	10.3%	7.7%	2.6%
70代	13	9	4	11.1%	7.7%	3.4%
80代	6	4	2	5.1%	3.4%	1.7%
90代	1	0	1	0.9%	0.0%	0.9%

資料:区資料 「令和4年地域保健集計表」

自殺死亡者数 / 年齢	総数	男	女	割合	男	女
総数	117	87	30	100.0%	74.4%	25.6%
10－14歳	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
15－19歳	5	4	1	4.3%	3.4%	0.9%
20－24歳	5	3	2	4.3%	2.6%	1.7%
25－29歳	9	6	3	7.7%	5.1%	2.6%
30－34歳	7	6	1	6.0%	5.1%	0.9%
35－39歳	12	8	4	10.3%	6.8%	3.4%
40－44歳	9	8	1	7.7%	6.8%	0.9%
45－49歳	8	6	2	6.8%	5.1%	1.7%
50－54歳	13	10	3	11.1%	8.5%	2.6%
55－59歳	17	14	3	14.5%	12.0%	2.6%
60－64歳	7	5	2	6.0%	4.3%	1.7%
65－69歳	5	4	1	4.3%	3.4%	0.9%
70－74歳	9	6	3	7.7%	5.1%	2.6%
75－79歳	4	3	1	3.4%	2.6%	0.9%
80－84歳	4	2	2	3.4%	1.7%	1.7%
85－89歳	2	2	0	1.7%	1.7%	0.0%
90－94歳	1	0	1	0.9%	0.0%	0.9%
95－99歳	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
100歳以上	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%

死亡率

(率＝人口10万対)

	自殺率		
年	国	都	区
22	23.4	21.9	16.1
27	18.5	17.4	13.8
2	16.4	14.9	11.5
3	16.5	15.9	14.1
4	17.4	16.3	12.8

資料:国資料 「令和4年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)
※世田谷区の総人口は、東京都福祉保健局「保健所別管轄人口及び世帯数　令和4年10月1日現在」より

付録　分母に用いた人口

（各年10月1日現在の人口）

年次	全国	東京都	世田谷区
平成22年	126,371,000	12,868,000	868,272
平成27年	125,362,000	13,135,000	906,769
令和2年	123,398,962	13,484,028	922,257
令和3年	122,780,487	13,459,000	917,932
令和4年	122,030,523	13,443,000	916,881

全国及び東京都の値は「人口動態月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)、区全体および地域ごとの値は「住民基本台帳登録人口」より。

【注】発行時期の関係で、最新年の値については概数となる。全国及び東京都の値は、確定数に合わせて翌年度以降修正し、出生・死亡率についても遡及して変更を行う。世田谷区に関しては、地域ごとの数値が把握できないため、確定数への変更および諸数値の再計算は行わない。

令和4年度実施の衛生統計調査

調査の名称	目的	期間・期日	調査対象
人口動態調査	毎月発生している出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届書から、人口動態事象を数理的に把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	毎月	①日本における日本人の事件 ②日本における外国人の事件 ③外国における日本人の事件
国民生活基礎調査	国民の保健、医療、年金等国民生活の基礎的事項について総合的に把握し厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	6月1日	層化無作為抽出した地区内の世帯及び世帯員
社会保障・人口問題基本調査「第7回全国家庭動向調査」	出産・子育て、老親の扶養・介護をはじめとする家庭の諸機能の実態、変化要因を把握し、少子高齢化への対応の基本的方向性を示すため。	7月1日	国民生活基礎調査対象地区から層化無作為抽出した調査地区
社会保障・人口問題基本調査「生活と支え合いに関する調査」	社会保障サービスの利用やその背景にある国民における自助・共助の動向、地域や家族以外の他者との関わり方についての資料を得るため。	7月1日	国民生活基礎調査対象地区から層化無作為抽出した調査地区
医療従事者調査	医療従事者の分布及び就業の実態を把握し、医療行政の基礎資料を得るため。(2年周期)	12月31日	(1)国内に住所があり、医師法により届出た医師、歯科医師法により届出た歯科医師及び薬剤師法により届出た薬剤師 (2)都内で業務に従事している保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士

第６章　地域保健福祉

1. 地域活動との協働

地域支えあい活動の支援

事業の開始
平成 10 年度

窓　　口	世田谷区社会福祉協議会各地域社協事務所		
事業所管	生活文化政策部市民活動・生涯現役推進課、保健福祉政策部生活福祉課、高齢福祉部高齢福祉課、介護予防・地域支援課		
事業の概要、目的	地域住民が主体となって、高齢者・障害者・子育て中の方等の閉じこもりや孤立の解消、介護予防を目指す地域支えあい活動は、お茶とおしゃべりを中心とした『ふれあい・いきいきサロン』や子育て中の親子を対象とする『子育てサロン』、昼食をはさんで介護予防等を目的としたプログラムを行う『支えあいミニデイ』がある。 支えあい活動拠点や区民利用施設をはじめ、団地・高齢者住宅の集会室などの社会資源を活用している。社会福祉協議会は、担い手の募集・コーディネート・相談・情報の提供等の活動支援を行う。		
根拠法令等	[区]社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会事業助成補助金交付要綱		
予　算	[歳出]24,779,750 円	決　算	[歳入] [都]4,308,500 円 [歳出]21,394,546 円

＜実績＞

(1) 活動実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ふれあい･いきいきサロン数	549 団体	535 団体	542 団体
子育てサロン数	88 団体	87 団体	82 団体
支えあいミニデイ数	67 団体	63 団体	60 団体
支えあい活動保険(延べ参加者数)	61,040 人	85,849 人	128,484 人
支えあい活動保険(延べボランティア数)	15,667 人	21,374 人	30,452 人

(2)拠点の整備

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
支えあい活動拠点数	22 か所	22 か所	22 か所

共同募金

事業の開始
昭和 22 年

窓　　口	各まちづくりセンター、保健福祉政策部生活福祉課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課管理係、世田谷区社会福祉協議会地域社協課
事業の概要、目的	赤い羽根共同募金と歳末たすけあい・地域支えあい募金からなる共同募金運動は、地域福祉の増進に取り組む団体の活動等に区民のご芳志を役立てる運動として行われている。 赤い羽根共同募金は、毎年 10 月 1 日から、歳末たすけあい・地域支えあい募金は 12 月 1 日からそれぞれ開始となる。
根拠法令等	社会福祉法

地域資源開発事業

事業の開始
平成 26 年度

窓　　口	世田谷区社会福祉協議会各地区事務局
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課、高齢福祉部高齢福祉課、介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組みとして、社会福祉協議会職員をまちづくりセンターに配置し、身近な地区における相談支援を充実させるとともに、地域課題を把握・分析し、課題解決を図るために、地域活動人材や活動の場、生活支援サービス等の発掘と創出、コーディネート、活動団体等のネットワーク化支援等に取組んでいる。 平成 26 年 10 月から平成 28 年 3 月までモデル実施し、平成 28 年 7 月から全 27 地区、令和元年 6 月から二子玉川地区新設により全 28 地区で事業実施している。

予　算	[歳出]331,332,000 円	決　算	[歳入][都]25,311,000 円　[国]46,200,000 円 [歳出]329,203,100 円

＜実績＞

社会福祉協議会地区事務局	相談件数	訪問調査件数（団体支援）	地域支えあい活動団体数						活動場所創出件数	生活支援サービス創出件数	地区サポーター登録者数	地区サポーターマッチング件数
			サロン新規登録団体数	子育てサロン新規登録団体数	ミニデイ新規登録団体数	サロン年度末登録団体数	子育てサロン年度末登録団体数	ミニデイ年度末登録団体数				
池尻地区事務局	48	173	0	0	0	9	3	2	15	0	35	10
太子堂地区事務局	133	84	0	0	0	8	1	2	20	0	32	22
若林地区事務局	73	137	1	0	0	14	4	3	10	1	29	8
上町地区事務局	135	172	0	0	0	11	5	1	22	0	60	34
経堂地区事務局	105	313	1	0	0	20	4	2	20	1	62	5
下馬地区事務局	74	133	0	0	0	12	4	4	15	0	45	3
上馬地区事務局	141	277	0	1	0	14	3	7	23	0	45	88
梅丘地区事務局	68	144	2	0	0	20	0	0	23	0	48	19
代沢地区事務局	142	163	0	0	0	12	1	1	8	1	31	26
新代田地区事務局	74	84	0	1	0	11	1	2	12	0	49	32
北沢地区事務局	143	92	0	0	0	16	2	3	11	0	37	9
松原地区事務局	182	267	2	0	0	31	1	7	15	1	93	59
松沢地区事務局	105	104	4	0	0	26	1	0	16	1	59	27
奥沢地区事務局	179	282	0	0	0	26	4	0	19	1	64	4
九品仏地区事務局	56	218	0	0	0	20	2	0	15	1	46	11
等々力地区事務局	72	121	0	0	0	16	3	1	16	1	94	9
上野毛地区事務局	121	329	3	0	0	17	1	2	15	1	90	23
用賀地区事務局	59	207	0	0	0	18	4	1	17	1	65	13
二子玉川地区事務局	72	271	3	1	1	23	5	2	11	1	32	10
深沢地区事務局	143	335	1	0	0	35	4	2	32	0	144	23
祖師谷地区事務局	141	95	0	0	0	30	2	1	12	0	44	17

成城地区事務局	177	119	1	0	0	12	1	1	18	1	33	16
船橋地区事務局	114	74	2	0	0	21	4	2	19	1	67	11
喜多見地区事務局	93	156	1	0	0	28	3	5	15	2	43	8
砧地区事務局	96	168	0	0	0	25	5	3	15	2	37	12
上北沢地区事務局	108	205	1	0	0	21	4	3	20	2	52	32
上祖師谷地区事務局	211	267	3	0	0	18	5	0	15	1	50	83
烏山地区事務局	179	99	3	0	0	28	5	3	7	0	111	15
計	3,244	5,089	28	3	1	542	82	60	456	20	1,597	629
単位	件	件	団体	団体	団体	団体	団体	団体	件	件	件	件

2. 委員活動

民生委員・児童委員（主任児童委員）

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課管理係
事業の概要、目的	民生委員制度は、大正6年5月12日に岡山県で発足した「済世顧問制度」に端を発している。昭和21年には、民生委員令により呼び名が民生委員と全国的に改められ、昭和23年の民生委員法の制定によって法律上の制度として設置された。なお、昭和22年に児童福祉法が制定されてからは児童委員も兼ね現在に至っている。近年、いじめや不登校、子育て不安など、子どもに関わる多くの課題を家庭で抱えるようになったことから、地域住民に最も近い存在である児童委員の活動のさらなる推進を図るため、平成6年1月1日より児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」が、各民生委員児童委員協議会に設置された。 民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神のもとに、地域社会の中で社会福祉関係について問題をかかえている人の把握、相談、助言、その他の援助にあたる一方で、各総合支所、児童相談所など、関係行政機関に対する協力活動を行い、社会福祉の増進に努めている。 令和5年4月1日現在、世田谷区の民生委員・児童委員の定数は654人（含主任児童委員58人）である。
組織と選任方法	区内には、29（まちづくりセンター単位、平成22年12月1日より烏山が東西2つに分割）の民生委員児童委員協議会が組織されており、それぞれ自主的な運営を行っている。民生委員児童委員協議会は、民生委員・児童委員、主任児童委員相互の連絡や、必要な知識・技術を高めるための研修を行うなど、地域住民の福祉の向上をめざす活動の拠点となっている。 また、地区の民生委員児童委員協議会は、区の民生委員児童委員協議会、東京都及び全国の民生児童委員連合会とも連携を取り合い、福祉の推進のため、協力して幅広い活動を展開している。 福祉に関する要望が多方面にわたる昨今、個々の民生委員・児童委員、主任児童委員の活動はきわめて重要であり、本協議会の運営はますます重要になっている。 民生委員・児童委員は、民生委員法に定めるところにより次のようにして選ばれる。まず、まちづくりセンター単位におかれている民生委員・児童委員候補者内申協議会が、地域の中から人格識見共に高く社会的常識を持ち、かつ社会福祉の増進に熱意があり地域の実情に明るい者を候補者として選出し、区の民生委員推薦会が都知事に推薦する。都では、必要に応じて社会福祉審議会へ答申を求め、都知事はそれを参考に厚生労働大臣へ推薦する。そして厚生労働大臣による審査のうえ民生委員・児童委員として委嘱される。
根拠法令等	民生委員法・児童福祉法
予　算	**[歳出]** 99,257,000円 **決　算** **[歳入]**［都］73,847,296円 **[歳出]** 97,253,198円
職務内容	(1) 民生委員・児童委員 ①担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握する。 ②地域住民がかかえる問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのる。 ③社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供　　する。 ④住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめる。 ⑤住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援する。 ⑥住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていく。 ⑦活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会をとおして関係機関などに意見を提起する。 (2) 主任児童委員 ①児童福祉関係機関・施設等との連絡を密にし、その業務に協力する。 ②区域担当児童委員への援助活動を行う。

	③児童委員が行う個別支援に専門的な指導が必要なときは、関係機関等とのパイプ役となり児童委員と協力して活動する。 ④地区民生委員児童委員協議会事業の企画・実施への援助協力をする。

＜民生委員･児童委員地区別数（主任児童委員を含む）＞　　（令和５年４月１日現在）

地域	地区	定数	現員数	現員数内訳	
				男	女
世田谷	池尻	20	19	1	18
	太子堂	21	19	1	18
	若林	24	23	0	23
	上町	32	32	1	31
	経堂	31	30	3	27
	下馬	33	28	1	27
	上馬	20	20	3	17
	地域（計）	181	171	10	161
北沢	梅丘	21	18	1	17
	代沢	17	17	2	15
	新代田	18	18	4	14
	北沢	18	14	1	13
	松原	19	19	1	18
	松沢	27	27	1	26
	地域（計）	120	113	10	103
玉川	奥沢	16	16	5	11
	九品仏	14	13	0	13
	等々力	22	18	7	11
	上野毛	20	20	3	17
	用賀	20	19	3	16
	二子玉川	17	16	1	15
	深沢	31	27	10	17
	地域（計）	140	129	29	100
砧	祖師谷	20	20	0	20
	成城	18	18	1	17
	船橋	28	27	4	23
	喜多見	27	27	8	19
	砧	30	30	3	27
	地域（計）	123	122	16	106
烏山	上北沢	20	19	2	17
	上祖師谷	23	22	7	15
	烏山東	25	24	2	22
	烏山西	22	20	1	19
	地域（計）	90	85	12	73
合計		654	620	77	543

身体障害者相談員

事業の開始
昭和 42 年

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係		
事業の概要、目的	民間の協力者として、①身体障害者の地域活動の推進、②身体障害者の更生援護に関する相談・指導、③身体障害者の更生援護につき関係機関に対する協力、④身体障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動などを職務内容とし、身体障害に関する相談に応じ、必要な援助を行っている。原則として身体障害者のうちから区長が業務を委託している。（令和 5 年 4 月 1 日現在、相談員数は 15 名）		
根拠法令等	身体障害者福祉法 [区] 世田谷区身体障害者相談員及び知的障害者相談員業務委託要綱		
対　　象	身体障害者		
予 算	**[歳出]** 1,178,000 円 ※知的障害者相談員との合算額	決 算	**[歳入]** [都] 0 円　**[歳出]** 989,040 円 ※歳出は知的障害者相談員との合算額

知的障害者相談員

事業の開始
昭和 43 年

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係		
事業の概要、目的	民間の協力者として、①知的障害者の家庭における養育、生活などに関する相談、指導、助言、②知的障害者の施設入所、就学、就職などに関し、関係機関への連絡、③知的障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動など、知的障害に関する相談に応じ、必要な援助を行っている。原則として知的障害者の保護者のうちから区長が業務を委託している。（令和 5 年 4 月 1 日現在、相談員数は 11 名）		
根拠法令等	知的障害者福祉法 [区] 世田谷区身体障害者相談員及び知的障害者相談員業務委託要綱		
対　　象	知的障害者		
予 算	**[歳出]** 1,178,000 円 ※身体障害者相談員との合算額	決 算	**[歳入]** [都] 0 円　**[歳出]** 989,040 円 ※歳出は身体障害者相談員との合算額

3. その他

世田谷区地域保健福祉審議会

事業の開始
平成8年7月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課
事業の概要、目的	区長の附属機関として世田谷区の地域保健福祉に係わる施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策に必要な事項の調査・審議を行う。 専門的事項を効率的に調査審議するため、審議会の内部に世田谷区障害者施策推進協議会のほか、諮問内容に応じた部会を設置する。 <審議事項> 住民活動とのパートナーシップについて（平成8年7月諮問） 保健福祉の統合化について（平成8年7月諮問） 地域保健医療計画の改定について（平成9年9月諮問） 子どもを取り巻く環境整備について（平成9年9月諮問） 介護保険事業計画及び世田谷区高齢者保健福祉計画について (平成10年9月諮問) 健康せたがやプランについて（平成12年9月諮問） 保育サービスのあり方について（平成13年5月諮問） 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について (平成14年1月諮問) 支援費制度への対応方針について（平成14年4月諮問） 世田谷区地域保健医療福祉総合計画について(平成15年9月諮問) せたがや健やか親子について(平成15年9月諮問) せたがやノーマライゼーションプランの策定について(平成16年11月諮問) 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について （平成16年11月諮問） 第4期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について （平成19年11月諮問） 第5期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について （平成22年12月諮問） 第3期世田谷区障害福祉計画の策定について（平成23年3月諮問） 世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定について（平成24年10月諮問） 「子ども計画（第2期）」の策定について（平成25年6月諮問） 新せたがやノーマライゼーションプラン及び第 4 期世田谷区障害福祉計画の策定について（平成25年10月諮問） 第6期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（平成25年10月諮問） 第5期世田谷区障害福祉計画の策定及びせたがやノーマライゼーションプランの見直しについて（平成28年10月諮問） 第7期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（平成28年10月諮問） 第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（令和元年11月諮問） （仮称）世田谷区障害施策推進計画の策定について（令和元年11月諮問） 世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定について(令和4年11月諮問) 第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（令和4年11月諮問） せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―の策定について （令和4年11月諮問）

	<答　　申> 世田谷区地域保健福祉社会の構築（平成9年9月答申） 東京都西南部医療圏　地域保健医療計画世田谷区編（案）（平成10年3月答申） 子どもを取り巻く環境整備について（平成10年11月答申） 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について（平成12年1月答申） 健康せたがやプランについて（平成14年2月答申） 保育サービスのあり方について（平成14年2月答申） 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について（平成15年1月答申） 支援費制度への対応方針について（平成15年1月答申） 世田谷区地域保健医療福祉総合計画について（平成16年7月答申） せたがや健やか親子について（平成16年7月答申） せたがやノーマライゼーションプランの策定について(平成17年7月答申) 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について （平成17年12月答申） 第4期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について （平成20年11月答申） 第5期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について （平成23年12月答申） 第3期世田谷区障害福祉計画の策定について（平成23年12月答申） 世田谷区地域保健医療福祉総合計画について（平成25年10月答申） 新せたがやノーマライゼーションプラン及び第4期世田谷区障害福祉計画の策定について、第6期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について「子ども計画（第2期）」の策定について（平成26年11月答申） 第5期世田谷区障害福祉計画の策定及びせたがやノーマライゼーションプランの見直しについて、第7期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（平成29年11月答申） せたがやノーマライゼーションプラン―（仮称）世田谷区障害施策推進計画―の策定について、第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（令和2年11月答申） <緊急提言> 介護保険制度創設に伴う世田谷区の基本的対応方針の確立に向けて （平成10年3月） <報　　告> 「社会福祉の基礎構造改革を踏まえ、21世紀の世田谷における新しい保健福祉についての起草委員会」報告書（平成14年5月）
根拠法令等	［区］世田谷区地域保健福祉推進条例
予　算	**[歳出]** 8,838,000円　　**決　算**　**[歳出]** 7,482,116円

保健福祉サービス苦情審査会

事業の開始
平成8年10月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課指導・サービス向上担当
事業の概要、目的	区が行う保健福祉サービスや介護保険サービス、障害福祉等サービス及び子ども・子育てサービスに関する区民からの苦情申立てを、中立公正な立場から審査するため、区長の附属機関である保健福祉サービス苦情審査会を運営し、区長へ意見を述べる。区長は、審査会の意見を尊重してサービス等の改善に努める。審査会は、弁護士、医師、学識経験者などで構成されている。
根拠法令等	［区］世田谷区地域保健福祉推進条例、世田谷区介護保険条例
対　　象	(1) 申立ての対象となる苦情 ①区が行う保健福祉サービスや介護保険サービス、障害福祉等サービス及び子ども・子育てサービスに関するものであること。 ②個別（個人を特定したサービス）の適用または提供に関するものであること。ただし、既に苦情の処理が終了している場合や法に基づく不服申立て等を行った場合などは対象とならない。 (2) 申立てができる人 ①現にサービスを受けている人 ②サービスを取り消された人、申請したが受けられなかった人 ③上記①及び②の家族 ④民生委員・児童委員、行政相談委員など
予　算	**[歳出]** 582,000円
決　算	**[歳入]** ［都］280,773円　**[歳出]** 434,622円

＜実績＞　　（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1　苦情審査会申立て件数	0	2	5
(1)諮問件数	0	1	0
(2)諮問非該当、申立て取下げ	0	1	5
2　苦情審査会審査件数	0	0	1
(1)意見書提出	0	0	1
(2)諮問取下げ	0	0	0
(3)翌年度以降へ継続審査	0	1	0
3　苦情・相談受付件数	181	171	182
(1)高齢者福祉(介護保険関係)	91(77)	90(68)	109(87)
(2)障害者福祉(障害者総合支援関係)	33(32)	30(27)	29(26)
(3)児童福祉	48	33	23
(4)その他	9	18	21

保健福祉サービス向上委員会

事業の開始
平成18年4月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課指導・サービス向上担当
事業の概要、目的	保健福祉サービスの利用者が良質なサービスを安心して利用できる環境づくりを推進するため、区長の附属機関として設置。委員会では、専門的見地から、区や事業者が行う保健福祉サービスの質の向上への取り組みについて、課題や方向性、解決手段などを議論する。区長は、委員会の意見を尊重し、今後の取り組みに反映させる。
根拠法令等	［区］世田谷区地域保健福祉推進条例
予　算	**[歳出]** 303,000円
決　算	**[歳入]** ［都］142,755円 **[歳出]** 286,100円

社会福祉法人の認可等及び指導監査

事業の開始
平成25年4月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課指導・サービス向上担当
事業の概要、目的	社会福祉法人（主たる事務所が世田谷区の区域内にあり、その行う事業が世田谷区の区域を越えないもの）の設立や定款変更の認可、指導監査などを行う。
根拠法令等	社会福祉法
予　算	**[歳出]** 349,000円　　**決　算**　**[歳入]** 300円　**[歳出]** 164,668円

＜実績＞

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
所轄法人数　（年度末現在）		35	34	34
認可等	法人設立　（法人数）	0	0	0
	定款変更　（件数）	13	8	4
	証明書発行　（件数）	0	1	1
指導監査　（法人数）		0	3	11

地域福祉推進事業

事業の開始
平成15年4月

窓　　口	障害福祉部障害施策推進課（下記①に関して） 障害福祉部障害者地域生活課（下記③に関して） 高齢福祉部高齢福祉課（下記②に関して）
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	行政サービスでは行き届かない地域のニーズに応えた柔軟できめ細かい保健福祉サービスを支援するため、区内の民間非営利活動団体が行う以下の地域保健福祉サービスに対して経費の一部を補助する。 ①家事・介護サービス事業（地域で会員制度を取り入れた有料の家事・介護サービス事業） ②毎日食事サービス事業（ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯等で食事の支度が困難な者に対して毎日一食程度の配食を行う事業） ③移送サービス事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条の第3号で定める福祉有償運送事業） ④その他地域保健福祉を推進する事業のうち、特に区長が認める事業 ※この事業は、平成14年度まで都で実施の東京都地域福祉振興事業3事業（有償家事援助サービス事業、毎日食事サービス事業、移送サービス事業）への助成が平成15年度から区に事業移管されたことに伴い、区の既存類似補助事業であった世田谷区移動困難者移送サービス事業と世田谷区障害福祉事業の整理統合を行い新規事業として実施している。都区折半で補助を行う。
根拠法令等	［区］世田谷区地域福祉推進事業補助金交付要綱
対　　象	上記①～④の事業を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人等で、以下の全ての要件を満たし、かつ事業実績等が一定の基準を上回るもの。 (1)世田谷区内に事務所又は事業所を有し、区民を対象に事業を実施し、事業実績が1年以上あるもの (2)補助事業の年間実績が一定の基準を満たしているもの (3)移送サービス事業は、道路運送法第79条による登録を済ませていること。
予　算	**[歳出]** 28,534,880円　　**決　算**　**[歳入]** ［都］14,267,000円 **[歳出]** 28,492,655円

＜実績＞助成団体数(1団体が複数の事業に関わる場合は事業ごとに件数計上)

事　業　名	令和２年度	令和３年度	令和４年度
家事･介護サービス	2	2	2
毎日食事サービス	1	1	1
移送サービス	7	7	7
その他	0	0	0
計	10 団体	10 団体	10 団体

休日等診療事業

事業の開始
下表参照

窓口・所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課
事業の概要、目的	平日準夜、休日（日曜・祝日及び年末年始）昼間、土曜・休日準夜の急病患者に対処するため、地区医師会・地区歯科医師会に委託して、「休日等診療事業」、「子ども初期救急診療事業」を実施している。
根拠法令等	［区］休日診療事業実施要綱、休日・土曜準夜診療事業実施要綱 世田谷区子ども初期救急診療事業実施要綱 休日歯科応急診療事業実施要綱
予　算	**[歳出]** 343,909,600 円 （休日等調剤事業との共通経費を含む。）
決　算	**[歳入]** ［都］4,784,000 円 **[歳出]** 327,088,452 円

1. 世田谷区休日等診療事業

(平日準夜:19:30～22:30、休日昼間:9:00～17:00 [内１時間昼休憩]、
休日･土曜準夜:17:00～22:00)

委託先	医療機関等	科目	診療日	事業開始日
世田谷区医師会	世田谷区医師会初期救急診療所	内科･小児科	平日準夜(小児科のみ) 休日昼間 休日準夜 土曜準夜	平日準夜: 世一平成 15 年 4 月 25 日 玉一平成 15 年 6 月 2 日 休日昼間: 世一平成 16 年 11 月 3 日 玉一昭和 54 年 4 月 1 日 休日準夜: 昭和 54 年 4 月 1 日 土曜準夜: 平成 2 年 5 月 12 日
	世田谷区医師会付属烏山診療所	内科･小児科	休日準夜 土曜準夜	
	輪番５か所(繁忙期等変動有)	内科･小児科	休日昼間	
玉川医師会	玉川医師会診療所	内科･小児科	平日準夜(小児科のみ) 休日昼間 休日準夜 土曜準夜	
	輪番１か所	内科･小児科	休日昼間	
世田谷区歯科医師会	輪番１か所	歯科	休日昼間	昭和 54 年 6 月 17 日
玉川歯科医師会	玉川歯科医師会会立歯科診療所	歯科	休日準夜	平成 2 年 9 月 2 日
	輪番1か所	歯科	休日昼間	昭和 54 年 6 月 17 日

＜実績＞

⑴ 休日昼間診療事業　　(単位:人)

年度			令和2年度	令和３年度	令和4年度
休日数			73 玉輪 71	73 玉輪 72	73 玉輪 72
世田谷区医師会	固定	1ヶ所	1,454 内、小児科 779	2,472 内、小児科 1,233	3,870 内 科 2,132 小児科 1,738
	輪番	5ヶ所※1	5,476	6,050	6,260
玉 川医師会	固定	1ヶ所	595 内、小児科 307	628 内、小児科 399	1,128 内 科 580 小児科 548
	輪番	1ヶ所	406	531	512
総 数	固定		2,049	3,100	4,998
	輪番		5,882	6,581	6,772
	計		7,931	9,681	11,770

⑵ 休日･土曜準夜診療事業　　(単位:人)

年 度				令和２年度	令和3年度	令和4年度
日 数			休日	73	73	73
			土曜	50	51	50
世田谷区医師会	医師会付属烏山診療所		休日	278 内、小児科 135	338 内、小児科 235	1,075 内科 671、小児科 404
			土曜	170 内、小児科 93	203 内、小児科 139	601 内科 339、小児科 262
	初期救急診療所※		休日	554 内、小児科 306	1,035 内、小児科 513	1,609 内科 885、小児科 724
			土曜	361 内、小児科 234	813 内、小児科 407	1,054 内科 569、小児科 485
玉川医師会診療所			休日	174 内、小児科 104	192 内、小児科 120	392 内科 201、小児科 191
			土曜	148 内、小児科 87	177 内、小児科 113	172 内科 64、小児科 108
総 数				1,685	2,758	4,903

⑶ 平日準夜診療事業　　(単位:人)

年度	令和２年度	令和３年度	令和4年
日数	242	241	242
初期救急診療所	425	509	601
玉川医師会診療所	147	173	181
総 数	572	682	782

⑷休日歯科応急診療事業　　(単位:人)

年 度	休 日 数		世田谷区歯科医師会	玉川歯科医師会		総 数
	昼間	準夜		昼間	準夜	
2	72	73	284	162	71	517
3	72	73	289	121	88	498
4	72	73	255	89	65	409

2. 休日医療相談（休日昼間：9:00～17:00）

委託先	案内日	内　　容	電　話
世田谷区医師会	休日昼間	急病医療相談	(6701)7799

＜実績＞

年 度	休 日 数	医療相談件数
2	73	695
3	73	990
4	73	980

休日等調剤事業

事業の開始
平成3年4月

窓口・所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課
事業の概要、目的	(1) 平日準夜、休日（日曜、祝日及び年末年始）昼間と土曜・休日準夜の急病患者に対する調剤の求めに応じるため、調剤施設を確保し、医師の処方箋にもとづく調剤事業を地区薬剤師会に委託し実施している。 『世田谷区休日夜間薬局』（松原6-37-10） 開設時間　平日 19:30～22:30、休日 9:00～22:00、 土曜 17:00～22:00 『玉川薬局』（中町2-25-15） 開設時間　平日 19:30～22:30、休日　9:00～22:00、土曜 17:00～22:00 (2) 年末年始の調剤事業を地区薬剤師会に委託し実施している。 開設時間　12月29日から1月4日　9:00～17:00 場　　所　輪番各4か所（各薬剤師会2か所ずつ）
根拠法令等	［区］休日調剤・土曜日準夜調剤事業実施要綱、世田谷区子ども調剤実施要綱
予　算	**[歳出]** 72,654,000　円 （休日等診療事業との共通経費は同事業に含めて計上。）
決　算	**[歳入]** 休日等診療事業に一括計上 **[歳出]** 43,245,000　円

＜実績＞

⑴ 休日等調剤事業　　(単位:件)

年度	日数			休日夜間薬局			玉川薬局			総計
	平日	休日	土曜	平日	休日	土曜	平日	休日	土曜	
2	242	73	50	289	1,576	257	120	671	131	3,044
3	241	73	51	348	1,746	434	124	589	123	3,364
4	242	73	50	512	4,723	896	135	1,346	143	7,755

⑵ 年末年始等調剤事業　　(単位:件)

年度	日数		世田谷薬剤師会･玉川砧薬剤師会（輪番4）		総数
	年末	年始	年末	年始	
2	3	4	523	318	841
3	3	4	637	561	1,198
4	3	4	371	535	906

成年後見制度の利用促進・支援

事業の開始
平成12年4月

窓　　口	成年後見センターえみぃ（社会福祉協議会） 各総合支所保健福祉課　あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課管理係、各総合支所保健福祉課
事業の概要、目的	⑴ 判断能力が十分でなく、自分一人では契約や財産管理などを行うことが難しい高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利を擁護する成年後見制度について、区民に周知し、適切な利用につながるよう相談・情報提供等を行う。 ⑵ 身寄りがないなどの理由で、本来の申立権者（本人、配偶者、4親等以内の親族等）が家庭裁判所に後見等開始申立てをすることができないような場合は、区長が申立てを行う。 ⑶ 区民成年後見人養成研修修了者の後見人受任を支援し、事例検討委員会及び普及啓発において活用する。 ⑷ 本人が後見人に報酬を支払うことが困難な場合に報酬額の助成を行う。 ⑸ 本人が家庭裁判所への申立費用の負担が困難な場合に申立費用の助成を行う。
根拠法令等	［法］民法、任意後見契約に関する法律、後見登記等に関する法律 老人福祉法 32条、知的障害者福祉法 28条、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 51条の11の2 ［区］後見開始等に係る区長の審判請求手続等に関する要綱 世田谷区成年後見制度利用低所得者の後見人等の報酬助成要綱 世田谷区成年後見制度申立費用助成要綱
対　　象	判断能力が十分ではない高齢者、知的障害者、精神障害者等及びその親族等
予算	**[歳出]** 89,212,000円
決算	**[歳入]** ［都］18,566,000円　**[歳出]** 84,673,136円

＜実績＞

成年後見センターへの相談件数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
家族･知人等	743	795	895
あんしんすこやかセンター	259	339	324
行政	141	126	167
民生委員等	272	348	474
その他	74	70	121
計	1,489	1,678	1,981

成年後見センターへの対象別相談件数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	1,201	1,371	1,609
知的障害者	42	62	135
精神障害者	169	159	118
その他	77	86	119
計	1,489	1,678	1,981

区長による後見等開始申立て件数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申立て件数	44	47	76

区民成年後見人の養成研修及び新規選任状況

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
研修修了者（人）	8	9	8
新規選任の審判（件）	8	16	13

第７章　人材の育成と確保

1. 人材の育成と確保

福祉人材育成・研修センター事業運営

事業の開始
平成19年4月

窓　　口	世田谷区福祉人材育成・研修センター
事業所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課推進担当
事業の概要、目的	福祉サービスの担い手や、就労していない有資格者の発掘を行い、区内事業所への就労につなげる。また、職員の専門性向上を目指した研修の実施により人材の育成を図るなど、福祉人材育成・確保を総合的に推進する。
根拠法令等	［区］世田谷区福祉人材育成・研修センター事業実施要綱
予　算	**［歳出］**102,543,000円
決　算	**［歳入］**［都］40,453,000円　**［歳出］**99,578,368円

手話講習会

事業の開始
昭和51年10月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	聴覚障害者福祉に理解と熱意を持つ区民に手話技術の指導を行い、聴覚障害者等と健聴者との相互の意志疎通を円滑にする。 （運営等は世田谷区聴覚障害者協会に委託）
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱［区］世田谷区手話講習会事業運営要綱 （地域生活支援事業対象事業）
対　　象	満15歳以上の区内在住、在勤、在学者
予　算	**［歳出］**6,760,706円
決　算	**［歳入］**［国］2,032,000円　［都］1,016,000円※　**［歳出］**6,745,706円

※歳入金額は、他の奉仕員養成研修事業（手話通訳者研修）との合算額である。

＜実績＞クラス別

区分＼年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		申込者数	決定者数	修了者数	申込者数	決定者数	修了者数	申込者数	決定者数	修了者数
体験教室	昼	－	－	－	－	－	－	27	27	26
	夜	－	－	－	－	－	－	22	22	19
	計	－	－	－	－	－	－	49	49	45
初級	昼	－	－	－	17	17	14	25	25	20
	夜	－	－	－	14	14	11	30	30	23
	計	－	－	－	31	31	25	55	55	43
中級	昼	－	32	32	16	16	12	15	15	11
	夜	－	26	26	26	24	20	14	14	12
	計	－	58	58	42	40	32	29	29	23
専門	昼	－	14	14	13	12	12	8	8	7
	夜	－	14	14	5	5	5	11	11	9
	計	－	28	28	18	17	17	19	19	16
特別講義	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	夜	－	－	－	8	8	6	6	6	5
	計	－	－	－	8	8	6	6	6	5
合計		－	86	86	99	96	80	158	158	132

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため、例年より規模を縮小して実施。

高次脳機能障害理解・啓発研修

事業の開始
平成17年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当、障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	高次脳機能障害に対する理解を促進するため、講演会等による一般区民等への普及啓発を図るとともに、高次脳機能障害者に関わる施設等職員や支援者に実践的な援助方法を習得させ、高次脳機能障害者を支援する人材の育成を目指す。
根拠法令等	［区］世田谷区高次脳機能障害者に対する移動支援従事者養成研修事業実施要領
対　　象	区民、関連施設職員、ヘルパー等

＜実績＞

講演・研修	参加人数		
	令和２年度	令和３年度	令和4年度
区民向け講演会	32	28	32
高次脳機能障害支援力向上（基礎、応用） （令和３年度から福祉人材育成・研修センターで実施）	284	125（基礎） 83（応用）	142（基礎） 97（応用）
失語症会話パートナー養成講座	28	35	45
高次脳機能障害者ガイドヘルパー養成講座	6	20	21
合計	350	291	337

※「直接支援職員研修（支援者向け研修）」については、新型コロナウイルス感染症対策として、令和２年度よりウェブ形式で実施。

福祉人材支援事業（障害）

事業の開始
平成21年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	障害者ホームヘルプ事業所等における人材不足が深刻化している現状を解消するため、ヘルパー養成研修の開催等を通じて、福祉介護人材の育成・確保等の拡充を図る。
根拠法令等	［都］東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修等事業実施要綱、東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱
対　　象	ヘルパー業務に従事する意思のある者、ホームヘルプ事業所等
予　算 ［歳出］1,481,962円	**決　算** ［歳入］特定財源なし ［歳出］1,370,702円

※障害福祉の理解研修及び同行援護従業者養成研修の予算及び決算については、本ページの「福祉人材育成・研修センター事業運営」に含む。

＜実績＞

研修名	修了者数		
	令和２年度	令和３年度	令和4年度
知的障害者移動支援従業者養成研修	64	42	39
重度訪問介護従業者養成研修	－	－	－
同行援護従業者養成研修	20	17	20
障害福祉の理解研修	504	406	509

※「障害福祉の理解研修」については、新型コロナウイルス感染症対策として、令和２年度よりウェブ形式で実施。

介護職員初任者研修課程等受講料助成

事業の開始
平成21年4月

窓　　口	高齢福祉部高齢福祉課管理係
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係
事業の概要、目的	介護サービスに従事する際に必要な資格である、介護職員初任者研修課程（旧訪問介護員養成研修2級課程）の受講料の一部を助成することにより介護人材の確保及び質の向上を図る。 上限72,000円。
根拠法令等	［区］世田谷区介護職員初任者研修課程等受講料助成要綱
対　　象	研修修了後、3ヶ月以内に区内の福祉施設等に介護職員として就労し、その後3ヶ月以上継続して就労している者。（登録ヘルパーについては、3ヶ月以上の登録で従事時間が90時間を超えていること。）
予算 ［歳出］19,796,186円 ※1	決算 ［歳入］［都］20,000,000円 ※2 ［歳出］4,878,000円

※1 歳出金額は、他の介護人材確保対策事業（介護福祉士実務者研修受講料助成、介護福祉士資格取得費用助成）との合算額である。
※2 歳入金額は、他の介護人材確保対策事業（介護福祉士実務者研修受講料助成、介護福祉士資格取得費用助成、介護サービス事業所等職員研修費助成）との合算額である。

＜実績＞

令和2年度	令和3年度	令和4年度
75人	142人	88人

介護福祉士実務者研修受講料助成

事業の開始
平成29年4月

窓　　口	高齢福祉部高齢福祉課管理係
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係
事業の概要、目的	介護福祉士の資格の取得に係る試験の受験資格の要件として修了が課せられた研修の受講費用の一部を助成することにより、介護人材の確保及び質の向上を図る。 上限139,000円
根拠法令等	［区］世田谷区介護福祉士実務者研修受講料助成金交付要綱
対　　象	平成29年4月1日以降に研修を修了後、6ヶ月以内に区内の福祉施設等に介護職員として就労し、その後6ヶ月以上継続して就労している者。（登録ヘルパーについては、6ヶ月以上の登録で従事時間が180時間を超えていること。）
予算 ［歳出］19,796,186円 ※1	決算 ［歳入］［都］20,000,000円 ※2 ［歳出］12,291,000円

※1 歳出金額は、他の介護人材確保対策事業（介護職員初任者研修課程等受講料助成、介護福祉士資格取得費用助成）との合算額である。
※2 歳入金額は、他の介護人材確保対策事業（介護職員初任者研修課程等受講料助成、介護福祉士資格取得費用助成、介護サービス事業所等職員研修費助成）との合算額である。

＜実績＞

令和2年度	令和3年度	令和4年度
108人	138人	144人

介護福祉士資格取得費用助成

事業の開始
平成29年4月

窓　　口	高齢福祉部高齢福祉課管理係
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係
事業の概要、目的	介護職唯一の国家資格である介護福祉士の資格取得費用の一部を助成することにより、介護の人材の質の向上を図る。 上限115,000円（介護技術講習受講有）、61,000円（介護技術講習受講無）
根拠法令等	［区］世田谷区介護福祉士資格取得費用助成金交付要綱
対　　象	平成28年度以降の介護福祉士の国家試験に合格し、合格発表後3ヶ月以内に介護福祉士登録証の交付を受け、資格登録後、6ヶ月以内に区内の福祉施設等に介護職員として就労し、その後6ヶ月以上継続して就労している者。（登録ヘルパーについては、6ヶ月以上の登録で従事時間が180時間を超えていること。）
予算 ［歳出］19,796,186円 ※1	決算 ［歳入］［都］20,000,000円 ※2 ［歳出］1,859,000円

※1 歳出金額は、他の介護人材確保対策事業（介護職員初任者研修課程等受講料助成、介護福祉士実務者研修受講料助成）との合算額である。

※2 歳入金額は、他の介護人材確保対策事業（介護職員初任者研修課程等受講料助成、介護福祉士実務者研修受講料助成、介護サービス事業所等職員研修費助成）との合算額である。

＜実績＞

令和2年度	令和3年度	令和4年度
49人	43人	63人

介護サービス事業所等職員研修費助成

事業の開始
平成20年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	特別養護老人ホーム（老人短期入所事業を含む）、小規模／看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所における人材の安定的確保及びサービスの質の向上を図るため、施設・事業所の運営に係る職員研修費用を助成する。
根拠法令等	［区］世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金交付要綱 世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付要綱
対　　象	世田谷区内で助成事業を実施する法人（社会福祉事業団を除く）
予算 ［歳出］29,161,200円	決算 ［歳入］［都］20,000,000円※ ［歳出］24,018,749円

※歳入金額は、他の介護人材確保対策事業（介護職員初任者研修課程等受講料助成、介護福祉士実務者研修受講料助成、介護福祉士資格取得費用助成）との合算額である。

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別養護老人ホーム	20施設	25施設	24施設
	18,888,883円	22,779,046円	21,338,161円
認知症対応型共同生活介護事業所	14事業所	13事業所	13事業所
	2,134,752円	1,961,093円	1,933,138円
小規模多機能型居宅介護事業所	1事業所	7事業所	6事業所
	100,000円	532,613円	561,425円
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1事業所	2事業所	2事業所
	100,000円	120,548円	186,025円

介護従事者等合同入職式・永年勤続表彰式

事業の開始
平成29年4月 （合同入職式） 平成29年8月 （永年勤続表彰式）

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係
事業の概要、目的	これまで別日に行ってきた「介護職員等合同入職式」と「介護従事者等永年勤続表彰式」を令和2年度より同日開催とする。新人職員とベテラン職員が一緒にグループワーク等を行うことにより、お互いの仕事に取り組む姿勢や価値観、考え方などを理解し、学び合う場とする。（令和2～4年度は式典の開催は中止）
根拠法令等	［区］世田谷区介護従事者等永年勤続表彰実施要綱
対　　象	・区内の介護保険サービス施設・事業所に新たに就職した方（職種・雇用形態は問わない） ・区内介護事業所等に通算10年以上勤務した職員で、直接雇用されている方
予　算	［歳出］535,941円
決　算	［歳入］［都］58,000円※　［歳出］154,752円

※永年勤続表彰分。

介護職員等宿舎借り上げ支援事業

事業の開始
平成30年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係
事業の概要、目的	福祉避難所（高齢者）として、災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定を区と締結している区内の地域密着型サービス事業所に対し、介護職員等のための宿舎の借り上げを支援することで、介護人材の確保定着と災害時の迅速な対応を推進することを目的とする。
根拠法令等	［区］世田谷区介護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱
予　算	［歳出］11,613,710円　※1
決　算	［歳入］［都］3,465,000円　※2　［歳出］6,759,620円

※1 地域密着型サービス事業所宿舎借り上げ支援事業との合算
※2 地域密着型サービス事業所宿舎借り上げ支援事業との合算

特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業

事業の開始
令和2年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係
事業の概要、目的	特別養護老人ホームを運営する事業所に対し、介護職員等のための宿舎の借り上げを支援することで、介護人材の確保定着を推進することを目的とする。
根拠法令等	［区］世田谷区特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱
予　算	［歳出］27,072,112円
決　算	［歳入］特定財源なし　［歳出］20,166,220円

地域密着型サービス事業所宿舎借り上げ支援事業

事業の開始
令和4年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係
事業の概要、目的	区内の地域密着型サービス事業所（地域密着型特別養護老人ホームを除く）に対し、介護職員等のための宿舎の借り上げを支援することで、介護人材の確保定着と災害時の迅速な対応を推進することを目的とする。
根拠法令等	［区］世田谷区地域密着型サービス事業所宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱
予　算	［歳出］11,613,710円　※1
決　算	［歳入］［都］3,465,000円　※2　［歳出］3,945,590円

※1 介護職員等宿舎借り上げ支援事業との合算
※2 介護職員等宿舎借り上げ支援事業との合算

介護人材採用活動経費助成事業

事業の開始
令和元年7月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係		
事業の概要、目的	区内における介護サービス従事者を確保するため、人材確保を目的とした求人広告費、求人説明会の出展料などの費用について、その一部を法人に対し助成する。		
根拠法令等	［区］世田谷区介護人材採用活動経費助成金交付要綱		
予　算	**[歳出]**23,980,000円	**決　算**	**[歳入]**［都］9,588,410円　**[歳出]** 20,959,799円

医療技術系学生及び医師の実習指導

事業の開始
―

窓口・所管	感染症対策課		
事業の概要、目的	医師等の実習を総合支所健康づくり課・保健所・区内各施設等で行うことにより、保健福祉人材の養成を促進する。		
根拠法令等	［国］医師法施行規則　第11条		
対　　象	研修医、医学生等		
予　算	**[歳出]** ―	**決　算**	**[歳入]**[他]0円　**[歳出]** ―

＜実績＞

内　　容	実人数	延人数
医師	0	0
医学生	0	0

看護系学生等の実習指導

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	看護系学生等の実習を総合支所健康づくり課・保健所等で行うことで保健師・助産師・看護師の人材の養成を促進する。
根拠法令等	［国］　保健師･助産師･看護師学校養成所指定規則 （文部･厚生省令第1号）　第5､6､7条
対　　象	保健師・助産師・看護師学生

＜実績＞

内　　容	実人数	延人数
保健師学生	28	541
助産師学生	0	0
看護師学生	31	31

栄養士学生の実習指導

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	管理栄養士養成施設学生を対象に、世田谷区の地域保健を学び、事業体験等を通して、公衆栄養活動や行政栄養士について理解することを目的とし、実施している。
根拠法令等	栄養士法施行規則　第8､9､11条
対　　象	管理栄養士学生

＜実績＞

内　　容	実人数	延人数
管理栄養士学生	39	234

第８章　社会保障

1. 生活保護

生活保護

窓　　口	各総合支所生活支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当

生活保護制度は、憲法第 25 条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という規定を受けて制定された「生活保護法」に基づき生存権を保障する制度で、社会保障制度の根底に位置づけられる「公的扶助」である。
生活保護法は、法律の定める要件を満たす限り、生活の困窮に立ち至った原因のいかんや、性別・信条などを問わず、保護を無差別平等にうけることができると定めている。
生活保護は、世帯単位で行い、世帯全員が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とする。また、扶養義務者の扶養および他の法律に定める扶助は、生活保護法による保護に優先する。世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用される。
なお、平成 17 年度から国は、経済的な給付に加え、被保護者の自立をさらに組織的に支援する制度にするため、「自立支援プログラム」を策定するように求めており、世田谷区では①就労支援事業、②就労準備支援事業、③退院促進支援事業、④居宅生活安定化支援事業、⑤金銭管理支援事業、⑥健康管理支援事業などを導入している。

1. 保護基準

生活保護の基準は、厚生労働大臣が定めることになっている。その内容は「健康で文化的な生活水準を維持することができるもの」とされ、保護を必要とする者の年齢・世帯構成・所在地域の別による事情や、そのほか保護の種類に応じて必要な事情を考慮し、決定することとしている。
この保護基準については、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費基準との調整を図ることにより、一般国民の消費基準の動向に即して保護基準を改定する。具体的には、政府経済見通しにおける当該年度の民間最終消費支出の伸び率を基礎として、前年度までの一般国民の消費水準との調整を行い、保護基準の改定率を決定する方法である。

標準世帯の生活扶助額の年次推移

区分	実施年月日	生活扶助額	対前年比	[備考]
第 76 次	令和 2 年 10 月 1 日	148,566	99.2	標準 3 人世帯 ・33 歳男 ・29 歳女 ・ 4 歳子 生活扶助額 第 1 類 第 2 類 冬季加算 (VI区×5/12) を含む
第 77 次	令和 4 年 4 月 1 日	148,566	100	
第 78 次	令和 5 年 4 月 1 日	148,566	100	

2. 保護の機関

生活保護行政は、福祉事務所が担当機関とされている。

(1) 福祉事務所長(総合支所保健福祉センター所長)〔実施機関〕

福祉事務所長(総合支所保健福祉センター所長)は、生活保護法に基づく保護の決定・実施の責任を知事・市長または特別区の長から委任されており、区域内の要保護者に対する生活保護の実施機関となっている。(法第 19 条)

(2) 社会福祉主事〔補助機関〕

福祉事務所(総合支所生活支援課)に配属されている社会福祉主事である査察指導員および 地区担当員は、事務執行の補助機関として生活保護の業務に従事している。(法第 21 条)

(3) 民生委員〔協力機関〕

民生委員は、生活保護法の適正な運営のため、福祉事務所(総合支所生活支援課)の業務に協力する活動を行っている。(法第 22 条)

(4) 嘱託医

医療扶助の適正な実施を確保するためには、医学上の知識を必要とするので、嘱託医（非常勤職員）が福祉事務所（総合支所生活支援課）に配属されている。

3. 保護の種類

保護の種類は、次の 8 種類であり、必要に応じて、これらの一つ、または、二つ以上を併せて行うことができる。

(1) 生活扶助

生活扶助は、飲食物費、被服費、光熱水費、雑費など、日常生活を営むうえでの基本的な需要を満たすためのもので、その基準は、一般的、共通的な生活費としての基準生活費と、妊産婦、障害者、母子世帯など個別的な特殊需要を満たす加算とからなっている。

なお、生活扶助は、居宅において行うことを原則としているが、居宅保護が適当でないときは入所施設に委託して保護され、この場合、入所保護基準が適用される。

また、出産、入学、入退院時や、新しく保護を開始される時など、臨時的に特別な需要が生じた場合は、別に一時扶助が支給される。

(2) 住宅扶助

住宅扶助は、被保護世帯が借家、借間住まいをしている場合に、家賃、間代、地代などに充てる費用として、所在地域別に定めた基準額の範囲内の額が支給されることになっている。なお基準額には、一般基準額のほか、都道府県または政令指定都市もしくは中核市ごとに厚生労働大臣が定める額（限度額）および特別基準額とがある。

また、被保護者が現に居住している家屋が風雨などのために破損し、住宅の機能が減少し、最低生活の維持が困難になった場合には、その復元のために必要な補修費等の経費が住宅維持費として支給される。

(3) 教育扶助

義務教育で就学中の被保護世帯の児童・生徒について、義務教育に伴って必要な学用品費、実験実習見学費、通学用品費および教科外活動費などの費用は学年別に、学習参考書やクラブ活動に要する費用は小中学生別に定めた基準額が支給される。また、教科書に準ずる正規の教材費（学校長が指定するものの購入に必要な額)、学校給食費および通学のための交通費の実費も支給されることになっている。

(4) 介護扶助

介護保険での要介護者及び要支援者に対し、現物給付を原則として各種サービス及び施設介護を行う。介護保険の導入により 65 歳以上の被保護者は介護保険に加入している。給付の 9 割は介護保険により給付を受け、1 割の自己負担分は介護扶助でまかなわれる。また、40 歳以上 65 歳未満の 16 疾病該当者については、被保護者は介護保険の適用が受けられないため、10 割を介護扶助でまかなう。

(5) 医療扶助

疾病、負傷により、入院または通院による治療を必要とする場合は、指定医療機関への委託というかたちで治療に必要な処置、薬剤、治療材料等の現物給付が行われることになっており、入退院、通院等に伴って必要な交通費も、医療扶助の対象となっている。

この医療扶助の診療方針、診療報酬は、原則として国民健康保険の例によっている。国民健康保険の

診療方針および診療報酬は、健康保険の例によることになっているので、事実上、この法律における医療扶助は、健康保険の給付内容と同じものとなっている。

なお、病院内では給付できない、柔道整復術やあんま、マッサージなどの施術のための費用も、治療のために必要がある場合には、給付の対象としている。

⑹ 出産扶助

出産扶助は、出産の際必要とされる分べん介助料、分べん前後の処置料、衛生材料等について、基準額の範囲内の額が支給される。

⑺ 生業扶助

生業扶助は、生業費、技能修得費および就職支度費からなっている。

生業費は、もっぱら生計の維持を目的として小規模の事業を営もうとする被保護者に対して、その事業を経営するために必要な設備費、運営費および器具機械の購入費用などの費用について基準が設定されている。

技能修得費は、生計の維持に役だつ職業に就くために技能を修得する被保護者に対して、それに必要な授業料、教科書代、教材費および交通費などの経費が認定される。また、被保護世帯のうち有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校等の就学費用についても認められる。

就職支度費は、就職が確定した被保護者に対して、就職のために直接必要とする洋服類、履物や身の回り品等の購入費用を必要とする場合に認定される。加えて、初任給が支給されるまでの通勤費についても認められる。

⑻ 葬祭扶助

葬祭扶助は、保護を受けている者が死亡した場合等に行われる。その基準の内容は、遺体の検案、死体の運搬、火葬または埋葬、納骨その他葬祭のために必要な経費などで、地域別、大人、小人別に基準が設定されている。

4. 保護の方法

生活保護は、原則として要保護者・その扶養義務者などの申請に基づいて行われる。申請があると、福祉事務所（総合支所生活支援課）の地区担当員（ケースワーカー）が、その家庭の実情を調査し、その世帯の人員・年齢などを考慮して、保護基準に基づく最低生活費を計算し、その家庭の収入と対比して、保護の要否判定を行う。また、緊急の場合は職権に基づく保護もある。

保護が必要とされたときは、居宅において、金銭給付をもって行うのが原則である。

ただし、医療・介護扶助は、現物給付により行われ、また、居宅において保護することが困難なときは、被保護者を、病院や各種施設に入所を委託して保護する。

保護施設としては、次の施設がある。

⑴ 救護施設

救護施設は、身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者が入所し、生活扶助を受ける施設である。

⑵ 更生施設

更生施設は、身体上または精神上の理由により、養護および生活指導を必要とする要保護者が入所し、生活扶助を受ける施設である。

⑶ 宿所提供施設

宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設である。

⑷ その他の施設

その他の保護施設としては、医療保護施設・授産施設がある。

このほか、単独での居住が困難な被保護者に日常生活上の支援を行う日常生活支援住居施設がある。

＜実績＞

(1) 被保護世帯・人員の推移　　(各年度月平均・停止中を含む)

年	都 区 別	被保護世帯数	被保護人員	保護率 (‰)
R2	都	231,610	282,700	20.2
	世田谷区	8,844	10,238	10.8
R3	都	231,751	280,496	20.0
	世田谷区	8,798	10,122	10.7
R4	都	231,513	278,161	19.8
	世田谷区	8,897	10,152	10.8

資料：「福祉・衛生統計年報（令和3年度）」（東京都福祉保健局）
※保護率算定の基礎人口は、「東京都の人口（推計）」（東京都総務局）（毎年10月1日）
※令和4年度のみ「月報（福祉行政・衛生行政統計）」をもとに算出

(2) 被保護世帯の推移

(各年度月平均・停止中を含む)

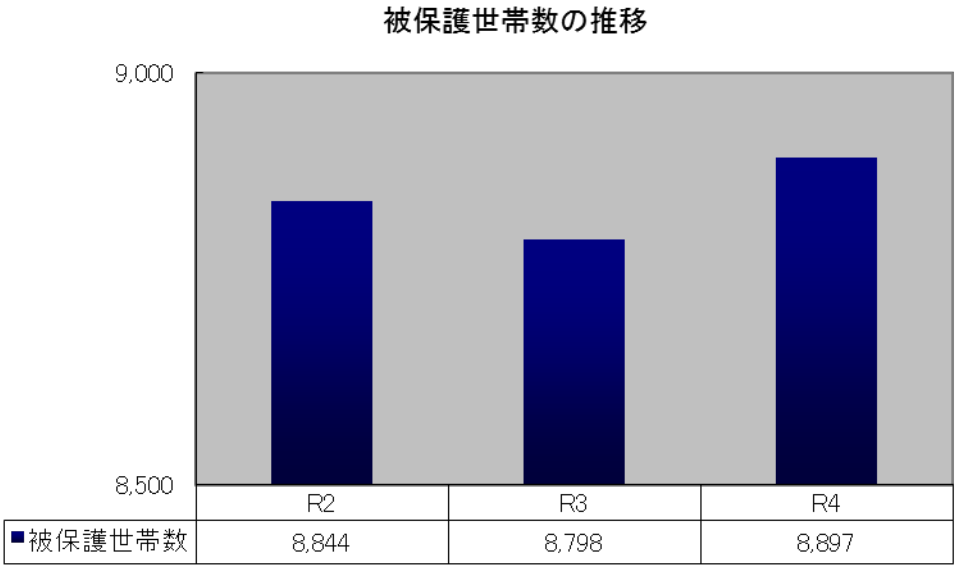

(3) 被保護世帯と人員　　(令和5年3月31日現在)

総合支所別	総世帯数	被保護世帯数	総人口	被保護人員	保護率(‰)
世田谷全域	494,707	8,929	917,705	10,182	11.1
世田谷	144,798	2,570	252,760	2,887	11.4
北　沢	91,288	1,204	154,025	1,297	8.4
玉　川	114,952	1,532	226,366	1,725	7.6
砧	79,186	1,795	164,716	2,222	13.5
烏　山	64,483	1,828	119,838	2,051	17.1

※保護率算定の基礎人口（総人口）は、「住民基本台帳」（令和5年4月1日）

(4)扶助別被保護世帯と人員

総合支所別			総　数	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	介護扶助
令和3年3月		世帯	8,769	7,562	7,979	181	6,818	0	137	34	1,902
		人員	10,131	8,717	9,241	257	7,541	0	158	34	1,951
令和4年3月		世帯	8,792	7,655	8,029	188	6,763	0	147	42	1,954
		人員	10,104	8,775	9,243	268	7,460	0	165	42	2,003
令和5年3月	世田谷全域	世帯	8,929	7,757	8,130	182	6,891	0	149	46	1,968
		人員	10,182	8,826	9,272	249	7,575	0	159	46	2,017
	世田谷	世帯	2,570	2,250	2,355	43	1,961	0	30	9	561
		人員	2,887	2,519	2,620	57	2,134	0	30	9	575
	北沢	世帯	1,204	1,081	1,068	22	939	0	14	7	255
		人員	1,297	1,165	1,181	34	1,015	0	14	7	260
	玉川	世帯	1,532	1,330	1,396	35	1,204	0	32	6	376
		人員	1,725	1,523	1,616	45	1,325	0	35	6	384
	砧	世帯	1,795	1,565	1,694	52	1,427	0	48	9	414
		人員	2,222	1,890	2,041	74	1,625	0	51	9	427
	烏山	世帯	1,828	1,531	1,617	30	1,360	0	25	15	362
		人員	2,051	1,729	1,814	39	1,476	0	29	15	371

(5) 世帯類型別にみた被保護世帯

総合支所別		単身者世帯				2人以上の世帯					合計
		高齢者	傷病障害	その他	医療単給(再掲)	高齢者	母子	傷病障害	その他	医療単給(再掲)	
令和3年3月		4,229	2,411	1,060	249	320	256	190	303	8	8,769
令和4年3月		4,224	2,395	1,154	231	295	247	183	294	6	8,792
令和5年3月	世田谷	1,274	723	327	59	76	59	34	77	4	2,570
	北沢	570	296	238	33	33	24	19	24	3	1,204
	玉川	743	367	239	29	54	39	28	62	2	1,532
	砧	856	411	245	40	67	73	60	83	5	1,795
	烏山	781	666	206	80	55	36	41	43	1	1,828
	計	4,224	2,463	1,255	241	285	231	182	289	15	8,929

(6) 労働力類型別保護世帯

総合支所別		働いている者のいる世帯					働いている者がいない世帯	計
		世帯主が働いている				世帯員が働いている		
		常用	日雇	内職	その他			
令和3年3月		839	159	11	347	112	7,301	8,769
令和4年3月		796	180	11	380	101	7,324	8,792
令和5年3月	世田谷	219	76	1	88	24	2,162	2,570
	北沢	93	36	1	69	15	990	1,204
	玉川	118	40	3	101	24	1,246	1,532
	砧	154	57	3	78	22	1,481	1,795
	烏山	177	28	0	68	25	1,530	1,828
	計	761	237	8	404	110	7,409	8,929

(7) 保護の開始・廃止世帯及び人員

総合支所別		申請件数	申請取下	却下件数	保護開始		保護廃止	
					保護決定世帯数	保護決定人員	保護廃止世帯数	保護廃止人員
令和2年度		1,053	33	18	1,002	1,152	1,047	1,175
令和3年度		1,151	42	32	1,088	1,300	1,064	1,199
令和4年度	世田谷	353	9	13	328	376	275	290
	北沢	214	6	5	203	224	189	199
	玉川	234	8	8	224	263	172	198
	砧	232	5	6	220	268	208	243
	烏山	236	3	0	230	251	213	230
	計	1,269	31	32	1,205	1,382	1,057	1,160

(8) 保護の理由別開始世帯数

		傷病による		急迫保護で医療扶助単給	要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別等	失業		老齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	貯金等の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	その他	小計	転入移管	合計
		世帯主	世帯員					定年・自己都合	勤務先都合(解雇等)										
過年度	R2	168	7	13	2	2	5	6	21	31	10	104	4	388	34	82	877	125	1,002
	R3	175	5	4	3	0	4	3	2	40	9	95	7	447	34	130	958	130	1,088
令和4年度支所別	世田谷	65	0	1	2	1	3	0	2	10	5	20	3	143	10	20	285	43	328
	北沢	34	3	1	2	1	0	1	2	9	1	43	2	55	6	20	180	23	203
	玉川	34	2	0	1	0	0	0	0	13	7	23	1	112	7	9	209	15	224
	砧	37	0	1	0	0	1	1	0	10	2	18	0	106	5	9	190	30	220
	烏山	41	3	0	0	0	2	0	0	3	0	34	3	81	10	24	201	29	230
	合計	211	8	3	5	2	6	2	4	45	15	138	9	497	38	82	1,065	140	1,205

(9) 保護の理由別廃止世帯数

		傷病治癒		死亡	失そう	働きによる収入の増加・取得	働き手の転入	社会保障給付金の増加	仕送りの増加	左記以外の収入の増	親類・縁者等の引取り	施設入所	医療費の他法負担	世帯構成の変更	指導指示違反	逮捕・拘留等	その他	小計	転出移管	合計
		世帯主	世帯員																	
過年度	R2	1	0	426	38	109	0	17	3	40	23	12	30	2	14	12	78	805	242	1,047
	R3	0	0	400	41	123	0	13	1	47	16	3	16	3	11	17	86	777	287	1,064
令和4年度支所別	世田谷	0	0	136	11	26	1	3	1	18	2	1	3	0	3	2	15	222	53	275
	北沢	0	0	58	12	21	0	2	1	7	3	2	2	1	0	0	12	121	68	189
	玉川	0	0	72	2	27	0	0	1	8	5	2	5	1	1	1	13	138	34	172
	砧	0	0	81	7	27	0	2	0	18	4	2	7	0	5	1	10	164	44	208
	烏山	0	0	96	4	23	0	0	0	6	7	0	4	0	2	3	24	169	44	213
	合計	0	0	443	36	124	1	7	3	57	21	7	21	2	11	7	74	814	243	1,057

(10) 生活保護費等扶助別支給金額　　(金額単位：円)

		執行総額	割合(%)	福祉事務所				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
保護費	生活扶助	6,145,570,021	29.64%	1,750,456,612	826,290,078	1,048,637,374	1,273,733,332	1,246,452,625
	住宅扶助	5,060,763,388	24.41%	1,449,197,087	678,351,283	887,755,292	1,063,908,117	981,551,609
	教育扶助	33,937,698	0.16%	7,613,623	4,555,609	5,945,138	10,717,330	5,105,998
	介護扶助	490,947,971	2.37%	133,667,508	47,385,815	119,019,969	100,277,681	90,596,998
	医療扶助	8,783,003,274	42.36%	2,345,360,079	1,150,330,201	1,485,103,538	1,860,276,894	1,941,932,562
	出産扶助	19,236	0.00%	1,340	11,896	0	0	6,000
	生業扶助	24,264,046	0.12%	4,147,362	1,865,572	5,394,999	8,458,676	4,397,437
	葬祭扶助	63,417,933	0.31%	14,694,328	8,685,111	13,315,255	13,656,334	13,066,905
	小計	20,601,923,567	99.36%	5,705,137,939	2,717,475,565	3,565,171,565	4,331,028,364	4,283,110,134
就労自立給付金		4,082,355	0.02%	754,888	360,646	1,197,165	858,405	911,251
進学準備給付金		3,800,000	0.02%	1,000,000	300,000	600,000	1,300,000	600,000
保護施設事務費		125,751,901	0.61%	50,492,390	14,046,478	17,395,909	15,565,413	28,251,711
合計		20,735,557,823	100.0%	5,757,385,217	2,732,182,689	3,584,364,639	4,348,752,182	4,312,873,096

(11) 病類別医療扶助人員

総合支所別		入院			入院外			計
		精神病	その他疾病	小計	精神病	その他疾病	小計	
令和3年3月		186	130	316	217	7,008	7,225	7,541
令和4年3月		172	141	313	223	6,924	7,147	7,460
令和5年3月	世田谷	27	43	70	70	1,994	2,064	2,134
	北　沢	21	22	43	40	932	972	1,015
	玉　川	17	20	37	38	1,250	1,288	1,325
	砧	23	31	54	41	1,530	1,571	1,625
	烏　山	90	19	109	33	1,334	1,367	1,476
	計	178	135	313	222	7,040	7,262	7,575

(12) 生活保護法による医療券交付状況

総合支所別		入院	外来	歯科	治療材料	訪問看護	施術	薬局	計
令和2年度		8,401	138,883	27,468	840	1,718	1,256	127,834	306,400
令和3年度		7,821	141,448	28,508	850	1,794	1,311	128,947	310,679
令和4年度	世田谷	2,038	39,907	8,209	146	555	495	37,806	89,156
	北沢	1,104	19,393	4,006	74	289	108	17,323	42,297
	玉川	1,200	26,859	5,308	103	334	262	23,307	57,373
	砧	1,367	32,756	6,732	130	355	398	28,579	70,317
	烏山	2,138	26,497	6,076	433	441	359	23,927	59,871
	計	7,847	145,412	30,331	886	1,974	1,622	130,942	319,014

(13) 生活保護法関係嘱託医審査状況

総合支所別		入院	入院外	歯科	精神障害入院	治療材料 移送施術	診療報酬 請求明細書	その他	計
令和2年度		3,053	13,805	1,296	905	2,547	2	695	22,303
令和3年度		2,845	13,875	1,404	853	2,688	5	681	22,351
令和4年度	世田谷	842	3,612	311	153	772	1	240	5,931
	北沢	368	2,220	265	128	386	0	39	3,406
	玉川	581	2,764	285	75	454	0	334	4,493
	砧	603	3,185	343	117	761	1	154	5,164
	烏山	506	1,914	237	375	591	0	0	3,623
	計	2,900	13,695	1,441	848	2,964	2	767	22,617

入浴券の支給

事業の開始
昭和45年度

窓　　口	各総合支所生活支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	被保護世帯の保健衛生と福祉向上に資するため、世田谷区独自入浴券を支給する。
根拠法令等	［区］世田谷区被保護者入浴券支給要綱
対　　象	自宅に風呂を有しない生活保護受給者で入浴券の支給を希望する者
予　算	**［歳出］** 8,759,000円
決　算	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 8,363,386円

＜実績＞

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1人あたり限度枚数		60	60	60
保護人数		3年3月 10,131	4年3月 10,104	5年3月 10,182
支給人員	大人	695	621	559
	中人	0	0	0
	小人	0	0	0
	計	695	621	559
	支給率	6.8%	6.1%	5.4%
実績	支給枚数	41,190	36,340	32,950
	使用枚数	21,089	18,247	16,304
	使用率	51.2%	50.2%	49.4%

被保護世帯に対する援護

事業の開始
平成17年度

窓　　口	各総合支所生活支援課		
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当		
事業の概要、目的	［被保護者自立促進事業］ 自立に要する経費の一部を支給することにより、本人及び世帯の自立を図る。		
根拠法令等	［区］世田谷区被保護者自立促進事業経費支給要綱		
対　　象	被保護者又は被保護世帯で、自立に向けた取り組みをした者		
予　算	［歳出］39,687,000円	決　算	［歳入］［都］28,984,744円 ※今年度精算を踏まえた額 ［歳出］28,984,744円

＜実績＞

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	区分別事業数	実績件数	区分別事業数	実績件数	区分別事業数	実績件数
就労支援	9	24	9	26	9	28
社会参加活動支援	3	4	3	4	3	4
地域生活移行支援	15	599	15	702	15	946
健康増進支援	3	13	3	10	3	6
次世代育成支援	7	608	7	474	7	484
計	37	1,248	37	1,216	37	1,468

児童生徒に対する援護

窓　　口	各総合支所生活支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
予　　算	［歳出］4,650,000円（児童生徒等に対する援護総額）

1. 学童服･運動衣購入費の支給	事業の開始	昭和44年度
事業の概要、目的	被保護世帯の児童･生徒に「こどもの日」の祝金として、学童服･運動衣の購入費用を支給する。	
根拠法令等	［区］生活保護法による被保護学童・生徒等に対する学童服等の支給に関する要綱	
対　　象	毎年5月5日現在、生活保護法による保護を受給し、かつ引き続き保護が行われる見込みがある世帯に属する学童・生徒（外国人学校初等部及び中等部在学者を含む）	
決　　算	［歳入］特定財源なし　［歳出］2,964,000円	

2. 夏季健全育成費支給	事業の開始	昭和37年度
事業の概要、目的	被保護世帯の児童･生徒（小･中学生）に対し、夏季休暇中の各種野外活動等に参加するための費用として夏季健全育成費を支給し心身の健全な育成を図る。	
根拠法令等	［区］生活保護法による被保護学童・生徒等に対する夏季健全育成費支給に関する実施要領	
対　　象	原則として、毎年7月1日現在、生活保護法によるいずれかの扶助を受けている被保護世帯で、同日以降おおむね2か月以上にわたり継続して生活保護を受ける見込みがある世帯に属する学童･生徒（いわゆる外国人学校の初等部又は中等部に在学するものを含む）	
決　　算	［歳入］特定財源なし　［歳出］818,400円	

3. 修学旅行支度金の支給	事業の開始	平成元年度
事業の概要、目的	被保護世帯の学童･生徒の修学を助け、本人および世帯の自立助長を図るため、小学校6年生または中学校3年生に、修学旅行参加に要する支度金を支給する。	
根拠法令等	［区］生活保護法による被保護学童・生徒等に対する修学旅行支度金支給に関する要領	
対　　象	生活保護を受けている小学校6年生または中学校3年生で、修学旅行に参加する学童・生徒	
決　　算	［歳入］特定財源なし　［歳出］426,500円	

4. 中学校卒業者に対する自立援助金支給

事業の開始	昭和62年度

事業の概要、目的	被保護世帯の生徒で中学校を卒業し就職する者に対し、その者及び世帯の自立助長を図るため、就職支度金を支給する。
根拠法令等	［区］生活保護法による被保護生徒等に対する自立援助金支給に関する要綱
対　　象	被保護世帯の生徒で、中学校を卒業し就職する者
決　　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**0円

＜実績＞

(1) 学童服・運動衣購入費用支給人員

支給内容	年度／対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度
運動衣	全学年	256	246	242
学童服	小1・小4・中1を除く全学年	174	171	173

(2) 夏季健全育成費支給人員

年度／対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全学年	257	251	248

(3) 修学旅行支度金の支給人員

年度／対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校6年	29	34	30
中学校3年	37	35	35
計	66	69	65

(4) 中学卒業者に対する自立援助金支給人員

支給内容	年度／対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就職支度金	中学卒業者	0	0	0

都営交通の無料乗車券

窓　　口	各総合支所生活支援課
事業所管	東京都交通局
事業の概要、目的	被保護世帯に都営交通（都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車券を交付することにより、経済的負担を軽減する。
対　　象	被保護世帯のうち1名　※ただし、現在地保護で保護を受けている期間が3ヶ月未満の者を除く。

JR通勤定期の割引

窓　　口	各総合支所生活支援課
事業所管	東京都福祉保健局
事業の概要、目的	被保護世帯で、JRを利用して通勤している場合、通勤定期乗車券を3割引で購入できる制度である。
対　　象	被保護世帯

2. 国民健康保険

国民健康保険

国民健康保険は、社会保障及び国民保健の向上に寄与するために、保険者（区市町村・国民健康保険組合）と被保険者（加入者）と保険医療機関等（医師・薬局等）が柱となり、被保険者の疾病・負傷・出産・死亡に関して必要な保険給付を行う制度である。世田谷区では、昭和34年1月に施行された国民健康保険法により、同年12月から国民健康保険を実施している。
介護保険の導入により、平成12年4月から40歳以上65歳未満の国民健康保険の加入者が介護保険制度の加入者となったため、従前の基礎賦課額（医療分）に介護納付金賦課額を加えて国民健康保険料として納める等の改正がなされた。
平成14年10月に老人保健法の改正により、対象年齢が5年間で70歳から75歳に段階的に引き上げられた。これに伴い平成14年10月1日以降70歳となる方には、被保険者証(国保証)とは別に一部負担金の割合を明示した「国民健康保険高齢受給者証」を交付している。
平成20年4月1日から法律改正により、老人医療制度に後期高齢者医療制度が施行された。さらに、国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合が2割と3割（一定以上所得者）になった。また、退職者医療制度の対象年齢が64歳までとなった。従前の国民健康保険料の基礎賦課額は基礎分の保険料と後期高齢者支援金分の保険料とに分かれた。
平成23年度より「所得割額」の計算方法を、住民税額をもとに計算する「住民税方式」から、所得から基礎控除額を差し引いた額をもとに計算する「旧ただし書き方式」に変更した。
一部負担金の割合は、0～6歳（義務教育就学前まで）は2割、7～69歳は3割、70～74歳は2割（現役並み所得者は3割）となっている。
平成30年度に実施された国保制度改革により、従前からの区市町村に加え、都道府県も国民健康保険の保険者となり、都道府県が国保財政の責任主体となるいわゆる国保の広域化が実施された。改革後も区市町村は引き続き、資格得喪、保険料賦課・徴収、保険給付、保健事業等の住民に身近な事務を担っている。

1. 保険者・被保険者

(1) 保険者

区市町村は、都道府県とともに国民健康保険を運営する保険者であることが法律で定められている。

(2) 被保険者

区内に住所を有する方すべてが被保険者となる。ただし、次の事由に該当する方は除かれる。

①健康保険法の規定による被保険者とその被扶養者
②船員保険法の規定による被保険者とその被扶養者
③国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校教職員共済組合の組合員とその被扶養者
④健康保険法の日雇特例被保険者手帳の交付を受けている方とその被扶養者
⑤生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
⑥国民健康保険組合の被保険者
⑦後期高齢者医療制度の被保険者
⑧条例で定めるもの（児童福祉施設入所中で扶養義務者のいない方）
⑨その他特別の理由がある方で厚生労働省令で定めるもの

＜世帯数と被保険者数の状況＞　　（世帯数、被保険者数及び人口は、年度平均）

区分／年度	国保加入者			世田谷区		加入割合 (%)	
	世帯数	被保険者数	1世帯あたり被保険者数	世帯数	人口	世帯	被保険者
2	133,050	183,983	1.38	491,346	921,835	27.08	19.96
3	131,037	179,897	1.37	490,719	918,167	26.70	19.59
4	128,993	175,134	1.36	492,033	916,648	26.22	19.11

※住民基本台帳法の改正により、24年度以降の世田谷区の世帯数・人口は外国人を含む

2. 資格の取得・喪失

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課、 各総合支所くみん窓口、各出張所（まちづくりセンターを除く）
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課　資格賦課担当

(1) 資格の取得

①世田谷区に転入した日
②職場の健康保険の資格がなくなった日（退職した翌日、国保組合離脱の場合は国保組合を離脱した日、被扶養者からはずれた日）
③生活保護廃止の日
④子どもが出生した日

それぞれの日から 14 日以内に届出する。

(2) 資格の喪失

①世田谷区から転出した日の翌日（転出・転入が同じ日の場合は、その日）
②職場の健康保険に加入した日の翌日（国保組合加入の場合は国保組合に加入した日）
③生活保護開始の日
④後期高齢者医療制度へ移行した日（75 歳の誕生日等）の翌日
⑤死亡した日の翌日

それぞれの日から 14 日以内に届出する。（④後期高齢者医療制度への移行は、届出不要）

＜資格取得事由別状況＞　　（単位：人）

事由／年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	合計
2	10,611	26,152	238	616	9	4,086	41,712
3	9,738	24,861	224	612	7	3,549	38,991
4	13,070	25,356	289	579	8	3,805	43,107

＜資格喪失事由別状況＞　　（単位：人）

事由／年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	合計
2	12,932	21,706	551	838	4,669	4,118	44,814
3	12,189	20,849	616	881	6,085	3,380	44,000
4	12,434	23,154	722	856	7,900	4,970	50,036

3. 保険料

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課、保険料収納課、 納付のみ…各総合支所くみん窓口、各出張所(まちづくりセンターを除く)
事業所管	(1) ～ (5) 保健福祉政策部国保・年金課　資格賦課担当

(1) 保険料の賦課方法

特別区の場合、保険料は均等割と所得割の合算額とされている。

なお、40 歳以上 65 歳未満の被保険者は、介護保険の第 2 号被保険者に該当するため、基礎分の保険料、支援金分の保険料に加え介護分の保険料が国民健康保険料に含まれ徴収される。

令和 4 年度の算出方法は、次のとおりである。

【基礎分の保険料】
均等割　　被保険者1人につき　年42,100円
所得割　　被保険者全員の賦課基準額の 7.16%

【支援金分の保険料】
均等割　　被保険者1人につき　年13,200円
所得割　　被保険者全員の賦課基準額の 2.28%

【介護分の保険料】
均等割　　介護保険第 2 号被保険者 1 人につき　年 16,600 円

所得割　介護保険第2号被保険者全員の賦課基準額の2.38%
保険料の最高限度額は、年間102万円(基礎分の保険料65万円、支援金分の保険料20万円、介護分の保険料17万円)となっている。

国民健康保険料賦課基準額とは、所得割額を計算するもとになる額で、前年の所得額※1から基礎控除43万円※2を引いたものである。

※1：ここでいう所得額とは、各種収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額で、複数の所得がある場合は、その合計額となる。また、所得額には、分離課税となる各所得、山林所得を含む。(雑損失の繰越控除は控除しない。また、分離譲渡所得は特別控除後の金額を用いる。)

例　事業所得＝事業収入－必要経費
給与所得＝給与収入金額－給与所得控除額
雑所得＝次のアとイの合計額
ア　公的年金等の収入金額－公的年金等控除額
イ　雑収入（公的年金等除く）－必要経費

※2：住民税基礎控除43万円（所得額により、控除額が異なる場合がある）のみ引くことができる。他の扶養控除や社会保険料控除・医療費控除等の各所得控除、雑損失の控除は適用されない。

国民健康保険料賦課基準額に含まれる主な所得は以下のとおりである。

・給与所得（事業専従者給与等を含む）　・雑所得（公的年金所得を含む）　・利子所得
・配当所得※3　・不動産所得　・事業所得（営業・農業等）
・総合短期譲渡所得　総合長期譲渡所得（土地や建物以外の財産を売却したときの所得）
・分離短期譲渡所得　分離長期譲渡所得（土地・建物等を売却したときの所得で、特別控除後の金額）
・株式等に係る譲渡所得※3　・一時所得　・山林所得

◎　上記所得の合計金額が賦課基準額算定対象となるが、繰越損失等がある場合は、その控除後の金額となる（雑損失を除く）。

◎　障害年金、遺族年金、雇用保険、退職所得（退職後に年金として受け取る場合を除く）などは、賦課基準額算定対象に含まれない。

※3：配当所得と株式譲渡所得のうち、上場株式等の配当所得等および特定口座による上場株式等の譲渡所得（特定株式等譲渡所得）については、源泉徴収のみにより課税関係を終了することができる。源泉徴収のみで、課税関係を終了した場合は賦課基準額算定対象に含まれないが、これらを含めて確定申告をした場合は、株式譲渡益・配当所得等は賦課基準額算定対象に含まれる。

⑵ 保険料均等割額の軽減制度

①世帯の所得が軽減基準額以下の方
世帯主と加入者全員（旧国保被保険者含む）の前年所得の合計が下表の基準額以下と判明した世帯は均等割額を軽減する（申請の必要なし）。

世帯の軽減基準額	
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）※1
5割軽減	43万円＋28.5万円×（被保険者数と旧国保被保険者※3数）＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）※1
2割軽減	43万円＋52万円×（被保険者数と旧国保被保険者※3数）＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）※1

・　軽減基準日は、令和4年4月1日（賦課基準日）。ただし、新規加入世帯は、国保の資格を得た日

※1　下線部分は、給与所得者等が2名以上の場合に適用する。

※2　給与所得者等とは、給与収入55万円超の者と、公的年金等の収入額60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上）の者

※3　旧国保被保険者：国保を脱退して後期高齢者医療制度に移行し、脱退日以降継続して国保加入者と同じ世帯にいる方。

②未就学児の均等割額軽減（令和4年度から実施）
未就学児がいる世帯に対し、該当未就学児の均等割額を5割軽減する。①の均等割額軽減が適用されている場合、軽減後の均等割額をさらに軽減する。

(3) 旧被扶養者の減免

国保資格取得日現在 65 歳以上の旧被扶養者の保険料を、申請により基礎分の保険料、支援金分の保険料の所得割額は全額免除、均等割額は加入から 2 年を経過する月まで 5 割減額とする。

㊟旧被扶養者：75 歳到達等により被用者保険を脱退して後期高齢者医療制度に移行した方に、国保加入直前まで扶養されていた方。

(4) 特例対象被保険者等（非自発的失業者）の保険料軽減

平成 22 年 4 月から、本人の届出により軽減制度を開始した。該当する場合は、前年の給与所得を 30%に減額して保険料の計算をする。

(5) 保険料の減額・免除

災害その他特別の事情により生活が著しく困難となった場合で、区長が必要と認めるとき、本人の申請により一定期間保険料の減免を行うことができる（納期限前 7 日までに申請が必要）。

第 10 章「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減額・免除」「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の徴収猶予」参照

(6) 保険料の納付方法

事業所管　保健福祉政策部保険料収納課収納係

被保険者は、保険料を次の方法で納付する。要綱を制定し、令和 2 年度より保険料の支払いを「原則口座振替」とした。

①口 座 振 替　被保険者が指定した金融機関口座から、納期限ごとの振り替えにより納付する方法。

②納付書払い　被保険者が納付書により、区役所保険料収納課、各総合支所くみん窓口、各出張所(まちづくりセンターを除く)、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアの窓口で納付する方法。モバイルレジや電子マネーのほか、決済アプリやインターネット上でクレジットカードを利用した納付も行える。

③特 別 徴 収　国保加入者全員が 65 歳から 74 歳までの世帯で、一定の要件を満たす場合に、世帯主の年金からの天引きにより納付する方法（届出により口座振替への変更可）。

(7) 保険料の納付相談

事業所管　保健福祉政策部保険料収納課納付相談、徴収・滞納処分

未納世帯に対しては、文書や電話等の督促・催告により納付を促すとともに、期限内の納付が困難な世帯には、納付相談を行っている。支払い能力がありながら、納付意思のない納付義務者には、法の定めるところにより財産の差押え等の滞納処分を行っている。なお、平成30年度相当分より延滞金の徴収を開始した。

＜保険料年度別状況＞

年度＼区分		調定 収入						収入未済額 F(A−D−E)	収納率(%) (D/A×100)
		調定額 A	1人あたり 調定額	収入額 B	還付未済額 C	収納額 D(B−C)	不納欠損額 E		
2	現年分	25,184,094,045	136,883	22,599,321,345	55,976,317	22,543,345,028	1,403,072	2,639,345,945	89.51
	滞納繰越分	5,162,560,143		1,702,907,582	6,036,191	1,696,871,391	1,351,557,600	2,114,131,152	32.87
	計	30,346,654,188		24,302,228,927	62,012,508	24,240,216,419	1,352,960,672	4,753,477,097	79.88
3	現年分	26,130,402,348	145,252	23,555,668,888	44,908,990	23,510,759,898	3,787,732	2,615,854,718	89.97
	滞納繰越分	4,616,279,827		1,361,939,494	2,814,209	1,359,125,285	1,654,197,237	1,602,957,305	29.44
	計	30,746,682,175		24,917,608,382	47,723,199	24,869,885,183	1,657,984,969	4,218,812,023	80.89
4	現年分	26,394,969,202	150,713	23,806,095,834	67,649,713	23,738,446,121	2,786,255	2,653,736,826	89.94
	滞納繰越分	4,097,158,575		1,200,346,731	6,774,460	1,193,572,271	1,205,720,690	1,697,865,614	29.13
	計	30,492,127,777		25,006,442,565	74,424,173	24,932,018,392	1,208,506,945	4,351,602,440	81.77

4. 保険の給付

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課、 各総合支所くみん窓口、各出張所(まちづくりセンターを除く)
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課保険給付係

国民健康保険に加入している被保険者が、区(保険者)から受けられる給付には、次の種類がある。

(1) 療養の給付（被保険者証を提示して受ける診療）

病気やケガをしたとき、保険医療機関等に保険証を提示し、その医療費の一部（一部負担金）を支払うことで、診療や薬の処方を受けることができる。残りの費用は国保から保険医療機関等に支払われる。

(2) 療養費

①急病などで、緊急その他やむを得ない理由により、被保険者証を提示せずに診療を受けたとき（海外で受けた治療も対象）

②医師の指示により治療用装具を作ったとき

③柔道整復師により骨折・脱臼・捻挫・打撲等の治療を受けたとき

④医師の指示により、はり・きゅうやマッサージを受けたとき

上記のときに申請できる。その医療費の領収書と必要書類を審査のうえ、保険適用の範囲で支給する。

医療諸費（療養の給付等＋療養費等）

区分／年度	件　数	費　用　額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	
					他法優先	国保優先
2	2,736,930	54,969,471,507	39,879,108,571	13,289,909,346	0	1,800,453,590
3	2,921,278	58,744,888,268	42,674,839,207	13,975,983,907	0	2,094,065,154
4	2,932,218	59,030,414,309	42,896,240,452	14,100,554,032	0	2,033,619,825

療養の給付等　　（対象者数は年度平均）

区分／年度	対象者数	件数	費用額	1人あたり受診件数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	183,983	2,652,565	54,130,186,773	14.42	20,407	294,213
3	179,897	2,831,782	57,908,399,336	15.74	20,449	321,898
4	175,134	2,845,298	58,215,589,021	16.25	20,460	332,406

療養費等

区分／年度	件　数	費　用　額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	
					他法優先	国保優先
2	84,348	839,284,734	606,055,067	231,885,330	0	1,344,337
3	89,496	836,488,932	604,612,028	230,166,597	0	1,710,307
4	86,920	814,825,288	588,446,873	224,832,567	0	1,545,848

(3) 高額療養費

①月間高額療養費

被保険者が同じ月内に、医療機関ごと個人ごとに支払った21,000円以上の一部負担金の合算額（70～74歳の方は、同一月の医療費の一部負担金全額の合計）が別表1の自己負担限度額を超えたときは、超えた金額が申請により支給される。

②年間高額療養費

70歳以上の方で、基準日時点の世帯所得区分が一般、Ⅰ・Ⅱいずれかで、1年間の外来自己負担額が年間上限を超えたときは、超えた金額が申請により支給される。

③限度額適用認定証

69歳までの方の医療費については、事前に「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の交付を受け、保険医療機関等の窓口に提示することにより、同一医療機関等のひと月分の支払いが、一部負担金の自己負担限度額までとなる。

70～74歳の方は、保険証と高齢受給者証を保険医療機関等の窓口に提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなる。なお、現役並みⅠ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」、Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を事前に受け、保険医療機関等の窓口に提示することにより、同一医療機関等のひと月分の支払いが別表1の自己負担限度額となる。

区分 / 年度	件　数	金　額
令和２年度	87,560	5,233,910,588
令和３年度	89,078	5,456,226,555
令和４年度	91,641	5,460,570,583

年度別内訳

年度		合算分		単独分				他法併用分	合計
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他		
2	件数	7,222	30,581	8,107	11,344	12,748	10,611	6,947	87,560
	高額療養費(円)	211,805,302	350,638,019	863,834,696	699,585,080	2,025,626,627	408,409,692	674,011,172	5,233,910,588
3	件数	6,753	31,329	7,506	10,280	10,425	11,420	11,365	89,078
	高額療養費(円)	201,954,102	343,454,596	788,519,004	702,547,194	1,576,985,557	463,375,275	1,379,390,827	5,456,226,555
4	件数	7,482	33,347	6,620	10,284	8,486	12,219	13,203	91,641
	高額療養費(円)	212,286,843	371,158,526	714,838,707	629,715,438	1,282,788,790	489,586,537	1,760,195,742	5,460,570,583

(4) 高額介護合算療養費

世帯内で国保・介護の両保険からの給付を受け、1年間（前年8月～7月末）の自己負担額の合算額が、別表2（69歳以下の方）、別表3（70～74歳の方）の高額介護合算算定基準額を超えた場合に、超えた金額が申請により支給される。

区分 / 年度	件数	金　額
令和２年度	254	7,385,367
令和３年度	263	7,195,270
令和４年度	252	7,362,386

(5) 出産育児一時金・葬祭費

①出産育児一時金（1 児あたり 500,000 円）

被保険者が出産したとき、世帯主の申請により支給する。

また、妊娠 85 日以上の死産・流産も支給対象となる（医師等の証明が必要）。

支給方法／①直接支払制度と②受取代理制度は、区（保険者）から医療機関等に出産費用として 50 万円を限度に直接支払う。③償還払（①、②以外の場合）は、出産費用を全額医療機関等へ支払った後、世帯主が申請を行うことで世帯主に支給する。

申請方法／①の場合：世帯主と出産予定の医療機関等で、申請・受取に係る代理契約を直接取り交わす（※1）②の場合：世帯主からの事前申請（出産予定日の 2 か月前から出産日まで受付）が必要（※2）③の場合：世帯主からの申請が必要

※1　区の窓口での申請手続きは原則不要だが、出産費用が支給額を下回った場合、その差額は世帯主に支給する。該当の方には差額支給申請書を郵送する。

※2　出産費用が支給額を下回った場合、その差額は世帯主に支給する。事前に申請書で指定した口座に振り込む。

ただし、職場の健康保険等に1年以上本人として加入していた方が退職後6か月以内に出産した場合は、職場の健康保険等から出産育児一時金が支給されることがある。職場の健康保険等から支給を受ける場合は、国保からは支給されない。

②葬祭費（亡くなられた方お 1 人につき 70,000 円）

被保険者が死亡したとき、葬祭を行いその葬儀費用を支払った方の申請により、支給する（葬儀代金の領収書の写しを添付）。

ただし、職場の健康保険等に本人として加入していた方が、国保加入後 3 か月以内に亡くなり、加入していた健康保険等から葬祭費や埋葬料が支給される場合には、国保からは支給されない。

③結核・精神医療給付金

結核医療を受けている方で住民税が非課税の方は申請により対象の自己負担金(医療費の 5%)が不要になる。

自立支援医療受給者証を非課税の判定で受けた方は対象の自己負担金(医療費の 10%)が不要になる。

出産育児一時金その他

区分／年度	出産育児一時金		葬祭費		結核・精神医療給付金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2	632	265,508,430	727	50,890,000	50,965	60,474,331	52,324	376,872,761
3	601	252,477,921	707	49,490,000	53,898	64,373,372	55,206	366,341,293
4	596	250,320,000	714	49,980,000	55,648	65,925,885	56,977	366,346,468

(参考)

第 10 章「世田谷区国民健康保険傷病手当金」「新型コロナウイルス感染被保険者の同性パートナーへの傷病手当金相当額の支給」参照

別表１　高額療養費自己負担限度額

●69 歳までの方

所得区分			自己負担限度額
ア	住民税課税世帯	世帯の賦課基準額※2 が 901 万円超および所得の確認ができない世帯	252,600 円　＋　（総医療費〔10 割〕－842,000 円）×1% （140,100 円）※3
イ		世帯の賦課基準額※2 が 600 万円超 901 万円以下	167,400 円　＋　（総医療費〔10 割〕－558,000 円）×1% （93,000 円）※3
ウ		世帯の賦課基準額※2 が 210 万円超 600 万円以下	80,100 円　＋　（総医療費〔10 割〕－267,000 円）×1% （44,400 円）※3
エ		世帯の賦課基準額※2 が 210 万円以下	57,600 円 （44,400 円）※3
オ	住民税非課税世帯		35,400 円 （24,600 円）※3

●70～74 歳の方※1

適用区分	自己負担限度額	
	外来（個人）	入院及び世帯の合算
現役並みⅢ ※4	252,600 円＋（総医療費〔10 割〕－842,000 円）×1% （140,100 円）※3	
現役並みⅡ ※5	167,400 円＋（総医療費〔10 割〕－558,000 円）×1% （93,000 円）※3	
現役並みⅠ ※6	80,100 円＋（総医療費〔10 割〕－267,000 円）×1% （44,400 円）※3	
一般 ※7	18,000 円 （年間 144,000 円上限）	57,600 円 （44,400 円）※3
Ⅱ ※8	8,000 円	24,600 円
Ⅰ ※9	8,000 円	15,000 円

※1　満 75 歳になった月の自己負担限度額は、特例として半額になる（1 日生まれは除く）。
※2　賦課基準額　P418・419　**3 保険料**参照
※3　（　　）内は、同一世帯で過去 12 か月のうち、4 回以上高額療養費に該当した場合の 4 回目以降の限度額
※4　現役並みⅢとは、高齢受給者証記載の一部負担金の割合が 3 割の方で、課税所得 690 万円以上
※5　現役並みⅡとは、高齢受給者証記載の一部負担金の割合が 3 割の方で、課税所得 380 万円以上 690 万円未満
※6　現役並みⅠとは、高齢受給者証記載の一部負担金の割合が 3 割の方で、課税所得 145 万円以上 380 万円未満
※7　一般とは、高齢受給者証記載の一部負担金の割合が 2 割で、住民税課税世帯の方
※8　Ⅱとは、高齢受給者証記載の一部負担金の割合が 2 割で、世帯主及び国保加入者全員が住民税非課税の方
※9　Ⅰとは、Ⅱのうち、各人の年金収入が 80 万円以下でその他の所得がない方

別表２　69 歳以下の高額介護合算算定基準額

所得区分	69 歳以下基準額
世帯の賦課基準額※2 が 901 万円超および 所得の確認ができない世帯	212 万円
世帯の賦課基準額※2 が 600 万円超 901 万円以下	141 万円
世帯の賦課基準額※2 が 210 万円超 600 万円以下	67 万円
世帯の賦課基準額※2 が 210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

別表３　70～74 歳の高額介護合算算定基準額

適用区分	70～74 歳基準額
現役並みⅢ ※4	212 万円
現役並みⅡ ※5	141 万円
現役並みⅠ ※6	67 万円
一般 ※7	56 万円
Ⅱ ※8	31 万円
Ⅰ ※9	19 万円

※2～9 は P424 参照

5. 特定健診 、特定保健指導

窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課特定健診係
事業の概要、目的	世田谷区国民健康保険の 40 歳から 74 歳の加入者に対し、生活習慣病予防および疾病の早期発見・早期治療を図ることを目的として、特定健診を実施している。また特定健診の結果、生活習慣改善が必要な人に対して、特定保健指導を実施している。
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律
事業の開始	平成 20 年 6 月
対　　象	世田谷区国民健康保険に加入している 40 歳から 74 歳までの被保険者
歳出予算額	900,240,000 円
歳出決算額	779,672,344 円
歳入決算額	［国］0 円［都］185,941,000 円

6. 国民健康保険事業の運営に関する協議会

窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課管理係	
事業の概要、目的	区長の諮問機関として、国民健康保険の給付や保険料の徴収等、国民健康保険事業の運営に関する重要な事項について、審議するため設けられている。 **委員構成（定員 20 人）** 被保険者を代表する委員　6 人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員　6 人 公益を代表する委員　6 人 被用者保険等保険者を代表する委員　2 人	
根拠法令等	国民健康保険法 第 11 条 ［国］国民健康保険法施行令 第 3 条～第 5 条 ［区］世田谷区国民健康保険条例 第 2 条及び第 3 条	
歳出決算額	令和3年度	令和4年度
	263,040円	231,284円

7. 保険財政

国民健康保険の財政は、都支出金・保険料・繰入金等をもって、保険給付や事務費などに充てている。令和4年度の財政状況は次のとおりである。

（1）歳入総額　835億9,830万円

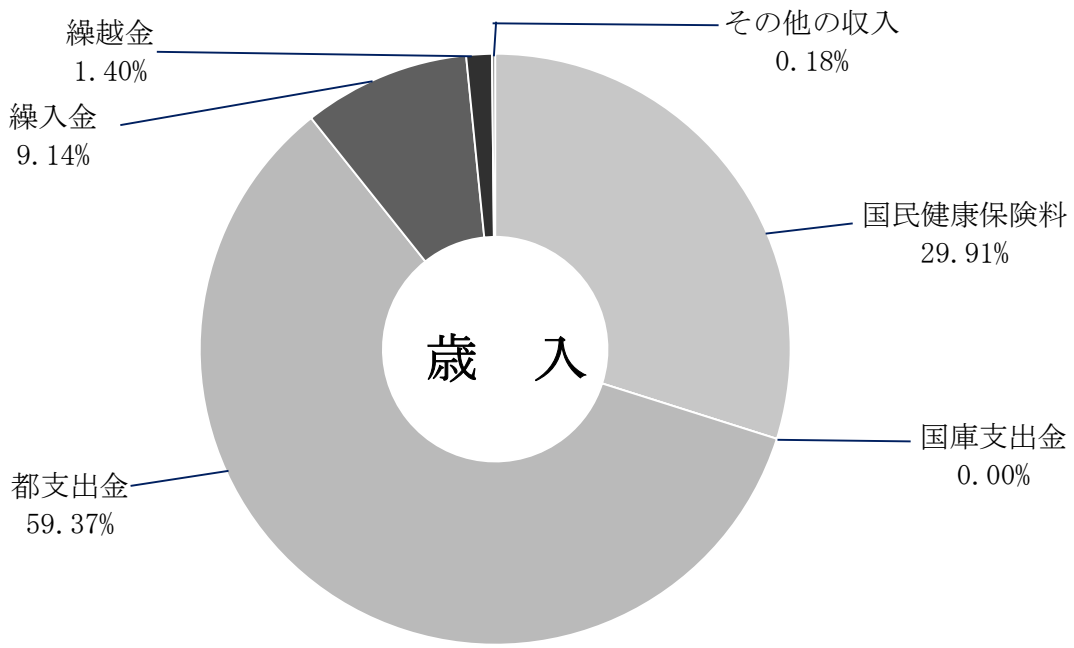

（2）歳出総額　829億5,535万円

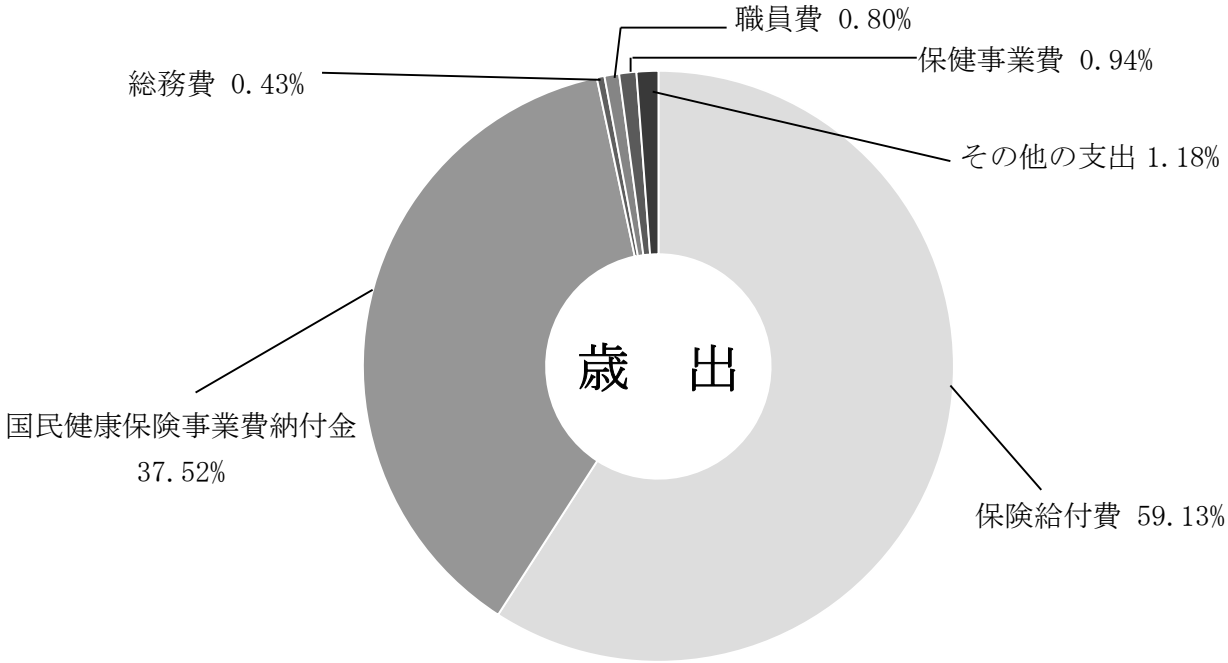

（1）歳入状況　　（金額単位：円）

年度／項目	2	3	4
国民健康保険料	24,302,228,927	24,917,608,382	25,006,442,565
	30.43%	30.13%	29.91%
国庫支出金	1,202,763,000	205,314,000	221,000
	1.51%	0.25%	0.00%
都支出金	47,235,279,471	49,834,714,811	49,636,943,838
	59.15%	60.26%	59.37%
繰入金	6,424,573,947	6,399,169,000	7,638,620,000
	8.05%	7.74%	9.14%
繰越金	369,453,455	1,188,100,261	1,167,989,661
	0.46%	1.44%	1.40%
その他の収入	315,702,451	146,749,393	148,079,320
	0.40%	0.18%	0.18%
歳入総額	79,850,001,251	82,691,655,847	83,598,296,384

（2）歳出状況　　（金額単位：円）

年度／項目	2	3	4
総務費	358,596,381	395,018,141	358,104,919
	0.46%	0.48%	0.43%
職員費	669,831,911	645,407,145	664,198,631
	0.85%	0.79%	0.80%
保険給付費	45,818,399,530	48,817,701,889	49,048,122,017
	58.25%	59.88%	59.13%
国民健康保険事業費納付金	30,484,486,378	29,968,606,796	31,125,501,309
	38.75%	36.76%	37.52%
保健事業費	796,805,992	827,602,014	779,672,344
	1.01%	1.02%	0.94%
その他の支出	533,780,798	869,330,201	979,746,086
	0.68%	1.07%	1.18%
歳出総額	78,661,900,990	81,523,666,186	82,955,345,306

※各項目の下段は歳入歳出総額に占める割合

3. 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度

国民医療費が増大する中、国民皆保険を維持しながら、将来にわたって安心して医療を受けられるようにするため、平成 18 年 6 月に医療制度改革関連法が成立し抜本的な医療制度の見直しが行われた。その一つとして、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、高齢者の医療費を安定的に支えていくため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき 75 歳以上の新しい医療制度として平成 20 年 4 月より開始した。

1. 保険者・被保険者

(1) 保険者	東京都後期高齢者医療広域連合(以下、広域連合)が運営する。
(2) 被保険者	75 歳以上の者（生活保護受給者を除く)、65 歳～74 歳で一定の障害があり、加入の申請をした者 102,076 人（令和 5 年 3 月 31 日現在)

2. 資格の取得・喪失

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療 各総合支所くみん窓口、各出張所
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療
(1) 資格取得	75 歳になったとき 65～74 歳の方が障害認定を受けたとき 後期高齢者医療制度の被保険者が転入したとき 75 歳以上の方が生活保護を廃止したとき
(2) 資格喪失	後期高齢者医療制度の被保険者が転出または死亡したとき 75 歳以上の方が生活保護を受給したとき

＜被保険者証の交付状況＞

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
後期高齢者医療被保険者証	96,774 件	98,428 件	102,076 件

3. 保険料

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療 各総合支所くみん窓口、各出張所
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療
(1) 保険料の賦課	**保険料の計算方法（令和 4 年度)** 保険料は、均等割額と所得割額の合計で、個人単位に賦課される。 保険料額＝均等割額　46,400 円＋所得割額(所得金額－43 万円(合計所得金額が 2,400 万円以下の場合)) ×9.49% 保険料の上限は一人あたり年 66 万円 **低所得者等への保険料の軽減** ① 均等割額の軽減

	世帯主と被保険者全員の所得額の合計
7 割を軽減	43 万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10 万円以下
5 割を軽減	43 万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10 万円＋28.5 万円×（被保険者数）以下
2 割を軽減	43 万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10 万円＋52 万円×（被保険者数）以下

※65 歳以上（令和 4 年 1 月 1 日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除 15 万円を差し引き軽減判定する。

<table>
<tr><td></td><td>②所得割額の軽減
<table><tr><td>所得金額－43 万円（合計所得金額が 2,400 万円以下の場合）</td><td>所得割額の減額割合</td></tr><tr><td>15 万円以下</td><td>50%を減額</td></tr><tr><td>20 万円以下</td><td>25%を減額</td></tr></table>③被扶養者だった方の軽減
後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険等（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料を軽減する。
<table><tr><td></td><td>加入から 2 年を経過する月まで</td><td>加入から 2 年経過後</td></tr><tr><td>均等割額</td><td>5 割軽減</td><td>軽減なし</td></tr><tr><td>所得割額</td><td colspan="2">負担なし</td></tr></table>※低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先される。</td></tr>
<tr><td>(2) 保険料の徴収</td><td>［保険料の徴収方法］
保険料は、原則として、年 6 回、公的年金から天引きされる（特別徴収）。
ただし、次の方は天引きできない。
・ 公的年金額が年額 18 万円未満の方
・ 世田谷区の介護保険料が年金天引きされていない方
・ 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、介護保険料が天引きされる年金（老齢基礎年金等）の1回あたりの受給額の2分の1を超える方（多くの場合、老齢基礎年金のみで判定。制度上複数の年金の合計額で判定はできない）
・ 新たに後期高齢者医療制度の対象者となった方や、他の市区町村から世田谷区に転入された方（一定期間、特別徴収できない）
・ 年度の途中に所得の修正申告などで保険料額が増加した方（差額分のみ）
※年金天引きできない方は、年 9 回、納付書や口座振替で納める（普通徴収）。
［特別徴収から口座振替に変更できる措置（特例）］
特別徴収の方は申請により、口座振替による支払いに変更できる。
［保険料の延滞金について］
平成 30 年度相当分より延滞金の徴収を開始した。</td></tr>
<tr><td>(3) 保険料の徴収猶予、減額・免除</td><td>被保険者は、災害等により重大な損害を受けたときや、事業の休廃止等により収入が著しく減少したときは、申請により保険料の徴収猶予、または減免となる場合がある。
第 10 章「新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料の減額・免除」参照</td></tr>
</table>

＜保険料収納状況＞

区分 / 年度		調定 収入					収入未済額 F(A-D-E)	収納率(%) (D/A×100)
		調定額 A	収入額 B	還付未済額 C	収納額 D(B-C)	不納欠損額 E		
2	現年分	12,556,917,400	12,417,989,100	16,003,900	12,401,985,200	0	154,932,200	98.77%
	滞納繰越分	319,099,300	176,511,819	896,600	175,615,219	41,193,600	102,290,481	55.03%
	計	12,876,016,700	12,594,500,919	16,900,500	12,577,600,419	41,193,600	257,222,681	97.68%
3	現年分	12,587,164,900	12,459,249,200	23,275,600	12,435,973,600	0	151,191,300	98.80%
	滞納繰越分	257,423,381	124,107,800	839,000	123,268,800	46,052,100	88,102,481	47.89%
	計	12,844,588,281	12,583,357,000	24,114,600	12,559,242,400	46,052,100	239,293,781	97.78%
4	現年分	14,032,703,800	13,897,417,300	34,371,100	13,863,046,200	0	169,657,600	98.79%
	滞納繰越分	241,306,681	133,576,590	740,400	132,836,190	36,490,981	71,979,510	55.05%
	計	14,274,010,481	14,030,993,890	35,111,500	13,995,882,390	36,490,981	241,637,110	98.05%

4. 保険の給付

窓口

保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療
各総合支所くみん窓口、各出張所

事業所管

保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療

(1) 療養の給付

広域連合は、被保険者が保険医療機関等で受診したときに必要な保険給付を行う。被保険者は、医療費のうち、一部負担金（現役並み所得者は3割、それ以外は1割または2割）を医療機関に支払い、残りの額は、広域連合が医療機関に支払う。

(2) 入院時食事療養費

広域連合は、被保険者が保険医療機関に入院したときに食費に要した費用を支給する。被保険者は食費に要した費用のうち食事療養標準負担額を医療機関に支払い、残りの額は、広域連合が医療機関に支払う。

食費の自己負担額

所得区分			食費（1食につき）
現役並み所得、一般Ⅰ・Ⅱ			460円
住民税非課税等	区分Ⅱ	入院90日まで	210円
		入院91日以上（長期入院該当申請時）	160円
	区分Ⅰ		100円

住民税非課税世帯は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により交付される。
区分Ⅰとは、住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）、または住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方
区分Ⅱとは、住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方

(3) 入院時生活療養費

広域連合は、被保険者が保険医療機関（療養病床）に入院したときに食費及び居住費に要した費用を支給する。被保険者は食費及び居住費に要した費用のうち生活療養標準負担額を医療機関に支払い、残りの額は、広域連合が医療機関に支払う。

生活療養標準負担額

所得区分			食費（1食につき）		1日あたりの居住費
			入院医療の必要性が低い方	入院医療の必要性が高い方	
現役並み所得 一般Ⅰ・Ⅱ			460円 （医療機関により420円）	460円 （医療機関により420円）	370円
住民税非課税等	区分Ⅱ		210円	210円 （入院91日以上長期入院該当で160円）	
	区分Ⅰ		130円	100円	
		老齢福祉年金受給者	100円	100円	0円

(4) 療養費

広域連合は、療養の給付等を行うことが困難であると認めた場合または、被保険者が、緊急その他のやむを得ない理由により被保険者証を提示せず保険医療機関等にかかった場合等、療養の給付に代えて療養費を支給することができる。療養費の支給額は、費用額から一部負担金を控除した残りの額を、広域連合が被保険者（受領委任の協定等、契約を結んでいる場合は、施術師）に支払う。
療養費の種類は、一般診療、補装具、海外療養費、生血、柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧。

(5) 高額療養費

広域連合は1ヵ月間に被保険者の負担する一部負担金の額が高額となった場合、自己負担限度額を超えた部分を高額療養費として支給する。

高額療養費自己負担限度額

負担割合	所得区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
3割	現役並み所得Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円+（10割分の医療費－842,000円）×1% ＜140,100円※2＞	
	現役並み所得Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円+（10割分の医療費－558,000円）×1% ＜93,000円※2＞	
	現役並み所得Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円+（10割分の医療費－267,000円）×1% ＜44,400円※2＞	
2割	一般Ⅱ	6,000円＋（10割分の医療費－30,000円）×10% または18,000円 のいずれか低い方 （144,000円※1）	57,600円 ＜44,400円※2＞

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td rowspan="3">1
割</td><td colspan="2">一般Ⅰ</td><td>18,000 円
(144,000 円※1)</td><td>57,600 円
＜44,400 円※2＞</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住民税
非課税
等</td><td>区分Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000 円</td><td>24,600 円</td></tr>
<tr><td>区分Ⅰ</td><td>15,000 円</td></tr>
</table>
※1　1 年間（毎年 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日）の外来の自己負担額の合計額に、年間 144,000 円の上限額がある。
※2　過去 12 ヵ月間に 4 回以上高額療養費に該当した場合の 4 回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。ただし、「外来（個人ごと）の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含まない。なお、現役並み所得者は、個人の外来のみで「外来＋入院（世帯ごと）」の限度額に該当した場合も多数回該当に含む。
</td></tr>
<tr><td>(6) 移送費</td><td>移動が困難な重病人が、緊急的にやむを得ず医師の指示により転院する場合などの移送にかかった費用を広域連合が審査し、必要と認めた場合に支給する。</td></tr>
<tr><td>(7) 高額介護合算療養費</td><td>同一世帯の被保険者において、後期高齢者医療制度と、介護保険の両方の自己負担が発生している場合、年間の自己負担額を合計して、限度額を超えたときに、その超えた部分の金額を医療保険と介護保険のそれぞれの制度から支給する。限度額は、所得区分により異なる。

高額介護合算療養費自己負担限度額（毎年 8 月～翌年 7 月の 1 年間）
<table>
<tr><td>負担
割合</td><td colspan="2">所得区分</td><td>後期高齢者医療制度
＋介護保険制度</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3 割</td><td colspan="2">現役並み所得Ⅲ（課税所得 690 万円以上）</td><td>212 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">現役並み所得Ⅱ（課税所得 380 万円以上）</td><td>141 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">現役並み所得Ⅰ（課税所得 145 万円以上）</td><td>67 万円</td></tr>
<tr><td>2 割</td><td colspan="2">一般Ⅱ</td><td>56 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">1 割</td><td colspan="2">一般Ⅰ</td><td>56 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住民税非課税等</td><td>区分Ⅱ</td><td>31 万円</td></tr>
<tr><td>区分Ⅰ</td><td>19 万円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>(8) 特定疾病療養受療証</td><td>人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の方には、一部負担金が 1 つの医療機関につき 1 ヵ月 10,000 円に減額される「特定疾病療養受療証」が申請により交付される。</td></tr>
<tr><td>(9) 一部負担金の減額・免除</td><td>被保険者が、災害等により重大な損害を受けたときや世帯主が死亡したときなど、一時的に生活が困難となり、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず、一部負担金を支払うことが困難であると広域連合が認めた場合、一部負担金を減額、免除または徴収を猶予することができる。</td></tr>
</table>

＜各種証の交付状況＞

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
特定疾病療養受療証(人工透析等)	144 件	157 件	178 件
限度額適用・標準負担額減額認定証	19,688 件	19,613 件	20,408 件

＜療養の給付実績＞

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
支払額（円）		76,534,825,839	81,723,058,502	86,272,717,566
総件数（件）		3,007,921	3,145,094	3,287,744
内訳	医科　入院	61,623	58,064	60,581
	医科　入院外	1,513,960	1,585,576	1,657,304
	歯科	291,450	321,252	344,661
	調剤	1,130,907	1,168,708	1,211,856
	訪問看護	9,981	11,494	13,342

5. 長寿健診

窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課特定健診係
事業の概要、目的	東京都後期高齢者医療広域連合からの委託に基づき、後期高齢者医療制度の加入者に対し、生活習慣病予防および疾病の早期発見・早期治療を図ることを目的として、健康診査を実施している。
事業の開始	平成20年6月
対象	後期高齢者医療制度に加入している区民
予　算	**[歳出]** 583,829,000円
決　算	**[歳入]**［他］270,900,700円　**[歳出]** 504,443,120円

6. 葬祭費の支給

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療 各総合支所くみん窓口、各出張所
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療
事業の概要、目的	後期高齢者医療制度の被保険者が死亡し、葬祭を執行したときに申請により70,000円を支給する。
根拠法令等	［区］世田谷区後期高齢者医療葬祭費支給要綱 世田谷区後期高齢者医療被保険者葬祭給付金支給要綱
対象	葬祭を執行した方
予　算	**[歳出]** 387,080,000円
決　算	**[歳入]**特定財源なし　**[歳出]** 386,940,000円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支払額	349,440,000円	359,170,000円	386,940,000円
総件数	4,992件	5,131件	5,528件

7. 保険財政

事業所管	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療
医療費の財源	患者負担分を除いた医療費について、公費（国、都、区）で約5割、若年者（74歳以下）の健康保険からの支援金で約4割、後期高齢者医療制度被保険者の保険料で約1割を負担する。
予　算	**[歳出]**23,010,794,000円　（葬祭費，長寿健診等は含まない）
決　算	**[歳入]** 特定財源なし **[歳出]** 22,465,589,213円

4. 国民年金

国民年金

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とした制度である。
平成22年1月に社会保険庁が廃止され、「日本年金機構」が設立された。社会保険事務所は「年金事務所」と名称が変更された。国は公的年金制度の財政や制度改革を担い、日本年金機構は公的年金の一連の運営業務を担っている。区市町村は法定受託事務として、資格取得届、保険料免除・納付猶予申請書、年金請求書などの受理・審査・報告を行っている。
国は人生100年時代を背景として、働き方の多様化や高齢期の長期化に対応し、将来世代の年金水準の確保を図り、持続可能な社会保障制度の構築をめざして、近年、年金制度改革を急速に進めている。
(1) 中小企業の厚生年金の適用拡大（平成29年4月、令和4年10月）
(2) 老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮（平成29年8月）
(3) 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除（平成31年4月）
(4) 年金生活者支援給付金の創設（令和元年10月）

1. 保険者・被保険者

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係（第1号被保険者、任意加入被保険者） 管轄の年金事務所（第2号被保険者、第3号被保険者）
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係

保険者：政府（厚生労働省）
被保険者：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は原則として全員が加入することになっている（外国籍の人も含む）。

(1) 第1号被保険者
自営業者・自由業者などとその配偶者及び学生（次の第2号・第3号被保険者に該当しない人）

(2) 第2号被保険者（厚生年金被保険者になることによって自動的に第2号被保険者となる。）
厚生年金の被保険者で、70歳未満の人。ただし、65歳以上で老齢（退職）年金を受給できる人を除く。

(3) 第3号被保険者
厚生年金の被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人。配偶者の勤務先へ届け出て、確認を受けることにより該当となる（令和２年４月より原則国内居住が要件となった）。

(4) 任意加入被保険者
① 60歳以上65歳未満で年金額が満額に満たない人。
② 65歳以上70歳未満で受給資格期間が不足している人（昭和40年4月1日以前生まれの人のみ）。
③ 国外に居住する日本人で、(1) 20歳以上65歳未満の人 (2) 65歳以上70歳未満で受給資格期間が不足している人（昭和40年4月1日以前生まれの人のみ）。

被保険者の推移

年度	第1号強制加入被保険者	任意加入被保険者	第3号被保険者	合計 (A)	不在被保険者 (B)	実在被保険者(A-B)	免除被保険者
2	133,908	2,653	57,977	194,538	2,022	192,516	41,305
3	132,841	2,847	55,524	191,212	1,841	189,371	41,593
4	130,206	3,101	52,556	185,863	1,646	184,217	41,811

2. 資格の取得・喪失

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係 各総合支所くみん窓口、各出張所(まちづくりセンターを除く)（60 歳以降の任意加入は国保･年金課国民年金係のみ) 第２号被保険者、第３号被保険者は、管轄の年金事務所
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係

次のようなときには、届出が必要である。

届出の種類	届出が必要なとき	届出に必要なもの	
1号加入届	会社等を退職したとき （厚生年金加入者でなくなるとき）	○本人確認書類 ○基礎年金番号確認書類 または 個人番号確認書類 （国外任意加入時は除く）	○社会保険の資格喪失を確認できる書類 または 退職を確認できる書類
	会社等に勤務する配偶者の 扶養から外れたとき （厚生年金加入者の扶養から 外れたとき）		○扶養から外れたことを確認できる書類 （健康保険資格喪失証明書など）
	国外から転入したとき （転入後に第1号 被保険者になるとき）		
（1号喪失届）	会社等に就職したとき ※厚生年金に加入すると 自動的に喪失されるため 基本的に不要		○社会保険の加入を確認できる書類 （勤務先の健康保険証など）
任意加入届	出国期間に任意加入したいとき		○国内で納付などの管理を代理で行う協力者の氏名・住所・電話番号・続柄
	60歳以上で老齢基礎年金の 受給開始前に任意加入したいとき		○金融機関の口座番号が確認できるもの ○金融機関の届出印
任意加入の喪失届	任意加入をやめたいとき		

3. 基礎年金番号通知書

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係、各総合支所くみん窓口、 各出張所(まちづくりセンターを除く)（第１号被保険者のみ) 管轄の年金事務所（すべての被保険者)
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係

年金事務所は、区市町村長から新規資格取得に関する届出の報告を受けたときは、基礎年金番号通知書を作成し、被保険者に交付することになっている。この通知書に記載されている基礎年金番号は、すべての年金で共通して使用するもので、厚生年金に移行するときにも必要なものである。
なお、令和４年４月から、年金手帳の交付は廃止され、基礎年金番号通知書の交付に変わった（すでに交付済みの年金手帳は、基礎年金番号を明らかにする書類等として引き続き使用可能)。

4. 保険料

窓　　口	世田谷年金事務所（保険料免除申請は保健福祉政策部国保・年金課国民年金係)
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係

(1) 保険料額

種別	令和２年度	令和３年度	令和４年度
定額保険料	月額　16,540 円	月額　16,610 円	月額　16,590 円
付加保険料	月額　400 円	月額　400 円	月額　400 円

(2) 納付義務者

保険料を納付する義務のあるものは、第一次的には被保険者本人だが、被保険者の属する世帯主、配偶者にも連帯して納付の義務がある。第2号被保険者は本人の給料から控除されるが、第3号被保険者は、個々に納付する必要はなく、厚生年金制度が拠出するしくみになっている。

⑶ 納付の方法（第1号被保険者および任意加入被保険者）

平成14年4月から地方分権一括法に伴う改正により、保険料は直接国へ納付することとなった。平成22年1月より納付書は、日本年金機構から送られ、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納める方法をとっている。なお、銀行等の口座から自動的に納めることのできる口座振替（自動払込）やクレジットカード納付、インターネットバンキング、スマートフォンアプリでの決済などの制度も採用し、納付の機会を拡大している。前納割引制度有り。

保険料は加入したときから60歳になる前月分まで納めるが、将来、より高い年金を希望する人には、保険料を1か月400円上積みして納める付加年金のしくみもある。

なお、保険料は法律の定めるところの保険料額を基準に物価や賃金の伸びに合わせて調整されている。各月の保険料の納期限は、その翌月末日。

⑷ 保険料免除等

次に該当する人は保険料の免除制度がある（申請が必要）。ただし、任意加入の被保険者には、⑴自己の意思で加入、⑵脱退が自由にできる、等の理由から除外される。

〈法定免除〉

①障害年金・障害基礎年金・障害厚生年金（1、2級）、障害共済年金（1、2級）、の受給権者

②生活保護法による生活扶助・その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき。

③②に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

※平成26年4月より納付申出により納付も可能となった。

〈申請免除〉

①前年の所得がその人の扶養親族等の有無及び数に応じた政令に定める基準額以下であるとき。

②被保険者または世帯員が生活保護法の教育・住宅・医療・生業の各扶助、その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けているとき。

③地方税法の障害者、寡婦、ひとり親（令和3年7月分以降）で前年の所得が政令で定めた額以下のとき。

④天災・失業等の事由により、保険料の納付が著しく困難であると認められるとき。

⑤新型コロナウイルス感染症の影響により、所得見込額が免除基準相当まで下がったとき（令和2年2月から令和4年度分まで）。

申請免除は、保険料の全額が免除される制度（全額免除）に加えて、前年の所得により平成14年4月からは保険料の半額、平成18年7月からは保険料の4分の1、4分の3を納付する制度が加わった。受給資格期間に算入され、老齢基礎年金受給額には納付割合に応じて計算される。ただし、一部納付分を納めなかった場合は、除外される。

※平成26年4月より、申請時点の2年1カ月前の月分から申請できるようになった。

〈納付猶予〉平成28年7月より施行

50歳未満の人で本人と配偶者の前年所得が基準以下であれば、納付が猶予される。受給資格期間には算入されるが、追納しない限り老齢基礎年金受給額には反映しない。（令和12年6月までの時限措置。なお、30歳未満の人の納付猶予については、平成17年4月より施行）

〈学生納付特例〉平成12年4月より施行

本人の前年所得が基準以下の学生について、保険料の納付を猶予される制度である。学生納付特例期間は保険料を納める必要はないが、追納しない限り老齢基礎年金受給額には反映しない。海外の大学等の学生は対象にならない。

〈産前産後期間の免除〉平成31年4月より施行

出産日が平成31年2月1日以降の人が対象。出産月（予定を含む）の前月から4カ月間（双子等のときは出産月の3カ月前から6カ月間）の保険料が免除される。出産予定日の6カ月前から届出可能。なお、産前産後期間の免除は保険料納付済期間として扱われる。

※出産には妊娠85日以上の死産・流産・早産を含む。

⑸ 追　納

保険料免除等の承認を受けた人が、免除期間中の保険料を追納することによって、より有利な給付が

受けられるよう保障しようとするものである。この追納をするときは、10年以内の最も古い月分から順次納めることになっている。但し、学生納付特例期間の追納が優先される。追納保険料額は、毎年厚生労働省が告示することになっている。（老齢基礎年金の受給権者は追納できない。）

5. 国民年金の給付

窓　　口	(1) 老齢基礎年金 国保・年金課国民年金係：第1号被保険者期間のみの人 世田谷年金事務所：第3号被保険者期間・カラ期間・厚生年金や共済組合期間ある人 (2) 障害・遺族基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金、死亡一時金など： 国保・年金課国民年金係
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係

種類	支給要件	令和4年度の給付額
老齢基礎年金	保険料納付済期間や第3号被保険者期間、保険料免除期間、学生納付特例の適用を受けた期間、厚生年金被保険者期間、共済組合員期間等と合算対象期間を合わせて10年（平成29年7月までは25年）以上ある人に原則として65歳から支給。（一定の制限の下に60歳以上65歳未満の間の希望する時期から繰上げ、または66歳以上75歳未満の間の希望する時期から繰下げて受けることも可能）	40年間納めた場合 777,800円 昭和16年4月1日以前の出生者は生年月日により加入可能年数が短縮される。
付加年金	付加保険料を納めた人が老齢基礎年金を受けられるようになった時、上乗せして支給。	納付月数×200円
障害基礎年金	(1) 初診日までの加入期間の1／3以上保険料の未納がない人（令和8年3月までは初診日の属する月の前々月までの1年間に滞納のない人も含む）が、国民年金加入中や60歳以上65歳未満の期間に初診のある病気やケガにより、日常生活に著しい制限を受けるようになった時。 (2) 20歳前に初診のある障害により日常生活に著しい制限を受けている状態にある人について20歳以降、所得や他年金の有無により支給。（海外居住中や服役中の人は支給が停止される。）	1級　972,250円　　2級　777,800円 上記の級は年金法上の等級であって、身体障害者手帳等の等級とは異なる。20歳前障害は所得制限がある。 障害基礎年金受給者によって生計を維持される子がいる場合、手続きにより年金額が加算される（〈注1〉参照）。 ※子による加算は、児童扶養手当との受給額の調整がある。
遺族基礎年金	加入期間の1／3以上保険料の未納のない人（令和8年3月までは、死亡日の属する月の前々月までの1年間に滞納のない人も含む）または、老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡した時に死亡者と生計をともにしていた18歳未満の子のある配偶者または子に、子が18歳になる年度末まで支給（重度障害の子については20歳まで）	子が一人ある配偶者は　1,001,600円 子が一人で受ける時は　　777,800円 ※　子の数に応じて加算がある（〈注1〉参照）。 ※　死亡一時金は支給されない。 ※　子のない配偶者には支給されない。 ※　結婚している子は該当しない。
寡婦年金	1号被保険者の期間のみで老齢基礎年金の受給資格のある夫が、年金給付を受けずに死亡した時に、夫により生計維持されていた婚姻期間が10年以上ある老齢基礎年金を繰り上げ請求していない妻に60歳から65歳になるまでの5年間支給される。妻が再婚（事実婚も含む）したり、養子になると失権する。	夫が受けるはずであった老齢基礎年金額の3／4（ただし、妻自身が他の公的年金を受けられる場合、その年金との選択となる。） ※　死亡一時金は支給されない。

死亡一時金	1号被保険者で保険料を3年以上納めた人が、年金給付を受けずに死亡した時、遺族基礎年金や寡婦年金を受けられない生計同一の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹のいずれかに支給（先順位者が優先）	納付月数（一部納付済の月数は、それぞれの割合で計算）に応じて 120,000～320,000円 （付加保険料を3年以上納めている場合は、8,500円が加算される。） ※　生計が別の遺族は該当しない。
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた人と、明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれて、保険料納付済期間が1年未満で、かつ保険料納付済み期間と免除期間を合わせた期間が一定以上あり、本来の老齢年金に該当しなかった人。	全額支給　398,500円 本人に公的年金がある時、全額または差額を除いた額が支給停止される。 ※ 所得による全部・一部停止がある。
特別障害給付金	(1)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった昼間部の学生 (2)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する人。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当した人に限られる。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象にならない。	1級　月額52,300円 2級　月額41,840円
年金生活者支援給付金	(1)老齢（補足的）年金生活者支援給付金 ①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている ②請求される人の世帯全員の市町村民税が非課税となっている ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下である人 (2)障害年金生活者支援給付金 ①障害基礎年金を受けている ②前年の所得額が4,721,000円＋扶養親族の数×38万円以下である (3)遺族年金生活者支援給付金 ①遺族基礎年金を受けている ②前年の所得額が4,721,000円＋扶養親族の数×38万円以下である	(1) 老齢（補足的）年金生活者支援給付金 ①と②の合計額 ①保険料納付済期間に基づく額(月額)＝5,020円×保険料納付済期間/480月 ②保険料免除期間に基づく額(月額)＝10,802円×保険料免除期間/480月 (2)障害年金生活者支援給付金 障害等級が1級の人：6,275円(月額) 障害等級が2級の人：5,020円(月額) (3)遺族年金生活者支援給付金 5,020円(月額)※2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,020円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われる。

〈注1〉 子の加算額　一人目、二人目の子は一人につき 223,800 円、三人目以降の子は一人につき 74,600 円。
※子とは、18 歳になった後の最初の 3 月 31 日までの子、または 20 歳未満で一定の障害の状態にある子（胎児については、出生以降、届出により加算される）。

〈注2〉 年金額は社会経済情勢の変動に応じて自動的に給付水準が調整される。

国民年金額改定一覧

年度	老齢基礎年金	障害基礎年金		遺族基礎年金	老齢福祉年金
		1級	2級	(配偶者と子1人)	全部支給
2	781,700	977,125	781,700	1,006,600	400,500
3	780,900	976,125	780,900	1,005,600	400,100
4	777,800	972,250	777,800	1,001,600	398,500

※老齢基礎年金および寡婦年金の金額は満額の場合であり、それぞれ保険料納付月数により異なる。

6.時　　効

年金給付を受ける権利は、裁定請求を行わず、権利が発生してから 5 年を経過すると時効によって消滅する。また、保険料の納付、還付および死亡一時金を受ける権利は、2 年で消滅する。なお、給付の時効は、給付がその全額について支給停止される間は進行しない。

第９章　生活支援

1. 生活支援

応急小口資金の貸し付け

事業の開始
昭和50年10月

窓　　口	各総合支所生活支援課	
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当	
事業の概要、目的	区民が治療・冠婚葬祭等で応急に費用を必要とする場合に、低所得者対策の一環として小口資金を貸し付け、生活の安定に資する。	
	貸付限度額	一世帯につき150,000円（ただし医療に要する費用及び火災その他の災害により被害を受けその復旧等に要する費用については、一世帯につき300,000円）
	利子	無利子
	返還	据置期間3ヵ月経過後から30ヵ月以内
	申込資格	①区内に3ヵ月以上居住している生計中心者で、
		②一定の収入があり確実に返済ができ、
		③収入が一定の額（生活保護基準の2倍）以内の者
	保証人要件	区内に3ヵ月以上居住しており、保証能力が十分あると認められるもの
根拠法令等	［区］世田谷区応急小口資金貸付条例・世田谷区応急小口資金貸付条例施行規則	
対　　象	疾病・傷害の治療、冠婚葬祭、就職、就学等で応急に費用を必要とする者で、他から資金を借り受けることが困難な者	
予　算	［歳出］3,000,000円	決　算 ［歳入］［他］699,884円　※過年度貸付分の償還金 ［歳出］54,000円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸付延件数	0	0	1
貸付金額	0	0	54,000

高額療養費等資金の貸し付け

事業の開始
昭和53年4月

窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課管理係	
事業の概要、目的	区民が疾病等による療養・介護・出産のため、一時的に高額の療養費等を支払うことを要する場合、その支払いに必要な資金を貸し付けることにより、区民の療養・介護・出産を確保し、生活の安定と福祉の増進を図る。	
	貸付金額	高額療養費、高額介護サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費・出産費（以下「高額療養費等」という。）の支給見込額の9割以内（50万円を超える場合は8割）
	利　　子	無利子
	貸付期間	高額療養費等が支給されるまで
	返　　済	高額療養費等が支給されたとき、それを返済に充てる。
	基 金 額	4,000万円
根拠法令等	［区］世田谷区高額療養費等資金貸付基金の設置及び管理に関する条例 世田谷区高額療養費等資金貸付基金の設置及び管理に関する条例施行規則	
対　　象	高額療養費等の償還払いによる現金支給見込みがあり、支給されるまでの間 生活維持が困難となる区民	
予　算	［歳出］4,000円	決　算 ［歳出］1,304円

＜実績＞

		令和２年度	令和３年度	令和４年度
貸付延件数	高額療養費	0	1	1
	介護保険貸付	0	2	4
	出産費	0	0	0
	計	0	3	5

区民葬儀券の発行

事業の開始
昭和40年

窓　　口	各総合支所区民課戸籍係（烏山総合支所は区民・戸籍係） 保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	区民の経済的負担を軽減することを目的とする、区民葬儀券を発行している。 区民葬儀券を利用することで、以下のとおり特別区統一の協定料金で葬儀を行うことができる。

1. 祭壇料金（寝棺含む　税込）（令和３年４月１日改正）

区　分	料　金	区　分（長尺棺）	料　金
A1（金襴五段飾）桐張棺	312,180円	A1（金襴五段飾）桐張棺	325,380円
A2（金襴四段飾）桐張棺	259,600円	A2（金襴四段飾）桐張棺	272,800円
B（白布三段飾）プリント棺	136,400円	B（白布三段飾）桐張棺	171,600円
C（白布二段飾）プリント棺	100,100円	C（白布二段飾）桐張棺	135,300円

※満6歳以下の小人は、A1・A2・B・Cともに1,100円引き。
※祭壇を利用しないで、寝棺のみを利用の場合は次の金額とする。
　なお、その場合は別途人件費が必要となる。
桐張棺　66,000円　プリント棺　44,000円　長尺棺（桐張棺のみ）79,200円

2. 霊柩車運送料金（税込）（令和３年４月１日改正）

種別＼区分	料金		
	10ｋｍまで	20ｋｍまで	30ｋｍまで
普　通　車	15,570円	19,530円	23,490円
宮型車（指定車）	33,270円	39,320円	45,370円

3. 火葬料金（非課税）（令和４年４月１日改正）

	料金
大人	59,600円
小人	34,500円

※この火葬料金については民営火葬場の料金とする。

4.　遺骨収納容器代（税込）（令和３年４月１日改正）

区分		料金
大人用	２号一式	11,990円
	３号一式	10,780円
小人用	６号一式	2,530円

根拠法令等	［区］世田谷区区民葬儀実施要領

＜区民葬儀券発行件数＞

発行件数 / 年度	件数
令和２年度	369
令和３年度	607
令和４年度	600

中国残留邦人等支援事業

事業の開始
平成20年４月

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	老齢基礎年金を満額支給してもなお世帯の収入が一定基準に満たない場合に、生活支援給付等を行う。また、中国語が堪能な支援・相談員を配置するとともに地域における生活支援を行う。
根拠法令等	［国］中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）同法施行令（平成８年政令第18号）同法施行規則（平成６年厚生省令第63号） ［区］世田谷区中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱規則・中国残留邦人等地域生活支援プログラム事業実施要領
対　　象	特定中国残留邦人等と配偶者及び同伴帰国者等 ※特定中国残留邦人等とは、本邦に永住帰国した中国残留邦人（樺太含む）でア、イを全て満たす者 ア．明治44年４月２日以後、昭和21年12月31日以前に生まれた者 イ．昭和36年４月１日以後に初めて永住帰国した者で、永住帰国した日から引き続き１年以上本邦に住所を有している者

予　算	**［歳出］**54,695,000円	**決　算**	**［歳入］**［国負］32,094,264円［国委］1,805,245円 ［国補］　446,000円 **［歳出］**43,722,901円

＜中国残留邦人等支援給付世帯と人員＞　　（令和５年３月現在）

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	計
世帯数	7	3	1	1	1	13
人　員	11	5	1	2	2	21

＜中国残留邦人等支援給付費支給状況＞

		執行総額	割合（%）
支援給付費	生活支援	15,517,209	36.38
	住宅支援	4,830,202	11.33
	医療支援	21,057,878	49.38
	介護支援	810,918	1.90
	出産支援	0	0.00
	生業支援	0	0.00
	葬祭支援	0	0.00
	配偶者支援	432,110	1.01
	計	42,648,317	100.00

受験生チャレンジ支援貸付事業

事業の開始
平成23年4月

窓　　口	世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	東京都社会福祉協議会の実施する「受験生チャレンジ支援貸付事業※」の受付業務を行なう。 ※　受験生チャレンジ支援貸付事業 学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用を捻出できない低所得者に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子どもを支援する事業 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、相談者の増加が見込まれたため、受付業務体制を強化した。

貸付限度額	種　　別		貸付限度額
	学習塾等受講料貸付金		200,000円（要支援者1人あたり）
	受験料貸付金	中学3年生等	27,400円 ただし1校につき23,000円を限度に4校まで
		高校3年生等	80,000円
利子	無利子		
償還	据置期間：貸付を行った日の属する年度末の翌日から6ヶ月以内 償還期間：据置期間経過後5年以内 償還免除：要支援者が希望する学校に入学した場合等は、届出により償還が免除される。		
保証人要件	令和4年度より連帯保証人不要		

根拠法令等	［都］　受験生チャレンジ支援貸付事業実施要綱 受験生チャレンジ支援貸付事業償還免除要領 受験生チャレンジ支援貸付事業の要件確認に係る事務処理要領 受験生チャレンジ支援貸付窓口の運営事業実施要綱 ［区］　世田谷区受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続補助実施要綱
対　　象	(1) 世帯の生計中心者（18歳以上）であること。 (2) 世帯（父母等養育者）の総収入又は合計所得金額が一定基準以下であること。 (3) 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること。 (4) 土地・建物を所有していないこと（現在居住している場所を除く）。 (5) 都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること。 (6) 生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でないこと。 (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の構成員でないこと。

予　算	**[歳出]**7,490,000円	**決　算**	**[歳入]**［都］7,489,000円 **[歳出]** 7,489,595円

＜受験生チャレンジ支援相談件数＞

（月）	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和3年度	307	126	317	225	253	273	259	321	478	605	406	489	4,059
令和4年度	147	115	191	224	213	292	321	395	550	814	603	573	4,438

※貸付決定件数　令和3年度362件、令和4年度538件

住居確保給付金の支給

事業の開始
平成21年10月

窓　　口	世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	世田谷区在住の方で、原則、離職・廃業2年以内または、個人の責によらない理由・都合（休業等）により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者（※）のうち、就労能力及び就労意欲があって、住居を喪失した又は喪失するおそれがあり、かつ世帯の生計を主として維持している者に対して、住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う。 （※）新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、これまで支給対象者を「離職・廃業2年以内の者」としていたところ、令和2年4月20日より対象範囲が拡大された。
根拠法令等	［国］生活困窮者自立支援法 ［区］世田谷区住居確保給付金支給事務処理要綱

支給額	生活保護法による保護の基準に基づき算定される住宅扶助の額を上限とする。
支給期間	原則3ヶ月間。ただし一定の条件を満たした場合に、最長で6ヶ月間、支給期間を延長することができる。 ※新型コロナウイルス感染症対応による特例により、令和2年度中に新規申請した方は最長で9ヶ月間支給期間を延長することができた。
支給方法	原則、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込む。
再支給	（通常再支給）※令和5年4月1日改正 受給者が住居確保給付金の受給期間中又は受給期間の終了後に、常用就職又は給与 その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く ）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して１年を経過している場合であって、支給要件に該当する者については、再支給することができるものとする。 （特例再支給） 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化等に鑑み、特例措置として令和5年3月31日までの間、住居確保給付金の支給が終了した方に対し、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、申請により、3 か月間に限り再支給が可能（本特例による再支給の申請は1度限り）だった。

支給要件（令和5年4月1日改正）	(1)　離職・廃業又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居喪失のおそれのある者であること。 (2)　（イ）申請日において、離職・廃業の日から2年以内（※）であること。又は、（ロ）当該個人の責めに帰すべき理由等によらず収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にあること。 （※）令和5年4月1日より当該期間に疾病、育児等の理由により30日以上継続して求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とする（加算後の期間は最大4年まで）。 (3)　離職・廃業の日及び申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。 (4)　申請を行う月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること。【収入要件】 (5)　申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、一定基準額以下であること。【資産要件】 (6)　公共職業安定所等に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記（2）（ロ）に該当する者であって、自立に向けた活動（※）を行うことが当該者の自立の促進に資すると区が認める場合は、申請日の属する月から起算して3月間（支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると区が認めるときは、6月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる 。 （※）「自立に向けた活動」とは、上記(2)（ロ）の申請者のうち 、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該申請者の自立の促進に資すると区が認める者が、経営相談先（商工会議所等）の助言を受けて作成した、自立に向けた活動計画に基づき取り組む活動をいう。 (7)　自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。 (8)　申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
職活動等要件(令和5年4月1日改正)	支給対象者は支給期間中に次の活動を行うこと。 (1)常用就職（※）に向けた求職活動を行う者 ①月4回以上、自立相談支援機関（ぷらっとホーム世田谷）の面接等の支援を受けること。 ②月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること。 ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。 （※）「常用就職」とは、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいう。 (2)自立に向けた活動を行う者（最長6か月間） ①月4回以上、自立相談支援機関（ぷらっとホーム世田谷）の面接等の支援を受けること。 ②原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること。 ③経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。

予　算	**[歳出]**555,591,000円	**決　算**	**[歳入]**[国] 308,222,148円 [他]1,212,300 円 **[歳出]** 421,766,776円

＜実績＞

月	新規支給決定件数（再支給含む）			延長決定件数			再延長決定件数			再々延長決定件数		
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
4月	104	208	300	2	143	58	2	142	54	—	305	—
5月	1,102	242	185	5	160	51	7	75	58	—	144	—
6月	1,984	387	90	279	198	59	1	104	30	—	151	—
7月	1,524	473	106	177	114	47	1	130	53	—	130	—
8月	408	396	125	1,719	158	34	3	153	37	—	86	—
9月	367	322	68	1,103	99	34	43	205	52	—	83	—
10月	307	206	43	569	101	35	846	91	37	—	111	—
11月	112	193	70	172	87	31	731	107	22	—	135	—
12月	177	188	56	268	40	15	1,176	43	25	—	131	—
1月	129	250	26	170	66	16	372	78	23	385	2	—
2月	189	275	32	114	78	9	231	66	14	1,037	0	—
3月	372	356	19	166	37	6	218	62	14	750	1	—
合計	6,775	3,496	1,120	4,744	1,281	395	3,631	1,256	419	2,172	1,279	—

生活困窮者自立促進支援事業

事業の開始
平成26年4月

窓　　口	世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」 各総合支所生活支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	生活困窮者及び生活保護受給者のうち、より個別的、重点的な支援が必要となる方について、総合支所生活支援課に配置された自立促進担当と世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」が連携し、生活困窮者自立支援法に基づく支援等を行い、地域での自立生活定着までを支援する。 (1) 総合支所生活支援課 生活困窮者及び生活保護受給者のうち、自立促進支援事業での支援が必要と思われる方について、「ぷらっとホーム世田谷」への情報提供を行うと共に、支援調整会議において支援プランの検討を行う。 (2) ぷらっとホーム世田谷 生活困窮者等に対して、総合支所生活支援課と連携し、一人ひとりの課題やニーズに応じた支援プランを作成し、住居確保給付金の支給、就労支援や就労準備支援、住まい相談を含む家計改善支援、フードパントリー等の総合的な支援を行う。 また生活保護受給者世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、ボランティア等との世代間交流を通じた社会性の育成支援、学習習慣の定着等を目的とした自主学習支援、食育等を通じた日常生活習慣の形成支援を行う。

根拠法令等	［国］生活困窮者自立支援法 ［区］世田谷区生活困窮者及び生活保護受給者に対する自立促進支援事業実施要綱、世田谷区生活に困窮する子どもを支援する事業実施要綱、世田谷区生活困窮者家計改善支援事業実施要綱、世田谷区生活困窮者自立相談支援事業実施要綱、世田谷区生活困窮者就労準備支援事業実施要綱、世田谷区生活保護受給者家計相談支援事業実施要綱
対　　象	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者及び生活保護受給者

予　算	**[歳出]**242,917,000 円	**決　算**	**[歳入]**［国］181,101,520 円 **[歳出]** 242,315,900 円

＜実績＞

月	自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法に基づく支援）						ぷらっとホーム世田谷における就労支援					
	新規相談受付件数			支援プラン作成件数			新規就労支援受入件数			就職者数		
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
4月	516	241	145	8	52	42	168	762	952	9	24	31
5月	158	242	155	4	43	38	93	63	71	14	24	26
6月	152	184	162	4	68	59	108	53	67	21	25	32
7月	135	182	170	101	63	52	62	39	57	27	36	29
8月	114	175	162	52	40	49	65	33	57	32	28	17
9月	123	227	149	46	50	46	43	54	39	40	28	24
10月	176	227	225	43	60	50	26	46	44	21	34	19
11月	213	245	185	39	45	72	33	40	35	24	30	26
12月	200	220	243	50	56	61	29	52	32	29	42	24
1月	233	280	193	49	43	49	46	79	33	18	31	11
2月	218	227	160	28	46	50	58	67	27	15	25	18
3月	232	215	211	35	42	43	85	100	12	34	28	18
合計	2,470	2,665	2,160	459	608	611	816	1,388	1,426	284	355	275

※自立相談支援事業の新規相談受付件数及び新規支援決定件数は、一時生活支援事業利用件数（自立支援センター（「渋谷寮」））入所者及び地域包括支援センターに配置した相談支援包括化推進員の相談受付件数を含む。ぷらっとホーム世田谷における就労支援件数には、前年度からの継続者含む。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給

事業の開始
令和3年6月

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	社会福祉協議会が実施する特例貸付（緊急小口資金および総合支援資金）を利用した世帯等に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために支給する。

（1）基準額（例）

世帯員数	支給額（月額）	収入要件基準額	資産要件基準額
単身	60,000円	137,700円	504,000円
2人	80,000円	194,000円	780,000円
3人	100,000円	241,800円	1,000,000円

（2）支給期間等

	支給期間	申請期限
初回申請	3か月	令和4年12月31日
再支給申請	3か月	令和4年12月31日

（3）求職活動要件

① 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

② 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること。

③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。

（廃止：令和5年3月31日）

根拠法令等	［国］新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領 ［区］世田谷区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱

予　算	**［歳出］**808,993,000円	**決　算**	**［歳入］**［国］838,390,000円　［他］0円 **［歳出］**783,302,037円

＜実績＞

月	初回支給				再支給			
	申請件数		決定件数		申請件数		決定件数	
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
4月	—	171	—	258	—	168	—	170
5月	—	112	—	174	—	165	—	178
6月	—	171	—	104	—	187	—	192
7月	155	82	23	104	—	154	—	151
8月	854	111	357	100	—	120	—	131
9月	224	64	449	97	—	103	—	111
10月	348	44	221	62	—	64	—	79
11月	362	66	332	43	—	68	—	56
12月	170	85	211	43	0	87	0	57
1月	227	0	179	89	601	2	3	111
2月	301	—	188	—	452	—	633	—
3月	419	—	259	—	252	—	319	—
合計	3,060	906	2,219	1,074	1,305	1,188	955	1,236

就職サポートコーナーきぬた

事業の開始
平成26年1月

窓　　口	各総合支所生活支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	生活保護受給者を含む生活困窮者全般を対象に、砧総合支所生活支援課に常駐するハローワーク職員が各総合支所生活支援課等と連携し、対象者の早期就労を支援する。
根拠法令等	［区］世田谷区生活保護受給者等就労自立促進事業運営協議会運営要領
対　　象	生活保護受給者 住居確保給付金、児童扶養手当受給者等、生活保護に至らない生活困窮者

＜実績＞

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	支援対象者数	就職件数	支援対象者数	就職件数	支援対象者数	就職件数
生活保護受給者	133	91	147	91	130	116
児童扶養手当受給者	6	5	3	6	7	3
住居確保給付金受給者	1	0	15	15	0	5
生活困窮者 （住居確保給付金受給者を除く）	31	21	24	23	7	1
計	171	117	189	135	152	132

住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金

事業の開始
令和4年11月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課
事業の概要、目的	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知の別紙）に基づき、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して1世帯あたり5万円を支給する事業を実施。
根拠法令等	［区］令和4年度世田谷区子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給要綱
対　　象	以下のいずれかに該当する世帯 1　令和4年9月30日時点で世田谷区に住民登録があった世帯で、世帯員全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯 2　1以外の世帯で、予期せず令和4年1月から同年12月までの間に家計が急変し、1と同様の状況にあると認められる世帯
予　算	［歳出］5,384,835,000円
決　算	［歳入］［国］4,443,810,114円 ［歳出］4,436,296,543円

〈実績〉

	支給決定件数
住民税非課税世帯	84,154件
家計急変世帯	715件

住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金

事業の開始
令和５年７月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課
事業の概要、目的	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた世帯を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に新たに設けられた低所得世帯支援枠により、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して１世帯あたり３万円を支給する事業を実施。
根拠法令等	［区］令和５年度世田谷区住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金支給要綱
対　　象	以下のいずれかに該当する世帯 1　令和５年６月１日時点で世田谷区に住民登録があった世帯で、世帯員全員の令和５年度住民税均等割が非課税である世帯 2　１以外の世帯で、予期せず令和５年１月から同年９月までの間に家計が急変し、１と同様の状況にあると認められる世帯
予　算	［歳出］3,246,674,000 円
決　算	

2. 住宅・環境の整備

ユニバーサルデザインによる生活環境の整備推進

事業の開始
平成19年4月

窓口・所管	都市整備政策部都市デザイン課
事業の概要、目的	「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、生活環境の整備を推進していく。世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく「ユニバーサルデザイン推進計画（2期）後期」に掲げた25の施策・事業を継続的に推進する。また、ユニバーサルデザインの普及啓発を行うと共に、公共的施設整備の指導・誘導を図る。
根拠法令等	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ［区］世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
対　　象	世田谷区民及び世田谷区内の事業者
事業の実績	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく建築物等の届出
予　算	**［歳出］**15,867,000円
決　算	**［歳入］**［国］2,049,000円　［都］3,534,000円 ［その他］253,000円 **［歳出］**13,857,370円

＜世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例　届出実績（変更・認定を含む）＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備　　考
建築物	231	238	181	集合住宅以外
集合住宅	78	92	107	
道　路	30	23	33	位置指定道路と開発道路
公　園	8	6	6	
公共交通	5	3	2	
路外駐車場	0	0	0	
合　計	352	362	329	

住まいサポートセンター（窓口）

事業の開始
平成19年4月

窓　　口	住まいサポートセンター（(一財）世田谷トラストまちづくり）
事業所管	都市整備政策部居住支援課
事業の概要、目的	住まいに関する総合的かつワンストップの施策の展開、及び高齢化に対応した住宅セーフティネットの核となることを目的として設置。 「お部屋探しサポート」や「保証会社紹介制度」をはじめ、住まいに係わる区の事業や施策、サービス、催し物等の情報を案内。住まいに関する講座等、順次事業内容の充実を図っていく。
根拠法令等	［区］世田谷区第四次住宅整備方針
対　　象	主に高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯
予　算	**［歳出］**44,278,560円
決　算	**［歳入］**［国］1,319,000円　**［歳出］**44,260,520円

保証会社紹介制度

事業の開始
平成13年4月 （保証料助成金:平成15年4月）

窓　　口	住まいサポートセンター（(一財）世田谷トラストまちづくり）
事業所管	都市整備政策部居住支援課
事業の概要、目的	「保証人がいない」「入居後の生活が不安」等の理由で、民間賃貸住宅に入居しにくい高齢者・障害者・ひとり親世帯の入居・継続居住を支援する。区内に2年以上居住の該当世帯

	は保証会社による金銭保証契約（入院や予想外の出費で、やむを得ず家賃等を滞納した場合、保証会社が一時的に立替払いをする）が利用できる。申込みには保証料が必要（保証期間2年間）。初回に限り半額を助成する。
根拠法令等	［区］世田谷区保証会社紹介制度要綱 世田谷区保証会社紹介制度保証料助成金交付要綱
対　　象	区内に2年以上居住している①高齢者(60歳以上)の単身者又は高齢者のみの世帯 ②障害者手帳を持っている障害者世帯③18歳未満の子のいるひとり親世帯
予　算	**［歳出］**200,000円（助成金額のみ記載）
決　算	**［歳入］**特定財源なし **［歳出］**84,600円（助成金額のみ記載）

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成件数	3件	6件	8件

お部屋探しサポート

事業の開始
平成19年9月

窓　　口	住まいサポートセンター（(一財) 世田谷トラストまちづくり）
事業所管	都市整備政策部居住支援課
事業の概要、目的	区と協定を結んだ不動産店団体の協力で、民間賃貸住宅の空き室情報を提供すると共に様々なアドバイスを行う。 (1) 実施日時　木曜日、第1～4火曜日・金曜日　午後1時～午後4時 （祝日及び8月10～20日、12月20日～1月15日を除く） (2) 利用申込　事前に住まいサポートセンターへ連絡
根拠法令等	［区］世田谷区第四次住宅整備方針 世田谷区お部屋探しサポート実施要綱
対　　象	区内に居住している①高齢者（60歳以上）の単身世帯または高齢者のみの世帯 ②障害者の単身世帯または障害者のいる世帯③18歳未満の子のいるひとり親世帯 ④LGBT当事者世帯⑤外国人（在留カード等をお持ちの方）を含む世帯
予　算	**［歳出］**81,000円
決　算	**［歳入］**［国］2,000円　**［歳出］**75,000円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施日数	112日	118日	125日
利用延べ人数	279人	261人	291人

住まいあんしん訪問サービス

事業の開始
平成19年4月

窓　　口	住まいサポートセンター（(一財) 世田谷トラストまちづくり）
事業所管	都市整備政策部居住支援課
事業の概要、目的	民間賃貸住宅に入居する高齢者等に対し、訪問して定期的に見守り(声がけ等) を行うことで家主や不動産店の不安を軽減し、高齢者等の入居及び居住継続を円滑にするとともに、安心して地域で暮らし続けていくことを支援する。
根拠法令等	［区］世田谷区第四次住宅整備方針 世田谷区住まいあんしん訪問サービス実施要綱
対　　象	お部屋探しサポートを利用して民間賃貸住宅に入居した次のいずれかの方（ただし、いずれも介護保険の居宅サービスを利用している方は除く。） ①高齢者（60歳以上）の単身世帯または高齢者のみの世帯②身体障害者世帯
予　算	**［歳出］**369,600円
決　算	**［歳入］**特定財源なし **［歳出］**147,400円

＜実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用件数	3件	2件	3件

第 10 章　その他

1. その他

ひきこもり等支援

事業の開始
令和4年4月

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当		
事業の概要、目的	ひきこもり等社会との接点が希薄な方や社会との接点がもちづらい状況にある方とその家族の支援。世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」を中心に、関係機関と連携しながら、当事者・家族が自分らしく過ごすことができるよう、ニーズに寄り添ったきめ細やかな支援に取り組む。		
根拠法令等	[国]社会福祉法、生活困窮者自立支援法、子ども・若者育成支援推進法		
対　　象	ひきこもり等生きづらさを抱えた世田谷区民の方とそのご家族の方		
予 算	**[歳出]** 137,371,000円	**決 算**	**[歳入]** [国] 47,977,300円 [都] 28,505,000円 [他]50,000円 **[歳出]** 134,985,173円

※予算及び決算については、メルクマールせたがや分を含む

＜実績＞

	令和4年度
延べ相談・支援件数	899件
延べ居場所利用件数	37件
会議開催数	64回

旧軍人等の援護

事業の開始
大正12年4月

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当		
事業の概要、目的	下記の援護事務を行い、先の大戦による戦争犠牲者の労苦をねぎらう。 恩給法・援護法関係の進達事務 (1) 戦没者等の妻／戦傷病者等の妻／戦没者の父母等に対する特別給付金の請求受付、進達および国債交付事務 (2) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求受付、進達および国債交付事務 (3) 国債の特別買上償還事務・担保貸付事務		
根拠法令等	恩給法・戦傷病者戦没者遺族等援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法		
対　　象	区内在住の戦没者・戦傷病者・その遺族等、恩給欠格者、引揚者等		
予 算	**[歳出]** 109,340円	**決 算**	**[歳入]** [都] 816,557円（令和3年度実績に基づく補助金のため） **[歳出]** 63,057円

＜実績＞

主な事務の受付件数及び国債交付件数

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	受付	交付	受付	交付	受付	交付
戦没者等の妻に対する特別給付金	1	1	1	1	0	0
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	0	0	3	2	1	1
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	1,242	229	450	1,025	212	461

行旅死亡人及び行旅病人等の取り扱い

事業の開始
大正12年4月

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	(1) 行旅死亡人 区内で身元不明の死亡者があった場合、警察署から遺体を引き取り、区が火葬等を行うとともに遺留金品を保管し、警察署と協力して縁故者の発見に努め、発見できないときは無縁故者精霊塔へ安置する。 (2) 行旅病人 外国人等の行旅病人があった場合は、救急病院に入院させて縁故者の発見に努め、発見できないときは東京都福祉局と協議を行い医療機関に救護要請する。 (3) 身元は明らかだが、引き取り手のない遺体があった場合は、(1) 行旅死亡人と同様の取り扱いを行う。 また、地下発掘等で発見された人骨、遺失物として取り扱われた焼骨についても、引き取った上で火葬・埋葬を行う。
根拠法令等	行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律（第9条） ［区］世田谷区行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関する規則
対　　象	(1) 身元不明の死亡者 (2) 外国人の旅行者等 (3) 身元が明らかだが引き取り手のない死亡者・地下発掘等で発見された人骨・遺失物として取り扱われた焼骨
予　算	**［歳出］**13,875,000円	**決　算**	**［歳入］**［都］4,171,284円　［他］9,015,008円　**［歳出］**13,856,777円

＜実績＞

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
行旅死亡人	発生	14	7	1
	身元判明	12	5	0
行旅病人	発生	0	0	0
	救護要請	0	0	0
引取り手がなく取り扱った死亡人	発生	31	40	54

原子爆弾被爆者関係事務

事業の開始
昭和50年11月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	広島、長崎に投下された原子爆弾の被爆者に対して、法律に基づき、健康診断の実施、医療給付、各種手当と葬祭料が支給されている。また、被爆者の子に対して、都条例に基づき、健康診断と医療費の助成を行っている。 区では申請の受理と都への経由事務を行っている。
根拠法令等	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 ［都］東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例

＜実績＞

年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度						
			総　数	保健所	世田谷	北　沢	玉　川	砧	烏　山
申請件数	115	100	96	4	23	9	30	18	12

原子爆弾被爆者見舞金支給

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係
事業の概要、目的	原子爆弾被爆者に対し、見舞金を支給することにより福祉の増進を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区原子爆弾被爆者見舞金支給要綱
対　　象	被爆者健康手帳所持者で、6月1日現在区内在住者
予　算	**［歳出］** 3,405,000円
決　算	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 3,201,000円

＜実績＞

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金　額	10,000	10,000	10,000
人　数	365	335	319

2. 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染状況および取組み

内　　容	区の感染症対策をより効果的なものとするため、区内の感染状況や区の取組み等について定期的に取りまとめ、区ホームページにおいて掲載。 ＜ホームページ＞ https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/011/017/d00187169.html

新型コロナウイルス感染症への対応

事業の開始
令和２年１月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課、感染症対策課、保健福祉政策部保健医療福祉推進課
事業の概要、目的	令和５年５月８日より、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが「５類感染症」へ変更された。これに伴い、区は、実施根拠がなくなった事業は廃止しつつ、国や都の方針も踏まえ、引き続き同感染症から区民の生命と健康を守るために区が担うべき事業（例：発熱時等の受診相談や陽性判明後の体調急変時等の健康相談、重症化リスクの高い高齢者施設等での陽性者発生時の検査など）については、継続して実施するなどの対応を続けていく。 また、地区医師会等と連携し、高齢者施設に対する医療支援を継続するなどハイリスク者等の感染拡大防止に取り組む。 なお、これらの取り組みとともに、新型コロナウイルス感染症のこれまでの対応や経験を踏まえ、令和５年度において、感染症法に基づく「予防計画」及び地域保健法に基づく「健康危機対処計画」の策定に取り組む。また、「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」改定に向けての課題整理を行い、当該計画の見直しに取り組む。 令和４年度の取り組み ⑴ 相談体制の強化 相談件数や感染者数の増加、国・都の動きを踏まえ、発熱相談センター等（最大２５回線）で電話相談を運用し、外部委託により、委託事業者が人員の確保から運営までの一括した対応を行うことで、適切に相談、受診、検査につなげる体制整備に取り組んだ。 ⑵ 検査体制の整備 「PCR検査等体制の維持・拡充」参照。 ⑶ 防疫体制の強化 り患者への疫学調査、入院勧告（ホテル療養含む）保健指導等の対応について、また、防疫業務に付随して発生する事務作業について、民間活力の活用、東京都実施事業の活用、令和３年度に締結した区内大学との協定に基づく協力体制の活用（救急救命士等の派遣）等により体制強化に取り組んだ。 ⑷ 自宅で療養する新型コロナウイルス感染症患者への支援 令和３年２月より運用を開始した「世田谷区自宅療養者健康観察センター」を継続し、重症化リスクの高い自宅療養者や入院調整を要する可能性が高い方に対して、「架電による健康観察」及び「医療相談窓口の設置」を実施することに加え、自宅療養者の症状等により診療の必要がある場合に、「オンライン・訪問診療、薬剤配送等」につなげる区独自の健康観察を実施した。また、令和４年１月に開設した、主に自宅療養中に呼吸苦等の発現により症状が悪化し、入院調整が必要と判断された感染者を対象として、医療機関に入院するまでの間に一時滞在する施設「世田谷区入院等待機施設」を引き続き設置し、入院調整中で酸素吸入が必要な感染者へのフォローアップ体制を強化した。 ⑸ 入院医療費公費負担 新型コロナウイルス感染症と診断された患者に対し、適正な医療の提供を目的として、入院医療費の一部（あるいは全部）を公費で負担した。 ⑹ 患者搬送対応

	新型コロナウイルス感染症患者を医療機関等へ搬送する業務を民間事業者と連携して対応した。 ⑺新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（以下「HER-SYS」という。）の運用 HER-SYSを用いて健康観察記録等の新型コロナウイルス感染者の情報を管理し、国・都等との情報共有を進めるとともに、療養先調整を行うため、民間事業者との連携による感染者情報の入力体制強化に取り組んだ。 ⑻ 社会福祉施設への専門的な助言・指導の実施 社会福祉施設等（高齢、障害施設及び保育園等）での新型コロナウイルス感染症発生時における感染拡大防止を図るため、専門的な助言・指導を行った。 ⑼ 濃厚接触者等への対応 患者の濃厚接触者に対するＰＣＲ検査、健康観察、保健指導等の対応について、保健師等の増員配置、ＩＨＥＡＴの活用、民間事業者との連携により体制強化に取り組んだ。 ⑽ 新型コロナウイルス感染症後遺症に関する対応 退院後や療養期間終了後も、何らかの症状が残り、相談や受診を希望する方に対応するため、引き続き新型コロナウイルス感染症後遺症相談窓口を設置した。 ⑾ 新型コロナウイルス感染症に関する区民等への情報提供 区ホームページ等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の提供や療養者向けの案内等をわかりやすく発信した。 【参考】 ●健康危機管理体制の充実 【再掲269ページ】
根拠法令等	［国］ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ［国］ 新型インフルエンザ等対策特別措置法
対　　象	区民および区内に所在している患者
予 算　**[歳出]** 4,712,337,000円 ※⑵については「PCR検査等体制の維持・拡充」に記載	**決 算**　**[歳入]** ［国］485,394,514円　［都］3,710,865,000円 **[歳出]** 4,234,618,819円 ※⑵については「PCR検査等体制の維持・拡充」に記載

＜実績＞

1	陽性者数（令和４年４月～令和４年９月25日） 発生届出件数（令和４年９月26日～令和５年３月）	124,660人 12,888件
2	電話相談件数（令和４年４月～令和５年３月）	32,394件
3	積極的疫学調査・データ入力委託（令和４年４月～令和５年３月従事者延人数）	30,022人
4	協定に基づく大学からの支援（令和４年４月～令和５年３月活動延人数）	89人
5	健康観察センター業務委託（令和４年４月～令和５年３月架電件数）	20,241件
6	自宅療養者相談センター業務委託（令和４年４月～令和５年３月受電対応件数）	48,773件
7	パルスオキシメーター確保台数（令和４年４月～令和５年３月）	9,161台
8	パルスオキシメーター配送等業務委託（令和４年４月～令和５年３月）	3,028件
9	食料品等配送委託（令和４年４月～令和５年３月）	16,653件
10	患者搬送委託（令和４年４月～令和５年３月）	3,087件
11	入院医療費公費負担（令和４年４月～令和５年３月支払件数）	5,530件
12	世田谷区入院等待機施設運営（令和４年４月～令和５年３月利用者数）	199人

PCR 検査等体制の維持・拡充

事業の開始
令和2年4月

窓口・所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課
事業の概要、目的	保健所等が実施する有症状者や濃厚接触者を対象とした検査（従来型検査）に加え、世田谷区内の介護事業所等を対象に、施設利用者への感染を防ぎ、重症化を避けることや施設内でのクラスター発生を抑止することを目的とした、社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）を実施する。 また新型コロナウイルス感染症の変異株による急激な感染拡大の緊急措置として、医療機関によるオンライン診療等の体制を確保するなど、地域医療の支援や補完に取り組む。 なお令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が感染症法上、5類に移行することに伴い、5月8日以降保健所等が実施する検査（従来型検査）については廃止。社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）は体制を縮小して実施する。
根拠法令等	［国］感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ［区］世田谷区介護事業所等を対象とした新型コロナウイルス感染症に係る社会的検査実施要綱
対　　象	従来型検査：有症状者、無症状の濃厚接触者等 社会的検査：介護事業所・保育所等の職員及び利用者等 医療機関によるオンライン診療等体制の確保：世田谷区内在住者等
予　算	**[歳出]** 2,560,401,000円
決　算	**[歳入]** ［国］547,107,558円　［都］739,287,655円 ［他］2,485,088円 **[歳出]** 1,836,014,127円

＜PCR 検査（従来型）件数実績＞

PCR 検査数 （令和4年4月1日～令和5年3月31日）
17,939 件 （世田谷保健所・医師会）

＜社会的検査（PCR 検査、抗原定性検査）件数実績＞

PCR 検査数 （令和4年4月1日～令和5年3月31日）		
行政検査	随時検査	16,490 件

抗原定性検査キット配付数 （令和4年4月1日～令和5年3月31日）	
随時検査の補完用	228,650 キット
行事前検査用	58,435 キット
家庭内感染対策用	144,650 キット
医療機関への支援等	24,258 キット

＜医療機関によるオンライン診療等体制の確保　実績＞

実　施　内　容		件数
オンライン診療（新型コロナ・インフルエンザ同時検査のオンライン診療も含む） (令和4年8月10日～令和5年3月31日)		3,322 件
新型コロナ・インフルエンザ同時検査 (令和4年12月19日～令和5年2月28日)	世田谷地域会場	88 件
	北沢地域会場	41 件
	砧地域会場	119 件
小児専用 同時検査・診療所 (令和4年12月19日～令和5年3月31日)		203 件

新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種事業

事業の開始
令和3年1月

窓口・所管	世田谷保健所住民接種担当課		
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症者を減らすことを目的に、区民が迅速かつ安全にワクチン接種を受けられる体制を整備する。 ＜ホームページ＞ https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/013/index.html		
根拠法令等	［国］ 予防接種法		
対　　象	世田谷区の区域内に居住する生後6か月以上の者		
予 算	**[歳出]** 4,806,920,276円（令和3年度繰越明許費） 13,657,068,000円（令和4年度） ※未執行分のうち、2,464,787,000円を令和5年度へ繰越	予 算	**[歳入]** ［国］ 8,960,336,360円（令和3年度繰越明許費） 4,549,101,544円（令和4年度） ［他］ 19,566,162円（令和4年度） **[歳出]** 4,581,146,777円（令和3年度繰越明許費） 9,025,227,582円（令和4年度）

新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業

事業の開始
令和2年1月

窓口	保健福祉政策部保健福祉政策課		
事業所管	保健福祉政策部保健福祉政策課計画担当（保健医療福祉推進課）		
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応する医療機関の受入れ体制を強化するとともに、地域医療体制の確保を図るため、区内の医療機関を支援する補助事業を実施する。 令和4年度については、新型コロナウイルス専用病床を確保し区民の入院患者を受け入れた医療機関、発熱外来等を運営した医療機関、新型コロナ回復後患者の転院等を受け入れた医療機関、従業員等の感染により休診・病床使用停止をした医療機関を支援した。令和5年度については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上における位置づけの変更や、感染状況等を見定めながら事業内容を検討する。		
根拠法令等	［区］ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金交付要綱		
対　　象	区内の医療機関等であって対象の補助事業を行うもの。		
予 算	**[歳出]** 449,836,000円	決 算	**[歳入]** [都]449,836,000円※今年度精算を踏まえた額 **[歳出]**449,836,000円

＜実績＞

専用病床確保	医療機関数	確保病床	区民使用病床
	10病院	204床	20,194床(延べ)
発熱外来の運営	医療機関数	PCR検査件数	抗原検査件数
	12病院・80診療所	112,843回	103,977回
従業員等の感染による休診・病床使用停止	医療機関数	使用停止病床	休診
	2病院・9診療所	1,784床（延べ）	73日（延べ）
新型コロナ回復後患者の転院等受入支援	医療機関数	転院受入患者数	転床実施患者数
	14病院	21名	412名

社会福祉施設等への新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー事業

事業の開始
令和2年5月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課指導・サービス向上担当
事業の概要、目的	社会福祉施設等に、医師及び感染管理認定看護師（令和5年度は感染管理認定看護師のみ）のアドバイザーが新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策及び予防に係る助言等を行うことによって、施設内での感染拡大の防止及び円滑な業務継続を図る。
根拠法令等	［都］令和4年度区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業実施要綱 令和4年度区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金交付要綱 ［区］社会福祉施設等への新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー事業実施要領
対　　象	世田谷区内の高齢福祉、障害福祉、児童福祉の通所及び入所の事業を実施している区立施設及び民間施設その他社会福祉に係る事業所等
予　算	**[歳出]** 942,000円 **決　算** **[歳入]** ［都］132,000円 **[歳出]** 132,600円

＜実績＞ （単位：件）

	現地訪問	電話・オンライン・メール	計
令和2年度	8	6	14
令和3年度	34	11	45
令和4年度	7	2	9

高齢者・障害者施設等支援事業

事業の開始
令和2年6月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課、介護保険課事業者支援担当、障害福祉部障害施策推進課、障害者地域生活課、障害保健福祉課
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた高齢者・障害者施設等が行う感染拡大防止の取り組みを支援するため、高齢者・障害者施設等支援金を交付する。
根拠法令等	［区］令和4年度世田谷区高齢者・障害者施設等支援事業実施要綱
対　　象	高齢者施設等、障害者施設等
予　算	**[歳出]** 4,500,000円 **決　算** **[歳入]** ［都］3,485,000円 **[歳出]** 3,485,000円

＜実績＞

支援金（補助金）区分	支援件数
施設運営継続事業	19件
職員派遣事業	0件

在宅要介護者の受入体制整備事業

事業の開始
令和3年1月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課、障害福祉部障害施策推進課、障害者地域生活課
事業の概要、目的	在宅で高齢者や障害者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等においても、感染した家族等が安心して療養に専念できる環境を整えるため、要介護高齢者等が緊急一時的に利用できる宿泊施設等の確保やホームヘルパーの派遣等により、受入体制を整備する。
根拠法令等	［都］在宅要介護者の受入体制整備事業実施要綱
対　　象	介護者が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により、既存のサービス等を受けることができず、在宅での日常生活の継続が困難となる要介護の高齢者及び障害者
予　算	**[歳出]** 51,496,000円 **決　算** **[歳入]** ［都］10,000,000円 **[歳出]** 51,494,898円

＜実績＞

	受入施設確保数（単位：箇所）	受入件数（単位：件）
令和3年度	2	10
令和4年度	1	8

感染症対策設備整備推進事業

事業の開始
令和2年12月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、介護施設等の利用者等の安全安心を確保することを目的として、簡易陰圧装置の設置に係る経費、ゾーニング環境の整備に係る経費、個室化に要する改修工事に係る経費等を助成する。
根拠法令等	［都］令和４年度感染症対策設備整備推進事業補助金交付要綱 ［区］世田谷区高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金交付要綱
対　　象	区内において定員29人以下の施設又は事業所を運営する者であって、補助事業を行うもの。
予　算	[歳出] 0円
決　算	[歳入] [その他] 15,868円

新型コロナウイルス感染症の影響に係る介護保険料の減額・免除

事業の開始
令和2年7月

窓口・所管	高齢福祉部介護保険課資格保険料係
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染症の影響により第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が一定程度見込まれる場合や新型コロナウイルス感染症により、第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が亡くなった、又は重篤な傷病を負った第１号被保険者について、申請により保険料を減額し、又は免除する。
根拠法令等	［国］介護保険法第142条 ［区］世田谷区介護保険条例第14条 世田谷区介護保険条例施行規則第15条～20条 世田谷区介護保険料の減免事務処理要領
対　　象	新型コロナウイルス感染症の影響により第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が一定程度見込まれる場合や新型コロナウイルス感染症により、第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が亡くなった、又は重篤な傷病を負った第１号被保険者

＜実績＞

	減免決定者数	減免額
令和2年度	4,430	183,269,501
令和3年度	463	26,323,828
令和4年度	100	5,806,264

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱い

事業の開始
令和2年2月

窓口・所管	高齢福祉部介護保険課介護認定審査事務係
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、面接による認定調査ができない状況が生じたことから、利用者が必要とするサービスの継続を図るため、申請に基づき要介護認定の有効期間を12か月延長する事業を実施する。
根拠法令等	［国］令和2年2月18日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡
対　　象	新型コロナウイルス感染症の影響により、認定調査等が困難な状況にある更新申請者

子育て支援施設等における感染症防止対策用物品購入等への補助等

事業の開始
令和2年6月

窓口・所管	子ども・若者部各課		
事業の概要、目的	国制度等を活用し、子育て支援施設等に対して、感染症防止対策用物品購入等にかかる経費を補助する。		
根拠法令等	［国］子ども・子育て交付金交付要綱、児童虐待・DV 対策等総合支援事業要綱 ［都］東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱、私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱 ［区］世田谷区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱等		
対　　象	私立幼稚園、利用者支援事業、おでかけひろば、一時預かり事業、子育て短期支援事業、ファミリーサポートセンター事業、養育支援訪問事業、児童養護施設、母子生活支援施設等		
予　算	**[歳出]** 104,892,000円	決　算	**[歳入]** ［国］20,194,000円　［都］15,591,000円 ※今年度精算を踏まえた額 **[歳出]** 58,729,055円

利用者支援事業　【再掲 198 ページ】

子育てステーション　【再掲 205 ページ】

おでかけひろば　【再掲 205 ページ】

ファミリー・サポート・センター事業　【再掲 207 ページ】

令和４年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業

事業の開始
令和4年6月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染症による影響を受けて損害受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和４年５月24日付子発0524第１号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、子育て世帯に対して、対象児童１人あたり５万円を支給する事業を実施。 また、上記対象児童１人あたり区要綱に基づき５万円（令和４年９月30日までの転出者は３万円）を追加して支給する。
根拠法令等	[区] 令和４年度世田谷区低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要綱
対　　象	以下のいずれかに該当する者 １．令和４年４月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）の規定による児童扶養手当の支給を受けている者 ２．令和４年４月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者のうち、法第13条の２の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者又は法第６条の規定に基づく区長の認定を受けた場合には法第13条の２の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなる者であって、令和２年の収入額について要件を満たす者 ３．申請時点において、令和４年４月分の児童扶養手当に係る法第６条の規定に基づく区長の認定を受けていない受給資格者又は法第９条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後１年間の収入見込額について要件を満たすと区長が認める者、その他上記1,2に規定する者と同様の事情にあると区長が認める者

予 算	[歳出] 事業費：362,810,000円	決 算	[歳入] ［国］ 事業費：231,700,000円 事務費：4,326,000円 [歳出] 事業費：198,200,000円　事務費：4,326,000円

<実績>

	支給対象児童数
令和４年度	3,964

令和４年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業

事業の開始
令和４年６月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染症による影響を受けて損害受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。以下同じ。）を見舞う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和４年５月24日付子発0524第２号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、子育て世帯に対して、対象児童１人あたり５万円を支給する事業を実施。 また、上記対象児童１人あたり区要綱に基づき５万円（令和４年９月30日までの転出者は３万円）を追加して支給する。
根拠法令等	[区] 令和４年度世田谷区低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要綱
対　　象	以下のいずれかに該当する者 １．令和４年４月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者のうち、令和４年度分の市町村民税均等割が非課税である者、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和４年１月以降の家計が急変し、令和４年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（令和４年５月から令和５年３月までのいずれかの月の分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けた者を含む） ２．令和４年３月31日において、平成16年４月２日（障害児の場合は平成14年４月２日）から平成19年４月１日までの間に出生した児童（令和４年４月以降令和５年２月末までに生まれる新生児も対象）を養育するものであって、世田谷区内に住所を有する者のうち、令和４年度分の市町村民税均等割が非課税である者、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和４年１月以降の家計が急変し、令和４年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者 ３．児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第７条に規定する額以上の収入があり、平成19年４月２日以降に出生した児童を養育する者であって、令和４年３月31日において区内に住所を有する者又は同年４月１日以降に当該児童を養育し、区内に住所を有することになった者

予 算	[歳出] 事業費：673,540,000円	決 算	[歳入] ［国］ 事業費：550,000,000円 事務費：116,928,000円 [歳出] 事業費：472,300,000円　事務費：67,992,824円

<実績>

	支給対象児童数
令和４年度	9,446

令和４年度低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金支給事業

事業の開始
令和4年11月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で食費等の物価高騰等に直面する世帯に対し、その実情を踏まえたさらなる生活の支援を行うため、令和４年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について、国から支給される 5 万円に区独自の上乗せ5万円(令和4年9月30日までの転出者は上乗せ3万円）を含めて、児童１人につき10万円(令和4年9月30日までの転出者は児童１人につき8万円）の支給を実施。
根拠法令等	[区] 令和４年度世田谷区低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金支給要綱 [区] 令和４年度世田谷区低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要綱 [区] 令和４年度世田谷区低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要綱
対　　象	以下のいずれかに該当する者 １．令和４年度世田谷区低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要綱（令和４年６月１日４世家庭第325号）第１条に規定する給付金（以下「ひとり親世帯給付金」という。）の支給の決定を受けている者（令和４年10月１日以降、区内に住所を有していない者を除く。）又は令和４年度世田谷区低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要綱（令和４年６月１日４世家庭第358号）第１条に規定する給付金以下「その他世帯給付金」という。）の支給の決定を受けている者（令和４年10月１日以降、区内に住所を有していない者を除く。） ２．ひとり親世帯給付金と同等の制度の助成金等について、他の市区町村から支給の決定を受けており、令和４年４月１日以降に世田谷区に転入し、第６条第１項の申請を行う時点で区内に住所を有する者又はその他世帯給付金と同等の制度の助成金等について、他の市区町村から支給の決定を受けており、令和４年４月１日以降に世田谷区に転入し、第６条第１項の申請を行う時点で区内に住所を有する者

予　算		決　算	
	[歳出] 事業費：443,750,000円		**[歳入]** [都] 事業費：370,125,000円 （低所得のひとり親世帯等生活支援給付事業補助金） ［都］事業費：337,360,000円（地方創生臨時交付金） **[歳出]** 事業費：674,520,000円

＜実績＞

	支給対象児童数
令和4年度	13,281

子育て世帯への臨時特別給付

事業の開始
令和3年12月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯について、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知の別紙）に基づき、子育て世帯に対して、対象児童一人当たり現金10万円を支給する事業を実施。
根拠法令等	〔区〕 ・令和3年度世田谷区子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）実施要綱 ・令和3年度世田谷区子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））実施要綱
対　　象	以下のいずれかに該当する者 １　令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については令和3年10月分）の児童手当の支給を受けている者で、児童手当所得制限限度額未満の者 ２　令和3年9月30日時点で世田谷区に住民登録があり、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた児童を養育する者で、児童手当所得制限限度額未満の者 ３　令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する者で、児童手当所得制限限度額未満の者 ４　本給付金の受給者の配偶者であった者のうち離婚（離婚協議含む）等により、上記１、２の支給基準日の翌日以降に新たに対象児童の養育者となった者で、令和4年2月28日時点で対象児童を養育する者その他これらに準ずる者

予　算	**[歳出]** 現年度：17,485,000円 繰越明許費：1,086,950,000円	**決　算**	**[歳入]** 〔国〕 91,037,364円 **[歳出]**現年度：2,750,000円 繰越明許費：105,771,097円

＜実績＞

	支給件数
令和3年度	48,991件
令和4年度	920件

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

事業の開始
令和４年２月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方に対し速やかに生活・暮らしの支援を実施するため、令和３年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和３年11月26日付府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知の別紙）に基づき、住民税非課税世帯等に対して１世帯あたり10万円を支給する事業を実施。
根拠法令等	［区］令和３年度世田谷区子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）実施要綱
対　　象	○令和３年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 以下のいずれかに該当する世帯 １　令和３年12月10日時点で世田谷区に住民登録があった世帯で、世帯員全員の令和３年度住民税均等割が非課税である世帯 ２　１以外の世帯で、令和３年12月10日時点で国内に住民登録があった世帯で、令和３年１月から令和４年９月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、１と同様の状況にあると認められる世帯 ○令和４年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 以下のいずれかに該当する世帯（上記の要件を満たし、既に同給付金の支給を受けた世帯を除く） １　令和４年６月１日時点で世田谷区に住民登録があった世帯で、世帯員全員の令和４年度住民税均等割が非課税である世帯 ２　１以外の世帯で、令和４年６月１日時点で国内に住民登録があった世帯で、令和４年１月から令和４年９月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、１と同様の状況にあると認められる世帯
予　算	**[歳出]** 現年度：559,685,000円 繰越明許費：3,811,714,000円
決　算	**[歳入]** ［国］4,068,746,167円 **[歳出]** 現年度：391,572,731円 繰越明許費：3,763,858,125円

＜実績＞

	支給決定件数
住民税非課税世帯	93,525件
家計急変世帯	2,145件

子どもへの食の支援事業　【再掲203ページ】

保育所等における感染症防止対策にかかる支援

事業の開始
令和２年１月

窓　　口	子ども・若者部部保育課
事業所管	子ども・若者部保育課区立保育園運営担当、教育・保育給付担当、保育認定・調整課認可外保育施設担当、
事業の概要、目的	保育所等において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合、事業を継続的に提供していくために必要な消毒等に係る経費等を保育所等に対して補助する。
根拠法令等	［国］保育対策総合支援事業費補助金交付要綱、子ども・子育て交付金交付要綱 ［区］世田谷区保育所等運営費助成金交付要綱、令和３年度世田谷区新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応補助金交付要綱、令和４年度世田谷区新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品購入等補助金（一時預かり事業及び延長保育事業）交付要綱、世田谷区特定地域型保育事業所運営費助成金交付要綱、令和４年度世田谷区新型コロナウイルス感染症に関する認可外保育施設に対する緊急対応補助金交付要綱
対　　象	保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、
予　算	**[歳出]** 411,669,000円
決　算	**[歳入]** ［国］176,436,000円　**[歳出]** 283,520,042円

新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業

事業の開始
令和2年4月

窓口・所管	子ども・若者部保育認定・調整課、保育課
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、認可保育園の定期利用保育及び認証保育所の利用者について、登園自粛を要請した期間や、施設が臨時に休園をした期間等の利用者負担の軽減を目的として、補助を実施した。 補助金額は、認可保育園の定期利用保育については、1・2歳児は5万円、3歳児は4万500円を上限に、認証保育所については、3歳児未満は10万4千円、3歳児以上は10万1千円を上限に、施設が保護者の保育料を減額した金額について、施設に補助した。
根拠法令等	[都]令和4年度新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助要綱 [区]令和4年度世田谷区新型コロナウイルス感染症により臨時休園等をした保育施設等に対する補助金交付要綱
対象	認可保育園の定期利用保育及び認証保育所の利用者
予算 [歳出] 30,773,210円	決算 [歳入]［都］15,386,000円 [歳出] 30,773,210円

<実績>

	実人数		延べ月数		金額	
令和2年度	定期利用保育	認証保育所	定期利用保育	認証保育所	定期利用保育	認証保育所
	25	1,340	44	5,710	2,895,600	164,665,843
令和3年度	定期利用保育	認証保育所	定期利用保育	認証保育所	定期利用保育	認証保育所
	22	1,298	39	5,385	1,424,800	91,976,575
令和4年度	定期利用保育	認証保育所	定期利用保育	認証保育所	定期利用保育	認証保育所
	29	922	18	2,048	553,120	30,773,210

新型コロナウイルス感染予防対策 乳幼児健康診査等費用助成

事業の開始
令和2年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染予防のため、集団健康診査を受ける機会を失した乳幼児に対し、個別に医療機関で健康診査を受診した場合に要した費用を助成する。 決定件数は、3～4か月児健康診査16件、1歳6か月児健康診査(歯科)1件、3歳児健康診査(内科)10件、3歳児健康診査(歯科)0件である。
根拠法令等	［区］世田谷区乳幼児健康診査費用助成要綱
対象	生後3～5か月児、1歳6か月～2歳3か月児(歯科)、3歳～4歳11か月児(内科・歯科)
予算 [歳出] 3,815,878円	決算 [歳入] 0円 [歳出] 122,205円

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減額・免除

事業の開始
令和２年７月

窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課資格賦課
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が一定程度見込まれる世帯及び新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯について、申請により保険料を減額又は免除する。
根拠法令等	[国]国民健康保険法 [区]世田谷区国民健康保険条例 世田谷区国民健康保険料の徴収猶予及び減免事務処理要綱 新型コロナウイルス感染症の影響による世田谷区国民健康保険料減免事務処理基準
対　　象	新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が一定程度見込まれる世帯及び新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯

＜実績＞

	件数	保険料減免額
令和２年度	10,772	1,680,910,913
令和３年度	1,753	331,558,559
令和４年度	559	109,824,296

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の徴収猶予

事業の開始
令和２年４月

窓口・所管	保健福祉政策部保険料収納課納付相談、徴収・滞納処分
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染症の影響により、納付義務者が事業又は業務を廃止・休止した場合等で、納付が困難な状況と認められる世帯について、徴収猶予制度を適用し、一定期間、徴収を猶予する。
根拠法令等	［区］世田谷区国民健康保険条例
対　　象	新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険料の納付が困難になった世帯

＜実績＞

	件数	徴収猶予保険料額
令和２年度	297	73,841,368
令和３年度	12	2,776,844
令和４年度	4	1,215,457

世田谷区国民健康保険傷病手当金

事業の開始
令和2年5月

窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課
事業の概要、目的	給与等（所得税法第28条第一項に規定する給与等）の支払いを受けている世田谷区国民健康保険被保険者が新型コロナウイルスに感染または疑いにより療養のため、労務に服することができなかったとき、労務に服することができなかった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務につくことを予定していた日について傷病手当金を支給する。
根拠法令等	［区］世田谷区国民健康保険条例・世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則・世田谷区国民健康保険傷病手当金実施要綱
対　　象	国民健康保険被保険者
予　算	**[歳出]** 38,484,000円
決　算	**[歳入]** ［都］17,897,000円［他］802,448円　**[歳出]** 18,699,448円

＜実績＞

	支給決定数	支給決定金額
令和2年度	49	3,543,794
令和3年度	138	7,007,385
令和4年度	493	18,699,448

新型コロナウイルス感染被保険者の同性パートナーへの傷病手当金相当額の支給

事業の開始
令和2年2月

窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染症により死亡した世田谷区国民健康保険被保険者と同居して生計を共にする同性パートナーに対して世田谷区国民健康保険条例付則第8条に定める傷病手当金に相当する額を支給する。
根拠法令等	［区］世田谷区国民健康保険被保険者の同性パートナーへの傷病手当金相当額の支給に関する要綱
対　　象	新型コロナウイルス感染症により死亡した世田谷区国民健康保険被保険者と生計を共にする同性パートナー

新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料の減額・免除

事業の開始
令和2年7月

窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が一定程度見込まれる被保険者及び新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った被保険者について、申請により保険料を減額し、又は免除する。（令和5年5月31日廃止）
根拠法令等	［国］高齢者の医療の確保に関する法律 ［東京都後期高齢者医療広域連合］ 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る東京都後期高齢者医療保険料減免取扱要綱
対　　象	新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が一定程度見込まれる被保険者及び新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った被保険者

＜実績＞

	件数	金額
令和２年度	1,290	72,065,400
令和３年度	108	8,749,300
令和４年度	64	8,242,100

国民年金保険料の免除（新型コロナウイルス感染症の影響により、所得見込額が下がったとき）　【再掲 436 ページ】

受験生チャレンジ支援貸付事業　【再掲 444 ページ】

住居確保給付金の支給　【再掲 445 ページ】

生活困窮者自立促進支援事業　【再掲 447 ページ】

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給【再掲 449 ページ】

第 11 章　関係団体

1. 関係団体

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）は、いつまでも住み続けたい福祉のまちを目指し、地域住民が主体となって組織されたさまざまな地域福祉活動を行う社会福祉法人である。（参考：社会福祉法第 109 条）

社会福祉協議会では、高齢者、障害者、子どもなどを地域で見守り、支えあう「地域支えあい活動」を推進しているほか、従来から取り組んでいる、ふれあいサービス（家事援助）事業やあんしん事業（地域福祉権利擁護事業）、成年後見制度に関する事業、地区高齢者見守りネットワークの構築をはじめ、地域福祉コーディネート推進事業（地域資源開発事業）などを通じて、福祉ニーズに応じた多面的な活動を実施している。

また区から、成年後見制度の普及・推進を図るため、世田谷区成年後見制度利用促進基本計画で定める中核機関を、「成年後見センター」で、生活困窮者等の自立に向けた生活困窮者自立相談支援事業を、「ぷらっとホーム世田谷」で、身近な地域で子育ての相互援助を行う事業を、「世田谷区ファミリー・サポート・センター」で、それぞれ受託している。

地区社協、地域社協事務所、区社協本部の 3 層構造により、住民主体による地域福祉の推進に取り組んでいる。

1. 地域福祉コーディネート推進事業（地域資源開発事業）

区内 28 まちづくりセンターに地区担当職員を配置し、まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・児童館等と連携し、福祉に関する相談支援や福祉活動人材の育成、住民主体による地域包括ケアの体制づくりや新たな福祉サービスの創出等を通じて生活支援の拡充に取り組んでいる。

2. 地区社協活動支援事業

地域生活課題の発見と解決に向け、住民が主体となり組織された地区社協の活動を円滑に推進するため、住民同士の交流や関係団体等とのネットワークづくりなどの支援を行う。

地区社協一覧（29 地区）

世田谷地域（8）	池尻、太子堂、若林、上町、経堂、野沢、下馬、上馬
北沢地域（6）	梅丘、代沢、新代田、北沢、松原、松沢
玉川地域（7）	奥沢、九品仏、等々力、上野毛、用賀、二子玉川、深沢
砧　地　域（5）	祖師谷、成城、船橋、喜多見、きぬた
烏山地域（3）	上北沢、上祖師谷、烏山

3. ふれあい・いきいきサロン活動の推進・支援

高齢者・障害者・子育て中の方などが、いつまでも住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域の住民による仲間づくりの活動を推進・支援する。

4. 支えあいミニデイ活動の推進・支援

閉じこもりがちな高齢者や虚弱な高齢者を対象に、昼食をはさんで、お茶とおしゃべりや手工芸、健康体操等を通じた、仲間づくりや介護予防のための活動を推進・支援する。

5. あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症、知的障害、精神障害などにより自分ひとりで手続きや契約することに不安のある方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、自宅を定期的に訪問し、各種福祉サービスの利用契約や支払い手続き、預貯金の出し入れ等を支援する。希望者本人と社会福祉協議会が契約を取り交わした後、支援計画に基づき、サービスを行う。

(1) サービスの内容

①福祉サービスの利用援助

・福祉サービスについての情報提供、助言

・福祉サービス利用や支払いの手続き

・行政などから届く郵便物の整理
・福祉サービスの苦情解決制度の利用手続き

②日常的金銭管理サービス（オプション）
・年金や福祉手当の受領手続き
・税金や公共料金、家賃等の支払い手続き
・日常の生活費等の払戻し、預け入れ

③書類等預かりサービス（オプション）
・年金証書、銀行の通帳、実印等の大切な書類等の預かり
※頻繁に出し入れのないもの

⑵ 利用料金
①②：1回1時間まで1,000円。支援時に支払い等で使用する通帳・印鑑を預かる場合は、2,500円。（1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算）
③：月額1,000円

6. あんしん法律相談

弁護士が、相続や遺言、成年後見制度など法律に関する相談を行う。（予約制）
・相 談 日：第1，3水曜日、及び第2木曜日の午後。
・相談時間：原則として、一人30分間、１回のみ。

7. 成年後見制度に関する事業

⑴ 法人による成年後見活動
判断能力が十分でなく、自分一人では契約や財産管理などを行うことが難しい高齢者・障害者で、法人による支援が適切な方に対し、その生命・財産を守り地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会が法人として成年後見人となり支援する。また、将来判断能力が低下した時のための任意後見契約を結び、定期訪問する。

⑵ 法人による区民後見監督活動
家庭裁判所による区民成年後見人等の選任に伴い、社会福祉協議会自らが法人として後見等監督人に就任し、区民成年後見人等の活動を監督する。

⑶ 世田谷区成年後見制度利用支援（区委託）
①成年後見制度利用支援に関する相談・情報提供
②成年後見制度に関する専門法律相談
③区民成年後見人の養成と活動支援
④成年後見センター運営委員会の運営
⑤事例検討委員会の運営
⑥成年後見制度の普及・啓発事業
⑦親族後見人の支援
⑧成年後見制度地域連携ネットワーク会議の運営

8．高齢者見守りネットワークの推進

「地区高齢者見守りネットワーク」に参画し、高齢者見守りネットワーク会議への出席とともに、事務局として実務支援を行う。また、区見守りコーディネーター連絡会等関係会議へも積極的に参画し、社会福祉協議会が取り組む他の事業等との連携を図り、地区を基盤とした緩やかな見守りに関する取り組みを強化していく。

9. ふれあいサービス事業

福祉的支援を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるよう、日常生活の困り事（簡易な家事や見守りなど）を解決するとともに、「孤立予防」や「閉じこもり予防」の視点をもって、家事支援・生活支援・外出支援サービスを実施している。

ア）会員
ｉ）協力会員
福祉に理解と熱意のある方で、利用会員宅を訪問し、簡易な家事や見守りなどの　援助をして下さる18歳以上の方。資格・性別などは問わない。

ii）利用会員

区内にお住まいの高齢者、障害者、産前・産後等で、日常生活に支障がありお困りの方。

イ）サービス内容

［家事支援］　簡単な掃除・洗濯・アイロンかけ・布団干し・食材などの買い物・食事作り・産前産後等支援、ゴミ出しなど

[生活支援]　見守り・話し相手・薬取り・簡単な家具の補修など

[外出支援]　散歩・買い物・通院や通学等・学校行事・趣味等の外出同行（車椅子での利用も可）

ウ）利用料金

1時間1,000円

ただし、ゴミ出しは1ヵ月1,000円（週2回まで）

その他、年会費2,000円（3ヵ月以内の一時的利用1,000円）

エ）利用時間

午前7時から午後9時

10. 世田谷区ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方(援助会員)が、身近な地域で子育ての相互援助を行う会員制のしくみで、社会福祉協議会がその運営を受託している。

11. 歳末たすけあい・地域支えあい募金

共同募金の一環として行われる「歳末たすけあい運動」である。

支援を必要としている世帯等への見舞金や地域福祉活動団体等への助成等を通じて、地域福祉の拡充など様々な福祉活動の財源として活用されている。

12. ボランティア活動の推進

福祉イベント・事業や被災地等へのボランティア活動など安心して活動できるよう、保険の加入手続事務を行う。手続きに合わせて地区サポーターの登録や他の活動メニューの紹介を行い、広く地域人材の掘り起こしを行う。

13. 世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」の運営

『生活困窮者自立支援法』に基づき、離職、失業の長期化、所得の低下、債務整理といった経済的な問題とあわせて、生活上の様々な困難に直面している方の相談に応じる。

(1) 自立相談支援

生活に困窮している方が抱えている課題を整理し、どのような支援が必要かを本人と一緒に考え自立支援プランを作成し、経済的な生活の安定と自立を目指し関係者や関係機関と連携して、寄り添いながら支援を行う。

(2) 就労相談（区が民間企業に委託）

本人の生活状況や健康状況・希望職種などを考慮し、就労支援を行う。ハローワークを始めとする就労支援機関等と連携を行うとともに、相談者の状況に合わせた求人開拓を行い、就労につなげる。就労後は定着支援を行い、本人が就労継続できるサポートを行う。

(3) 家計相談

家計状況の「見える化」を通じて収支のバランス等の課題を把握し、相談者自らが家計を管理できるように支援する。

(4) 住居確保給付金の支給

離職、廃業から原則2年以内または個人の責によらない理由・都合（休業等）により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある世田谷区在住の方で、住まい(賃貸)を喪失するか、喪失のおそれのある方に、就労支援とともに、原則3ヶ月間の家賃助成を行う（支給要件あり）。

(5) 就労準備支援

就労に向けた準備が整っていない方に対し、計画的にプログラム参加や地域での体験等を通じて生活習慣の形成や社会的能力の習得、就労意欲の向上に向けて支援する。

(6) フードパントリー

社会福祉法人、NPO法人、子ども食堂等と連携し、食の支援を通じて地域における生活困窮者支援

等のための共助の基礎づくりを行う。

(7) 受験生チャレンジ支援貸付

中学校3年生、高校3年生等の養育世帯に対して、学習塾などの受講料や高校・大学等の受験料を無利子で貸付を行う（貸付要件あり）。

(8) 生活福祉資金貸付（東京都社会福祉協議会から受託）

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする（貸付要件あり）。資金の種類、貸付限度額等は別表のとおり。

(9) 子どもの学習・生活支援

生活に困窮している世帯等の小学1年生～高校3年生の子どもに対し、大学生や地域のボランティアによる学習習慣定着のサポート、世代間交流や生活習慣の取得等の機会を提供する。

(10) 世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」

世田谷若者総合支援センター「メルクマールせたがや」と共に、年齢を問わないひきこもり相談窓口として、当事者の方やその家族等から相談を受けて、抱えている課題や不安に寄り添いながら、関係機関と連携して支援を行う。

14. 研修及び人材育成事業

区民や協力会員等を対象に、在宅福祉サービスや介護技術・子育て支援に関する講座等を実施することにより、人材の育成を図る。

〈区民対象〉

(1)地区活動入門講座

① 対象者‥‥地域活動への参画を希望する方

② 内　容‥‥基本的な傾聴技術や地域活動の内容の理解など

(2)子育て支援者養成研修

① 対象者‥‥修了後、援助会員として子どもの一時預かりや送迎ができる18歳以上の方

② 内　容‥‥新規援助会員登録のための研修（計25時間）

(3)子育て支援講座

① 対象者‥‥区内で子どもの預かり活動を行っている方など

② 内　容‥‥子育て支援活動に資する内容

(4)援助会員発掘事業

① 対象者‥‥子育て支援に関心のある方

② 内　容‥‥子育て支援に関する講座を開催し、受講者を子育て支援者養成研修受講と援助会員登録へつなぐ。

〈会員対象〉

(1)交流事業

会員相互の交流及び情報交換

(2)フォローアップ研修・フォローアップ専門研修

協力会員・援助会員・サロンスタッフ・研修修了者等の活動を支援する各種研修等

15. 福祉学習の推進

福祉団体等とのネットワークや福祉学習プログラムの冊子「つながる私たちのこころ」等を活用して、区内の小中学校を中心に高齢者疑似体験や車いす体験などの講座を開催し、体験を通して福祉意識の向上や福祉のまちづくり活動の気運醸成を図る。

16. 地域福祉推進大会

広く区民を対象として、地域福祉を取り巻く主要なテーマ等を設定し、これからの住民活動と地域福祉に関する理解を深めていく機会として開催する。

17. 子ども食堂支援事業

子ども食堂に対し、立ち上げ支援、運営支援、助成金の交付、活動保険の加入等の支援、せたがやフードドライブ事業による食料品の提供などを行い、団体が継続的に活動できるよう支援する。併せて、連絡

会等を開催し、活動上の課題等の共有や食中毒や感染症の防止等衛生講習等を行う。

18. せたがやフードドライブ事業

区清掃・リサイクル部及び各総合支所と連携し、世田谷区内各家庭から提供される食材を、子ども食堂をはじめとした地域活動団体に配付することにより、食品ロスの減少及び地域活動への支援を実施する。

19. 福祉喫茶の運営（保護的就労制度）

区の施設内に喫茶店（3店）を設置し、障害者の一般就労への移行と積極的な社会参加を支援する。

(1) 喫茶「YOU・遊」（松沢まちづくりセンター内）
(2) 喫茶「桜ん房」（砧図書館内）
(3) 喫茶「どんぐり」（世田谷文学館内）

20. 地域活動人材の確保・育成

住民が地域福祉活動に広く参画できるよう、地区サポーター登録制度を設け、ボランティアを必要としているサロン・ミニデイ、地域福祉活動団体や町会・自治会、福祉施設等への派遣調整を通じて、地域福祉活動の活性化を図る。

21. せたがや一人歩き SOS ネットワーク

高齢の方(認知症状がある方等)や障がいのある方が一人歩き中に行方がわからなくなった際､地域住民や関係機関の協力を得て迅速な発見に繋げ､いつまでも住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援する。

22. 支えあいサービス（介護予防・日常生活支援総合事業）

要支援者等に対し､住みなれた地域で自立した日常生活が継続できるよう介護予防や自立支援に効果の高い生活支援（家事援助）サービスを、健康状態や生活状況に応じて柔軟に提供する。また、人材の確保・育成のため、日常生活支援者養成研修を実施する。（平成 27 年 7 月より世田谷区から受託）

ア）対象者

ⅰ）利用者

介護保険の要支援者または基本チェックリストの結果が一定の基準に該当した方のうち、あんしんすこやかセンターによる介護予防ケアマネジメントにおいて、サービスの提供により自立支援の効果が見込まれる方

イ）サービス内容

ⅰ）食品、日用品の買い物同行（荷物持ち含む）
ⅱ）洗濯物干し、洗濯物の取り込み、洗濯物たたみ
ⅲ）簡単な掃除（風呂、トイレ、掃除機がけ）
ⅳ）布団干し、布団の取込み（セットサービスでのみ利用可）
ⅴ）簡単な調理の補助や下ごしらえ
ⅵ）ごみ出し（セットサービスでのみ利用可）
ⅶ）セットサービス（ⅰ～ⅵのサービスの中から複数のサービスを組み合わせて提供）

ウ）利用料金

原則 1 回 30 分　100 円（プラン上、30 分を超える場合は 200 円）
※利用者負担軽減制度のさくら証所持者は半額

23．高齢者等への不安解消事業

単身の高齢者等が、死後の事務（各種支払や自宅処分などの手続き、葬儀・埋葬など）を事前に準備するための相談会を行う。

24. 社会福祉法人のネットワーク事業

区内に本部のある社会福祉法人による協議会（世田谷区社会福祉法人地域公益活動協議会 36 団体）の運営を通じて、法人相互の情報交換を行い、連携・協働により法人による地域公益活動を推進する。

25．地域で支える食の支援事業

子ども食堂や生活困窮家庭等への食の支援を拡充するため、安定的な食の確保とともに、効果的な流通体制づくりや支援が必要な方に食を届ける取組みを推進する。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会の事務所および事業所

世田谷区社会福祉協議会本部　代表 TEL5429-2200

総務課

総務係　TEL5429－2208　FAX5429－2204

経営係　TEL5429－2208　FAX5429－2204

地域福祉課

日常生活支援係　TEL5429－1180　FAX5429－1202

世田谷区ファミリーサポートセンター

TEL5429－1200　FAX5429－1202

喫茶「YOU・遊」　TEL3323－8040

赤堤 5－31－5　松沢まちづくりセンター1 階

喫茶「桜ん房」　TEL3482－2291

祖師谷 3－10－4　砧図書館 1 階

喫茶「どんぐり」　TEL5374－9119

南烏山 1－10－10　世田谷文学館 1 階

連携推進課

連携推進係　TEL5429－2370　FAX5429－2204

（食支援担当）　TEL5787－7212　FAX5429－2204

地域社協課

調整係　TEL5429－2233　FAX5429－2204

世田谷地域社会福祉協議会事務所　TEL3419－2311　FAX3419－2354

太子堂 2－12－2　T-one 世田谷ビル 5 階

北沢地域社会福祉協議会事務所　TEL5787－8537　FAX5787－8533

北沢 2－11－3　イサミヤビル 3 階

玉川地域社会福祉協議会事務所　TEL3702－7777　FAX3702－7861

等々力 3-4-1　玉川総合支所 2 階

砧地域社会福祉協議会事務所　TEL5727－6101　FAX5727－6103

成城 2－33－15　成城二丁目事務所棟 1 階

烏山地域社会福祉協議会事務所　TEL5314－1891　FAX5314－1893

南烏山 5－18－13　モリッチビル 4 階

権利擁護支援課

成年後見センターえみぃ　TEL6411－3950　FAX6411－2247

成城 6－3－10

自立生活支援課

世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」

TEL5431－5355　FAX5431－5357

太子堂 4－3－1　STK ハイツ 3 階

「ぷらっとホーム世田谷分室」

生活福祉資金の相談　TEL3419-2611　FAX6453-2811

住居確保給付金・受験生チャレンジ支援貸付の相談　TEL6805-2787　FAX6453-2811

太子堂 4－3－2　DS 三軒茶屋ビル 2 階

生活福祉資金貸付内容一覧

資金種類	対象			要件	貸付限度額	返済期間	資金内容・利用目的
	低所得	障害	高齢				
教育支援費	○			・日常生活に支障はないが、具体的な利用目的のためにまとまった資金を必要としていること ・返済の見込みが立てられる状況であること。負債がある場合は要相談 ただし、資金種類ごとに貸付対象世帯や利用条件の定めあり ※原則として連帯保証人が必要 ※申し込み手続き期間１ヶ月程度(資金種類によって異なる) ※外国籍の方は在留資格要件あり ○低所得世帯：世帯収入が収入基準を超えない世帯 ○障害者世帯：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（または、障害者総合支援法による障害者福祉サービスの受給者証を所有している方）の属する世帯 ○高齢者世帯：日常生活上、療養または介護を必要とする、おおむね 65 歳以上の高齢者が属する世帯(収入基準あり) ※借入申込者が 65 歳以上の場合は、連帯保証人（親族）が必要 ※その他資金ごとの詳細条件あり	学校の種類による	14 年	高校、短大、大学等の授業料など ※無利子　貸付限度額あり
就学支度費	○				500,000 円	14 年	上記学校の入学金 ※無利子　貸付限度額あり
技能習得に必要な経費	○	○			技能習得期間による	8 年	就職に必要な知識、技能を修得するための経費※限度額あり
生業を営むために必要な経費	○	○			低所得世帯 2,800,000 円	7 年	自営業に必要な経費 設備等を購入・修理する費用など ※運転資金は対象外で申請から 3～4 ヶ月かかる ※貸付上限額および返済期間には別途条件あり
					障害者世帯 4,600,000 円	9 年	
出産、葬祭に必要な経費	○				500,000 円	3 年	葬祭、出産に必要な経費
住居の移転等に必要な経費	○	○	○				住居の移転、賃貸契約の更新に必要な経費
就職の支度に必要な経費	○	○					就職に際し必要な洋服等の購入費
その他日常生活上一時的に必要な経費	○						年金の掛金や健康保険料掛金の未納分
住宅の増改築、補修等に必要な経費	○	○	○		2,500,000 円	7 年	住宅の増築、改修、補修などの経費 ※申請手続きに 3～4 ヶ月かかる
福祉用具等の購入に必要な経費		○	○		1,700,000 円	8 年	障害者、高齢者の生活用具や機能回復訓練器具
障害者用自動車の購入に必要な経費		○			2,500,000 円	8 年	障害者の通勤・通学・通院等のための自動車購入費
負傷または疾病の療養に必要な経費	○		○		1,700,000 円	5 年	病気、負傷の治療費など（発症から１年以内、療養期間が１年を超えない場合のみ）
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費	○	○	○			5 年	介護給付、障害者福祉サービス、自立支援医療の利用者負担金など(期間が１年を超えない場合のみ)

資金種類	対象				貸付限度額	返済期間	資金内容・利用目的
	低所得	障害	高齢	要件			
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	○				1,500,000円	7年	災害による自立更生に必要な経費
緊急小口資金	○			低所得世帯で一時的な貸付により生活及び返済の見通しがたつ場合	100,000円	12ヶ月	転職後の初回給与までの生活費や年金、雇用保険の初回支給までの生活費等
総合支援資金	○	○		2年以内の離職で6ヵ月以上生計維持ができていた方が失業中で求職活動をしている世帯であり、それが確認できること 負債がある場合は要相談	月額 単身世帯 150,000円 複数世帯 200,000円 ※6ヶ月以内	10年	求職活動中の世帯の生活費、転居費用等 ※貸付対象、貸付限度額、返済期間等には別途条件あり
不動産担保型生活資金			○	現住所に住み続けることを希望する低所得の高齢者	詳細はお問い合わせください		在住家屋・土地を担保とした生活資金
要保護世帯向け不動産担保型生活資金			○	生活保護世帯に該当すると区が認めた高齢者世帯			

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会実施状況

⑴ ふれあいサービス

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用会員	登録者数	681人	529人	513人
	月別利用者数合計	延2,878人	延2,900人	延2,481人
協力会員	登録者数	540人	576人	529人
	月別活動者数合計	1,845人	1,866人	1,859人
活動実績	実活動回数	10,798回	11,541回	10,461回
	実活動時間数	15,394.0時間	16,242.5時間	14,787.5時間

⑵ 世田谷区ファミリー・サポート・センター事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用会員	登録者数	9,505人	4,101人	5,462人
	月別利用者数合計	延2,556人	延4,192人	延5,422人
援助会員	登録者数	1,078人	886人	1,043人
	月別活動者数合計	延 1,769 人	延2,509人	延3,026人

活動実績	延活動回数	11,297 回	17,756 回	22,993 回
	延活動時間数	15,538 時間	24,538.5 時間	33,053 時間

⑶ 支えあいサービス

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和4年度
利用者	申込者数	17 人	17 人	8 人
	利用者数	58 人	65 人	72 人
協力者	登録者数	282 人	323 人	370 人
	活動者数合計	延 499 人	延 613 人	延 552
活動実績	延活動件数	2,374 件	2,877 件	2,622 件

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団

世田谷区社会福祉事業団は、世田谷区と一体となって、社会福祉事業の推進を図り、区民福祉の向上に寄与することを目的として、平成6年9月30日に設立された。

世田谷区社会福祉事業団では、現在次のような事業を行っている。

１．世田谷区からの受託事業

（１） 世田谷区福祉人材育成・研修センターの運営

① 福祉人材の発掘・就労支援及び育成・定着、活動支援
福祉向上のための先駆的な取り組み等の調査・研究及び発信等
別途、補助事業として、世田谷区介護サービスネットワーク事務局及びせたがや福祉区民学会事務局

② 事業開始　　平成19年4月1日

※ 令和2年4月より世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に移転

（２） 太子堂あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始　　平成18年4月1日

（３） 上町あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始　　平成18年4月1日

（４） 北沢あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始　　平成18年4月1日

（５） 上北沢あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始　　平成18年4月1日

（６） 上祖師谷あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始　　平成18年4月1日

（７） 松原あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始　　平成31年4月1日

（８） 要介護認定等調査

実施事業所　　世田谷一丁目介護保険サービス
北沢介護保険サービス

芦花介護保険サービス
太子堂介護保険サービス
上北沢介護保険サービス（令和2年2月より事業休止）

（９） デイ・ホーム世田谷会議室管理業務
実施事業所　高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム世田谷

(10) 世田谷区営八幡山慶明館生活協力員業務
実施事業所　高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム芦花　居室33室

(11) 世田谷区立世田谷高齢者借上げ集合住宅生活協力員業務
実施事業所　高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム世田谷　居室9室

(12) 世田谷区営桜丘五丁目第二アパート生活協力員業務
① 実施事業所　高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム弦巻　居室20室
② 事業開始　平成24年6月1日

(13) 世田谷区営アザレア経堂生活協力員業務
① 実施事業所　高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム世田谷　居室17室
② 事業開始　平成29年11月

(14) 世田谷区営豪徳寺アパート１号棟生活協力員業務
① 実施事業所　高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム松原　居室26室
② 事業開始　令和2年11月

(15) 世田谷区営豪徳寺アパート２号棟生活協力員業務
① 実施事業所　高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム松原　居室14室
② 事業開始　平成31年3月

(16) 専門職訪問指導事業
① 実施事業所　訪問看護ステーションけやき
訪問看護ステーションけやき分室訪問看護ステーションさぎそう
訪問看護ステーション北沢
訪問看護ステーション芦花
訪問看護ステーション芦花分室訪問看護ステーション上北沢
訪問看護ステーション三軒茶屋
② 事業開始　平成28年4月

(17) 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業
① 実施事業所　訪問看護ステーションけやき
訪問看護ステーションけやき分室訪問看護ステーションさぎそう
訪問看護ステーション北沢
訪問看護ステーション芦花
訪問看護ステーション芦花分室訪問看護ステーション上北沢
訪問看護ステーション三軒茶屋
② 事業開始　平成26年4月

(18) 世田谷区養育支援等ホームヘルパー派遣事業
① 実施事業所　世田谷ホームヘルプサービス
烏山ホームヘルプサービス
② 事業開始　平成22年4月1日

(19) 世田谷区産前・産後訪問支援事業（さんさんプラスサポート・ツインズプラスサポート）
① 実施事業所　世田谷ホームヘルプサービス
烏山ホームヘルプサービス
② 事業開始　令和元年6月1日

２．自主事業

［広域型特別養護老人ホームの運営］

世田谷区立特別養護老人ホームの民営化に伴い、令和3年度から芦花ホーム及び上北沢ホームの設置者

が、世田谷区から世田谷区社会福祉事業団に移管された。
　利用者の主体性を尊重し、心身の状況に応じた自立支援と日常生活の充実を支援する。また、併設事業として短期入所生活介護事業（ショートステイ事業）を実施する。
（１） 特別養護老人ホーム芦花ホーム
　① 利用定員　　107名
　② 事業開始　　平成7年4月1日（平成7年5月より利用者の受入れを開始）
　③ ショートステイ事業　　17名（このほか特養の空きベッド10床まで利用可能）
（２） 特別養護老人ホーム上北沢ホーム
　① 利用定員　　104名
　② 事業開始　　平成11年4月1日（平成11年5月より利用者の受入れを開始）
　③ ショートステイ事業　　16名（このほか特養の空きベッド10床まで利用可能）

［地域密着型特別養護老人ホーム寿満ホームかみきたざわの運営］
　ユニット型施設として、利用者の主体性を尊重し、心身の状況に応じた自立支援と日常生活の充実を支援する。また、居宅介護支援事業所（上北沢介護保険サービス※休止中）及び訪問看護ステーション（分室訪問看護ステーション上北沢）を併設し、地域の福祉拠点として、地域や関係機関等との交流・連携を積極的に行う。
　① 利用定員　　29名
　② 事業開始　　平成30年3月1日

［訪問看護事業］
　病気や障害のある人が住み慣れた地域で、その人らしく生活が送れるように、主治医との連携のもと、看護師、理学療法士等が訪問し、自立に向けた看護サービスを提供するため、訪問看護ステーションを6か所（分室2か所含む）開設している。
（１） 訪問看護ステーションけやき
　① サービス提供時間帯　　月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで（※）
　② 事業開始　　平成7年4月1日
（２） 訪問看護ステーションけやき分室訪問看護ステーションさぎそう
　① サービス提供時間帯　　月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで（※）
　② 事業開始　　平成29年2月1日けやき分室化
（３） 訪問看護ステーション北沢
　① サービス提供時間帯　　月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで（※）
　② 事業開始　　平成9年10月1日
（４） 訪問看護ステーション芦花
　① サービス提供時間帯　　月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで（※）
　② 事業開始　　平成7年4月1日
（５） 訪問看護ステーション芦花分室訪問看護ステーション上北沢
　① サービス提供時間帯　　月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで（※）
　② 事業開始　　平成30年3月1日
（６） 訪問看護ステーション三軒茶屋
　① サービス提供時間帯　　月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで（※）
　② 事業開始　　平成25年2月1日
(※)　全ての事業所において、24時間連絡対応体制をとり、相談および緊急訪問を行っている。

［高齢者在宅サービスセンター事業］
　在宅要支援・要介護高齢者の心身機能の維持向上、社会的孤立感の解消、生きがい・交流の場としての利用、家族の身体的・精神的な介護負担の軽減等を目的とした通所介護事業を中心に、高齢者の自主

的な生きがい活動であるミニデイ活動の支援等を実施するため、高齢者在宅サービスセンターを6か所開設している。

（1） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム太子堂の運営

① 事業及び利用定員

通常規模型通所介護　　1日20名

② 事業開始　　平成4年1月4日（平成11年4月より社会福祉事業団にて運営を開始）

（2） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム太子堂分室デイ・ホーム世田谷の運営

① 事業及び利用定員

通常規模型通所介護　　1日15名

（失語症コース平成19年10月開始）

② 事業開始　　平成3年6月1日（平成11年4月より社会福祉事業団にて運営を開始）

令和3年6月からデイ・ホーム太子堂のサテライト事業所に変更

（3） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム弦巻の運営

① 事業及び利用定員

通常規模型通所介護　　1日20名

認知症対応型通所介護（平成21年4月開始）　　1日12名

※　若年性認知症コース実施

② 事業開始　　平成7年9月1日（平成11年4月より社会福祉事業団にて運営を開始）

（4） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム松原の運営

① 事業及び利用定員

通常規模型通所介護　　1日23名

② 事業開始　　平成9年5月19日（平成11年4月より社会福祉事業団にて運営を開始）

（5） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム芦花の運営

① 事業及び利用定員

通常規模型通所介護　　1日30名

認知症対応型通所介護　　1日12名

② 事業開始　　平成7年4月1日（平成7年7月より利用者の受入れを開始）

（6） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム上北沢の運営

① 事業及び利用定員

通常規模型通所介護　　1日30名

② 事業開始　　平11年4月1日（平成11年6月より利用者の受入れを開始）

［居宅介護(予防)支援事業］

在宅の要支援・要介護認定高齢者が居宅で自立した生活を営む事ができるよう、状況に応じ、適切な居宅サービス計画(介護予防計画)を作成し、その実現のために利用者の立場に立ったさまざまな援助を行うため、居宅介護支援事業所を5か所、介護予防支援事業所を5か所開設している。

◎居宅介護支援事業所

（1） 世田谷一丁目介護保険サービス

① 窓口開設時間

月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで

（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始　　平成10年10月1日

（2） 北沢介護保険サービス

① 窓口開設時間

月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで

（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始　　平成11年10月1日

（3） 芦花介護保険サービス

① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成11年10月1日
（4） 太子堂介護保険サービス
① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成26年4月1日
（5） 上北沢介護保険サービス（令和2年2月より事業休止）
事業開始　平成30年3月1日

◎介護予防支援事業所
（1） 太子堂あんしんすこやかセンター
① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成18年4月1日
（2） 上町あんしんすこやかセンター
① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成18年4月1日
（3） 北沢あんしんすこやかセンター
① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成18年4月1日
（4） 上北沢あんしんすこやかセンター
① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成18年4月1日
（5） 上祖師谷あんしんすこやかセンター
① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成18年4月1日
（6） 松原あんしんすこやかセンター
① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成31年4月1日

［ホームヘルプ事業］
身体上または精神上の障害等により日常生活を営むうえで支障のある高齢者及び障害者(児)のいる世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、適切な介護、家事等のサービスを行い、その世帯が健全で安ら

かな生活を営むことができるよう援助するため、ホームヘルプサービスを2か所設置している。
（1） 世田谷ホームヘルプサービス
① サービス提供時間帯
365日　午前7時から午後9時まで
② 事業開始　　平成8年4月1日（平成11年4月より社会福祉事業団にて運営を開始）
（2） 烏山ホームヘルプサービス
① サービス提供時間帯
365日　午前7時から午後9時まで
② 事業開始　　平成15年4月1日

［ガイドヘルプ事業（同行援護）］
視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行っている。
（1） 世田谷ホームヘルプサービス
① サービス提供時間帯
365日　午前7時から午後10時まで
② 事業開始　　平成23年10月1日

［福祉人材育成事業］
（1） 介護職員初任者研修の開催
定員24名　年2回（通学コース）
（2） 同行援護従業者養成研修（応用課程）の開催
定員20名　年1回

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団の事務所および事業所

（1） 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団事務局
世田谷区世田谷1丁目23番2号　TEL5450-8223　FAX5450-8294

（2） 世田谷ホームヘルプサービス
世田谷区世田谷1丁目23番2号　TEL5450-8292　FAX5450-8296

（3） 烏山ホームヘルプサービス
世田谷区粕谷2丁目23番1号　TEL6694-6765　FAX6694-6766
（芦花ホーム内）

（4） 特別養護老人ホーム芦花ホーム
世田谷区粕谷2丁目23番1号　TEL5317-1094　FAX5317-1093

（5） 特別養護老人ホーム上北沢ホーム
世田谷区上北沢1丁目28番17号　TEL3306-5155　FAX3306-1222

（6） 地域密着型特別養護老人ホーム寿満ホームかみきたざわ
世田谷区上北沢1丁目32番11号　TEL6824-9080　FAX3302-5520

（7） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム太子堂
世田谷区太子堂5丁目24番20号　TEL5486-8254　FAX5486-8562

（8） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム太子堂分室デイ・ホーム世田谷
世田谷区世田谷4丁目15番3号　TEL3439-3358　FAX3439-7748

（9） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム弦巻
世田谷区弦巻5丁目13番19号　TEL5450-2003　FAX5450-2015

(10) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム松原
世田谷区松原5丁目17番6号　TEL3323-2081　FAX3323-2082

(11) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム芦花
世田谷区粕谷2丁目23番1号　TEL5317-1091　FAX5317-1090
（芦花ホーム内）

(12) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム上北沢
世田谷区上北沢1丁目28番17号　TEL3306-5166　FAX6687-3359
（上北沢ホーム内）

(13) 太子堂あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区太子堂2丁目17番1号　TEL5486-9726　FAX5486-9750
太子堂複合施設２階

(14) 上町あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区世田谷1丁目23番5号　TEL5450-3481　FAX5450-8005
上町まちづくりセンター2階

(15) 北沢あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区北沢2丁目8番18号　TEL5478-9101　FAX5478-8072
北沢タウンホール地下1階

(16) 上北沢あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区上北沢4丁目32番9号　TEL3306-1511　FAX3329-1005
（上北沢まちづくりセンター内）

(17) 上祖師谷あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区上祖師谷2丁目7番6号　TEL5315-5577　FAX3305-6333
（上祖師谷まちづくりセンター内）

(18) 松原あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区松原5丁目43番28号　TEL3323-2511　FAX5300-0212

(19) 訪問看護ステーションけやき
世田谷区世田谷1丁目23番2号　TEL5450-8806　FAX5450-8296

(20) 訪問看護ステーションけやき分室訪問看護ステーションさぎそう

世田谷区中町2丁目25番17号　　TEL5758-2811　FAX5758-2810

(21)　訪問看護ステーション北沢

世田谷区羽根木1丁目31番21号　　TEL5355-6200　FAX5355-6201

(22)　訪問看護ステーション芦花

世田谷区粕谷2丁目23番1号　　TEL5317-1096　FAX5317-1098

（芦花ホーム内）

(23)　訪問看護ステーション芦花分室訪問看護ステーション上北沢

世田谷区上北沢1丁目32番11号

（寿満ホーム内）

(24)　訪問看護ステーション三軒茶屋

世田谷区太子堂2丁目4番16号　　TEL5779-9085　FAX5779-9086

(25)　世田谷一丁目介護保険サービス

世田谷区世田谷1丁目23番2号　　TEL5450-3482　FAX5450-8919

(26)　北沢介護保険サービス

世田谷区羽根木1丁目31番21号　　TEL6822-9015　FAX5355-6201

(27)　芦花介護保険サービス

世田谷区粕谷2丁目23番1号　　TEL5317-1099　FAX5317-1098

（芦花ホーム内）

(28)　太子堂介護保険サービス

世田谷区太子堂5丁目24番20号　　TEL5486-7522　FAX5486-8562

(29)　上北沢介護保険サービス（令和2年2月より事業休止）

世田谷区上北沢1丁目32番11号

（寿満ホーム内）

(30)　世田谷区福祉人材育成・研修センター

世田谷区松原6丁目37番10号　　TEL6379-4280　FAX6379-4281

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ1階

公益財団法人世田谷区保健センター

世田谷区保健センターは、区民の総合的な健診及び健康相談等を行うことにより、区民の健康の保持増進を図り、区民の福祉の向上に寄与することを目的とし、世田谷区立保健センターの運営主体として世田谷区の全額出資により昭和51年10月12日に財団法人として設立された。平成12年4月からは、世田谷区立総合福祉センターの管理運営も受託し、平成18年4月に「指定管理制度」が設けられたことに伴い、世田谷区立保健センター及び世田谷区立総合福祉センターの指定管理者となった。平成23年2月には公益性の高い公益財団法人へと移行した。平成31年3月末で世田谷区立総合福祉センターが廃止となり、訓練療育等事業は東京リハビリテーションセンター世田谷へ、障害者相談支援事業は世田谷区立保健センター事業の一つとして実施している。令和2年4月に世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に移転した。

1. 区委託事業

(1) 区立保健センター施設の維持管理

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ2、3階において事業を実施している。

敷　地　面　積　8,710.91㎡

建物構造・面積　鉄筋コンクリート造、地上5階、地下1階、15,156.35㎡(センター分5,793㎡)

(2) がん検診事業

①がん検診受付センター

世田谷区の対策型がん検診等の受診を希望する区民の申込みや問合せの総合窓口として、胃(エックス線・内視鏡)・乳・大腸・子宮・肺の各がん検診等を対象に申込受付及び受診票発券等を行っている。

②胃がん検診

ア) 40歳以上の区民を対象に実施する区の胃がん検診の実施機関として、施設内と検診車でエックス線撮影による集団検診を実施し、検診結果を受診者に通知している。なお、要精密検査の所見が出た者については、精密検査の受診を勧奨している。

イ) 50歳以上の区民を対象に実施する区の胃がん検診の実施機関として、施設内で内視鏡による検診を実施し、検診結果を受診者に対面で説明している。なお、要精検の所見が出た者については、精密検査の受診を勧奨している。

③乳がん検診

40歳以上の女性区民を対象に実施する区の乳がん検診の実施機関として、施設内で視触診とマンモグラフィ（乳房エックス線撮影装置）での撮影及び読影を実施し、検診結果を受診者に通知発送及び対面で説明している。また、マンモグラフィを設置していない区内指定医療機関で行う乳がん検診のマンモグラフィ撮影も行っている。なお、要精密検査の所見が出た者については、精密検査の受診を勧奨している。

④がん検診精度管理

区が対策型検診として実施する５つのがん検診（胃・大腸・肺・乳・子）の精度管理業務を実施している。また、精密検査の未受診者に対しては精密検査の受診を勧奨している。

⑤胃がんリスク（ＡＢＣ）検査結果管理及び精密検査受診勧奨

平成29年度より、医師会が実施している区の胃がんリスク（ＡＢＣ）検査の結果管理及び精密検査の受診を勧奨している。

⑥がん相談・がん情報コーナー

在宅療養中のがん患者及びその家族等の支援を目的に、対面相談と電話相談及びオンラインによる相談を実施している。就労世代の支援として社会保険労務士と看護師による就労相談を実施している。また、がん情報コーナーを設置し、がんに関する情報提供を行うほか、予約なしで窓口に来た方への相談にも対応している。

(3) 検体検査事業

①子宮がん検診

20 歳以上の区民を対象に実施している区の子宮がん検診を実施する区内の指定医療機関が採取した頸部・体部細胞標本を検査し、結果を医療機関に通知している。

②大腸がん検診

40 歳以上の区民を対象に実施している、区の大腸がん検診（便潜血検査）の検査機関として、検査結果を受診者に通知している。また陽性判定が出た者については、精密検査の受診を勧奨している。

(4) 料金規程等による事業

①小中学生結核検診精密検査

世田谷区教育委員会からの依頼により世田谷区立小中学校児童生徒のうち、精密検査が必要とされる帰国子女等及び区立三宿中学校夜間学級の生徒に対して、胸部エックス線撮影による精密検査を実施している。

(5) 健康増進事業

①健康度測定

健康の維持及び増進を図るため、18 歳以上の区民を対象として、健康度測定を実施する。その結果に基づき、栄養・運動・休養を総合的に助言・指導し、さらに希望者には 6 ヶ月後に健康度再測定を実施している。

②運動負荷測定

健康度測定受診者または特定健康診査（若しくは同程度の検査）受診者で希望する人及び世田谷区の医療機関から依頼があった人に対して測定を行い、安全で効果的な運動の目安を示して指導している。

③健康増進指導

健康教室（総合教室・運動教室等）を設け指導している。また、栄養講座・休養講座・運動体験講座及び壮年期世代対象講座を設け指導している。

④地域での健康づくり支援

区の依頼に基づき、運動指導員の派遣や行事等への協力を行う。また、就労世代の健康づくりを支援するため、地域の事業所などに運動や食生活指導を行う専門職の派遣や、地域で壮年期世代を対象とした講座を開催している。

⑤健康づくりを支援する「せたがや元気体操リーダー」の養成・活動支援

地域で活動する健康づくりグループの自主的な活動を支援するため、健康づくりを支援する「せたがや元気体操リーダー」の養成や養成したリーダーを対象としたスキルアップ研修会等を開催している。

⑥障害者の健康づくり支援

障害者の体力維持及び生活の質の向上を目指したリハビリ・スポーツ普及のための講座を開催している。また、施設内で障害者向け健康講座を開催している。

⑦生活習慣病の重症化予防

生活習慣病のリスクがある区民に対する重症化予防の取り組みとして、対象者に資料を送付し、希望者に対しては、電話等での個別指導を行っている。

(6) 健康教育事業

①特定保健指導

区からの委託を受け、世田谷区国民健康保険加入者の特定保健指導対象者に対して保健指導を行っている。

②団体等への支援(出張指導)

介護予防事業(筋力アップ教室、地域づくりによる介護予防、普及啓発講座)へ専門職種を派遣したほか、まちづくりセンター等で土・日に開催する講演会への講師派遣やその他の団体から健康増進に関する実技指導等の依頼を受けて、専門職種を派遣する出張指導を行っている。

(7) 障害者相談支援事業

①障害者専門相談

ア）専門医と専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・公認心理師・視覚障害指導等）が

相互に連携を図りながら医療相談、リハビリ相談、補装具相談など多様な相談に対応している。

イ）障害福祉施設などの依頼により専門職を派遣し、施設職員などに対して支援技術向上のための指導・助言を行っている。

ウ）障害のある当事者や家族向けの相談会や講演会を開催している。また、関係機関の連携強化のため、専門職（作業療法士・言語聴覚士・医療ソーシャルワーカー等）による連絡会を行っている。

②乳幼児育成相談

ア）乳幼児の発達・発育に関する相談と専門医及び専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・公認心理師等）による評価を実施している。また、評価結果をもとに、必要な社会資源に関する情報提供や、適切な支援機関への引継ぎ、保護者の子どもの発達・発育への理解を促すための家族支援等を行っている。

イ）母子保健事業や障害児保健福祉施設等に専門職を派遣し、施設職員などに対して支援技術向上のための指導・助言を行っている。

③高次脳機能障害者相談支援

高次脳機能障害に関する個別の相談、評価、小グループでの職業評価、一定期間の継続した相談支援を行っている。また、ガイドヘルパー養成講座、失語症会話パートナー養成講座などの人材育成、失語症者向け意思疎通支援者派遣、区民向けの相談会・講演会などを行っている。

⑻ こころの健康支援事業

①こころの健康支援

ア）こころの健康について気軽に相談できるよう、夜間・休日等こころの電話相談を行っている。相談は当事者の視点で対応するピア相談の時間帯を設けている。また、電話相談に従事するピア相談員の養成も行っている。

イ）精神障害等への理解促進のため、こころの健康情報コーナーを設置しているほか、令和３年度から精神障害等への理解促進のため、区民向けの講演会等を行っている。

⑼ 運動指導室の貸出し

総合プラザ移転後の令和２年７月から運動指導室を、健康増進を目的とする団体（５人以上かつ原則として区内在住者が２分の１以上）に貸出すこととした。貸出しは、業務に使用しない時間帯とする。

2. 自主事業

⑴ 保険診療等による検査事業

地域の医療機関等からの依頼を受け、保険診療により各種精密検査を実施している。

（検査区分 胃、大腸、乳房、子宮、ＭＲＩ、ＣＴ、腹部等超音波、心臓）

⑵ 料金規程等による事業

①小・中学生心臓検診精密検査

区立小・中学校心臓検診で精密検査が必要となった小・中学生について、地区医師会の委託を受け精密検査を実施している。

②個人健診・企業健診

診断証明書を必要とする人を対象に、健康診断を実施している。また、企業や障害者施設からの受託健診を実施している。

③脳ドック

脳や脳血管疾患の早期発見と予防を目的として、頭部ＭＲＩ・ＭＲＡ検査、頚部血管超音波検査等を用いた健診事業を実施している。

④動脈硬化検査・骨密度測定・体成分分析測定

自分の血管や骨の状態、内臓脂肪レベルや筋力バランスなどを知ることで、疾病予防や生活改善の必要性を理解してもらうための各種検査・測定を実施している。

(3) 健康教育事業

①各種健康イベント

健康意識の向上と各種事業の啓発・周知を目的とした、健康増進に関する講演・講習会を開催するほか、他団体との共催で健康教室、歯科衛生講習会、薬事相談を実施している。また、例年開催していた「保健センターまつり」に代わるものとして、保健医療福祉総合プラザで開催予定の「うめとぴあ」連携イベントに参加し、区民への周知を図っていく。

②健康教育指導

継続的な運動の機会を提供する運動コースを実施するほか、中高年・高齢者・障害者向きのトレーニングマシンを使用し、一人ひとりの体力や体調に合わせた効果的で無理のない筋力づくりトレーニングを指導している。

③健康情報の発信

積極的な健康づくりと疾病に関する正しい知識の普及・啓発のため、健康情報紙「げんき人」タブロイド判を年4回、各19万部を発行し、新聞折込みにより区内全域に配布している。また、ＳＮＳを利用した情報発信も行っている。

(4) その他の技術提供事業

①住宅改修アドバイザー

住宅改修を予定している高齢者宅に理学療法士等を派遣し、住宅の改修相談に応じている。

②福祉施設等技術支援

障害者のいる高齢者福祉施設等に専門職員を派遣し、施設職員に対する技術的な助言・指導、研修を行っている。

3. 公益財団法人世田谷区保健センター実施状況

(1) 区委託事業

事業名	事業内容等		令和2年度	令和3年度	令和4年度
がん対策事業	がん検診受付センター		36,612件	45,418件	44,849件
	胃がん検診（胃部エックス線撮影）		2,289人	3,175人	3,105人
	胃がん検診（内視鏡検診）		144人	147人	169人
	乳がん検診（マンモグラフィ）		159人	122人	106人
	乳がん検診（視触診・ﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨ）		1,009人	1,226人	1,251人
	センター実施精度管理	精密検査データ管理	425件	606件	619件
	がん検診医師会実施分精度管理	各種検診データ管理	166,215件	183,173件	174,549件
		精密検査データ管理	5,927件	5,097件	4,971件
		追跡調査の実施	3,026件	2,428件	2,396件
	各種相談	がん相談	101人	113人	115人
検体検査事業	子宮がん検診（細胞診検査）		36,674件	42,043件	37,548件
	大腸がん検診（便潜血検査）		4,558件	5,174件	4,645件
料金規程等による事業	小・中学生結核検診精密検査		373人	251人	217人
健康増進事業	健康度測定・再測定・運動負荷		553人	623人	717人
	健康増進指導		3,477人	6,917人	11,921人
	地域での健康づくり支援		726回	920回	1,223回
	健康づくり支援リーダーの養成	リーダー養成	0人	11人	0人
		研修会&交流会	10回	10回	6回
		実技講習会	9人	26人	4回
		個別実習	6回	6回	30人
		実地指導	14回	195回	308回

事業名	事業内容等		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	重症化予防対策	派遣型集団指導	中止	中止	6回
		電話支援	4人	6人	10人
		個別指導	2人	2人	9人
		動画配信	―	―	477回
	障害者の健康支援プログラム	ﾘﾊﾋﾞﾘ・ｽﾎﾟｰﾂ講座	10回	7回	―
		健康づくり講座（施設内）	3回	6回	9回
		障害者地域支援	―	6回	19回
健康教育事業	特定保健指導	積極的支援、動機づけ支援	62人	88人	92人
	出張指導	介護予防筋力アップ教室	196人	192人	209人
		地域づくりによる介護予防	0団体	1団体	2団体
		普及啓発講座	2地区	2地区	2地区
障害者相談支援事業	障害者専門相談	専門相談・評価・検査	1,227件	1,552件	1,986件
		障害者施設等への技術支援	260回	349回	374回
		関係機関との連絡会等	22回	23回	27回
		電話・来所相談	1,129件	1,360件	1,540件
	乳幼児育成相談	インテーク	308件	341件	294件
		専門評価（個別）	実人員511人	実人員547人	実人員496人
		専門評価（個別）	延1,348件	延1,229件	延1,106件
		専門評価（集団）	実人員106人	実人員67人	実人員61人
		専門評価（集団）	延752件	延401件	延371件
		関係機関との連絡会等	34回	46回	37回
		地域支援	50回	53回	69回
	高次脳機能障害相談支援	相談・評価	実人員94人	実人員75人	実人員68人
			延458件	延509件	延691件
		人材育成	実人員12人	実人員26人	実人員35人
			延人員64人	延人員151人	延人員196人
こころの相談機能	夜間・休日等こころの電話相談		206回	205回	234回
			2,522件	2,521件	3,331件
	内訳	専門相談	1,751件	1,692件	2,192件
		ピア相談	771件	829件	1,139件
	ピア相談員養成講座		1講座全5回	1講座全8回	1講座全4回
			延87人	延149人	延38人
こころの健康に関する普及啓発	講演会・セミナー		―	8回	8回
			―	延502人	延633人
こころの健康に関する人材育成	ゲートキーパー講座		―	―	延117人

※がん検診受付センターは、令和元年度まで胃がんのみ対象。
※がん相談コーナーの内訳は、第5章成人保健のがん相談を参照

(2) 自主事業

事業名	事業内容等		令和2年度	令和3年度	令和4年度
保険診療による検査事業	胃（内視鏡検査、病理組織検査等）		664件	865件	798件
	大腸（内視鏡検査、病理組織検査等）		132件	184件	171件
	乳房（一般撮影、スポット撮影等）		499件	730件	732件
	子宮（細胞診検査、内視鏡検査等）		339件	337件	322件
	ＭＲＩ、ＣＴ、腹部超音波検査		2,816件	3,324件	3,249件
	心臓（ホルター心電図、心臓超音波）		120件	184件	161件
料金規程等による事業	小･中学生心臓検診精密検査		138人	105人	103人
	個人健診・企業健診		1,889人	2,145人	2,308人
	脳ドック		103人	155人	173人
	動脈硬化・骨密度・体成分分析測定		532人	915人	1,103人
健康教育事業	各種健康イベント	保健センターまつり	中止	中止	中止
		講演会、講習会	3回	3回	3回
		健康教室、歯科衛生教育、薬事相談	中止	中止	1回
	健康教育指導	運動コース	130回	332回	391回
		マシントレーニング	4,146人	9,181人	13,737人
	情報発信	情報紙「げんき人」発行	4回	4回	4回
その他の技術提供事業	住宅改修アドバイザー派遣		105回	100回	103回
	福祉施設等技術支援		11回	4回	2回
	講師派遣		―	5回	6回

施設の所在地

世田谷区立保健センター　松原6-37-10　区立保健医療福祉総合プラザ
TEL6265-7441　FAX6265-7409

社会福祉法人世田谷ボランティア協会

世田谷ボランティア協会は、区民の多様なボランティア活動を支援することを目的に、昭和56年10月7日に設立された。平成8年10月には社会福祉法人格を取得し、高次脳機能障害者へのサービスを中心に福祉事業にも取り組んできた。平成17年3月からは災害に備えた常設のせたがや災害ボランティアセンターを併設している。

また、ボランティアの活動拠点として世田谷地域にボランティアセンター、北沢・玉川・砧・烏山地域にボランティアビューローを設置し、ボランティアのコーディネート等を行い、活動を支援している。

１．ボランティア・市民活動推進事業

（1）ボランティアコーディネート事業

「おたがいさまをひろげよう」を合言葉に、個々の多様な価値観が尊重される地域社会づくりを目指し、ボランティア参加の機会をつくる、ボランティアコーディネート事業に取り組んでいる。

① ボランティア相談

ボランティア活動をしたい区民とボランティアを求めている人やボランティアグループ・福祉施設等からの相談を受け、それぞれのニーズに対応したコーディネートを行っている。ボランティアセンターは仕事や学校帰りにも相談できるよう、火曜日から金曜日は夜間も開所している。また、身近な地域の課題や興味・関心を活動につなげる機会を提供するための講座や学習会を各拠点（ボランティアビューロー）で企画・実施している。

② NPO・市民活動相談（平成28年4月より世田谷区から受託）

地域の課題解決に住民が主体的に取り組み、地域活性化につながることを目指し、NPO・市民活動団体を対象に個別相談やガイダンス、セミナーを実施して、法人格取得を目指す団体を支援している。令和4年4月からは弁護士や税理士、社会保険労務士による専門相談も実施している。

③ 世田谷区提案型協働事業

地域の課題解決に取り組むNPO等の活動に区が補助する「世田谷区提案型協働事業」において、実施団体との調整やサポートを、協会が中間支援組織として担っている。

④ 傾聴ボランティア養成・紹介・活動支援

傾聴ボランティアの養成、コーディネート等を行うとともに、講座修了後に活動しているボランティアのフォローアップ企画など傾聴ボランティアが行うプログラムも支援し、ひとり暮らしや高齢者の精神的サポートを行っている。

（2）ボランティア情報ネットワーク事業

情報誌「セボネ」、ボランティアビューローだよりなどの紙媒体、ホームページ、ブログ、Facebook、Twitter、メールマガジンなどのWEB(ウェブ)媒体の特徴を活かしつつ、多様なボランティアや市民活動の紹介、活動情報を発信し、地域にかかわるきっかけづくりを進めている。

① ボランティア情報誌「セボネ」の発行

ボランティアの編集委員による編集会議を開催して情報誌「セボネ」を毎月発行し、「人が変わる社会が変わる」をコンセプトに、ボランティアを身近に感じていただく機会と情報を提供している。

② WEB媒体によるボランティア情報の提供

協会が実施する事業や区内外のボランティア情報をホームページで広く提供するとともに、双方向の媒体として、区民およびボランティアグループ等からの情報の投稿も随時受け付けている。

③ ボランティア情報ガイド「おたがいさまbank」の運用

ボランティア活動に関心のある人が気軽に登録できる「おたがいさまbank」を開設し、登録者に定期的にボランティア情報を発信し、AIシステムによるマッチングサイト（世田谷版GBER（ジーバー））とともに、地域におけるボランティア活動の担い手拡大を図っている。

（3）ボランティア学習事業

ボランティア活動のコーディネート等の授業協力、夏の体験プログラムのほか、災害ボランティア学習（別掲）等により、地域の未来を担う子ども・若者が参加する機会を提供している。

① 総合学習・奉仕体験活動等コーディネート

学校から寄せられるボランティア学習に関する相談に対応して、学校での「総合的な学習の時間」、体験活動のコーディネートや授業協力により、子どもたちへの多様な体験学習の場を提供している。

② 夏のボランティア体験プログラム「ナツボラ」「ナツボラ・ジュニア」

区内在学・在住の青少年を対象とするボランティア体験プログラム「ナツボラ」、小学生を対象とする地域に根ざしたボランティア体験「ナツボラ・ジュニア」を、多くのボランティアグループ・福祉施設等の協力により実施している。

（4）地域連携促進事業

① 自主活動への支援

ボランティアグループや市民活動団体の自主活動を支援するため、ボランティアセンター、ボランティアビューローの会議室や機材の提供等を行っている。

② 他団体と連携した事業の開催、参加、出展

「ふるさと区民まつり」「世田谷ボロ市」「梅まつり」等区内で開催される様々な催し・イベントに参加して活動案内を行い、協会の事業を区民に紹介してボランティア活動のきっかけとするとともに、地域で活動するボランティアや団体が互いに知り合い、交流する機会を提供している。

③ コミュニティ・ビジネス事業

リサイクルやリユースの取り組みを推進し、自主財源(事業活動資金)の確保を図るため、ボランティアの協力によるバザー等を「リサイクル市」「烏山もったいないバザール」で開催している。

（5）パートナーシップ事業

ボランティア団体、ＮＰＯ、行政、関係機関、企業等とのパートナーシップを深め、地域の社会資源のネットワーク化を図っている。

① 世田谷市民活動支援会議への参加

ボランティア・市民活動推進のため、区内の中間支援機関と行政が集まり、情報交換を行っている。

② 都内、全国のボランティア・市民活動団体との連携

東京ボランティア・市民活動センターと、研修や会議への参加、講師派遣などの連携を図るとともに、全国のボランティア・市民活動団体による「ボランタリズム推進団体会議」に参画している。

③ 世田谷区職員研修への協力

世田谷区の採用１年目職員を対象とする研修を区から受託し、障害福祉体験プログラムを当事者団体の協力を得て企画・実施している。

④ 「せたがや学生ボランティアネットワーク」運営支援

世田谷区・区内大学と協働して大学生のボランティア活動のコーディネートを継続的に行い、ネットワーク会議の開催や「せたがや学生ボランティアフォーラム」の運営を支援している。また、学生インターンシップやボランティアの受け入れを行っている。

（6）せたがや災害ボランティアセンター事業

せたがや災害ボランティアセンターを協会内に常設し、世田谷区内で大規模な災害が発生した場合に備え、災害ボランティアの受入れ等において中核的な役割を担うべく、区、社会福祉協議会、せたがや防災 NPO アクションとともに、啓発活動、人材養成活動、災害対応準備活動に取り組んでいる。

① 災害時のボランティアマッチングセンター

世田谷区は、地域防災計画に基づき、災害時、区内５地域ごとに「ボランティアマッチングセンター」、避難所ごとに「サテライト」を設置し、災害ボランティアの受入れ調整を図ることとしている。せたがや災害ボランティアセンターは、区・区内大学との協定に基づき、相互連携によりスムーズな復興の推進を図っていく。

② 地域との連携・協力によるマッチングシステムの理解促進

町会・自治会やまちづくりセンター等とともに地域の「防災塾」や避難所運営訓練等を実施し、地域との連携・協力、災害ボランティアのマッチングの仕組みに関する理解促進を図っている。

③ 災害ボランティア活動に関わるコーディネーター養成

災害ボランティアコーディネーター養成に向け、各地域で講座を開催するとともにサテライト模擬訓練を試験的に導入するなど内容充実を図り、幅広い人材の登録、育成を進めている。また、防災シンポジウムを開催するなど、区民への情報提供を積極的に行っている。

④ 様々な災害時に備えた準備

令和元年東日本台風による水害に対する災害ボランティア活動を踏まえた避難場所におけるボランティア活動や要配慮者への対応、災害時にマッチングセンターとサテライトが連携して活動するためのサテライト運営マニュアルの整備等、災害ボランティアセンターが取り組むべき課題について、ワーキングチーム等による検討を進めている。

⑤ 災害ボランティア学習

区内の高校や大学と連携して、災害に関するプログラム、授業への協力を行っている。

⑥ 広域連携・広域支援

都内・全国で災害支援に取り組む様々な団体とのネットワークによる相互の情報交換と支援活動を行っている。東日本大震災被災地での交流支援活動（福島県川内村）に継続的に取り組むとともに、被災地支援として、必要に応じてボランティアバスを運行し、ボランティアを派遣するなどの取り組みを行っている。

（7）せたがやチャイルドライン事業

1998 年の活動開始から 25 年を経て、活動が全国に展開した現在もなお子どもを取り巻く状況が厳しい中、子どもの声に耳を傾け、子どもの声を受けとめる 18 歳までの子どもの専用電話「せたがやチャイルドライン」事業を、電話とオンラインチャットの二つのツールにより着実に推進する。安心して話ができる大人がいることを子どもたちに伝える活動も引き続き行っていく。

① 子どものメッセージを聴く活動

水曜日と土曜日の 16 時～21 時に、専用回線の有料ダイヤル（03-3412-4747）と全国フリーダイヤル（0120-99-7777）の 2 回線で、受け手ボランティアが子どもからの電話を受けている。オンラインチャットで子どもの声を受けとめる活動も行っている。子どもたちにチャイルドラインの存在を伝えるために、情報紙「ちゃ～ら」を作成して区内の小中学校に配布している。

② 参加の輪を広げる活動

活動を紹介するリーフレット、大人向けの「ニュースレター」を発行するとともに、活動を応援していただく寄付の呼びかけを行っている。また、ものづくりや発送作業など様々なボランティア活動への参加の機会をつくり、受け手以外によりチャイルドラインを応援する活動も推進している。

③ 人材養成と研究活動

活動を周知し、受け手ボランティアを養成する公開講座を開催するとともに、講座修了者のための専修講座、スキルアップのための継続研修、受け手をサポートする「支え手」の研修等を行っている。

④ ネットワーキング活動

認定 NPO 法人チャイルドライン支援センターの会議や研修に参加し、全国のチャイルドラインとの情報交換を図るとともに、都内の活動団体と協力し、小中学生への広報等を行っている。

⑤ 組織運営

運営委員会と支え手会議を定期的に開催し、せたがやチャイルドラインの運営と受け手へのサポートについて協議している。

⑥ 企画・販売活動

世田谷美術館、世田谷文学館、世田谷パブリックシアター等の協力により、ものづくりボランティアによる手作り品を販売している。また、ふるさと区民まつり等のイベントにも出店し、活動の周知とバザー等による事業資金確保を図っている。

（8）ボランティアビューロー

地域に密着したボランティア拠点として、北沢・玉川・砧・烏山の各ボランティアビューローにおいて、ボランティアコーディネートをはじめ、地域の人たちが出会い、ふれあい、学びあう、暮らしに根ざした講座・交流会・学習会等の事業を各ビューローの特性を生かして展開し、ビューローだより発行等の情報発信を行っている(令和5年4月 烏山ボランティアビューロー開設)。

2．福祉事業

（1）ケアセンター　ふらっと

（障害者総合支援法：生活介護事業・自立生活訓練事業・指定特定相談支援事業：世田谷区高次脳機能障害者支援促進事業）

① 生活介護事業

障害者総合支援法に基づき、1日利用定員20名。主に中途障害の方々が利用されている。活動内容は、退院後の生活を共につくりながら、専門スタッフ（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・リハビリテーション医師・看護師・ケアスタッフ等）が支援している。

② 自立生活訓練事業

2年の有期限の中、主に高次脳機能障害のある方々に、障害状況に応じてリハビリテーションプログラムの提供や当事者交流など、各々の目標に応じた支援を実施している。

③ 世田谷区高次脳機能障害者支援促進事業

高次能機能障害のある方、当事者、家族、医療機関、行政から幅広くの様々な相談を受け、関係機関と連携しながら実施している。

④ 指定特定相談支援事業

障害のある方の日常生活及び暮らし全体を総合的に支援するため、当事者の希望に応じ、共に相談しながら障害者総合支援法に基づくサービスの利用、インフォーマルな支援も含めサービス等利用計画を作成し支援を行っている。

（2）ケアセンターwith（介護保険法・地域密着型通所介護）

様々な疾病や事故などにより高次脳機能障害者や若年性認知症者などで要介護認定を受けた40歳以上の方たちのリハビリの場として開所をした。

買い物・散歩・美術鑑賞といった「外出活動」や「調理活動」など、日常生活を多くの仲間たちと共に行い、身体や頭を動かしリハビリをすることで、地域で主体的な生活を送るための支援を行っている。支援スタッフは専門的な知識を学びながら、非常勤のセラピストや看護師、時には外部の医師やセラピストとも連携を取りながらより充実したリハビリテーションに取り組めるよう図っている。

（3） ケアステーション連（介護保険　訪問介護事業、障害者総合支援法　居宅介護事業･重度訪問介護事業･移動支援事業、自由契約による事業等）

平成14年7月、高次脳機能障害に対応が可能なヘルパー事業所として開所した。常に利用者、家族、関係機関等との綿密な連携を図り、地域での生活を支えるべく、介護保険法、障害者総合支援法、自由契約等に基づき、移動支援を含めた総合的なホームヘルプサービスを実施している。

① 介護保険法による訪問介護事業

介護保険制度の第2号被保険者及びケアが難しい方を中心とした第1号被保険者への訪問介護員の派遣においては、介護支援専門員の作成した居宅介護計画に基づいた適正な訪問介護サービスの提供を行っている。

② 障害者総合支援法による居宅介護事業

障害者総合支援法における居宅介護者と重度訪問介護者への居宅介護員の派遣においては、サービス等利用計画に基づいて、特定相談支援事業者をはじめ、区の障害担当など関係機関と連携しサービスを提供している。

③ 移動支援によるガイドヘルプサービス事業

障害者総合支援法における移動支援事業（高次脳機能障害者移動支援事業を含む）では関係機関と

連携し、利用者の外出等をサポートするサービスを提供している。

④　自由契約によるホームヘルプサービス事業

介護保険法、障害者総合支援法の制度の対象外となる自由契約では、利用者やその家族の多様なニーズに応じ、よりきめ細かな対応が出来るようなサービスを提供している。

（4）　ケア相談センター結（介護保険法 居宅介護支援事業）

平成 14 年 7 月に開所し、地域の居宅高齢者介護を支援するため、ケアの相談業務・介護保険ケアプランの作成を行っている。特に、高次脳機能障害を後遺症とする第 2 号被保険者あるいは対応の難しいケースを積極的に受け付けている。

（5）　地域障害者相談支援センターぽーとせたがや

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　地域生活支援事業）

世田谷区からの委託により、世田谷地域（世田谷総合支所管内）における障害のある方、家族、診断等確定されていないが、何らかの障害により、生活のしづらさを感じている方々が希望している生活につながるよう相談支援を行っている。

また、障害分野のみならず世田谷地域の福祉関係事業所と協力、連携し、相談支援体制の強化を図ることを目的とし事業を展開している。

（6）パートナーセンター事業

認知症、障害のある方もまだない方も、共におたがいをパートナーとして水平に支え合う活動をする新たな事業を令和元年からスタートした。パートナーコーディネイト・しごと作り・居場所作り・相談・知ってもらう活動等全て障害当事者が中心となり活動していく。

（7）スペース　ココカラ。

パートナーセンター事業である障害当事者が中心となって活躍できる場や、障害当事者が担える地域の中にある「仕事」（役割）と繋がることができるよう関係づくりを広げていく場として『スペース　ココカラ。』を開設した。また、地域障害者相談支援センターぽーとせたがやの相談機能も担う。

■世田谷ボランティアセンター

＜開館時間＞　　9 時～21 時（月曜・祝日休館）
※ボランティア相談は 9 時～21 時(土曜・日曜は 17 時まで)
平日 17 時以降、土曜・日曜の相談は予約制。
※利用スペース、印刷室を土曜・日曜の 17 時～21 時に利用する場合は、
利用日の前日までに申込が必要。

＜利用スペース＞　1 階‥会議室 30 人　　2 階‥第 1 会議室 15 人、第 2 会議室 30 人

＜利用できるもの＞印刷機、コピー機、紙折り機、DVD プレーヤー、ビデオデッキ、プロジェクター、ワイヤレスアンプ、車いす、テント

〒154-0002　世田谷区下馬 2-20-14　パーム下馬 1 階

TEL03-5712-5101　FAX03-3410-3811　e-mail: setabora@otagaisama.or.jp

■北沢ボランティアビューロー

＜開館時間＞　　10 時～17 時（日曜・祝日休館）

＜利用スペース＞　2 階‥会議室 30 人、サロン 10 人、1 階‥会議室 30 人

＜利用できるもの＞コピー機、資料等

〒154-0022　世田谷区梅丘 1-8-9

TEL03-3420-2520　FAX03-3706-2854　e-mail: kitabora@otagaisama.or.jp

■玉川ボランティアビューロー
＜開館時間＞　　10時～17時（日曜・祝日休館）
＜利用スペース＞　第1会議室20人、第2会議室15人
＜利用できるもの＞コピー機、車いす、資料等
〒158-0094　世田谷区玉川2-1-15
TEL03-3707-3528　FAX03-3708-3058　e-mail: tamabora@otagaisama.or.jp

■砧ボランティアビューロー準備室
＜開館時間＞　　10時～17時（日曜・祝日休館）
＜利用できるもの＞コピー機、資料等
〒157－0066　世田谷区成城6－3－10 成城6丁目事務所棟1階
TEL03-6411-4007　FAX03-6411-5888　e-mail: kinutabora@otagaisama.or.jp

■烏山ボランティアビューロー
＜開館時間＞　　10時～17時（日曜・祝日休館）
＜利用スペース＞　会議室12人
＜利用できるもの＞コピー機、資料等
〒157-0065　世田谷区上祖師谷1-11-14　アンハイム1階
TEL03-6909-0333　FAX03-6909-0355　e-mail: karasubora@otagaisama.or.jp
●砧を除く上記4施設の会議室の利用は、利用日の2か月前の1日から申し込みを受け付ける。
また、夏季と年末年始に特別休館日がある。

■ケアセンターふらっと
＜利用曜日＞月曜日～土曜日
〒154-0002　世田谷区下馬2－20－14 パーム下馬
TEL03-5712-5105　FAX03-3410-3813

■ケアセンターwith
＜利用曜日＞月曜日～土曜日
〒154-0002 世田谷区下馬3-22-13 サザン三軒茶屋1F
TEL03-6805-4715　FAX03-6805-4718

■ケアステーション連
＜開所曜日＞月曜日～土曜日
〒154-0002 世田谷区下馬3-22-13 サザン三軒茶屋2F
TEL03-6805-4716　FAX03-6805-4718

■ケア相談センター結
＜開所曜日＞月曜日～金曜日
〒154-0002 世田谷区下馬3-22-13 サザン三軒茶屋2F
TEL03-5433-2830　FAX03-6383-2156

■地域障害者相談支援センターぽーとせたがや
＜開所曜日＞月曜日～土曜日
〒154-0002 世田谷区下馬3-22-13 サザン三軒茶屋2F
TEL03-6804-0405　FAX03-6383-2156

■スペース　ココカラ。

＜開所曜日＞木曜日～土曜日
〒154-0004 世田谷区太子堂 4-26-9　コロニス三軒茶屋 1F
TEL03-6804-0405　FAX03-6383-2156　※ぽーとせたがやにお問い合わせください。

第 12 章　施設所在地一覧

施設所在地一覧

総合支所

世田谷総合支所	世田谷 4-22-33	5432-1111 （大代表）
北沢総合支所	北沢 2-8-18 （北沢タウンホール内）	5478-8000
玉川総合支所	等々力 3-4-1	3702-1131
砧総合支所	成城 6-2-1	3482-1321
烏山総合支所	南烏山 6-22-14	3326-1202

高齢者関係

せたがや がやがや館 （健康増進・交流施設）	池尻 2-3-11	6450-7908
ひだまり友遊会館	若林 4-37-8	3419-2341
北烏山東敬老会館	北烏山 2-2-6	6304-3176
桜高齢者集会所	桜 1-2-19	6304-3176
上馬高齢者集会所	上馬 4-36-9	6304-3176
土と農の交流園	桜上水 2-11-1	5374-1291
八幡山高齢者活動・ 移動支援施設	八幡山 1-7-6	3329-0855
世田谷区高齢者クラブ 連合会	松原 6-3-5 (梅丘分庁舎 3F 市民活動推進課内)	6304-3176
認知症在宅生活 サポートセンター	松原 6-37-10 (保健医療福祉 総合プラザ 1 階)	6379-4315
東京リハビリテーション センター世田谷	松原 6-37-1	6379-0427

■■■■■■■■■特別養護老人ホーム■■■■■■■■■

特別養護老人ホーム 有隣ホーム	船橋 2-15-38	3484-0600
特別養護老人ホーム 久我山園	北烏山 2-14-14	3309-3211
特別養護老人ホーム 成城アルテンハイム	成城 6-13-17	3483-8001
特別養護老人ホーム 第 2 有隣ホーム	船橋 2-15-38	3482-3911
特別養護老人ホーム フレンズホーム	下馬 2-21-11	3422-7211
特別養護老人ホーム 砧ホーム	砧 3-9-11	5429-6239
特別養護老人ホーム 芦花ホーム	粕谷 2-23-1	5317-1094
特別養護老人ホーム 千歳敬心苑	給田 5-9-5	3307-1165
特別養護老人ホーム 上北沢ホーム	上北沢 1-28-17	3306-5155
特別養護老人ホーム きたざわ苑	北沢 5-24-18	5453-5620
特別養護老人ホーム 等々力の家	等々力 8-26-16	5752-0030
特別養護老人ホーム 博水の郷	鎌田 3-16-6	5491-0340
特別養護老人ホーム 喜多見ホーム	喜多見 7-20-26	5727-1161
特別養護老人ホーム 東京敬寿園	上祖師谷 7-1-1	5313-0008
特別養護老人ホーム 等々力共愛ホームズ	等々力 1-24-11	5706-6588
特別養護老人ホーム フォーライフ桃郷	北烏山 7-8-11	3300-1600
特別養護老人ホーム せたがや給田乃杜	給田 5-3-5	5384-7277
特別養護老人ホーム エリザベート成城	成城 8-27-24	3789-8100
特別養護老人ホーム 深沢共愛ホームズ	深沢 1-32-21	5760-6331
地域密着型特別養護 老人ホーム ハートハウス成城	成城 3-2-9	3416-5820
地域密着型特別養護 老人ホーム 寿満ホームかみきたざわ	上北沢 1-32-11	6824-9080
特別養護老人ホーム 世田谷希望丘ホーム	船橋 6-25-25	5316-5388

地域密着型特別養護老人ホーム　下馬の家　下馬 2-25-8　6805-5620

特別養護老人ホーム　ラ・ストーリア馬事公苑　上用賀 4-15-12　6804-4835

特別養護老人ホーム　ときわぎ世田谷　下馬 2-3-10　6413-8571

特別養護老人ホーム　ラペ二子玉川　瀬田 4-5-5　6805-6678

特別養護老人ホーム　さくらほうむ　弦巻 3-3-17　6809-7603

地域密着型特別養護老人ホーム　ハートフル若林　若林 5-38-20　6805-4517

■■■■■■■■■養護老人ホーム■■■■■■■■■■

養護老人ホーム　友愛ホーム　砧 3-9-11　3416-3164

■あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）■

池尻あんしんすこやかセンター
（池尻地域包括支援センター）
池尻 3-27-21　5433-2512

太子堂あんしんすこやかセンター
（太子堂地域包括支援センター）
太子堂 2-17-1　2 階　5486-9726

若林あんしんすこやかセンター
（若林地域包括支援センター）
若林 1-34-2　5431-3527

上町あんしんすこやかセンター
（上町地域包括支援センター）
世田谷 1-23-5　2 階　5450-3481

経堂あんしんすこやかセンター
（経堂地域包括支援センター）
宮坂 1-44-29　5451-5580

下馬あんしんすこやかセンター
（下馬地域包括支援センター）
下馬 4-13-4　3422-7218

上馬あんしんすこやかセンター
（上馬地域包括支援センター）
上馬 4-10-17　5430-8059

梅丘あんしんすこやかセンター
（梅丘地域包括支援センター）
梅丘 1-61-16　5426-1957

代沢あんしんすこやかセンター
（代沢地域包括支援センター）
代沢 5-1-15　5432-0533

新代田あんしんすこやかセンター
（新代田地域包括支援センター）
羽根木 1-6-14　5355-3402

北沢あんしんすこやかセンター
（北沢地域包括支援センター）
北沢 2-8-18　5478-9101
北沢タウンホール地下 1 階

松原あんしんすこやかセンター
（松原地域包括支援センター）
松原 5-43-28　3323-2511

松沢あんしんすこやかセンター
（松沢地域包括支援センター）
赤堤 5-31-5　3325-2352

奥沢あんしんすこやかセンター
（奥沢地域包括支援センター）
奥沢 3-15-7　6421-9131

九品仏あんしんすこやかセンター
（九品仏地域包括支援センター）
奥沢 7-35-4　6411-6047

等々力あんしんすこやかセンター
（等々力地域包括支援センター）
等々力 3-4-1　3705-6528
玉川総合支所 2 階

上野毛あんしんすこやかセンター
（上野毛地域包括支援センター）
中町 2-33-11　3703-8956

用賀あんしんすこやかセンター
（用賀地域包括支援センター）
用賀 2-29-22　2 階　3708-4457

二子玉川あんしんすこやかセンター
（二子玉川地域包括支援センター）
玉川 4-4-5　2 階　5797-5516

深沢あんしんすこやかセンター
（深沢地域包括支援センター）
駒沢 4-33-12　5779-6670

祖師谷あんしんすこやかセンター
（祖師谷地域包括支援センター）
祖師谷 4-1-23　3789-4589

成城あんしんすこやかセンター
（成城地域包括支援センター）
成城 6-3-10　3483-8600

船橋あんしんすこやかセンター
（船橋地域包括支援センター）
船橋 4-3-2　3482-3276

喜多見あんしんすこやかセンター
（喜多見地域包括支援センター）
喜多見 5-11-10　3415-2313

砧あんしんすこやかセンター
（砧地域包括支援センター）
砧 5-8-18　3416-3217

上北沢あんしんすこやかセンター
（上北沢地域包括支援センター）
上北沢 4-32-9　3306-1511

上祖師谷あんしんすこやかセンター
（上祖師谷地域包括支援センター）
上祖師谷 2-7-6　5315-5577

烏山あんしんすこやかセンター
（烏山地域包括支援センター）
南烏山 6-2-19　3307-1198
烏山区民センター2 階

■■■■■■■■■介護老人保健施設■■■■■■■■■

介護老人保健施設　世田谷 1-16-2　3420-7115
ビバ・フローラ

介護老人保健施設　三軒茶屋 1-16-13　5430-5963
ホスピア三軒茶屋

介護老人保健施設　深沢 1-9-3　3701-1164
ふかさわ

介護老人保健施設　宇奈根 3-12-29　5494-5566
うなね杏霞苑

介護老人保健施設　北烏山 2-14-20　3309-8546
ろうけんくがやま

介護老人保健施設　宇奈根 2-2-5　5494-5963
ホスピア玉川

介護老人保健施設　瀬田 4-1-14　5797-5525
玉川すばる

介護老人保健施設　大蔵 1-3-22　5727-9535
サンセール世田谷大蔵

介護老人保健施設　喜多見 3-4-30　5494-5963
ホスピア喜多見

介護老人保健施設　松原 6-37-1　6379-0427
梅ヶ丘　（東京リハビリテーションセンター世田谷内）

障 害 者 関 係

■■■ 障害のある方が日中利用する施設（区立）■■■

三宿つくしんぼホーム　三宿 2-30-7　3411-4711

駒沢生活実習所　弦巻 2-1-5　5430-6311

ほほえみ経堂　経堂 3-6-24　5451-5151

下馬福祉工房　下馬 2-20-14 2 階　5712-5103

世田谷福祉作業所　下馬 2-31-6　3414-0141

すまいる梅丘　梅丘 1-36-2-101　3425-5710

梅丘ウッドペッカーの森　松原 6-4-1 地下 1 階　3327-5917

桜上水福祉園　桜上水 2-13-16　5317-6395

奥沢福祉園　奥沢 6-29-2　5758-3546

九品仏生活実習所　奥沢 7-39-13　3703-1519

岡本福祉作業ホーム玉堤分場　玉堤 2-3-1 地下 1 階　5707-9431

玉川福祉作業所等々力分場　等々力 2-13-4　5707-1330

九品仏生活実習所中町分場　中町 2-25-17 2 階　5706-7301

玉川福祉作業所　玉川 1-7-2　3707-0498

障害者就労支援センターすきっぷ　船橋 5-33-1　3302-7911

千歳台福祉園　千歳台 3-31-9　3789-9801

砧工房分場キタミ・クリーンファーム　喜多見 7-3-1　3749-3880

岡本福祉作業ホーム　岡本 2-33-24　3415-3366

発達障害相談・療育センター「げんき」　大蔵 2-10-18　5727-2236

砧工房　砧 4-32-14　3417-4604

給田福祉園　給田 5-2-7　3308-9361

烏山福祉作業所　北烏山 1-29-15　3326-8001

■■　障害のある方が日中利用する施設（民立）　■■

あけぼの学園　三宿 2-30-9　3413-6781

わんぱくクラブ三軒茶屋　太子堂 2-17-1 太子堂複合施設 4 階　3414-0302

リバティ世田谷	三軒茶屋 1-29-13 ハイツ三軒茶屋 2C-2	6450-9970
アンシェーヌ藍 （Ｆａｃｔｏｒｙ藍分場）	三軒茶屋 1-36-8 由上ビル 2 階	5430-3671
Ｆａｃｔｏｒｙ藍	若林 5-2-9 三喜ビル 3 階	3412-1366
ハーモニー	世田谷 3-4-1 アップビル 2 階	5477-3225
上町工房	世田谷 3-9-1	3706-0645
就労移行支援事業所グディ	駒沢 2-11-1 集花園ビル 4 階 B	5787-5777
ケアセンターふらっと	下馬 2-20-14 １階	5712-5105
ヒーリングセンター 世田谷	上馬 2-38-3 早川ビル 2 階	6453-2324
Ｎａｖｉｏけやき	上馬 3-7-8 ﾄｰﾖｰ BLDG6 階	3421-8701
幼児グループわんぱく	松原 2-21-18	6805-2996
Crazy Cats	梅丘 1-21-9 大津ビル 2 階	3420-1982
ほわわ花見堂	代田 1-13-14 （さくら花見堂内）	6805-6470
まもりやま工房	代田 6-21-5	3460-9019
東北沢つどいの家	北沢 4-24-22	3465-1832
エイト	北沢 5-23-27	3469-5055
白梅福祉作業所	松原 6-43-17	3325-5407
デイサービス にじのこ赤堤	赤堤 2-43-11 ベルグ赤堤壱番館 2F	6379-5266
児童支援事業所 ぷらみんぽーと	松原 6-37-1	6379-0687
のぞみ園	赤堤 4-27-14	5376-7761
まごの手便	松原 3-25-16 ﾗｲｽﾞﾋﾞｰｱﾊﾟｰﾄｼﾓｷｶ１階	3324-2391
地域生活支援センター ＭＯＴＡ	松原 3-40-7 ﾊﾟｲﾝﾌｨｰﾙﾄﾞﾋﾞﾙ 201	3325-7307
玉堤つどいの家	玉堤 2-3-1　１階	5706-6951
パイ焼き茶房	等々力 2-18-1	3703-0415
社会就労センター パイ焼き窯	等々力 2-36-13	3702-0459
しごとも	等々力 6-10-19	3704-0029
アン	深沢 3－26－18 サンワード深沢 101	3702-5523
さわやかはーとあーす 世田谷	上用賀 4－16－11	6413-0610
就労移行支援事業所 Ｔ＆Ｅ	上用賀 5-5-10 万葉ビル 4 階	3709-0802
就労支援施設 ゆに（ＵＮＩ）	上用賀 5-14-1 上用賀アートホール 2 階	5797-2343
就労支援施設 ゆに（ＵＮＩ）分場フェリーチェ	喜多見 9-2-33	5761-9175
Do-will	用賀 3-11-15 Ｃ・Ｉビル 2 階	6432-7878
用賀福祉作業所	用賀 4-7-1	3708-5061
わんぱくクラブ駒沢	新町 1-3-32	3420-8248
アディクションリハビリテーションセンターすとぉりぃ	桜新町 1-8-6	3704-7344
nicoRe	祖師谷 3-4-8 石田ビル 1 階	3482-8967
わくわく祖師谷	祖師谷 3-21-1	3789-8727
サポートセンターきぬた	祖師谷 3－24－1 TKR 祖師ヶ谷大蔵 202	3483-2471
地域活動支援センター 陽だまりの庭	成城 2-3-33	3416-4669
愛育学園すみれ	成城 2-15-8	3416-9778
イタール成城	成城 8-27-11	6277-9911
おおらか学園	船橋 1-30-9	3426-2323
子どもの生活研究所 めばえ学園	船橋 1-30-9	3426-2323
風の谷プロジェクト	船橋 2-21-28	3484-0395
プレイ＆リズム希望丘	船橋 7-8-3	3789-6161
にゃんこの館	千歳台 3-3-16 HN 千歳台ﾋﾞﾙ 4 階	3482-5052
さら就労塾@ぽれぽれ	北沢 2－8－18 北沢タウンホール 1Ｆ	6407－0935
TODAY 喜多見	喜多見 9-3-13 ラピュータ 1 階	5761-9417
喜多見夢工房	喜多見 9-1-35	3430-5400

喜多見夢工房分室	喜多見 8-1-4 河野ビル 1 階	6411-0388
泉の家	岡本 2-33-23	3417-3451
世田谷更生館	砧 3-9-11	3416-7131
友愛デイサービス センター	砧 3-9-11	3416-0262
喫茶室パイン	上北沢 2-1-1 都立松沢病院内	3303-1237
ワークランド・ フレンドパーク	上北沢 5-4-1	5374-3895
さくら美術工房	粕谷 4-20-18 幸栄マンション 211	6317-3014
幼児グループにじのこ	給田 2-7-2	5314-9590
デイサービス にじのこ給田	給田 3-14-7 給田地区会館内	3308-5482
ちぐさ企画	北烏山 1-8-2 NTK ビル 2 階	3305-1830
児童デイサービス ここから	北烏山 3-11-5	5315-7881
あゆみ園	目黒区大橋 2-19-1	3466-0812
障害児保育園 ヘレン経堂	宮坂 3-15-15	6413-5606
にこ	宮坂 3-39-1 ﾄﾞﾙﾁｪ宮坂 1 階	6316-5612
にこにこみやさか	宮坂 2-26-17 ｿｰﾜ豪徳寺ﾏﾝｼｮﾝ 1 階	6413-7585
コイノニアかみきた	上北沢 1-32-14	5316-2251
東京リハビリテーション センター世田谷	松原 6-37-1	6379-0427
ガーデンカフェ 「ときそら」	野沢 3-14-1	6805-2174
こどもデイうぃず	喜多見 7-25-17	6805-8910
アプリ児童デイサービス 桜丘	桜丘 2-21-3	6432-6812
Ohana kids station デイサービス	若林 3-23-5 FLAT 松陰 103	6453-4850
Ohana kids ナーサリー	船橋 1-38-14 1F	6411-3377
Casa di tutti みんなのおうち	世田谷 1-32-14 1F	5799-6724
放課後等デイサービス メディキッズ梅ヶ丘	梅丘 1-23-2 Fullea 梅丘 1 階	6820-0451

■■■　障害のある方が共同で生活する施設　■■■

ホープ三軒茶屋	三宿 1-15-2	3321-4690
Garden 藍Ⅰ・Ⅱ	若林 4-25-14	6453-1980
Garden 藍Ⅲ	野沢	3412-8480
Garden 藍Ⅳ	世田谷	5799-7725
Garden 藍Ⅴ	世田谷	5799-7725
どんぐりホーム上町	世田谷 3-9-1	6413-0351
野沢寮	野沢 3-3-3	3487-7733
グループホーム グレープバイン	下馬	6805-5621
いちご Living	羽根木	3325-8876
松原けやき寮	松原 6-43-17 3 階	3325-7117
「めぐ」	赤堤	3327-5475
グループホームえにし	桜上水 5-3-29	3306-1622
はるの邑	等々力	5706-5738
とどろきの杜	等々力	3705-3147
身体障害者自立体験 ホームなかまっち	中町 2-17-21	5758-2626
バンブル	成城 8-27-11	6277-9311
桐花荘	船橋 2-21-8	3484-3789
グループホーム ビートル喜多見	喜多見 5-4-21	6805-8690
生活支援ホーム世田谷	宇奈根 2-7-19	5727-1450
ホームいろえんぴつ	鎌田 3-16-7	5491-5851
コーポ友愛	砧 3-9-11	3416-3164
友愛園	砧 3-9-11	3416-3161
グループホームきぬた	砧 4-25-2	5494-1901
私の家せつ世田谷	上北沢 5-50-31	5357-8750
花みずき寮	八幡山 3-5-16	3290-2260
ゴールドクレスト	上祖師谷 4-25-15	3484-8746
第 1 さくらハウス	粕谷	3309-9511

第３さくらハウス	給田	3307-1923
からすやまホーム	南烏山１-9-20	6750-5255
第２さくらハウス	南烏山	5384-0755
第４さくらハウス	南烏山	5384-0755
第５さくらハウス	南烏山	6750-5121
ちぐさホーム	北烏山	5313-7920
メゾンちぐさ	北烏山	6658-4920
ちぐさハイム	北烏山	3326-1101
グループホームここから	北烏山３-11-5	5315-7887
第12いたるホーム カノンⅠ・Ⅱ	北烏山４-38-4	6909-1262
私の家せつ烏山	北烏山７-24-2	3305-4677
宇奈根あーゆるハウス	宇奈根２-9-26	6411-0679
グループホームSmiley	北烏山１-55-5	5969-8132
グループホームJoy	下馬１-2-15	6805-5181
グランシエル桜丘	桜丘３―33―29	6804-4824
グランシエル明大前	松原１-27-14	6379-2668
ミライハウス芦花公園	北烏山１-18-9	5314-9050
こいのにあ	上北沢１-32-14	5316―2251
さわやかはーとあーす世田谷	上用賀４-16-11	6413―0610
アネモネ	宇名根２-15-15	6411-1066
プリムラ	世田谷１-12-6	6413-5680
グループホーム西田荘	南烏山	6379-8842
グループホーム西田荘（ユニットメゾンＹＯＵ）	赤堤	6379-8842
グループホーム西田荘（ユニットベルハイム）	桜上水	6379-8842
グループホーム西田荘（ユニットくろがねハイム）	松原	6379-8842
グループホーム西田荘（ユニットセンチュリーハイツ）	南烏山	6379-3842
グループホームおはなの家（はなみずきの家）	給田	6909―0401
グループホームおはなの家（たんぽぽの家）	給田	6909-0401
等々力ホーム	等々力	3702-7702
等々力ホーム（電Ｇホーム）	等々力	3702-7702
アイリスホーム奥沢	奥沢	5374-5232
アイリスホーム笹塚	大原	0120-849-153
アイリスホーム千歳烏山	南烏山	0120-849-153
アイリスホーム笹塚２	大原	0120-849-153
アイリスホーム千歳烏山２	南烏山	0120-849-153
アイリスホーム世田谷	宮坂２-4-1	0120-939-095
シェリルハウス世田谷	祖師谷６-32-13	6319-2727
シェリルハウス世田谷若林	若林５-20-15	6804-4537
ラポール八幡山Ⅳ	八幡山	5374-3895
アント	成城９-24-14	6279-5282
グループホームHARU宇奈根	宇奈根２-14-18	6411-8426
ラ・メゾン大原	大原	6804-9850
ミライハウス世田谷区代沢	代沢２-21-10	6805-3833
ちゃお上北沢	上北沢５-24-10	0422-28-5051
ちゃお三軒茶屋	三軒茶屋１-33-5	0422-28-5051
us喜多見	喜多見２-6-38	4283-2940
グループホーム赤堤	赤堤５-29-7	6304-7705
まんまる砧	砧	050-5373-3238
世田谷ヒーローハウス	祖師谷	050-3395-2253
ソフィア烏山の家	北烏山	090-1201-4590

■■■■　地域障害者相談支援センター　■■■■

障害者相談支援センターぽーと　せたがや	下馬３-22-13 サザン三軒茶屋2F	6804-0405
障害者相談支援センターぽーと　きたざわ	松原３-40-7 ﾊﾟｲﾝﾌｨｰﾙﾄﾞ201	6379-0262
障害者相談支援センターぽーと　たまがわ	中町４-6-7	6411-6590

障害者相談支援センター ぽーと　きぬた	祖師谷 3-21-1 祖師谷ふれあいセンター内 3F	6411-5680
障害者相談支援センター ぽーと　からすやま	南烏山 1-13-16	5357-8760

■■■■　医療的ケア相談支援センター　■■■■

世田谷区医療的ケア相談支援センターHi・na・ta
大蔵 2-10-8　3749-6955　大蔵二丁目複合型子ども支援センター3 階

■■■■■　指定特定相談支援事業所　■■■■■

※(一)は指定一般相談支援事業所、(児)は指定障害児相談支援事業所の指定を受けていることを指す。

(一)地域生活支援センター サポートセンターきぬた	祖師谷 3-24-1 TKR 祖師ヶ谷大蔵 202	3483-2471
(一)地域生活支援センター MOTA	松原 3-40-7 パインフィールドビル 201 号室	3325-0951
(児)自立生活センター ハンズ世田谷	豪徳寺 1-32-21 スマイルホーム豪徳寺 1 階	5450-2861
(一)(児)なかまっち相談室	中町 4-6-7	6411-6597
(一)team shien m.a	梅丘 1-15-11 TOMO ビル 3F	6413-6465
(児)世田谷区発達障害相談・療育センター相談支援事業所	大蔵 2-10-18	5727-2235
ケアセンターふらっと	下馬 2-20-14	5712-5105
(一)(児)まつばらけやき相談支援センター	祖師谷 3-1-3 世田谷区障害者就労支援センターすきっぷ分室そしがや内	6265-7140
(児)相談支援センターあい	祖師谷 3-21-1	6411-2289
(児)重症心身障害児療育相談センター	三宿 2-30-9	3413-6781
(児)相談支援センター かりんとう	松原 6-8-10	6413-9668
(一)(児)相談支援ここから	北烏山 3-11-5	5315-7887
(児)相談室にじのこ	南烏山 6-3-9 ミール千歳烏山 603	5314-9588
(一)(児)相談支援事業所 梅ヶ丘	松原 6-37-1	6379-5671
(児)エムツー・サポート 指定特定相談支援事業所	千歳台 1-15-17	4296-8120
相談支援センターフォルテ	玉川 1-7-2	6805-6693
(児) 子どもの生活研究所	船橋 1－30－9	3426-2386
発達障害者就労支援センター ゆに (UNI) 相談支援事業所	上用賀 5－14－1 -102	5797-2343
(児) 東京総合福祉	桜上水 1－1－3 -104	6318-4222
相談支援センターおかもと	岡本 2－33－24	3415-3366
(児) ナイスケア世田谷相談支援センター	駒沢 2－8－6 ゆうコート駒沢 101	5433-2240
(児) 相談支援センターわんぱく	代田 2－20－6	6450-8239
マーベラス	八幡山 3-26-8	6326-2659
(一) 相談支援センターちぐさ	北烏山 1－8－2 NTK ビル 2F ちぐさ企画内	5969-8522
はるの相談室	等々力 2－36－2 エクセル等々力 201 号	6411-6064
(児) シモキタステーション	代沢 2－28－8 -1FA－601 号	5787-8705
相談支援事業所 わいわい	下馬 2－31－6	3414-0141
オレンジケア相談室	粕谷 3-28-21 -104	5315-5442
(児) オリーブ・ケア千歳台	千歳台 3-28-4 -101	3482-8421
(児) 相談支援事業所　青い鳥	奥沢 7-12-25 2 階	5758-6331
相談室なびお	野沢 4-22-6　070-4437-6727 ニューコーポラス 102 号	
コンシェルジュ藍	野沢 1-25-3 グランルミス三軒茶屋 301 号	6804-0111
(一)(児) 相談支援センター架け橋	野沢 2-30-3 駒沢イン 204	6453-1924
(児) 相談支援 ツナカン	瀬田 2-21-1 矢藤ハイツ 101	6411-7174
(一)(児) 相談支援アンジュ	鎌田 4-17-17 -105	6411-1580
(児) 相談支援ウイング	宮坂 3-12-5 タケベビル 3 階	5799-7400
(児) からふる plan	池尻 3-13-10	4586-7962
(児) 相談支援事業所しらうめ	松原 6-28-1 リアライズマンション 105 号室	6265-7866
(児) サニー・けあサポート	喜多見 8-16-12 -1F	6411-0555

(児) 亀右衛門相談支援事業所	三軒茶屋 1-35-1 三軒茶屋ゴールデンビル 203	5431-3911
(児) 相談支援クロスロード	北烏山 1-29-15	3326-8001
(児) 世田谷区相談支援ポミエ	喜多見 8-18-16 スプリングス 204	080-4618-7406
(児) ケアルームダッシュ	祖師谷 6-1-5 アーバンコート祖師谷 202	5787-7698
(児) 相談支援事業所　相談室こうめ	松原 6-37-1	6379-1592
スタンドアウト世田谷	南烏山 6-36-10 PLAZA20　501 号	080-8553-2397
(児)Ohana kids 相談支援	若林 4-19-4-205	5787-8461
(児)そうだんや用賀	用賀 4-13-2 メゾンド・シルベスト 406 号	3707-6831

■■■■　障害のある方のその他施設　■■■■

たんぽぽの会池尻	池尻 3-18-12-101	5787-5319
障害者就労支援センター しごとねっと	太子堂 2-15-1 野村三軒茶屋ﾋﾞﾙ 8 階	3418-1432
障害者就労支援センター 「すきっぷ分室クローバー」	太子堂 2-15-1 野村三軒茶屋ﾋﾞﾙ 8階	5787-4355
ひかり	代田 2-20-6	6450-8229
喫茶 YOU・遊	赤堤 5-31-5 松沢まちづくりセンター内	3323-8040
障害者就労支援センター ゆに(UNI)	上用賀 5-14-1 上用賀アートホール 2 階	5797-2343
障害者休養ホームひまわり荘	上用賀 5-24-18	3428-3301
みくりキッズくりにっく	上用賀 2-22-14	3701-1010
障害者就労支援センター 「すきっぷ分室そしがや」	祖師谷 3-1-3	5494-5581
喫茶桜ん房	祖師谷 3-10-4 砧図書館内	3482-2291
みつばち	成城 8-27-11	6277-9011
国立成育医療研究センター もみじの家	大蔵 2-10-1	3416-0181
障害者就労支援センター すきっぷ就労相談室	船橋 5-33-1	3302-7927
ケアこげら世田谷宇奈根	宇奈根 1-8-9	042-349-6950
かふぇいろどり	鎌田 3-35-1 鎌田区民センター内	6805-7025
やすらぎステイズ	上祖師谷 3-17-18	6804-4580
喫茶ぴあ　粕谷店	粕谷 4-13-6 粕谷区民センター内	3305-3133
喫茶どんぐり	南烏山 1-10-10 世田谷文学館内	5374-9119
短期入所ここから	北烏山 3-11-5	5315-7883
東京リハビリテーション センター世田谷	松原 6-37-1	6379-0625
みつけばハウス	松原 6-41-12	090-9141-3286

児童館・新ＢＯＰ（BOP・学童クラブ）

池尻児童館	池尻 2-3-11	3422-0411
三宿小新ＢＯＰ	三宿 1-12-6	3411-8121
太子堂小新ＢＯＰ	太子堂 5-7-4	3413-2089
多聞小新ＢＯＰ	三宿 2-26-11	3413-1722
池尻小新ＢＯＰ	池尻 2-4-10	3424-4464
若林児童館	若林 5-18-13	3412-6413
若林小新ＢＯＰ	若林 5-27-18	3413-1925
山崎小新ＢＯＰ	梅丘 3-9-1	3420-0266
城山小新ＢＯＰ	梅丘 2-1-11	5426-3201
弦巻児童館	弦巻 1-26-11	3426-9626
駒沢小新ＢＯＰ	駒沢 2-10-6	3424-9993
弦巻小新ＢＯＰ	弦巻 1-9-18	3428-0276
三軒茶屋小新ＢＯＰ	三軒茶屋 2-42-1	3421-2465
松丘小新ＢＯＰ	弦巻 3-16-10 及び 弦巻 3-23-12	3429-3978
野沢児童館	野沢 1-8-14	3418-5578
旭小新ＢＯＰ	野沢 1-4-3	3424-1538
中里小新ＢＯＰ	三軒茶屋 1-4-1	3422-2220
駒繋小新ＢＯＰ	下馬 1-42-12	5481-0567
中丸小新ＢＯＰ	野沢 3-33-12	3424-3022
上町児童館	世田谷 2-30-16	3429-8275
桜小新ＢＯＰ	世田谷 2-4-15	3420-5413

世田谷小新ＢＯＰ	宮坂 1-38-4	3420-7260
桜丘児童館	桜丘 5-14-1	3439-0641
桜丘小新ＢＯＰ	桜丘 1-19-17	5477-4548
笹原小新ＢＯＰ	桜丘 5-19-1	3439-0642
代田児童館	代田 6-34-13	3469-6095
北沢子どもの居場所（きたっこ）	北沢 3-3-10	3468-3185
池之上小新ＢＯＰ	北沢 4-32-20	5465-1830
下北沢小新ＢＯＰ	大原 1-4-6	3468-3127
松沢児童館	赤堤 4-37-14	3328-9266
松沢小新ＢＯＰ	赤堤 4-44-22	3323-1676
松原小新ＢＯＰ	松原 5-43-26	5300-2411
赤堤小新ＢＯＰ	赤堤 1-41-24	3323-0283
代田南児童館	代田 1-13-14	3419-7192
代沢小新ＢＯＰ	代沢 5-1-10	3413-1412
代田小新ＢＯＰ	代田 4-2-3	3323-3764
等々力児童館	等々力 3-25-16	3703-3506
奥沢子育て児童ひろば	奥沢 4-8-14	3720-6331
八幡小新ＢＯＰ	玉川田園調布 2-17-15	3721-8905
奥沢小新ＢＯＰ	奥沢 3-1-1	3727-2618
尾山台小新ＢＯＰ	尾山台 3-11-1	3701-9992
東玉川小新ＢＯＰ	奥沢 1-1-1	3720-6336
九品仏小新ＢＯＰ	奥沢 8-12-1	3703-6012
玉堤小新ＢＯＰ	玉堤 2-11-1	3701-3424
玉川台児童館	玉川台 1-6-15	3709-4163
京西小新ＢＯＰ	用賀 4-27-4	3700-6837
桜町小新ＢＯＰ	用賀 1-5-1	3703-9199
瀬田小新ＢＯＰ	瀬田 2-17-1	3700-8564
森の児童館	上野毛 4-29-18	3704-4917
玉川小新ＢＯＰ	中町 2-29-1	3702-6337
中町小新ＢＯＰ	中町 4-23-1	5706-6421
深沢児童館	深沢 4-33-11	3705-4123
東深沢小新ＢＯＰ	深沢 3-7-1	3703-9777
等々力小新ＢＯＰ	等々力 7-26-1	3702-3474
上用賀児童館	上用賀 4-14-3-101	3426-2196
用賀小新ＢＯＰ	上用賀 6-14-1	3428-0354
新町児童館	新町 2-23-4-101	3426-3314
深沢小新ＢＯＰ	新町 1-4-24	3428-1523
船橋児童館	船橋 5-17-28	3303-1876
経堂小新ＢＯＰ	桜上水 1-23-3	3420-1788
船橋小新ＢＯＰ	船橋 4-41-1	3482-2578
希望丘小新ＢＯＰ	船橋 4-9-1	3484-7677
喜多見児童館	喜多見 2-10-40	3417-9151
喜多見小新ＢＯＰ	喜多見 3-11-1	3416-8246
成城さくら児童館	成城 3-18-23	3417-9411
砧小新ＢＯＰ	喜多見 6-9-1	3417-6949
明正小新ＢＯＰ	成城 3-3-1	3417-9412
山野児童館	砧 4-1-7	3417-8217
山野小新ＢＯＰ	砧 6-7-1	3417-6101
祖師谷児童館	祖師谷 4-28-6-101	3789-5633
塚戸小新ＢＯＰ	千歳台 6-7-1	3300-5215
祖師谷小新ＢＯＰ	祖師谷 3-49-1	3482-2971
鎌田児童館	鎌田 3-35-1	3709-6911
二子玉川小新ＢＯＰ	玉川 4-6-1	3700-7477
砧南小新ＢＯＰ	鎌田 4-3-1	3417-3789
烏山児童館	南烏山 4-26-3	3309-3003
烏山北小新ＢＯＰ	北烏山 6-3-1	3308-1634
給田小新ＢＯＰ	給田 4-24-1	3308-0999
武蔵丘小新ＢＯＰ	北烏山 1-47-11	3300-5059
上北沢児童館	上北沢 3-8-9	3290-3700
上北沢小新ＢＯＰ	上北沢 4-22-29	3303-5252
八幡山小新ＢＯＰ	八幡山 1-14-1	3304-8396

上祖師谷ぱる児童館	上祖師谷 4-5-6	3789-3131
烏山小新ＢＯＰ	給田 1-2-1	3300-6195
千歳小新ＢＯＰ	成城 9-6-1	3789-3141
粕谷児童館	粕谷 4-13-6	3305-7171
芦花小新ＢＯＰ	粕谷 2-22-1	3302-5360
千歳台小新ＢＯＰ	千歳台 4-24-1	3482-0400

区 立 保 育 園

池尻保育園	池尻 2-3-11	3410-6730
三宿保育園	三宿 2-37-3	3413-4406
太子堂保育園	太子堂 5-24-27	3414-3565
三軒茶屋保育園	三軒茶屋 1-23-4	3418-2841
世田谷保育園	若林 5-27-18	3414-5065
桜保育園	桜 2-18-3	3426-3761
東弦巻保育園	弦巻 2-29-17	3425-6721
弦巻保育園	弦巻 3-15-5	3426-1626
西弦巻保育園	弦巻 5-13-5	3425-6970
豪徳寺保育園	豪徳寺 1-34-2	3425-8861
南桜丘保育園	桜丘 3-10-18	3425-6925
わかくさ保育園	経堂 1-25-11	3425-4541
守山保育園	代田 6-21-5	3460-3066
若竹保育園	北沢 5-18-4	3469-0695
松原北保育園	松原 1-11-4	3328-0141
赤堤保育園	赤堤 4-1-10	3324-1721
松沢保育園	上北沢 1-32-3	3302-3029
上北沢保育園	上北沢 4-25-3	3302-9045
下馬保育園	下馬 5-32-11	3412-9839
駒沢保育園	野沢 4-22-2	3418-4031
上馬保育園	上馬 5-29-13	3424-8190
南奥沢保育園	奥沢 1-2-13	3727-9309
奥沢保育園	奥沢 2-3-11	3717-0922
中町保育園	中町 3-27-2	3705-0753
玉川保育園	玉川 4-16-6	3700-8458
上用賀保育園	上用賀 4-2-10	3425-1079
ふじみ保育園	上用賀 5-19-6	3709-4881
用賀保育園	用賀 2-29-22	3700-1945
用賀保育園分園 わくわく保育園	用賀 2-28-20	3700-7031
等々力中央保育園	等々力 4-19-18	3705-2005
新町保育園	駒沢 4-3-1	3418-4531
上祖師谷保育園	上祖師谷 1-16-17	3307-1556
上祖師谷南保育園	上祖師谷 4-6-7	3326-3581
船橋東保育園	船橋 5-14-19	3302-9567
希望丘保育園	船橋 6-25-1	3302-5814
南八幡山保育園	八幡山 3-9-20-101	3329-5021
八幡山保育園	粕谷 2-22-3	3302-3730
給田保育園	給田 2-13-6	3309-3408
芦花保育園	南烏山2-30-17-101	3326-0551
烏山北保育園	北烏山 3-13-35	3308-2727
西之谷保育園	北烏山 6-12-21	3326-4071
小梅保育園	喜多見2-10-41-101	3417-2841
喜多見保育園	成城 3-18-20	3416-5082
南大蔵保育園	大蔵 1-7-11	3417-3671
大蔵保育園	砧 4-5-12	3416-8551

私 立 保 育 園

鳩ぽっぽ保育園	太子堂 1-15-5	3411-0333
下馬鳩ぽっぽ保育園	下馬 3-14-9	5432-4681

下馬鳩ぽっぽ保育園分園野の花園	三宿 2-26-25	5779-6240
おともだち保育園	下馬 2-21-11	3422-2232
おともだち保育園分園こまどめ	下馬 4-18-1	5431-5070
おともだち保育園分園こまつなぎ	下馬 1-42-1	5433-3230
桜ヶ丘保育園	桜丘 4-19-33	3706-2226
経堂保育園	経堂 4-13-10	3427-4020
オリービア保育園	上馬 4-12-3	5431-3766
太子堂なごみ保育園	太子堂 2-3-10	3422-7530
もみの木保育園太子堂	太子堂 1-12-18	5787-6333
世田谷はっと保育園	下馬 4-1-8	3414-0810
さくらのその保育園	桜丘 2-1-8	5450-7077
さくらのその保育園分園つぼみ	桜丘 2-24-16	6413-9606
池尻かもめ保育園	池尻 2-5-8	5433-1311
遊愛保育園	三宿 2-16-32	5433-1500
桜すくすく保育園	桜 3-19-13	6413-5871
駒沢こだま保育園	駒沢 2-46-9	5787-5980
世田谷いちい保育園北ウイング	弦巻 5-10-22	6432-6111
世田谷いちい保育園南ウイング	弦巻 5-10-22	6413-7171
ポピンズナーサリースクール経堂南	経堂 1-41-3	5799-7031
キッズスマイル世田谷上馬	上馬 5-16-19	6450-8566
クラルテ保育園	世田谷 1-19-9	3429-4882
ミアヘルサ保育園ひびき上馬	上馬 4-31-9 サニーサイド上馬１階	5779-7355
ラフ・クルー経堂保育園	経堂 1-6-17 Grandir Kyodo1 階	5799-4421
昭和ナースリー	太子堂 1-13-21	3411-6200
グローバルキッズ世田谷四丁目園	世田谷 4-1-3	3706-3300
グローバルキッズ若林園	若林 2-21-10	3421-5031
桜の詩保育園	桜丘 4-26-22	6804-4682
おともだち・ララ保育園	下馬 2-25-12	3410-5258
わらべうた三宿保育園	池尻 3-23-2　2 階	3424-1422
三宿の杜なごみ保育園	太子堂 3-27-24	3414-7531
三軒茶屋えほん保育園	三軒茶屋 2-9-14	6805-4371
よつば保育園	若林 1-33-6	5430-0428
三茶こだま保育園	上馬 5-39-2	5787-5012
上町しぜんの国保育園	世田谷 2-10-10	3420-4169
天使の詩保育園	下馬 6-51-18	5431-5015
世田谷１丁目ゆたか園	世田谷 1-17-3	5799-7380
スマイルキッズ駒繋保育園	下馬 4-27-26	3419-8686
モニカ三軒茶屋園	上馬 1-17-10 2 階	6450-8402
つくし保育園	太子堂 2-6-12	3412-0294
フロンティアキッズ上町	世田谷 1-30-9	5450-0707
いいほいくえん用賀	弦巻 4-10-5	6413-0423
いいほいくえん用賀分園	用賀 3-12-19	3707-4042
フロンティアキッズ上馬	上馬 2-29-16 ワイスハイムⅡ １階	3410-2388
野沢そらの木保育園	野沢 2-9-14	6413-8595
若葉の詩保育園	野沢 3-13-5	5431-0222
つむぎ保育園	若林 4-37-2	6450-8480
サン・ベビールーム	三軒茶屋 2-5-5 クレール三軒茶屋	3422-1214
グローバルキッズ松陰神社駅前保育園	若林 3-16-13	6453-2755
春明保育園	豪徳寺 1-25-18	3420-5735
松原保育園	代田 3-27-20	5787-6036
早苗保育園	桜上水 3-18-12	3303-7556
早苗保育園分園ほなみ	赤堤 4-34-6	5355-0556
河田保育園	赤堤 1-3-23	3322-3327

東北沢ききょう保育園	北沢 1-20-11	6804-8015
代沢みこころ保育園	代沢 2-27-1	6805-2936
みんなのおうち保育園	桜上水 5-3-28	6379-8911
ポピンズナーサリースクール羽根木	羽根木 1-7-11	5301-2031
梅丘なごみ保育園	梅丘 2-11-9	5779-7534
赤堤ゆりの木保育園	赤堤 1-20-17	6304-3961
マリア保育園	赤堤 3-20-4	6304-3501
わらべうた経堂保育園	桜上水 1-7-10 クールセリシエ１階	3302-1855
スマイルキッズ下北沢保育園	北沢 2-1-3	3413-7775
にじのおうち保育園	桜上水 2-11-1	5357-8722
代沢ききょう保育園	代沢 2-11-11	3410-1171
RISSHO KID'S きらり 代沢	代沢 1-8-3	3419-1313
梅丘至誠保育園	松原 6-6-9	6413-9171
梅丘至誠パーチェ	松原 6-41-7	6265-7120
世田谷代田仁慈保幼園	代田 2-32-16	5787-8164
北沢みこころ保育園	北沢 4-16-6	6804-8413
まつばらけやき保育園本園	松原 2-11-1	6304-3730
まつばらけやき保育園分園	松原 1-43-1	6265-8153
おおわだ保育園世田谷豪徳寺	赤堤 2-15-14	6265-7556
キッズスマイル世田谷梅丘	梅丘 1-48-2	6413-0642
葵みこころ保育園	代沢 3-27-4	6450-9047
にじいろ保育園松原	松原 5-52-11	6265-7167
スマイルキッズドレミファ保育園	北沢 2-23-10	3421-6066
京王キッズプラッツ桜上水	桜上水 5-9-19	5357-8825
風の丘めぐみ保育園森棟	代田 4-32-19	6265-7411
風の丘めぐみ保育園風棟	代田 4-4-2	6265-7411
下北沢そらいろ保育園	代田 5-31-20	5432-9760
あそびの森ゆう	梅丘 1-31-36	6413-1222
あそびの森ゆう＋	代田 3-56-19	6450-7557
下北沢保育園	代沢 5-34-16	6805-3561
豪徳寺ふくまねきほいくえん	豪徳寺 2-14-7	6413-9071
めぐみ保育園	深沢 3-13-8	3701-3241
わかな保育園	瀬田 1-7-7	3700-3818
ナオミ保育園	等々力 4-13-10	3701-8311
ナオミ保育園分園ぶどうの木	奥沢 6-19-1	5707-7817
ナオミ保育園分園りんごの木	野毛 1-25-2	5707-7337
等々力保育園	奥沢 8-4-14	3704-5103
等々力保育園分園このは	等々力 6-4-2	3701-8591
尾山台保育園	尾山台 1-1-6	5758-0012
用賀なのはな保育園	用賀 1-2-2	5707-4700
用賀なのはな保育園深沢分園	新町 1-3-31	5426-4100
身延山保育園	瀬田 4-12-4	3700-2268
身延山保育園分園さくら青空保育園	瀬田 2-17-1	6657-5120
さくらしんまち保育園	桜新町 2-29-3	6273-8585
グリーンヒル奥沢保育園	奥沢 1-48-13	3727-1833
グリーンヒル奥沢保育園分園グリーンバレー等々力保育園	等々力 2-33-14	6432-2921
たまがわみんなの家	玉川 3-39-22	6447-9671
いずみ保育園	深沢 1-14-23	5752-8911
さくらの木保育園	玉川台 2-18-18	5797-5700
グリーンフィールド上野毛保育園	上野毛 1-9-7	6455-9511
駒沢どろんこ保育園	深沢 2-19-14	6455-9551
Gakkenほいくえん 等々力	等々力 4-2-12	5752-1711
ふかさわミル保育園	深沢 1-32-24	6432-1546

せたがやこころ保育園	深沢 4-25-22	5752-2111
ベネッセ桜新町保育園	桜新町 2-12-4	5426-3785
わらべうた桜新町保育園	桜新町 1-1-6(第一) 桜新町 1-32-1(第二)	5758-2131
ポピンズナーサリースクール世田谷中町	中町 5-9-9 コミュニティプラザ 1・2 階	6455-9581
馬事公苑ひかり保育園	上用賀 4-16-14	3439-1188
用賀みこころ保育園	用賀 3-6-3 グレイプス用賀 1 階	6805-6422
ニチイキッズ深沢坂上保育園	深沢 5-23-15	5758-1088
ChaCha Children Todoroki	等々力 7-7-9	5758-1277
世田谷仁慈保幼園	玉堤 2-13-11	6432-2663
キッド・ステイ世田谷南保育園	玉川田園調布 2-4-14	5483-1181
わらべうた等々力保育園	等々力 3-27-15 パークハイム等々力三丁目壱番館	5758-1156
スマイルキッズ桜新町保育園	桜新町 2-6-4(A 棟) 桜新町 2-9-6(B 棟)	3425-4433
ぴっころ保育園	桜新町 2-13-17	6413-7974
グリーンホーム東玉川保育園	東玉川 1-21-13	6421-8970
尾山台みどり保育園	尾山台 3-29-2	6411-2880
上用賀青い空保育園	上用賀 6-8-17	6413-5291
上用賀青い空保育園分園 森の家	上用賀 5-15-1	6805-7678
用賀ルンビニ保育園	用賀 4-14-22	5491-7100
コンビプラザ等々力保育園	等々力 2-32-16 ヴァレーサイドトドロキ 2 階	5758-8761
空の鳥保育園	野毛 1-19-13	6809-8567
駒沢わこう保育園	駒沢 5-2-7	5760-6561
三軒茶屋わこう保育園	三軒茶屋 2-52-13	3410-3715
にじのこ保育園	奥沢 7-36-9	3703-3500
かほる保育園	上野毛 3-11-1	6432-3420
東玉川善隣保育園	東玉川 2-35-16	6425-7276
ラフ・クルー駒沢保育園	駒沢 4-29-16	6805-2428
おひさま保育園	尾山台 3-33-2	5707-3888
青い空保育園	岡本 2-5-11	3700-6914
砧保育園	祖師谷 4-3-17	3483-1950
世田谷つくしんぼ保育園	祖師谷 6-33-5	5384-5800
祖師谷わかば保育園	祖師谷 2-5-38	3482-5513
祖師谷わかば保育園 千歳船橋分園あおば	経堂 4-17-7	5799-6801
大蔵ふたば保育園	大蔵 3-1-20	3415-1298
成育しせい保育園	大蔵 2-10-18	5727-2252
すこやか園	船橋 1-30-9	3426-2359
すこやか園分園キリン	桜丘 5-19-16	5426-0286
千歳保育園	千歳台 6-16-12	3300-4823
宇奈根なごやか園	宇奈根 2-7-16	5727-0036
喜多見バオバブ保育園	喜多見 1-4-7	3749-1818
成城つくしんぼ保育園	成城 8-27-17	5490-2100
岡本こもれび保育園	岡本 3-20-10	3416-6116
喜多見野の花保育園	喜多見 3-21-22	6411-8290
世田谷おとぎの森保育園	岡本 2-22-11	5797-9771
ひだまり保育園	船橋 4-3-2	6411-2066
千歳なないろ保育園	千歳台 3-17-5	5429-7716
太陽の子世田谷船橋保育園	船橋 4-13-7	5429-0715
Gakken ほいくえん 砧	砧 5-20-14	5727-9351
生活クラブ保育園ぽむ・砧	砧 2-11-14	5727-9595
生活クラブ保育園ぽむ・砧分園	砧 4-38-4 グランドテラス 1 階	5727-0637
ちきゅうのこどもほいくえん成城	大蔵 5-7-29	6411-0812
太陽の子世田谷きぬた保育園	砧 4-26-8	6805-8390
ぽこころ保育園祖師谷	祖師谷 4-4-16	6411-5606
チャイルドスクエアそしがや	祖師谷 3-36-2	5490-6261

太陽の子めぐりさわ保育園	千歳台 4-14-1	5429-9211
太陽の子めぐりさわ保育園分園 太陽の子千歳台二丁目保育園	千歳台 2-8-23	6277-9946
にじいろ保育園千歳台	千歳台 5-21-17	6411-2761
鎌田のびやか園	鎌田 4-12-17	6411-0351
鎌田のびやか園分園	成城 6-13-2 住友生命ビル 1 階	6411-4491
はあと保育園成城	成城 3-2-9	3416-2550
はあと保育園成城喜多見分園	喜多見 6-23-14	6411-1243
フラヌール保育園	船橋 3-1-1	6804-4080
フラヌール保育園分園	船橋 1-29-1 世田谷信用金庫船橋支店 3 階	6804-4841
キッズスマイル世田谷千歳台	千歳台 3-11-13	5787-7512
もみの木保育園希望丘	船橋 4-29-8	5787-7807
YMCA保育園ねがい	船橋 6-26-5	5317-9105
RISSHO KID'S きらり岡本	岡本 2-33-22	6411-0077
RISSHO KID'S きらり 玉川	玉川 4-11-2	3707-1311
ひなたの森保育園	砧 6-7-5	5429-6361
ひなたの森保育園 分園	砧 2-14-12	6411-0823
日本女子体育大学附属保育園	船橋 7-20-16	6277-9351
祖師谷保育園	上祖師谷 3-20-17	3326-1131
祖師谷保育園分園	上祖師谷 6-31-5	5384-7117
烏山杉の子保育園	南烏山 2-2-3	3326-5877
烏山杉の子保育園分園 みなみ風	経堂 5-38-14	6413-7310
烏山保育園	南烏山 6-22-14	3326-1700
せたがや小鳥の森保育園	北烏山 8-9-13	5315-5041
北烏山なごみ保育園	北烏山 3-11-6	3326-7530
小さなおうち保育園	上北沢 3-1-20	6379-6571
烏山いちご保育園	北烏山 8-1-5	5969-1515
第二いちご保育園	南烏山 2-33-3	5969-1500
烏山翼保育園	北烏山 1-28-3	3307-5551
上北沢こぐま保育園	上北沢 1-32-10	5357-8531
いずみの園保育園	上北沢 4-19-2	5316-6605
ChaCha Children Soshigayakoen	上祖師谷 3-10-3	5429-7331
ChaCha Children Soshigayakoen Park side	上祖師谷 4-4-20	5490-8220
芦花ゆりかご保育園	粕谷 3-19-1	3309-7006
芦花の丘かたるば保育園	粕谷 1-20-1	6379-9963
ピノキオ幼児舎 芦花保育園	粕谷 2-3-11	6304-6981
京王キッズプラッツ烏山	南烏山 5-17-5 子育てステーション烏山 2 階	5313-5511
にじいろ保育園給田	給田 4-4-14	5314-9263
にじいろ保育園給田 分園	給田 4-1-8	5969-8162
えにっくす八幡山保育園	八幡山 3-21-15	5357-8499
ラフ・クルー烏山保育園	南烏山 6-37-4	6909-0440
ラフ・クルー烏山保育園分園	南烏山 6-38-9 ステラ 21　1 階	6279-6106
メネス保育園	南烏山 4-16-16	3300-1673

区立認定こども園

多聞幼稚園	三宿 2-25-9	3413-7612

私立認定こども園

青葉学園野沢こども園	野沢 1-3-19	5431-3420
昭和女子大学附属 昭和こども園	太子堂 1-7－57	3411-5113
日本大学認定こども園	野沢 1-32-6	6450-8120
羽根木こども園	代田 4-25-9	6453-2512
認定こども園 世田谷ベアーズ	千歳台 6-7-2	6279-5397

円光院幼稚園	梅丘 2-19-8	3420-8700

地域型保育事業

■■■■■■■■ 家庭的保育事業 ■■■■■■■■

らふ・くるーまむ（いちご）	船橋 5-17-1-101	5357-8100
らふ・くるーまむ（ばなな・ぶどう）	船橋 5-17-7-104,105	5357-8100
おうち①～⑤	上祖師谷 1-16-16 パークサイド 101,102,103,105,106	
おうち⑥	上祖師谷 5-11-17 ビクトワール 101	
おうち⑦	上祖師谷 7-1-8 フジハイツ 1 階	

※おうち①～⑦の問い合わせ先:3326-1131（祖師谷保育園）

■■■■■■■■ 小規模保育事業 ■■■■■■■■

もみの木 Mom 太子堂	太子堂 1-14-20 太子堂区民センター2 階	6805-5054
ふたばクラブ三軒茶屋保育園	上馬 1-15-5	6805-3777
なかよしほいくえん	若林 5-7-11　1 階	6805-5650
ベベ・ア・パリ保育園経堂	経堂 1-26-3 ルストーレ経堂 1 階	6413-1868
上馬つきの木保育園	上馬 4-1-3 東急上馬ビル 2 階	5432-9533
マリアの家保育園	上馬 5-21-11	6413-9468
世田谷ほしにねがいを保育園	世田谷 4-14-32	6413-7864
キラキラキッズナーサリー下北沢園	北沢 2-37-18 MANA 下北沢 1 階	6407-9401
ホームマミーおくさわ	奥沢 8-15-8	3701-3551
駒沢ほしにねがいを保育園	駒沢 3-26-3 WOOD COURT101	6311-1164
ラフ・クルー駒沢公園ナーサリー	駒沢公園 1-1 Tote 駒沢公園 2 階	6804-0961
等々力ほしにねがいを保育園	等々力 4-5-9 キラクプレイス等々力Ⅰ-B	6809-8745
青い空の家	岡本 2-5-11	3700-6914
高木保育園	砧 6-18-6　1 階	3415-4440
えにっくす	千歳台 5-23-13 ペアステージ東館 1 階	6411-5195
ららるー保育園	北烏山 1-59-7	3300-8850
千歳ぴっち小規模保育園	南烏山 5-24-20	6909-0819
翼の鐘保育園	南烏山 3-25-15	6279-6525

■■■■■■■■ 事業所内保育事業 ■■■■■■■■

ヤクルト経堂保育園	経堂 5-38-26 2 階	3420-5236

■■■■■■■■ 居宅訪問型保育事業 ■■■■■■■■

ほわわびじっと 1	-	6805-6470
	（社会福祉法人むそう）	
障害児訪問保育アニー	-	6811-0907
	(特定非営利活動法人フローレンス)	

保 育 室

ドレミファ保育室	北沢 2-26-23	3485-7384

認証保育所

都市型保育園 ポポラー東京三軒茶屋園	太子堂 3-37-1-D201 グランドヒルズ三軒茶屋ヒルトップガーデンディセンフォート内	5431-7070
蓮美幼児学園 世田谷ナーサリー	若林 3-21-3	3410-1152
ベビールーム三軒茶屋	三軒茶屋 2-39-7 ロジェメント三軒茶屋 1 階	3795-4466
ねいろ保育園	弦巻 4-7-15	5477-4747
ポピンズナーサリースクール三軒茶屋	野沢 1-35-8 世田谷ﾃｨｰｽﾞﾋﾙ A 施設棟 2 階	5481-2136
駒沢プチ・クレイシュ	上馬 4-2-5 上馬セントラル 2 階	3410-4442
ニチイキッズ三軒茶屋保育園	三軒茶屋 1-2-21 アミックビル 1･2 階	5779-9280
三茶こっこ保育園	太子堂 1-12-40 グレート王寿ビル 2 階	5787－6250
リトルパルズ・アカデミー	三軒茶屋 2-32-10 アダージョ三軒茶屋 1 階	5432-9380
保育園夢未来桜新町園	弦巻 3-9-9	6432－6345

グローバルキッズ東松原駅前保育園	羽根木 1-31-21 ドクターズプラザ羽根木	3328-0707
アスク明大前保育園	松原 1-50-15 ル・ポー松原 2 階	3324-4593
ポピンズナーサリースクール経堂	赤堤 3-32-5 メゾン香葉 1 階	5329-2177
小さな森の保育園	代沢 5-18-1 代沢カラバッシュ 3 階	5787-6455
マミーズエンジェル奥沢保育園	奥沢 3-44-2-1 階	5754-8787
ベビールーム等々力	等々力 1-19-9-1F	3702-4455
ピノキオ幼児舎上野毛園	上野毛 1-9-14 メゾン田園 1 階	5758-7480
グローバルキッズ上野毛園	上野毛 1-26-6 上野毛駅ビル 2 階	3701-8808
ナーサリールームベリーベアー用賀	用賀 2-27-1 大東京ビル 3 階	6382-7300
用賀プチ・クレイシュ	用賀 4-3-11 ハッピービルド 2 階	3709-1222
はじまり はじまり えんniko	玉川 1-15-6-103 二子玉川ライズプラザモール	5717-3369
ポピンズナーサリースクール二子玉川	玉川 3-17-1 玉川高島屋 S･C 西館1・2 階	5797-2100
小学館アカデミーふたこたまがわ保育園	玉川 3-34-2 リオ・ヴェルデ 2 階	5797-5671
パパルキッズルーム	玉川 3-43-1	3709-0381
ポピンズナーサリースクール桜新町	桜新町 2-8-1 世田谷目黒農協ビル 4 階	5426-2201
グローバルキッズ用賀園	瀬田 4-28-12 パラッシオ用賀 1 階	3700-0404
木下の保育園　祖師谷	祖師谷 1-5-20	3789-7135
木下の保育園　成城	成城 6-5-34 成城コルティ 3 階	5490-7369
エクレール保育園	船橋 1-11-2	3425-8287
ぽけっとランド千歳船橋	船橋 6-16-11 ﾍﾞﾙ・ヴｨﾗｰｼﾞｭ千歳船橋 2 階	5316-3417
喜多見こどもの家	喜多見 3-14-6	3749-1079
世田谷喜多見雲母保育園	喜多見 9-1-2 喜多見ル･ジュール 103	5761-9101
砧南らる保育園	鎌田 3-13-20 砧南中学校内	3417-1591
世田谷祖師ヶ谷大蔵雲母保育園	砧 8-6-25 ヒグチ栄ビル 1・2 階	3415-2602
ポピンズナーサリースクール千歳烏山	南烏山 6-12-12 ｺｰｼｬﾊｲ仏千歳烏山 12 号棟 2 階	5315-3071
ゆらりん千歳烏山保育園	南烏山 6-6-2 サンマルシェビル 3 階	5314-5888
ナーサリーさくらキッズ	新町 3-21-3	5426-2415

病児・病後児保育室

いなみ小児科病児保育室ハグルーム	下馬 3-10-7	3422-0565
病児・病後児保育室下北沢ひよこ園	北沢 2-26-25 下北沢エクセレントビル 2 階	3460-1122
山口小児科内科病児保育室シェ・モア	中町 4-35-6	3704-3039
ニコこどもクリニック病児保育室ニコのおうち	玉川 1-15-6-101 二子玉川ﾗｲｽﾞﾌﾟﾗｻﾞﾓｰﾙ 1 階	6431-0235
ナオミ保育園病後児保育室バンビ	等々力 4-13-10	3701-8311
病児・病後児保育室かんがるーむ	大蔵 2-10-18	5727-2232
病児・病後児保育室ポピンズルーム千歳烏山	南烏山 6-12-12 ｺｰｼｬﾊｲ仏千歳烏山 12 号棟 2 階	5315-3025
子育てステーション烏山にこりんるーむ	南烏山 5-17-5	5384-4601
かるがもクリニック病児・病後児保育室病児保育こがも	桜丘 5-20-14 シンエイ第 3 ビル 2 階	3706-7077
つだ小児科クリニック病児保育室病児保育室ソレイユ	世田谷 4-6-13 グランデュオ世田谷Ⅴ1 階	5477-3366
キラリこどもクリニック病児保育室病児保育室アップル	太子堂 3-1-24 ディアコート三軒茶屋 102	3418-8355

子育て支援施設

子ども・子育て総合センター	宮坂 3-15-15	3439-8411
子育てステーション成城	成城 6-5-34 成城コルティ内 3 階	5490-7269
子育てステーション世田谷	太子堂 1-4-22 昭和インターナショナルハウス 1 階	3411-8301
子育てステーション烏山	南烏山 5-17-5	5384-7612
子育てステーション桜新町	桜新町 2-8-1 世田谷目黒農協本店ビル 1･4 階	5426-2203
子育てステーション梅丘	松原 6-41-7	6379-0957
のざわテットーひろば	野沢 3-14-22	3418-9950
すこやか広場	船橋 1-30-9 子どもの生活研究所内	3426-2323
ぽっぽちゃんひろば	上北沢 3-1-19 福音寮 3 階	3302-5600
おでかけひろばぼっこ	北沢 5-14-10 日本自由キリスト教会内	5790-9894
みずき広場	祖師谷 6-33-5 世田谷つくしんぼ保育園内	5384-5800
どんぐり	若林 5-27-18 区立世田谷保育園内	3414-2005
ひまわり	玉川 4-16-6 区立玉川保育園内	5717-6927
にじ	船橋 6-25-1 区立希望丘保育園内	3303-8515
まもりん	代田 6-21-5 区立守山保育園内	3460-5255
はぁと	等々力 4-19-18 区立等々力中央保育園内	3705-2005
けやき広場	成城 8-27-17 成城つくしんぼ保育園内	5490-2100
そらまめハウス	代田 4-38-52 羽根木公園プレーパーク内	070-1559-2321
おでかけひろば@あみーご	松原 4-17-15	3328-4411
おでかけひろばぶりっじ@roka	南烏山 2-30-11 UR 芦花公園団地 11 号棟 1 階	3309-8115
おでかけひろばきぬたまの家	鎌田 1-19-1-101	6447-9931
生活クラブ子育て広場ぶらんこ	宮坂 3-13-13 生活クラブ館 2 階	5426-5214
おでかけひろば一空	代沢 4-44-8	6676-3014
かみのげおでかけひろば	上野毛 1-27-5 清水ビル 2 階	6809-7478
おでかけひろば mamas	世田谷 2-12-5	090-3438-0964
ひょっこりひろば	下馬 3-10-7 いなみ小児科ビル 1 階	6413-8220
おでかけひろばまーぶる	瀬田 2-25-10	6338-2823
おでかけひろばFUKU＊fuku	喜多見 9-14-15	5761-9748
たまがわいち・にい・さん	玉川 1-2-3	3700-0680
ぐみの木ひろば	上北沢 1-32-10 上北沢こぐま保育園内	5357-8531
玉堤一丁目おでかけひろば	玉堤 1-8-5	3704-5583
おでかけひろば三宿	三宿 2-18-6	070-5079-2186
おでかけひろばすぷーん	深沢 2-15-3	6876-7721
おでかけひろばULALA	桜 3-13-4	6876-7129
おひさまひろば	上祖師谷 3-20-17 祖師谷保育園内	3326-1131
おでかけひろばcobaco	代田 1-17-3	6876-8584
Hotto Café つきの木ひろば	上馬 4-1-3 東急上馬ビル 2 階	5432-9533
おでかけひろばCIRCUS	駒沢 5-2-7 駒沢わこう保育園内	3702-5380
おでかけひろばおりーぶ	奥沢 2-30-19	6421-4085

おでかけひろば cotton　成城 7-16-8　6411-9043

生活クラブ子育て広場 ぶらんこ粕谷　粕谷 3-16-5　6279-6340

おでかけひろばクスクス　喜多見 4-33-26　6770-8394

ふかさわおでかけひろば ワークスペースプラス　深沢 4-2-21 1 階　6879-0804

ほっとステイ カムパネルラ経堂　宮坂 3-15-15 2 階　6413-5612

まちもりほっとステイ SUKUSUKU　世田谷 3-1-27　3425-4946

ほっとステイ「ぽっぽ」　上馬 4-12-3 オリービア保育園内　5431-5536

ほっとステイ CIRCUS　駒沢 5-2-7 駒沢わこう保育園内　3702-5380

発達障害相談・療育センター「げんき」　大蔵 2-10-18　5727-2236

子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」　宮坂 3-15-15　3439-8415

産後ケアセンター　桜新町 2-29-6　5426-2900

ママズルーム　下馬 3-10-7 いなみ小児科ビル 1 階　3421-4885

至誠会第二病院　上祖師谷 5-19-1　3300-0366

若者支援施設

メルクマールせたがや (世田谷若者総合支援センター内)　太子堂 4-3-1 (STK ハイツ 5 階)　3414-7867

池之上青少年交流センター「いけせい」　代沢 2-37-18　3413-9504

野毛青少年交流センター「のげ青」　野毛 2-15-19　3702-4587

希望丘青少年交流センター「アップス」　船橋 6-25-1 (希望丘複合施設 3 階)　6304-6915

保 健 所 等

世田谷保健所　世田谷 4-24-1 (城山分庁舎)　5432-2432

世田谷保健所健康企画課 試験検査　世田谷 1-11-18 エムケイアースビル　3706-5211

世田谷保健所生活保健課　世田谷 4-22-33 (区役所第 3 庁舎内)　5432-2927

世田谷区立保健センター（保健医療福祉総合プラザ 2・3 階）　松原 6-37-10　6265-7441

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ　松原 6-37-10　6379-4301

児童相談所

世田谷区児童相談所　松原 6-41-7　6379-0697

児童養護施設

東京育成園　上馬 4-12-3　3421-0041

福音寮　上北沢 3-1-19　3302-5600

社会福祉事業団体

(福)世田谷ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ協会 世田谷ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ　下馬 2-20-14 パーム下馬 1 階　5712-5101

(福)世田谷ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ協会 北沢ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱﾋﾞｭｰﾛｰ　梅丘 1-8-9　3420-2520

(福)世田谷ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ協会 玉川ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱﾋﾞｭｰﾛｰ　玉川 2-1-15　3707-3528

(福)世田谷ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ協会　成城 6-3-10　6411-4007
砧ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱﾋﾞｭｰﾛｰ準備室（成城 6 丁目事務所棟 1 階）

(福)世田谷ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ協会 烏山ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱﾋﾞｭｰﾛｰ　上祖師谷 1-11-14 6909-0333
（アンハイム 1 階）

(福)世田谷区社会福祉協議会　成城 6-3-10　5429-2200

世田谷地域社会福祉協議会事務所　太子堂 2-12-2 (T-one 世田谷ビル 5 階)　3419-2311

北沢地域
社会福祉協議会事務所
北沢 2-11-3　5787-8537
（イサミヤビル 3 階）

玉川地域
社会福祉協議会事務所
等々力 3-4-1　3702-7777
（玉川総合支所 2 階）

砧地域
社会福祉協議会事務所
成城 2-33-15　5727-6101
（成城二丁目事務所棟）

烏山地域
社会福祉協議会事務所
南烏山 5-18-13　5314-1891
（モリッチビル 4 階）

池尻地区事務局
池尻 3-27-21　090-9818-3040
（まちづくりセンター内）

太子堂地区事務局
太子堂 2-17-1　070-3946-9785
（まちづくりセンター内）

若林地区事務局
若林 1-34-2　070-3946-9786
（まちづくりセンター内）

上町地区事務局
世田谷 1-23-5　070-3946-9787
（まちづくりセンター内）

経堂地区事務局
宮坂 1-44-29　070-3946-9788
（まちづくりセンター内）

下馬・野沢地区事務局
下馬 4-13-4　070-3946-9789
（まちづくりセンター内）

上馬地区事務局
上馬 4-10-17　070-3946-9790
（まちづくりセンター内）

梅丘地区事務局
梅丘 1-61-16　070-3946-9791
（まちづくりセンター内）

代沢地区事務局
代沢 5-1-15　070-3946-9792
（まちづくりセンター内）

新代田地区事務局
羽根木 1-6-14　070-3946-9793
（まちづくりセンター内）

北沢地区事務局
北沢 2-8-18　070-3946-9794
（まちづくりセンター内）

松原地区事務局
松原 5-43-28　070-3946-9795
（まちづくりセンター内）

松沢地区事務局
赤堤 5-31-5　090-9818-2907
（まちづくりセンター内）

奥沢地区事務局
奥沢 3-15-7　070-3946-9796
（まちづくりセンター内）

九品仏地区事務局
奥沢 7-35-4　070-3946-9797
（まちづくりセンター内）

等々力地区事務局
等々力 3-4-1　070-3946-9798
（まちづくりセンター内）

上野毛地区事務局
中町 2-33-11　070-3946-9799
（まちづくりセンター内）

用賀地区事務局
用賀 2-29-22　090-9818-3740
（まちづくりセンター内）

二子玉川地区事務局
玉川 4-4-5　080-7738-7699
（まちづくりセンター内）

深沢地区事務局
駒沢 4-33-12　070-3946-9800
（まちづくりセンター内）

祖師谷地区事務局
祖師谷4-1-23　070-3946-9801
（まちづくりセンター内）

成城地区事務局
成城 6-3-10　070-3946-9802
（まちづくりセンター内）

船橋地区事務局
船橋 4-3-2　070-3946-9803
（まちづくりセンター内）

喜多見地区事務局
喜多見5-11-10　070-3946-9804
（まちづくりセンター内）

砧地区事務局
砧 5-8-18　080-9418-7736
（まちづくりセンター内）

上北沢地区事務局
上北沢 4-32-9　090-9818-2773
（まちづくりセンター内）

上祖師谷地区事務局
上祖師谷 2-7-6　070-3946-9805
（まちづくりセンター内）

烏山地区事務局
南烏山 6-2-19　070-3946-9806
（まちづくりセンター内）

世田谷区生活困窮者
自立相談支援センター
「ぷらっとホーム世田谷」
太子堂 4-3-1　5431-5355
（STK ハイツ 3 階）

「ぷらっとホーム
世田谷分室」
太子堂 4-3-2
（DS 三軒茶屋ビル 2 階）

生活福祉資金貸付　3419-2611
住居確保給付金・受験生チャレンジ　6805-2787

世田谷ひきこもり相談窓口
「リンク」
太子堂 4-3-1　5431-5354
（STK ハイツ 3 階）

成年後見センターえみぃ
成城 6-3-10　6411-3950

(福)世田谷区
社会福祉事業団
世田谷 1-23-2　5450-8223

診療所

世田谷区医師会 初期救急診療所	松原 6-37-10 （保健医療福祉総合プラザ 1 階）	5301-0899
世田谷区医師会付属 烏山診療所	南烏山 6-22-14 （烏山総合支所 B1 階）	3308-8229
玉川医師会診療所	中町 2-25-17	5707-6811
世田谷区 口腔衛生センター	松原 6-4-1	3328-5871
世田谷区 歯科保健センター (玉川歯科医師会 会立歯科診療所)	玉川 3-21-2	3708-0226
世田谷区 休日夜間薬局	松原 6-37-10 （保健医療福祉総合プラザ 1 階）	5301-2830
玉川薬局	中町 2-25-15	3704-1214

世田谷区保健福祉総合事業概要

令和５年度版

令和５年９月

発行　世田谷区保健福祉政策部保健福祉政策課

世田谷区世田谷４-２１-２７

電話　03-5432-2292